南紀德川史

第十七冊

南紀德川史第十七册總目錄

南紀德川史卷之百五十八

學制第一

文學一

目次

南紀德川史卷之百五十九

學制第二

文學 二

目次

南紀德川史卷之百六十

學制第三

文學三

目次

南紀徳川史巻之百六十一

學制第四

武術第一

目次

南紀德川史卷之百六十二

學制第五

武術二

目次

南紀德川史卷之百六十三

學制第六

武術三

目次

南紀德川史卷之百六十四

文武學制第七

武術四

目次

南紀德川史卷之百六十五

學制第八

武術五

目次

南紀德川史卷之百六十六

學制第九

武術六

目次

南紀德川史卷之百六十七

學制第十

武術七

目次

南紀徳川史巻之百六十八

城郭邸園誌第一

目次

南紀德川史卷之百六十九

城郭邸園誌第二

目次

南紀德川史卷之百七十

刑法

目次

南紀德川史卷之百五十八

學制第一

臣　堀内信　編

文武學制總言

此篇を編するに當り國初以來世々文武學制の法方啓導の沿革學事の消長等詳述せんと欲すれ共有德公以前には學校なく隨て學制は無論學事奬勵の諭告告文等ある事なし蓋し　國祖以降二三世間は戰國を去る遠からす文運未た開けされは字を讀み事を知るは醫師僧徒の分際と視なし儒者と稱する名もなくして唯儒學をなすを物讀（寬政之比物讀を儒者と改められたり）と唱へ全く醫者と齊しく一種の技藝者に見做し共に制外に立られたる也（後世に至る迄同し）是當時の世態にして諸侯いつれの國と雖も不然はなし（獨り會津の正之公のみ夙に大學校を建られたり）我龍祖は特に右文左武夙に永田善齋は駿河に擧られて紀州へ扈從李眞榮を長崎に徵して侍講を命し其子李梅溪は最も恩眷を得て常に左右に侍す續て那波活所登用せらる各儒俸祿の厚きは殆と有功武臣之右に出其職侍講詞章に止まらす專ら諫爭補弼の任に當らしめ給へり故に名儒交も斯道を以て飽迄献替の誠を盡し言として聽かれさるなし眞に能く儒を用ひ給ふものと云へし　清溪公は李梅溪に學はせられ又新たに荒川景元榊原玄輔の二鴻儒を聘せらる郭朴の世政敎皆躬行實踐を努む故にたとへ不學無術なるも士風凜々忠孝廉耻を崇る後世千百の敎校あるに勝れり爾後文運年を追て開け碩學大家亦世に輩出此時に當て　有德公は新たに國校を興し荒川景元祇

闔南海蔭山元質に主裁を命せらる是本藩學校の設けある嚆矢にして又文武董陶之事願に訓諭あらせられたり則ち此編筆を　同公に創むるゆゑんさす　大慧公は高瀬學山を御信任伊藤冨嶺を辟して優遇最厚し　香巖公は夙に　有德公の御遺跡を御追懐國校再興に御軫念ありしも果され難く初て城中及ひ司農府月並の講書を開始永く定制に立られたり　舜恭公は御繼統後直ちに國校を改築增築剩へ聖堂を新設初て釋奠の禮を擧られ學制敎則試驗及第の法を制置加之醫學館及ひ江戸學校松坂鄕校をも開設總して學政の完備を告けしは全く此御時に在り而して能く儒學を實地之政務に御應用學者初て驥足を展へ器能煥發の奇遇を得たり即ち青池衡猗は御廣敷御用人より江戸學校の督學を兼務堀江平藏は庶士より御側御用人に被擢國政大改革の委任を蒙り儒官山本直衞山本樂所は政府に就任（學官より政府に入りしは此兩人さ儒者白井忠衞あるのみ）仁井田南陽は司農府より　世子之侍講に拜す是皆前後非常之擧にして衆之驚く所さなる本居宣長花岡種賢亦公か知遇に蒙て名益著れたり實に學事に施爲置の洪濃當に偉ならすや　顯龍公御襲世は益平穩一つに該成規を遵奉崔菁之庭嘉永癸丑以來文武奬勵之事盛に物頁安政三辰年江紀に文武館を建設以て大學に擬せられ學制一變大に面目を改む然れさも世況頗りに騷擾時勢日々切迫遂に干戈の事起て文學修むるに暇あらす續て維新に至れる也鳴か世々の大凡を略記し沿革通鑑の便に資す

一前記之如しさ雖も能く文學の眞想を推窮すれは元來武斷之國躰なれは文事を修むる者は自つから柔弱視せらるゝ如く且佶屈聱牙の書を讀得たれは迚今日實地之活用に迂なり學問をなせは務迂病に（今日の辯なり）成らされは頑固偏屈の儒者と成り了らん眼前歴々の有司門閥高祿の士豈に學者ならんや

而かも登用意氣揚々たり抔との氣風行はれて終始學を以て身を立國事に預からんと志す者は甚た稀也官亦學者を遇する　龍祖の時の如くならす　龍祖　舜恭公以外には儒者の祿三百石に至りし者なく職を政務樞要に奉せしものなし（有德公の時大島伴六文學ありて司農大番頭格千石に御任用治績顯著酬吏の間へあり此外諸有司にて文學に志したる者固より不勘共概ね詞章の學に止り別に聞へたる者なし）此如之釣合なること且子弟之輩武術修業の年比となれは專心武藝を修し氣構窮屈なる學問には是進みかたき勢ひなり故に國校に通學及ひ他の教師に就學する者總して讀書明瞭に汲々たる學生は幼童より十六七歲前後四書五經試驗濟迄に止まる該試驗は必す可受ものとの習慣は頗る鞏固也しも爾後履學するを以何の所謂もあらす畢竟明治の今日に照らせは智育躰育全く其時を反せしもの也

一文武學事の記頗る多端錯雜に涉る故に類集分記する事目次の如し武術之記は嘉永三年已後に係り其已前の記なきは由て來る所あるなり且別卷記述上のみにては從來之制度素養の趣味事實之表裏思想を咀嚼すへからす聊か爰に解說布演す本編と參照すへし

武術之事往昔より別に官制の規定なく又奬勵を告諭公文に委ねさりし如し如何んとなれは抑國制に於ける諸士死すれは其後嗣は必す寄合大番小普請の三役に入て無役免と云を課せられ俸祿並免より多く減削せらる父死して收納減し又は負債等あれは忽ち生活に窮迫す故に一日も早く勤仕に有付ん事を熱望して不止是を番入と稱せり身一技一能なく又は放蕩無賴なれは到底番入する事能はすして無限貧賤に沈論人亦齒せす子弟にして若し無藝なれは養子に納るゝ者なく終身父兄之厄介物たるを不免總して藝術あれは出身登用早く彼の弓術本堂通し矢總一賞功之如きは格別にして

到底他之武術は之に不及れとも時に或は武官之棟梁に擧けられ又は君側に撰はれ番士諸吏となれり近世に在ては其活動遲鈍に傾き往昔之如くにはあらさりしも兎に角藝術は出身に有力なる資料たりしには相違なし左れは不敎不令して人々武を勵まさるを不得の組織にして武術奬勵之元素は之に在りしを知るへし

一武術の上に於て往昔は適宜之良法たりしも後世大に弊害を感せしものあり　國初當座は戰國割據の余習秘法密伎之漏泄を懼れ専ら秘密主義（御流儀御主意一子相傳口傳抔といふ）を取り開放進取之法を禁す此制深く人心に固結苟も流派を異にすれはたとへ同藩同術と雖も藝事の沙汰言辭にも出さす他流仕合杯思ひもよらす況や國外廣く名師を求め又は他藩に交際飽迄練磨講究なさんとする者をや唯子々孫々自國に屏居自流をのみ自負尊信して頑益頑なり軍學軍法家あれ共嘉永癸丑亞國渡來に至る迄曾て隊伍練兵之事なく砲術十四家あれ共一つも銃隊訓練之用をなさゝりしは全く秘密主義の結果といはさるを不得漸く嘉永六年秘事の禁を解かれしも時機既に遲し然と雖も練兵之なかりしは獨り前說のみに拘はらす幕府の制度に牽束せられし也元和偃武之後單に內地之治平を謀るの政略たりしを以て諸侯の國もし軍實を擧し練兵等なせは大に嫌疑を蒙る彼の　龍祖か鯨船を操縦海軍演習に擬せられし時の如く又天保十二三年の比　水戸源烈公か千波原に於て甲冑着用追鳥狩を催されしか後日の難となりし如し是等之事追思し來れは唯怪訝の至りと判すへき次第なれとも時に在ての形勢事實は全く斯の有さまにて勢ひ止むを得さりしなり

有德公

當公の御時正德三年六月初て講釋場と稱するを湊御用屋敷明地（昔渡邊若狹守邸後有德公の御住居殿となれり）に創置せられ儒官荒川景元祇園南海蔭山元質をして學事を掌らしめ專ら藩の學術を奬勵あり是本藩學校あるの嚆矢とす爲に子弟皆學に進み敎風大に震ふ然れとも簡易の世繁文を事とせす單に躬行實踐の學を勉めし故か校規敎則の如き文書の傳ふるもの更になし仍て諸書に散見せる處を左に蒐錄せり以て當時學政の方法文武奬勵之切なりしを察知すへし

一家中年若之者共諸稽古出精は相知候事に候學文出精可致候武士たる者の文官にては非常の義可有之候講釋も度々可承孔子の道は万道へ通る事日月の如くに可有之事に候得共片事に心得候者も可有之候哉依て一ヶ月兩度の會日を立置寄合候て軍談物を讀可承候左候はゝ先年の事共善惡相知れ物每に心得にも可相成儀也古戰の蜂起は何樣なる事より起り如何樣の人利運を得如何樣成君國を失ふと能々勘弁可致也万端に心付有て功者にも可成事に候又能き樂にも可成事故申付候朝四つ時より晩七つ時迄寄合可申候腹中透不申迄に輕き支度互に相出可申候馳走ヶ間敷事は決て無用に可致候折々書籍をは可見義也尤如何樣の草紙にても一通可見万事に行渡る事にて歌人乍居名所を知るの心也

一學問諸稽古は氣根利根黃金とて右三根不揃時は不成と云然れ共我か好く事には無用の事にても氣根出退屈もなく片事に出精日を暮す者あり然は人不氣根と云は無きものと見へたり同樂をして年中食事計致し居我は病身成とてふら〳〵月日を空く送る事は寔に無勿躰事なり暖に着て榮花を樂

み何に屑と言事もなき者は天罰不知の人外と云もの也夫共誠の病身は是非もなき事也

一家中年若の者學文を先として其次に稽古を致能可心得候次に禪學をも可致此事は如何となれは藝事の奥義は佛道に見へたり是は安心決定心迷はぬためと見へたり稽古斗り專に致す時は年若の者血氣に斗り成て却て危き事も可有故悟りをも入候事と見へたり併し禪學も餘り出精過ては佛道に斗り落出家同前にて却て不宜間大躰に可致事也佛學は万事に付て堪忍の所に當へき事なり平日心得肝要なるへし

一諸人万藝を習ふに物覺無之と云元來目明けは万に心移り油斷有故の事なり既に盲目の物を習ひ覺ゆる事は目の不見得故心落付一心を以覺ゆる故の事なるへし心落付膓心なく出精候はゝ万藝不成と言事なかるへし夫々の職分無能無藝と云は有間敷事也鍛練有度ものなり

一師範の事

學　文	算　術	躾	軍　學	劔　術	居　合
和　ら	弓	馬	鑓	鉄　炮	繩
手裏劔	鏈　鎌	棒	長　刀	大　筒	書　札
職　元	裝束付	儒　者			

右之通師範之者致出精無斷絶様銘々相傳可致候

外に能天文歌學連歌碁將棊也是等餘力を以可致義也慰にも可成義にて世の中に可有業なれは敢て不可捨なり

右師範の者共幷諸役人共に諸人に被用に付て銘々奇量ある事と心得上見ぬ鷲の心にて人を足下に見下し勤る時は威勢斗能く見へ主人の爲不成事也悪敷事折々可出義也忠義第一に思はゝ辛勞して勤め或は人を可導勤役中は万事に氣詰り勤勞有る事は自分とても定れる義と心得候事なり（已上御自著政事鏡）

一人として銘々家業職分は行ふへき筈の事也殊に不知者には可教事也可教所以は第一の學文なり文を以て天下國家を治るものなれは文は万道に通るもの也氣力能て習覺ゆるものは鬼に金棒と云へし氣根うすきか又は身過きにひまなきものか至極には不到とも少しは心掛覺へき事也

一學文は孔子の道斗にも不限數の書籍を見るへし其上繪草紙類迄一見すへし是等も能き學文と存する也片事に孔子の道斗學ふ時は自然と究屈になり片住心の者も有之學文無きものにも劣り人の爲にも不成彼等は獨學とも言へし師範の者は格別の事也總て學文いたす者一心の愼第一なり他人の不知者には可教自慢せす人を嘲る事有間敷なり（以上御自著政事草）

一湊御屋敷（昔渡邊若狹守邸）を學問所に被仰付講堂と稱し蔭山源七祇園與一等講書之節聽衆百七八十人紀州學術の盛なる諸國無双なるとの事（享保南志補）

一講堂を始て被仰出夫より儒者中講釋に出候御明君の思召にて始候也（明德秘書）

一書に曰く一とせ參觀し給ふとて封内に殘れる藩士の子弟等に文學を講習し行を勵むへき由を示され學問所なとをも建られけれは人々感嘆せさるなし其比藩士に仰下されし諭書あり汝等文藝を怠るまし文學は身を飾る具にあらす悉くに平日の行事に引かけて學ふへし喪祭も古禮をのみよしとすへからす今の事宜を斟酌すへし抔御教訓ともなりき

一稽古之儀兼て申通小兵組討等大兵には及間敷候間飛道具重々稽古致す様申付候得共片事に心得候ては違事也是は差當て當座の理也總て手跡其外万藝共に無懈怠致出精候はゝ何義に不寄手練之上には自然と妙も可有事なり武藝勿論の事也妙ある時大兵にも自由可勝事也畢竟家中の者共出精之爲に申事也小兵にても知惠有て藝事勝れたる所有時は大兵にも可勝事目前也負を取る事万藝共不到所有る故之事也窮鼠却て猫を嚙と云事あり又仕込の能き鷹を可見鶴を取の妙あり少も曲尺合違（カネアイ）ふ時ははしにて一突に殺さるゝなり鳥類にても夫々の業至て爲勝所ある故之事也人は唯大兵小兵の違斗なり大兵に不叶事は藝事不熟力は勿論不及故之事也（御自著政事鏡）

一勝手役人に不申付者は諸藝事師範之者相加可申候勝手役人は日勤故稽古所欠席にては門弟共次第に進み無之自然と懈怠すへし又一家中を引立る事なれは大忠義也依ては一ヶ年二度は帷子幕には紋付遣候はゝ別て出精指南する時は弟子の内に上手も數多出る時は當家の爲なるへし大勢の家中へ誠に大義の事なり彌宜き師範にも候はゝ加增等可遣事なり

一家中の者共諸藝事出精一ヶ年一度つゝ不殘上覽可申付候尤二三男共に出精可致義也其餘の遊藝等は勝手次第可爲候尤國元にて申付る事なり（已上御自著政事草）

一武藝御覽等片時も無御延引諸人と共に御勤被遊武藝御稽古等に御精入て御酒宴御遊興之暇の懸り候事は少しも無之を見奉り候（明德秘書）

香巖公文學奨勵數條

香巖公

當公文武の道いつれも御堪能其內文學は特に御長所の如くにして西條藩にあらせられし節は細井

平洲に御就學每月三八の日には平洲出殿經書之講釋ありて藩士の面々頭役以下末々迄聽聞を命せらる素讀は川嶋幸次郎をして藩士子弟の敎授を掌らしめ給へり又水戸家より大日本史を御借用近侍且藩士の子弟等へ書寫を命せられ御親ら御讀合校合も遊され御結髮の間にも侍臣を御相手に御校合ありしと或は昵近の兒女へ素讀を授け給ひて予は師匠をするは抔御戲言ありし共いへり固より詩文の御作も尠からすされは本藩御繼承之首に文學督勵之令を發せられ翌年御入國の際直ちに湊の講堂に臨ませられ　有德公の遺跡を御追懷頻りに學政再興の事に御焦慮ありて取あへす其年七月より城中講筵之事を創させらる（此事永く定制となり維新前迄江紀共行はれたり）又會計吏の如きは繁劇常に算盤を取て錙銖を事とし自つから道義に疎遠なるへしとて評定所（江戸は御勘定所）講釋をも開始し給ふ亦永く定制と成れり武術の事いふ迄もなく總して此公は文飾辭令よりは身を以て率ゆるを先とし給ふの御風采にて敢て規程檢束の御設けなく意表言外の間に士心を收攬せらるゝ事御天性に出させ給へは衆擧て我を忘れ自から奮勵不知不識德化に薰陶せられしものゝ如く故に亦校則章程等の遺文ある事なし暫く御世記其他散見之ものを抄錄して御一世文武御施政之如何んを示す

安永四未年四月廿八日被仰出

一諸士子共其外共學問軍學之儀兼て心掛可罷在候得共猶無怠慢心掛させ候樣諸頭役へ申聞組支配へ申聞候樣儒者軍學指南之者共へも彌精出相勵せ候樣可仕候

一安明遺事に曰く安永五年六月於會所每月三日つゝ講釋被仰付末々迄も罷出聽聞仕候筈九時より初候に付夫迄に御用片付候筈被仰出廿六日より孔子家語講釋初り儒者繰廻し相勤

安永五申年七月被仰出

一來る九日より毎月於御城中之間左之日割に講釋被仰付候間當番非番之面々聽聞可致末々迄も望之者罷出聽聞致候樣

三　日	伊藤才藏	九　日	坂井忠次郎
十三日	祇園餘一	十九日	太田七三郎
廿三日	木村任助	廿三日	坂井謙之助

一續言行錄に曰く御相續以來儒者へ被　仰付中之間にて四書の講釋御座候て御家中之面々聽聞被仰付候　上にも御出被遊候に付儒生も一際文學相勵み申候

瑞德記に曰く安永五申年御城中之間に於て講釋始る論語孟子韓非子鹽鉄論等の書御一代之間に大旨卒業す武夫の子弟學問精勵之者あれは御褒美被下置儒業家にあらされ共學問料を被下候事は予か獵書生たりしより始る

一堀内家筆記に曰く諸士幷子供にも被仰達候は武藝は家業の事に候へは申迄は無之銘々精出申にて可有之候文學をも心掛候樣被仰出江戸にては中之間にて二七の日儒者共に四書孝經五經等の講釋被　仰付何役に不限閑暇の者は罷出講釋承り候樣初め被遊候奥にては如來先生被爲呼講釋御聞被遊御會讀も有之由

一又曰く安永五年申の秋湊の講堂へ被爲成　有德院樣之御舊跡を被爲尋歲月久敷荒廢せしを御歎息あり既に此時學校御再興の思召被爲在儒者を召て昔年祇南海學頭にて講筵を開き文物盛なりし事

を聞召及せ給ひ往々學校御造營被遊度旨御意也其節講釋場番人小三郎と云老人御門内に蹲踞仕りたるを御覽有て御尋させ其方年來此内に住居致定て耳に留たる事もあらは可申上との御事老人御答申上候は愚なる故何も得承及不申と申上る御笑被遊汝は勸學院の雀てなきかと御戲歸御被遊候此時講堂樓門に上らせられ館柳を御覽して此柳は御先代の栽させ給ふ處舊年之遺愛宜しく培養すへしと仰ありし由享保の度京都六角堂の柳を移し植させられしと記せり

一嘗て松江邊へ御微行ありしに村民岡より　君公たるを知らされは頗る不遜麁言の事ありて風儀宜しからさる邊ありしを以て奥詰儒官なる坂井好古祇園衙濂山本惟恭等に命し微行論を草せしめ給ふいつれも御德を漢祖唐宗に比して賞賛したるに衙濂獨り微行は人主にあるへからすの義を立論頗る諫疏の意を偶しけれは　公大に御嘉納深く戒しめ給ふよし仰せけるとなり

一或御召の御馬口むつかしかりしを能召したりしを笠井老右衛門深く感して其子德次郎に其召方を心掛け乘立すへしと敎へたりと御召被遣候に御手も御鐙も少しも動かす御馬の足並のよき事は誰も及ふものなしと也御劍術は　大慧院樣思召にて一刀齋の末葉伊藤平三郎（御旗本）を召て御稽古被遊平三郎沒したる後其子龜井内記（家法に劍法上達せされは伊藤を名乘りかたしと云）を御世話被遊藝術御取立被遊候と也

一安明遺事に曰く御儉素に御似けなく御馬數はいと多く候ひて御側近く侍る人々にも其道を強させ玉ひしかは自から達者の人も多く出來し又御戲に棒乘りといふ事を初させ給ひおこといふ棒を二人して肩に置それに打跨りて縱横周旋するに落さる程に鍛練すれは必す落馬はさせる物そとて木馬の如く人々物しけれは極て其益多かりしとそ其庭口へはたか馬を繫き置せ給ひて御左右の人々

をして遙かこなたより走りかゝりて後ろさまに飛ひのらせ給ふに初の程は危む心起りてかたかり
しか後には十度にして九度はのり得るに至りしと
一瑞德記に曰く有馬吉藏或時高石垣下を通りたる處折節石垣臺御歩行之時にて吉藏の名を御呼ひ被
遊吉藏其一兩日以前結構被仰付候しか無邪氣者なれは蹲踞仕りなから今般結構被仰付難有仕合奉
存候と直に御禮申上候と也吉藏は其頃の荒馬のりにて古風殘りたる士也
一安明遺事に常に郊外へ渡御歸御の折節には遽に御一騎にて乘切らせ給ふに御供の人々多くは三十
丁四十丁程にて後れ城門に至らせ給ふ比は僅に二人三人ならては續き奉らす或時加太浦へ乘切ら
せ給ふに扈從の人々多くは半途にて疲れしに勝野甚之進のみ御往來共に隨ひ奉りけるとそその比
の達足人にてありし御延氣先より藝術の場へ不時に御成之時は御挾箱より小倉織の御馬乘袴御出
させ御股引の上に直に召させ給ひしとそ
一勝野甚之進新何某その頃の妙手にて殊に御覽へもめてたき人々なり或時松江の丁打場へ御成まし
〳〵諸流達者の人々を召給ひしか三百餘人に及ひぬ此人々ゑして拾錢筒の並ひ打させたまひはて
は御近習の人々にも命せられて打せ給ひし又或時野呂彥助三寸角千打の時星詰の的御覽せらるへ
しとて二枚差上しに一枚は御慰に御左右へ御置き一枚は家珍にせよとて下し置れしと
瑞德記に小十人衆矢來筒と云早込は　南龍院樣思召にて出來御鉄炮役勝野宇治田の家の秘事也御
鷹野御供先にて鹿鳥を小十人中へ打留被仰付之所　御前にての事ゆへ常の業よりは劣りて誰も打
損ひ皆々恐入る事とそ或時御鷹野の折北島御殿へ被爲入歸御の筋道の邊りなる畑井戶の竿に鴉の

こまりたるを御手筒を被召御手つから御發し被遊しに中らすして鵜は悠々と飛去たれは御笑ひ被遊誰しも御覽にはあたらぬはと被仰候よしヶ様の御戲にも能く人情を酌せ給ひしと

一一藝ある者は輕き者にても御覺へさせられ候その比博勞孫市と申馬乘ありしか借馬を業とする傍には諸家の手馬の爪髮を業とせり一歲追廻し馬場にて諸士子弟乘馬御覽之節孫市馬場に出居りしを兼て御聞及のものなれは御慰に乘馬を被仰付業を試み候樣との御事にて孫市荒馬乘して御笑覽に入奉る其後福田儀右衞門闕所地（宇治御厩前）を孫市に被下置帶刀御免ありしと

一安明遺事に近侍の人々に仰て常に騎射武射打毬なんとしは〳〵御好みありし程にはては皆鍛練しけるを麾下の士の御館に親しく祗候せる人々に見せ給ふとてこたひは草鹿を仰されぬ

一麟德記に一歲有田郡湯淺の庄の馬上の達者共を御召あつて砂の丸の馬場にて驅馬御覽ありしかは大に難有かり彌出精せしかは拔群の者多く出來しとなり

驅馬は馬祭りといひて昔より每歲秋九月村々に執行し廣湯淺の二鄕は最盛なり一村に一騎つゝ乘馬を調立て皆駿足なり祭月の前數十日の間養ひを强くして各相競ふ事をなすその驅馬の捷事宛も疾風電火の如く騎馬の者各花やかなる鎧を着し神輿に從ふ馬物の具の壯麗人の目を驚すといふ

舜恭公 講堂改築 聖堂新築

舜恭公

當公御襲封の翌年寬政二年十月初て御入國首に湊講堂御巡視其衰敗を被爲慨直ちに改修增築聖堂新設を被命山本爲之進東籬を督學に御撰擧（督學の職是に始る）規書を綜理せしめらる翌三年二月建築落成校を

學習館と命名親書の扁額を賜ひ同月下丁の日を卜定親臨あつて開業釋菜の典を擧させられ其典儀概ね東都聖堂の制に被爲倣隨て丕に學政を振策學習館規則を制定醫學館を創立同五年には江戸邸學校明教館を建設文化元年松坂郷校を置かせらるゝ等總して文學の奬勵學制の完成此時に在て隆盛なり又能く儒門學士を樞要の職に拔擢其才學を國務の實際に應用せしめ給ふ即ち菊池衡岳仁井田好古は内外の參政に補し堀江政長は執政に參し國政改革に任し山本惟孝(樂所)は樞府の椽となる此輩皆當時篤學宏才の譽れあり彼の有名なる本居宣長華岡隨賢の如き夙に徴辟野に遺賢なからしめ給へり又嘗て百武丈右衛門初に禮儀類典五百十巻の新寫を命せられ或は仁井田好古を總裁とし紀伊國續風土記新撰の大著を命す(續風土記は後三十三年を過き天保十三年に至て大成さ雖も　公御退隱後尚深く御配慮完成さ云)御自から亦秘鑑叙族式の御撰ありて御自作詩文亦不尠　公か文學に盡させらるゝ大略如斯にして釋典御親祭を初め寛政の學制は慶應の末年迄凡七十有餘年間歷世御遵奉被爲在たり

春秋釋奠祭儀

掛幅の順次

聖像

左配　顏子　曾子

右配　子思　孟子

從祀左の方　十哲　(但子淵を左配に列す子張を此次に加ふ)

同　右の方　程子　朱子

饌物

聖像

幣

簠　洗米　菜

簋　胡麻餅二　白餅三

豆　鳥肉五　魚肉五　鯔子（カラスミ）五

籩　菓三種　梨子五　葡萄五　干栗五

瓶　玄酒　清酒

土器

左配

簠　胡麻餅三　白餅二　洗米　菜

豆　鳥肉一　魚肉一　鯔子三　菓三種（葉蘭隔 梨子二　葡萄二　干栗二）

簠　同前

豆　同前

瓶　玄酒　清酒

土器

右配

左配に同し

從祀左之方

三方奉書敷　胡麻餅五　白餅五　洗米

三方同　鳥肉三　魚肉三　鰮子五　菓二種同同前各三

瓶　玄酒　清酒

土器

從祀右之方

三方同上洗米

三方同　魚肉四

瓶　玄酒　清酒

土器

春季の供物は梨子を蜜柑に葡萄を串柿に改む菓團は三寸五分に切り菜は一寸五分に切る

儒官配役

主薦役一人　督學

左配薦役一人　講官

右配薦役一人　同

陪薦役　一人　同

迎送者　一人　通官
掌儀　一人　同
祝　一人　同
以上布衣著
弈者　四人　授讀
引者　一人　同
傳供者　三人　同
帳羅役　二人　同
書閣者　一人　同
兼杯者
文臺者　一人　同
兼盤者
以上素袍著

藩主獻備
太刀　馬代
藩士獻備
家老以下頭役以上各等級を立上金す

祭日服穢の者門内に入るを禁す

薦幣式

諸執役列座定まる是より前亂聲

一掌儀立て床前へ進み北面半跪神室を伺ひ上香して席に復

一掌儀迎神と唱迎送者事畢席に復

一掌儀褰帳揭簾と唱帳簾役帳簾を褰け捲て下に跪

一掌儀掛幅と唱帳簾役事畢て席に復

一藩主進て上香拜して席に復

一掌儀進て主薦役の右に出半跪献幣と唱席に復

一掌儀祝進と唱祝進て室の外に南嚮して坐す

一掌儀齊者と唱齊者進て室に入事を俟つ

一掌儀上香と唱引者事畢て席に復主薦役手を洗ひ床前に進む

一掌儀捧幣と唱齊者幣篚を持出て祝に傳ふ 祝之を受け 主薦役に授け 席に復主薦献幣畢て東向して跪

一掌儀讀幣詞と唱迎送者事畢て席に復

一掌儀奏樂と唱五常樂を奏す 主薦役香案前に至り拜し席に復

一掌儀下幣と唱祝下幣事畢て席に復

一掌儀進て主薦役の右に出て半跪奠供と唱席に復

一掌儀入厨と唱祝進て厨に入祭具を閲し外より席に復

一掌儀傳供者と唱

一掌儀上香と唱引者事畢て席に復主薦役事畢て席に復

一掌儀左配薦と唱

一掌儀上香と唱左配薦事畢て席に復

一掌儀右配薦と唱右配薦事畢て席に復

一掌儀從祀薦と唱陪薦役事畢て席に復

一掌儀主薦役の右に出半跪献酒と唱席に復

一掌儀上香と唱引者事畢て席に復主薦役進て酒を献し床より下り東向して跪

一掌儀止樂と唱樂止

一掌儀讀献酒詞と唱迎送者事畢て席に復主薦役香案の前に跪

一掌儀讀祝と唱祝進て祝詞を讀む諸執役俯し聽き拜す

一掌儀奏樂と唱五常樂を奏す祝事畢て席に復主薦役席に復

一掌儀左配分献と唱

一掌儀上香と唱引者事畢て席に復左配薦役事畢て席に復

一掌儀右配分献と唱右配薦役事畢て席に復

一掌儀從祀配分獻と唱

一掌儀上香と唱引者事畢て席に復陪薦役事畢て席に復

一掌儀止樂と唱樂止

一掌儀進て主薦役の右に出半跪飲福受胙と唱主薦役香案の前に跪

一掌儀祝進と唱祝進て主薦役の右（一本左）に坐し主薦役に對す

一掌儀杯者と唱杯者事畢て室に入

一掌儀盤者と唱盤者事畢て室に入主薦役席に復祝亦席に復

一掌儀主薦役の右に出て半跪徹供と唱

一掌儀上香と唱引者事畢て席に復主薦者香案の前に跪

一掌儀讀祝詞と唱迎送者事畢て席に復

一掌儀奏樂と唱還城樂を奏す

主薦役事畢て席に復

一掌儀徹左配薦と唱

一掌儀上香と唱引者事畢て席に復左配薦事畢て席に復

一掌儀徹右配薦と唱右配薦事畢て席に復

一掌儀徹從祀薦と唱陪薦役事畢て席に復

一掌儀徹祝詞と唱祝祝詞を徹し室に入又出て香案の側に坐す主薦役進て幣篚を祝に傳ふ祝受て齊

者に授く齊者室に入主薦役席に復祝亦席に復

齊者傳供者外より席に復

一掌儀藏幅と唱帳簾役事畢て下に跪

一掌儀下簾と唱帳簾役事畢て席に復

一掌儀止樂と唱樂止

一掌儀上香と唱へ引者事畢て席に復

一掌儀主薦役の右に出半跪講書と唱席に復書閣者書閣を設席に復主薦役（論語學而篇首章）講畢て席に復書閣者書閣を徹し室に入外より室に復

一掌儀上香と唱引者事畢て席に復

一掌儀讀詩と唱文臺者文臺を設席に復陪薦役（儒官一同の獻詩）讀畢て席に復文臺者文臺を徹し室に入外より席に復

一掌儀進て上香席に復

一掌儀送神と唱迎送者事畢て席に復

一掌儀垂帳と唱帳簾役事畢て席に復

一掌儀奏樂と唱（長慶子を奏す）

一掌儀禮畢と唱

諸執役席を以て退而後掌儀退樂人退

祝詞

維年號何年干支季何月干支朔越干支奉　命敬釋奠于

大成至聖文宣王惟

王德配天地道冠古今刪述六經垂憲万世

謹以淸酌潔粢嘉殽時物祇率舊章式陳明

薦以

兗國復聖公

郕國宗聖公

沂國述聖公

鄒國亞聖公配且以

費公閔子

鄆公冉子

薛公冉子

齊公宰子

黎公端木子

徐公冉子

衞公仲子

吳公言子
魏公卜子
陳公顓孫子及
程純公
朱文公從祀倘

饗

迎神詞
大哉孔聖道德尊崇維持王化斯民是宗
典祀有時物薄誠隆維神茲至於明聖容

幣詞
有生民來誰底其盛維王神明度越前聖
粢帛俱成禮容斯稱黍稷非馨維神之聽

獻酒詞
大哉聖師天實生德立學以宗時祀無斁(清酤維馨)一本ナシ
清酤維馨有旅殺核薦羞神明庶幾來格

徹詞
壺尊在前豆籩在列以享以薦既芬既潔

禮成樂備人和神悦祭則受福率遵無越

送神詞

有嚴學宮邦人攸崇恪恭祀事威儀雍々

歆茲維馨神馭還復明禋斯畢咸膺多福

一諸執跪著席の前一人つゝ順次に正面に出て聖像を拜し而る後著席す行禮中聖前を過る時は必す拜す但聖像に向ふに及はす藩主の前を過る時は必す中跪す　但藩主に向ふに及はす

右の外掛幅藏幅の二幅は其傳を失ふを以て缺く

一寛政四子年十月十五日於講堂は左之通雅名を可稱旨被　仰出

儒者頭取を　督學

儒者講釋勤を　講官

會讀勤を　通官

教授を　授讀

認物勤を　筆記

御書物肝煮を　司書

講堂の儀も學校と唱候筈

一明治三年年二月十一日於學校畧式釋菜執行之處從來の制を略し聖像而已相祭御親拜の節は元會計知局事元公用人列席衣服は一統半袴着揃六つ半時同校服穢改之筈と學校參事より家令所へ上申す

釋奠座位

此圖ハ曾テ文部省ヘ提出シタルモノナリ故ニ敬語ヲ省ク

略圖

左配
聖像
右配
從祀
從祀
帳簾
香爐
神厨
祝文
書閣
文室
藩主
側用取次
用人
家老
城代以下
重役
迎送者
祝
掌儀
引者
樂人
徒日付
徒日付

學習館全圖

學習館規則

學習館規則幷序

夫人、有五常之性、以爲萬物之靈、苟飽食煖衣逸居、而無敎則近於禽獸。先王有憂之、設爲學校、敎以彝倫、使其明諸心修諸身、施於家國天下焉。是以人才衆多。風俗醇厚、而　朝廷之官。鄕遂之職、莫不各得其人矣。此先王學校之敎、所以爲政事之本、而不可一日廢焉者也。其道布在方策。夫子之所祖述憲章、顏曾思孟之所學習傳授、皆是物已、降及後世道遷俗漓、去實而就華、捨本而逐末。所務者記章、所求者名利、孝悌仁義之行、置之度外、而先王立敎之意荒矣、宋興周程張朱諸公、始倡誠正切實之學、以矯浮靡澶漫之習、聖道賴之再晰乎世、元明學官訓法、其說、沿而不革、以至于淸、崇奉極矣。

本邦古昔、學校之敎、一襲漢唐之舊、迨乎　昭代、迺尊信宋學、以爲功令。吾　藩亦列世遵守、弗之或改、德廟在藩、營泮宮于　城北湊汭、造士敎民、文化用闡、後以國用之、故、有司請而毀小之。其地半爲他廨之有。於是邦敎雖存。生徒日寡、加之學風亦渝、非名利則放曠。俗之敗壞將於是乎在、記不云乎、君子欲化民成俗、其必由學乎、我　公承統、弘宣先業、興廢繼絕、寬政二年之冬。至自東都、顧國學而慨之、遂命有司、新作學宮、增其式廓、至明年輪奐告成、殿堂序室、百爾具備、扁曰學習館、唯門塾府庫、仍舊貫而加修、越二月下丁。奉　命釋奠于先聖、配以四賢、從以十哲及程朱二公、其禮、斟酌東都釋奠之儀而成之、蓋肇禋也。

公親臨拜焉、爾後、春秋二仲常行之、　公在國則　臨之、不則使卿老攝（之）[一本衍]、以爲永制、若乃學政所創、策問以試諸生、判事以試衆士、每季月課館中詩文、其餘皆率由而潤色之。敎則三綱九法、講則四書五

經。會業則兼及他經子史有用之書。使夫人務修實德而不鶩於虛文。可以理於居家。可以施於有政也。乃庶乎不差先王立教之意。而於我　公興學之　盛心。其亦可以有稱矣。夫館中諸職。有督學。有講官。有通官授讀司書筆記。以至胥徒。或增舊或新置。而尙學內令總管之。學監三人。更掌鑒察之事云。

規則十條

一學所以明人倫也。修己治人之外。無復他道。二者宋學盡之矣。故　封初以來。遵守　公制。學官所講。以宋注爲主。不許雜他說。歷世奉以周旋。不敢失墜。今因以爲永規。若乃訓詁之末。不關大義則出入取捨可也。切勿阿所好。回護掩短。

一博文約禮。儒者要務。非博文無以致其知。非約禮無以底其行。故學者當博讀有用之書。然後約而行諸己也。推諸家國天下左右宜之。若夫專讀小學近思錄等書。謂宋學在是者。不取焉。

一古之學者爲己。其終至於成物。今之學者爲人。其終至於喪己。學者當以德義爲務。無爲名利所誘。以此自修。以此教人。吾儒之事畢矣。

一講官之職。午而入。盡申而退。有會業則涖之。察諸生之能否勤惰。通官有所不通者。助而辨之。其講經宜意義明白。使人可舉而行之。無論修身齊家之事。凡係吏術政體者。當委曲開諭。如宋胡瑗。湖學有經義治事二齋。方可謂之有用之學矣。

一通官之職。午而入。申而退。其會業須詳明。訓詁。一字不苟。疑則闕之質諸講官。審然後告之。勿鹵莽讀過。且傳不習。方問難之時。宜平心通辨。歸乎至當而止。如彼之言是則屈而從之。不可憚改。且持己拒人。唯虛以盡問。切々偲々。務在長育人才可也。

一授讀之職。辰而入午而退。其授書。須正句讀審音義訓點。紕繆從而訂之。諄々循々。不競不急。務使蒙生能記而不忘。童習之誤。施于白首。宜謹嚴勿忽。

一筆記之職。午而入盡申而退。受諸生之刺。即登簿。不可後先亂序。及混淆位次。誤書名氏。月終則加考覈。淨寫之。併諸官輪當之數。以上于尙學內令。

一講官以下。及其子弟。每月詩一章。每季文一篇。以課其業。集以上于尙學。如有疾病事故。不能成者。各言其由。皆不得過期。詩則以漢魏盛唐爲宗。貴在温厚和平不要浮華。文則以韓柳爲法。取達意貫道。而不專於修辭。庶乎不戾古人務實之旨矣。

一講官以下門生。有學行可共國用者。以名上于尙學。然後試以策問判事。而判事雖衆士及庶人在官者。以請則亦得與焉。

一凡在館之士。平居正心修身。強學不息。勤職不怠。其動也禮讓。其交也忠信。德業相勸。過失相規。無妒心無爭氣。唯理是從。和而不同。尤戒面從後言。相率赴敦實之地。以範人民。維風俗爲己責。愼勿口行相反。以遺斯道之羞哉。

寬政五年癸丑秋八月督學山本維恭　奉　命謹撰

一寬政十二申年學文奬勵之事被　仰出たれ共全文缺逸不詳

學問御試規則

享和三亥九月御家老より學校掛御用人へ達

一於學校辨書策問等被　仰付學力御試有之候得共未文化不被行御試に罷出候內より御役儀等被　仰

付候程之者も無之に付江戶表於聖堂學問御試之振を以取計彌學問相勵候樣虛名に不相成樣に申見可相調との御事に付聖堂之御振合を以て相調伺之上左之通御定被遊候事　但江戶表にても同斷

學校御定書へ補入

一策問判事辨書年々一度充相試候御定候處今般江戶聖堂規則に被准三四年に一度充御試有之筈に御改正被爲在候事

但命題にて四季文章幷詩作之儀は是迄之通候事

一學問御試之定

一初場　小學 本注

右二條辨書可認事

一經科　四書 集注　易經 本義　書經 蔡傳　詩經 集傳
　　　　春秋 胡傳　禮記 陳注　周禮 鄭注　儀禮 同

但正續儀禮經傳通解にて御試受可申心掛之者は其段可書出事

右四書は二條辨書可認之七經は一經之內にて二條たるへし二經以上兼候者は一經にて二條たりとも又一經にて一條充二經にて二條なりとも不苦候若餘力有之候においては數經認候共可任其意候尤四書一日七經一日と御試兩日に有之候事

「易本義は專卜筮を說程傳は專義理を說有之窮理の爲には本義可然候得共實用之爲には程傳甚切要に付本文書目も程傳に相成候樣仕度旨督學申出候得共聖堂御規則に准候御定に付難直御

定を狂せ候ては猶又面々了簡を申立候樣相成入混可申に付御定は居置本義程傳相並用候樣申聞　同年十一月」

一史科　左傳國語　史記　前漢書　後漢書　通鑑綱目

但涑水通鑑幷三國以下之正史等御試受可申心掛之者は其段可書出事

右左傳國語は二部之內にて和解一條問目之答一條可認之史記以下は一部之內にて和解一條問目之答一條たるへし尤二部以上兼候者は一部にて二條たりとも又一部にて一條充二部にて二條に成り候とも不苦候若餘力有之候はゝ經科之赴に準可申事

一文科　論　策

右一題一首充可認之事

一策問は學力實用を御試の爲に候得は時務之儀に付別段に俗文之策一通り御試可有之候是迄の如く有用之心得を以和漢之故事相交へ文体に不拘銘々存込候處相分候樣相認可申事

一策問判事學校勤之輩之弟子幷御目見以上に不限御奉公相勤候者は相試候御定に候得共今般御改正有之辨書策問等御試は御目見以上は當主幷子弟共御目見以下は當主幷家名相續可致男子計御試有之其餘は御試には不罷出候事

「本條御定に候得共以下文化四年卯三月廿二日左の如く改正す

向後部屋住たりとも御試有之候事」

一學館中之諸生も是迄之通御試に罷出候事

授讀助なとに罷出候者も御試可受儀に付其段相心得候樣學校掛御用人へ口上にて申聞 文化四年三月廿二日

於學校取計方

一御試有之節は前年に來春學問御試有之間可罷出者は何月幾日迄に短冊可差出旨御年寄より掛り御用人へ相達夫より諸向へ可相達事

短冊書樣

經書科仕候	誰組或は御役名或は格式 誰
歷史科仕候或は不仕候	誰總領或は二男弟 誰
文章科不仕候或は仕候	誰悴或は厄介 誰

一短冊頭支配より差出候はゝ掛り御用人より督學へ相渡書記役に格式之次第に應し帳面に相認させ置掛り御用人へ帳面可差出事　御用人より御年寄へ可差出事

一辨書文論策共一科充別日に御試有之但人數多候得は一科を二日に分ち御試可有之人數少の節は二科一日にも御試有之事

一組支配有之面々は配下と別日に御試可有之人數少候はゝ一日にも御試可有之尤別席たるへき事

但一日に候共篇章問目は配下と題篇を別に可出事

一御試可有之辨書文論策三題問前廣督學初講官寄合相定封印物にて掛り御用人へ可差出事

御用人より御側御用人へ封之儘可差出事

一當朝御年寄より封印物にて問目掛り御用人へ相渡督學初立合致開封大文字に學校へ可張出事

一當日掛り御用人幷督學初學校御目付出席之事　學校掛御年寄も出席候事

一辰刻より黃昏を限り執燭禁止之事　終日出來兼輩は退散致させ候事

一御試有之日は稽古相止候儀是迄之通に候事

一頭役以上子弟共一席　御目見以上子弟共一席以下役悴とも一席之事

附紙　此席分會讀之節之席分に可隨

一辨書文策等同科は何人にても同所にて尤格式に寄席を分認させ候事

一辨書等出來候得は銘々封候て出席之御用人へ差出揃候はゝ御用人封切候て書記役へ相渡し判斷之者へ秘し帳面へ格式之順に不拘記させ（姓名は省）銘々差出候姓名有之書付は御用人扣居右書寫候帳面執讀之者讀之督學初銘々書籍を扣居一科之致評議甲乙を帳面に記不殘讀卒甲乙をも記畢て後致復讀甲乙之下へ姓名を可書加事

但經書之方宜出來歷史之方不出來文章宜出來候なとは入合て甲乙可附事

一同科二日三日に御試有之節は初日之辨書等甲乙附候儘にて姓名書記候儀は差扣封置二日目三日目之辨書等甲乙附畢て後初日後日之甲乙附打合致再評入合て之甲乙附可申事

一甲乙九等に分

上の上	上の中	上の下
中の上	中の中	中の下

下の上　　下の中　　下の下

一右帳面御用人より御年寄へ可差出事
一格眼紙筆墨は學校より出候事
　書物は銘々持參但和解致候本なと持參之筋有之は學校御目付差留候事
一學校御書物拜借致度輩へは貸渡辨書等相濟候はゝ即席返納致させ候事
一享和三亥年九月御家老より達諸向へ被　仰出
於學校是迄も策問判事辨書等時々御試有之事候得共江戶於聖堂學問御試之規則に被准向後三四年に一度充於學校學問御試可有之候間經傳注意深切に相辨實用之學精勤致し各御試に罷出候樣心掛可申重役初頭頭役之面々も配下或は子弟學友學文引立之爲旁御試に罷出候樣可被致候此旨兼て向々へ可被相達候
　御目見以上は當主幷子弟共　御目見以下は當主幷家名相續可致悴計罷出其外は罷出に不及事
一策問之儀は學力實用之處御試之爲に時務之儀に付別段俗文之策一通り御試可有之候是迄之通有用之心得を以和漢之古事打交俗文にて相認可申事
　但對策之心得にて認候儀には候得共文体に不拘銘々存込候處認取可申事
一御試之科目別紙之通に候事
一御試有之節は其時々相觸候間可罷出輩は前廣に短冊可差出事
一支配有之輩は配下と別日に御試可有之事

但配下と同口之儀も可有之尤相分ち御試有之事

右諸向へ相達候樣學校掛御用人へ相達科目幷短冊書法相渡向寄々にて寫取上候樣にと申聞

一享和三亥九月御家老より學校掛御用人を以儒者へ達

御家中之面々學問之儀學校御再建以來辨書策問等被　仰付漸々相進候向も有之候得共一廉御役人向なと可被　仰付程之學力之向も少く未　思召の如く文化行れす候付猶又今般江戸聖堂之御振に被准人材御試等之式御改正被遊候御事に候條此上彌於學校人材教育いたし實用之學文心掛御深意に相叶候樣益諸生を懇篤に導き人材を育し御試に罷出候者之内より御役人向へ撰擧せられ候樣にも相成一統存込厚相勵候樣勸學之儀精々心掛辨書對策等之甲乙判斷之儀も深切に可致考訂候

右之趣密々可申聞との御內意に候

策問等之題も本行之含を以相調可差出事

一御試に罷出候者甲乙を以御役附幷御褒美等之御規則被爲立有之候得共御經濟之模樣に寄遲速は勿論其者故障等有之御褒賞御沙汰不被爲及儀も可有之此段館中にても兼て心得可有之事

御試可有之前年に可相達趣　創定年月不詳

來春於學校學問御試可有之候間可罷出輩は何月幾日迄に短冊可差出事

支配有之輩共に同日迄に可指出事

一御試日限時刻は追て可相達事

一書物持來之儀は心次第但和解致し候書は無用之事

右掛り御用人より相達但二度目よりは去る何年之通り相心得候樣初てにて不案内之輩は學校にて
承合候樣相達之

御褒賞之次第　創定年月日不詳

一御試に罷出候者は材器可成之筋にても甲乙に隨ひ何れ學問勵に成候樣

御役替

上は　小普請之類は御役附　無足は御褒美　卷物代貳百疋或は御かれ

中は　御役替御役附之內上より劣被仰付　無足は御褒美上より劣被下

下は　御褒美

下々は御沙汰なし　成たけ御褒美之方へ附へし

又は上中下共に一統御褒美被下御役附等は猶又御調之上追て被　仰付候儀も可有之事

一頭役以上は御譽或は御褒美被下

一役所勤之者は心掛宜しきの儀にて御譽計

一御褒美員數は優劣に寄時宜を以可申見

一學校中之諸生は御褒美被下候儀も可有之不被下儀も可有之時宜に寄可申談

一配下上中に附候筋は樣子次第頭をも御譽

一御役所に帳面を備其度々夫々科を分ち記置御役撰擧之節可引合事

一武科も同樣可取計事
「武藝　御覽幷見分之御規則享和三亥七月張紙帳に記」
一御人數殖候得は都て御役替役所附等此内より可撰　御側向都て　思召にて被　仰付候筋も可成たけ此内より撰擧候事
「公儀にて拜領物　御目見以上當主は時服二總領二男三男に至候ては卷物且白銀被下候尤も多少有之由御目見以下は白銀被下候由
一公儀にて辨書宜仕候向拜領物一度仕候筋は重て御試に及申さす夫々御役附又は御番入又は被召出候由學問宜仕候も餘り不行狀之筋は拜領物計にて先々御用立不申趣之由」

一文化二丑年十月御家老より學校掛御用人へ達
素讀御試之規則
御試可有之前年可相達趣
來春於學校十九歳以下之輩四書五經小學素讀御試可有之候間御目見以上以下當主幷子弟共可罷出面々何月幾日迄に短册可差出事　御試日限時刻は追て可相達事
一銘々所持之書物可致持參事
右掛り御用人へ御側御用人可申聞之
經史科御試之節は諸向へ之達御年寄より取計其外都て御年寄之取計に候得共公邊にても素讀御試之儀は御手輕之趣に付此御方にても本文達を初都て御側御用人取扱之筈候事

「素讀御試之儀隔年之筈に文化四卯十一月十七日伺濟
一四書五經小學共御試受御褒美被下候筋は重て御試に不及事」
於學校取計方
短冊書方　美濃紙四つ切

四書	誰（誰組或御役名或格式）	支	何歲
五經	誰（誰總領或次男弟）	支	何歲
小學	誰（誰忰或厄介）	支	何歲

一短冊頭支配より差出候はゝ掛り御用人より督學へ相渡書記役に格式之次第に應し帳面相記させ掛り御用人へ帳面可差出事
御用人より御側御用人へ可差出事
一當日掛り御用人幷督學初學校勤之輩出席之事　御側御用人も出席之事
一揃四時都て平服之事
一諸生持參之書物銘々姓名相記通官へ相渡督學幷儒者寄合爲讀候篇章相定通官御試席へ持參此所讀候樣致差圖候事
一御試之節督學幷儒者銘々帳面扣居讀書振上中下誤讀等相記置猶別日寄合各帳打合評論之上甲乙

を附掛り御用人へ可差出事　御用人より御側御用人へ可差出事

一人數多き筋は二日に分ち御試可有之事

御褒賞之次第

上は　御目見以上反物一代貳百疋　御目見以下金貳百疋

中は　以上以下共金百疋

中之內頭役已上之子弟には詩箋之類

下は　御譽　但十歲以下に候得は紙筆墨之類可被下

一御褒美申渡　以上以下共掛り御用人御目見以上以下共麻上下着候事

一儒者其外學校勤之輩子弟にても授讀助等に不罷出者に候得は御褒美同例

勸學之告諭數條

文化五辰年閏六月十八日被　仰出

一勸學之儀先年より追々御敎示被爲在重役嫡子共之儀は家督無程士卒をも御預け被遊候上才器次第御役人に御撰擧可有之御企望に候得は部屋住之內別て文武之學を修し實行相勵國家に推及し候儀專務に候故無怠慢致切磋往々蒙重任候節之心掛も有之度との　御內慮之趣寛政十二申年分て被仰出候得共兎角怠慢之向も有之哉にて文事難被行御企望之場に不至候尤才智有之候ても學問無之候ては心得違も出來自己之異見に落入終には其身之得恥辱候樣にも可至儀に付向後彌厚心掛子弟共をも誠精相勵せ可申候尤學問之本意は其肝要を熟得可致事にて博覽にのみ馳せ候ては却て實用を取失ひ虛文に流候事故各勤勉可易ため條目簡易に被相定年寄共嫡子を初夫々於學校勸學幷試法

別紙之通御規則被爲立候間無懈怠樣相勵せ頭役以上之總領拾五歲已上に至候はゝ御規定之月次猶缺席無之樣尤平士之子弟も同樣爲相勵當主之面々も若年にて御用も無之向は部屋住之輩同樣に無懈怠出席可被相勵候漸々御試等之上其才に應し御擧用有之思召に候　御目見以下たり共俊秀之者は相應に御擧用可有之事に候間存其旨可相勵事

別紙缺逸

文化五辰年閏六月被　仰出（政府記帳）

一學校御規則此度猶又被　仰出附込帳に留有之候通諸向幷儒者へ被　仰出候事右御定之通に付頭役以上之總領欠席多候向は申出候樣との儀左之通學校掛り御用人へ申聞候事件之通に付以來欠席多向申出候はゝ得と相糺親々へ與掛を以て響せ之儀可及取計事

今度學文御引立之儀別紙之通被　仰出候事右に付頭役以上之總領十五歲以上は定日缺席無之樣被　仰出候に付ては以來學校にて出數等得と相調頭役以上之總領二三ヶ月も缺席多有之候はゝ各へ申出候樣儒者へ被申聞置缺席多筋申出候はゝ其段可被相達事

同年八月四日同

一頭役以上之總領十五歲以上に至候得は御規定之日次に無缺席罷出候筈に候得共十五歲以上にても會讀難出來筋は先學校へ素讀に罷出習熟之上會讀へ出席爲仕度との品親々より學校掛り御用人へ書付を以申出候事

右之通り書付を以申出候筋會讀は不致候得共右席へ罷出候儀は勝手次第之事

文化七午年正月極

一學問御試年々之筋は大躰之出來にては御譽無之筈然共拔群之向は臨時に申見　御譽取計申事

右御試は本文極之外に（和歌山にては去々／江戸にては去巳）年試法相立候頭役以上總領は一ヶ年に兩度頭役次男以下平士子弟は一ヶ年に一度充之御試にて其度々　御譽有之候ては　御賞も輕く相成宜かる間敷と申見候上奉伺候處其通り可仕との御事

文化九年申十一月（政府記帳）

一於學校素讀御試之御規則此度御改被遊向後左之通相成候段學校掛り御用人へ申聞候事

翌酉正月御用部屋にて諸向へ達張紙帳にあり

一素讀之儀向後年々四季に一度つゝ儒者罷出甲乙相調候筈

上け紙 是迄之御試は相止本文之通四季に一度つゝ儒者罷出甲乙相調候との儀諸生へも心得させ置可申事

下け紙 一來春より本文之通相心得可申

一右四季調之内學校掛り御用人にも見合出席有之筈

一本文之通に付是迄年々御試有之候儀は相止候事

一以前之通り年々出精に應し御譽有之右之内記臆宜達者に仕候向は別段御譽有之猶又三ヶ年續候向は御褒賞有之筈右は御用部屋にて相調候事

本文之通に付儒者にて兼て甲乙幷出數共相調置年々暮に御用部屋へ差出候筈

一三ヶ年續候向も是又儒者にて相調御用部屋へ差出候筈
一三ヶ年續候内記臆宜達者に仕候向は別段御褒賞有之筈に付是又儒者にて相調別段に御用部屋へ差出させ其段政府へ申出候筈右調は政府にて及取計候筈之事

顯龍公學問及素讀御試改正

顯龍公

天保六未三月（政府記帳）

一學校にて學問御試已來年一度相成候筈伺相濟其段學校掛御用人へ申聞之委細此節張紙帳記之
一右に付御試宜出來候筋へ御褒美之儀已前は上科之向へ御かね被下中科已下は御譽計に有之候處文化八未年より上科初都て御譽に相成御褒美被下は相止候得共向後學問御引立之爲上科之向へは左之通被下候筈に筑後守及取計相濟候付已來御試相濟儒者にて甲乙附候筋御用人差出候はゝ左之趣を以御褒美御譽等政府にて及取計申渡之儀は是迄之通御用人迄以書付申聞候樣可致事

上の上は　金五百疋　上の中は　銀一枚
上の下は　金二百疋

中科已下は是迄之通御譽計
但度々致上科人柄も大躰に候はゝ其節相應御品付等之儀可申見事

一素讀御試之儀も已前は年一度にて上科之筋へは御書物被下其後年四度に相成三ヶ年打續上科之筋へは三ヶ年目に銀四兩被下候處文政五年午より如已前年一度に相成已來拾歲已上上科へは銀二兩被下拾歲以上中科已下幷九歲已下上科之筋へは御譽計に相成有之候得共別段學問御試之筋御改に

付素讀御試之筋も左之通被下筈是又筑後守及取計其節之取調甲乙相調之上被下之儀猶申談候様御用人へ申聞之

拾歳以上　上の上は　金貳百疋　上の中は　金百疋　上の下は　銀貳兩

拾歳以上　中科は　御誉計

下科

九歳已下　上科　孝經一部

九歳已下　中科　下科　御誉計

九歳已下上科は未業之味も不知内之儀に付上科たり共被下無之方却て勸學之都合宜候旨督學先達申出候品も有之是迄被下無之候得共御引立之爲にも候得は本文之通已來孝經一部つゝ被下候儀申見本文之通伺相濟候也

按に　江戸素讀御試の賞品は維新前迄書籍を賜るの例たり貞觀政要文選小學等の類科に依て等差あり

昭徳公

當公

按に　昭徳公には御幼年にて江戸に御在府水野土佐守へ御委任故に諸政專ら江戸より出文武奬勵盛にして學事に關する布令諭達の類尠からさりしも概ね散逸今日に存するものなし當公に至ては御繼承引續き天下騷擾兵馬（倥偬［一本腔］）上下おのつから文事に暇なきの際唯舊貫を遵奉特記すへきの事なし加之記錄傳はらす調査の便なし依て聊か參考に供すへき一二及ひ維新後に係る布達

文武教場を堂形山へ一郭に建築

等を抄出す江戸學校の分は別に集記せり

一安政年間（安政三年以後万延元年夏迄の間）堂形山（岡山の事）へ文武教場を一郭に創築に付郭中へ學問所を設置す然れ共昌平河岸學習館は從前之通り存置す

奥村尚柔か學制取調書には慶應二年岡山へ文武教場を創築學習館と稱し從前の學習館は聖堂と稱す云々と記し岡山文武場の新築を全く慶應二年の事となせり是大に其年次を誤れり所故は文武場の部に詳記の如し

一元治元子年信若山に在勤（政府勤務中）同年三月廿二日執政學習館に臨み生徒の修學を視る信陪觀せしに首に孟子次に史記の會讀あり書生十九名計圖の如く三面に列席各小机を控ゆ執讀者素讀一過了て疑問せしむ二三の質問ありて會頭聊か解說別に討議辯論の事なし畢て輪講を開く學校目付姓名を呼出し生徒八名一人つゝ順次出席見臺に向ひ各自隨意の書を講す衆共に一書を輪講するには非すして亦質義討論もなく總して澹泊儀式的の感ありて他の學風に異なりき當時華城御守衛御在阪中扈從の士多く故に生徒僅々如此といへり

學習館講席圖

學習館を岡山演武場へ引移

學問所規則及布告數件

學習館を岡山演武場へ引移

一慶應二寅年三月晦日學校を岡山へ引移に付同所規則向後左之通之旨學校掛御用人より儒者へ達す

但該引移に付搆所晝夜營作落成により四月五日諸有司儒者見分を遂け七日より開業せり

學問所規則

一素讀之事　朝五つ時より九つ時迄

素讀之法授讀一統日勤致し是迄私宅へ參り候門弟を其儘銘々にて引受教授致し可申候尤向後學習館へ入門之筋も最初に誰々教授を相受け度旨願出候て可然左候はゝ其教師引受教授致し候筈若誰と望み無之筋は文武場頭取より門弟少き筋へ割付け夫々引受させ教授致させ可申候

一教師之筋其門人中にて宜く出來候筋を手傳に致し度段願出候はゝ文武場頭取にて申見大躰丙等に入り候位之筋に候はゝ三人迄は聞屆可申事

教師病氣引等之節は手傳人にて間を合せ可申事

一教師一人に生徒大躰五十人を相限り候事

一是迄素讀之席重役頭役　御目見以上以下と席を相分け候得共前文之通相成候付ては自然席分け之儀不及其儀事

一會讀之事

儒者通官等一統日勤致し門弟引受教授之儀素讀之振と同斷之事

一手傳人願出候はゝ大躰乙等へ入り候位之筋に候はゝ聞屆可申其餘都て前文同斷之事

右之通相成候付ては是迄仕來り候會讀之振合は相止め可申幷に向後講釋相止め可申候七書は權謀詐術之書にて學校にて儒者相講し候品には無之候付此度書生講釋相止め候付ては勿論右講釋も相廢し可申事

一書目之事

素讀之書は

四書　五經　孝經

小學　左傳　文選

會讀之書は

四書　五經

其他之史子雜著等會讀致し度向は其段書目を以文武場頭取へ可申出候縱令大人たり共論孟之會讀能々了解致し候上に無之候はては他書會讀を不許事

一試業之事

試業は尤御引立之要術に候付至極念入れ是迄の流弊を相改可申事

一素讀御試之儀向後四季に相試み御試之節は一日五十人つゝと相限り丁寧に相試み可申候右御試之法は儒者授讀等人數見計出張立合候て文武場頭取にて相試み可申候誤讀有之筋は誤讀之譯け（誤讀と申は譬は此字何と誤り讀此句讀何と誤あり此点何と誤り候と委細に認入候事）各扣之帳面姓名之下へ認入可申候右四時共に誤讀無之上科に入り候筋は年末に御褒美として夫々等に隨ひ書籍可被下御金之御褒美は向後相止め可申候并縱

令年寄衆嫡子にても御褒美品は外々同樣之事

一學問御試之儀春秋兩度に致し題は四書之內にて一章五經之內にて一章前日に政府より封印にて御用人へ相渡可申候春秋之外臨時に時務をも相試み可申事

右春秋共上科に入り候筋は其等に隨ひ是又御褒美して書籍を可被下格段之筋は御撰擧も有之事

一右甲乙撰之法御試相濟候はゝ表御用部屋にて成丈け手廻し致し寫取り本書は政府へ差出し寫之匿名稿は文武場頭取へ相渡し頭取にていろは印を致し甲乙相撰み譬はい印は上の中ろ印は上の下と申樣に別紙に相認封印にて進達いたし畢て右匿名稿は督學へ相渡督學儒者中にて甲乙認入れ御用人へ差出し進達に及ひ可申候

右甲乙附へ文武場頭取幷に儒者共何れも譯柄（譯柄と申は譬は此章意宜候得共字訓誤解あり字訓相當り候得共解義穩ならす解義詳盡し候得共餘論無力の類委細に相認入候事）認入れ可申事

一策問御試之儀は隔年に一度題は前日　御封印にて　上より相下り候事

右甲乙選み之方尤前同斷にて就中緻密に相選み甲乙譯柄（譯柄と申は譬は文章勝れ候得共議論劣り議論勝れ候得共文章劣り候之類委細認め入可申事）も丁寧に致し可申候上科之筋は　御褒美金被下上の中以上は乾度御選擧又は御役柄御品附等可有之事

一素讀之御試は十歲以上十九歲以下を期とす格段之筋に候はゝ十歲以下にても相試み可申事

一學問御試は二十歲以上を期とす四書五經小學左傳之素讀御試を受相濟有之筋は二十歲以下にても相試み可申事

一策問御試は二十五歳以上を期とす丙等より乙等へ段々入り來り有之筋は二十五歳以下にても
相試み可申事
一都て御試は　聖堂にて取計候事
一生徒等級之事
書生業柄之等級に隨ひ札順を學校へ相掛け可申事
札順左之通
四書五經小學左傳素讀御試四季共に上科に入り候者は丙等之內へ札相掛候事
但丙等の內にも上中下之三等有之事
學問御試兩季共に上科に入り候者は乙等之內へ札御掛け候事
但右同斷
策問御試兩度上科に入り候者は甲等之內へ札相掛け候事
一月次會合之事　朝正五つ時より終日
朔望輪講廿八日詩文會之儀御家中之面々罷出度向は勝手次第罷出候樣尤御役人向も節々罷出可
申事
三月晦日
慶應二寅年四月三日
一書目左雛形之通相認來る六日迄に直に文武場頭取へ可差出旨

誰弟子取立
誰總領悴二男

何の誰

何　識

右之通御座候尤是迄之通誰弟子取立にて修行爲仕度奉存候以上

何の誰

何月

四書五經
何

本文之通候得共總領悴二男等より直に差出候ても不苦事

此度相達候學問所規則之通來る七日より岡山學習館に於て儒業相初候筈に付當主幷子弟等此程被
仰出候御趣意に本き文武偏廢不致付ては是迄誰之授業相受候との儀且當時授業相受候書目何々と
之品早々文武場頭取中へ可申出候事

同年同月廿七日

一學問御取立之儀此度格別被　仰出候處一統御趣意を篤畏り追々出席盛に相成一段之儀に候乍去一
時出精致候共永續不致候はては其詮も無之儀に付猶此上取續相勵御趣意に相適候様可仕就て三十
歳以下之向は精々規則通相勵三十歳以上にて是迄學問氣無之筋今日より素讀と申様にも難參儀に
付會讀を經に致し一人つゝ講釋致し貰ひ假一日一二章或は半枚にても丁寧に注意承り道之大意を
會得致し遂に御用立候様可心懸候又至て解量無之筋者經典餘師博覽古言抔取交研究致候ても宜候
其間に武將感狀記常山記談等之書を熟讀致し解兼候所は質問致候様可仕候將又老年之向者强て讀
書は不致候共不苦候條折々心任に出席致し子弟等教導の間其座に列り候儀等老躰に應し候出席振

經濟之書別段に會讀

り銘々心得も可有之件之通候得共老分にても讀書執心之筋者出席勝手次第之事
御役人之内出席之志有之候ても若御役柄にて遠慮致居候向も候はゝ右等無斟酌出席可申候
一朔望廿八日輪講幷詩文會之節規則通御役人向も節々出席可致事

慶應二寅年五月十一日

一御家中之家來又は百姓町人之忰等にて素讀出精仕候者共此度之素讀御試之節より罷出不苦候間姓名前日に書目年齢等短冊に相認來る十五日迄に其敎師々々へ可差出事
　御試定日幷揃刻限は學習館へ張出候事

同月廿七日布達

一毎月四九之日儒者頭取を初通官之内一人つゝ罷出貞觀政要大學衍義等經濟之便に相成候書を別段に會讀致し右之節御目見以上之輩出席致し一統格段に相和し專ら經濟之儀を互に談論可致事
　但重役は四之日其之外は九之日出席候樣且又本文に付平日之會讀は四九之日休業之事

右之如き處七月一日より左之通り改む

重役	三日	十一日	廿一日
右已下	十一日	十八日	廿七日

水野多門學習館奉行拜命

一慶應二寅年六月二日水野多門（大御番頭持格千五百石 學習館文武引立方勤）へ學習館之儀奉行可致諸事藪九郎太郎三輪源十郎へ打合取扱可申旨を命せらる

多門儀後八月十一日三兵調練は當時之急務に付右御用重に可相勤學問と練兵と緩急御都合之品も有之付三兵調練之儀勤中學問

所御用筋取扱は御免之旨後慶應三卯年正月廿三日學習館奉行を命せられたり

慶應二寅年六月二十日

一岡山學習館御開業に付儒者初銘々生徒引受教授致し候に付ては夫々へ被下も有之事に付教師々々に生徒より謝儀相贈候に不及筈に候得共弟子之情合難止譯を以謝儀相贈度向も候はゝ手輕相贈候儀は勝手次第之事

同年七月十七日

一堂形調練場を向後學習館操練所と相唱候事

同年同月二十一日

一御家中之向素讀之書後藤點を重もに相用候得共向後後藤點等は相止め一齋點にて素讀致し可申事

一齋點所持無之向は後藤點等を一齋點之讀方に讀可申事

本記の如き處中には一齋點所持不致者難澁之趣により當分兩點取交素讀不苦御試之節一齋點讀居る者は其書にて出同點に移らさる者は後藤點にて罷出不苦旨同年八月十七日布達あり

素讀之書後藤點を一齋點に改む

同三卯年二月十日

一御家中子弟等教育の爲書生寮取建當主幷子弟之内入塾致度旨願出候分は私費を以入塾致させ其外入撰之上官費を以て入塾致させ候筈候間有志之向者早々學習館奉行へ可申出候事

但塾堂之儀は聖堂之筈候事

右之通年寄衆被仰聞候旨學習館奉行中より申來候事

維新後學習館へ親臨

慶應三卯年三月六日

一學寮へ入塾書生之儀年齡貳拾五歲に相成候はゝ出寮致させ候等に付右年齡に相濟候筋は入塾不相濟筈年寄衆被仰聞候旨學習館奉行中より申來候事

維新後

一明治二巳年二月十三日四時過より岡山學習館へ御親臨同館學問所に於て生徒の講書御聽聞畢て一同へ菓子を賜ふ

此時演武をも御覽あり武術の部に詳記す

藩政大改革に付學習館制度改正

一同年同月十五日藩政大改革により學習館の制度を改革せらるゝ事左の如し

職制

學習館　和漢西洋の學制此より出す

國學漢學洋學秘書寮を管す

知局事　一人

國內人才敎育の事を掌る

國學漢學洋學秘書寮の四所を管轄し生徒學術優長の者を秘書寮に入しめ其才能を察し政府へ達するを掌る

諸教授の伎倆及勤惰を察し政府に達し黜陟賞罰するを掌る

生徒の考試を掌る

裁　制

官籍を掌る

寄宿寮を管轄す

館中會計の事を掌る

判館事

知館事を佐け國內人才教育の事凡局中の庶務を分掌す

書記

職表

學習館	役料米三百俵	知局事	役料米八十俵	判館事		同 同十八俵	書記	童徒
國學所			同	教授	同	助教	同	授讀
漢學所			役料米三十五俵	教授	同 同十八俵	助教	同 同十二俵	同
洋學所				教授		助教		同
秘書寮								

此時有田郡地士濱口儀兵衛を拔擢大廣間席學習館知事とし三浦權五郎家臣佐野戒藏を副知事に擧く（役料米二百俵）又同年十一月大少參事宣下により知事の職名を廢し知局事は少參事副知事は權少參事に任し判館事は少屬又は權少屬書記は史生と改稱す俸給等の事職制祿制の部に詳なり

明治二巳年四月廿三日學習館知事より布達

此度御政體御改革人才教育に付學制御一新和漢共古學御立被成洋學の儀も追々廣く御開業之筈に付學習館掲示規律之通皇學漢學洋學之三科に相通候樣心掛可申先漢學之儀詩書禮樂を旨とし其餘之經史序順を以講究之筈就ては舊制御一新注書等都て漢居以前に基き猶又其他確當の說を參考し字句文詞之末に走らす活達宏大之見を廣め經國之才を育し政理に達し候樣との御趣意能々令受用實學研究可致との御事候

右之御趣意に候得とも各農業生産の餘暇學問勉勵天職を奉し人事を盡し可申事

右に付來る二十七日より古學御開業に相成候筈尤藏書無之向へは御貸下相濟候間明廿四日より券書別紙雛形之通相認敎師へ申出敎師より學習館判事中へ願出可申候尤無足之筋は父兄之印形居候ても不苦候向後學習館へ罷出候向も前件同樣相濟候間是又判事中へ可申出事

四月廿三日

雛形　用紙半紙半枚

何書　何部 何册 右御書物拜借仕候以上 年月　姓名印 學習館判事衆中

農商を不論入學を許すに付左の旨を布達す

學習館生徒貴賤を論せす學事に付ては四民同胞學科等級の順序を以て次第を相立候付農工商の輩入學致度面々は申出候様可致事

學　則　（學問所へ掲示す）

學問の要は安民に在り安民の本は身を修るに在り先五倫を明にし藝道を學ひ大雅の風を存すへし

讀書は經書を先にし禮樂致治の大本を體し損益可知之政理に達すへし

訓詁者漢儒に基き古言を審にして課書の經史を精究し之を身に得て物に及ほすを要す文は道を載せ詩は志を述ふの大意を解得し吟風弄月の靡華を禁す習學精研他日成業に至るも徒善の學究たるを願はす規模宏遠頗成材と稱するも佞言巧利の談を戒む

和漢課目の學業成り旁宇内の體勢に通する者は猶德行を攷へ道藝を察し秘書寮に入れ國事に可任を辨し之を政府に達すへし

國學寮課業書目　古事記　日本書紀　五國史（翼大日本史）　令義解（翼延喜式三代格法曹至要抄）　萬葉集　風土記

漢學寮課書目　毛詩　尚書（今文翼周官）　儀禮（翼禮記）　論語（翼辨道删辨名删）　春秋左氏傳　資治通鑑　右熟讀而後諸子百家　二十一史　歷代儒先之傳註苟可羽本業之徒者涉獵之亦可矣　四術略說　經濟錄

尚書　周官　論語　綱鑑易知錄　本課之書浩瀚不可速了晚學之徒欲得其大旨宜就此目次一同治二年歲在屠維大荒落孟夏之月）

定　律　（學校掲示）

素讀之事　生徒八歲以上十四歲迄を小學とし每日朝五つ時より八つ時迄に出席可致候尤貴賤共同

胞の思ひをなし相互に禮讓を守り神妙に敎を受可申事

質義の事　生徒十五歳以上を大學とし毎日五つ時より八つ時迄に出席可致候凡て課書の大意を了解するは勿論に候得共注意に背き不申樣難問等存分に致し可申候尤師弟の分を相辨へ禮讓を能守り孝悌忠信は政事の基本たる事を知り記誦文詞の末に走らす活地の勉勵可致事

會讀の事　毎月定日を立定刻より出席致し敎師一兩人罷出候筈且諸生の中にて疑問者を相定め執讀者本文を讀畢り候はゝ疑問者敎師に向ひ篤と承り一統疑問無之候はゝ次へ讀み送り可申生徒中疑問有之候はゝ無遠慮承り可申候勿論相互に次席を亂さす道義の外妄に爭論致間敷事

講釋の事　毎月定日を立定刻より出席致し敎師一人罷出候筈聽聞致度向は勝手次第に罷出神妙に聽聞致可申事

等級之事　小學生一等（課目之書悉皆熟讀之向此等に進む）　二等（論語毛詩尙書周官熟讀之向此等に進む）　三等

大學生一等（課目之書悉皆質義相濟候向此等に進む）　二等（毛詩尙書周官質義相濟候向此等に進む）　三等

國學（各可有等級漢學に準し可極事）　洋學　同斷

定（學問所へ掲示）

開講（古事記尙書）　揃朝第九字○素讀質義　揃朝第九字より午後第二字迄　○講義會讀　揃午後第二字○歌詩文會　揃朝第九字○毎月二の日講義（古事記）三之日講義（尙書）四の日講義（令義解）五の日會讀（論語）七の日會讀（儀禮）八の日會讀（日本書紀）十日歌文會廿日詩文會二七四九の日御藏書出納朝第九時より午後第二字迄

正月四日開講　釋菜日　五節句　四月十七日　七月九日より同十七日迄　九月十七日　毎月一六の日　十日廿日（歌詩文會に付）以上休業十二月十七日終業

定（學校掲示）

一御政事の得失を私に誹議し且浮習の陋談一切禁止の事
一入學の生徒言行を愼み坐起進退の禮を正し可申事
一館中にて生徒貴賤を論せす四民同胞凡ての次第は等級の順序に從ひ可申事
一入學の生徒學館出入の節は出席の判事へ禮辭を述可申事
一三學共考試の儀春秋に小試三年に大試有之事
一講釋會讀の節定の刻限遲參致し又は講業不相濟内退席致間敷事但遲參の面々は姓名札差出候とも出席の版に不相成候筈
一御藏書は定日の通御貸下けに相成候間銘々券書を以教師へ申出教師より學習館判事中へ願出候はゝ取扱相濟候事
　但拜借の御書物轉借の儀致間敷事
一御家中の子弟三學入門の輩當人の姓名肩書年齢等巨細に短冊に相認判事中へ差出候得は直に教頭へ引合候筈尤古來束修の禮に循ひ誓簿に名字を錄し紙一帖を幣物とし教頭へ見へ訖て後教官中へも禮接可有之事
一農工商の子弟も同様の手順を以て入學し可申事

一開業納業の節は生徒教師に向ひ禮謝を述可申事
一生徒之内學業稍可成者は官費を以て寄宿を許し可申事但年齢二十歳計にして學業宜出來候者は官費を以て他邦修業被命成業之上夫々御撰用も可有之事

定

一學習館生徒年末謝物等の義堅相止可申事
一生徒三等に階級相立札懸候付夫々同等順次の儀は來幾日出席の先後に依り相掛可申事
一生徒の內都て禮法を亂し規律を犯候者は輕重に依り可督責事
一御藏書拜借之向他所へ罷越且疾病事故にて急々卒業難致節は一旦返納可致事
一轉役改名死失等之節は判事中へ可屆出事
一漢學諸生質義第二等に入候輩寄宿願出候はゝ承屆飯料一口米持參其他都て官費に相成候事
但寄宿生人員を限候事
一寄宿生之内にて塾頭二三人相撰都て官費に取計候事
右之通取計候付ては當時の入塾生一旦爲致退寮候事

寄宿生塾則 (寄宿寮へ揭示す)

本館日課揭示之通勉勵可致事　寮中にては長幼の順序に隨ひ可申事　每朝早起夜具を片付私席を掃除すへき事　食事都て淡泊を戴ふへからす酒抔可爲斷禁事　沐浴日を定め寮中に於て爲すへし髮月代等は自分爲すへき事　衣服器械は朋友と與にし憾み無きも金銀の貸借を可禁事　門戶の出

入は暮六時を限り夜學は四時を限り可申事　毎夜四人順番を定め二人つゝ四時より曉六時迄徹夜坐起丙丁を愼み可申事　毎日朝飯後演武場初諸學所の勉强好に任すへし晩飯後は館郭中にて遊歩を許す但此遊歩半時を限りとす　演武所初諸學所へ罷越候節且假初の出入にも教師へ相屆可申事寮中出入の商人等へ要用之節は應接の間上り口にて用を達すへき事但此商人には書賈刀商等を言ふ外人親友等の應接は必應接の間に於て爲すへし親友等を私席へ招隣席の妨をなし寸陰を空くする事あるは書生の本意に非るへし　生徒相互に私席へ會合するを禁すへき事　講義は都て講義席に於て爲すへし私席に於て爲すへからす　講義席の掃除は毎日組合を定め一週日を引受怠惰を戒しむへき事但此掃除は毎朝拂曉に窓戶を開き浮塵を拂ふを云ふ都て柱板等を拭ふの類は寮僕の職分也生徒中順番を定め毎日一人つゝ應接の間にて書を讀み傍に用達し且生徒出入を筆記す但生徒の草履雨具等を辨する等は寮僕の職分也　生徒中要用にて他出の輩は塾頭へ委細相屆應接間の筆記を受へし但要用他出二時間を限とす　佩刀時々拭ふへきなれ共猥りに爲すへからす塾頭へ相屆け講義席の廣場にて鞘を脫し拭ふへし　座起進退の禮を身に體する事　月々三度日を定め遊歩を許す山野遊行其他好に任すへし併し遊歩は元來健體鬱散の爲なれは大酒放蕩都て名聲を缺事無るへし　定律の旨趣相犯候輩は輕重に隨ひ可加督責事

右之條々能相守り言行一致孝悌忠信の實學研究可致者也

「明治二巳年九月廿四日

漢學寮寄宿の儀生徒長幼に不拘執心の向爲致入塾廣く人材御教育の御趣意に候處右寮律等都ての

兼本相立候迄の內御都合も有之年齡十六歲以上入塾相許候得共猶又廣御開業相成候間執心の向は年齡に不拘願出候樣可致事」

學校二の丸內へ移轉

明治三午年七月廿七日學校少參事より布達

當校二之丸內へ明後廿九日御引移之筈候事

但授業席等此節御營繕中に付右御出來迄の內今暫の間御同所內焚火之間幷大溜り邊にて授業致し候筈

一出入口の儀は御唐門々脇御切戶口へ張出し有之事

一右に付明日より來月朔日迄授業無之同二日より前件之通候事

右は岡山文武館へ兵學寮を置き普國人かつぴんを雇聘三兵訓練且兵制改正兵賦編成等の件に依てなるへし

洋學所取建

明治三午年八月廿四日政事廳より布達

一此度渡邊少參事留守屋敷へ洋學所御取建相成同所取締等都て秘書寮にて取扱候筈候事

於學校素讀御試

明治三午年閏十月八日學校少參事より布達

一近々於學校素讀御試有之筈年齡に應し考試書目向後左之通御定に相成候間罷出度向は書目幷姓名肩書年齡等短冊へ相認當月廿日迄に夫々より直に學校へ差出可申且是迄學校へ罷出不申筋にても右御試に罷出度向は同樣短冊差出可申事

但御試日段の儀は追て同所へ張出候筈

第一科　自八歲至十歲　論語
第二科　自十一歲至十二歲　論語　毛詩　尙書　周官
第三科　自十三歲至十五歲　論語　毛詩　尙書　周官　儀禮　戴記　左氏傳春秋
本文之通に候得共書物の都合有之分課中二經又は三經にて罷出度向は其段可申出事

漢洋學他所へ修行之者屆方

明治四未年二月廿七日政事廳より布告
一漢洋學等願濟之上他所へ修行に罷越候筋先方到着之上何某塾へ寄宿致し候儘屆出可申候尤修行中自由に歸藩不相成事
但東西京は出張公用局へ相屆其外は最寄出張公用局へ可相屆事

舊和歌山藩學制取調書

舊和歌山藩學制取調書

此書は明治十六年文部大書記官より舊藩學制の書を提出すへき旨布達ありしに帳簿散逸材料なきを以て嘗て備官たりし奥村尙柔（元立藏と稱す）に囑し調査せしめ同年八月同省へ提出したる者也即ち元和以降の沿革祭儀試驗法苟も學事に關する大略を總括記述頗る要領を盡せり前記歷世の沿革記と參照せは稍明晳を覺へ且學制の一般を概知の便に足るへし明治廿三年十月文部省於ては日本教育史資料と題し舊幕府初大小諸侯文武の學制乃至私塾習字寺小屋の類に至る迄凡そ學事に關する一切を網羅蒐集したる書を發刊一部を寄贈あり中に我和歌山藩の學制をも記載殆と餘す處なし蓋し該奥村尙柔か調書に資し兼て縣廳等に徵し編纂したるものか亦以て參照すへし

舊和歌山藩學制沿革の要略　奥村尙柔編

一藩内學事上の諸制度

文は藩内士民一般學はさる可からす武は士分の世業とし元和年間より文武の教師たる者を祿養し演習せしめたり

藩主代替り其初めに必勸奬の布令及ひ時々其演習の得失を視察し諭達等誡せり

文武上進の者格祿を進め或は稽古料と稱し金米を給せり除税等の奬勵法は豫設せす

毎年三月文武調と稱し士分出仕未出仕共年齡三十歳以下の者各自演習せる記錄を出さしめ其勤惰を檢査したり

毎年一回藩主必らす親檢するを例とす若し在江戸等の時は特に家老二人に命し代檢せしむ

右の外係り役人をして檢査せしむる例規あり

輕輩の扶持人同心等弓銃の職たる者は其頭支配限り其術藝を檢査せしむ文學の督責は士分の例に準す

陪臣は其主人の督責に放任す

一士族卒の子弟教育の方法

元和創始以來凡一百年間文藝は儒官等の家塾に就學し武術は藩立の各稽古場に就學し正德年間講釋所を開設し士民の學問所とす而れとも各自の意向に任せ家塾等に修學するも敢て禁せす其試驗は藩校生徒と共にす

慶應二年に儒官の家塾を停止し士分及ひ輕輩扶持人の子弟たりとも皆藩校に入學せしむ武藝は校

內に演習所を設置する者は其演習所に於てし其他は尙ほ元和以來原設の稽古場に於てす

信按に　武術に藩立の稽古場あるを聞かす唯目鏡池の追廻し馬場堂形の射場松江村の町打場の如きは藩立と稱すへきか他武は稽古場敷地を師範家へ賜邸の分はありたり

藩費私費を以て藩外に遊學せんとする者は吟味の上之を許可せり

一平民の子弟教育の方法

維新前に在ては平民の子弟は藩立の學校へ入學を許さす然れとも他の家塾に就學する者は其自由に任す亦慶應二年以後儒官に非らさる者の家塾に修學するも妨けす武藝は固より藩立の稽古場に入學するを聽るさす明治二年に至り藩主大に舊制を改革し四民の別なく藩立學校に入學せしむへき制を定む

一鄕學所

明治二年に至り各郡に鄕學所を設置の制を定め和歌山に三ヶ所各郡に五ヶ所乃至十ヶ所つゝ設置すへき目的を以て先つ和歌山及各郡に一ヶ所を設置せしか幾くもなく廢藩に至り終に其目的を果さす

一家塾寺(小)（一本子）屋

在町に於て何人たり共自由に開設するを得他の檢束を受る無し

一從來藩中十分以上の者は總て每月二回城內中之間に參集し儒官の經書講義を聽問す藩主亦其席に臨めり又儒官に非る士にして該席に於て講義を爲んとする者の如きも詮義の上之を許可せりと云

舊和歌山藩立和歌山學校 同上

慶應元年以前は儒學專修の所とす故に同年まて他の藝術に係る事項は敢て贅記せす

一學校名稱

正德年間創立の際單に講釋所と稱し尋て講堂と稱し寛政年間學習館と改稱し慶應年間新設せる文武教場を學習館と從前の學習館は聖廟及ひ生徒寄宿所而已を存置し更に聖堂と稱す

一校舍所在の地名

和歌山湊（海部郡に屬す）昌平河岸北詰　講釋所講堂學習館及ひ聖堂と稱せし地

和歌山吹上（海部郡に屬す）岡山　文武教場を學習館と總稱せし以來の地

明治三年七月城内二の丸に移轉す

一沿革要略

元和年間藤原惺窩門人那波道圓永田道慶朝鮮歸化人李一恕長子李全直等を招聘し儒學を藩内に布教せしめ繼て其子孫等をして襲職せしめ其後伊藤仁齋門人荒川秀及ひ木下順庵門人榊原玄輔等其他當時有名の學士を招聘し各々自宅に於て士民に教授せしむ此間凡一百年とす　正德三年和歌山湊昌平河岸北詰に存在せる藩主別館を以て講釋所を創置し當時儒官の内仁齋門人蔭山元質及ひ木下順庵門人祇園餘一を主長とし日々授業せしめ藩主時々臨んて生徒を勸奬し教師を督責す數年の後講堂と改稱し年月に教員を增加し儒者物讀教授の三職を置き儒者は專ら講義を授け物讀は之を贊助し教授は句讀を授けしむ其最も著名なる者は伊藤才藏木村源之進竹内盈之菊池東山本爲之進

山本源五郎仁井田模一郎等とす其他凡そ儒を以て祿仕する者皆必す講堂に職に就かしむ此間七十八年なり

寛政三年學政を權起し校舎を擴張し聖廟を新築し釋奠を執行し講堂を學習館と改稱し督學講官通官執讀授讀司書筆記及ひ勸學目付其他事務を主管する諸職を置き儒臣山本惟恭を以て督學とし館務を統轄せしめ士分年齡八歳以上三十歳以下の者は必らす就學せさる可からす三十歳以上の者は隨意たる可き旨示令し貧賤なる者は館藏の書籍を貸與す是か爲め藩士頭役以上の者館の文庫に納書するを許容せり天保七年に至り校舎及ひ聖廟を又廣大にす右寛政三年より慶應元年に至り此間七十五年なり

慶應二年吹上岡山に近年創築せる演武場内へ學習館を移し文武合併の教場とし之を學習館と稱し從前の學習館は聖堂を存置し更に聖堂と稱し舊校舎は總て生徒の寄宿所とす即ち學習館奉行（重臣水野多門之に任す）を置き館務を統轄せしめ儒學國學蘭學洋算習禮兵學劍槍體術各々其教場を分設し藩士及ひ子弟の五十歳未滿の者は必らす就學せさる可からすとし弓銃游泳馬術等原設の各教場にて演習するの外は原設の教場及ひ儒官自宅に於て教授するを停止せり此間僅かに三年なり

明治二年藩政改革の際右學習館の制度を改革し演武の藝術は總て軍務局の管轄に移し本館には國學漢學洋學の三寮及ひ秘書寮を分設し聖堂を廢し生徒寄宿所を館内に移し學習館知事を置き藩内の人才教育事務を掌らしむ此間僅か二年餘にして同四年七月藩を廢せられたり

一 教則

教科用書

元和年間の創始より凡一百年間教科に用ゆる所の書何々と云ふ事詳らかならすと雖も程朱學の書を用ひし事傳説に判然たり

正德三年より七十八年間程朱學の書を選用し詩文課に古文前後集三體詩等の講釋も交へたり又享保十六年伊藤仁齋の季子伊藤才藏を招聘せし時も講堂於ては程朱學を宗とすへしと命したる等を以て見れは各派の儒士を祿用するも其教科は一途なりし事又判然たり而れ共儒官自修及ひ在町私塾に授業するには制限有る無し

寛政三年學政を擴起せし際改定する所經義は新古註を兼用し文化五年に至り亦復程朱學の書を本課とするに改定する所概ね左の如し

素讀　孝經大義　小學　四書　五經　春秋左氏傳

但し試驗は四書五經に限る

講釋　四書　七書直解

會讀　論孟朱註　易經程傳　書經蔡註　詩經朱註　禮記沈註　春秋左氏傳杜註

右一般子弟及ひ出仕の者は平士以下に用ゆ

貞觀政要　唐鑑音註　大學衍義　同補

右頭役以上に用ゆ

試驗は出仕未出仕等其身分に拘はらす一般子弟の用書に限る

右會讀課書の外に時々參用を允るせし書目左の如し

近思錄　性理大全　春秋公羊傳　春秋穀梁傳　儀禮　周禮　大戴禮

群書治要　史記　前後漢書　資治通鑑　通鑑綱目　荀子　管子等

詩文課は用書を置かす命題と稱し詩は隔月に文章は春秋二季に藩主より題を出し之を課す

天保十四年に至り儒官等學習館に於て古註を講究するを許可せり

慶應二年岡山に移轉の際改定左の如し

素讀課書に文選を増加し試驗に課書悉皆を用ゆ

講釋に七書直解を停止す

質義生は四書五經の大槩を理會する者は何の書たり共隨意に携へ質問するを許るす

輪講　春秋左氏傳杜註等

會讀　貞觀政要等

詩文　連月二回儒官及ひ生徒一同に宿題を課し會日其草稿を出さしめ且つ席上に於て詩文各々一題を課す亦用書を定めす

明治二年改革する左の如し

國學寮

古事記　日本書紀　五國史翼大日本史　令義解翼延喜式同三代格同法曹至要抄　萬葉集　風土記

漢學寮

毛詩　尙書今文翼周官　儀禮翼戴記　論語（大宰純古訓）翼辨道刪同辨名刪　左氏傳春秋　資治通鑒

右熟讀し而後諸子百家二十一史及歷代儒先の傳註苟も本業の缺を補ふ可き者之を涉獵するも可なりとす

本課の書浩瀚速了す可からす晩學の徒其大旨を得んと欲する者をして左の目次に就かしむ

四術略說　經濟錄　尙書今文　周官　論語　綱鑑易知錄

洋學　蘭佛英獨四國の書を敎授す其書目等詳ならす

授業の方法

素讀　生徒一人つゝ句讀を授く

講釋　衆生徒を一場に聚め講說す

質義　生徒一人つゝ各自携ふる所の書を展へ質問するに答辨解說す

會讀　生徒大概十人を一席とし每席會主一人執讀一人を置く會主先つ執讀をして課書中の一章若くは一節を讀ましめ而る後各生徒をして其疑義を質問せしめ會主之に答辨す

輪講　生徒順番に講主となり各生徒其講主に對し質問し且つ相互に討論し敎官之を聽き其當否を判明す

授業の順序

素讀の課書を卒業し講釋を聽聞し質義を爲すに及んて會讀輪講等に出席す

時間　舊時辰を以て記す

寛政三年より慶應元年に至り左の如し

會讀　重役頭役平士は三等に分ち每等各々每月三回つゝ總子弟は每月十二回つゝ正午九時より八時に至る

講釋　每月九回午時八時より七時に至る

素讀　每日朝五時より九時に至る

「〇」

慶應二年より左の如し

詩文會　每月朔日十五日は諸業を休み朝五時より夕七時に至るの間之を開く

素讀　每日朝五時より夕七時に至る

講釋　每月六回午後八つ時より七時に至る

質義　每日朝五時より夕七時に至る

會讀　身分に因り區別する事を廢し總て每月六回正午九時より七時に至る

輪講　每月六回右に同し

詩文會　慶應元年以前に同し

右の外國學洋學等に關する授業時間は總て一定の制なし

一明治二年より左の如く改定す

開講 二の日古事記 三の日尙書　揃朝第九字

素讀質義　每日朝第九字より午後二字迄

講義會讀　四の日令義解五の日論語　七の日儀禮八の日日本書紀　揃午后第二字

「○」歌詩文會　十日歌文會　廿日詩文會　揃朝第九字

「○」一學科學期試驗法及ひ諸則

學科　元和創始より正德寛政等の沿革は前記の各條に散見するを以て此に贅せす慶應二年岡山學習館開設の際左の如し

國學　漢學　蘭學　洋算　習禮　兵學　劍術　槍術　體術

右館內に敎授所を分置したり其他は尙ほ館外原設の場所に敎授す

藩士徒並以上出仕未出仕共文武兼修せしめ其以下同心等弓銃の職ある者は其職を修め其他は武藝を督責せす陪臣は其主人の意に放任す

文武敎授役の長子は其家業の一科を專修するも他科を督責せす

文武程度の比例は豫設せす賞典等施行の節吟味に因る

明治二年改革して學習館內に國學漢學蘭學の三寮及ひ秘書寮を分設し四寮の內漢學は新古の學風を折衷し科目を定む右四寮の外に單に擊劍場を設置し又同三年孛魯西人を雇入兵學寮を置きたり

「○」學規

慶應二年以前は士分八歲以上三十歲迄を學年とし三十歲以上は隨意とす同年以後は五十歲迄を學年とす

讀書は十五歲以下を素讀生とし十六歲以上を解義生とす十六歲未滿たり共其學科に適する者は解

義生に入らしむ

明治二年四月に至り始めて漢學の等級を定むる事左の如し

小學生又素讀生年齢八歳以上十四歳以下　一等課目の書悉皆熟讀の向此等に進む　二等論語毛詩尚書周官熟讀の向は此等に進む　三等

大學生又質義生年齢十五歳以上　一等課目の書悉皆質義相濟候向此等に進む　二等毛詩尚書周官質義相濟候向此等に進む　三等

右の如く之を定むれとも學力優長のものは年齢に拘はらす昇等せしむ

試（驗）〔一本檢〕法

寛政三年以後學文試（驗）〔一本檢〕法の大概左の如し其以前の方法は詳ならす

素讀（法）〔一本生〕試（驗）〔一本檢〕は一ヶ年四回或は二回とす

生徒九歳以下は四書の内壹部十歳以上十四歳以下は四書全部と五經の内（壹）〔一本何〕部たり共十五歳は四書五經全部とす慶應二年より春秋左氏傳文選を加ふ

點式　上の上　上の中　上の下　中の上　中の中　中の下

下の上　下の中　下の下

右九等に分つ年少にして多部を讀み失誤無き者を上の上とし適年にして多部を讀み失誤なき者を上の中とし適年にして適部を讀み失誤なき者を上の下とし以下其年齢部數及失誤の輕重に因り等次を定む

但試（驗）〔一本檢〕場に於て儒官三名以上列坐判定す

賞典　上の下以上を優等とし相當の賞品を下與し中等は賞詞を下付下等は唯其試（驗）〔一本檢〕を受けたるを

賞詞す賞品は重役以上の長子は袴地其以下は書籍或は金等各々等差あり

辨書　質義會讀生の試(驗一本檢)にして春秋二季とす

右半年間卒業せる課書の内一章或は一節を左の如く區別し假名交り通俗文を以て試(驗一本檢)席上に於て直ちに書取らしむ本書の外參考の書を携帶するを禁す

章意一章の大意を記す

字訓　字義を訓釋す

解義　全章の旨趣に順序を追ひ解釋す

餘論　右解義の外に自己の所見を論説す

右書取りたるを封書にし試(驗一本檢)場於て本人より出席せる用人に出す用人は各生出す所を一輯し其屬書記をして之を別室にて謄寫せしめ匿名冊子となして儒官に交付し儒官一同をして亦九等に判定せしむ其方法概ね素讀試(驗一本檢)に同し但年齡に拘らさるなり

賞典　優等生に下與する賞品は素讀より稍々厚重なり中等以下の賞詞は異なるなし

判事　三年に一回學校生徒而已ならす有志の者年齡に拘はらす試(驗一本檢)す

右時務問題を出し通俗文を以て判對せしむ

問題は藩主の撰定に係る尤も問答共他に漏泄するを禁し試(驗一本檢)場に於て書取り實印を押捺し封書にして出す等辨書の節に同し

評選は藩主の意に出るものとすと雖も有司及儒官等に命し取捨する所を參判せしむ評點は九等

に分つこと概ね辨書の例に同し

賞典　其優等の最たる者出仕は職祿を進め或は拔擢し子弟は相當の賞典を爲し其以下中の上以上は賞品を下與し及ひ中の中以下賞詞等亦辨書に同し但賞品は較厚重なり

策問　三年に一回學校生徒而已ならす有志の者も試（一本検）（驗）する等判事に同し

右時務經義の內一題を試み擧業體の漢文を以て對せしむ

問題は藩主の意を以て儒官の內一人に命し密に書せしむ試（一本検）（驗）の諸般は總て判事に同し但問題時務策に非らされは他に漏泄するを禁せす

評選　時務策なれは判事に同し經義策なれは儒官一同をして判決せしむ

賞典　判事に同し而して其賞品は又較厚重なり故に中の中以上の者も賞品あり

諸則

年期賞典

一年間二百日以上出校勉勵の者は必らす賞詞し三年間勉勵せし者は賞品を下與す

大概十年以上勉勵の者にして既に出仕する者は職祿を進め子弟は稽古料として年々金拾圓或は銀拾枚を給與し其後尙勉勵の者は月俸米を加給し又は出仕せしむ

總て賞典を施行せし即日月番家老及ひ係り役人の宅に廻禮す

一明治二年八月考試の法を改定し爾后每四季一回左の方法によつて施行す

素讀　自八歲至十歲論語　自十一歲至十二歲論語毛詩尙書周官　自十三歲至十五歲論語毛詩尙書周官儀禮戴記春秋左氏傳

辨書　詩經　書經

策問　考試前其策題を定む

右評點等の方法は從前の慣例に準す其他國學洋學等に關する試驗は一定の方なし

一職名及ひ俸祿

元和年間招聘せし那波道圓等職名ある無し各々俸祿知行五百石を給し其後荒川秀等は儒者と稱し各々現米八十石を給す

正德三年以後蔭山元質等儒者と稱し平士に班し知行二百石又は現米八十石以下其人に因り各々差等あり

物讀敎授は平士或は徒並に班し月俸十人扶持以下を給す

寛政三年以後も儒者の職名は平士に置き俸祿を定めす其人に因り頭役布衣以上或は平士に班し俸祿知行三百石以上にも進めたり其大概左の如し

督學一人　　講官定員なし

以上儒者の職とす

通官定員無し　儒者の長子或は授讀等より儒者に進む者先つ此職に居らしむ

執讀四人　授讀中に選んて此職に居らしむ

授讀定員無し

平士以下徒並以上とす俸祿は概ね世襲に因るを以て各々差等あり其初め祿仕する者は月俸二人

扶持以上十人扶持を給せり但身分徒並の者たり共平士並の服を著せしめたり
以上教官とす
勸學五人　頭役平士の内を以て之に充つ俸祿は持高に因る
目付三人　平士の内を以て之に充つ俸祿同前
司書定員無し　平士或は徒並以上の者を以て之に充つ俸祿同前
筆記四人　身分等同前
以上事務官とす俸祿現米四十石未滿の者は勤役中別に月俸三人扶持を給す
右の外坊主門番小遣等各々數人あり
慶應二年以後左の如し
儒者頭役　持高の外に年俸銀十枚
儒者　同前　儒者助　同銀七枚
授讀　同銀五枚　授讀助
以上教官とす
學習館奉行　身分用人の列持高の外役料年金三十兩
學習館勤頭取　身分頭役持高
學習館勤　身分平士持高但現米四十石未滿月俸三人扶持
學習館書役　身分平士或は徒並以上持高現米四十石未滿月俸三人扶持

以上事務官とす

右總て定員無し又坊主門番小遣等數名あり

明治二年二月改革左の如し　當時官等を一級以下十五級に分つ

教授	六級官	役米年三十五俵	教授試補	八級官	同　二十俵
助教	十一級官	同　十五俵	助教試補	十三級官	同　十二俵

以上教官とす定員無し

學習館知事	二級官　一人	役米年三百俵	同　判事	五級官　二人	同　八十俵
同　書記	十二級官二人	同　十八俵			

以上事務官とす

明治二年十月事務官の職名俸祿等を改むる左の如し

少參事	一人正六位相當	俸米年三百苞	權少參事	一人從六位相當	同　二百苞
少　屬	定員なし從八位相當	同　七十苞	權少(一本屬參事)	定員正九位なし相當	同　五十苞
史　生	同　從九位相當	同　廿五苞			

一職員概數

慶應元年以前の職員は日々出校せす更番を以て出校せり故に其總員は大抵五十名に下らすと雖も出席人員は門衛學丁等を合して二十名内外に過きす慶應二年より明治二年に至るの間は文武各教場を合併せしを以て職員の數も從前に數倍するに至れり但し其員數は詳ならす明治二年以后職員

の數は參事一人事務官十二人教官廿九人（國學四人漢學廿人洋學五人）其他門衞校丁等を合し五十餘名とす

一生徒概數

生徒は年代により增減一ならす慶應以前日々通學の生徒大抵二百名以上六百名以下とす間々六百名以上に及ひしことあり慶應二年より明治二年に至るの間は通學生の數從前に數倍せしも其數詳ならす寄宿生は慶應二年始めて之を置く其數詳ならすと雖も大抵五六十名に過きす明治二年四月より學業優等の者は官費を給して寄宿せしめ又漢學質義生第二等以上の者にして寄宿する者は飯料として一口米を持參せしめ其他の費用は官給とせり

一束脩謝儀　藩校に於ては束修謝儀共に一切收入せしめす

明治二年四月より束修は紙（半紙又は美濃の類）一帖とす謝儀は一切納めしめす

一學校經費

修造及ひ消耗品等總て其主務の各局より給辨す學田無し賞金を藩士に賦課せし事無し

一藩主臨校

春秋二季の釋奠は必らす臨校して施行するを例とす生徒の試（一本作驗）及平素の課業等にも時々臨校し又臨時に生徒の內指名して受業外の書を素讀及ひ講義せしめたり

一祭儀

寬政三年聖廟を設置以來每年二月八月中丁日を以て釋奠を施行す其祭儀等左の如し

一學校構造及ひ建物圖

曾て昌平河岸に設置せし學校は木造瓦葺の平屋にして所謂書院建なり但し地坪凡三百五十坪建坪凡百五十坪岡山の校舍は移轉の後幾くもなく演武場を除くの外悉く燒失し二の丸の校舍は在來の建物を假用せし者にて完全の体裁をなさす

一學校にて出版翻刻せし書籍

南紀風雅集	文化十年酉九月出版	伊藤弘朝編輯
校刻貞觀政要	文政五年午八月出版	山本惟孝校正
孝經集傳	文政十三寅年出版	山本惟孝著
論語補解	天保十年亥五月出版	同前
群書治要	弘化年間朝鮮銅版活字印行	山本彥十郎校正

一藏書の種類

經史子集其他漢籍雜書大概完備したりと雖も目下已に散逸せるを以て種類部數等詳ならす

信按に　日本教育史料中には左の如く記載あり蓋し縣廳よりの提出書に據りしならん藩より縣廳へ引繼きたる迄既に散逸の分尠からすと云へは結局全數は知るへからす

藏書千三百六十二種此數　千八百十四部　九百八十四冊

和書及圖書	六百九十一種此數八百四十一部	
漢書及圖書	四百十六種	五百九十種
洋書	百四十種	三百八十三部

洋書　百十五種　九百八十四冊

右は藩學校廢止の後縣學校へ引繼きたるものにして計數は總て明治六年中の調査に係る

一信曰く　前記沿革要略中菊池貢を揚れ共貢は儒者にはならす儒官署名者中倘遁する者あり別記に詳にす又慶應二年岡山に文武場を新設したる如く記せしは誤也該新築は安政三年より万延元年の間たる事前に辨たる如し

一前記學制沿革要略中家塾寺子屋云々を記すれ共從來在町及ひ藩立學校の前後に不拘儒士教官乃至處士苟も學事を以て一家をなす者は適宜の學規教則を設けて私に生徒教授の事隨意なれは畢竟皆家塾を有し特に官立に分ちたる稱はなかりし也寺子屋は専ら習字教授の稱にして若山にては寺屋と略呼せり此分在町に限らす藩士中にもありたり

醫學館

按に醫學館亦　舜恭公寛政三年初て創設し給へり而して筆記傳ふるものなく詳にしかたし唯蝦叉玄惟義（有田郡湯淺村農權四郎長男にて學問を以て被召出醫學執心に付醫業に轉し京攝の間に於て醫學修業後表御醫師に被命十人扶持を賜ふ）家譜に左の記を見る

天明七未年七月より於講堂醫書講釋仕

寛政三亥年醫學館御取立に付同四子年四月より於同館日々講釋相勤可申旨被　仰付

文化二丑年二月駕に陪して江戸に祇役の處同年十月　公儀醫學館於て講書可致旨立花出雲守差圖之旨を紀安長より達に付出頭難經を講義仕候に付翌年三月十九日從　公儀銀十枚被下置候

文化三寅年二月十三日年來醫學館創設以來學頭久々相勤候付御切米貳十五石三人扶持被下置

是に因てみれは又玄初め學習館講堂に於て醫學教授しつゝありしか　舜恭公は醫學館別置の必用

を思召即ち新設又玄を學頭に被命しならん又玄醫書著述も多く大家多喜の如き推して　幕府の醫學館に書を講せしむ名聲夙に聞へたる知るへし醫學館の事亦蓋し同人の立案にして長官竹田慶安近藤健安をして官に請はしめたるならん次記學則一本朱書所記に依て察すへし

一紀伊國名所圖繪に曰く　寛政四年四月十八日官命ありて醫學館を創設せり恒例正月十七日神農祭春秋に物産會有と云々

一南紀風雅集に曰く　蝦又玄有田郡湯淺浦人以醫仕精於其學創興醫學館院教育生徒

一日本教育史料和歌山醫學館の事を記して頗る詳也左に抄錄す而して別に一本を得之を校するに學則及ひ規條局中一字不明儘異同あり孰れか是なるを知らす暫く朱書傍註以て參照に供ふ

校名醫學館

校舍所在地　始め和歌山本町三丁目名草郡に屬すに在り後和歌山湊雜賀屋町海邊郡に屬すに移轉す

沿革要略　寛政四年學習館擴張の翌年藩主德川治寶侍醫竹田慶安近藤健安等の言を納れ命して本町三丁目に於て醫學館を設置し學頭助講授讀等の教官を置き藩内市鄉醫師の子弟及其門生を教授せしむ其後學館を湊雜賀屋町に移轉し文化年間更に館舍を增築し天保年間館内に施藥局を設け當直醫及藥劑醫を置き貧民に施藥せしむ爾來其規模を變せす之を保續せしか明治二年三月藩政改革の際之を廢止

教則

醫學則　原文の儘

夫醫之爲道也大矣。其學之也難矣。上古聖人。憂天下之民夭折無救。乃制醫藥設其官。擇才而任其職。然後民皆得保生全天年也。豈不大矣哉。學通三才。究理盡性。以察人身臟府。陰陽變化之微。非

究才明智之人、何能堪其任。豈不難矣哉。故爲醫者。當先知道之大與學之難、而篤志勤行、博施濟衆、不爲名利變其操也。昔者周室之隆。醫有官而出其政令、則道大行、而民蒙其澤、及周衰禮樂廢而醫亦失官。其政不行。戰國以後。唯主其術。雜居民間。降至秦漢、忘本失道。唯知修其術、而未知任其道也。故范史黜醫爲方技。與卜算巫妖同傳、韓昌黎賤之。與樂師百工並稱焉。由是人々稱醫爲賤技、醫亦安賤技。而不曾知其道之大矣。醫術衒名。釣利糊口。則其業與商賈無異焉。宜矣得賤技之名也。至後世不唯道不行。術亦不精。多趨簡便。事不師古。素靈八十一難。玄理之所在。捨而不講焉。纔窺末書。少記方名。則曰醫意也。何事乎讀書。或曰。紙上之空論。無益于治術。其弊終廢學焉、護曰。有學之醫、拙於愈病。故病家不喜有學。則醫家讀書者愈少。然其得時勢也。居則屨滿戶外、迎送無虛日。出則肩輿御風。出入于權豪。鮮衣麗服。侈々然揚々然。是以稟賦多病。不堪勞業者、輕俊無賴、厭乎常產者。或罷仕之士。喪土之農。折本之商。犯律之僧。無他活計者。喜業之易爲。利之易求、皆變爲醫。如此之徒。橫行世間。恣弄人命。可謂生民之一厄耳。嗚呼道之不行。既如彼。學之廢亦如此。堪長大息乎。客歲之冬。竹內慶安近藤健安。我公。新設學館。分局定規。使師日々會業敎導子弟者。欲專修古之道。行古之術。振起頹習。以復古道也。因戒子弟曰。遊此館者。當先知此道之大與學之難也。知道之大。則其立志也篤矣。知學之難。則其修行也勤矣。夫爲學之要。在志與行也。行不勤則其志不成。志不篤則其成不大。篤志勤行兩者相將。而其業大成矣。書曰。功崇惟志。業廣惟勤、學者當服膺此言也。古來醫家敎子弟。有十要八事五則五戒等之目。皆當爲矜式也。然是等末事。既知此道之大與學之難。以篤志勤行兩者。爲基本。則其未可不言而知也耳。學者察焉也。

寛政四年壬子之春二月

蝦子惟寅謹識

規條

一學醫者。當先修四書六經。以明聖人之道也。(不明聖人之道而)〔一本否則不唯〕唔孝弟忠信彝倫常行之道。雖吾醫經。不能探其蘊奥也。然此等書。在學習館。日々講讀。則在此館不設其局。宜就彼而學焉。

一欲學醫者。先學儒。既學儒。則能讀書。(知字音)〔一本能解文〕然吾邦之俗。古來讀醫書。用漢呉二音。與儒之專用漢音不同也。故每日自辰至午刻。授讀士。爲初學讀授醫經。

一諸子弟來請授業。則執事告之醫學師及局學士。出授業錄。記其姓名產地。及年月時日以藏之

一此館。以德高學篤者爲貴。故雖人有貴賤之異。而席無上下之別。遊此館者。賤無凌貴。貴無驕賤。只宜謙遜。

一素問靈樞八十一難者。醫之大經大法在焉。十局之學。皆以此三經爲本。故每日醫學師講之。周年而終。終而復始。學者當講究也。

一每日講會。日中至黃昏而止。午未間會業。局學士涖之。未申間講經。醫學師任之。申酉間局學士附講。或使子弟有志者講之。

一講習之業。正月十八日始。十二月十四日終。朔望佳節、幷四月十六日十七日兩日九月十七日七月十一日至十六日。皆缺業。

一會讀之式。局學士着席。執事坐其傍。使諸生讀書問答。其法立三科目。曰訓讀。曰疑問。曰答辨。日々執事出牌。使諸生各探取一牌。得牌。背記科目者。當著其席也、訓讀者讀一章訖。疑問者發問。答辨

者辨之問者答者。力不勝其任。則執事退之。辭請退則聽之。選於衆使之代焉。問者答者。能勝其任。而諸生有餘疑。則就問者難之。或別發明新義。則就答者議之。答者備辨。而問者不服。爭論不止。則學士辨正其儀。凡義之難解者。皆當正之學士也。

一產物會。春秋二時。預卜一日而會焉。諸子各齎藥物難解者。或土產珍物來。互辨名實眞僞。審其氣味主能。當日缺他學業。

一揆穴會。當時用木偶人。引經點穴。夏時使諸子。各脫衣裳。露肌體。直就其身上。定經取穴也。脉流骨格。人各不同。徒守寸法。而不通其變。所謂按圖求驥而已。木偶引經。雖非無其益。而不如直取身上之便且得其當也。

一醫按(一本案)會。每月二次。出案題論題。以試諸子之學力。諸子書對論藥案以呈焉。學士略加批評。各著甲乙。編爲一冊子。大凡議論正確。發明經義。審辨脉證。處湯有法。且文辭可觀者。此爲狀元。賞以冊子。每歲終則。攷其篤學勤行。及得冊子之數。進席褒賞告醫師及父兄親戚令知其人業既成矣

學局

一診候局。審望聞問切按腹察舌等診法。其書則脉經脉學之類。

一經輸局。明經絡流注俞穴寸法。兼主鍼灸導引按蹻等科。其書甲乙資生之類。

一本草局。辨和華蠻產之異同眞僞。以明藥性之氣味主能。其書則本經綱目之類。

一運氣局。察五運六氣勝復之變。兼通天文暦算之學。其書則運氣論天經或問之類。

一外傷局。辨外感六氣之病。其書則傷寒論。温疫論之類。

一内傷局。辨内傷五臟虚損之病。其書則脾胃論。辨(一本惑)論之類。
一婦人局。明婦人胎産經月之病。其書則良方濟陰綱目之類。
一小兒局。明小兒驚疳痘痲之病。其書則直訣活幼之類。
一瘡瘍局。別諸家之異同。明紅毛之藥術。兼主眼目咽喉口齒金鏃折傷等科。其書則正宗精要之類。
一醫(一本案)(按)局。出醫論藥案譯文等題。以試諸子之學力。兼主文辭之學。其書則扁倉傳薛案孫案之類。
右十局者。醫學之科目。學通十局。明素靈八十一難之旨者。爲業既成矣。

學科學規試驗法及諸則　前項記載の外別に記すへきものなし

職名及俸祿　醫學館學頭　侍醫の内より之を兼ぬ常祿の外役料無之身分頭役にして常祿大抵二百石より三百石に至る○助講　身分平士以上の者より務むるときは常祿の外役料年銀一枚徒格以下の者及平民より務むる時は役料三人扶持を給す○執事　常祿三十石以上の者より勤むる時は役料を給せす三十石以下の者及平民より勤むる時は役料三人扶持を給す○認物勤　徒格以下又は平民の醫生をして之を勤めしめ役料三人扶持を給す○會主　常祿ある者より勤むる時は役料を給せす平民より勤むる時は役料年々金貳百疋を給與す○本草會主　役料右に同し○授(讀)(脫カ)祿ある者より勤むる時は役料を給せす平民より勤むる時は役料年々金壹兩貳朱を給與す○當直醫　學頭　執事認物勤及其他醫學試業濟の者より之を勤めしめ左の區別により役料を給與す學頭より勤むる者年銀二十四兩執事認物勤より勤むる者年金二兩三歩專務者年金四兩○調劑醫　役料等右に同し○館預り役　平士以上の醫師をして之を勤めしむ役料無之　以上總て定員なし

右の外各郡に醫事取締醫と稱する者を置き平民醫生より之を勤め本館學頭の管理に屬し藩内一般醫事の取締をなさしむ役料無之熨斗目帶刀を許し年頭の節藩主へ目見へを許さる

職員總數　學頭以下授讀に至るの職員總數凡三十人當直醫及調劑醫共二十人（學頭以下より兼務する者を合算す）節預り一人醫事取締醫二十四人

生徒概數　寄宿生徒なし通學生徒は三十人内外に在り　束脩謝儀無之

學校經費　定額及學田等なし藩廳より其實費を支出す

但施藥所の費用は神農祭献備金及施藥講（藩内の醫師及藥店より組織す）の積金利子を以て之を支弁す其額準て不詳

藩主臨校　藩主親ら臨校せしことなし但用人及文武場見廻り役等をして時々其授業を視察せしむ

祭儀　正月十七日（開講日）及冬至日の兩度神農祭を執行す當日領内一般の醫生參拜し献備銀二匁宛本館へ納む

學校建造及建物圖面　學校は平屋造りにして其構造大略左圖の如し（圖面別に揭く）地坪凡六百坪　建坪百坪餘

學校にて出版彫刻せし書籍目次及藏書の種類部數不詳　以上日本教育史資料

「醫局中一本婦人局小兒局の二なくして左の二局あり

一方劑局　道方之古今辨君臣佐使之配合其書則千金外臺之類

一雜病局　通古今諸家之病論兼主婦人胎産小兒痘疹等科其書則要略病源之類」に

按に醫學館創設以前に湊講堂（講釋堂と稱す）にて醫官の講義ありし也此事古くより往々見當れり教育史資料職名及俸祿の部に平民より勤る云々と記す平民とは蓋し町醫の事にて農工商の謂に非す從來農工商の類は苗字をも稱する能はす且醫となる事なし又文武場見廻り役を置しは安政三辰年以後にして從前は此職なし史資料に醫學館の圖を別に揭くとあれとも原本其圖を見す

南紀徳川史卷之百五十九

臣　堀内信　編

學制第二　文學二

江戸邸學校

江戸邸學校は　舜恭公初めて赤坂邸内山屋敷に建設を命し名けて明教館と稱せらる實に寛政五年三月也御用人南部市之丞等左の如く拜任菊池衡岳命を奉して校則を撰定すと云

御用人　南部市之丞

學校御用肝煎可申旨被　仰付

御藥込頭格
御藥込頭同樣勤　菊池内記

學校御用筋南部市之丞申合可相勤旨被　仰付

寛政五年三月廿五日

柳仙長男　金谷英藏

學校へ罷出相勤可申旨被　仰付

同年五月廿日

按に　此時講官は榊原權之助（敬文）竹内與三左衛門（訥）川合丈平（衡）（江戸在勤）助講は田中彌一郎（正朝）金谷英藏（信英）いつれも教授の任に當る田中彌一郎金谷英藏は未た部屋住にて此月十三日學問年來出精に付年々銀拾枚を賜りたり又彌一郎は寛政十一年六月に學校取締方被　命たり

明敎館學則 並序

寛政二年庚戌之秋我　公始就封庶績既熙德澤徧敷無士民不欣戴洪恩奉揚仁風申令有司曰夫學校國家所矜式而人事所儀表也國之興衰政之得失官之能否一由敎之邪正則其所關係不亦大乎所謂敎者服仁義行忠信之言而徽典明倫皆在躬行踐履之上不在虛文空理之間自學之不講武夫以強悍爲勇文士以詞華爲榮竟至亡其本行不知學爲何物非所以陶鑄大化生育人才也於是再經營泮宮於城北蓋改作廨廡厨庫而餘仍先世舊貫矣秀艾挾策鼓篋蹌堂靑矜之徒濟々如林春秋釋奠先聖孔子四賢配焉粢盛洗爵之禮無不具備公亦親臨于此詩所謂其旂茷々鸞聲噦々無小無大從公于邁者也豈不盛乎今茲癸丑之歳　公留滯在東都戒有司新起學黌於茜坂之邸工匠謹事不日告竣室堂階除皆具東及南通衢北隣外圃西則與射圃馬埒槍劍試場相接實高敞爽塏之地名曰明敎館取諸傳曰明七敎以興民德都下邸中有學蓋始于茲以南部正長兼尚學官掌館中事講官榊原敬文竹內訥川合孝衡助講田中正朝金谷英輪次董督學務使　臣禎　定學中規則　禎承之有司後謹奉命記如左

學規八則

漢藝文志曰儒家者流蓋出於司徒之官助人君順陰陽明敎化者也凡在此館掌敎者當道以正大之術論以實用之學游文於六經之中留意於仁義之際祖述堯舜憲章文武宗師夫子而脩己治人之道歸之正心誠意苟勿爲曲學阿世之談違離道本以譁衆取寵馳浮華飾空文得罪於聖門程朱之學

國家所崇奉固拳々服膺不可忽焉名物度數正之於古窮理之要在正心修身其本既立則學不必邊幅

講書一據宋註若其無宋註之書從其所註講之可也至其注意一一講了不許放過去館中學士及子弟四時試

文一篇月試詩一首文主達意詩法唐體若夫眞積力久含章舒藻自出機軸不在此格修辭古辭何撰
敬業娛羣所以成德講義窮理所以輔仁異聞互發論篤之與其說之實是則棄己從人毋固毋必聖人所尙凡館
中論事言與公正持爭氣立異見一切不可爲也
講業肄業共鑒照掛版日子勿遲滯後期自講官至子弟辰而入酉而出率以爲常若夫惜寸陰勉三餘者各就其
居而勿怠勿荒
凡非有疾病事故不許不入館有故不入館則狀告尙學官以順次爲代不許擺撥放過
凡館中和順從事雅馴成風容止言行自愼規度猥褻之談博棊之戲臧否人物沈酗飮酒一切禁之
寛政五年癸丑夏六月　　　　　　　　菊池績謹撰

定

一學問之道五典を知り人倫を明にして各天職を盡す事肝要に候得は入學之面々正心修身を本とし孝
悌の實行相勵無益之容文に馳實理を失ひ候儀無之樣專一に心掛可申事
一武道之本は信義に有之候得は何れも質武之風を失はす文弱になかれ不申樣忠信實學を貴み純篤之
風儀に移り候樣相誘可申事
一學問所中歯德を貴み長幼之節序相正し候事勿論に候得共猶又學習之生徒遜讓を專らとし貴賤之序
位相論不申禮儀を守り倣慢之事業無之樣可致事
一講釋之節は勿論會讀素讀之節も禮儀を愼み諸事神妙に致し義理討論之外無益之雜話に及申間敷事
一講會素讀之節とも御用幷父母之用は格別容易に定之刻限より遲參致間敷候講會等不濟内妄に半よ

り退出致間敷事

一素讀之儀朔望廿八日休日之外は毎日五つ時より九つ時迄四書五經歴史類其外何に寄らす有用之書持參致し何讀師に向ひ禮儀を正し授り可申候尤不經無益之書等一切受授致間敷事

一會讀之儀經書を專一とし時々歴史有用之書相交可申候尤一部之書會主輪番に相勤書生中より訓讀疑問致し義理分り兼候事は幾度も正し可申事尤妄に及爭論非理申募り禮讓に欠候儀無之樣可致事

一講釋之儀四書五經集注之內講し可申候尤右之外にも有用之書は時々相用ひ講し可申事

一儒者其外學校勤之面々弟子之內師家より申立候はゝ學校にて策問相試候筈

一素讀之面々日々姓名札持參稽古相濟候うへ授讀役へ相渡し退き可申候會讀出席之面々講釋聽衆は姓名札持參筆記役へ相渡可申候

一講釋初　正月十九日　同終　十二月十四日　但し揃ひ五つ時儒者のしめ席上下出席人服紗麻上下

一會讀始　正月二十三日　同終　十二月六日

一素讀始　正月二十日　同終　十二月十二日

一休　日　五節句（一本アリ八朔）四月十七日　九月十七日　七月十三日方十六日迄

右之外休日は毎月朔望廿八日休

一學科試驗之法等總して和歌山學習館に準すと雖も細雜に至ては自つから殊別ありたり且時々懸學訓論之布告等も不尠しも共に記錄散逸詳ならす依て信等經歴の大略を揭け實際の體裁を開示す

一素讀は授讀同助共に教員にして授讀の助手を授讀助と稱す五經の試驗を卒へ童幼素讀教授をなし得る子弟之に補す常に十人前後ありたり每朝五つ時より午時迄五七名つゝ出

校肩衣を着け机を扣へて列席す闔藩の子弟六七歳已上より十四五歳迄之者袴着名刺を持參（授教々員へ渡す）隨意の教員に就き素讀を受習す故に各教員の前には十人前後の學童圍繞して咿唔の聲校外に響き頗る盛なり已牌比には概ね退散各自武場に通學す故に藩士の童幼若し通校せされは人敢て歯せさる有さまなり武藝終て午後よりは各自其師の私塾に通學復讀修學之徒亦尠からす讀本は專ら四書五經小學にして後藤点を用ひたり五經御試了りたる者は十八史畧歴史綱鑑左傳史漢文選貞觀政要等を素讀す

一會讀講釋は儒官月六回午後より出校四書五經之内を講義會讀す尤朱註を用ゆ會讀に執讀者疑問者を設けす講官講義生徒直に疑問質義す輪講は館中には科を設けす講官自宅の講習には爲之者あり

一學校書記は素讀講釋會讀へ出席生徒之姓名度數を毎月調査記帳講官より學校掛り御用人へ提出す

素讀御試

一毎年三月十五歳已下之者四書五經小學素讀御試を行ふ前年之冬學校掛り御用人より布達し受驗者科目之短冊を提出する等都て若山に同し四書御試は學庸論孟にして概ね八九歳より十一二歳に止り五經御試は四書及ひ易詩書禮春秋小學を通す又白文にて受くるもあり（四書料も同し）時としては左國史素讀白文の試驗もありたり概ね十二三歳より十五歳迄とす十一二歳已上にして四書御試を受くるも妨けなしと雖も其遲鈍を恥るの姿也扨素讀御試發布あれは受驗の生徒は其年の十二月より來春御試期限迄他藝を廢して面々其師とする講官之私塾へ日々終日通學一心不亂に復讀溫習を勤む此間凡一百日許又各師家は已か門下より一人も多く受驗者を出し及第なさしめんと相競て督勵教授

すされは素讀御試は頗る幼童の一大役となれり

一二三月に至れは學校掛り御用人より試驗の期日を布告す元來明教館に於て施行之成規なれ共近世は赤坂殿中柳之間に於てする之例なり生徒一同は期日の前日科目の書籍毎卷へ姓名を帖付して明教館へ出す講官等相會して試驗の篇章を撰定（四書科學庸一ヶ所つゝ論孟一二所つゝ五經科之に准す）青紙を付して首尾を標し尤秘密を要す當日は四時揃肩衣着にて一同出殿柳之間には御家老御用人御目付數十人列席一方には學官一同列座中央上の方へ一机を居へ授讀傍に着座御徒目付は入口に在て生徒の姓名を呼出す之に應して一人つゝ机の處に進出授讀科目書を出して篇章を字突にて指示す之に隨て讀下若し誤讀澁滯あれは授讀字突にて指示尤無言也指示三篇に及ひ讀得されは其卷を閉らる堂々たる正殿に諸有司嚴然威儀を正して臨驗時として蹕聲響きて合の襖開け　君上親臨侍臣後に圍繞等生徒は唯々戰栗氣後れ聲震ひ汗背を浸して全科無事に讀過は頗る至難の事とす列居の儒官等は各生徒の科目姓名帳を扣へ讀過の優劣誤讀等を記して別日會集交互之帳面を照對論評の上九等の甲乙付を定めて密封學校掛り御用人へ提出す御用人は之に基き賞譽施行の事を調査政府に進達伺を經頓て發行則生徒を表御用部屋へ呼出し御用人申渡す辭令の一例左の如し

元明史略
十八史略　　誰總領又は二三男弟　何　の　誰

素讀出精致宜候段達　御聽爲御褒美被下之猶又可致出精候

右は弘化四未年四月三日試驗同年六月五經科上の上及第賞賜の例とす五經科の賞品は（詩經集注）（書經集注）（文選）（貞觀政要）（明鑑易知錄國史略）之類四書科上の上辭令も同文にして出精の文な

し賞品は唐鑑音注和漢名數十八史略の類尤兩科共上中科甲乙の差等に依り小區別あつて書籍の種類も種々なり下科は賞品なし左國史白文は銀三枚を賜ふ

此時初て上中下九等の及第表を學校に掲けて公示す生徒爭視て批評勵戒一時喧々たり

賞賜書籍毎部の首卷へ此印を捺す

學問御試 辨書文章策問を通稱す

江戸にては大凡三五年目に擧行す其躰裁粗素讀御試に同しく季節定期なく數月前御用人より其旨を布達す試驗之科目は初科小學經科四書五經史科左國史漢等文科論策策問制事時務の五科にして各隨意に任すと雖も頗る優等之試驗なれは多くは五經素讀御試を了りたるもの應試し子弟に不限勤仕之士及ひ儒官講官之外學校勤務之者も受驗各科其學力に應し二三科に止るあり數科兼受くるありいつれも前以受驗科目の短冊を提出す試驗は柳之間に於て早朝より日沒を限り擧行各科日を異にし人數の多少に依て數日に渉る席上數十机を幾層に陳列同科席順によつて着席々上大書掲示之篇章論題策問を視て起草す此篇章問題は兼て儒官にて一科數題を撰定印封學校掛り御用人を經て政府に提出政府其内にて撰定密封當朝御用人を以儒官に下付儒官立會開封以て掲く一科二題なり受驗者は密案復稿を携へ又は傍示私語するを許さす便用食事の欠席皆御徒目付の監督を受け監査嚴格なり御家老御用人御目付儒官列席素讀御試に同し時として　君上親臨もありたり受驗者は稿成るに從ひ淨

書印封掛り御用人に提出日沒倘成らさる者は落第に歸す御用人は印封を開き掛り書記に匿名謄寫せしめて儒官に下付す儒官會集評論其甲乙を判決密封御用人へ出す同官本紙に照らし調査名姓を署し甲乙を記入判決書をそへて政府に提出以て賞賜を行ふ其順序素讀御試賞與之例に同し但し金圓賞賜にして甲乙等級により金額之差等成規あり今詳ならす辭令の一例を示す

誰總領　何の誰

金壹歩貳朱
銀四匁五分

去秋學問御試に罷出候處別て宜出來一段之儀　思召候右爲御褒美被下之猶又可致出精候

六月十一日

右は嘉永三戌年九月廿六日より廿九日迄四日間試驗翌年六月に至て賞譽ありたる小學四書甲科及第の例也金額は蓋し貳百疋の減數にて當時節儉勵行中諸下付金都て削減せられたるなり

一右試驗法總て幕府昌平校の成規に則りしものにて辨書亦一定の書式あり一例を揭け參考に備ふ

論語雍也篇

子游爲武城宰章

章意　此章は上に居て下を治るには人を用ゆるに目の附處あるを示されし章と奉存候

字訓　武城は村の名にて魯國の知行所に御座候澹臺は氏滅明は名にて字は子明と申候徑は狹くして近き道を申候公事は公けの事にて一村之者集りて酒盛りをいたし又は村中會集弓を射り或は上の御法度を續（背カ）聞候抔の事を申候

解義　孔夫子の御門人子游と申人武城と申村を治め候奉行となられし時孔夫子の仰せに其方此度

村の奉行となりしか善き人物を見出し候哉と御尋ありしに子游答へ申されしは私思ひ候に澹臺滅明と申者有之此もの至てよき人物と考へ申候故は其人の行狀を見候に先つ道を參り候に大道を歩みて少しも小路脇道により不申又村用公け事に無之てはいまた一度も私用にて奉行たる私宅へ足踏いたし候事無之候是全く己か意を曲け人に媚ひ諂はさる私心なき正直なる善人と存候と申され候儀と奉存候

餘論　子之武城聞絃歌之聲夫子莞爾笑曰割雞焉用牛刀と御戯れ言御座候章と此章と引合せ考見候得は子游は孔門の高弟にて文學に長せられし人なれは國を治るの道を能心得られ多くの人々を廣く愛せられ我か身勝手少しもなく國の爲に忠實を盡されし事明らかに相見へ申候兎角人の上たる者は己に追從輕薄する人をは善きと心得て擧け用ひ己に諂らわすして正道を守り候者をは却て強情者抔とて遠け候樣に成行くものなるにさすか孔門の高弟なれは人を撰むに目の附處常人とは格別之事あつはれの事に候へし昔し大岡越前守山田奉行となりし時多年決せさりし堺論ありしを忽ち理非明白に判斷せられしを　有德院樣被爲聞召　公儀御相續被爲在候と直樣越前守を江戸町奉行に御擧用被爲在しは事は違ひ候へ共正直にして諂らわさる者を尊ひ候は和漢一致なる事に御座候されは子游の如き人をして天下の政事を司らしめは四海能く治り万民皷(腹カ)服して太平を歌ふ事なるへく人を推擧するには心得有へき事肝要なる義と奉存候

餘論は隨意にして付せさるも妨けなし四書五經皆此躰に從ふ左國史等は章意字訓に不及解義餘論に止る

一文科論策は漢文を以て對策安政四巳年十一月試驗之時の策問題は治不忘亂論均米價策なりし判事は通俗和文を以て判對せしむる也

暗誦御試

弘化二巳年十二月九日殿中柳之間にて素讀暗誦御試あり（若山になし江戸にても時として擧行然れ共此後維新に至る迄なし）普通素讀御試と同學齡の者應試科目は四書五經小學と雖も頗る簡易にして四書五經之内一二部にても三四部にても隨意に任す故に漸く大學一冊讀了たる六七歳之兒も應試を得るなり最も熟讀を要する故試驗之布告あるや數月間各自其師の私塾に日々終日通學頻りに暗誦を復習す試驗當日には正服にて出殿柳之間に於て一人つゝ試驗儒官の前に出席儒官は兼て提出ある各自の書籍に就き何書何篇の那邊よりと口示して其書を示さす生徒は聲に應し無倦暗誦す儒官は適宜によしと止む他の儒官は傍らに列居帳簿を扣へて誦讀の暢澁誤謬を記注す畢て甲乙等級撰定及ひ褒賞の事等皆素讀御試に同し此褒賜は同月廿九日に被行たり賞品は都て書籍にして種々差等あり素讀御試に比しては較優厚とす左に大學中庸論語科にて上の上点を占たるもの〻一例を示す

左傳校本　　　誰總領　何　の　誰

暗誦御試に罷出候處別て宜出來一段之儀に　思召候右爲御褒美被下之猶又可致出精候

一詩文會

講官教員毎月定日に詩文會を開く又一年間月々の詩文題を官より下付あり是を命題と稱し儒官初其詩文を月々御用人へ呈出するを例とす然れとも文章呈出は多からす

一御小書院講釋　文政十二丑年六月九日に御小書院月次講釋の儀停止中は廢講の筈以來通規に可心得旨布達あり

每月十日廿三日儒官殿中御小書院に於て四書五經等を講釋執政初諸有司當番非番の諸士出席聽聞す揃ひ四つ時也諸事若山城内中之間講釋に准し御在府年には　君上必らす御聽聞あり又御勘定所にて每月儒官出席經義を講し會計局吏員一同へ聽聞せしむ此等之事其創始不詳れ共　香嚴公の記によれは安永五年より開始せられし如し永く定制となりて維新に至る迄行われたり

一賞賜

諸科試驗を了し續て勤學不怠學力優等の者へは一時銀三枚を賜り尙數年勉學業益進む者へは年々銀拾枚又は三人扶持を賜る事武術稽古料を賜ふに同し是は明教館創設以來の事に非す既に正德二年榊原小太郎へ年金拾兩を賜りたり此類尙多かるへし併し總して四書五經試驗を終れは武術修業盛の年頃となり學文は既に卒業の氣取りにて武藝專門に奔走之內いつしか窮屈の讀書は絕念角字を覺へたりとて儒者に成るより外なし頑固偏屈の儒者何にかせんとの風には押移れり固より門閥高祿あれは如何なる不學無識も無差支登用せらるゝの世躰なれは四書五經素讀試驗後繼續勉學の徒は實に晴晨の曉星にて非一種之奇僻者れは學を以身を立んとするは百中一を保し難く文化五年之訓示は其實際にて近時に至る迄尙然り是我藩のみに非す世間一般の有樣也し

一安政三辰年春文武場落成文武學術之事一層嚴重の奬勵あり同年四月仁井田源一郎督學中談勤を和歌山より辟し學事の振興を謀らしむ同人在勤三四年佶倨黽勉館務頗る匡正する所あり嘗て提出する所の伺書一通を存す指令書詳ならされ共蓋し允許を得たるなるへし

仁井田源一郎

學問所中規則之儀差掛り改革仕可然簡條當時存付之分別紙に認奉伺候御了簡早々御申聞御座候様仕度奉存候猶存心之品は追て相伺候樣可仕候已上

學問所規則伺書

一講官月番之儀以來講官勤之筋も本役同樣致當番候事
但し當番之儀差定候月令之外不一字所致間敷候御通之儀は筆記に致差圖御通留へ爲扣又差定之願斷書付類も是又願斷留へ爲扣候事

一會讀之儀向後講釋と不相混樣可致事
但執讀之儀授讀助可相勤候質疑之儀は書生之內に無之候はゝ是又當分授讀助之内より可致申事

一四時仲月幾日書生之內致出精候筋講釋幷素讀試之稽古爲致候事　但し講官授讀不殘出席之事

一講官幷授讀寄月廿八日詩會之事宿題詩持參席題出來迄談話堅く致申間敷事
但し時刻正九つ時出席酒肴相用ひ申間敷事無據欠席之時は其段相斷宿題詩可差出事

一同偶月廿八日文會之事宿題席題詩會同樣之事
但し時刻正五つ時出席弁當持參酒肴相用申間敷事無據欠席之時は其段相斷宿題文可差出事

一每月十九日輪講授讀一統罷出候事書物は先論語孟子二書を致可申事

一學寮にて稽古之事
學問所勤人之外罷出度筋は講官申談之上提學中へ申出聞屆可申事炭油之儀此度相下り候員數之

外追々格別出精之筋多人數に相成候はゝ講官人物を見立炭油は勿論其餘勸勵方之儀猶申見候事

一司書役之儀已來相互に申合聊苟且之含事等致申間敷事

弐人銘々合鍵所持毎月十二ヶ日隔番に出勤毎月一度つゝ二人共出勤諸事申合致申へく事

一御書物出納之事此度伺濟之通向後違背致間敷事

一學問所當用之御書物向後講官授讀に預り置夫々錠前押入へ納妥に不相成候樣申合可致事

御書物受取書司書役へ相渡折々御書物取替候儀は講官了簡次第之事毎月上旬月番御書物取調可申事

一授讀出勤之儀向後本役助之差別無之繰廻し相勤毎朝四人つゝ出勤致可申事

一素讀之儀向後重役嫡子御目見已上已下夫々列席に致素讀授方書生扣場所等此度相定候通聊違背致し申間敷事

一書生行儀作法濫に無之姓名札箱に入讀方方正に變調之讀方不致樣教示致可申事

一學問所夫々之詰所へ詰役之外無斷出入致間敷事

一素讀相濟候書生義理質問之爲講官一人つゝ毎日出勤之事

此箇條頭日愚意相違候得共右業合は今日より難相始候付右は追て申上候樣可仕候

一近時文務省發刊の日本敎育史資料和歌山藩學制之部に江戶邸學校の事を記す蓋し和歌山縣廳より徵する調書に據て編するものか畧其要領を得ると雖も或は事實を誤るものあり故に低行訂正を附して參照に抄出す

校名　始め明教館と稱し慶應年間文武場と改稱

信曰文武場建設は安政二卯年五月起工同三辰年四月落成慶應に先つ十年前也此時よりして一郭を文武場と總稱し漢學館は舊に依て明教館と稱し敢て改稱せす

一校舍所在地　赤坂藩邸内山屋敷

沿革要略　寛政四年（即學館改擴の明年）藩主徳川治寶命して赤坂藩邸内に學館を起し教官を置き邸内藩士の子弟を教養せしむ之を明教館と名く是より前本藩儒官をして邸内に在勤して藩主の侍講たらしめ傍ら藩士の子弟を教養せしめたりと雖とも特に學館を設置するは此に始まる（或は云ふ嘗て學館を設けたる事ありしも次て回祿に罹り爲めに中絶せりと然れとも其事實詳ならす）其後嗣主齊順の時本藩より儒官一名を派遣して教頭とし四年或は六年を一期として交代せしむ爾後以て例とす維新前數年學館の側に習武場を築造し和學漢學劍術槍術柔術馬術等諸科の教場を分設し改めて文武場と稱し文武場總裁を置き之を統轄せしむ幾くもなく維新の時に及ひ之を廢止す

信曰く　顯龍公の時本藩より儒官一名を派遣し教頭となす云々とあれ共此事敢て　顯龍公の時に初りしに非す從前より時々若山より在勤の事あり榊原玄輔の子孫は世々江戸の儒官尚他の儒官もあり近世は遠藤勝助齋藤海藏等教頭となつて事ら館務を總理せしか二人物故儒官人少に際し山本寛藏を江戸に辟し又安政三年文武場開設の比仁井田源一郎を辟して學事振興を謀らしめたる事あり和歌山より派遣を必す例としたるには非す

教則　和歌山學習館に準す

學科學規試驗法及諸則　同前但本館授業の外講官をして毎月二回本邸に於て經書を講せしめ藩主親

く之に臨み藩士をして之を聽聞せしむ其書は多く論語を用ひたり又講官は每月一回評定所に出張し論孟等の書を講述し吏員をして之を聽聞せしめたり

職名及俸祿　敎頭一人儒者を以て之に充つ　敎授二人　儒者助を以て之に充つ　授讀定員なし　以上敎官とす身分俸祿は學習館の部に載する所に同し〇提學一人　用人より兼務す　勸學一人　目付一人　司書二人　以上事務官とす　身分俸祿等は學習館の部に載する所に同し　文武場と改稱せしとき事務官の名稱を改むる事左の如し

文武場總裁一人　文武場頭取三人　書記二人　肝煎一人

信曰く　儒者は常に二三人あり內奥詰儒者は侍講に任す時さして儒者同樣勤さ稱するあり共に敎頭也餘は授讀授讀助さす授讀之內一人は學校常番さなつて宿直す授讀助は多く子弟篤學之者を用ゆ

提學は一人に限らす御用人にて學校掛たる者即ち提學也表御用部屋書役の內にて學校掛り二人之に屬す江戶にては勸學目付なし安政三年正月文武場新置之時初て學校御目付を置く司書は授讀同助より兼勤書籍出納貸與之事を司る江戶には通官執讀なし書記は學校坊主一人なり

文武場を置し時學校に付て改稱なし文武場之部に記する如し

職員概數　敎官事務官を通して二十餘名あれ共書記を除くの外は交番に出勤せし者にして日々出席する者は大抵七八名に過きす文武場と改稱せし以後は敎官の數大に增加せしも其數不詳

生徒概數　往時寄宿生なく通學生四五十名許ありたり維新前に至り始て寄宿を許し其費用は食料の外一切藩費を以て支弁す當時寄宿生二十八許通學生五十名許ありたり

束脩謝儀無之

學校經費　學習館に同し

藩主臨校　毎年兩度藩主臨校して親く生徒を奬勵し又定期試業は本邸書院に於て之を施行し藩主之に臨場するを例とす

信曰く　毎年兩度御臨校の成規なし時として御臨校ありし事聞傳ふと雖も近時其事なし定期試業は　本殿柳之間にて施行の事前に記する如し

祭儀無之

學校構造及建物圖面

明教館敷地凡三百坪餘建坪二百坪許あり又文武場全体の敷地は凡二千五百坪許（建坪不詳）ありたりと云其構造圖面等は渾て詳ならす

學校に於て出版翻刻せし書籍目次及藏書の種類部數不詳

但藏書の種類部數等は和歌山學習館に減せさりしと云

信曰く　明教館の藏書は同書庫に充溢せしか戊辰江戸引拂の際國學所及大納戸藏書（御代々御遺譲貴重の書籍を御納戸頭へ保管を命せられたるを大納戸御書物と唱へ容易に閲覽を免されす書目傳わらされは部類不詳れ共頗る巨多なりし）と共に勢州松坂へ輸送同所學問所藏書となし學事の擴張を謀る然るに江戸より松坂へ移住之輩は往々若山住を命せられ且廢藩置縣に至り該校亦廢止により書籍は皆若山へ轉送せしものと見へ若山德義社に松坂學問所書籍目錄と題する一卷存せり之を檢するに正しく明教館國學所乃至大納戸の藏書と察せらるゝもの多し總書籍の成行き詳かならすされ共恐らく和歌山へ輸送同縣廳へ引渡し或は公家へ還納（當時本邸文庫に元大納戸藏本の分あれはなり）又は散逸の分もあるへし尤江戸より松坂へ送付の時幾分かを殘し江戸御留守居方にて保管の處若山より出張公用局よりの請求に應し授付したる分後還付なく成行不明との旨御留守居方帳簿に記載あれは江戸に存置の分もありしと見ゆ松坂學校の部に明治五年廢校の時悉く賣却せられたりとあれとも強ち然りしとは察せられす

明教館全圖

北
● 生徒五関ニ拘ヘ居此処ニテ一揖シテ授読助ノ処ニ至ル
□ 授読助席
⊠ 授読席
◉ 樹
御蔵
三畳
二間半
入口
十二畳
七畳
上段
五畳
四畳半
三畳
五畳
御用人部屋
六畳
玄関
四畳
三畳半
物置
上ノ馬場通
南
学校坂

明教館建増之圖
安政三辰年以後
本居中衛居住

松坂學問所

按するに松坂は御城代初地方官等若山より在勤其他は鳥見役地方御仕入手代同心等の輕輩のみにて上下の士類僅少田丸白子亦同し故に從來學校等設置之事に至らさりしか　舜恭公は夙に文學を御奬勵若山は無論江戶邸中にも明敎館を設けられたり時に成田八大夫氏意石三百は寬政十二年十一月小林六左衞門跡勢州奉行兼松坂町奉行に補す學校の必要を謀り設置の事を建議即ち允を得て文化元子年初て校舍を松坂町代官小路に新築落成す依て敎師を若山に請ひ學則等總して若山學習館に倣ひ開業爾來此制に準據常に若山より敎師交代して敎授す松坂に學あるは成田八大夫の功といわさるへからす此篇を編せんとするに記錄傳らすして更に資料を得す偶々近事文部省發刊之日本敎育史資料伊勢國の部に松坂田丸兩學校の記あり其何に依て編せしを不知と雖も以て槪畧を了知すへし然れ共遺漏誤謬を免れさるものあり故に今之を松坂の古老乃至關係知覺の者に糺し其見聞報道之ものを朱書補綴す而して史資料には初めて若山より派遣の儒官を川合衡とす同人の譜を閱するに其記なし南紀風雅集に督學山本東籬が石士錦任に松坂に之くを送ると題する詩に

松坂自昔稱大鎭。豪富夾衢屋皆潤。特置司城總留守。兩曹三領儼成陣。化民猶闕庠序敎。往々挑達失孝順。父老相謀爲上請。官允去年鄉校成。輪差泮士徃授徒。今春啓行是石生。石生英發年尙壯。意氣揚々匹馬輕。此行創業任亦大。每懷无及宜竭誠。勢陽有學自今始。規條應須簡且易。唯說孝悌忠信足。木鐸老人乃是義。作德於諒弊且貪。何必紛然事文僞。講經唯務從宋儒。敦篤愼勿近名利。

注曰寬政甲子始設是鄉校

寛政甲子は即ち文化元年甲子にして事實符合す單に石士錦と記して氏名を不揭れは何人たるを解せす或は川合衡なるや將た別人なるや詳ならす暫く疑ひを存す

日本敎育史資料記載

松坂學校

學事上の制度　總て本藩の指示に隨ふたるを以て別に制度を設けす

士族卒の子弟敎育方法　各自の心に放任すと雖も他領へ遊學せしめし者更に之れ無し

平民の子弟敎育方法　農民と雖も藩立學校へ入學するを許可し曾て之を禁止する事なし

「明治二年藩政改革之時に至り大に平民子弟の就學を奬勵せられ生徒頓に增加す」

家塾寺子屋設置の制度　家塾寺子屋の開閉は各自に任せ敢て之を檢束する事無し

校名　初め松坂學問所と名け後學習館と改名す

「明治二年藩政改革の時に至り紀州各郡民政局の制により鄕學と改稱せしも尙學習館と通稱したり」

校舍所在地　初め伊勢國飯高郡松坂殿町字代官小路に在り後同町字大手に移す

「字大手に非す同町大手通りに移したるなり」

沿革要略　文化元年藩主德川治寶其臣成田某（松坂城代）の言を容れ命して本校を松坂城外に經營せしめ其翌年儒臣川合衡を派して掌敎とす爾後本藩儒官の內一名宛交代出張して其敎務を管理せしめ和歌山學習館の制に倣ひ專ら漢學を敎授す慶應二年該館の改革を行ふに及ひ當校亦大に

規模を擴張し改めて學習館と稱し和漢學又劔術槍術等を敎授し學習館奉行を置き之を統轄せしむ明治二年藩政改革の時に至り組織を一變して鄕學となし武術の敎授を止む又藩校の部には左の如し

一學舍は文化二年に創設し明治五年に至りて廢止す其間學事敎養の概要を咀嚼するに奉行兼て學事を督し牧戶之右衞門鳥谷惣吉其他助敎筆道師等黽勉として業を授く

按に　敎育史資料右兩様の記あり文化二年に創設と云は誤にて前説を是とす

「學校創置の際松坂の豪商小津清左衞門、長谷川次郎兵衞、竹内嘉左衞門等多く書籍を寄附したる由當時の戶主竹内嘉方直話す奉行兼て學事を督云々本藩儒官之内一人つゝ交代敎務を管理云々明治五年に至て廢止とあるは皆事實にして川合衡の事は不詳れ共其後小林富太郎市川齊二人交代敎務を管理し牧戶之右衞門鳥谷惣吉等助敎す此二人は初期の敎員（鳥谷米餐と号す平民也其家尙存す）なり次て牧戶一郎大林五一郎（後修と改む）敎師となり助敎には栗本道之進坂口藤吉あり（平民也前記の小林富太郎は此間來て敎務を督せしならん）慶應二年三浦長門守在勤に當り規模を擴張學問所を改て學習館とし校舍三棟書庫一棟を建設和漢學及ひ劔槍の術をも併せ敎授す當時の儒官は大林修（市川齊の來り督せしは此時ならん）助敎に戶田秋成龜井清藏あり劍道の師は橘内藏太槍術の師は酒井縫之助なりし明治二年藩政改革以後劔槍術の敎授を廢し專ら平民子弟の就學をも併せ奬督生徒大に增加す此時の儒官は馬場源右衞門（元貞四郎と稱す江戶より移住）大林修にして助敎に齋藤祐三（江戶より移住齋藤海藏男）野口坦杉山甲子吉等ありたり筆道師なるものは前後に通して無之學習館時代となり書記一名を置かれしか是等之誤りならんか」

「右沿革は野口坦竹内嘉方等學司に關せし者に就き傳聞する處にて原より記錄の徵すへきものに非れは多少前後する處なきを保しかたし

敎則

敎科書　四書五經左傳

授業法　四書の素讀を卒へ講義輪講會讀等をなす

敎授時間　毎日午前八時より正午迄

「是れ學問所時代の敎則にして敎科書中十八史略文選史記等を泄せり明治二年に至り左記の學則を制定せられ專ら古學採用の事になりたり」

「學　則」

「學問之要者、安民に在、安民之本者、身を脩に先五倫を明にし道藝を學ひ大雅の風を存すへし讀書者、經書を先にして禮樂致治之大本を体し歷史を讀て治亂の跡を弁し制度之沿革を察し損益可知之政理に達すへし

訓詁者漢儒に基き古言を審にし課書の經史を精究し之を身に得て物に及ほすを要す

文者道を載せ詩者志を述ふ之大意を解得し嘲風弄月之虛華を禁す

學習精研他日成業に至るも徒善之學究たるを願ふは規模宏遠頗成材と稱するも侈言功利の談を戒む

和漢課目之學業成旁字内之体勢に通する者は猶德行を攷へ道藝を察し秘書寮に入れ國事に可任

を辨し之を政府に達すへし

國學寮課業書目

古事記翼大日本史　日本書紀脱カ　五國史　令義解　延喜式　三代格　法曹至脱カ要抄

漢學寮課業書目

毛詩　尙書古文翼周官　儀禮翼戴記　論語翼辨通刪　辨名刪　左史傳春秋　資治通鑑

右熟讀而後諸子百家二十一史及歷代儒先之傳註苟可補本業之缺者涉獵之亦可矣

四術畧記　經濟錄　尙書　周官　鋼鑑易知錄

本課之書、浩瀚不可速了晚學之徒欲得其大旨、宜就此目次

明治二年歲在屠維大荒落孟夏之月」

學科學規試驗法及ひ諸則　漢學筆道但生徒學習の期限なく亦文武を兼修せしむるの成規なし

試驗法　一ヶ年一度とし更に定日なし

職名及ひ俸祿

儒者勤　二人　漢學助敎　二人　筆道師　一人　門衞　一人

右の職員は維新前より維新後に至るまて更に變更する事なし

俸祿

儒者勤一ヶ月米一俵　漢學助敎一ヶ年五兩　筆道師無給　門衞

「助敎の下に助手心得と云者あり是等の人員を併すれは七名許ありしと覺ゆ是等は學問所時代の

頃ならん俸給學習館時代には左の如し
教授一ヶ月米貳俵　助教一ヶ月米一俵
助教心得なる者學習館時代は如何ありしや學問所時代には金貳歩つゝ下賜ありしと野口坦語
る」
生徒概數　生徒數六十餘人但寄宿生は無之
「學習館時代には殆と百名ありたり」
束脩謝儀　無之
學校經費　經費は時々本藩へ請求す故に定額なし
「今不詳」
藩主臨校　無之
「三浦長門守在勤之時及ひ勢州奉行等時々臨校臨時試驗を行ひ賞擧を付し或は唯巡見迄にて菓子
扇子等を付與の事ありたり」
祭儀　釋菜は一ヶ年一回之を行なふを以て例とす然れ共定期なし當日は一同禮服を着す
「學問所時代には略式を用ひられしか學習館となりしより頗る鄭重に至り當日教員麻上下を着し
床の間に聖像を揭け獻品數種あり教師先つ拜禮席を進めて大學の一章を講す畢て生徒二人つゝ
相伴ひ像前に進み稽首獻備の冷酒鯣を拜受退散す奉行亦臨席ありしと覺ゆ」
學校構造及建物圖面　地坪凡三百五十坪建坪凡九十五坪

但圖面は現今徵すへき者なきを以て之を缺如す

「學問所の敷地は三百坪前後なりしと雖も學習館の敷地は六百坪に餘れり時の助教たりし野口坦竹內嘉方及星合政輔等記憶の學問所學習館の兩圖末に揭くる如し學習館後小學校となり建物其儘存在星谷政輔は一時同小學管理中大に改築に關せしを以て記憶最確實なりと云同校舍は明治十六七年之比火災に罹り悉皆烏有に歸す」

學校にて出版翻刻せし書目及ひ藏書の種類部數

出版書目　勢遊草一部

和漢書籍藏書部數は凡二千五六百部にして確實なる數は取調かたし

「學問所創立當時の寄附書籍を初め明治初年江戶より送致せられたる書籍共三間に四間の書庫の上下に書簏充滿併列ありしを慥に目擊す明治五年廢校の際悉く賣却せられたり」

信按に　今若山德義社に松坂學問所書籍目錄一卷を存す之を檢するに正しく江戶明教館幷國學所乃至大納戶の藏書たりしを疑ふへからさるものあり即群書類集本朝通鑑丹鶴叢書の如き是也前記廢校の際悉く賣却されとも書籍目錄の若山に在るを以て見れは廢藩置縣之際和歌山縣廳へ引渡し或は公家へ納付したるもあるへく强ち悉く賣却にはあらさるか實際詳ならす

松坂學問所書籍目錄の部數

國典の部　四百二十一部　四千八百七十二冊

此內群書類集六百六十六卷本朝通鑑百十二卷丹鶴叢書百十四卷もあり

漢學部　二百九十七部　七千四百七十二冊

雑　書	三十三部		二百〇二冊
書巻類	百十七部		三十二帖 百四十七冊
文集類	六十部	詩の部	五百三十四冊 百三十七冊
世説新語初	十三部		九十二冊
海外書類			三百十九冊
清書全集初	六部		五十五冊
圖畫類			十五帖
洋　書	十八部		四十一冊
聖像着色	一軸	十哲像	二軸
聖像十哲附	三幅	彫　刻	
勢遊草	川合襄平著		
東軒漫錄	湯淺雨次著		
合千百五十二部	一万三千九百〇三冊		

松坂學問所図

松坂学習館図
講武堂
扣所
中庭
講義室
生徒控所
八畳
六畳
六畳
中庭
素読室
板張
玄関
生徒控所
書記室
式台
書庫
門
池
板塀
土橋
空地
民政局トナリシ際始メテ此地ニ菜園ヲ開カル

田丸學校

日本教育史資料記載

學事上の諸制度　總て本藩の指示に隨ふたるを以て別に制度を設けす

士族卒の子弟教育方法　從前は士族卒の子弟脩學せんと欲する者は隨意に家塾等に入つて之を學はしむ然れとも明治二年より以後は大抵鄕學校へ入學せしめたり

平民の子弟教育　平民の子弟と雖も隨意に學業に從事せしむ

家塾寺子屋設置の制度　家塾寺小屋を開設せんと欲する者は其意向に任せ別に檢束する事なし

校名　鄕學所と稱す

校舍所在地　伊勢國度會郡田丸町

沿革要略　抑も學事創立の狀況を咀嚼するに天保年間久野丹波守の家臣本藩の士其他有志等と謀り松坂の人深田守一津の人柊泰庵なる者を聘し寺院に於て漢學を教授せしめ始めて鄕學の基を開く爾後弘化年間より嘉永年間まて更に松坂の人鳥谷惣吉なる者を聘し同しく寺院に於て教育せしむ然れ共此時猶未た學舍と稱すへき者あらさる也明治二年に至り民政局少屬梅澤眞平等該知局事に白し始て鄕學所を置き學監教師及ひ副教師助教等を置き以て力を教育に盡さしむ「田丸學校の事は記錄の徵すへ〈く〉なく又故老の聞くへきなきを以て調査し難しと雖も同地の久野庸直は久野家の門閥なりし也其說に依れは前說大差なき如し然れとも此沿革要略何に依て記載せしものか知らす但鳥谷惣吉は全く聘したるに非す每月日を期し松坂學問所より同(一本地所)へ出

張講義をなし慶應二年より松坂は學習館と改稱之後も同樣出張講義あり又宇治の人鷹羽某を聘したる事もありたり」

信按に　梅澤眞平は江戶より松坂へ移住明治二年改革の際田丸在勤を拜す又改革の時各郡鄕學の制に學監の事なし松坂學習館既になし田丸亦然るへし

敎則　敎科用書　和漢歷史但書名不詳

授業方法及ひ時間割　授業は素讀を主とし每月六回敎師經書を講し遍く生徒をして聽聞せしむ又別に講義を請ふものあれは素讀了て後之を施す時間は午前九時より午後五時に至る

學科學規試驗法及ひ諸則　學科　和學漢學珠算術算木術

試驗法　定期なし唯一兩年に兩三度松坂學問所の敎師を依賴して之を試しむ其他諸則は唯敎師の意中にあるのみ

職名及ひ俸祿　學監一名　敎師一名　副敎師一名　助敎一名

學監無給　敎師年俸米十二俵　副敎師同六俵　助敎年俸金五兩

生徒概數　寄留通學合計五十八

束脩謝儀　渾て各自の意向に任す

學校經費　一周年の經費は米十八俵と金十五兩とす

藩主臨校　無之

祭儀　釋奠等の儀は無之

學校構造及ひ建物圖面　目今取調かたし
學校にて出版翻刻せし書籍目次及ひ藏書の種類部數
出版書類はなし且藏書の種類も當今藏書々目なきを以て取調かたし

鄉學

鄉學は明治二巳年二月十五日國政大改革の時諸郡に知局事を置かれ鄉學を立て士民の文明を開くを掌らしむ是を鄉學の嚆矢とす然れとも百般更始民事多端未た手を鄉學に下すに至らすして既に廢藩置縣となる故を以てや每郡必置の事聞く處なし日本敎育史資料左の一節を記載す即ち信か創設したるもの也

舊和歌山藩立南牟婁郡木本浦學校

校名　鄉學所
校舍所在地　紀伊國南牟婁郡木本浦民政局內に於て敎授し后明治三年二月同浦二分口役所に移し同年九月同浦祐福寺に移す
信曰く　創設の時は牟婁下郡と稱せり廢藩置縣三重縣に屬するに及て南牟婁郡と改稱したるなり
沿革要略　學校の創設は明治二年三月に係る當時少參事堀內四郎吉同少屬兩角貞藏其他權少屬田村耕逸等鞅掌の餘暇を以て力を學事に盡せり
敎則　敎科用書　四書五經左傳國語史記
授業方法及ひ時間割　素讀　朝四つ時より晝九つ時まて　講義　晝九つ時より八つ時まて

學科學規試驗法及諸則　學科漢學○試驗法　試驗は一ヶ月若くは二ヶ月に生徒に復讀せしめ一點の失誤なき者には參事臨席して若干の賞與あり○簡短なる生徒訓條ありしも目今存在せさるを以て記するに由なし

職名及ひ俸祿　學監一名　幹事一名　敎頭一名　句讀師二名

學校職員役祿　學監不詳　幹事年俸二石四斗　敎頭不詳　句讀師年俸二石四斗

職員概數　定員と異なる事なし

生徒概數　三拾八名内寄宿生八名通學三十名

束脩謝儀　無之

學校經費　不詳

藩主臨校祭儀無之

學校構造及ひ建物圖面　舊官舍又は寺院を以て敎室に充てたるを以て其地坪建坪等不詳

學校にて出版翻刻せし書籍目次及ひ藏書の種類部類

出版翻刻せし書類は無之藏書の種類和書一部漢書二十九部

記中堀内四郎吉とは信か原名也信明治二年三月十七日入郡四月朔日鄉學を開設す僻地の漁夫山民兒童敎育の爲なれは所記の如き堂々たるものに非す唯簡易を主とし極めて程度を低ふし千字文皇統歌杯より敎授し地士帶刀人等の子弟等へは四書小學等を授けたり兩角貞藏は元出石藩人にて文學あり且書を能す故に和歌山にて判局事に推薦敎頭となしたり學監は置すいつれも係り

員とし兼務せしめたれは學事に付ては俸給なし貞藏は習字の敎師を兼しむ他は本記の如し

一木本浦地士南大助小前藤吉 資產ある農商を荒立と稱し普通なるを小前といふ の兩人は從來浦中の子弟へ習字を敎授所謂寺小屋をなし懇切周到門人合て百三十餘名といふ依て五月四日兩門弟を廳堂に召喚席書を試み半紙三折つゝ賞與敎師兩人へは金貳百疋つゝを與へたり

國學

嘉永七寅年十一月廿五日 於江戶布達

一近年度々異船渡來之處當時諸蠻共に打開け其國に不預外事にも追々通曉いたし候趣にも相聞候付ては万一之節皇國古來より之行勢等をも弁別致し無之候ては不都合之場合も可有之付以來國學をも精々勉强いたし可申事

此度本居彌四郞儀此表へ罷越候付同人へ稽古致し精々御用立候樣可心掛候尤猶御世話之筋も可有之候間相學ひ度面々は其段申出候樣

同日

一 御用人奧掛り 山田庄左衞門

此度國學執業之儀被　仰出候付御用立候者出來候樣行届世話可致與之御事候

同日

一 大御番格 歌學 本居彌四郞

別紙之通此度諸向へ被　仰出候間和學熟業御用立候者出來候樣行届世話致し可申候

彌四郎は內遠と稱す本居宣長之孫也此時御用有之旨を以江戶へ召し下す依て長子中衞豐頴を從へ出府に依り此命ありたり

安政二卯年二月八日　於江戶

一　國學御用筋山田庄左衞門相勤候通り行屆可致世話との御事候　御用人奧掛り大組持格　江川左金吾

同年三月十三日　同

一　御出入被　仰付內々爲御合力三人扶持被下之　水野大監物家中　村田嘉門

國學御用筋本居彌四郎申合出精取立可申候　同　人

委細之儀は彌四郎へ可承合事

同年六月朔日

一　國學稽古場へ御用之透々罷出世話可致候　御納戶頭　長井四郎左衞門

各通　御徒頭格　常御供　吉岡宅右衞門

新御番　梅田次郞大夫

國學稽古場へ御用之透々罷出肝煎可申候

記中山田庄左衞門は若山の人尙忠と稱し左金吾は良安四郎左衞門は裁之宅右衞門は鶴峯次郞太

夫は三彦と稱し皆江戸の人豫て和學に從事和歌を善くせり又村田嘉門は春野と稱し世々和學を業とし當時鏘々の聞へあれは國學開始に當り特に雇聘敎授を命せられたる也抑國學は寛政四年十二月勢州松坂に於て本居宣長を召出したるを始とし二代三四右衛門大平（文化五年初て若山に移時々古事記万葉集源氏物語を侍講す）三代彌四郎内遠其業を襲く又加納兵部諸平長澤衛門伴雄等輩出大に其學を張る皆　舜恭公の時に在て人國學ある事を知りしは寛政文化に初る四方各自の門に學ふ者亦尠からすと雖も皆私塾の躰にして未た公認文學の數に加へされは官設學校及ひ奬勵試驗賞賜の事なし嘗て江戸に於て前田（建）（一本健）助夏蔭へ御扶持を賜りし事あり　舜恭公天保年間長澤衛門をして伴州五郎信友菊池容齋内藤溪次郎に就き古實之事調査せしめ給ひし事あれは夏蔭も或は是等之顧問に備わりし爲にもあらんか詳ならす然るに水野土佐守は豫て國學に篤く丹鶴叢書の如き大部の著述をもなしたる程なれは文武奬勵之時に當り此學の官設なきは頗る缺典を認め此學に及ひたる也然れ共未た定れる所なけれは假りに北御物見所を國學所とし生徒を敎授官費を以て數多之國書を購求大に躰裁を完備せしむ於是續々入門之徒多く學業駸々相進む殊に國學之泰斗たる本居家出府といふを以府下此道の士は遠近相續て其門を叩くも尠からす頗ぶ盛況を來せり然るに彌四郎内遠は不幸にも僅に一年許にして安政二年十月に歿す依て長子中衛豐穎に敎授を命せられ村田春野は顧問に備て敎授に服せり安政三辰年四月上之馬場文武場落成により同郭中へ移轉授業す

一安政四巳年十二月七日門下之士を本殿御小書院に召され小鳥合之會を催さる其式雲上に倣ひ烏帽子布衣素袍に出立侍臣も打交りて各趣向の小鳥に歌をそへ左右數番相戰しめ鳥の制者は村田春野

歌の判者は本居豊穎其他講師讀師奉行等式法によりて執行古雅優美いと物珍らしく見へたり詳なるは　昭德公當年之譜に記載す

安政五午年十一月十日　於江戶

一國學宜致候付內々爲御合力年々銀五枚被下　御出入　小中村將曹

國學所へ罷出本居中衞初へ申合諸生引立之儀骨折可申事　同　人

安政七申年二月五日　同

一　御出入國學所へ罷出諸生引立　小中村將曹

國學所へ罷出諸生引立出精に付爲御合力三人扶持被下置御銀其儘被下

將曹淸矩と稱す身商賈より出國學に達せり本居內遠之出府を聞き夙に其門に入り常に國學所に出入し教授を助けしか遂に此命あつて初て藩士に列す維新の後諸省に歷仕文學博士の學位を拜し又帝國議會の勅撰議員に擧けらる事は古學傳に詳なり

和歌山國學所

和歌山に於ても從來公設の國學所なし江戶於て既に其設けあれは和歌山も同しく設置當時江戶御在府ゆへ政令皆江戶より出たりと雖も官簿缺逸詳にし難し嘗て前田水穗より提出の調書あり暫く之を揭けて大界を示す

一　和歌山國學所創業次第　加納兵部

安政三辰年八月十日國學所御取建に付同所へ罷出諸生取立可申旨被　仰付

田淵儀八郎
前田九左衞門
山東權十郎

一同日國學所へ罷出肝煎可申旨被　仰付

御家老　久野丹波守
御用人　岡田主馬
同　山田庄左衞門

一同日左之面々國學所掛り被　仰付

一同四巳年三月十五日御仕入方客座敷借用相濟仮國學所と唱開業

一同年六月廿四日加納兵部病死仕候

一　前田九左衞門
山東權十郎

同年七月二日加納兵部病死致し候へ共授業の儀は申合重立是迄の通可致世話旨被達候

一年月日不知本居中衞江戸より歸國に付授業之儀同人へ被　仰付候

一年月日不知岡山文武場外勝野八彌屋敷國學所に御買上け相成藩政御改正迄授業致し候事

兵部は即ち諸平也別に傳あり儀八郎は孝脩九左衞門は吉年又水穂權十郎は正周と稱すいつれも豫て和學を修む蓋し大平内遠乃至諸平の門人なるへし

蘭學

蘭學は從來國禁たるを以て固より修學之徒なかりしか嘉永年間外國船頻りに邊海へ出沒之事よりして世論大に動きたる折柄亞國軍艦浦賀へ渡來に續き遂に解禁に至りたるを以て嘉永七寅年十二月廿三日を以て左之如く布達せらる是蘭學所公開之始とす　於江戸

近來異國船度々渡來に付ては當今之時勢渠等之動靜をも熟察致し候半ては万一之節不都合之儀も可有之に付向後蘭學をも專ら可致稽古候右習學之儀は綿密に切瑳致し候半ては兎角熟習會得之場合に至り兼候事に付相學ひ度面々は猶御世話之筋も可有之候間其段申出候樣向々へ可被相達事

一此度蘭學稽古之儀被　仰出候處未た右稽古所無之候付出來迄之內當分學問所明き日之節々於同所稽古爲致可然候間申見宜被取計事　學問所は赤坂邸上の馬場明教館也

　御出入竹內玄同折々出席之筈候事

有馬日向守醫師　竹內玄同

一

御出入被　仰付內々爲御合力五人扶持被下之

御用之節は御廣敷へ罷出可申候　同　人

蘭學御用筋有之節は折々右學問所へも罷出可申候　同　人

　玄同は當時有名之蘭醫にして安政五午年七月七日幕府の侍醫に被召出たり

御用人　齋藤政右衛門

此度蘭學習業之儀被　仰出候付一際御用立候者出來候樣精々行屆世話可致と之御事候

右いつれも同日に於江戸達す

安政二卯年二月八日　於江戸

一　蘭學御用筋御出入竹内玄同へ被　仰付候付其方にも此表に罷在候内右場へ罷出稽古人引立之儀出精可致世話候

御納戸頭三郎右衛門總領　津田茂一郎

本文に付三人扶持相渡筈候付其段當人へ心得させ之儀も齋藤政右衛門へ申付之

同日同

一　御出入被　仰付候内々爲御合力年々銀拾枚被下置之

御出入玄同養子　竹内静庵

蘭學御用筋養父玄同へ被　仰付有之候得共其方にも右場所へ罷出可申候

同人

津田茂一郎後又太郎と稱す維新之際國政改革御委任ありたる出之事也去年十一月蘭學修行を願立江戸に出府したるなり静庵後被召出侍醫となれり

同年七月九日

一寄合御醫師に被召出知行百五拾石被下置之

伊東玄朴養子　伊東貫齋

同人

蘭學稽古所へ罷出諸生引立之儀格別出精いたし御用立候者出來候樣骨折可申候

御出入竹内玄同へも本文引立之儀被　仰付有之候間同人申合出精可致事

安政二卯年八月四日

一日々蘭學稽古所へ罷出諸生引立可申候　寄合御醫師 蘭學稽古所へ罷出諸生引立　伊　東　貫　齋

貫齋亦蘭醫にして世に用ひらる安政五年七月五日竹內玄同等と共に幕府に召され御本丸奥御醫師となる

同三辰年正月　於江戶

一水野土佐守家來柳川春三被召出知行七拾石被下蘭學所へ罷出蘭學敎授可致旨被　仰付

按に　春三の事近時發刊の大日本人名辭書に據く曰く春三は尾張名古屋大和町の人也父は西村武兵衛と云ふ春三始め西村辰助といひ後良三と稱し安政の初柳河春三と改む名は春蔭字揚大昉臥孟楊江等の号あり生れて二年に至らさるに筆を執り字を作るに狀をなす父母之を奇とす後丹羽嘉六に就て書を學はしむ數月にして筆法精妙也三歲の時尾侯德川齊明卿館中に召して書數枚を書かしむ文字活動龍蛇の如く公深く感賞侍臣亦書を需め數十幅の多きに至る最後公一幅を需む大書して曰く一もういやになつた是に於て公益々其才量に驚く四歲の時書する所の扁額今猶尾州笠寺にあり十一歲の時書を著はし法華經の說を駁す十二歲の時西洋砲術の書を著はし以て洋砲必須の理を辨す尾藩に於て上田帶刀の砲術を開きしは多く春三の力に依るといふ始め伊藤圭介に就て洋書を學ひまた國學を勉強す且幼より醫術を修行し醫を以て業とせり嘗て紀藩の老臣水野土佐守の爲めに譯著する所の洋書一百餘卷に及へり安政五年十月土佐守の推薦を以て召抱へられ知行七十石を賜り寄合醫師を命し蘭學所出勤を申付らる慶應初年幕府に召され開成所敎授頭取を命せらる此ころ木版を以て中外新聞を發兌す實に我國新聞紙の嚆矢たり明治維新の後大學少博士に任せられ正六位に叙す其人となり瀟洒澹泊高く俗塵を脫す酒を好み醉へは必らす河伯舞をなす狀態人をして抱腹に堪へさらしむ明治三年肺病を患ふ以て意となさす案に凭り書を讀む人亦其危篤なるを知らす二月廿日友人宇都宮三郎之を訪ふ春三曰く今日は頗る輕快なり君と對食せむ乃ち鰻を命し共に養ひ箸を歛るの際俄然吐血し終に絕せり享年三十有九(宇都宮三郎柳河梅二郎直話)。

一春三藩に辟されしは二十五歲の時也蘭學所のみになく國學所をも兼務したり一夜長井氏に來り古今集の歌牌を書す六つ時比より傍人に歌を讀しめつゝ筆を執り其誤讀を正し四つ時比に四百枚を書終る古今集皆暗記と見へたり信官局に在て屢其人に

接し能く其後才を知る然れ共磊落不羈公事を意とせさるには持てあましたり身赤貧一物なく常に酒に酣し頭頂所謂五歩月代にて異状の一奇人也し

同四巳年二月十五日　於江戸

一御出入被　仰付爲御合力三人扶持被下置之　京都住醫師　赤澤寛輔

一　御出入　同　人

寛輔事安政五午年九月廿五日蕃書調所出役教授武拾人扶持金拾五兩御手當被下旨拜命又安政六未年十月五日に先達て公儀御雇被　仰付候得共御用之透に此方蘭學所に罷出諸生引立可申已前之通御扶持方被下との旨達しあり

折々蘭學稽古所へ罷出諸生引立之儀格別出精致し御用立候者出來候様骨折可申候

概畧如斯にして安政三辰年四月上之馬場文武場落成後は同郭内へ引移り授業す學則初總て之規定等完備と察すれ共今や調査之材料なくして詳なるを得す尙侍醫にて若山より在勤せる丸山健齋后卜庵郭延雪の如きも蘭學所敎員に補せられたり延雪は甞て京師之蘭醫小石元瑞に學ひたる由三毛梯次郎平角次男松見斧次郎大御番輩亦助敎たりしと覺ゆ斧次郎は蘭學修行を願立若山より出府したる也洋學とはいふものゝ畢竟其程度は極めて幼稚僅に長崎通詞等より之傳播に起因したるなれは和蘭文典翻譯書等に外ならす英學抔は夢にも思はす又唱ふる者さへなき時節該津田又太郎か卒先修業を志し自奮出府せしは人皆吃驚せし程の事なれは蘭學敎員の如き闔藩其人なく故に續々他より雇聘せられたる也而して生徒學事の狀習學人員之多寡等如何ありしや爲めに學遂け業成りし者ありしとも聞かす程なく万延に至りて土州大夫は幕譴を得て新宮に蟄居續て天下騷擾人心恟々諸學自つから不振の機に際會僅に學館を維持荏苒打過たる也然るに時勢は益切迫洋學之必用益急を感する

場合なれは蘭學生之內津田海介日杵欽太郞日杵隆吉輩に他家入學を命し或は侍臣中より西山乾を派し洋學に就かしめられ又福澤諭吉は專ら英學を主唱盛に教授を行ふといふより若山より子弟之者數十人を撰み東下せしめ福澤に官費入學を命せられしか慶應義塾を芝新錢座に開設する頃恰も戊辰瓦解の前に際し擧て退學歸國獨り小泉信吉等（和田與四郞草郷清四郞吉川泰次郞）の數人のみ斷然止て苦學勉勵遂に成業に至れり是蘭學開始已來之槪況とす後小泉信吉は明治六年十二月小浦鉾三郞は同十一年一月いつれも英國修學を企洋行なしたり共に大金の學資を賜といふ

和歌山蘭學所

安政年間岡山文武場建築蘭學所を設けられたれは亦江戶に準し諸般を規定教員を設け修學督勵ありしは必然と雖も更に筆記之ものなく絕て考ふる處なし唯野呂靜吉郞公翊（學習館之通官）の畧傳に癸丑後官募人讀蘭書公翊亦與專致力洋學の數語あれ共應募者は誰々也し哉將た成行之如何も知りかたし當時洋學に名ある大家は槪ね江戶に輻輳す日進開新之學を修する勢ひ都下に走らさるへからすされは和歌山に在て成學之徒ありしを聞かす兎に角記すへきの材なし

寺小屋

書學は從來官より關涉の事なし所謂手習師匠の意向に放任せり該師匠なる者は槪ね時の御右筆御書方又は散閑の士分浪人村夫子且那寺の和南（郡村は專ら寺院を師とす）にして總て之を寺小屋と稱す（寺屋と書するもあり）各自の教則は師弟相承の習慣に成立たる閑易適宜の設けありて大同小異に歸す書風流法亦區々と雖も槪言すれは官衙の公文普通の行文書信皆俗樣行われ儒醫等文學社會に非れは唐樣（二王等諸法帖もの和漢大家）

支那書風と稱するものは用ひさる姿なり 彼の山本忠右衛門は一派の書風を起し品格優秀他の俗樣と頗る趣きを異にして山本流と唱ふ忠右衛門は寶永二年表御右筆御書方に擧けらる御書方とは表御用部屋中の一局にて京師幕府を初め御族戚諸藩諸向へ對する正式の公文奉書目錄標札題字等の執筆を司り所謂右筆認めと稱する文筆に服するの職也 （奉書目錄初めの書法は古實制式乃至公武家格位爵區別嚴齊一定の書式あり皆御書方の掌る處とす法制部書式の條に詳にす）
忠右衛門惟命は在職四十年其子忠右衛門初昌孝亦父に劣らさる能書故を以て同しく御書方に奉仕在職六十年時の　公子公女の御書學は忠右衛門父子指南し奉れり或は　幕命を以て御用之謄寫に服事（按に有德公藩にあらせられ夙に忠右衛門の事御熟知因て特旨此命ありしならんか）せり如斯を以て山本流之名聲世に高く爾來御書方なる者は同流に限れる事に成り自つから藩流の形ちをなしたれは一藩風靡遂に紀州全國に普及いつれの市在も如何なる僻地も山本流ならさるなきに至れりされは藩士も商賈も民間も維新に至る迄百四五十年間不變の國風を馴致し他國の人其書風を一見すれは問はすして紀州人たるを弁知之有さまにて他よりは目して單に紀州流と稱したる也初代忠右衛門の書は力あつて筆法嚴正二代目忠右衛門は圓滑優美後世宗とする所は專ら二代によりし也然れ共轉傳の久しき往々流旨の筆法を失ひ形容模似に流れし弊は免れす忠右衛門父子之書風は次に模出する如し
一書學人名に揭る山田傳大夫初の書風は何樣たりしや考ふへからす山本流の他に諸流の俗樣も行われしと雖も强て拔羣の人ありしを聞かす若山府下のみにても所在亘多の敎員ありしなれは到底詳ならされとも結局山本流專ら行われ弟子五六十人つゝ敎へ多きは二百人に及ふもありしと也江戸邸書學も畧是に同といへとも二つ折三つ折等之稱なく初歩第一にいろはを敎へ夫より手紙の文國

盡し今川狀等に移るなり

一書學の敎則敢て一定の程度なしと雖も大略左之方法による唯大同小異あるのみ

敎場　敎師之自宅　男女別席たとへは男子は本宅女子は長屋と云類なり

修業時間　毎日早朝より晝八時迄

午餐は面々自宅に歸り再ひ通學す八時は今の午后二時頃に當り終業歸宅を八つ上りと唱へたり

武術稽古場へ通學或は夏時水泳修業の者は自己の都合上時間の伸縮を師に乞ふ

休業日　毎月朔日　十五日　廿五日菅公の忌日ゆへ也　五節句　四月十七日和歌御祭禮

毎年正月十一二日迄　盆休盆中十六日藪入迄　毎年十二月廿四五日より

寺入　入門の事なり師匠へ束脩酒切等相弟子一同へ手本紙二三枚つゝ水引かけ配付す或は之に饅頭三五つゝ添ゆるもあり師匠に寄りて寺入ある毎に輕き吸物取り肴にて神酒を飲せ相弟子一同へも同樣出し弘めをなす筋もありしと也

草紙　半紙反古を二十枚計綴八冊計持參五冊は午前に三冊を午后に習ふ時として代師之者檢査す

手本

手本紙と稱する仙哥樣之紙を用ゆ之を六つ折とし書し與ふ入門の初度一度は師匠より惠與す書方次第階級あり大略左之如し

甲
いろはにはへと
以下四十八字迄
一二三四五六七八九十
一
めてたくらく
二
うれくあれく
三
まんそくいさいい
師によりては此数字をいろは七字の次へ二字づゝ加へたとへはほへと二下とちり
手本表折返した処に姓名を記ス
何之誰

父母帖　万治三年正月　南龍公（一本アリ 御作）

父母に孝行に法度を守り謙り奢らすして面々の家職を勤め正直を本とする事誰も存したる事なれとも彌能相心得候樣に常々下へ敎へ申聞へきもの也

子正月　日

右龍祖之時國中へ御訓諭享保十一年二月　大慧公年久敷儀にて絕へたる所もあるへしとて紀勢領民へ普く下し賜ひ又安永六年四月　香嚴公再ひ國中へ彌遺失せさるやうにと懇論し給へり故に全國の寺小屋にては從前より習字手本に書し幼少より敎へさとす事津々浦々熊野の果々迄も一定の習慣となり父母帖といへは誰知らぬものなきなり之を適度に區切り手本に書し與ふ

人馬を持　香嚴公御作

人馬を持ち武具を用意して役義をかくましと思はゝ美麗を好ます無益の費をなさす正に儉約を守るへしけんやくの仕かたは唯我身の不自由を堪忍するにありたる事を知るへし

御遺訓　神君御作

人の一生は重荷を負て遠き道をゆくかことしいそくへからす不自由を常と思へは不足なしこゝろに望おこらは困窮したる時を思ひ出すへし堪忍は無事長久のもとひいかりは敵とおもへ勝事はかり知て負る事を知らされは害其身にいたる己を責て人をせむるな及はさるは過たるよりまされり

右兩帖共適宜に區切り書し與ふ

一此外苦は樂の種樂は苦の種と知るへし抔といふ警語數種より和歌浦名所、國盡し、苗字盡し、都路、今川帖女之向商賣往來、千字文、名物甲盡し、庭訓往來等順次階級に隨ふ而して上達之者は奉書折手本に進む往來狀之如きは折手本之部分なり

參場上り　毎日早朝より參場姓名札を札枠へ差し自己の机を出し勝手之席を占む　各自傍に手文庫を控へ向合ひに幾側にも列座す遲參の時は席末不良之場へ着席せさるを不得は皆競て早參善所を占んとする也札番之者は差札によつて出席帳に記入退散之時は早參之者より順次点呼之に應して一人つゝ師の前に出辞儀をなし退場す之を上りと唱へり

生徒中年齢等級相應之者順番に左之役割に服事す

役割

札番　　　掃除番　少しく居殘りて上り跡の掃除をなす也

下駄番　上り前に生徒一同之履物を行儀能く直し置く　　　反古拾ひ　跡掃除之時落散したる反古類を取集め屑籠に入る

拍子木　書歸り及ひ上り之時共撃柝にて合圖す　就業之間折々無言ーんと唱へて拍子木を打然る時は一切無言となり一心に習ふ事とす暫くして無言明き、と唱へ又拍子木をうつ此前後は習字しつゝ少しく語るも妨けなし

掛け札　教場へ門下之姓名札を各場格之部に掲く第一初歩を二つ折と唱へ順次六つ折迄之格合あり　習字標準之爲紙を折るといふ義にも非す唯一種の名稱にて寺小屋一般之唱へと成り來り幾つ折とさへいへは學事之程度人皆領知したとへは筆を求むるにも幾つ折の筆とのみ稱し其品名は唱へさる類にて取りも直さす等級の事也此掛札は平素之勤惰且競へ之節の功拙によつて上下せらるゝものとす

九々呼聲　習字の間に代師音頭を取り生徒一同に手本の讀み又は八算九々の呼ひ聲を教授す　是れ傍ら衛生發聲の爲なるへし或は暫時庭園等を遊歩せしむるもありし由又師匠によりては折々習字を午時に止め謡曲を教ゆるあり衆生徒圓座し同音に和唱今の唱歌を教ゆるに同しといふ

清書　月六回程清書紙と云紙へ清書す師匠は二筋の朱棒を加へ特に宜しきは棒を増す之を上りといふ而して紙端に左之褒詞を

記す同文言にも本字かな字の別ありて誰彼は適れに成りたり抔讃むやうの奨勵を含ましめたり清書毎に手本を進め前文を習はしむ不出來にて批正を加へらるれはいたく耻て持歸り父母に示すも好まさる躰なり

適見事に御座候　天晴見事に御座候

一段見事に御座候　字々見事に御さ候

扨〳〵見事に御座候（頗る下等にて生徒甚嫌忌する處のよし）

數八　毎日四人つゝ師匠之前へ手本草紙硯箱を携へ出設けの机に座す（前に二脚左右側に一脚つゝあり）師匠は其習ふ處を字突もて敎正す之を數へと唱ふ如斯代る〳〵出て敎示を受るなり

大さらい　年一回大さらいさいふあり習ひ終りたる手本を十分に復習暗熟せしめ而して其手本一冊に合綴師匠之手元へ出し師の面前無手本にて初より文言字形一字も誤らさるやう暗書す師は綴出したる手本を見へさる様に控へ居てたさへは其なの誤るをも記帳し甲乙を判して掛け札の格合（二つ折三つ折也）を上下進退す即ち大試驗にて生徒の大責たり

競べ　年一回つゝ師匠は席上生徒の場格に應し手本外の詩歌等出題して書しめ敎場へ掲示す之をくらへさ唱ふ大さらい済て後に行ふよし江戸にて席書さ稱するの類なり

謝儀　生徒よりは毎年盆暮兩回に凡金貳朱つゝ（今の十二錢五厘）程謝儀するを通例さす固より隨意に任せあれは身分の上下家の貧富によりては異同ありさいふ此外疊賃等代さ稱し年一回程青札ゝ赤札（十六文廿四文）を納む此外何等之費なし冬分炭代の事なし生徒皆手炉を持參する也

鏡開き　毎年正月七八日之比師匠宅にて鏡開さ稱し門生一同を請し蜜柑千餘にて酒盃を汲み興す此時猿廻し興行を恒例さす

遊參　毎年春先には師匠弟子一同を誘引和歌の浦天神荒濱等へ遊參す皆辨當を持參師匠方にて持人に持せ行き終日遊戯を恣にせしむ生徒終歳の一大快樂さ歡喜斜ならす

懲誡　生徒半紙に水打かけて習ひし如く僞り無言中に發語し或は惡戯に耽り途中喧嘩をなし又は幾層も積重ねたる机を人知らぬ間に故意にて最下層に積換へ置迷惑せしむる抔意地悪き所作をなしたる者は師匠及ひ代師見認めて退散の時誰々は殘るへ

しと命して再ひ習學乃至跡片付掃除に服事せしめ或は三つ折四つ折等之階級を下すあり預て教場に揭ける鞭笞弓の折れは示
威の方便と雖も嚴酷なる師匠は時には鞭箠を加へ又留め置き机上に起立せしむるもなきにはあらさりしと也

大略如斯にして薫陶誘掖之懇切頗る至れりといふへし代師といふは高弟之者にて師に代て教授を許され日々師匠の助手たる者也

一通ひ弟子と稱するあり自家にて習學し清書のみを師家へ持參批正を乞ふ也御書方等繁勤の教員は私宅にて弟子教授之暇なけれは概ね通ひ弟子のみ也しといふ

山本流用筆　寸法如圖筆師皆福山を名乘る故に福山筆とも云

貳つ折　すゝ色軸　黄練縲へ赤練縲巻き

又赤練縲へ黄練縲に卷あり

三つ折　同軸　練縲り巻

四つ折　白軸

五つ折　黑軸

手本書と稱するあり五つ折と同形にて穗一步程長く軸すゝ色

日記書　赤軸　段々廻し割ミ[マヽ]

右は專ら若山の事を記す江戶邸中にては御祐筆役の者各私宅へ門人を集め山本流を敎授したり又或は御家流溝口流を敎ゆるもあり乃至は他の書家に學ふ者もありたり總して敎授の方法は若山と頗る異なる所ありて江戶手習師匠の事は明治廿五年大日本敎育會にて調査の維新東京私立小學校敎育法といふに詳也

山本忠右衛門父子書風

第一號は忠右衛門惟命初代の書第二號は忠右衛門昌孝二代の書何れも肉筆を臨模す

諸學士人名

日本教育史資料に藩儒を掲くる僅に十五名也夫れ國初以降碩學大家の輩出は決して之に止まらす加之世々徵辟新進之徒も尠からすして其子孫皆共に各自の業を世々にす故に數世に通する學士之數は實に車載斗量といふへし然れとも聞へさるあり傳はらさるあり遺逸之者ありて其數は蓋し十の七八に在らん其二三亦委く識別する能はす依て今僅に知り得る限りを儒學はしめ各學科に區分

以て人名を畧載す滄海渺茫猶遺珠多きを免れさるへしと雖も歴世學事の景狀粗察知に足るものあらん

一列叙の順次は概ね年次に據ると雖も悉く正しかたし唯大畧に從ふ父子の如きは一所に續記年次に拘らさるあり

一黑圓圈を付するは文學傳に記あり詳なるは本傳を見るへし

一著述ある分は悉く低行傍書一見に便にす

一學士多く號を以て行はる故に之を名下に細書す姓名號のみを記して畧傳なきものは詳ならさる也

一從來江戶常住之藩士許多也隨て學事自つから一派をなす處あり故に方圈を付し見易からしむ

一諸士文學の人名を別載したるは治平の世たさへ不學無術も處世立身に害なし然るに專門家に非して文學あるは十中の一二に出す頗る得かたしとする處故に或は少しく學事を修し詩文を解し得る如きをも揭けたり悉く博學宏才の士といふには非す

一醫官は世々新進之者殊に多く且數科ありて子孫皆其業を世襲す故に儒學に比して其全數最許多也而して揚くる所僅少なるは傳記多く傳らす又特に伎術才學の聞へある者少し庸醫員に備ふる如きは斗[欠一字]頗に堪へされは記さす

儒官教員

●李　眞榮一恕　朝鮮人文祿の役俘となり若山に住す寬永三年三十石侍講に辟さる同十年十二月十九日卒年六十三

●李　玄華衡正　梅溪　一陽齋　江西　釣岩叟　五松軒　隴西逸民　翠松軒　潜窩　眞榮長子　命を奉し永田道慶に學ふ後儒官に補し三百石を賜ふ　清溪公の師となる天保二年十月廿二日卒年六十六

奉命　德川創業記を撰す　幕府へ御獻納

●李　一陽齋澄淵　清軒　梅溪の養子泉州の人父の職を襲き三百石を賜ふ　高林公の師となる元祿十三年五月廿二日卒六十五

奉命　御年譜を撰す

●永田善齋道慶　平庵　石濱　沕潜　平安の人藤原惺窩門人林道春と師友の契をなす於駿府儒官に辟さる從て紀州に移る寛文四年四月三日卒年六十八

文選髓二　膾余雜錄五　沕潜文集十二　善齋詩集　南紀畧志

永田格庵思達　狂痴　善齋長子父職を襲三百石を賜ふ万治三年卒

文莊詩集

同　純齋自厚　同人次子慶安四年卒

讀説郛十

●那波道圓瓠　活所　播磨人藤惺窩門人寛永十二年儒官五百石を賜ふ慶安元年正月三日卒年五十四

活所遺稿　明備錄　帝王歷數圖　活所備忘錄　人君明暗圖説　奉命

●同　元成　守　木庵　活所長子林羅山に學ふ儒官となる天和三年三月卒年七十

中庸異見辨駁　朱子章句　老圃堂集

●荒川景元　秀　閑窓　天散生　京師人伊藤仁齋門人寛文九年徵れて儒官となる三百石を賜ふ正德三年致仕享保十九年十二月十四日卒年八十三

弊箒集二卷

●榊原玄輔　篁洲　惕々子　勃窣散人　和泉人木下順庵門人貞享四年四月十九日徵されて儒官となる二百五十石を賜ふ寶永三年正月三日江戸に卒年五十一

易學啓蒙諺解　老子經諺解　古文眞寶諺解　山谷詩集註鈔　書言俗解　疊字訓解

正續詩法授幼抄　正續印章備考　談苑　談藝　雜記　文稿　明律譯解三十六卷奉命　詩法授幼抄

同　萬年延壽　霞洲　玄輔長子儒官四十石を領す寛延元年九月卒年五十八

同　小太郎良顯　青洲　延壽養子儒官三十石を賜ふ山本東籬と同く樞局僚職を兼天明四年卒

●鳥居源之丞興治　春澤　鳥居源兵衛廣治二男元祿元年學文宜付李一陽に律指南可受旨拜命年金拾兩を賜る近侍に勤仕御年譜方勤る後徒頭格百石に至る寛保二年二月十五日卒年七十五

大明律諺解校正の御用勤る　禮儀類典其外御書物寫頭取　假名御年譜　大坂御軍秘記　御系譜編集　此外度々　公儀御用認物を勤る

●祇園餘一　玩瑜　南海　蓑笠散人　鐵冠道人　信天翁　觀雷亭　湘雲主人　祇園順庵醫師三百石長子木下順庵に學ふ元祿十年儒官二百石となる同十三年罪を得て放たる正德元年召還され再ひ儒官となり二十口俸後二百石に復し學政を掌る寶曆元年九月八日歿年七十五

南海文集　詩學逢原　詩決　明史評

●祇園餘一 伯濂 鐵船 百拙 唐嶼 鷺霞　玩瑜二男寛延三年罪有て放たる寶暦十三年歸參明和四年儒官四十石
　寛政三年十二月十四日卒年八十

●山井善六鼎 崑崙 君彝　海部郡小南村の人徂徠に學ふ　西條侯の文學となる享保十三年正月廿六日卒
　七經孟子考文三十三卷

●蔭山源七元質 東門子　仁齋に學ふ正德中擧られて儒官となり南海と共に國校を掌る享保十七年五月
　十二日卒年六十四固辭して世繼を絕
　東門編　排釋篇　田祿圖經二卷

岩橋藤七撲 坦室　初遊京師從北村篤所受業正德中國校始立爲助講手植柳二株於其側數歲之後繁茂樹
　々提學木村滄州作詩詠之祇南海等屬和者凡二十八錄其詩曰官柳唱和集享保十六年卒年四十三

同　庄八 必隣軒　坦室弟嗣兄職寶暦五年卒年六十三

同　景周 謙堂 雷澤　庄八子游於蘭嵎之門繼父奉其職寛政七年卒年五十七

●高瀨喜朴孟糾 學山　醫官高瀨素庵の子江戶に來て程朱の學を究む正德三年奥へ詰享保十四年直松君
　御讀書を敎授元文五年五十石御禮席儒者席へ出る物徂徠大岡越前守忠相と交友厚し又銃術に精
　し時々子弟に敎授す寛延二年卒す年八十二
　明律諺解奉命　論語鈔說十　孟子鈔說七　考工記諺解四　唐律解九　唐律諺解十六
　明律例私考十七　明律例私考拾遺十七　明律譯義十三　明律訣義十四　明律詳解三十一　明令考一
　唐話入門二　千字鈔一　萬字鈔三　非聖學問答二　非斤非一　醫學正傳標注四　學山文集十

●伊藤才藏長堅 蘭嵎 仁齋の第五子享保十六年徵して儒官とす三十人口を賜ひ京師に住す后八十石奥詰となる安永七年三月廿七日卒年八十五

易經本旨 詩經古言 書經反正 紹衣稿

●同 甚左衞門濟 南容 赤蘭 才藏長子安永七年父に嗣き儒官六十石となる寬政三年八月十日卒年三十九

先立齋文集

●同 海藏弘朝 海嶠 淡州三原の人伊藤東所に學ふ甚左衞門名跡を襲き十人口儒官となる後御徒頭格五十石を賜ふ文政元年四月廿七日卒年五十六

南紀風雅集三卷

星合與助尙綱 一本川 福州 享保中爲國校授讀元文二年解綬適他邦

駒井 文佐 享保中以布衣權爲國校助講

殿井兵次郎命卿 花崖 享保中爲授讀

木村源之進之漸 鳳梧 釜山 江州の人伊藤東涯に學ふ寬保二年二月徵して二十人口儒官となる後奥詰五十石明和六年十月九日歿年七十八

同 任助奉尹 蓬渚 名艸郡岩瀨高柳村鄕士蘭嵎に學ふ鳳梧の養子となり家を嗣十五人口儒官後五十石寬政九年十二月歿年六十七一に七十余

坂井忠次郞周道 敬亭 蠻天野翁 祇園南海に學ふ仕て儒官となる天明三年卒年八十六

孝子勸告傳 奉命寶曆四年撰

同　孝若惟卿 九華　敬亭子敬亭老襲其職天明元年卒於東都年五十（二一）一本言

太田七三郎惟勤 九皐　名艸郡太田の人海門に學ふ後蘭嵎の門に入旁象緯の學を好む寶曆十年學文を以十人口を賜ふ明和四年九月儒官天明六年七十石となり儒官を離る寛政元年四月卒年七十一

竹內太冲孤之 長水　美濃の人東都に游學南郭を師とす安永元年辟れて儒官となる江戶に住す天明八年歿年五十九養子與三左衞門訥業を嗣く

岡田信戚文 竹圃　江戶の人有文恭靖先生其才行を懿とし榊原玄輔に因て薦む

鳴澤源三郎敎秀 菊溪　泮職安永五年　香嚴公天曜寺觀菊の御宴に陪し詩を獻せし事あり

岡本　文七　國校助敎明和八年卒其子文次賢次郎文化中卒皆肯爲館職

◦山本爲之進惟恭 東籬　文學助敎山本彥四郎壽秀の養子安永四年才學を以年金拾兩を賜ふ同六年父職を嗣く後政府留役に擧られ機務に參する數年又侍臣となる寛政三年督學を拜し學習館增築典擧行の事を綜理す學制規律皆其手に成る大に寵遇を得御徒頭格祿二百石に進む文化三年十二月廿一日卒年六十二

紀伊續風土記新撰拜命　更隱亭記　詩文遺稿凡三千余篇

◦同　源五郎惟孝 樂所　町醫師山本宗伯長子天明八年文學を以て七人口を賜り寛政四年儒官となる文化三年政府勤務同四年督學同八年免黜後再ひ儒官に復し督學二百五十石に進む天保十二年正月十二日卒年七十八

紀伊續風土記新撰拜命　父母帖を漢文に譯す　貞觀政要校正拜命　孝經集傳　周易變占論

●川合丈平　衡　春川　美濃人京師に游學天明八年召れて學官五人口を賜ふ後獨禮三十石に至る文政七年九月廿五日卒年七十四

考工記周官質義　儀禮周官圖解　周禮考工記圖解　儀禮質義　國朝詩韻　作文圖箋

讀漢文法　勢游草　梅花百絕　五禮類纂　三孔說統　帝王承統譜　春川詩集　鶴一樓文集

同　子長鼎　大壑　春川養子補助敎文化五年卒年三十二

田中彌一郎正朝　子恭　醫官田中壽安長子江戶に住す寬政元年醫業御免儒業專修を被命同五年才學を以て銀十枚後父の跡を襲き御書院番格三十石寬政十一年江戶學校取締に補す享和三年六月廿三日卒年三十二

●金谷英藏信英　玉川　世朝　醫士金谷柳仙長子松崎觀海門人寬政五年才學を以て年銀十枚を賜ひ江戶學校助敎に補す後七人口に增進同十一年十一月八日卒年四十一

松蔭客話　玉川遺稿

崖　權兵衞弘敦　熊野　熊野新宮人寬政二年學文にて七人口講釋場勤になる同三年儒官申合勤後御書院番格三十石に至る書を善す文化十年八月十三日歿年八十

同　源藏一本直弘美　南崎　熊野養子實は姪也父に嗣き講官に任す旁ら書畫を善し物產の事に通す天保五年正月二十七日卒年六十七

同　世勳弘績　蘭崎　南崎長子父に嗣て講官と成文久三年內講官に進む慶應三年二月十日卒年六十七

美濃部內記雄久　授讀寬政四年卒

岡本伴次成之　竝寛政間之人嘗爲館職
湯川善六周行
河村又一正忠 南阜　坂井敬亭門人少坐事謫熊野在熊中不廢學常事敎授後會赦歸爲國校書記才凌館僚
　亨和元年中卒年七十五
宮本良輔致英 四溟　國校書記遷助敎享和三年卒年四十四
●仁井田摸一郎好古 南陽　寛政四年學文にて三人口俸後七人口俸に增賜ふ同十二年奥詰儒官後御勘定
　組頭勤文化十三年世子に侍講又御小姓頭取に進儒官兼務天保七年五月學校修營掛弘化二年御用
　人助二百石にて嘉永元年六月十五日卒年七十九
　紀伊續風土記新撰總裁前後三十三年　毛詩補傳　儲徳畧訓　明暗圖說和解　美惡十事圖
　同解義　上呈八論　紀州名所圖繪後編新撰御用掛り　井田圖
同　源一郎長群　摸一郎長子天保三年學文にて銀拾枚を賜ふ後御代官となる父跡を襲き尙御代官安
　政二年學校督學同三年江戶へ召さる御留守居物頭格二百廿五石にて安政六年八月廿二日卒年六
　十一
　紀伊續風土記下調多年勤務　通史未成
山本定吉直哉　國校助敎　文化二年卒年三十六
寺內直助　江戶の人儒官となる實直篤行を以稱せらる
野呂九助隆訓 松廬　野呂十兵衞隆道二男介石の姪也父に襲て講官となる天保十二年卒年五十三
●遠藤勝助泰通 白鶴 義齋 雅洲　遠藤新右衞門長子才學を以壯年より學習館助敎となり後儒官に補す名聲大

に聞へ四方來て其門に學ひ大小列侯聘して其講說を聞く者多し兼て田宮流劍術に達し其敎授を
被命實に文武兩道の士也永く明敎館を綜理嘉永四年七月廿四日卒年六十三

乞言私記　忠姦圖說　昭代美事　文武兼濟錄　志學問答　先憂秘策　備荒提覽　救荒便覽
廣惠編像解　遺稿等

同　圭介泰貫　泰通長子嘗て明敎館敎授となり父死して世を襲き亦儒官に補す蚤く卒す

津山源吾　紀州日高郡の農江戶の使丁となる性學を好み孜々勤學遂に明敎館助敎に擧られ後儒官に
進み實直篤行の聞へあり言訥にして講義其所長に非す

●齋藤海藏螽　南溟 樓變道人　齋藤政右衛門二男江戶の人文政十年文學を以年々銀五枚明敎館敎授に補し後
銀十枚に進み天保七年儒官十八口を賜り別に家を興す遠藤勝介と共に學習館を督す安政二年十
二月廿六日卒年五十余

睡耳聲鐘　揚州十日記及嘉定屠城紀畧を校刻　忠義片端　南溟文稿　詩稿に　同譯解を作る

川合豹藏修　梅所

馬場武三郎　坦齋　馬場源右衛門長子江戶の人文學を以銀拾枚を賜り明敎館授讀となる槍劍に達す未
た仕に及はすして弘化三年の比卒す

同　貞四郎　逸齋　馬場源右衛門二男江戶の人文學を以明敎館の授讀に補す又田宮流劍術の敎授たり

紫園奇賞

菊地純太郎純　菊地角右衛門長子江戶の人文學を以明敎館の授讀となり銀十枚を賜り詩文に長す安

政五年　昭德公大統を繼承之時父幕府に召さるゝに從ふ近時京攝に文學を以稱せられたり

井上從吾右衛門道 章齋　江戸の人文學に達す嘗て監察府の書記たり後儒官となり侍講に補す慶應の

末年政府に入明治二年國政改革之時口熊野知局事少參事に任す

山本寛藏 篁所　天保十二年山本源五郎惟孝名跡を嗣き三十石學習館講官となり後儒官に補す嘗て江

戸明敎館に在勤す安政五年冬東都に召されし也

野呂八十一郎公鱗　九助隆訓の長子學文を以五人扶持を賜後儒官に補す

同　靜吉郎公翊 靜處　野呂隆訓の二子家庭に學嘉永の初敎授となり別に家を起す通官に進む癸丑後

官募入讀蘭書公翊亦與專致力洋學萬延元年閏三月廿九日卒年三十八

靜處遺稿

榊原權之助

同　銈太郎　權之助長子

三毛平角

同　與一郎

林一平太昭正 東坪　父を一十郎と云講官たり昭正安政三年仁井田長群と共に江戸に召さる後通官に

補し三人口俸を賜り又銀七枚を增し講官を攝す

田中善藏元長 雖泉　學習館授讀より儒官に累進經濟の學に志す擢られて奥右筆となる慶應三年十一

月十二日遂に國事に斃る

岩橋轍輔

上田專太郞貞 後改章士幹 貞固 米商松屋直吉の孤子九歳松崎慊堂の塾に入る慊堂歿て安井仲平塩谷甲藏共に輔導後學堂校に入り學大に進井上道の推薦により明教館の教授に補す后維新改革の時公用局參事に擢られ遂に家扶に拜す明治十四年八月十四日卒年四十九

河嶋覺輔氏章 春翠

市川齋德 霞洞

蓋簪吟社集 二子共撰

陪臣

二村辨左衛門之晃 磬洲 安藤氏臣

速水仁右衛門恒則 安藤家臣東都に住す春臺の門に游ふ二十年延享元年卒春臺爲に墓誌を著す

宮所富十郎時懋 雄水 同儒員少して東都に在り春臺を識るに及ふ文化七年卒年八十五

原田叔馨璜 霞裳 同儒員日高郡古井人出て原田氏を嗣き弱冠能名あり主命を奉し醫より儒に轉す天保元年四月卒す年三十五

小林佐次右衛門友貞 龍濱 三浦家臣

松田權左衛門重雅 蛟潭 三浦家臣

三島伊左衛門伊安 文齋 久野家臣

佐野勘兵衛政興 同

本多又助當榮　担齋　同

本多萬之進廣明　朱崖　同

桑原元吉郎惟　寶峰　安藤家臣　文政十二年濃州方縣郡粟野村に生る年十余歳京攝の間に遊學又江戶に赴き佐藤一齋に學ふ弱冠にして田邊に來遊子弟を教授居る事三年再ひ四方に歷遊後帷を京師に下して教授す安政年間安藤家の聘に應し脩道館の教務を掌り儒學を振起す慶應二年歿す年四十八

湯川新浴　號麗澗又墨撰堂と号す　水野家の醫湯川寛仲の長男成童にして津藩の儒塩田隨齋の門に入る後大塩平八郎の門に遊ひ塾長たる若干年平八郎亂をなさんとする機を察し事に托して辭し去り鄉里に隱るゝ遺余再ひ出て野田笛甫佐藤一齋等の門に歷遊す後水野家の儒臣となり明治七年歿す享年六十余

武士學ある者

●佐野市三郎正意　隱山一說（人）北山翁　寬文九年　清溪公の小姓となる延寶元年正月十八歲にて自ら官を棄國を去り四方に放浪後坂北西部村に隱れ復都市に入らす七十六歲にて賊を斬る好て書を誦し和歌を嗜み甚隱操あり寶居二年卒年九十七

●吳五官任瓚　明人万治二年歸化若山に住す延寶六年正月廿四日卒年七十三

一作〔貞〕部子問璋　世を其弟に讓て都市に隱る頗有文章書畫精妙寶永元年六月京師客舍に歿す年三十六

梅田仙巷　號玉章梅仙　後中島見周に改む　永田善齋に學ふ教授を以て事とす城北白良濱に隱る

養筭集一卷

垣内喜六鳳儀　垣内東皐の子伊藤東涯に學ふ安永四年郷里に歿す六十歳

同　恂齋敦義　垣内東皐の弟伊藤仁齋門人享保季歳大に饑ゆ悉く家財を散して窮民を救ひ後家を作らす獨居身を終ふ

同　鼎輔文徽　熊岳　有田郡湯淺人東皐の族東涯に學ふ詩文を善くし能書の譽あり東涯甚其才を愛す

寶曆三年卒年四十一

學庸考　田間漫錄　熊岳集　尙書考

長東新藏隆朴　京師に學ふ東涯北村篤所に事へ古義の學を受く

池永清四郎就正　有田郡湯淺人以布衣權爲國校助講正德四年十月廿九日卒す七十歳

向井五左衞門　閑樂　蓋し元祿享保の人詩を荒川蘭室に學ふ

閑樂叢語一卷　專ら詩話を載す

岩橋吉郞大夫里道　雲嶠　岩橋村地士享保中竊に父母帖の衍義を述ふる其準告を經さるを以て斥譴せらる

岩橋佐一忠眞　吳淵　市井の人岩井屋と稱す寬保中卒す

上野喜左衞門義剛　海門　藥賈牛円丸の根元と云家號玉屋李王の書を喜ふ市に隱れて教授す延享元年十月二日卒す年五十九王弇所著騷十七首の箋注を作る

論語皇疏鈔　遺稿若干

●多田常輔成允 暘谷 瑤池 多田一郎左衛門子海門に學ふ能文を以て顯る終身仕へす明和元年四月十三日歿す七十四歲

瑤池無盡藏 學論四編

●宮瀨三右衛門維翰 龍門 那賀郡龍門山下の人海門に學ふ徂徠の風を慕ひ江戸に來る服部南郭の門に入湯島切通に僑居生徒を教授す經義は太宰春臺宇佐美灊水に下らす文章は服部南郭餘熊耳に滅せす才學無双と稱せらる明和八年正月四日卒年五十三

古文孝經國字解 東槎余談 鴻臚傾蓋集 壎篪集 金蘭集 李王七律詩解 劉氏無盡藏

龍門山人文集

井口喜大夫文炳 蘭雪 井口長泰の子世々市保長たり海門に學ふ後伊藤蘭嵎の門に歸す明和八年卒年五十二長泰字道順東涯門人也

考工記管籥 經史考 諸史辯

坂井平七敏 清洲 侍醫坂井東庵の弟海門に學ふ修身仕へす市中に在て敎授を事とす寛政二年九月廿二日卒す

田中履道由恭 鳳泉 劬噫 南海門人士族嘗罷仕以文雅爲事留心臨池染指繪事

北畠茂兵衛恭 恪齋 仲溫 有田郡栖原人學を好て蘭嵎の門に游ふ詩文を善くす書肆を江戸日本橋に開き須原屋と稱す天明二年卒す年五十二

野田勘右衛門好古 中洲 華陽 家於府下中洲少學於田瑤池有氷靑之譽尙志不求仕晩年官賜月俸終其身寛政

三年卒年六十

中洲遺稿

宮井彥七道常 坦齋 湯淺浦酒家頗善書天明中卒

塩谷是一 字貞夫 宮井坦齋鄉友爲人恬澹好讀書有記性

岡本八助光 稚川 若浦人寬政中

名玉藻集 上梓

有本平助宜敬 南溟 嘗寓高野後卒于浪華

小嶋與大夫无苦樂 字子艸 通稱名艸郡山口村地士

池永久五郎久敬 竹塢 湯淺浦地士文化三年卒

齋藤安之丞從好 蘭畹 府下工人の子生而有奇才受業山東籬後爲洛醫中神氏所養稱常安享和元年卒年二十八

桑山茂平次奎 曦亭 和歌浦地士父曰桑嗣燦後移居朝日村耕稼文化三年卒年三十三

菊池孫左衞門保定 溪琴 霞峰 生石山人 有田郡栖原村地士文詞を以て名あり又善書寬政十年生明治二年國政改革の時有田郡知局事に擧けらる

溪琴山房集 海藻集

森田謙藏益 節齋 和州五條村人山陽の門に學ふ晩に紀州荒見村に寓す明治元年卒年五十八

●僧 幽眞 古岳 琴堂 那賀郡富士崎村古岳菴主詩を吟和歌を詠し彈琴自娛明治十年寂年六十四

大夫士學ある者

安藤次由 南里又華岳

久野丹波守俊純 白水又華峰

岡野伊賀守春章 背谷

加納五郎左衛門直恒 快遊

山高信與 程甫

篤于學性不好詩

●澁谷儀平作成 幽軒又閑樓庵 寛文八年 龍祖の御隱殿へ召され通番となり後大小姓に補す寛永二年十一月退隱享保十八年七月卒年八十五

竹窓余話 田舍莊子抜書 竹亭腐談 退林纂錄（一本休） 北窓俚言 梨窓漫筆 覆瓿錄端書

隨聞雜纂 遺孫訓 同續 河西客談 隨心錄 學窓左見 竹亭叢説 合二十四卷

可笑記 壓坑集は 天朝に達し御覽を經と云

●淺井勘之助善成 玄香又半溪貫齋 寛文十年九月父の闕を襲き六十石を領す同十二年二月長保寺見廻役に補し延寶四年罷らる元祿三年上書の事忌諱に觸れ勢州田丸に幽囚せられ家絶つ元祿七年十二月二日食を絶て死す年四十八

長保寺夢物語 詩集 荒川蘭室の序あり

●大島崇平常久 草庵又耕心齋 寛永十八年小姓に徵され正保三年父に襲て五百石を領す後監察に任す貞享二

年致仕元祿九年七月卒年七十四

◉同　伴六守正　古心　草庵長子寛文九年　龍祖の小姓に徴され貞享二年父に襲て三百五十石を領し後樞要の職に歷任司農となり累進大番頭格千石に至る治蹟顯著明吏の聞へ高し享保元年十月致仕其子伴七　有德公に從ひ幕臣となる依て江戶に住し德廟の寵問を蒙る元文二年九月三日卒大島は槍術の家なり武人文を善くする大島父子を以て巨擘とす

◉同　民右衞門常正　古心の弟松坂の尹となる享保二年官に卒す年五十九

木村七大夫義章　滄洲　享保中爲國校提學

奥野宇左衞門忠恒　鶴渚　酷嗜詩居吏局常不廢吟咏鶴渚滄洲在祇門有聯璧之擧

小關新左衞門尙儀　明湖

宮本五兵衞尙英　元洲

木梨文左衞門遂成　藝翁　政策一編を著す　水戶義公覩之特嘉稱以て奇士となす書不傳

十津川記

三浦左兵衞義員　文瑞

津田彥大夫久道　柳濵

同　五郎大夫富敎　蘭渚　柳浪子

寺崎藤助范卿　雷泉　與濱田香岑等爲當時吟社所進

村上又左衞門繼尹　稚川

南條小右衛門常成　南郭

山本十郎右衛門良斌　錦川　享保七年駕に熊野に陪するを送るの詩あれは其比の人ならん

堀田勘平重興　薫洲

宇藤吉左衛門正路　錦峰

同　文左衛門正斌　蓬洲　錦峰子

高井善助久孝　雲濤

松平六郎右衛門忠英　鳳山　又華岳

稲富平左衛門方廣　岳陽又丹丘

中村市郎右衛門有隣　赤城

小野田八左衛門盛邵　湘蘭

戸口次郎左衛門有富　錦沼

加藤武右衛門喜治　春皐　奉仕西條侯

久世三郎右衛門忠英　蘭洲　致仕號素川

小柳津彦大夫近昌　瀛洲又海門

井關彌五助勝政　鶴洲　松坂留臺

井村陀助玄豊　楊洲

十倉善左衛門好

常見淸右衞門 素鸞
戸田彌次左衞門保致 蘆洲 宇藤錦峯之弟
長野九(郎)〔一本ナシ〕左衞門祐孝 南郭
數見角右衞門知豫 白門
九鬼四郎兵衞勝隆
西鄕瀨左衞門高慶 衡山
有本半左衞門親胤 葭洲
山本權左衞門泰茂 錦溪
東　助之進倫常 瑤泉
佐野伊左衞門時春 鳳(樓)〔一本棲〕
宮地權右衞門重治 㶚洲
角田左市維章 菱渚
福富信明 蓬池
秋津伴藏雅長 竹樓
成田八大夫氏良 惠山 天明中卒
武津丈左衞門昭溫 滄洲
倉地忠次郎公通 南澗 山本東籬之兄嘗侍棣華公子于東都

土生廣右衛門俊茼 冬扇又俊茵 蘭嵎門人

堀江甚左衛門政通 堀江平藏の養父也蘭嵎門人篤學有聞元文三年父に嗣き十八組幷小寄合十五石より供番頭格奥勤四百石に至り享和二年九月卒年七十九〇性仁愛施を好み一生の間惠與する處千二百余兩 親自在公論語讀の論語知り也と賞し玉ふ

海野五郎三郎廣起 蘭嵎門人

鷲谷武大夫定賢 同

井田龜之助矩中 仲嘉 江戸の人寛政三年御作事奉行より勢州松坂郡奉行となる爲人高邁意氣を重す甚山本東籬菊池衡等と善し寛政七年卒年四十二

伏櫪行

田中源兵衛 佩蘭 本姓久保田氏日高郡人少游京師事伊藤東涯有年矣後爲田中氏嗣官跡頗顯寛政八年卒年八十九

藏田半阿彌直道 梅窗 同朋官從金谷世雄學詩寛政十二年卒年四十五

村岡久吉良温 春卿 江戸の人村岡八藏良長の長子家を嗣かす蚤く歿す

同 六藏良數 江戸の人久吉良温の子祖父八藏良長の後を襲く頗る文學あり御家老千五百石に至る弘化四年卒す

麟德記

土橋平之丞淵 赤水 初受業華陽後爲川合春川門人又赴京師從中山公學本朝典故未及仕文化元年卒年

三十九

本多與一右衛門忠利　斗南　久野氏家老蘭嶋之門人文化元年卒年五十四

●菊池内記維禎　衡岳　菊池三大夫養子江戸人松崎觀海に學ひ夙に時譽あり寛政五年御藥込頭を勤務學校を掌る後二百石新番頭格に進む文化二年閏八月卒年五十九

思玄亭遺稿　君道編　海岳雜詠　豆相紀行

下總守鳳翔公子思玄亭の額を賜ふ

●同　角右衛門元習　西皐　衡岳長男亦有學要職に居る

三山紀畧

河村一郎右衛門延年　鶴山　敬亭門人仕自府(吏ヵ)至顯官老後以嗜吟咏　國君賜詩褒奬之

堀江平藏政虔　松壽　堀江甚左衛門養子實和州宇知郡大津村醫表野元英次男篤學才幹あり　舜恭公の初政に當り封書を上る公之を拔擢御用御取次に擧け親書を以國政改革を一任せらる不幸僅七閲月文化三年八月卒年五十七

澤源兵衛英之　蓬洲　官終于學監

草野孫左衛門章齡　蔭峰　少游于南海之門官至書院番頭文化四年卒年八十五

兒嶋忠藏仲舒　江戸に住す明敎館の助敎となる後會計吏に補す文化八年卒年三十九

久野丹波守純固　玉成(一本城)　　佐野伊左衛門時誠　東皐

金澤(一本ナシ伊)彌右門昌德　芝北　　菅沼九兵衛定令　松皐

小林文八美行 隨鷺
土生新太郎俊進 牛山
清水舍人政 東江
喜多野杢右衛門英利 牛渚
宇佐美造酒之丞勝祐 鶴山
桑村彦兵衛英元 義山
鈴木新之丞善明 靜處
田中千之助爲善 旭山
浦田道右衛門昌保 東籬
玉置丈左衛門承長 松學
久喜定四郎秋芳 玄々
岡本正助敬隆 桃源
淺香易一保之 蓬岳
荻野藤楠弘寛 東渚
彦坂貞藏清 雪航
清水和十郎方辰 白菊
山田松之助敬直 中齋

有本兵庫應寅 樂山
富永武之助兼章 温齋
松田幸次郎善明 松皐
松下幾之丞成美 東洒
横山周安一行 杏蔭 醫
夏目源二郎吉隆 臨川
榎本直之助正 一菴
堀田長之助敬典 鴨宇
岡本作五郎邦直 綠村
山東平十郎延堅 伊流
石井德太郎方義 雄邱
關加茂四郎虎 石堂
松本幾三郎敬 清所
佐藤貞輔思明 勤齋
岩橋良平惟武 雄巖
井口元助祐一 洌泉
眞砂丈助惠 鳩窩

野村政太郎周美 竹里
(一本達)(達)野英藏正直 清白

杉浦讓成美 妹巖
上田定吉經 謂西

右續講習餘吟に載する所集は天保十五年冬志賀孝思撰也

海野兵左衞門希輿 止所
(一本佐)(松)野彥大夫利武 遜菴
幸野惣三郎孝長 春嶂
川合岩一郎介 霞山
小原八三郎良直 蘭峽
三木春菴克明 椿園
本多東瑞猷 錦川
田中武之助義 鳳山
伊東直之助名 東溪
竹田市右衞門重保 竹亭
三谷佐一郎高義 鸞皐
牧戸一郎惟一 荷汀 伊勢人
坂口操 學堂 仝
龜井退藏密 南皐 仝

松平九郎左衞門元芝 魯峰
松平三郎太郎元賓 春峰
遠藤國輔正固 櫻溪
崖讓太郎脩敬 春月
西田元洞惟明 城山
上辻禎甫邦彥 水海 本草學の部にも
關淸吉忠昌 玉江
田中龜藏珍匡 松涯
工藤市三郎淸愼 雄洲
宮本勝三郎端良 南洽
樟下久右衞門和夫 翠園
三谷吉左衞門明允 南菴 仝
石井滿之助祖綱 草臣菴 仝
村井與四郎常之 漠所 仝

津輿次兵衛長徵　石齋　仝
丸山篤　松南　仝
石田省三晋　松洞　仝
飯泉喜平維孝　箕谿　仝
池永源藏淵　壽散　仝
池永源助以德　柳處　田邊人
山内繁憲　南隅　仝
和田仁達　熊峰　仝
玉置權大夫　蘆洲
三田村養軒忠和　霍川
齋藤楠五郎忠嘉　松港
曾根田楠吉正信　黄齋
岩内左門克明　孤松　川邊村人
寺西是吉典義　松巖
内山五兵衛長正　秋香
岡本隨碩元良　棕園
鈴木政五郎直道　菩溪

菅惟清　牛鳴　仝
淺意平　篁灣　田邊人
鈴木省吾重任　梧處　仝
龍神庄兵衛貢隆　柳莊　仝
(官)〔宮カ〕井萬平厚　巽洲　日高人
淺井吉甫　楓臺　仝
並木淳藏朴　舞山　熊野人
赤坂衛助　松聰　日高人
土屋三郎秀明　蘭溪
石田三郎為恭　愛溪　田邊人
海野九郎七廣平　蘆所
山東武左衞門延堅　伊流
平松國輔嘉方　霞村
小(西)〔一本村〕賢之助信有　松陵
倉田龜之助以成　袖岡後稱績
赤阪衡輔温　南坡　日高人
吉川主計謙　芳泉　吉田村人

山村大橋尙英 梅癡　　小村源三郎史備 雄陵
淺井常安恭 柳岸　　川口久楠孝澄 玉巖

右盍簪吟社集に載する所集は嘉永三年同五年川島氏章市川德の撰也

醫學

●板坂卜齋如春　元和二年　神祖より附屬同五年從て紀州に移る五百石を領す後　淸溪公に從て江戶に來り淺草に住す淺草文庫を建つ明曆元年卒年七十八

鍼灸聚英四卷　鍼灸資生經　宋人馬仲虎編年互見圖を校刻す　關ヶ原日記

●竹田慶安定賢　神祖に奉仕元和五年附屬從て紀州に移る三百石を賜御加恩地三百石を領す寬永七年七月廿一日卒す五十四歲

●酒井三伯　神祖より附屬五百石を賜ふ瑤林大夫人の侍醫となる　龍祖の瘧疾を治す元和九年比卒す

佐竹才庵　佐武源大夫の分家慶安二年　龍祖に召され六十石を賜後五百石に增秩子孫襲業

藤並大監　後三浦と改む名醫の聞へあり奇術を能せし話世に傳と云

德田公達 松軒　寬文五年八月八日卒年七十

坂井壽伯　延寶元年十二月十六日卒

宇治田雲庵　貞享三年六月廿九日卒年六十九

醫學弁解

宮瀨玄亭 杉堂 若巖 醫官其名頗顯る天和より元祿間の人遺稿甚稀

平川春益建德 東川 濃州人業醫與仁齋相善元祿中仕藩尋歸京師卒
那波加慶 那波道圓從子業針醫
垣內希八仲凱 東皐 全庵 在田郡栖原の人仁齋に學醫を業とす享保中謁見を賜ふ後豐前中津侯に仕ふ享保十七年卒年五十三
東皐前后集
李立卓 字瞻德 李梅溪の弟醫官となる
李德源澄 清軒 一陽 李梅溪の子元祿〇一字缺年卒年六十五
村瀨元佐藤昌 闇草 元和州の人
濱田道迪維章 香岑 南海の弟以醫爲業先南海死 一説に道迪は國初の文學とあり 龍祖吉野御觀櫻の時詩を献せし事 大君言行錄に記す此道迪と別人なるや不詳
祇園壽齋 元祿五年八月九日卒
山村通庵重高 伊勢松坂人後藤退山に學ひ醫術を善くす諸國を遍歷溫泉の功能氣味を實驗す爲人眞率無我快活洒然寶曆元年歿年八十
永田平菴 南川 永田純齋の弟通道慶亦以父子互呼之其詳未能考
遺編尤不尠と云
橫山玄同喜承 錦水 醫官宇藤吉左衞門錦峯の弟
伊澤定菴 蘭嶋門人篤學有聞

●郭　延　雪　郭擇眞子の孫長崎の人南蠻流外科を修む紀州若山に來て門を開く名手の譽高く遠近治を乞ふ者門に溢る國詩を善くし書を好めり明和二年三月十八日卒年七十四養子曹苟召されて官醫となる

●有馬凉及元凾　有馬存菴四子醫を業とし法橋に叙す　大慧公召して侍醫に補し八十石を賜ふ明和八年八月致仕安永五年九月廿八日卒す年八十七

傷寒論神解

黑岩道碩彥純　鶴洲　業醫游東涯之門兼善和歌寶曆二年卒年四十九

●長井常安孝基　播州の人延享三年　大慧公召して侍醫とす六十石を賜ふ後八十石に進む寶曆十年八月五日卒す年六十九

田原一安廣高　安藤家の臣谷口次左衞門の長男田原勘助の養子となる那賀郡三毛村の人延享二年養父に嗣き五十石を賜ふ眼科を以て東武に鳴る嘗て　台命により田沼主殿頭の眼病を治す安永六年七月卒年六十九

木梨玄宅孝胤　芳洲　家世醫官以才技選媵侍　京極王妃安永五年卒于京師

●若林養元德綱　町醫師養元長子世業醫明和二年　覲自在公に召され侍醫となる　香嚴公の時八十石を賜ふ公厚く信任嘗て直言の事あり安永八年致仕天明二年正月卒す年八十

玉川灦齋　熊野太地浦の人業醫好書博識享和二年七十歲益健

●嶋川檢校富都近富　武州の人明を失し鍼術を善くす名手の聞へ高く門人二千余人嶋川流の一派を興す明和九年召して十五人口を賜ふ後二十人口に增給天明七年六月八日卒年六十四

蝦叉玄惟義　在田郡湯淺浦人天明二年五月醫官に擧らる命を奉し醫學館を創興生徒を教授す嘗て儒に從て江戶に在り台府の醫館に講義をなし賜を拜す文化四年卒年五十二

八十一難精義二卷　脈學精要一卷　外傷論二卷　豆疹論一卷　温病論二卷

淺井養德　濟齋　世以醫仕于東都嘗同其父媵女公子適熊本侯歷事四君擢爲尙藥階法橋享和二年卒年八十四

脚氣類方

德田玄秀肅　豐城　江戶の人醫官　香嚴公不豫辟至紀府卒于府下

藤田見禮　苞　伯干　湯淺人世業醫嘗游於洛儒皆川淇園之門寬政中卒

西岡道甫景明　海士郡加茂鄉人世業目醫阿州儒士田中道齋を師とす寬政中卒

●華岡隨賢　震　青洲　伊都郡西野山村人業醫京に游ひ桃谷華洲山田靜齋を友とし又吉益南厓大和見水に學ひ後一家を成す最外科の名手たれは治を請ふ者六十六州國として來らさるなく甡生凡千三百余人文政二年辟して醫員二列す後侍醫に准す天保六年卒年七十六

瘍科瑣言　產科瑣言　瘍科神書　疔瘡辨明　乳岩辨天刑秘錄　傷寒議義等凡二十七種

松原保道　正德二年讚州高松に生る以醫仕于藩寬政七年三月五日卒年八十四

龜井順迪正經 新甫 爲山　久野氏家臣

石橋順菴辰明 竹溪　三浦氏醫官傍善書文化四年五月十四日卒年七十六

竹中文圭　熊野田邊人京都和田泰順の門人文化の比醫を以京師に行はる天明寛政の比京師に名ある和田泰順荻野左衞門にも劣らさりしと

●松村養全茂通　江戸の人文化九年父に襲醫官となる祿二十人口より五十石に至る名手の聞へあり侯伯縉紳治を請ふ者多し竊かに蘭學を修し天下の傑士に交る終身獨居奇人の稱あり嘉永五年十月廿一日卒年五十五

林　玄泉　醫を藤並大盥に學ふ擢られて外醫局に補し中直となる東都の官舍に卒す

同　元禮幹 漸山　玄泉の弟天明元年番醫に補し又中醫局に直す寛政十年四月十四日卒す年五十七

同　成文文虎 石峰　玄泉の子父の業を襲き侍醫に補す文政十一年二月十七日卒す年五十五

丸山元璋士美 柏亭　文化年間の人

脚氣辨正

本草學

●丹羽正伯　勢州松坂人父祖に襲き醫を業とす本草に達す　有德公大統御繼承後諸國藥草の驗査を命せらる享保七年　幕府に召され三十人口を賜ふ醫官に列し下總國千葉郡にて十五万坪の藥園地を賜ふ寶曆六年四月廿七日卒す

幕命を奉

庶物類纂　六百三十八卷

橋本專助　有田郡湯淺の人本草に精し常に大嚢を首にかけ鎌及鍵を携へ長杖を突き傘を持ち諸國を徘徊す其比和州宇田の藤助と兩人日本の本草家と稱せらる

●小原八三郎良直　少壯本草學に志し小野蘭山に學ひ日光熊野山中を跋涉業大に進む　舜恭公爲に本草局を置き專業に就しむ名聲大に震ふ

桃洞遺筆　孫蘭峽上梓

●山中篤之助　山中筑後守二男小原八三郎に學ふ身要職に在りと雖も苦學勉勵本草の現種蒐集の饒多なる其右に出るものなし

南海包譜

●上辻邦彥　若山東長町の町醫書及ひ畫を善くす本草學に達し柑橘九十二種を正寫柑橘圖繪と題せしか南海包譜成るに及んて合せて官に献す

柑橘圖繪

●坂本香雪　浩然　坂本順菴の父江戸の人本草學に精し又畫を能くす終身仕へす百華圖纂は大に道の模範と稱せらる畫家傳に詳なり

百華圖纂

神道

●鳥居源兵衞廣治　熊野新宮神官慶安三年神道學文を以て徵して士籍に列し二十石を賜ふ後四十石に至る源之丞興治の父也延寶二年三月晦日卒す年四十五

前田如侗　加太粟島祝司享保中人善神道之學

和田有助有政 陰陽師 伊勢國松坂西町に住す即座の占明正女帝の叡聞に達し殿上に召され占を奉る天意に適ひ純子裝束を賜る御祈禱を勤る由

古學

●本居中衞宣長 鈴屋 伊勢國松坂の人儒を堀景山に學び醫を武川幸順に受く後古學に志し寶曆十一年初て加茂眞淵に會見門人となる益古學を修し年々書を著し名遠近に聞ゆ寛政四年召されて醫員の列に入り五人扶持を賜ふ后十人口を增す同十一年初て謁見享和元年卒す年七十二

石上私淑言二卷　手枕一　萬葉集玉小琴五　同追考一　古今撰三　紫文要領二　詞玉緒七　葛花二　古事記傳四十四　草庵集玉箒七　手向草一　眞曆考一　國歌八論同斥非評語一　眞毘靈一　漢字三音考一　鉗狂人一　紐鏡一　菅笠日記二　玉匣一　呵刈葭一　字音假字用格一　馭戎慨言四　國號考一　玉鉾百首一　秘本玉匣二　神代正語三　玉霰一　玉勝間十五　新古今集美濃家苞五　同折添三　結ひ捨たる枕の草葉一　出雲國造神壽詞後釋二　紀見の惠一　大祓詞後釋二　疑齋辨一　眞曆考不審弁一　天祖都城辨々一　源氏物語玉小櫛九　神道五部書說辨加評　本末の歌　同年紀考一　古今集遠鏡六　瞻仰鹵簿歌一　尾張連物部連系圖　家譜集撰一　初山蹈一　言語活用抄稿　伊勢三宮さき竹の辨一　鈴屋歌集文集九　吉野百首　後撰集言葉の束緒一　答問錄一　古訓古事記三　古訓萬葉集廿　本居系圖一　家の昔物語一　歷朝詔詞解六　神代卷髻華山蔭一　枕の山一　地名字音轉用例一

●本居徤亭春庭　後の鈴屋　宣長長子語學に精しく詠歌に長せり中年瞽となる文政十一年十一月卒す年六十六

詞八衢二　詞通路三　玉鉾百首解二　八十浦玉六　後鈴屋集若干卷　門の落葉四

名草濱苞一　神樂歌新釋五

●本居三四右衞門大平　藤垣内　伊勢松坂人宣長の門人後宣長養子となり家を嗣文化五年十二月若山に移る時々進講紀伊續風土記新撰に從事す進て中奥番格二十石に至る弟子千余人天保四年九月卒年七十八

古學要一　倭心三百首一　三大考弁一　鬭のむまや一　萬葉集山常百首一　藤垣内集若干

百人一首梓弓一　巳未紀行一　稱葉集　答平春海書一　有馬日記一　五十音麻倍鏡

古の若葉　此他著書種々未定多し

●本居彌四郎内遠　木綿垣（コワタカキ）　榛園（ハリソノ）　尾張の人初同國清水忠美に學び後大平の門に入天保二年其養子となり家を嗣く命により紀伊國續風土記新撰及紀伊名所歌集撰纂に從事す安政元年江戶にて國學所開設に付召して其教授を命せらる同二年十月四日江戶に卒す年六十四

古事記箋立　神武記巡幸路頭弁　牟礫考証　賤者考　伊太祁曾三神考　熊野祭神考

宍食禁忌考　古調考　紀伊國神社考　天野告門考　後奈良院何曾解　尾張濱主考

紀伊國造職補任考　紀伊國古昔國界考　小野小町考　源氏物語年立考　紀伊國名所歌集

紀伊國名所弁　小倉百首証文　金枕抄　三穗窟考　妹脊山考　眞律考　黑鳥考　條里圖帳考

田租度量考　古學大意　獨語弁　冠帽革制考　古今官位指圖　初稿集　佐喜美多滿
官職畧抄　大饗机考証　五十鈴川

同　中衞豐頴　內遠長子父卒するとき從て江戶に在り父の業を襲き江戶國學所の教授に補す慶應の
末公用人に撰はる後大教正となる今の豐頴なり

稻懸什介棟隆　勢州松坂人本居大平實父宣長門人

紀　麻績主三冬　日前宮國造

加納兵部諸平　柿園　遠州白須賀の人大平門人にて醫員加納伊竹の養子となる命を奉し續風土記を撰
す後國學館創設の時教授を命らる安政四年六月卒年六十前后
柿園詠草二　鰒（一本玉）(魚)集七（一本編）(論)十四卷　紀州名所圖繪新撰奉命

長澤衞門友雄　絡石舍（ツタノヤ）　長澤六郎養子天保九年　舜恭公の內旨を奉し有職の事に服す三人扶持を賜ふ
後熊野三山貸付方勤務嘉永六年罪を得て禁錮せらる大平門人也
龍の威稜　神風拵夷軍談六　加茂川集五編十　詠史歌集二　拵夷本論一　絡石の落葉五
和歌作列集四　外歌集多し　東照公より文恭公迄略御年記十　裝束圖考証五十
兵器圖考證二百三十　此他著書無數の處概ね散逸すと云

山田八右衞門百枝　大平門人　若山

伊達藤二郎千廣　同　同

安田長兵衞長穗　同　同

土岐孫次郎光秋　同　同
紀　八穗主尙長　日前宮國造大平門人
稻葉衞士郎幸（一本年）（平）　大平門人
山田雄次郎久秋　同
福田久右衞門和夫（ニギヲ）　同　商賈　若山
矢田内匠弘岡　同　矢の宮神官
中山甲斐守長彥　同　有田郡立神社司
吉田安右衞門安年　同　有田郡安原の人
上野九八郎常朝　諸平門人
山田庄左衞門尙忠　同　若山
小浦惣内廣名　同　勢州郡宰に補し後御勘定吟味役に進み安政年間江戸文武場掛となる
瀨見彥左衞門善水　同　日高郡江川地士大庄屋明治二年國政大改革の時日高民政知局事に擧らる
山東權十郎正周　同　若山
熊代四郎左衞門繁里　瑞穗　日高郡南部人和歌山に遊ひ諸平内遠に就て和學を脩む後京攝及ひ諸國を
歷遊紀伊名所圖繪續編の撰に從事す安政二年安藤家に仕ふ明治九年歿す四十八歲
神野[illegible]易興　若山
山中鷹之助信古　同

小嶋備源保成　內遠門人若山
水崎又兵衞久道　若山
前田九左衞門吉年　同
田淵儀八郎孝修　同
鳥山喜右衞門純昭　田邊
長井四郎左衞門裁之　江戶の人村田〇(缺字)門人御納戶頭たり安政二年六月江戶國學所創設の時同所世話掛となる
齋藤政右衞門實村　櫻門　江戶の人諸平門人御用人奥掛提學又御勘定奉行に歷任維新後家令に補す
吉岡宅右衞門鶴群　同　御徒頭格常御供たり安政二年六月江戶國學所肝煎となる
山澤與輔尹詮　文守　同　表御右筆御書方たり古學を好み土佐畫に長す慶應年間侍臣に擧らる小中村將曹と交厚く之を藩に薦む
小中村將曹清矩　商賈春矩の子江戶の人幼にして讀書を好み西島蘭溪に學ひ又伊能穎則に從ふ安政元年本居內遠を江戶に召さる依て其門に入る安政五年十二月徵されて國學敎授に補す後五人扶持を賜ふ維新後諸省に奉仕遂に文學博士を命せられ國會開設の際　勅撰議員を拜す著書最も多し未た脫稿せすして卒す
此他勢州松坂の商三井總十郎高蔭殿村佐五平安守小津與右衞門久足三井則右衞門高匡等皆宣長門人にて頗る學ありしと云ふ

山田傳太夫吉近　承應元年御右筆に擧られ元祿十二年九月老年に依て罷らる臨池の學に達し嘗て江戸大城大手下馬札の書法を非難し幕府の御右筆を屈し名大に聞ゆ正德二年四月卒年七十七長子傳太夫附明亦御右筆に補し後樞府に入る

山本忠右衞門惟命　寶永二年表御右筆御書方に任し享保十五年四月家業宜に付大番格七十石に進み公儀寫物御用を命せらる　公子方の指南役たり延享元年七月九日卒壽七十四歲初代忠右衞門と稱せらる

山本忠右衞門昌孝　惟命の二男享保八年能書を以て御書方見習に出仕後父の跡を嗣き累進明和三年久年精勤且　公子方敎授により御徒頭格三百石を賜ふ天明二年五月致仕侍　等姬君へ習書本を呈す同四年十二月十七日卒す年七十九之を二代目忠右衞門と稱せらる

高澤源八　大屋孫一と共に能書の聞へあり嘗て御右筆に可任の內旨あるに筆にて御奉公は不致と辭したりと云ふ寶曆の比攝州有馬へ入湯の途伊丹を過き或酒舖にて一夫の樽書きせるを見吾にも書せよと望み書き示しければ夫入て之を家主に示す主人直に出來て國は何れと問ふ紀州と答へしに然らは高澤君に候はんと奧へ請し厚く饗應す源八の樽書と稱して大に世に聞たり

大屋孫一　寬延三年御右筆御書方に任す天明二年卒す

安富與六兵衞幸隆　元祿の比松坂郡奉行となる

塩川信濃貞行　元は攝州多田院の士信濃守と稱す本藩に仕へて五百石を領筆翰を事とし後終を知ら

すと有未詳

僧門巖傳正 蘭睡軒 窓譽寺五世の主享保十七年閏五月寂

岡(一本野見)石見守廣明 江永 陶玄

小出新兵衞照賦 新入 安藤家臣近衞流の書を能す寛保三年十月八日卒年八十二

岡田文治正義 南濤 南紀の人山本惟命に學ひ書を以て業とし江戸麴町平川天神下に住と云ふ

中村秋平世美 蘭卿 廣澤流の書を善す天明三年六月廿日卒す

僧 悪範 俗稱彌太郎中島見周か甥吹上寺卓錐和尙の徒弟となる幼にして頴悟書を能す夭死す

岩崎善五郎其恭 字子温 紀州の人伊藤臣山東都人に學ひ銚江に住す

僧 益之 窓譽寺十世の主寛政元年三月廿五日若州小濱空印寺に於て寂す

●中川淸三郎天壽 醉晋齋 三岳 京都の人勢州松坂職人町中川長四郎の家を嗣く中川氏は韓國餘璋王の裔たるを以て又韓氏を稱す初葛烏石の門に入て文衡山を學ひ後東江の言に因て二王を學ひ遂に一家を成し名聲大に高し寛政七年三月廿三日卒壽不詳

古帖集覽　古篆彙　六書討原　金石集要　近世書家印譜　秦漢印製考　本朝墨製考

醉晋齋法帖　醉晋齋草稿

松島直內 不如學齋 藩士にて和歌山西布經町に住す和漢の筆道に達し天保十四年業を開て董其昌の風を敎授生徒概ね二百人許明治五年廢業

荒木山三郎 勢州松坂本町の人二十三歲の時自から無筆を愧ち奮然書を學ひ困苦精勵後佐々木志津

摩を師とし其道に達し大字に妙を得たり其書嘗て　天覽を汚し　叡感を辱ふすと年代不詳

石川數馬壽谷　龍淵堂　江戸常府初與次右衛門と稱す御廣敷御用人三百石たり溝口流の書を善し書傳の內篠之卷迄傳達す大日本教育會調査の維新前東京私立小學校教育取調書にも其名を載たり要職にありしを以て私塾を設けす門人皆通ひ弟子也

南紀德川史卷之百六十

臣 堀内信 編

學制第三

文學 三

家塾

按に從來私に校舍を構へ學術を教授所謂私塾と稱せしは甚稀也儒士學官等は多少自宅教授をなし塾生學僕等を養成したるには相違なきも堂々塾舍を設け廣く四方の書生を教授なす即ち當世私塾と唱ふる如き體裁をなしたる者あるを聞かす故に鴻儒の聞へある榊原玄甫伊藤蘭嵎祇南海の如きも記の家塾に及ひたるものなし上野海門は身商賈を以て儒學を張り門下に多田陽谷宮瀨龍門井口蘭雪坂井清洲田中阿陵太田九皐等の才學を輩出せしを以て見れは當時に在て其家塾の隆盛也しを想ふへしと雖も亦學規塾則乃至門人の數等更に考ふへきものなし暫く換言すれは彼の寺小屋の類私塾と稱するに當らんか是等の體裁は概ね既記の如くにして世々其數枚擧に堪へさるへく而かも特に著名の者あるを聞かす日本教育史資料に松嶋直內藩士和漢の筆道に達し天保十四年開業薫其呂の風を教授生徒概ね二百人許明治五年廢業云々と記せり其說誤りなしと雖も此類獨り直內には限らさるへしされは今家塾の事を記さんとするに唯醫士華岡隨賢あるのみ隨賢鄉里に在て盛大無比の家塾を開き名聲を海內に轟したり泰西の醫學未た開けさる百年前の時に當て如此の盛をなす豈に豪傑の士といはさるへけんや隨賢の事醫學傳に詳記と雖も尙遺漏の分を略載本傳の補遺となし

併せて藩内家塾と稱すへきものは隨賢に在て存すへきを示す

華岡隨賢家塾

隨賢は紀州那賀郡名手莊西野山村字平山の人家醫を業とせしより既に五世也隨賢名は震字は伯行青洲と號す幼にして頴敏氣宇英邁僻邑師友に乏しきを以て京師に遊ひ桃谷華洲山田靜齊の諸士を友とし又吉益南厓に從て氣血水を講し大和見水を師として外治を學ふ其他從遊する處常の師なし厲淬數年殆寢食を廢す既にして悟て曰く世醫の論する處は旧法に局し經語に泥み之を活用する事能はす又科を分て内外と爲して合一の理を知らす何んそ痾を起し沈を救ふに足らんやとのち翻然去て郷里に歸り遂に内外合一活物窮理の說を唱へ曰く凡そ疾を療するは其處方制劑必しも局方に拘るへからす藥餌の及はさる所は針灸之を治め針灸の至らさる所は以て腹背を劃くへく以て腸胃を滌ふへし苟も以て人を活すへくんは何の爲さゝる所かあらん今蘭をいふ者は理に審にして法に略す漢を奉する者は法に精くして跡に泥む豈に共に治を論すへけんやと是に於て家塾を開き病室を構へ諸家を折衷して之を活用し古を本として其跡に拘らす新を出して其軌を失はす奇疾異病如何なる沈痾難症方書の載せさる所處治の術なきものも手に隨て敏捷治を下し或は猛斷切劃妙伎奇術を盡すに一つ効を奏せさるなし郷里見聞の者驚怖且排斥蛇蝎の如く也しも終には心服歎賞して華陀の再出と稱するに至る名聲大に著れ海内沈痾篤疾にかゝり衆醫に治を謝絶せらるゝ者東奥西薩數百里外より皆輿して其門に蝟集里閭是か爲に塡塞し凡六十六ケ國國として來らさるなく又醫生の來て塾に入り業を受くる者凡そ千百三十餘名（門人は三千七百名ありしと當代貞次郎より報す）國にして至らさりしは只大

隅壹岐の二ヶ國のみ也と就中乳岩を療する最も多く前後全癒の者數百人にして他起死回生の恵を蒙りし者幾千人なるを知らす常に門人に語て曰く吾術は心に得て手に應す口言ふ能はす筆書する能はす能く視る者之を領するに在るのみと又曰く余は内治に精覈にして世は外科を以て稱す故に蘊未た盡す能はさるは遺憾に堪へさる也と文政二卯年　舜恭公辟して醫員に列せられ俸米若干を賜ひ特に邑居を許さる後又命して侍醫に準し俸若干を加へ給ふ天保六未年十月二日病て家に卒す春秋七十六歳

隨賢の長子を雲平と云早く卒す二男修平（後隨賢）業を襲く其子雲平家を嗣き同しく醫を業としたるに四十歳にて明治十四年歿す爾後醫業中絶子貞次郎五年家を嗣く即ち當代也

隨賢末弟良平同しく華岡を名乗り大坂中の島にて醫を開業其子直藏（後良平）家を嗣く當時廢業す又隨賢長女かめゑ那賀郡安樂河村奥四郎右衛門の弟準平を妻せ養子となし醫を開かしむ其子完平今大坂塩町に在て醫を業とすと云

一隨賢の遺書旧記今尙其家に山積保存といへは就て之を閲せは幾多の秘錄珍籍乃至塾則學規の如き皆詳なるを得へしと雖も未た其暇を得さる也次に掲くる圖畫は隨賢門人某か嘗て師の側に在て其殊に奇患の治療をなしたるを現に目睹したる狀を自寫したるものゝ由にて當代貞次郎より示し來る就中醜態厭忌に不堪ものありと雖も百年前既に如斯開進の術を施したりとは實に驚くの外なく後世醫學上の參考に於ては意外の裨益あらんか兎に角無二の珍書たるを信し學理上憚るへきに非すと載輯す敢て事を好むに非さる也閲者幸に諒せよ

東都某

內瘤

浪華島之內　藝妓

內瘤

泉州左海沉香屋

八郎右衞門

血瘤

勢州山田某

內瘤
紀州田邊中街
堀　太郎兵衞女年十九

内瘤　核量三十三戔

豫州宇和島

青洲翁下刀而取粉瘤之膜塊也

紀州　湯淺伊兵衛

肩風

備前岡山

火傷　足痿中放平

野峯之僧

火傷　手脇下付

紀州　日高

血瘤

紀州　日高

湯火傷咽腮靡爛一年半後瘡之中見卵殼
紀州貴志井口邑
農夫　某　兒年六

血癌胃花痔
東都小間物屋
忠兵衛　妻女

其二

全形

血瘤

虫胞　頭皮肉間生於白虫

紀州根來西坂本

清吉男

乙巳の盆前御療治

和州　野原村
小林伊八娘
年十二才

走馬疳

紀州阿良河郷

原兵衞男

肉瘦

勢州朝間

永正　奇僧

缺脣

紀州那賀郡
粉河村　大工

口痔

若州小濱

舌疳

本國 和歌山
廣瀬通街
岡崎屋某
老母

菌毒

阿州徳府

菌毒
備後尾之道

血痣翻花

和州高市郡

樹馬邑　又七

年二十七

舌　瘤

浪華谷町　茱兒

髮瘤
讃州那珂郡
農夫某兒年六

脂瘤

稗城湊久保街
伏原屋甚右衛門妻
年四十四

腐骨疽

河州錦部郡横山邑

八五郎娘年六

肉瘤

攝州江原源兵衛妻

年三十二

其二

全形

流注　經二ヶ月餘　奇哉　妙哉

河州守口驛山原氏

老母年六十五

翻花

浪花心齋橋

袋物屋半兵衞

年四十五

乳岩

和州宇智郡五條驛

藍屋利兵衛母歳六拾

全形

其一

其二

骨瘤　異症宜露風狀

京都某

耳菌毒

丹州篠山

農夫五郎太夫

一 舌瘖 發瘰癧

失榮肉癭焮衝自潰兆

乳岩

紀州橋本驛三河屋治兵衛母既瘵而三年再發時

文化六己巳春二月

其二

乳岩

美濃羽栗郡不破一色村文八妻歲三十七時文化六己巳春

其二

塊重五拾二錢

肥前高來郡
諫早

骨瘠

攝州能勢郡
宿野邑甚兵衛年二十五

撲折緊縛故變熱脫疽狀

軟肉瘤

大和葛下郡木戸邑

惣兵衛女年二十二

俗に云蟹娘

蟹胅

紀州伊都郡脊野山邑

漁夫爲八女

乳岩

粉瘤
泉州自然田邑
善五郎女
年二十四

大肉瘤
發左肋骨章門上二寸
根脚　一尺二寸
高さ　八寸一步
周圍　二尺四寸五步
河州石川郡龍泉寺邑
農夫甚左衛門娘年二十

其二
塊量壹貫百五十錢
全形

肉瘤

備前邑上郡邑久郷匠夫松三郎者年四旬有四生一瘤於左膺乳上初結核卵計大漸層數核々腫凡五塊大如大盤乳房隱左脇腫高如鉢於爰八載矣周圍約之國尺二尺餘分經尺有二寸兩手擎之凡五斤量重靑脉維絡纏達如圖與痲沸昏睡得其度先生以刀竪割核上

五寸計挿脂手分割理筋恰囊中有物索之狀傍看側視之徒無不盡點頭鉼口也久之模索肉拔之時障一醫人嚮以披針剣之物破之如葛粉羹餅累々疊々透徹爲團

其二

全形

秤之約得四百六十錢
先生斷曰是肉瘤也生徒謹諾矣血
啻染手膜系碑指耳國手之妙技豈
讓他乎後調修如金創之法也

其　二
紀伊伊都郡大谷郡　万六郎

骨瘤

紀州伊都郡平邑孫八郎

腐骨疽
紀州貴志井之口村
血瘤
淡州

附骨疳

浪花谷町

樋口佐平

戊戌孟夏于時杏林軒寫

奇患之圖

東背山腰

端　月

南紀徳川史巻之百六十一

臣 堀内 信 編

學制第四

武術第一

緒言

此編は武術に關する施政制規を述す國初以來世々督勵薫陶之事蓋し枚擧すへからしと雖も嘉永以前之事旧記散逸考ふへからす唯世記に散見する處及ひ諸士之家譜等に因て畧其蹟を覗ふへし概言すれは特に奨武之著しきは　龍祖は無論　有徳公　大慧公　香嚴公　舜恭公の御時に於て見るへし總して藝術を以新進する者乃至賞功恩給之官祿等往古は破格之優遇ありしも後世は師範家初武術者にして高官大祿を辱ふする者少し是敢て俊秀古に不及のみに非す人衆増加經濟の程度自つから許ささる者ありし也

一極治數百年之弊世間一般奢侈遊逸の風に流れ武術は子弟少年の分際と見做し上下唯舊慣に随順經過之躰なりしか嘉永年間外國船屢近海へ出沒輿論漸次武備海防に傾き殊に癸丑米艦浦賀へ侵入爾后は層一層其度を高め演武練兵之幕令は殆と朝布暮令に至る藩亦之に准し着々勵行文武場を興し操練を開き百方鞭策大に努む之れ奨武之記事嘉永三年以降に多きゆゑん併せて武事沿革之躰裁をも察すへし

一武學試驗之法は御覽見分の二あり御覽とは　君上臨檢をいふ見分とは　君上在さゝる時（御留守年詰と稱す）政諸有司見分するをいふ每年十月十一月の候弓馬を初各流順次に行はれ（江戸にては弓馬槍等は園中九十間馬場銃は御打に本殿の前に築屋に於てす）門人等藝の功拙場格之上下に應し形仕合の各技を演し御好之仕合をも被命各結賞勸勵之伎倆を今日に顯さんと大に勵む了て師範頭取之者門弟一同を率て　御前に禮拜此時　御諭（無講）あるを例とす見分之法亦之に準せり砲術水藝は見分のみ也特旨を以　御覽の事なきに非れ共例外の事とす

一各藝共多年精勵上達之者へは年金銀を賞賜せらる之を稽古料被下と稱す弓馬は金拾兩他は銀拾枚也弓馬は武術の棟梁たるに依る之を賜はる者は二三男と雖も勤仕に准するの資格を有し最も名譽とす一家の戶主となれは給せられす稽古料之事古く天和三年に在り又御供番頭已上御役人（御勘定奉行御用人御廣敷御用人御目付等）の嫡子總領武術堪能の者は中奥頭役打込勤といふを拜し年金拾五兩を賜ふ父の資格に依て差あるなり

一年來特に精修勉勵之者へは臨時に銀三枚を賞賜せらる又弓馬を初數射數乘數仕合抔稱し各流共一人にて終日數百千篇の藝を演す之を數稽古と唱ふ此時執政諸有司武場に就て見閲す此輩へは後日幾分之賞金又ば賞狀を參政より下付する也癸丑以來は諸藝共諸有司臨時に檢閱學士一同へ袴地反物等下賜の事もありたり

一弓術には御帳前といふ事あり各流春秋兩度に人毎に百射を執行此時步改役（江戸にては表火之番役せり）出張步合を記帳參政に呈す同役言上優等の者へは賞銀若干を下付す又砲術には清帳と唱るあり松江町打場に

於て百目已上之砲を以遠町射的を演するなり亦步改役出張檢閲す賞與之事詳ならされ共恐らく擧行ありしならん

海防守衞武備奬勵之諭告

海防守衞武術奬勵之事大寄合初へ諭告

一嘉永三戌年七月十七日布達

大寄合　　御勘定奉行
大組　　小普請支配
御先手物頭　　御目付
御使番　　御勘定吟味役
寄合　　御供番
御代官

海防守衞之品且藝術御世話振之儀　公邊追々被　仰出候事
此御方にても海岸防禦且文武出精之儀は兼々厚被　仰出之趣も有之事候得共猶守衞向等此度格別に被　仰出候付ては右等之儀に付若存念之趣も有之向は無遠慮可申出候尤藝術等兼々出精之事には候得共彌以無怠慢相勵非常之節之心得振も猶行屆申合置候樣組支配有之面々は配下之向へも篤と可申合事

一　　大御番頭
海防守衞之品且藝術御世話振之儀於　公邊追々被　仰出候事

此御方にても右等之儀兼々厚被　仰出も有之事候得共猶守衞向等此度格別に被　仰出候就ては各々幷配下之儀は武備專要之御役に付彌以無怠慢相勵非常之節之心得振等猶行屆可申合置且前顯之品に付若存念之趣も有之候はゝ無遠慮可被申出事

按に　此比頻年外國船本邦沿海に出沒世上漸海防之議起る之際本年六月蘭人加比丹より近來米國人江戶近海に入り通商を乞ふの企あるよしを內告す依て　幕府海防之令を發し守衞防禦之事を勵行あり夫れ武官武術を修むるは言を待す然るに太平至治之弊其實武藝は若年子弟の分際に止まると見做して既に家督を繼き一職にも就きたる曉は我人共に頽廢して怪しますされは勤仕しつゝ武場に出るは全く武術によつて出身の徒に非れは所謂昔取た杵柄先生の邂逅御覽見分（其上親覽并見分之事）に出るの類也士風偷安に流れ驕奢淫逸に耽醉の情は獨り我藩のみに非す天下の大勢は槪ね如此也しか世評外舶出沒之喧傳と　幕府之發令とに刺激せられ諸藩漸武事武備を主唱する事となれり則本記の令あるゆゑんにして勤仕共者へ直接武事の督勵ありし殆と之か初ならん時の情狀察すへし然れとも治平慣習之固執は頑として動かす發令當座は聊影響を呈するも兎角に冷却勝ちなれは爾來文武督勵の事益頻煩多事を來すに至る

武備手當金下附

嘉永六丑年七月廿九日布達　若山にては八月廿日

此節專ら海防等に付武備之御世話も被爲在右に付ては御供番初左之御役々幷師家へ御下け金被成下候間右を夫々御勘定奉行へ預け置右利倍を以銘々取合せ武道硏究手當之儀取計候樣頭々へ可被申達事

但學問之儀は猶以肝要之儀に付銘々執行致し候樣右に付同所へも御下け金之儀は先達て取扱有之事に付此度は別段御下け金無之候間右之趣儒者へ可被申聞事

御役名藝術	江戶	若山	
大御番	—	十二組	千二百兩

御供番		百兩	二組	二百兩
御小姓組		同	五組	五百兩
御書院番		同	五組	同
新御番		同	三組	三百兩
小十人		同	六組	二百兩
御徒		同	七組	三百兩
御老中同心				千百兩
大御番同心				
御勘定同心				
御持弓筒同心				
御先手同心		同		
五十人組同心				
學校				百兩
弓術		五十兩	師家十人	五百兩

術	流派		人數	
馬術		同		五十兩
鎗術		同	同 三人	百五十兩
劍術	田宮流 西脇流 金田流	百五十兩	同 四人	二百兩
柔術		五十兩	同 一人	五十兩
組打		同	同 一人	同
軍貝			同 一人	二十五兩
炮術	勝野流 佐々木流 高島流		同 十四人	七百兩
軍學		二十五兩	師家二人 宇佐美左助門弟	五十兩 十五兩
水藝		同	師家三人 御船手方共	百兩
一傳流		同		

是年六月三日亞國軍艦果して浦賀入港天下騒然紛擾を極めしは世の普く知る處僅に六ヶ月間の猶豫を約し明年正月再來といへは愈海防奬武は燃眉の急夜を日に續くも尙足らさるの場合となれるなり

初て西洋流砲術修業を命す

嘉永六丑年八月廿七日　於若山達す

初て西洋流砲術修業を命す

一　御鉄炮奉行　佐々木浦右衛門

新百兵衛へ御預之西洋流大砲其方へも被成御預候百兵衛申合相勤可申候

件之通に付西洋流砲術をも手練致し流儀炮術同様出精取立可申候

嘉永六丑年九月十五日　於江戸

一　故一郎兵衛總領中奥勤 中奥頭役打込勤　松原市太郎　　權右衛門總領藝術稽古料被下 鉄炮稽古人引立世話　岡權四郎

中奥御番　高橋省次郎　　平角總領授讀　三毛與一郎

源八郎弟鎗術學問 稽古料被下　坂西雄次郎

右之面々下曾根金三郎へ入門西洋流炮術をも修行致させ候様尤當時御流儀鉄炮出精稽古いたし居候筋も有之候得共御趣意も有之候間兩様共稽古致させ候様可被取計事

新御番　森本岡右衛門

松原市太郎初此度下曾根金三郎へ入門西洋流炮術をも稽古致させ候筈に付諸事肝煎行届世話致し候様可被取計事

右奥掛りへ申聞金三郎へ御頼之儀も宜取計謝物等之儀は猶申見可取計旨申聞

一嘉永六丑年九月十日於若山左之面々へ御用有之間此節江戸表へ罷越相勤可申支度次第出立之事之旨達す　但浦右衛門へは廿三日に達す

大御番格御鉄炮奉行「砲術指南」　新百兵衛

御徒頭格中奥詰「炮術家吉川源五衛高弟」　藤田萬之右衛門

御鉄炮奉行「砲術指南」　佐々木浦右衛門

嘉永六丑年十月十八日　於江戸

一主計養子菅野直右衛門 砲術稽古料被下 江戸表大炮稽古場頭取 儀下曾根金三郎へ入門西洋流炮術をも稽古致させ候樣可被取計事

右奥掛りへ申聞且肝煎森本岡右衛門へも心得させ諸事最前松原市太郎初之節相達候通取計候樣可致旨申聞之

菅野直右衛門は佐々木浦右衛門高弟にて江戸同流弟子取立して從來江戸に在勤せしなり

嘉永六丑年十月廿五日　於江戸政府より

一炮術稽古之品に付此度於　公邊別紙之通被　仰出候間御手前にても此上猶更致出精候樣且今般異國船爲御備西洋法に寄芝御屋敷等へ御炮臺出來に相成候付右炮術をも一等致修行精々相勵及熟練候樣向々へ可被申聞事

阿部伊勢守殿より被相觸候書付寫

武術修業之儀引立方等銘々之存寄も可有之候得共炮術之儀は異國船防禦之要術に有之諸流之内西洋打方之儀近來開け候事に付いまた習熟致し候者も少く候處今般内海爲御警備西洋法に寄御臺場御取建に相成候は其法術をも手廣に可被成置御趣意に候間其心得を以習熟之者へ申談諸流同樣稽古相勵候樣厚く可被申付候

右之趣万石以上之面々へ寄々可被達候

嘉永六丑年十一月八日　於江戸政府より

一藤田万之右衛門新百兵衛佐々木浦右衛門儀下曾根金三郎へ申談西洋流炮術をも熟練致し候樣可被取計事

右兩人へ可相達旨奥掛りへ申聞且肝煎森本岡右衛門へも心得させ其外諸事追々相達候通取計候樣申聞之

同年十二月十日　同上御用人へ達す

一西洋流之儀は早込其外共至極御用立候間此上多人數致稽古候樣精々厚世話行屆候樣可被致事

按に炮術は從來和流のみ行はれしなり西洋流と稱するは高嶋四郎大夫長崎に於て蘭人より傳法奮て其技を研究せしに創る同人か罪を得たるも一は之か爲なりと云然るに海防之議起るに隨ひ四郎大夫免されて大に登用を蒙り專ら其技傳習を專任せらる於是門弟江川太郎左衛門伊豆御代官下曾根金三郎松平仲幕府旗下之如き各自門戶を開き高島流と唱へ盛んに麾下之士を訓練諸藩の士亦爭て其門に走る者日々益多し又勝麟太郎後安房守海舟翁の事松代藩佐久間象山佐倉藩松山大五郎木村軍太郎の如き一派を立て敎授故に西洋流炮術之趨勢は旭日の如くにして和流炮術又顏色なし然るに若山炮術師家之面々形勢に迂遠依然古流御秘事に拘泥自負西洋流なる者は全く蠻夷の賤術何ぞ我か　南龍君の御秘事御主意の流法に及へきや若し之を學はんものは破門すへし抔擯斥厭忌啻ならす獨り江戶御家中にて森本岡右衛門湯川小才次輩下曾根に學ひ三毛與一郎は松山に就き信及井上德三郎高井義太郎とは木村に通學せり信等素佐々木流の門弟故痛く師家を憚り隱密事に處するの苦に堪へさりし然るに執政水野大夫は夙に見る處ありて英斷師家之輩を東下せしめ森本

岡右衛門に謀り下曾根金三郎に入門熟練可致の嚴命を下せり別に江戸常府武人の中を撰拔同しく修業を命したり百兵衛浦右衛門等若山に在ては先祖代々一子相傳御秘事流之大先生と崇敬せられし半白之老先生か俄然下曾根の門下に屈し鼻息を仰て十把一束の少年に伍し夷狄視したる洋銃を執て馳驅奔走は衷心可憐氣之毒千万に不堪りし浦右衛門の如きは熱心に速成を望み余暇信等と共に木村軍太郎にも學ひしは勉たりといふへし老先生今は吾門下生を兄弟子とせさるを不得は意外之一奇談なりし爾后外砲術師家の面々へも悉く西洋砲術修業を被命たり年次不倫に渉ると雖も類に因て爰に集記す

嘉永七寅年三月十日　於若山御用人へ

一吉川源五衛（小十人小普請 鉄炮指南）儀此節江戸表へ罷越西洋流炮術下曾根金三郎方にて傳授受熟練致し候樣可被取計事

嘉永七寅年十一月廿日　奥掛りへ

一
御鉄炮奉行 大御番持格　宇治田彌右衛門
大御番格小普請 鉄炮御鉄炮御預　勝野五兵衛
獨禮小普請鉄炮　富岡龜太郎
同　同　藤岡傳右衛門
小十人小普請同　平井市郎右衛門
同　同　駒木根又市
同　同　林角之右衛門
以下小普請　鉄炮　南條小右衛門
以下小普請　鉄炮　小野宇右衛門
同　同　長谷川伊右衛門
御徒格　同　磯野繁右衛門

右之面々森本岡右衛門へ申談西洋流炮術をも手練致し夫々流儀同樣御用立候樣可致旨可被相達事

以下役は別通なり

同　日　奥掛りへ

新御番西洋炮術肝煎世話　森本岡右衛門

一　此度炮術師家之面々へ別紙之通被　仰付候間夫々へ無覆藏熟と申合御用立候樣諸事行屆世話可致旨可被相達事

按に　此時は岡右衛門を若山へ出張せしめ件之如く命せられしと記憶す以上は藩に於て西洋銃炮術を用ひられたる濫觴なり

能役者へ武術修業の諭告

嘉永六丑年九月廿三日　於江戸

一　御役者之輩當時海防等之折柄に付家業之隙にも武藝稽古之儀內存爲相願候樣程能申聞之儀宜被取計事

右執政より御役者肝煎御用人へ申聞る若山に於ては十二月十五日同樣達す

御役者とは能役者也江紀數十人あり俸祿を賜ろも士籍に列せす常に一刀を帶し謠曲囃子を業とし公務の侍宴席の餘興に服し媚を權門に呈する等游手徒食視せられたる也

初て武術秘事の禁を解く

嘉永六丑年十二月廿五日

一　初て武術御流儀秘事之禁を解かる

按に國祖之時元和偃武封建制據の制度により國防之儀特に御苦心元師之御應配は宇佐美流に御委任文武諸職一般は橋爪流軍法に御制定山口田井之瀨懸け作り大手郭內等切所々々防禦之秘事

御身固め之術は專ら勝野五兵衞へ御內諭其他武術師範家傳之秘法へ種々御工夫御附授金創藥法に至る迄も至らさるなく卽ち勝野流之常上り早込佐々木流の虎の子御筒名井流之繼き舟名取流之金創藥渡邊之人油之類勝て數へかたし是皆御趣意御秘事と唱へ一子相傳たとへ高足之門弟と雖も容易に傳授を不許面々我家なそは彌々の御趣意斯々之御秘事ありと相誇りて自負自尊敢て他を不顧の体也其當時にあつては固より當然といふへきも日進開明の世に至り古習頑固のみにては終に時機に後れ何程之明法重器も無用長物たるの虞あるを以て斷然此禁を解かれたり之に關する事項翌年及安政二年に涉るものあれとも事實通觀之便を取り左に集錄す

獨禮小書普鉄炮　勝野五兵衞

其方流儀炮術早込之儀は　南龍院樣御趣意も被爲在候得共向後江戶表御家中へも傳授可致旨被
仰出之
當時　御幼年にには候得共異國船防禦に付ては深き　御趣意も被爲在　公邊にても　御宗嗣御制禁之品依時勢追々御改正之被　仰出も有之事に付右之趣得と相心得可申候勿論他藩之向へは是迄之通傳授致間敷事

嘉永七寅年二月五日（政府記帳）

一御秘所御鉄炮御臺場へ配當候品且打形傳授幷見習被　仰付候事

異國船防禦に付此度海岸へ御臺場築立御有來り之大炮等配り置候處西鄉作右衞門へ打形被　仰付候御鉄炮は御秘所御鉄炮と唱　南龍院樣御趣意も被爲在深く御秘しに相成有之候得共右は戰

覺斯る御時節御用立可申ため御手厚く御貯之御事に付ヶ樣之折柄御用立不申半ては御捨りも同樣之道理に付御趣意有之御秘所には候得共海防に付ては右御鉄炮も御用立度と及評議候處右之品に付ては御書物方頭取よりも內存申出候付旁右御鉄炮荒濱幷外濱御臺場へ配り當尤御秘事之廉は居置平日御臺場へ顯に差置不申臨時に右兩所にて御用立候積及取計右之趣申上之儀江戸へ申遣之

一右御鉄炮打形は伴右衛門計へ被　仰付有之候得共業におゐては勝野五兵衛（獨禮小普請鉄炮指南御秘所御鉄炮御預）同人總領甚之進（稽古料被下父へ御預之御鉄炮見習）とも手傳ひ候事に付打形心得居候得共兩人共御鉄炮預之名目に付表立打形致し候儀難出來候間右兩人へ打形傳授被　仰付候樣伴右衛門內存申出且伴右衛門總領丑藏へも打形見習せ申度旨御書物方頭取申談候右打形伴右衛門一人にては難行屆事に付已來廣く稽古爲致度旨及評議其段江戸へ及相談候處同意之旨申參候付彼是申見居候折柄件之通譲出候此度御臺場へ配り當候付ては猶更打人相增不申候半ては差支候事に付旁申見候上伺濟之積にて此表切左之通及取計右之趣申上之儀江戸へ申遣之

勝野五兵衛

同人總領　同　甚之進

海岸防禦之儀に付西郷伴右衛門內存達之品も有之付御秘所御鉄炮打形其方共へ傳授被　仰付候條相傳受可申候

伴右衛門總領　西郷丑藏

父伴右衛門へ被　仰付有之（一本ナシ儀）候御秘所御鉄炮之儀伴右衛門に差添打形見習可申候

西郷伴右衛門

海岸防禦之儀に付其方内存申立之品も有之付御秘所御鉄炮打形勝野五兵衛幷同人總領同甚之進へ傳授被　仰付候條可致相傳と之御事候

同　人

御秘所御鉄炮之儀其方に差添總領丑藏へ打形見習せ候樣と之御事候

右之通今日丹波守申通相濟堅め之儀同日詰所にて致させ候事

嘉永七寅年五月十五日

中奥詰　寄合持格
御書物方御用勤御年譜筋御用兼勤　宇佐美三郎兵衛

一　其方家傳之軍學は　南龍院樣御趣意も被爲在候得共向後相學度內存之向へ傳授可致旨被　仰出之當時御幼年には候得共異船防禦に付ては深き御趣意も被爲在　公邊にても御宗祖御制禁之品依時勢追々御改革之被　仰出も有之事に付右等之趣篤と相心得可申候他向へは勿論傳授不相成事

下け紙　本文之通に付傳授いたし候節は前以一應可伺出事

嘉永七寅年十一月廿三日

御徒頭格　中奥詰
御書物方勤鉄炮肝煎　西郷伴右衛門

一　御秘所御鉄炮之儀は　南龍院樣御趣意も被爲在候得共向後相學度內存之向へは傳授可致旨被　仰出之

但書下紙共前同斷勝野五兵衞とも申合之上口傳可致とあり

一　大御番格小普請 御鉄炮預　勝野五兵衞

共方へ御預之御秘所御鉄炮之儀　南龍院様御趣意も被爲在候得共向後相學度内存之向へは傳授可致旨被　仰出之

但書下け紙共前同斷にて先達て委細申聞候通に有之殊に此度御城下近海へも異船渡來いたし不容易時勢に付ては篤と相心得西郷伴右衞門とも申合相傳可致事とあり

按に佐々木浦右衞門へも同様之命あり辭令欠逸す爰に一奇談あり嘉永七年正月十四日亞國軍艦再ひ浦賀へ渡來幕府諸藩に命を下武相海岸を警衞せしむ諸藩江戸灣に邸宅ある者皆固め人數を出す御家に在ては同月廿八日より芝築地越中島の三邸へ固め人數を派遣せられ信等佐々木流炮術隊之内に加はる炮術家は和流百目之裸筒二三を土俵を積て海岸の庭前へ配置し軍學家は橋爪流法の竹束をこゝかしこに構へ（竹束と云もの武者畵の外實地に一見は是を初とす）警鐘一聲せは忽ち山なす大艦を未塵に粉碎日本魂の手並を見せん伊勢の神風今に吹き來て元寇の復轍思ひ知れよといふ計りの氣焔なりし然るに一夕芝邸の附近に出火あり佐々木浦右衞門は携へ來れる御秘事虎の子と稱する秘砲万一燒失に罹らは切腹道具と一生懸命必至となりて門弟岸野鉞太郎松尾米吉の二少年に托し短舸に乗せて海上に避けしむ火は暫時に鎭靜衆皆安堵せしか該二人は歸り來らすすは事よと海陸四方八方に人を派し船を出し終夜探索紛亂を極むるも絶へて手掛を不得明日益々手を盡すに益々不分扨は轉覆疑ひなしと衆顏色土の如し浦右衞門は早是迄也と既に覺悟に及んする一刹那突然上總國木更津より飛艇來り

報して曰く二人漂着御筒恙なしと其歡聲は狂の如く元氣忽ち振ひて全く　龍祖の御加護御筒の感德なり抔いひ合て故なく事濟みたり二人は少しく水心ありて艫楫を操つゝ居る內風波さゝへかたく遂に漂流に及ひしといへり爾來八二人を漂流々々と呼て名を稱せす永く闔藩の一奇談に傳へたるそおかし虎の子御筒一見概畧圖の如くありしかと記憶す構造恰も洋式の臼炮の如く樞機元込み也二百六七十年前の昔此制ある實に可驚御秘事一子相傳と貴重せしも偶然に非る也

長一尺六七寸斗

經六七寸斗

着具足並を演す

嘉永七寅年十月二日

一御家中着具足並を演習す　於江戸

御目見已上已下具足所持之面々本日朝六半時より御本殿御樂屋に揃ひ着具之上御庭へ繰り出し田屋敷騎射馬場に小憩夫より廣芝へ押し行き鳳鳴閣前にて脫兜伏拜す

中將樣には同閣に御透見也御家老挨拶有て引取夕七時相濟

御用人初も列居御供番頭已上は不罷出總人數百九十人也

單に着具歩行のみに止まりたれ共兎角着具して多人數打揃ひたるは是か初なれは人々奇異の思ひをなし毛付甲乙の取沙汰杯一時喧し畢竟軍實を檢するの意に出しものにて武家にして具足所持なきは耻辱の限とはいへ太平の餘習其實然らす御旅行御供に革覆金紋の具足櫃は立派なれ共全くは旅裝具乃至土産品の物入に代用所有之者迚も正月鏡開きに餝り立るか夏季風入之他手に觸るゝ事もなくて濟來れる世態なりしに昨年亞國船渡來以來は一も武備二も武備といふより外なく官亦頻りに奬勵去年十二月具足所持之者には賞詞を賜り具足所持無之者へは除金新調圖取りの法を本年七月發布せられ本日又此擧ありしなり

江戸文武場

安政二卯年五月廿五日

一江戸赤坂邸中へ文武場を建設

左之通執政より布達す

文武稽古の儀に付ては追々厚く御世話も被爲在候付近來別て稽古人も多く夫々出精之趣に相聞一段の事に候就夫是迄は稽古場掛離れ居候筋も有之出場の模樣に寄ては ヶ所々々へは出かね無據怠り候筋も有之哉に相聞候付當時御繰合別て御六ヶ鋪折柄には候得共猶此上出精稽古出來候樣分て御配慮被遊今般左の稽古所一郭に御集め御取建被　仰付候間御家中一統右御趣意之趣難有奉存子弟等へも厚致敎諭彌諸藝無怠慢一際相勵師家頭取之面々にも猶更骨折取立候樣可致事

江戸文武場建設

一學問所　一國學所　一醫學所　一蘭學所
一軍學所　一天文數學所　一禮式所　一弓術的場共
一大島流　一外山流　一田宮流 金田流　一西脇流 一傳流
一柔術 組打　一勝野流　一佐々木流 西洋流

從來江戸に於て武藝稽古場と稱するは赤坂邸中山屋敷上之馬場に學問所につゝき槍術劍術柔術場組打共佐々木流炮術素試場建列ねありて馬術は山屋敷御厩馬場弓術は師家芦川良助宅中段西脇流劍術場は麴町邸內一傳流劍術は宮崎健之允宅青山權田原軍學は時々其頭取宅勝野流炮術角打は赤坂邸五月口に於てするも佐々木流角打場は澁谷邸內に在りといふ如く各所に散在懸隔故に就學者は東西に奔走最不便を極む且國學醫學數學蘭學等之設けなし彼の水戸會津肥後の如き既に文武大學の設けありて其制完備と聞ゆ即今只管文武奬勵之際未た其設けなきは不測之欠典也との定議あつて遂に本記の如く一郭建築に及ひたり山屋敷旧武場及ひ新築文武場之圖末に掲く

安政二卯年十月八日　於江戸

一文武藝術準備金を下付

執政より御用人へ達す

文武稽古爲御手當金四千兩御下け右利分を以年々稽古筋諸入用に被成置候間藝道引立方行屆取計可被申候利金之內入用之節には御勘定奉行へ申談受取方取計尤厚御趣意之御金柄に付永々遺失無之樣手堅く被相心得每年勘定之儀は各幷御勘定奉行連印を以取調置可被申事

右御金は熊野三山貸附所へ預け有之候事

安政三辰年正月廿九日　於江戸

一文武場役員を命せらる

此度文武場一郭に御取建に付總裁被　仰付候御用人等申合萬端重立世話可致と之御事

大御番頭格　村岡八藏

御供番頭　片野左衛門

御目付　松原一郎兵衛

文武場掛り被　仰付候御用人等申合諸稽古引立方可致世話と之御事

御先手物頭　小池彦之進

宮崎健次郎

御徒頭格　服部半助

文武場頭取被　仰付候總裁之面々に差繼可相勤と之御事

御留守居物頭格中奥勤　雨森權左衛門

出島大三郎

中奥御番　立石伊平太

文武場へ罷出總裁幷頭取之面々得差圖相勤可申候

右勤之內中奥にて之御番は御用捨之事

次部藏總領　能勢角之丞

御作事奉行　堀内清八郎

御書院番　鳥居幸右衛門

同格　神野琴藏

禮式所へ罷出肝煎可申候

大菅禮之進

當分學問所御目付幷國學蘭學醫學所其外諸稽古場打廻り役をも相勤可申候

大菅禮之進

此度禮式所御取建に付同所へ罷出諸生取立世話可致候

御番醫師　龜井元晴

禮式之儀者　皇國古例之規格をも切磋不致候ては難相成に付國學をも修行可致候

御金藏勤支配勘定格　志野庄之助

於醫學所講釋之助相勤可申候

同人

此度天文數學所御取建に付同所へ罷出諸生世話可致候

御匙醫　初

天文數學之儀は西洋綿密に究理いたし有之儀に付蘭學をも修行可致候

奥 表 御 醫 師

蘭方之儀に付ては去る酉年相達候趣も有之候得共猶御趣意之品有之候間已來蘭方參用之儀も厚心掛可申候

件之通に付蘭學所へも罷出研究可致事

右御用人申渡之

右いつれも文武の士を撰はれしにて村岡神野は文學片野宮崎服部出島は劔術松原は諸藝小池は馬術雨森は槍術立石は組打堀内は柔術鳥居は水藝に達せるなり大菅は小笠原流禮式を能くし能勢は其門人志野は算術に達す文武の教授は從來之儒家及ひ本居彌四郎弓馬槍劔柔術組打の師家頭取担任し別に辭令を發せす蘭學は是か初なれは教員なきを以去年七月伊藤玄朴の養子伊東貫齋を寄合醫師知行百五十石に聘せられ蘭學教授を被命是月水野土佐守家來柳川春三を知行七十石に徵し同學教授を掌らしめ有馬日向守醫師竹內玄同にも御出入を命し同しく蘭學所教授に補せられたり玄朴貫齋玄同皆當時の錚々たる者にて後幕府の侍醫に召されたり

醫 學 所 定

一御匙醫初奥御醫師共御用透には繁々學館へ罷出生徒教育之儀可申談事

一講釋初正月十七日　九時十徳着之事

一同終業十二月十四日

一會讀素讀正月十八日初十二月十四日終

一講釋之節は勿論會讀素讀之節も禮儀を愼諸事神妙にいたし道義之論之外無益之雜話等致間敷事

一講　釋　素問靈樞或は難經を學頭之者日々可講事

一奥表御いし并子弟其外醫業之輩附講望候者は相違候うへ勝手次第相勤させ可申事

一會讀并素讀　會主并授讀共寄合御番小普請御醫師之內相達候上可相勤事

一御醫師之子弟并御扶持被下候醫師等にても會主授讀相勤度者は相達候上勝手次第爲致可申事

一會讀は唐宋已前之書元明大家之好書隔日に替可講習事

一時刻　素讀 巳刻より　會讀 未刻より　講釋 午刻より

一本草穴法每月三度つゝ會讀可致事

此日は例日之學業相休候事但二の日穴法七の日本草

一穴法會之節按摩針治之もの勝手次第罷出候事

一產物會年々一度先達て日限を定土產奇品携集名實を辨し眞僞を正すへき事

一夏季秋初は療治繁多急卒之病人も有之事に付六月七月八月は講釋會讀素讀共月六度宛可講習事

一醫案　案題論題等隔月に出之御醫師一統案論を認可差出之學頭共檢閱之上批判を加候はゝ懸り
御用人へ可差出事

但醫案難作者は月に兩度つゝ何れの書にても抜出し譯文認遣復文爲致作文之稽古爲仕候事

一御扶持被下候醫師も勝手次第案論可差出事

一御匙醫初奥表御醫師御扶持被下候醫師共每月治驗錄可差出事年齡七十以上は勝手次第之事

一御出入町醫師も勝手次第可差出事

一生徒出數相調月々可差出事

正月

安政三辰年四月晦日

一江戸文武場落成

赤坂邸山屋敷上之馬場文武場左之ヶ所落成により夫々師家頭取へ御用人より引渡す

國學所　醫學折　蘭學所　天文數學所

禮式所　弓術場　大島流　外山流

田宮流 金田流　西脇流　一傳院　柔術組打場

本居中衞役長屋　彌四郎は病沒其子中衞代て教授さなる即ち豊頴なり

田宮流金田流劔術と柔術組打は從來共同稽古場にて隔日に修業す依て其例に因襲せるなり

右に付去る廿五日を以執政參政へ左之通り担任を被命

國學所 騎射學問所 蘭學所　土佐守

學問所 水藝 外山流　飛驒守

國學所 騎射 蘭學所　大炊頭

馬術 大島流 騎戰 西洋流　鄉右衞門

金田流 柔術 一傳流　與兵衞

田宮流組打　西脇流　孫十郎

騎學所勝野流　弓術佐々木流軍學　一統

文武場之儀右之通り掛り被　仰出候事

騎戰調練西洋流調練土佐守引受候儀は是迄之通候事

外山流組打　西脇流　村岡八藏

馬術一傳流　大島流　久保田源藏

學問所西脇流　騎射　菊池角右衛門

國學所騎射　蘭學所西洋流　江川左金吾

騎射西洋流　騎戰　村松吉次郎

學問所水藝　金田流　大野藏人

大島流柔術　田宮流　片野左衛門

外山流柔術　金田流　川北惣右衛門

大島流一傳流　田宮流　馬場源右衛門

國學所水藝　組打　岡田六郎次

馬術騎戰　騎射西洋流　梅澤助之丞

齋藤政右衛門

學問所　國學所
蘭學所
醫學所　弓術　軍學
勝野流　佐々木流　一統

文武場之儀右之通り掛被　仰付候間夫々引受厚く世話可被致事
禮式は國學掛り天文數學は蘭學掛りへ籠候事
八藏左衛門總裁は離れ候事　村岡八藏已下皆御用人也八藏片野左衛門は近く御用人に轉職せり

一同年五月十八日達　於江戸
此度厚御趣意を以文武場御取建相成候付ては一統出精勉勵可致は勿論之事候得共諸藝一様に出精いたし候ては中には行屆兼候藝道も出來可申且は人々得手不得手之藝術も可有之に付銘々兼て思ひ込居候藝道之内大体二三藝つゝ專ら出精いたし候はゝ自然達藝にも可及に付兼て相望居候藝術之内銘々存念申出候樣

文武場燒失

元治元子年十二月欠日
一文武場燒失
郭内田宮流劔術場にて寒稽古執行中之處火之元不注意にもありしか深夜に至り俄然同所釜場より火起り忽ち一郭全燒郭外小谷作内初之官舍十戸をも延燒學問所のみ其災を免る

文武場再築落成

慶應二寅年四月
一山屋敷文武場再築落成
燒失後再築あつて此節落成但從前と構造を異にし弓槍劔柔長刀の諸流を一棟續に建設假仕切を

設けて各流の隔をなし大演習等廣場を要する時は隔仕切を除て一大道場となすの組織とし周圍に疊を敷き監督職員の巡視修業人諸藝流通修學の便を得せしむ且是迄各流毎に六尺使丁なり一人を置備を設け湯茶洗足等を弁せし處火之元取締之爲め各流の釜場を廢し別に一釜屋を置諸流混同使用の事とす隣に役所二間を設く是文武場頭取同見廻り役の詰所にして事務取扱處なり概ね畧圖の如し

一再築工事着手及ひ落成月日等筆記散逸詳ならす長州再征御出陣前四月文武場落成により　君上同場御庭口より御臨場御内覽ありしを慥に記憶すといふ者あり仍て暫く此説に從ふ

一燒失後國學所蘭學所醫學所數學所等は赤坂邸表御門續き下馬先御物見を假教場となし之にて教授す然れとも國難頻りに起り天下騷擾を極め續て長州征伐等にて御家中扈從警備乃至從軍等東西に奔走又文事に服するの暇なき形勢となりしより蘭學醫學數學之如き自つから有名無實に歸し通學之者を見す唯國學所のみは微々其躰を存せし迄也再築之時國學蘭學醫學數學の諸場を省きたるは如何なる理由ありし事や今知るに由なし

一慶應三卯年十二月廿四日莊内藩三田薩州邸に潜伏の兇徒を討伐す其明日よりして文武場を以騎兵砲兵之屯集所に被充當分文武場廢止之旨を布達す公文書類等都て不傳れは其詳なるを知難し

一右之如く文武場廢止と雖も三兵傳習は盛んに擧行依て青山殿御廣敷空地へ操練場を設け陸軍局をも右殿中へ移し觀光館と總稱し練兵毫も怠らさりしか戊辰六月江戸引拂に逼迫せられ遂に三兵は勢地へ移轉す續て觀光館は假に御留守居の局となれり

山屋敷上ノ馬場
学校及武芸稽古場略図
御庭内
北
大嶋流
騎仕合場
大池
水扱場
上ノ馬場
山屋敷往還
学校坂

安政三辰年新築
山屋敷上ノ馬場文武場畧圖
明教館ハ寄宿舎ノミ新築余ハ従来ノ…
武場ハ惣テ三間梁二間…
大嶋流長十一間余ハ不詳
國学所ヨリ蘭学所迄ハ都テ二階建
山屋敷往還
大嶋流
弓術場
國学所
医学所
蘭学
天文
数学
大的場
小的場
御庭
北
炮術射的場

山屋敷文武場燒失後
再築略圖　但学校ノ外

武場ノ周囲ヲ敷畳トナシ各流往来ヲ便ニシ且ツ役員巡視ニモ便ス
各流満障ヲ除ケハ一大道場トナル組織ナリ

南

山屋敷往還

馬場

学校坂

松原

稲葉

明放館

寄宿舎

田宮流
金田流
西照流
竹森流
一傳流
関口流
竹内流
大嶋流
外山流
日山流
弓術

御庭

御金蔵

炮術射的場

和歌山習武場

若山演武之儀は各流師家自宅に銘々道場を構へ教授炮術之如き十四家に分れ遠近に散在し來れる之處安政二卯年於江戸文武場を一郭に新設續て於若山も同樣建設を被命當時江戸御在府にて諸政皆江戸を元とすたれは堂形山岡山の事本堂通矢修行之爲長垜を構へ三十三間堂の堂形を假設しありし故此邊を堂形と唱へ續きの山をも同稱したるなりを撰定學校國學蘭學天文數學禮式衣紋方名取橋爪の二軍學淸水流軍貝竹森田宮西脇金田の四劔術葛西大島外山の三槍術關口流柔術佐治流組打の各教場を一郭に新築に至る和歌山文武場に關する書類渾て傳はらされは建設の年次詳ならすと雖も次記和歌山國學所創業次第書及ひ万延元申年の圖によれは結局安政三辰年より万延元申年迄之間に新築ありしを知るへし

元治元子年信若山へ祗役の時三月四日執政參政等堂形山演武場に到り武術見分の事あり信從行各教場初郭内整然の狀を實見せり然るに慶應二寅年六月左の布告あり之に因れは此節習武場新築ありし如き觀あれ共然に非す此比他流仕合專ら行はるゝに至りしを以て諸流打込合併の武場を劔と槍と區別一場つゝ更に建設ありしの義也

慶應二寅年六月朔日

一武場之儀此度　公邊御振合に被准劔鎗砲三術を專ら御取立劔鎗之儀夫々諸流一場つゝ御取建相成候筈に付一統右一場へ打寄稽古致し銘々得意之道具相用ひ硏究致可申事

西洋流砲術之儀は猶又追て可相達事

一名稱　初は堂形山習武場と稱し又岡山文武場とも稱す後岡山學習館と改む元治元子年の比迄は尙

堂形山習武場と稱せし也奥村尚柔か調書によれは慶應二年學習館と改めたる如し

郭内文武教場

一學　　校　　國　學　所　　蘭　學　所

以上は學校之部に記述したれは爰に贅せす

一天文數學所　　禮　式　所

天文禮式の二は從來敎授の事を聞かす數學は會計吏乃至町在達算之者又は所謂寺小屋の類私に敎授の輩尠からさりしならん三學共に初て敎場を公設す敎員其他の事詳ならす

一衣　紋　所

衣紋方とは堂上方家筋之傳法を受け有職裝束之事に通し　君上御官服之事を司り御束帶御衣冠等を奉るの任也寶永元申年鷹司家に勤仕したる有職家榊原源八郎を召抱御衣紋方を被命京都に在住　禁裏を始御所方堂上方吉凶承合幷有職筋之御用に服務養子靭負跡相續養父に同しく京都に在住有職御用勤務其子靭負正親寛政三亥年父跡目相續家業出精可致旨を被命享和元酉年七月病死前後三代其職に服せり又宇治田平左衞門忠鄕父は炮術家也有職之心掛あるを以享保十一午年五月小寄合に被命後度々有職出精之旨を被賞其子平左衞門忠如孫平左衞門忠兄已下近代平三に至る迄代々家業とし衣紋方を以奉仕御普請役を被免京都師家へも度々往來御參府御供且御大禮御用を勤務す　舜恭公には長澤衞門有職に通するを以顧問に備へられたれ共公然衣紋之職を拜せすされは衣紋之專門は榊原宇治田之兩家にして近代は宇治田のみたり時としては御小姓御小納戸

等の侍臣へ京都之傳授又は宇治田に習學を被命し事あり宇治田自から門戸を開て藩士へ敎授す藩士就學の徒ありと雖も衣紋を學術の一とし敎場を公設ありしは是を初とす

軍學所

名取流　甲州流名取與市之丞正俊已來代々相傳

橋爪流　同斷一つに合武流と稱す橋爪左近之丞吉明已來代々相傳

名取兵左衞門橋爪万右衞門共に家業として代々流儀指南役を被命各自邸に於て門弟を敎授す橋爪流は御流儀と稱し武官の軍制は皆之に據るの制定なれは武職之士は必らす其傳法を受て講習す之を御役談と唱へたり初て敎場を公設二家其敎頭に補せらる宇佐美は元帥の御流儀といふを以て一般敎授の事なし故に敎場を置かす

軍貝所

淸水流　淸水出左衞門家職として子孫相傳す

劔術場

竹森流　神祖御流義 神道流　有馬豐前滿秋より竹森傳次右衞門へ傳法

田宮流　林崎大和守重信より田宮平兵衞重正に傳へ以來代々相傳

西脇流　新陰流柳生但馬守宗矩より小夫淺右衞門に傳へ西脇勘左衞門猛正相傳以來代々相承

金田流　金田源五郎岸隨十二流の劔法を合せ金田流と稱す子孫代々相傳

柳剛流　近時久野丹波守家來尾高城之助をして流儀敎授を命せられ初て公設の劔術となる

鎗術場

大嶋流　大島伴六吉綱已來代々相傳
外山流　離相流水島見譽石野傳一に相傳へ外山五大夫利昭之を襲き以下子孫相傳す
葛西流　大嶋古流大島伴六吉綱より戸塚五左衞門初數人相傳遂に葛西三左衞門友成傳法子孫相傳

柔　術

關口流　關口彌六右衞門柔心已來子孫代々相傳

組　打

佐治流　竹内中務大夫久盛より同常陸之助久勝に傳へ佐治彌右衞門重晟傳法已來子孫相承す
右いつれも代々其流儀を家業とし指南役を被命自家道場に於て門弟教授之處今回教場を一郭中に公設各自敎頭を命せられたり各流之詳細は別に記す又武術傳にも詳なり
按に馬術は郭内馬埒を設くる余地なく從來に據り宇治の厩馬場乃至追廻し馬場を用ひしならん且當時湊御殿庭中にて專ら騎戰調練擧行即ち馬術の敎場なり
一弓術に和佐落合（二家）小川（二家）益田高橋等の七家五流あり炮術に勝野、駒木根、磯野、宇治田、吉川、林、富岡、新、藤岡、佐々木、小野、平井、南條、長谷川の十四流あり是等敎場を不設事由は詳ならされ共蓋し西洋銃法を專用和流の弓銃寧ろ廢棄に屬すへき時勢たるゆへなるへし
一醫學所は從來湊雜賀町に在り別置を要せす
一習武場新築に付ては江戸文武場と同樣文武場頭取初之役員を置き執政參政等各自分擔督勵を被命たれ共筆記存せす今詳にしかたし

總督官房

若府堂形山習武場繪圖

此圖は信元治元年和歌山に在て得る處前圖と位置を異にするものあり變更を行ひたるにや事由詳ならす暫く兩圖を存し再考を待つ

一元治元子年三月四日佐野伊左衞門山高左近戸田金左衞門之三執政習武場之鎗劍術臨檢あつて信隨行せり一見之狀を記して聊武場の躰裁を示さんとす

習武場座敷に於て竹中美之丞（小十人 小普請十三石）鎗棒振を演す重さ四貫八百目長さ四尺五六寸六角粒肬ある鎗槌を縱横無盡に振り廻したり是自己の工夫より鍛練なしたる由一奇なり畢て槍術他流仕合あり一時に五組つゝ立合敢て勝負に拘らす互人に息の續く限り競技す勢州酒井縫殿右衞門派之鎗術者三四名見へたり

外山流弟子　二十六人　　葛西流弟子　八人

大嶋流弟子　六人

竹森流弟子　十七人　　田宮流弟子　三十三人

金田流弟子　十五人　　西脇流弟子　十五人

久野丹波守家來 尾高城之助弟子　十七人

夫より劍術他流仕合を演すいつれも越中しなへ竹具足を用ひ四五十人一場に出各自競伎す

槍劍共大に舊觀を一變滿目面を改めしは去る安政四巳年他流仕合を開發頑固の陋習を打破したる結果と見へたり併し堂々たる武場人少如此なるは當時　君上御上京將た大阪守衞之爲め藩士京阪へ多人數出張之ゆへといへり

一奥村尙柔か學制取調書に慶應二年岡山濱武場内に學習館を移し之を學習館と稱し從前之學習館は學堂を存置し更に學堂と稱し學習館奉行（重臣水野多門之に任す）を置き館務を統轄せしめ藩士及ひ子弟之五十歳

未滿の者は必らす就學せさる可からすと記せり然らは此時頗る變更を行ひたる如しと雖も布令論告文等存せされは詳なるを知りかたし唯水野多門へ之辭令は左之通りにて爾來頻りに同人へ文武之事擔任を被命たり但學習館を演武場内へ移したるは慶應二年三月晦日也事は學校の部に記す

一慶應二寅年三月十七日學習館へ罷出文武引立方之儀御用人文武場頭取申合行屆相勤可申旨被

仰付

一同年六月二日學習館之儀奉行致し可申館中申立等諸事藪九郎太郎三輪源十郎へ打合取扱可申旨

被　仰付

一同年八月十一日三兵調練之儀當時急整之儀に付右御用筋重に相勤可申學問と練兵と緩急御都合之品も有之付此度三兵調練之儀重に相勤候樣右勤中學問所御用筋取扱は被成御免旨被　仰付

一慶應三卯年正月廿三日學習館奉行被　仰付三兵調練之儀をも世話致し候筈多門は元菊之間席御家老にて三千石を領し兼て文武に熱心就中武邊に逞しく大臣には類少き頼母敷人よと沙汰せし處文久三年八月大和一揆追討總督に任し橋本驛に出張中俄然病氣と稱し部下之諸隊を振捨私かに脱還したる咎により同年九月免黜千五百石を剝奪謹愼を被命たり此人をして特に文武之總裁たらしむるは一奇談也と人皆評し合へり多門は謹愼を被解御番頭となり又御用人に轉して學習館奉行を兼務明治元年九月再ひ菊之間席貳千石高に進み學習館奉行元の如しと命られたり

一明治元辰年十月學習館燒失

水野多門家譜同年十月の條に此間學習館燒失に付再建費用之內へ金百圓献金云々の事あり再建

之年月不詳

一同二巳年二月十三日岡山學習館へ御臨場學問講義御聽聞後於道場諸士及子弟五百人計りの槍劔武藝御親覽御好にて仕合を被命一同へ菓子を賜ひ陪臣尾高城之助へ袴地を賜る濟て操練場目鏡池松原の邊へ臨場野仕合御覽奥詰之士初槍劔之面々五六百人紅白之鉢卷して敵味方に分れ土器割撃劔を演す炮聲一發鼓を打や双方進撃亂鬪終に白方勝を制し凱歌を唱へ式を終ふ

一同月十五日藩政大改革學習館の制度を變革更に學習館知局事を置き職表を製し演武の藝術は總て軍務局の管轄に移し館内單に撃劔場のみを設置す學校の部及ひ學制取調書の部に詳なり

一明治三午年兵學寮を置き孛魯西人カッヒンを雇聘教師とし孛魯西式三兵訓練の事創始す

他流仕合

一安政四巳年四月廿日達　於江戸

御家中之面々武藝稽古之儀御趣意之品も有之候間已來鎗劔を初都て一流に不限銘々存寄次第外流義をも兼致稽古不苦事

從來之慣習各自己れか修業の流義を固信たとへは劔道に於て田宮流の弟子たる者は金田流に入門を許さす大嶋流槍術の門人は外山流を學ふ能はす固より他流仕合をもなさす若し之を犯せは師家より破門せらるゝ如き癖見固陋之頑習深く鎖して最世間に後る故に此布達ありし也

安政五午年四月廿五日　江戸

一赤坂御本殿御樂屋に於て執政諸有司勢州鳥見酒井縫殿右衞門之槍術元田丸五十八人同心橋内藏介之

劔術仕合を見分す

勢州一志郡御鳥見酒井縫殿右衛門（御鳥見組頭格）は風傳流槍術を教授し同田丸元五十人同心橋内藏介といふは柳剛流撃劔の師範をなす共に私塾をはりて盛に門人を教授し又能く四方の劔士槍客に交り専ら他流仕合を演し其名頗る嘖々たり勢地は元來鳥見手代地士等のみにて歴々の士分少き處輕輩の身一己之心掛を以講武如斯は奇特の至りされは勢州鳥見地士之子弟等皆其風に靡ひ耒耜を執れる田夫野人も農隙には其門に從事の躰は即今奬武汲々の際最も感賞に不堪也と小浦惣内（嘗て勢州御代官にして當時御勘定吟味役文武場掛りたり）より推薦す於是縫殿右衛門及其子縫殿之介門人十一人内藏介及其子角助門人九人を江戸へ召し下し四月六日一同着府同廿一日御用人等文武場に於て其技を内檢し本日執政初有司見分　君上にも御内覽あらせられたり

一五月三日水野土佐守下邸市ヶ谷原町調練場に於て大島外山之二槍術田宮西脇金田一傳之四劔家及ひ月山流長刀と酒井橋之門弟等と試合を命し執政諸有司見分す是れ藩にて他流試合をなすの初也試合之事期に先て豫達ありしかは各自奇異の思ひをなし俄かに終日の講習に鬧わしく先生作頭額を集めて論議工夫をこらし曰く區々たる田舍藝何そ我御流儀に敵すへき目に物見せんは眼前也曰く彼は竹刀且長し我は木刀短く長短輕重相應せす我も長竹刀に替ゆへし曰く彼れは突を入れ足を拂ふと劔に突くの理なし眞甲梨子わりにせは何そ足を拂ふを得ん眞劔の理固より然り彼は短槍輕便我道具は濶大不利抔と或は罵り或は侮り武場の喧噪大方ならす扨彌試合の當日となりては攘臂扼腕恰も君父の復讐に出る如きの意氣込にて立合たり勝負に於てはさして優劣を見

さるも總して彼は神妙我は我雜勝敗既に決し手を収め有るを擊たり突たり制止を耳にせさるもありて醜陋の振舞ひは笑止に堪へさりし併し自尊卑他世間知らすの迷夢爲に打破せらるゝ處ありて面々發悟各流舊斷之一策とはなりしなり勝負付の大略左の如し

槍術試合

流派	氏名	流派	氏名
外山流	●●● 井口秀之助	風傳流	○○○ 宮崎基次郎（地士免許）
	●○○ 服部鉱次郎		○●● 林徳兵衛（鳥見々習免許）
	○○● 朝岡孫市		●●○ 渡邊乙藏（御場見習免許）
大嶋流	○●○ 近藤徳之助	風傳流	●●○ 笠井國太郎（地士免許）
	○●○ 服部五十二		●○● 前野竹次郎（御場見習免許）
	○●● 大野泰助		●○● 前川正三郎（御場見習免許）
月山流	○●○ 立石源之允	風傳流	●○● 鈴木三九郎（御場見習免許）
	●○○ 吉川權之助		○●● 前野大之丞（御鳥見々習印可）
	●●○ 内原小左衛門		○○● 中村與三右衛門（地士中書）

劍術試合

流派	氏名	流派	氏名
田宮流	●●○ 井口周次郎	柳剛流	○○● 綾野和市郎（庄屋傳兵衛悴 初段）
	○○● 佐藤房次郎		●●○ 橘角助（内藏介悴 初段 十六才）
	●○○ 尾関鐘五郎		○●● 森嶋金太郎（地士 初段）
西脇流	○●● 井口秀之助	柳剛流	●○○ 森嶋楠平（久野丹波守家來 初段）
	○○● 鳥羽健次郎		●●○ 和田音平（田丸五十人同心 中段）
	●○○ 森本庫次郎		○●● 北岡正太郎（地士 中段）

流派	名前		
一傳流	○●○山下寅三	○●○石川省吾（久野丹波守家來分 中段）	○●○竹内莊三郎（庄屋又兵衛悴 中段）
柳剛流	●○●和田晉平	●○●三浦準次郎	●○●嶋田佐平次
金田流	●●○岸野鉞太郎	●○●酒井仝藏	●●○戸口内藏（地士 中段）
柳剛流	○○○綾野和市郎	○●○森嶋金太郎	○○●谷口益藏

御好試合

	流派	名前
槍	大島	●○●結城龍馬
	風傳	○●○渡邊乙藏
	月山	○●●吉川權之助
	風傳	●○○鈴木三九郎
	外山	○●○朝岡孫市
	風傳	●○●中村彌三右衞門
劒	田宮	●●三毛雅八
	柳剛	○○島田左平次
	西脇	●●三毛貞吉
	柳剛	○○島田左平次
	一傳	●○田中三吉
	柳剛	○●森島楠平
	金田	●●○久保田甚一
	柳剛	○○●北岡正太郎

内藏介は本年三十一歳勢州にて數ヶ所に道場を構へ教授す塾則嚴格といへり同流は突と足を拂ふを主とする故皆竹の牖當を用ひ竹刀は三尺以上とす江戸滯在中は門人等常に都下有名之劔家甲乙へ通學研究怠らさりし顧て暇を賜り縫殿右衞門は五月十日内藏介は八日に出發歸郷なしたり

騎戰調練及西洋流調練

安政二卯年十一月十日執政より布達　於江戸

一外夷防禦武術調練之儀は騎戰之駈引幷銃陣專要に付此度土佐守へ騎戰調練西洋流調練引受之儀被仰出於原町屋敷調練有之候間御役人は勿論諸番頭諸物頭を初御目見以上以下同心手代等に至迄武役幷御役筒之筋は猶以之儀格役且弓組等之無差別一統罷出勉强熟練可致候尤組支配有之頭には組々召連倶に骨折頭支配不參之節は組頭引纒罷出候樣可致候近來異國船度々渡來に付ては御備向彌嚴重に無之候ては難相成殊に西洋流調練之儀は外夷之隊伍をも通曉いたし必勝之實地を可致弁別御趣意に付當主子弟共聊心得違之筋無之別て奮發出精可致旨被　仰出候事

右一通　於若山は同斷の趣同年十一月廿五日布告す但し初文外夷防禦の儀は炮銃備要の處當時西洋傳銃隊精密に有之付右習練の儀追々御世話も有之通に付御役人は勿論云々と續き尤支配より可致迄の卅四字なし

御家中之面々騎戰幷西洋流銃隊調練之儀土佐守殿へ引受被　仰出候付左ヶ條之通被取計候事

一御筒一ヶ年百五拾挺幷小道具合藥に至迄製造之事

一御馬十五疋御馬具とも御買上幷厩別當且雜費類之事

一調練道具幷扣所之雜費等之事

一大砲は引受に無之尤ならしは致させ候事

但羽根田幷鼠山之外原町にて有之候はゝ一貫目迄之處は格別之業合に相成候處を見定候て火前致させ可申候得共容易に業合は不被致事

一小祿之ものへ御手當は過分之申出に無之筋計は取扱被致且同心幷手代等は小祿者之内に定尤手代之內難澁に無之者は取調之上高祿者同様に被取扱候儀も可有之候事

一御馬は內手御預之趣に被致表向は手馬之趣に被致置候事

一調練之儀は原町屋敷にて被致候筈候廣芝御場所にては何角兎入用多に相成世話之處も難御行屆土佐守殿其度每に出席被致十分之世話にて熟練之儀被取計候事

一不出精又は不好之者幷差圖を彼是と申者は勿論下曾根門弟にて外々へ參り批判いたし候者は原町調練へは省き候事

但　御家にては下曾根傳授を御用ひ被遊土佐守殿にも同様に付御家中一統他向之師範へ入門之儀は堅不相成事

一騎戰調練は土佐守殿流儀之事故追々規定之通厚く被取立候事

一調練頭取之者此內世話役も同し人撰候事

但調練人數執心之者を撰一通り御奉公に仕又は無據致候者等は取調可申出との事

一高祿之者は手筒にていたし若其內にも貧窮之者は其由可申出候左候はゝ製造之上年賦にて貸渡し上納金相濟候はゝ其者へ相渡し夫迄は拜借筒にいたし置返納金押へ差別は司農へ被申談事
高祿之儀何石と申所は定候上小祿雜費等は手當も可被致過分之儀は刎切候事

一手馬有之筋共持馬差出手馬無之筋へは十五疋之内にて稽古致し候樣取扱之事
但手馬有之筋は名前可申出事
一合藥は御家中一統へ下け渡されかんも同樣之事
是は高低にかきらす出席之上三人立合其者へ相渡候事
一調練相濟合藥かん調へ之時も立合之事
右之通引受諸事被取計候筈候右に付諸雜費爲手當二歩口所受負銀御下け相成尤調練多人數に相成右にて不足に候はゝ献金致し候心得に被任之法外に過候時は猶被申談候筈候事
右一通

騎戰調練規定

一着到名札渡置日記所へ可差出候尤其者持參たるへき事
二手馬持候者毛色認其札も着到之節持參たるへき事
三香湯之儀は茶番之者へ談合可申候事
四弁當は銘々持參之事
五供歸之儀は勝手次第たるへき事
六御館御幕を爲張上中下幷總溜といたし休息所を取建候事
上之溜は政府中之溜は御役人下之溜は表役人總溜は表役幷部屋住之者御馬役等之休息所に定置候事

七御厩別當手馬之別當爲取締御徒目付御小人目付之内出役可致候事
八乘馬中僕中物又は着服等取締之儀銘々可心掛事
九御旗本幷他藩之者も可參其節失敬等之論は兼て停止可定尤如何樣之義有之共業合之事故　御威光を以彼是申事可爲無用何事も此方之了簡可任置候事
十若下々之者口論等有之候節は御徒目付御小人目付より家來へ申聞相談之上穩に可取扱事
十一場所にをいては同門中へ無遠慮隔意業合可致其外馬差引万端之都合は此方家來へ熟談有之樣可致候事
十二追々業合上達之者は日記所へ出張世話之處も可申談候事
十三高札幷誓詞之趣一統可相守候事
十四和田勝太郎幷世話役之者差圖を受用可致候事
十五退散之節は掛り御用人歟又は御目付其外は頭支配組頭之内引纒可及退散無足之者は御徒目付御小人目付之内引纒可及退散候事

月

炮術之規定

一着到之印を以日記所へ可申出候事
二呑湯炭等之儀は前文之通可心得候事
弁當もおなし

三供歸幷退散之處は前文之通相心得同心幷手代之者も御徒目付御小人目付引纒候事

但乘馬にて參候者は致差圖候場所へ入置別當等も猥に無出入取締可申付事

四休息所之儀は前文之通同心幷手代之所は無足之者之幕の中に差置候事

五調練中懷中物又は着服等取締は前文之通

六御旗本幷御家人他藩之者等失敬之論可爲無用前文之通可心得候事

七下々口論前文之通之事

八調練差圖等之處彼是申て不致承引者は即時退散を其筋を以申渡候間其心得たるへき事

九下曾根金三郎松平仲之外免許之者差圖を聞ぬと申もの有之候はゝ八印之所可心得候事

十調練は御引請申候事故不承知申者有之候はゝ了簡も有之候間可爲其心得候尤出席中にて不出精之者は省候上可及沙汰候間前以調練不承知之者有之候はゝ斷書を可差出置候事

十一執心に無之無據調練いたし候者は合藥を費すのみにて無益たる故省候て左金吾吉次郎助之丞より無遠慮取調可申出候此方にても業合を見て早々省き候樣可致差圖候事も可有之候間含置候樣御目付へも心得は申聞置方とも存候事

十二御目付幷御徒目付御小人目付等も一人つゝ爲取締罷越候樣可致候事

本記原町屋敷は水野土佐守下屋敷にて市ヶ谷原町に在り土州自身負擔に付ては時々臨場指揮便利の爲といふを以て自邸へ渺茫たる操練場を新築し御家中上下一般子弟末々迄も職務同樣何事措ても日々原町へ通勤すへし若し病氣不參の徒は其事由を可屆出不滿異論乃至不精の者は時宜により

所謂あるへしと迄嚴達ありたる也

一按に從來馬術は馬場乘遠乘或は騎射打毬の外馬上刀槍を取て馳驅操練之事なし然るに此比幕下之士炮烙割と稱する騎馬調練を麹町三丁目馬場に於て練習鞍をかため馬を馴す等能く實用に適せり騎戰調練は蓋し之を模擬折中以て編成するものにて水野大夫か意匠に係る故に新宮城之名に因みて丹鶴流と稱せり其行作は二三十騎乃至五十騎つゝ二隊に分れ圖に示す處の背旗と木丸を負ひ鳥帽子たすきを着け木刀を帶ひ皆紅白色分をなして敵味方を標す貝鐘太鼓の三器によつて双方乘出し陣を敷く先鋒前に列し中軍後に備て大旗（大將也）を守護す太鼓の相圖にて双方太刀を抜き戰鬪を初め互に敵の木丸を打落さんとす打落したるものは首級を舉けたるに擬し太刀をかさし何番を誰と名乘る檢使役は之を見屆け直ちに檢見所に馳せ行記帳せしむ打落されたる分は其儘退去す勝敗は大旗の木丸を舉るに決すれは互に中軍を打敗らんと縱横無盡に入亂れて馳驅奔走馬烟立てさなからあや目もわかぬ迄にて目覺しき事共也大旗既に打たれ勝負決すれは勝たるは馬上負たるは下馬して後へに從ひ式場に列す一人每首實驗軍功之披露あつて鬨聲三回以舉る是を一段となし概ね日に六七回を演す爲に馬上之達者續々輩出殆と炮烙調練を凌駕す勇武壯觀之聞へ高く遠近來觀之者群をなし水野の騎戰調練といへは誰知らぬ者なきに至れり陣列裝具の制式は別圖の如し

騎戰調練次第

一一番貝にて場所へ集る二番貝にて日記所へ問合す三番貝にて出もの支度

二支度整候はゝ左右のもの木戸の外へ揃圖略之
三檢見役差圖に依て馬に乘る（檢見號令乘馬致せ）口傳
四扇役左右の木戸の外にて扇を合せてまた木戸の內へ入て扇を合す是を見て貝三聲半を三度にふく
五檢見追々如圖場所に出て扇を合す
六左右の先鋒旅帥人數揃候趣を三四の檢見へ申す（左之方揃々右之方揃々）と大聲にて申す檢見（稱唯）それを聞て旅帥
木戸の外へ退く
七再先鋒の旅帥出陣の太鼓にて先鋒の騎兵を引率て如圖備陣出陣の時旅帥號令（さいをあけて進め）左右互に出陣
八少し早めの太鼓にて旗下の旅帥大殺呼次騎兵とも出陣出陣の時の號令左に同
九又少し早めの太鼓にて次鋒の旅帥騎兵を引率て如圖備陣號令左に同
十先鋒旅帥號令一（太刀をぬけ）二（重隊一列にたてよ）三（さいを上てかゝれ）此時かゝり太鼓にて打合に及ふ
十一此時旗下兵大殺前後左右の場所を考て下知す號令（太刀をぬけ備を替よ）と申す旗下兵旅帥號令（すゝめ）其場所へ備
へ次鋒の旅帥もおなしく其場所へ備陣
十二先鋒の騎兵敗走の躰を見れは次鋒より騎兵人を撰て差向る是も大殺の意に任す口傳
十三入亂たる時は大殺號令（散隊にすゝめ）先旗次の三旅帥懸引申合せ第一たるへし口傳
十四大殺のしるし取候はゝ檢見扇をひらき日記所へ申出直に貝三聲半を三度にふき左右一列に並負方
は勝方に相對して下馬す
十五大殺號令（下馬致せ）一同下馬訖て凱歌の作法となる但二隊之節は旗下旅帥次鋒の旅帥となる負方の押に

出る事と心得へし

凱歌之作法

一大穀床机に居す騎兵旅師呼次等如圖列坐す檢見如圖敷革に居す

二先鋒旅師軍功の兵を引率て大穀へ向ひ敷革に坐す軍功の兵は如圖檢見の後に居す大穀の床机の脇より半ころまて呼次進出號令（軍功のしるし來れ）と申す軍功のしるし旅師の前に出す敵方大穀の印取候ものより順々に出す旅師言上訖てしるしの臺を撤

三旅師はもとの場所へ居す

四凱歌三度訖て如圖元の所に居す

五大穀乘馬して號令（乘馬致せ此所有口傳）先鋒の旅師の乘馬する所を見て順々にのる（此所にも口傳あり）

六先鋒の旅師號令（一列に立よ）

七大穀號令（陣を引け）旅師聞て號令（進め）直に行軍の大鼓にて引

八敗兵もあとに續て引旅師は乘馬なり押として敗兵のあとより引餘は圖にしめす

和睦降參之作法

一檢見へ左右の旅師より和睦を申さは檢見號令（陣を引け）と雙方にて申す此時鐘を入候事日記所へ申出つ（上け扇の所に口傳）左右如圖並互に一禮して引尤行軍の太鼓を打なり（此時の旅師大穀の號令は末にあり）

二降參之時も右に同し降參となるは大穀旅師呼次の外騎兵三人殘候はゝ降參としるへし是等は臨期衆評の定たるへし

號令箇條其外規定

一敵のしるし取候はゝ太刀をあけ檢見へ向て何の誰何番のしるしを取と申す檢見承り日記所に申出
一打合中合圖あれは左右へわかる
一太刀を落したる時は小太刀にて勝負すへし
一落馬之者はしるし取られたるにおなし
一場所にて差圖なくして一己の働無用幷雜言すへからす
一一人にして敵に向ひ申へからす必二人相ともに打合申へし臨機應變之事は制外なれとも常規は此制を守るへし
一人數無之時は旗下兵を次鋒とす
一旗下兵進退左右ともに右のかたへ陣を替候はゝ九番い士大毅の左へ添ふへしおなし側にて左へ替へ候はゝ八番の士大毅の右へたつへし
一旗下兵一列之備先鋒次鋒有之節は一列に陣を立てよと云號令もあるへし次鋒なき時は一列の陣なし以上二ヶ條口傳あり
一負方一列に並下馬したる所を見て大毅陣中へ下馬致せと號令あるへし
一和睦之時は互に一禮して引そのとき先鋒旅帥號令一列にたてよ大毅號令陣を引けと云を聞て旅帥號令進め又是を聞て凱陣の圖の如く備を直して陣を引
一旗下兵有之一列之時先鋒にて重隊一列に進めと申候はゝ三隊ともに如圖

呼次
候見
騎兵
旅帥
大毅
虛形
馬
鼓士
貝士
旗士

四
三
二
一

先鋒

二 一

五 四 三

旗下兵

七 六

九 八

十

次鋒

十五 十一

十四 十二

十三

五
二
四
一
三

九
七
六
八
十

十五
十四
十三
十二
十一

五
二
四
一
三
九
七
六
八
十
十五
十四
十三
十二
十一

臺

九
十一
十
十二
七
八
十八
十七
十六
十五
十四
十三

十二
十
十一
九
八
七
十八
十七
十六
十五
十四
十三

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八

六
二
五
四
一
三

十
八
七
九
十二
十一
十八
十七
十六
十五
十四
十三

六
二
五
四
一
三
十
八
七
九
十二
十一
十七
十六
十五
十四
十三

水心備／箕形備之節は如圖立る

一ノ先旅

二ノ先旅

一ノ次旅

キカ旅

二ノ次旅

水心備

大號令
先鋒次鋒水心に備よ
大先次號令
太刀を抜
大號令
一二ノ先鋒
一二ノ次鋒 進め
陣を固めよ

箕ノ形備

大號令
先鋒次鋒箕形に備よ
大先次號令
大刀を拔け
大號令
先鋒次鋒半隊進め
陣を固めよ

大 號令
先鋒次鋒半隊つゝきに備
大 先次號令
太刀を拔け
大 號令
一の先鋒三組進め
二の次鋒三組進め 或は二組陣を固めよ
先旅
次旅
一ノ先旅
一ノ次旅

一列

陀援備

大號令　旗下陣を固めよ

一の先號令　先鋒太刀を拔け

二の先號令　同　斷

大號令　旗下兵太刀を拔け

一の次號令　次鋒太刀を拔け

二の次號令　同　斷

大號令　一二の先鋒　一二の次鋒進め

先次旅かゝれ

一ノ先旅

二ノ先旅

旗下旅

一ノ次鋒旅

二ノ次旅

重隊龜(キ)蟄(チツ)備

大號令
先鋒次鋒 重隊に備よ
又龜蟄に備よと

一の先號令
先鋒太刀を拔け

二の先號令
同斷

大號令
旗下の兵太刀を拔け

一の次號令
次鋒太刀を拔け

二の次號令
同斷

大號令
一の先鋒進め
二の先鋒進め
旗下陣固めよ

一ノ先旅

二ノ先旅

キカ旅

一ノ次旅

二ノ次旅

旗下を固めたる圖

筒袖胴服馬乗袴着
色模様ノ別ナシ
烏帽子絆
鉢巻赤組ハ赤白組ハ白
背旗 浅黄地
赤組ハ赤丸 白組ハ
白丸 番号字共黒
木綿真田
大穀赤ハ金白ハ銀
木釼
玉 赤組赤金
白組 白金
木太刀 大小共革包色組分ニ随フ
小太刀
合図扇ハ黒地日の丸
検見役笠 栗色網代
麾 白

一騎戰調練追々發達旗下之士又は他藩より入門之者も有之安政四巳年三月廿八日鼠山（豐島郡上板橋の先き）に於て御家中初水野安藤兩家來打混し大演習をなして世評を博し同年四月十九日には園中鳳鳴園廣場に於て同樣演習　觀覽に供す此時水野土佐守家來百一人馬四十三頭安藤飛驒守家人五十一人馬十五頭を出せり陪臣之藝術　親覽は之を初めとなす

一若山に於ては安政三辰年の頃より湊御殿園中に於て江戶同樣騎戰調練を初む當時御幼年にて御入國なく諸政水野土佐守へ御委任なれは渾て江戶の指揮に準せし也若山執政の筆頭は久野丹波守にて同人担當措置之事と察すれ共筆記存せす詳なるを知りかたし安政四年正月十八日には湊御殿園中にて執政初諸有司番頭諸士等着具の騎戰調練を演したり着具の事は江戶にては行はさりき

一右の如く也しか安政七申年三月井伊大老櫻田之變ありし已來水野土佐守首尾宜しからす同年六月四日遂に幕命を以て愼隱居を命せられ新宮表に蟄居す依て騎戰調練瓦解に歸し全く其跡を絕たり若山亦同し

西洋流調練

御家中一般西洋流調練修業有達之事は騎戰調練有達而と一紙にて既に前記の如し聊時之情況を概陳せんとす

該調練之事は嘉永癸丑亞國軍艦渡來以降往々世に顯れ藩に在ての發端は森本岡右衞門（新御番より後御勝手行格中奥詰）湯川小才次（勘介總領）等下曾根流を奉し千駄ヶ谷佐久間某（幕府の旗下）の邸園にて足並を演したるに初る術極めて幼稚殆と兒戲に類せり併し漸次に發達幕府初諸藩大に同流に據て操練を獎勵す於是若山炮術師

家を召下皆下曾根に入門を被命又一方には御役儀調練橋爪流なるものを初め頭取井出東右衛門教員となりて武職之面々擧て從事す或は宇佐美流軍學之師家宇佐美三郎兵衛を召下し御流儀調練といふを開始三郎兵衛御麾旆役となつて馬上號令を傳ふ所謂魚鱗鶴翼八陣を象り貝鐘太鼓の相圖にて先陣之同心火繩銃を亂發弓手其傍より射擊頓て左右に開くやいな槍手鋒を揃へて突貫勝鬨三聲プゥ〳〵ドン〳〵靜々引揚るの躰百篇は百篇寸差なく恰も模形と一般なり然れとも是そ武職の本色軍の作法是に止るものと固信の徒多く頑として動かされはさなから和洋兩立せさるを不得の勢ひたり然るに幕府諸藩は益々西洋流を擴張諸家聯合所々に於て大操練を演し御老中若年寄亦時々臨檢するに至る元來土州大夫は西洋流を信用其臣江坂極人なるものをして家中一般に敎授せしむ旁時勢を洞察果然英斷本令を發して壓制的擧行せしめたる也是に先たち彼の森本岡右衛門は次第其門下も增加常に麹町邸内又は御庭鳳鳴閣芝生等にて頻りに操練を勉め又下曾根松平仲派と合躰演習しつゝ有りしか爰に至て岡右衛門及ひ江坂極人輩は公然總敎師之位置に當り祿數百石取り歷々の諸士も軍學士武邊者も其下風に立十把一束步卒と伍をなし就中陪臣極人の指揮をも不受を不得れは頗る不滿に不堪編伍に組して特に肱を張り刀を横にし右と命すれは左に轉し進めといへは却て退く如き奇談もありしか執政臨場參政監察番頭初水安兩大夫を崇むる君主に比しく膝行頓首の禮を取り威權赫々不可犯に辟易して遂に沈默服從の事に至り和流練兵はいつとなく廢絕す

一爾來盛に演習之處万延元申年六月水野土佐守罪を得て隱居新宮に蟄居を命せられしを以て原町調練は廢止せらる櫻田騷動に引續き攘夷論喧鬧國難災害並臻り御上京大坂御守衛乃至長州征伐等に

て御家中東西に奔走御人少なるを以て練兵之事時として斷續あり此間經歷之事項今詳ならされ共筆記の存するもの左の如し

慶應二寅年四月廿九日布達　於若山

一銃隊之儀は方今世界一同相用候精密之兵制に候得は於　公邊も專ら御世話被爲在候儀に付　御手前にても御引立被爲在度　思召に候得共御家中之內には自然不好筋も可有之付ては重役頭役御目見以上以下當主子弟共右好不好之分姓名兩通に仕分早々表御用部屋へ可被差出事

同年六月六日　同上

一此度從　公邊左之通被　仰出候に付御手前にも同樣外國人に齊しき服を猥に着用不相成事

西洋銃隊調練之儀は外國之利器要術を採御國之御武備一際御嚴整に可被遊御趣意を以先年中より厚御世話も有之事に付右御趣意相心得勉勵可致は勿論に候得共近年習練之道實理を失ひ虛飾に流れ兎角新奇を好み自己之工夫等取交遊戲同樣之擧動致し又は從來之御制度も不顧外國人に齊しき服を着用候向も有之哉に相聞漸く士風をも破り且一躰之御趣意にも相觸れ以之外之事に候以來形容に不抱實地に修行致し筒袖陣股引之類異形之仕立幷花美之儀一切相止都て陣服類稽古之外平常猥に着用不相成若心得違之者有之候はヽ急度御沙汰可有之條其旨可相心得候

同年同月十一日　同上

一銃隊調練之儀厚御世話も有之候付追々心掛格別出精之向も有之趣には候得共猶又格段御世話振も被爲在候付猶此上一統熟練可致候就ては此度堂形射場を調練場に致候筈に付　御目見以上以下當

主子弟且陪臣諸同心等右調練場へ罷出出精致修行候樣支配且主人々々にて行屆可致世話事

但調練始り日段之儀は猶又追て可相達事

本文之通に付時宜に寄り堂形山近邊を巡邏致し候筈

一同年七月十七日堂形調練場を向後學習館操練所と唱る旨布告あり

慶應二寅年八月二日布達　於江戶

一來る六日より西洋流砲術稽古始候間左日割の通罷出可申事

但小銃は生兵敎練より致稽古候筈大砲も手續稽古同日より相始候事

一右稽古朝五半時より夕七時迄之筈候間文武場へ稽古に罷出候筋は晝後より罷出可申事

丁日御目見以上以下一等　半日伊賀以下末々迄一等

四九の日は休業の事　但頭役之面々稽古場へ罷出駒立にて號令相學可申事

右之通尤火入角打稽古も有之筈候得共右日段は追て可相達事

同日

一御出陣御留守中は御人少に付是迄隊は差置別段組替に相成候間委細之儀文武場頭取へ承合可申事

一此度五月ロ假稽古場出來に相成候付勝手次第角打稽古可致事

一六十歲以上は調練稽古御用捨之事

但稽古致度向は勝手次第之筈

八月六日達

一於麴町御屋敷西洋流調練之儀天氣合之節は左之通相成候事

一當朝雨天に候得は調練延引之事

一調練延引之節は巳來朝東御門幷麴町御屋敷北御門へ其段相達置候間同所へ御聞合御承知可被成候延引之總達は出し不申候事

八月十日達

一此節專ら銃隊調練に付出勤前幷退出より罷出候節は　殿中羽織下胴服裁附着用致し候ても不苦事

前記の如く西洋銃隊操練專ら行はれしと雖も元來武官の組織は國初之儘なれは所謂武士の本色弓槍刀劔甲冑旌旗の事廢すへからす然るに征長の役井伊榊原の兩軍は旌旗堂々四天王の威を輝さんとせしに豈計らん未た刄を交へさるに一敗地に塗れて世の笑ひを取り我藩大野村の對陣に彼悉く輕裝の銃手恰も猿猴の山嶽を跋渉する如く進退自在を得且實戰の用をなしたるは幕府の步兵隊なるを目撃したれは初て甲冑槍刀は眞に無用之長物たるを理解し彌西洋銃隊に限るへきを覺知依に其訓練に日夜汲々たりし故に征長解兵に至るや慶應二年十二月を以て從來武役の職名を廢止上下の士類徒卒悉く銃隊に編成（江戸にて翌三年三月十六日發布）兵制全く一變に至る爾后の分は都て兵制に關するを以て同制の部に讓り爰に略す

南紀徳川史卷之百六十二

臣　堀内信編

學制第五

武術二

緒言

此編は武術各流之傳統敎法技藝の事を叙す而して時に新進之者あり退謝の者ありて世々必す不同あらん即ち國初之時鎗術に樫原五郎右衞門劔術に木村助九郎あり後骨法に佐々木五郎右衞門ありしも後世に傳はらす且つ古へはたとへ藝術を以出身斯道の師範となり門人敎授を被命たる者も制然其辭令なく子孫の代に至て初て家業相續弟子取立云々の辭令顯るものあつて總して漠然詳にする事を不得依て中世以後維新迄現在連綿師範家となり闔藩へ敎授をなしたる分を掲く諸流合して四十一家（馬術を除く）なり即ち左の如し

軍學　三家　宇佐美流　橋爪流　名取流

弓術　七家　竹林派五家　吉田流二家

馬術　御馬役敎授常の師なし

鎗術　四家　大嶋流　外山流　葛西流　風傳流

劔術　六家　田宮流　竹森流　西脇流　金田流　淺山一傳流　柳剛流

柔術　一家　關口流
組打　一家　竹内流
砲術十四家　勝野流　駒木根流　磯野流　宇治田流　吉川流　林流　富岡流
新流　藤岡流　佐々木流　小野流　片桐流 後平井　津田流 後南條
武營流 後長谷川
水藝　三家　川上流　名井流　小池流
外に御船手常の師なし
軍貝　一家　清水流

一武術各流の事武人傳既に列記と雖も渠れは專ら武人己人に付ての傳を揭く此編は各自の流法藝術即ち武學敎法に關する分を述す或は武人傳と重複に渉る嫌ひありと雖も學術の記事畧すへからす躰裁亦自つから異なる也

一各流傳法之秘卷敎書勝て數へかたしと然れとも既に廢物に歸してより三十五六年を過き概ね散亂蹟なく唯僅に二三を遺存するのみ其書今日に在ては固より見るに足らす就中炮術書之如き目下人士の眼眸には曚昧迂遠可驚の觀あるへしと雖も强ち今を以古を評すへきに非す暗明時に隨て沿革あるは數の免れさる處若し之を廢紙視過れは史なきに如かす畢竟往時の古様を示し沿革の一考に備へんとす

一各流之蘊秘一子相傳等之外は門弟藝之鍛練場格之高下に應して相傳を免るは其法師範家より印可

状概れ間合の巻軸に藝術之目錄を記したる也を授付し他言他見致すましき旨熊野牛王紙に誓約を書し署名血判するを例とす即ち今の免狀卒業証書の類也後進之免許を受くる者も其次に連署血判順次如此して師家に保管第二之師範者へ傳へて門人教授を許す又は己人別々に授付するもあり而して免許狀傳法書共單に藝術之目錄のみ記して口傳に付するもの多し且流儀之隱語通言等あり或は一種難澁の漢文躰に書するもありて到底解し得へからす暫く古式的を存し大樣を示すのみ

一編中弟子扱の語あり即ち師範の事にて或は指南と被命しもあり　有德公の時既に此辭令を見る此輩は其技を家業とし御番御供御普請役等免除之優遇を蒙り流義之全權者たり

一師範家の子孫任に勝ゆれは代々家業を許さる若し未熟或は支障乃至家斷絕之時は門人中流儀皆傳之者へ相續を命せらる鎗術之大嶋外山の如き是也

一稽古場肝煎と云は高弟の內師家を補翼教授を助くる者也江戶にては實際師となり弟子教授をなすとも何流稽古場頭取と命せらる師家は和歌山に限るの例とす

一安政年間習武場を岡山へ公設以前は各流師家の自邸に演武場在て門人皆通學なしたり此武場公設借用又拜領或は自營の分もありし由今詳知するを得す弓術射的馬術等の事は其術の條に記す　炮術の町打と稱するは近郊松江浦和歌浦或は有田日高の海岸空野に於て演習せりといふ

一弟子の束脩は概ね門人等の隨意に任せ年々七月十二月盆暮と稱すの兩季に些少の物品又は金一貳朱今の七錢五厘二朱に當り三錢七厘五か一朱に當るを贈り大家高祿の子弟たり共金一歩十五錢に當るは超へさるの習慣たり武場に要する費用は亦兩季に門人より徴集す

江戶にては武場公設の分は稽古道具等官費なりし

宇佐美流軍學

當流は上杉家の宇佐美駿河守定行を流祖とす即ち謙信流なるへし定行の孫造酒介勝興　御家に召されて奉仕す爾來當流を以元帥の御軍法に定められ　君上の外傳法を免されす代々御書物方頭取（軍務主裁の職也今の參謀の類なるへし）となり又御代理釆配を勤るを以て團扇　御免之事あり總して軍學は特に秘密を主張せしか當流は御流儀と稱して殊更に嚴格誰一人聞知する事を不得然るに嘉永六年亞國軍艦入港已後は海防武備の說盛に至り遂に翌年五月を以時の宇佐美三郞兵衞へ家傳之軍學は　南龍院樣御趣意も被爲在れ共異船防禦に付ては深き御趣意も被爲在を以向後相學度內存之向へは傳授可致勿論他向へは傳授不相成傳授之節は前以一應可伺出と達せられたり時に取ては非常之英斷とは聞へし續て三郞兵衞江戶に召され御流儀調練開始を被命麴町邸調練場に於て常に演習をなし三郞兵衞は御麾旆役となりて馬上號令を傳ふ御流儀軍法を開示するは往古以來之か初めなれは必定目覺ましき手並あらんと思の外世間普通之和流練兵に酷似し那邊に御祕事の特能ありしやを見出す事能さりき家傳軍法の秘冊昔時他見を嚴禁せしか今や殘卷を得たり煩を忍んて掲載す

宇佐美造酒之介勝興　宇佐美駿河守定行嫡民部少輔勝行二男

水戶賴房卿に奉仕之處故有て寛永八年水戶を立退高野山へ志し紀州へ立越候處　南龍院樣御聽に入追て可被召出間先浪人分にて可罷在旨被命御合力被下大坂に被差置同十九年之秋紀州へ被召呼差定之勤無之正保四年十一月病死

同　左助定祐　造酒之介勝興總領初大關と名乘る始左近

慶安二年被召出御合力金被下同三年十二月御近習詰被仰付承應二年四月　神君御年譜御用を勤

後地方三百石大番と成元祿十六年六月隱居竹隱と號す

左助定祐三男三郎兵衞祐冬家督相續四代五郎兵衞正矩御書物方頭取となり五百石を領す五代

三郎兵衞正純同斷以下いつれも御書物方頭取に服職軍法家を以稱せられ以て近時の三郎兵衞

に至る

宇佐美家傳神得流軍法

序

夫兵家之書古往今來諸家授受之軍記汗牛充棟也雖余爲知覺其樞機者不爲多也于茲摸索於諸家之蘊

奥而刪取其要用者輯而爲一部其旨趣皆深哉矣柔能制剛弱能制强然則以寡勝衆以弱挫强且擒敵無疑

焉故天下之存亡國家之得失在斯書也古昔呂望對文武之言語子房圯上之一編咸以足爲王者師也匪彼

若知軍法豈成此功乎故治世以仁政進於百姓亂世以勇武退於怨寇兇逆也是皆人道之本性也不可不知

矣

凡例訓戒

一神得流軍法有上中下三部也以元周易辭元亨利貞配當之所謂以下一部號目元畧也以中二部名亨畧利

略也至以上一部目貞畧是也

一部名卷者以書中在樞要之事取以名焉

一書中有一字之議論焉讀者宜詳察誦味焉

一斯下一部元畧者是古之所編乃奬學根理之階梯也其旨活而動中一部亨畧利略二帙者越中守孝忠駿河守定行輯身經數百戰而躬觸心得之妙而述焉其明變化示機事究軍術論奇正相舉措其旨備而熟上一部貞畧者是大古之書也説蘊奥解滯著開壅闘窺淵徴示用捨其旨至而明蓋自亨畧至利畧者孝忠定行之所編可謂家嫡秘傳也勿輕傳焉

一兵之理與事喩猶醫家之有良藥也善察其病與其藥則靡不愈焉設一毫或失則亡命不可救也兵術鬪戰復亦如此將吏執麾臨陣如善通敵情以應變則莫不之勝焉一機或失一着有違則身死國亡豈不謹乎

一元畧下一部者元百卷也往永正己巳歳上杉房能爲長尾爲景所弑於雨溝也斯書大半燒失而僅餘四十九卷是以爲遺憾也

一神得家法以元畧學就而爲至矣學下一部以爲淺學則子房圯上之一編足爲帝者師乎若究奥書以爲深學則趙括万卷書却爲白起所禽也唯捨敎排傳而應勝於無窮也竟勿著書傳事跡捨之誠不有赤脚而上刀山者奚得兵之妙喝

一此書專貴於趨避變化之方自然得於胸臆不有此旨豈合戰鬪之用乎

一明變化之機究奇正之原相彼我之情詳軍事者一處諸口決後來學者訓釋而莫成書編而作（欠字）籍也禁之々々

一古名將所以善制勝樹功此易繇哉皆以奇正爲本以變化爲要惟大概本於孫吳也

一知奇正之變則善通地之利通地之利則配分弓銃進止旌旗設伏姦成犄角之方豁然得於斯書中妙乎

一凡兵法非其人不傳非不欲傳也至妙之理父不能傳之愛子說不能曉之心也變化之妙存乎其人喩如火之着於乾也

一神得流奧書唯授一人之口決之外有大機九可卷也於器量之弟子當傳焉

一不知軍術用兵如庸醫之治病服非其藥灸非其穴匪徒不療其病而殺其人欲其不危難也

一凡軍法爲令學者知兵之趣也非知勇之人不嘗施之戰陣也呼可習而不可得可讀而不可識如未經陣之徒大都乍歷生得之用也故不言乎勝可知而不可成良有以

一交戰之場乃止屍之地非智勇而不嘗成軍術也雖平日熟味此道屢經戰陣之徒既臨城對陣爭勝負於鋒刄矢石之下煙塵漲天鼓譟之(欠字)震動山(欠字)則魂浮氣騰(欠字)々不能(欠字)舉措刹於未練之徒乎倩看今世人愚昧之人居大將任吏司而不學軍法亦不知戰陣之道何若甘食温衣唯鼓腹於閭中以戲遊爲事而借言軍法豫難定臨時當作焉殊不知非常試之兵而雖孫吳未能之用況於未熟之將不練之卒乎誠大將者士卒生死所係責任苦不有輕也夫將能則戰勝兵生將癡則軍敗兵死豈不自重乎

一斯書之中不嘗有於樹旗法也旌旗者一日統軍之表也豈(欠字)多爲善(欠字)孫子武謂晝戰多旌旗所以變人之耳目也於孫子可也若於他人不可也與於多旌旗奪敵目孰若少旌旗而無妨於進退也是以良將(欠字)行心得而遂禁旌旗之多誠宜哉

一軍配之妙無出於奇正虛實學者不可不焦心碎肝焉

一軍法有始有終所謂始者屛奢育士卒避佞治國家常練士卒熟進退閑馳逐便擊刺習陣敎戰是也所謂終者配陣設隊隨地應機乘勢不論衆寡決勝乎彈指之間是也是虛實奇正妙無二亦無三

一辭達而已徒拘（欠字）章者匪大器也唯燒却書卷求於己耳

一世之所學之軍法者不老兵事而未知戰陣之急徒平日於席上論談以理壓之夫兵者死生之境有理外理也故多於不適敎傳也學者其勉之眞兵者異於常是以古人重之趙充國所謂兵事百聞不如一見良有以

一文武者國之兩翼也而今言文者則以辭華爲首而不及理學也言武者則以騎射爲專而不及軍法吾惟源賴政善倭歌無救宇治之敗平敎經射（欠字）數札不（欠字）一谷之師也此（欠字）然之明證（欠字）古人不言乎兵無强弱將有巧拙也上州兵卒將憲政每戰爲（一本北條）（今川）氏康所破今將謙信每戰破氏康上野兵卒一也怯於始勇於後乎不然有其大將而已是戰者非大將而何

一見當世之人以父之子繼職居任此輩大概乳臭之徒豈充閫外之任乎古之良將多立於貧賤能觸寒飢之患詳知士卒之苦是以懷兵惠卒之志苦深切故士卒復願爲之用也是所以善建大功也

一世間軍配之師嗷議論賴書傳高談虛論（欠字）空古今殊不知兵者死地也孔子重之禹湯病之豈可漫說乎

一熟見或有飾甲冑壯觀而悅目者或有畜器仗而不顧士卒之飢寒者或有屈着古人之迹不知變化者或有恃城郭陣地而不知一戰大功者是輩之類不可勝數焉斯皆似好武勇而不實知武勇也夫太公戰具有名而無實魯盤雲梯何有功乎漢高討秦楚也不間器具之用唐宋之良將不必用巧具唯濟大事得人爲本誠天地之時利不如人之和孟軻名言也

一此書之中藏（二字欠）之事者駿河守定行之（欠字）加也

一或有廟堂之量不閑將畧或好馳射而不學軍術是世人之癖也謹應通學焉歟哉

永祿三年庚申十月十五日

宇佐美駿河守定行入道英正軒謹題于野尻城

元畧衍義兵士要務卷上

具足着樣次第事

一一番に草鞋掛をはき二番に小袴三番に具足下四番に具足を着繰しめをしめ五番に上帶腰當をして大小を指六番に頬當を受七番に甲を着て忍の緒をしめ八番に指物を指也其次第下より上へ段々に鎧堅る也但小袴股引に口傳

脛楯の事

一矢よけと成武者振にひれ有へし古は專ら用たり今は用捨あるへし脛楯仕樣に前三枚の口傳あり脛楯蒐走川渡に口傳裙にへり有はふん込と云

頬當の事

一面頬はもの云にいんきなりとて古人猿頬を好者あり頬當の打緒打紐革紐にても仕掛に口傳有もみ紙の習あり

忍の緒の事

一曝布又は打緒も用る布の時は丸くけたゝみくけなり丸くけは內へ心を入る木綿かせを煎つき糊を付て入たるよしと云りたゝみくけは一巾を折返內へたゝみ込てくけるなり考へし忍の緒しめ樣は三つ付四つ付にて替あるへし

上帶の事

一しゆすぬめりんすの類の丸くけよし絹類は中へ心を入綿にて少しつゝにひらめに丸くするなり絹にてする時も兩の端八寸はかりも布をつきたるか吉し上帯し様は三折の口傳あり

下帯の事

一具足下の下帯は下りの端に紐を付首に掛て結置ゆるまりたる時しむる也紐の付様口傳又有口傳

受筒の事

一具足の小受あるかよし控の釘も二所にしたるよし物に中りて離安き者なり犬なめしにてくゝり付へし下の枕をは小土龍とも鼠とも云夫を犬なめしにて能結付へし

腕貫の事

一腕指には不付とも不苦刀には付るも吉し寒風の時分馬上にて手寒る時は刀取落す事あり鍔本に付るかもさきの結様口傳あり

弓小手の事

一古代必指たり弓を射るか爲なり又寒を防ためと小手六ヶ敷思時弓小手を指事あり但寒を防爲はかりの弓小手は別なり左右仕付にして領の眞中を明る縫様口傳

武具立の事

一せい卑き男は長高冑よくせい高男は地つきたる冑よしと云り是長短の釣合なるへし古代の冑は皆星筋頭兜多し中興武者推の餘勢よりして冑立物に物好專ら起と云り

根緒の事

一忍の緒付の根緒に念を入へし口傳黒糸一入弱き者なり犬なめしもよしと云三所付の時は前二所の根緒は吹返の涯へよせて付たるよし後へ寄は働時仰にぬける者なり

具足の事

一金銀ノ札紫糸紅糸にて結構に威たる物具不好とは少身一騎の士の事なり著代の具足持せかたく土泥付て洗よく修理の仕安き所を考て云ものなり又夜打朝待の時早く手負弓鉄砲の目當に仕能と云を以なり但冑の立物は見知有か能と云説あり

具足小道具の事

一脇曳脛盾面頬不宜と云は身持悪く不自由なるを以てなり具足の両のゑひらをくりたるか息つまらすと云ゆるきの糸は短かよし

震結の事

一冑の下に震結する時は常の如く前にて高く結ては冑當る事あるへし結様に口傳あるへし

暗夜に冑着様の事

一暗夜にも冑のゆかまさる着様口傳

木綿布羽織の事

一是は冬陣の心得なり絮厚く裙長く袖大にして持へし仕寄番夜待朝待の時寒氣を防爲なり事急なる時脱棄るに安し

一騎合の士備の並を離居利方の事

一敵より弓鉄炮も備のふくら勢の所へならては不打掛者なり此故に心懸る士は備の眞中を離て居へし誰かしと能しれ振も能見へて物涯にて早く手に合者なり大勢と一所に居れは射込の矢鉄炮に當り友崩に推立られ乙度有之者なり備の片脇に居れは敗軍の時も不危して守返塩合も見るもの也並を離居と云所に前後の見合口傳あるへし

四半指物横手の事

一折掛横手の肱金短は悪し長くせされは森茂みにて物に掛て披風に取るゝ者なり又指物絹の袋旗の上の方を五六寸程ボタン掛にしたるかよし小旗竿付の方絹の裙に惜綱を付竿にて結留るかよし

指物竿の事

一細き竹は風しふく者なりふとき竿よし風を切輕く覺る者也竹は八月取たるか性能と云

敵へ向て拵時懸様に大事の心得ある事

一右は一人二人にても披て進時虚空に不行者也跡を見合て立堪胴勢に越れさうなる時は又先へ進行待合て進者なり是にて犬死もせす一番に手にも合者なり

持鎗腰小旗大小の事

一指物小旗なるとても働前少さのみ苦勞ならすと云とも大兵の大差物小兵の小指物か同意なりと云事あり鑓の柄の長さと重さも同前なるへし

具足の事

一肝要の働前にては重き具足も苦にもならさる者と云へり併ら山坂に掛り駈走り遠道又退口の狹路

にては勞れとなるへし唯其人の器量に如はなし總して長き具足は不宜短は不苦第一は乳繩を取其上に當る所をなをして威す事肝要なり

馬に二重手綱掛る事

一二重手綱を掛る事は一筋を敵に切れたる時の爲なりくさりの入樣に口傳あり但鞍かための仕掛有之時は二重手綱に不可及

武者詞陣中書狀の文言心得の事

一是は人夫雜人迄も能合点するやうに致か能なり下々不知樣なるこひたる詞をつかひ書狀にも物知たてをして耳遠き文章文言澤山に書事不宜武者事はこひたる詞を不好書狀は平假名にても埒の明をよしとすると古老云へり但用捨口傳にあるへし

小荷駄符の事

一小荷駄には思々の心符を付へし左なければ込合の時見分かたし尤面々慥なる者を付へし

指物の乳の事

一袋乳にても本の乳にても麻の布かよし風雨に逢ては絹はしめりて竿に粢付て曾て廻らぬ者なり旗の乳には黑革から革等を用る

肌着の事

一一重わた入と支度すへしあわせはさのみ用る事希なり裏は布曝能なり絹裏は働て汗に成たる時は冬にても身に付て堪へかたき者と云へり又常の著物帷子にて即下著とする事あり着樣に口傳あり

羽織の事

一具足羽織は平士著事ならす陣羽織は不苦と世に云ならわすに子細可有歟物前にては人々指物あり指物を指たる上には何羽織にても着用不可成羽織も替指物の一種なり古來武功の老士を賞して指物の替に羽織を免事あり此故免なけれは物場へ不著品と成來者なり

一陣羽織は通襟具足羽織は立襟の違有之と云事難得心兩様共に流に依て用之其外中比の好事色々の模様仕立の具足羽織陣羽織共に品々有之然時は具足羽織に不有とて戰場に難用と云說不審

一具足羽織替指物の一つなれとも必武功ある士の定衣共難云家に依て小姓歩行の者を羽織にする事あり然とも是には口傳あるへし

太字欠切所大事の事

一鎧武者は切所なし何時も此方は冑を傾踏込てなくるへし猶口傳あり物具しては兵法不入と云大事の習あり

母衣掛て働事

一母衣掛て下立て働時は粒子をくりつめ禮の緒も足も縮て風持の無之様にすへし但武者馴たる者は母衣を嫌事有と云り又紅母衣の絹に臙染は不宜日に當り色替るなり茜染よし指物絹も同前なり

鎗の鞘に雨袋を掛る心持の事

一右是は夜廻又は無心元所を行時鎗の鞘を外し拔身にて持するも如何思砌に鞘はぬき鋒に袋はかり着て持へし急なる時袋なからも突へき爲なり雨袋すたりても不苦

敵を突倒ても働時仕様の事

一敵倒れ伏ても働くならは彼か指物竿を踏付へし何程にても起得さる者なり

具足早着様の事

一具足着るに手間の入るは小手を後に指故也常に具足に附置急なる時鐶着くりしめをし高紐を掛上帶をしめ堅て刀脇指をも指て後小手を指入れは手間不入但小手の合せ目五六寸牡丹掛の口傳あり左なけれは小手を附置ても具足着なから不指者なり

小旗竿長短の事

一四半四方の類は胄より絹迄の間三四尺も間のあるかよし慕枝は一幅掛なれは胄の上一尺二尺程間有て不架者なり兎角太刀刀を振上て絹にさわらぬ積を指物に應しての恰好見合あるへし但慕枝は絹の下を五寸一尺も竿の外へあまるやうに袋乳の竿通しを明たるかよしと云口傳

上帶締様の事

一後ろはゆるきの糸の上前は捻返の上にて締事大法なり腰ふとき人は前後共にゆるきの糸の上にてもしむへし繰締をはゆるきの糸之きわにてしめ上帶はゆるきの糸の上へ不重様にすへし

代鑓の事

一鎗の身突折事あり身も中心も同意にぬらせて代の鎗の身を持たるよし袋鎗は尤よしと云口傳

代鞘の事

一塗鞘兩鞘共に幾通りも代鞘を嗜事よし落る事あり捨る事もあり

敵を倒して首取樣の事

一倒てから起さまには必俯になる者也そこを推付（欠字カ）取者也又頸を掻には脇指を頸に推當て執て突斲せは其儘切る者なり又頸を掻たらは晝夜に不依脇指（欠字カ）能拭て指へし其儘させは血つまりして重て拔難して乙度あり

强草鞋の事

一竹をこき火繩にする如くにしてそれを酒にてさつ〳〵と煎立能打て作る但中の走には麻を入たるかよし又一方に蘘荷の葉を陰乾にして髮の毛をまぜて作る是も走は麻なるへし足をくわす久敷こたゆると云但加樣の類は是に不依損益得失を考見る事第一也

一騎の侍挊樣心得の事

一合戰にもせり合にも敵より先味方を能見合て扱身命を棄て挊は人にも不劣犬死もせさる者なり味方五百千の中にも拔出て先を挊侍は五人三人ならて無者也其者と吟味合て働時は早く高名をもし敵つかゆる時には苦も合へし

一敵か懸り來時敵の甲の吹返まんろくに兩方へ見へ指物眞直に立は懸て勝負すへし仰に見るならは猶以切勝へし又甲の吹返ひつみ指物前へ傾き來る時は懸へからす是勝軍の敵なり

一味方敵地へ深く働入時はさのみ先を不挊とも其手の物主武功ある輩と相談して早く勢を引繰て舉る心得をすへし但老若口傳扱勢を舉る時敵慕來らは殿にて挊へし深入したる時考もなく先をはかり挊は乙度あり

一或はせり合合戰場或は城攻夜打等にても抽て排兵は千二千の一隊の內にても二人三人五人七人ならて無之者なり此者共は懸時も引時も二間も三間も諸軍には抽る者なり前にも云如く此輩を的として排へし是はしれたる事なから大事の心持あり

甲に引廻し又唐の頭を掛る嫌事

一右引廻唐の頭は敵に抓れて惡し茂みの內にて働く時物に掛て惡さて嫌者あり併輪貫の立物又吹貫潟口等の指物古來指來れは一偏に不可論

腰付の事

一腰付と云は晝食の腰兵粮也卵なりのこりよしと云一はけ塗てあみを掛て腰に付へしめんつうは朝夕の定椀なり

腰付へ可入物の事

一腰付へ入る物は第一食也或は燒飯にして成共是に越事なし扨は干飯麥の粉鰹節の眞梅干燒味噌等を入へし

燒食筒の事

一竹の筒に蓋をして緒を付腰に付たるもよしと云其外色々腰付の仕方有へし夫々の勝手能樣にすへし加樣の類一偏に限て必とするには不有歟

具足に鼻紙袋付事

一刀の鍔すりの爲又は藥等入へき爲なり皮は雨にぬれて後こわはる也羅紗の類よし細川右京大夫家

臣一宮松梅と云者具足に鼻紙袋を付始たると云傳り

受筒の事

一小受はかりにて旗指はかたつきて緊らす受筒あるかよし背板の時は大なるかよし金蛛手にもする

取籠者有之其門前集時の事

一其門に眞向にひしと取つめて居さる者なり左右の一方門脇に附て待へし口傳

塀下へ著時心得の事

一是は塀の上より指物を奪取るゝ者なり不可油斷鎗にて早く天間を閉へし

手負心得の事

一疵を蒙は内の病にあらす外よりの事なれは内心の氣方たによけれは不苦血强走とても止る時節あり總して走る血を急に留るに不宜血筋の盛る所を見て血留をも付へし唯正氣を强する事肝要也

腰兵粮の事

一一里半路の所へ働とても腰兵粮を付へしかりそめと思ても先にて手間の入時は飢る者なり又二つある菓子なとは一つ食すへし口傳あり

馬を乗殺たる時の事

一忙しき場にて若馬をのり殺たる時は轡を外して取て除へし是後の嘲を思ゆへなり

指物落たるを拾心得の事

一味方の輩指物落したるを見付嘲んと思又は其主にやらんと思ても懸口には必不可拾夫か証據と成

我遲になる者なり但退口には拾取へし我舉口の靜なる證據となるへし

馬の吟味の事

一馬は前を取かよし物に驚す頭は中頭よし頭高馬は馬上にて太刀打鎗つかふに不宜ともは一番とも惡し開過れは細道にて蹈落故なり供筋切たるも細道を乘時惡と云武具下の馬には二番ともし又わり口の馬不宜わり口はかりにて戰場乘かたし無口の拍子よく駈のある馬かよし敵を追又矢道鉄炮筋を通るにも駈にて乘拔る故なり

馬上鎗并太刀打の事

一北敵を追には鎗を我馬の鞍の山形に持せて敵の後輪を目付として乘掛て馬に突せへし鐩を我馬の耳際に置て突也又鎗にてなくり倒す者なり馬上の太刀は敵に切せてのり並へ草摺のはつれか脇坪を突者なり具足の上ては刀のむねにて打へし太刀打鎗合共に口傳あり

武藝を習第一の心得の事

一或老功の勇士云る事あり武士藝能の至極は命を捨る事を能知を第一の修錬とす皆人身命を不惜事を知たる顏はすとも實は稽古未熟の徒多し故に弓鉄炮の手垂も鎗兵法の上手も常の藝所作ほとに戰場にて得施さす越度を取事あり是不斷の稽古顛墜にして工夫の不足故也義を忘武士の格を失物涯に臨て猶豫し沂外す事は身を愛し命を惜か故なり身を不愛命を不惜は不成と云事無之此理を覺悟するを以て事理に通達する者也

假初にも具足甲を不可離事

一敵際遠とてすはたにて不可出如何樣の働有ても不慮の手柄となる思設たる武邊にはあらすと批判可有歟の爲なり

夜打來時の事

一敵夜打に來火を掛燒立らるゝ時なと掛出るとも物陰を不可行火(字欠)あかりよき道筋へ働出へし敵味方に知れ手柄も紛れなき者也又當分の紛者夜盜なとを待受るには可有替口傳

暗夜の鎗の事

一夜中に合手組て鎗先の見へかねは吾鎗を横に拂て中る時引取て丁と突は敵の直中を突者なり

馬上に鑓持事

一馬上にては手綱に持添て乘歟腰當にて挾へし又乘連て行時節頻りに後へ乘付來らは鎗の穗先を背へなしてかたけたるかよし鎗を恐れて急に背へ不乘付ものなり

鎗腰當の事

一仕形重々口傳あり

高名する時心得の事

一切伏突伏て高名する時傍輩來て敵の太刀刀にてもくれよと所望するともやるへからす後には必其分捕の道具を證據に立て相打にしたりと云者なり總して首を取ては口鼻の中にても印を附へし奪首に逢たる時の爲なり是を跡付すると云說あり

物場にて心得の事

一右𛀁の云或は高名をし立並んて鎗を合城乘壁下等へ附たる時も先しやそと詞を掛へし必我一番になる者なり或二人三人にて大勢の中へ切込又放打の仕者なとの時も右の心得なり先しやと云詞肝要也

馬上にて心得の事

一馬上にて敵近付は敵の小旗竿を横なくりに薙拂へし馬上にて小旗竿指物を薙打に打れては其儘馬より落る者なり是乘ちかへさまの働なり敵母衣武者ならは尙以此方は鑓にて敲へし馬上の母衣武者はたゝかれてはたまらす馬より落者也

働時心得品々の事

一立なから敵の頸を取は刀の切先にて取へし物打にては中惡く土へ切込つかゆる者也又俯に倒たるをは其敵の左りの方より寄て取へし口傳

一川中ならは押伏て水の中にて頸を搔へし

一夜中に大勢の敵を我一人にて追は物を不可云切倒ても其儘首を取へしもの云は跡より續勢のなきを知て敵返す者なり物云されは幾人追來るやらんも難知口傳

一一人にて忍て退時行先の路を不知とも所の者に不可問追來敵其儘追着者なり

一敵の家へ忍入てねらう時戸をしめ明に明れは敵心得る者也さらりと明れは常の人と思て誰そと尤る者なり其聲に付て飛懸て擊時宜もあるへし首尾惡き時は退に除易あるへし

馬の鞍不反仕方の事

一左の方の塩手に打緒を付馬の左の前えたへ引廻し切付と肌付の間へ通又塩手にて結ひ留へし口傳

但兩方に付ても不苦

退口の心得の事

一難所繁へかゝり母衣指物邪魔となり下人も不續時は紐を外し取て持へし馬の片鐙辮を取て來ると

同意なり

一騎の士心得の事

一物前にて功者立を云又軍法たてすへからす小身者の指引人力不用者なり一騎の士の云所誰か指圖

と後に知さる者なり皆物（欠字）の下知手柄と成者也（欠字）事に不架惟先へ抽てかせくへし高名する歟手菅

あへは後の証據あるゆへ分明に其手柄知る也但大敵に取囲れ十死一生の大事歟退口難儀に及て諸

人兎角を不辨時節なと思依たる事あらは可云其時は人も聞入用る者なり

馬の口取する事

一物前にて馬い口取すへからす乘手不吟味と云へし口傳但母衣武者の馬の口取せて乘に非を不可入

母衣の手を直す者なれは馬上手綱取つめては乘かたし

除口心得の事

一大事の除口に敵せわしくして難儀に及時節又我身手負歟或は手負なと肩にかけて除時持鎗を捨る

事あり其時は物主使番等へ斷を立て捨へし

枝城を取卷れ本城へ注進の使の事

一菁枝城なと敵に卷つめられ今五日の兵粮ならて無之と云時本國へ加勢後卷乞に行は心得あり國本への道一日二日路ならは右の使に行へし三日路四日路ともあらは可有用捨子細は五日の粮有に四日路ある國本へ後卷乞に行又加勢つれて來らは八日九日の日數となるへし五日の粮ある城其内如何そ持堪んや口傳

大事の仕者云付らるゝ時心得の事

一大事の仕者二人に云付られたる時後前の爭にて早まる事可有間一の太刀二の太刀を分て被仰付樣にと望品あるへし但重々口傳あるへし

塀乘の事

一塀乘の時は褚繩に少きかきを付て所持したる出合事有と云又鐶にて乘品あり口傳

若武者高名心得の事

一若武者戰場にては先何ものなりとも首を取て手を塞へし能武者を高名せんとためらう內には事濟殘念なる事あり先取ての後不宜首ならは帳に載ましき者なり

味方を離敵を追事

一一騎合にて敵を追時は敵味方の間を塀として追北すへし長追せすして又早く引返へからす二三遍輪乘して取離へし

一騎返に至て詞の事

一後れ軍に取て返時與力を付る詞の口傳あり此以來迄の証據と成へし見合第一なり

駈走心得の事

一平場を走り山坂上る時にも口を明て行は早く息切と云口を塞てたくに走へし又長走口傳あり

氣遣成座にての事

一夜中無心元座にて不圖屏風障子なとこけ落る共早事たてをして不可抱靜て樣子を見合へし左樣の折から僟燈の消る事あらは秘かに居所をかゆる者也

乘掛馬心得の事

一乘掛にのり馬けしとみたる時必飛へからす飛に依て怪我あり早くふとんはりに取付て居へし已れと馬起る者なり馬不起時は脇へ下るに自由なり前膝折て荷の返ると云事はなき者なり

陣刀の事

一陣刀は柄短く鍔少きかよきと云は馬上取さはき馬の乘下に自由なるとの義なり脇差は一尺六七寸迄刀は二尺三四寸迄を用る大抵なり然れとも其人の恰好に可依者也口傳又大小の鞘陣刀拵にしたるは引はた不掛常の鞘なるときは引肌にて假粧をすへし口傳

元異衍義兵士要務卷下

山中無水時取樣の事

一無水山中にては穴を深く堀上口に生木青柴なとわくの如く澤山に積重て上より火を付て焼けは穴の底に水たまる者なりと云又水ある地を尋るには鳥の羽を土に指て置は一夜の內に水有地にては露浮者と云

鍋なき時の事

一鍋なき時は菰を水にてぬらし窄く折曲て其上へ米を洗て置むし食にして用へし又米を洗菰に包土へ埋て其土の上にて火を焼は是も蒸食の如くになる者と云桶鉢に口傳

雪中物有事

一薄雪降たる時に分たちて雪の消たる所あらは其下に物埋て有之事あるへし雪路其外怪き道にて鎗の口傳あり

馬にて川渉心得事

一川渉す心持は深みより打入淺みへ乘上る樣にすへし淺みより深みへ渡し上るは惡し歩行渡も同意なり馬上にては手綱をゆるく取左右の方へ不可引水中にては手綱能きゝて口へあたれは其方へ早く馬廻る者なり輕々とさんすへ乘下り水の深みへ成て馬足離る時は手綱を少し上へ直に引少し浮く心持をして時々聲を掛て渡すへし深みへとくと乘込馬のつらを延し鬣前をそらする時は上への手綱も不引してゆるく抱て乘へき者也

力革の事

一力革には穴二つもみ明け乘草臥たる時鐙を上下へ指代れは足休ると云

大黒馬せんの事

一此馬せんは急用の時よきと云又乘心も能と云り口傳

添切付の事

一切付の前後四つの革袋を仕付にして竹の筒又は張貫筒にても入る口傳

芝撃の事

一鐙を一方前へ戻廻してかう掛の所頬へ引通て置なり手綱をむすひ留てをくへし又手綱を引廻しつらを一方へ戻向塩手にて結ひ留る仕方あり又小荷駄止もよしと云色々口傳あるへし

馬取なき時の事

一馬取なき時胸かいをふまへても乗と云又鎗をむなかいへ通しこけさる様に突立て乗も能と云第一鞍の不返腹帯の仕掛口傳あるへし

旗を出て渡事

一旗指に渡時はせみ口を先へなして指出者なりりうつ共云鎗長刀弓鉄炮も同意なり但將吏へ持參する時は何れも先を我方へなして出か禮なり

一つ首の事

一其日の合戰に唯一つ味方へ取たるを一つ首と云又首一荷とは二つ首一駄とは八つを云古法の由

推前にて用事達事

一推前にて用事有て脇へ乗出す時は馬取沓籠鎗持即時に用有者はかりを召連て殘る下人は其儘推前を推行すへし一行の時は片脇より乗込二行の時は眞中を乗行て我推前へ入なり

狼煙の事

一狼煙は唯一品の相圖也狼の糞を入て立れは煙直に立上ると云り或もくさわら鉄炮の薬なとを入交

て用る青松葉を積置て火を付煙幾筋と云約を定て味方へ能見る所の由の上にて立る口傳

小屋入して心得の事

一小屋入しては人馬の腰兵粮下々迄に相定置て其後當食をくうへし馬のは裏に人跡輪に付る口傳

同心得の事

一小屋掛をしては釘を打諸具を段々に掛て置事勝手よき者なり又釘打れさる所には壁きわ或は垣涯にても細引を引張て夫に色々勝手よき様に掛置へし

後陣より先手へ使に行心得の事

一合戰可始との使には返事を不申即先手と一所に働へし合戰可始や否欠字使には早く立歸て先の様子を可見合口傳

小屋に馬繫様の事

一小屋に馬繫は我左の脇につなきたるかよし向の方に繫時は右の方に繫へし乘時勝手よし口傳

鎗掛様の事

一鎗は我右の方に掛置へし取て出るに勝手よきなり

小屋にて馬不狂繫様の事

一陣小屋の柱に環打て繫は馬狂時小屋強く動者也本柱の涯に添木を打夫にはつなを結付れは馬狂へ共小屋强不動なり

塩水にて食燒様の事

一長ひきゝ桶にてもつほ深き砂鉢にても鍋の眞中に伏て扱わらを手一束程に切右の桶鉢の上より脇迄あつくしき潮にて常の水の如くに米をかしき燒也伏たる物の下へ塩堅まり寄て食の塩強く不辛と云又一方に蒸飯にしても用是難儀に及ての事也蒸飯に口傳

潮より水の取様の事

一是は醬酎を取如くして取なり鍋に依るへきなれ共一日一夜に五升程水たまると云

拾首奪首吟味の事

一拾首よりも奪首は恥也但先の様子を有の儘に申さは事に依て奪首も少の心はせとも可成歟畢竟勇士の好所には非す

印有高名の事

一母衣武者指麾羽織何にても印ある首は其兵具を取添て可參母衣武者の首を絹に包されは古は首葬と云て實見に不入と云り兎角名ある兵具帶したる武者ならは兵具打取にすへし

野際にて大將へ首見する事

一自身の高名を野際にて即時に大將へ見せ申時は首を左の手にて握右の手に太刀を持刄の方を我方へなして首の下へしきて見せ申事古法の由なり或は扇又は右の手を首の下に敷く心持にしても（欠字）せ可申拔持たる太刀ならは刄の方を我方へなして地に置て可然

馬に首付る事

一首を取て馬に付るにはを（欠字）より口の内へ忍の緒をつき通し鞍の塩手に結付る也古は首袋と云

て綱を塩手に付置たると云り口傳

敵の武具大將へ見る心得の事

一具足は右の角を見せ可申羽織も同前弓は本筈を主人の右へ成やうにして弦を外し内の方へなして見せ可申指麾は左の方横を見せ申樣に柄を主人の方へなして出す先を先へなして皆逃去の心持なり鎗太刀も同前切先と刄の方主人の方へならぬ樣に可出者也

敵の馬を取て乘心得の事

一敵の馬を取て來とも共儘不可乘尾髮を切て神馬に引其後請て乘事古法の由口傳あり

夏陣養生心得の事

一夏陣には臍の穴へもくさを能もみて推入下帶にてしめたるかよし腹中霍亂を不煩と云

足養生の事

一遠路を行時宿を出る時も夜る休時も油をぬりたるよきと云又足に豆の出來たるには蕃椒の黒焼を胡麻の油にてねり付れは一夜の內につひゆると云り

歩行心得の事

一第一草鞋に念を入はき心惡くは早く仕替へし扱足を助て道筋に眼を付て歩むへし

馬息したる時の事

一息合の藥無之時は舌を取へ手一束置て其所に少し針を立へし舌より血を取れは活ると云り總して馬を强く乘んと思所にては息合を絹に包て轡の水吸に付て乘へし

忍入たる時心得の事

一忍の入たる時早まつて駈出る事なかれ子細は後切を置ひしをまく事あり夜打入たる時も同意也總して物騒く思夜の番なきにも十人居は三四人出て樣子を見殘者共は靜て可待也物靜にして用心する所へは敵窺かぬる者也夜の用心第一と云は宵に寢て夜半よりは曾て寢さるにあり

寒を防心持の事

一ひゆる時手足へ酒をぬれはこゝゑすと云

取籠者心持の事

一我家へ取籠者有之は早速助救すへし其後は心得あるへし第一刀脇指に心を付へし口傳

旅宿心得の事

一旅宿へは錐金槌釘を持へし無心元所にて入事あり口傳

同心得の事

一旅宿用心の時は諸道具を眞中に置たるかよし床の上塀涯に荷物を不可置戸口のたゝみをあけかけて置も同心也先宿へ着ては湯殿雪陰を早く見て宿のしまりに氣を付へし夜に入ては亭主の振を能窺見へし但此等の趣は皆無心元所にて獨旅の氣遣也大事の道具は物の上にのせ紙帳をつりたるかよしと云

暮い氣遣い事

一暮い物見い外より内をのそかさる者也芝打より外をも不見者也日月の物見よりは大將はかり見て

平人は不見とは古法也又幕と幕串の間も不通者也古實に死人を通さと云り

袖印の事

一鎧の袖射向の方の上に付る長さ一尺二寸横はゝ七寸の絹に家の紋を付て用る事古の法なる由但絹にも不可限角取帋白熊短冊等何にても付へし當代は小手隠の上に可付歟

笠印の事

一笠印は何にても目印となる物を後より甲の上へ少出程にして指用たり笠印袖印共に相印なり甲の母衣付の鐶には下河邊の庄司より付始ると云

胴勢の事

一胴勢と云は後手を指て云へし先手よりは二の手二の手からは三の備は胴勢也又總軍の爲の胴勢は中軍也先を助續き来る備を指て胴勢と可得心常に下人共を指て胴勢と云も此心歟口傳

下に居て具足の肩ひくる時の事

一手拭鼻帋わら等に口傳あり

具足當る時の事

一具足中て痛む時は和くる口傳あり

馬上にて睡付たる時の事

一馬上にて睡付たる時には頻當のすかに口傳あり

急に着込を拵事

一俄に著込を拵には鼻帋を以てすへし又其外にも口傳あり水に口傳あり

船に不醉心得の事

一船に醉者は先塩水にて手水をつかい梅干を含て居へし又みそ落の下に腹帯をして息をほその所へ詰る心持よし舟の下を不見四方を見晴す様にして俯へからす又鼠の糞をそくいに推交紙に付て臍の上に張たるよしと云

暗夜に足本見ると云事

一草履の鼻緒へ白紙を挾めは爪先薄白く見ると云ときの羽鷲の羽の莖へ水銀を入目のはゝにあみて掛れは朧に見ると云り是は鄰の火を移取に用る由なり

すはたの首心得の事

一すはた者の首取たる時に若あたりに有合る冑なと取着てもき付にせんと思へからす其儘にて可出口傳あり

鹿垣やらい虎落の事

一やらいは先不揃ひしに結鹿垣は先揃てせいひきくして四目垣也虎落は紺屋の垣の如し眞直にして先不揃也

敵馬上我歩行武者の時の事

一馬上の敵の左の方へ仕懸へし唯馬足を悩し馬を責る事肝要也

火を以て敵の目を奪心得の事

一挑燈明松をともして敵の目を奪んとする時は一所に火を不可立一所に立置火は堅りて多不見一町に一つ程つゝ間を置て立る時は多勢に見る者也

細繩置所の事

一細き緒也少き袋に入小手秘に口傳

水呑ひしやくの事

一是は馬ひしやくにて呑に眞手能と云事也柄の所に口傳

心掛の事

一千日の心掛を以て一日の用に可立と思詰るか眞の心掛と云者なり敵近き所にては馬に鞍をもはなせぬ程に可心懸不圖したる時の爲也初の程は嗜共次第に氣根をとりて日數へるほと油斷する者也

川を來馬上の事

一敵川中を馬上に鑓持て來らは歩行立河へ出向て突へし彼は不自由我は自由なり一騎合も一手切も同意也口傳

馬より下る心得の事

一若武者はせわしき所にては早く下馬すへし老武者は見合て馬より下立へし口傳

味方敗軍の時の事

一味方敗行時は跡に乘下て輪を乘敵の見知る樣にし足場能所にて敵馬を入乘來るへきと思所にては味方の中へ乘込又跡に下て輪を乘へし是功者のする仕形也口傳

甲のまひさしの事

一甲はまひさし長きよしまひさし有之は敵の刀の切先まひさしにかゝりて敵顔に手不負雨降時顔へ不掛朝日夕日に立向時よきと云り

大小腰當の事

一仕形重々可有之口傳

細道にて馬乗様の事

一横へ廻りて如常乗難き細道にて刀脇指の柄もつかゆる程ならは鐙を向へ戻廻て馬の向より乗なり乗てから鐙を蹈直すへし馬の頭に口傳あり

妻手指の事

一七八寸許のさすかを右の脇後の方へ寄て指たるかよし馬上にて鎗を持するによしと云り組撃の秘傳不過之甚深の口傳負て勝の利あり

冬の内手負の事

一少しの手負にても燒火に不可中冬にても火にあつれは目まい出る者と云

主人の冑見様の事

一主人の冑見よと有之時は少し間を置て兩の手をつき先冑の左の射向の方より見て扨右の方を見る者也冑は後をは不見者也具足も同前なり若廻て見よと有之時は後の方へ廻て可見口傳

陣中へ持傘論事

一、如此鉄にて三本つゝ打せて可持大小に用る事自由なり

取手手番代の事

一取手番代は早天に極りたる者也其子細は朝早く受取て塀にても柵にても悪き所をは可直也前かごより悪き所ありても怪我有之時は其當番の越度になる者也

首をやる事

一突たをしたる鎗下にて其首人に取するはもらいたる者も手柄やりたる者は猶以也又終に手に不合者に功者の取たる首をやる事は可用捨向の人に疵を付るもの也もらいたる者は不吟味の沙汰に及へし

組撃心得の事

一組撃は引寄て身に透間なけれは怪我なき者也是非組勝て必上にのらんと思へからす組付よりして口傳あり

急事を支る心得の事

一座中にて不慮の騒有之時支るとも必間を不可隔危思て身を除るに因て取付塩合も抜怪我も有之飛込てひつたりと身を付る時はあやまち無之者なり

合撃心得の事

一敵働く時助太刀は尤也首に於ては初太刀の者に附與すへし若き者は合打も恭の印也老功の士の合打を功に立んとするは不好者也

合打甲乙の事

一けわしき場にて助救するは心はせと成へし追撃功に立んとするは不吟味也

陣小屋に鎗立置心得の事

一鎗をひしと堅くゆわへ付て不可置わさにして早く取安様に結付へし

忠節と心懸替の事

一忠節と心掛とは同様にて替あり忠節と云は其身の覺悟にも不架(字欠)の爲に能事勝利を得ん事を致んと一筋に思詰るは忠節なり心掛と云は我覺を取度と思込て晝夜共に挊を心掛と云若き者は先心掛第一也併若きとても家老有司又は深く恩を蒙りたる者は忠節を第一として其身の手柄を二番とすへし常躰の者は心掛第一也忠節とはかり思込ては時を過し功を空くする事有もの也

忠節と心掛一つなる所の事

一登坂にては主人の先に立へし下坂にては跡に追付て行へし門戸の出入細道不審なる所にては主人の先へ可行火事の時は風下へ可廻是等の趣忠節と心掛と同一なる所なり尤時宜の見合有へし

陣所へ持物に心得の事

一陣所へ持物は何にても用に立つ手廻をして費に不成分別をすへし縦令は物をいわゆる物に芋の茎と海和布を繩にないてゆいしめとし蓋をする物に右の兩種を圓坐の如くして蓋にする類の如し先にては汁の實ともなり塩なき時は海和布を入れは不苦と云

勝負未前の高名の事

一所には可依なれ共未鎗合勝負も不決以前に取たる首をは耳鼻にすへし大方目付使番等に見せて旗本へ持參せす鏑先を排へきなり但一番高名は耳鼻にしては不可持參後に可有疑の用心なり總して耳の時は鬢の皮をかけ鼻の時は上唇をかけてそき取事古法也重々口傳

方角覺悟の事

一戰場にても陣所にても無事以前に能方角を積つて覺置へし後に入事あれ共手前忙しく成ては見定かたく尤様子も違者也山川林木道筋の家村近きあたりの能なる物を目印として靜る時方角を覺定むへき者也

急時行燈を持事

一急事にて其座の行燈を提て端近く出る時は油をしたみて可持其儘にて提廻れはゆり入て火消安者也見定て後油を指加ん爲也口傳

馬面の事

一馬面を掛る事は面にをちさせて敵に我馬の向へ馬を乘向はせましきため古は掛たれ共馬も草臥働も不宜とて今は不用と云

團形の事

一團形とは陣備共に卵形を云へし

寶瓶胴立の事

一寶瓶とは具足箱胴立とは具足立を云よし

蠅頭の事

一蠅頭と云は打死と思定たる武者忍の緒を男結にして先を推切て出る古法也其結を蠅頭と云上帶の結も同意なり

馬不慮に後へ戻時の事

一敵近く成て不思馬跡へ戻る事あらは其時左右の脇へ乘出し輪を乘者也馬の心を能しつめて又乘行へし口傳

母衣を墓に擧ると云事

一是は死を極たる母衣武者のする古法也左右の粒子の緒を繰延し鐶の母衣付の穴にて結び留る緒の先を切て捨事忍の緒同意也品に依て大將心を付る事ありと云又神社の前にては左の禮の緒を臂に掛る主人の前にては右の禮の緒を臂に掛る事古實と云

働を不羨其場を羨事

一戰場の手柄にても平生揃たる働にても其事に不駭其場に出合所を羨賞する事勇士の本意なりと古來の士は言傳たる由

山中谷際道筋考る事

一不知山中谷際にて道筋考るに馬の沓順禮の目付あり居なから尋へからす口傳あり

暗夜に二人通を一人と知する事

一是は忍なとの用る事と云通樣に口傳あり

門の海老錠明る事

一四竹と云口傳あり

戸障子無音明る事

一水を入油を入ては其跡かぬれて失あり所に依へし其外に一つの明様あり

敷居立詰られぬ事

一若左様の計にも逢へきかと無心元所にて少の仕方口傳あり

龍麾指揮の事

一上方にて纛を大馬印と云關東向にて指揮を再拜と云

冬の川越心得の事

一冬の川越には胡椒をつむへし總して冬旅雪中に胡椒をつめは不寒へと云

くぬき明松の事

一くぬきを箸のふとさにわり澤水に七八日も漬して置取出し能天氣に二三日干て結なり風雨に不消と云

早く火の移るほくちの事

一燈心をしめし小口よりきさみ夫へ鉄炮の藥を能もみ付るなり

一騎合の勝負に敵倒れたる時の事

一太刀打して敵こけたるを急に切殺さぬとて不覺と不可取思悪く寄時は膝の皿に大手を負者也此積

なして可寄若起上るならはそこをは急に踏込て切へし急に踏込と云に口傳

矢道を早く知事

一草場にても城攻にても矢道とて有之者也取分けけわしく弓鉄炮の來る筋也假に遁んとしては見苦しき者也此故に矢道を早く見知て進へき者也

進退共に排心得の事

一進にも退にも虎口前にて一隊の中にても口をも聞人にたよりて時の談合にも加へし一人排て振能さても能證據なけれは以來詮なき事ある者也

かくの堂の事

一かくの堂と云は竹をたわめて人の居るやうにして當分の陣小屋のかこいに用るを云丹にてする如く也

兵士陣中へ持有増(アラマシ)

一力草の代り　一澁紙糊世より　一革のきれ　一木綿布切れ

一手綱の代　一錐金槌針　一干飯梅干

薬にては

氣付血留　もくさ　馬の息合　打身の薬

此外其人に因て色々有へし第一入へき者を吟味して所持すへし此等の趣は必とする敎不可有者也

黄陣の事

一薫陸を下着下帶に燒留れは山野を通る時毒虫の害なしと云り毒虫さしたるにははぶてこぶらを粉にして水にてねり付れは能と云其外加様の藥は色々可有之者歟

うちかへの事

一主人も下人もうちかへをは腰に付へし干飯白米にても入へし是は晝夜の腰兵粮にはあらす難儀の用を可達爲なり

腰付の事

一器物もありこりにても用得失を考て用へし急なる時燒飯にして手拭にて包腰にも付る働時の晝食なり

せき飯の事

一陣中腰兵粮にせきはんは不好なり食して後に胸熱る事有を以て也

武士大方の覺悟の事

一陣普請等には眞先へ出て人跡に控るを本とする常の時物每遠慮するは時に至て人に可越か爲なり

羽織の事

一夜打の時羽織を着たるかよきと云物にかゝらさる也又具足の毛色に依て夜も見へ安きあり左様の時羽織にて欠字なり夜目に不立様にと思時は衣類にても白色淺黄色の類可有用捨

男女の首見分の事

一男女の差別難見分首は眼を開て見るへし瞳を上に見返して眶の中へ入て白眼はかり見へたるに於

ては女の首に疑なし若瞳はかり明に見へは男の首たるへし能々可見合又川流の死人なども陰陽の形に流ると云り

大勢の敵の中へ一騎一人懸る心得の事

一喩は敵五人も十人も進出て扣たらは我一人なり共勝負すへし子細は多き方は友頼なり我一人は死切に依て利を得る者也可有見合口傳

手道具指物等吟味の事

一朱柄の鎗玳瑁の鎗酒林の指物縄母衣下り猪地黄猪の小旗武邊無之武士には古は指せさると云此外腰小旗には色に可有之口傳

敗るに付て名の事

一勝負未付以前に崩るは見崩也敵の強大なるを聞て退は聞崩也勝負前に後備よりして敗るはうら崩也先手敗軍し來るにつれて北るは友崩也又味方を敵と見あやまりて退も友崩と云也

橋爪流軍學

當流は何流といふ事なく橋爪流又は合武流と唱へたりと萬右衛門維成之曾祖父祖父二代共武田晴信に仕へ軍法を家傳したる由なれは所謂甲州流なるへし維成　龍祖に召され命を奉して御役談を製定す御役談は職々の軍務章程也左れは御家中の軍法は當流を御用ひ武官之面々は當流の指南を受け月々集會御役談の講義をなし新任之者は更に師家に就き傳授を受るの成規とす此他廣く御家中子弟をも教授代々軍法の師範家にして家譜記する處の畧左の如し今や子孫殆と絶家流法之書傳

はらず唯故神野九兵衛は同門の皆傳者にて家僅に七書卷家得部軍政部の三卷を遺存之旨にて其子善方より得たり御役談は傳ふるものなし

橋爪金左衛門義久　橋爪市右衛門吉助男

落信州佐久郡の家居揚る

父市左衛門吉助武田晴信に仕へ元龜三年遠州味方ヶ原合戰に無比類働を成し天正十年武田家沒

金左衛門義久甲州山梨郡に住し浪人にて本心靜眼齋と號す家傳之軍學習練右軍學之書は懇意なる山梨郡裂石山雲峯寺の住僧へ預け置同新十二歳之時請取申候尤何流と申儀無之橋爪流又は合武流と申候

同　萬右衛門維成　金左衛門義久長子　始市之丞　回新と號す

十二歳之時より軍學を好み廿九才迄之間に熟得尤浪人之身にて數多之書物難持且他に洩れん事を存し目錄に留め注書は三州幡豆郡西尾にて燒捨申候正保四年　南龍院樣へ被　召出御切米八拾石被下　御前へ軍道要用之處奉言上候處此書之由來等御尋有之軍道二十八ヶ條御難問被遊夫々御答仕則思召に叶ひ自今御流儀と被遊思召候間其旨相心得候樣との御意之趣松平三郎兵衛を以被仰渡又當流書物御熟覽被遊候處其中に役々之心得之儀有之候付御役々之御役談製作仕候樣被　仰付候付則製作仕り奉差上候處御意に叶ひ候處は其儘に被遊不用之處は御消し不足之處は御墨入被遊出來仕候右に付御役々懇望之筋へは御役相應之卷を添へ傳授仕候且又御備立之圖被仰付出來仕御武具製作被　仰付候付夫々製作仕候

明暦二年地方貳百石御直し被下大番組被　仰付御軍用御書物御用被　仰付天和三年四月六十九
歳にて病死

同　萬右衛門維能　萬右衛門維成總領　始森右衛門

父萬右衛門維成跡目無相違被下家業之儀父之通可相勤旨被　仰付御家中へ軍學及御役談等傳授
享保三年二百石に御加増同八年十二月退隱春窓齋と號す
高林院樣御代題號部分け添注書指上る
以下代々家業相續御家中へ御役談傳授萬右衛門を襲稱せり

一五代萬右衛門維精之時　舜恭院樣別て御世話被爲在御役談御備立等委敷出來且武役之面々は
月々寄合其席へ出席御役談幷に御役相應之卷を添へ傳授す

一六代萬右衛門維顯之時嘉永六丑年十二月より初て御役々調練被　仰付維顯明治元辰年十二月
依願隱居す

件之如くにて當流は御家中の軍師也從前は唯流法書の講義を傳習暗記に止りしか嘉永六年亞國軍艦渡來已後は御役調練と稱し宇佐美流と交る〳〵演習ありたり察するに當時軍學なる者は流祖其人實地戰陣の場數に經驗したる一騎前の働又心得を傳へたるを其儘に固守來れる迄にて堂々たる三軍を縱横無盡千變萬化に運用活動せしむる節制等はなかりしものか時恰も盛んに行はるゝ世間いつれの和流調練も貝鐘太鼓の三器を以て魚鱗鶴翼の陣を敷き銃弓先發鎗入之に繼き忽ち凱歌を唱へて一番了る百演一轍模型に異ならす畢竟調練沙汰の流行に促され俄かに新案の編成とは察せ

られたり唯會津の長沼流練兵は當時世に轟き　上覽もあるへき由にて駒場野に於て閣老若年寄見分あつて名譽の世評喧傳せられたり是昔藩侯長沼澹齋を崇敬藩の兵制を擧けて兵要錄に依らしめ日新館に於て常に講究訓練藩侯在邑の時毎には追鳥狩と稱し野外に於て三軍の備立をなし　君侯自ら麾を取て指揮所謂大演習怠らさりし故といへり水戶の源烈公か天保十二三年の比千波原に於て行はれし甲冑着用の追鳥狩も會藩に傚はせ給ひし由なから節制進退の法は勿論將士の懸引等迚も會藩か多年の精練には及ふへくもあらさりしといへり此外諸藩國々にても或は練兵の事なきに非れとも盛擧は却て幕府の嫌疑を憚る時節なれはさして聞たるもなし調練之記に因みて往時のさまを贅言す

江戶橋爪流軍學

江戶にて橋爪流を開始せしは芦川良助備助と云良助は江戶弓術の師なり此人多藝橋爪流軍學にも達したれは安永五年江戶常府となりし以來當流をも敎授す就て學ふ者多し良助に續き敎授をなしたるは岡田綱之助なるへく余は詳ならされ共近世は大森三平弟子取立をなす三平死して井出東右衞門に被命たり皆自家にて敎授す安政三辰年文武場新設之際にも軍學の敎場は設けられす尤武官の御役談は若山と同しく時之弟子取立之者より役々の卷を交付して敎授同僚月々の會講も怠らさりし也

一嘉永六年已後は江戶に於ても御役調練開始麴町邸御殿地跡にて頻に演習此比は井出東右衞門敎師にて門人伴頭等と斡旋しつゝありたり彼の亞國軍艦初て浦賀へ入港に際し芝邸へ警固人數出張之

時も井出東右衛門の軍略にて庭上へ竹束を布列海岸防禦の備をなしたるは一奇談にてそありし

七巻書

目録

自得一芝一偏法

具足着様小目録

合廿七ヶ條

一馬上組討　一下立程相　一鎗合得否　一大刀討窮龍劔虎鋒放心一曲足下火中たつかい

一一當三所　一首取用捨　一首持科品　一自察實檢

一首祭供養

上卷十七ヶ條

自得一武調治

一遂功捐得　一保食寐眠　一思祖捨妻　一戰芝不定

一調整不搦　一櫻狩野分　一岨難一橋　一坂上坂下

一馬上禮帶　一下馬禮帶　一芝帶三用雲帶鞍帶船帶　一河渡十難

小難五つ手綱落障泥水當鐙はつる腹帶たるむ鞦はつる

大難五つ馬不進歸馬廻くるふ馬立人馬離人馬水底沈

一沼渡永急　一馬上松明　一歩行松明　一小屋永急

一城攻塀乘　一籠城塀裏　一船軍身働　一捨術全運

一五化退治氣化人化似化畜化慢化　一七病療治眼闇耳塞舌噤肚却身震体窮大小便繫し

自得上下四十ヶ條終

兵災法　知運足束放陰言

一主親背命　一自我瑕瑾　一身耻名耻　一行合喧嘩　一喧嘩撑様

一親疎中立　一出合討果　一下人喧嘩　一行向知他　一野合喚者

一走込顯密　一酒醉氣違　一切腹指請　一取籠蟠僂　一上意介錯
一四人放擲　一兵杖得失

上卷十七ヶ條終

兵災法　神力　人力　法力

一讎討印地　一手討成敗　一狩場鷹漁　一火難水難　一石木嶮難
一落馬行當　一仕合相撲　一盤上博奕　一盜賊狼藉　一押開待伏
一惡食毒飼　一渴餓病煩　一寒暑風雨　一雷電震動　一魔性妖怪
一虛騷詭語　一無實謬語　一公事問答　一神佛冥罰

下卷十九ヶ條

上下合三十六ヶ條終

軍使斥候法

一私働禁戒　一伺公禮法　一軍詞糺愼　一言上顯密　一陣名不立

八陣法

魚鱗△サンカク　鶴翼∪シノテ　方圓○マンマル　鋒矢∧杉形
長蛇一一文字　衡軛ロシ角　偃月へナカバリ　雁行へカキノテ

一戰芝不指　一怒使褒使　一移言秘曲　一下詞權禮　一斗升下知
一詭語下知　一下人連離　一馬上三段　一先前物見　一敵積人數

一五備見量　一軍持不持　一虚敵實敵　一敵斥虚實　一相色程行
一駈敵待敵　一引敵止敵　一向敵廻敵　一帶敵欺敵　一操陣揚敵
一敵敗軍色　一有勢無勢　一籠不蟠敵　一山量嶮易　一川見淺深
一渡不越敵　一淺田深田　一有道無難　一量虚騷動　一虚火實火
一植物埋物　一伏覆見量　一夜討朝駈　一敵城强弱　一敵聞内聞
一外廻内廻　一夜道物聞　一敵斥行使

合四十三ヶ條

鉄弓勤役法

一函蓋一箱　一鉄弓常習　一君前的前　一三科役分
一三法勤役　一三備窮働　一鉄弓持様　一小屋出入
一行列三科　一行列疊科　一備押戰列　一入替動搖 連入替 芦水入替 追越入替
一結解連離　一兩片芝着　一放問矢叫　一再働守時
一川渡舟越　一山陣上下　一河陣攻渡　一夜戰三役 驚言 無言 留
一攻城窓表　一籠城窓表　一捨器用人

合廿四ヶ條終

下知法 兼而下知 其場下知 依理發下知

一本末下知　一虚實下知　一紛紜下知　一曲闕下知　一詭語下知

一童愛下知　一賞罰下知　一權衡下知　一遠近下知　一斗升下知
一權禮下知　一法用下知　一遷定下知　一愛子下知　一好門下知

合十五ヶ條

戰騎法

一騎馬頭科品　一三親一躰　一有權無私　一着到揃操　一内證私觸
一相約麾定　一三番勤役　一行列定替　一出場片揃　一縿出蓮絲
一行止法用　一步行任好　一舟越河渡　一小屋入出　一小屋科品
一行列疊寄　一備押戰列　一芝取備結　一有法無法　一發備三段
一高名早印　一芝取勝鬨　一纏揚實檢　一密法保運　一寄合芝取
一待駈帶欺（待駈駈待　帶欺欺帶）　一結解揚返（結約解守　揚返返僞）　一紛破窮除（紛卧破捨　窮込除忍）　一追慕廻挑（追慕々流　廻藏挑立）　一集戰獨戰
一入替三段　一橫鎗入相　一間關橫鎗　一討通駈破　一輕備馬入
一龍虎向破　一河陣攻守　一舟軍要用　一山陣上下　一攻城塀乗
一籠城塀乗

合四十一ヶ條

鯨物見法

一忍二道事　一周廻之事　一有道無難　一河末山末　一車道之事
一難山通樣　一海上通樣　一廻文樣樣　一鉄石之事　一鯨物見人相

一八箇國（人一本犬）　一計沼川事　一所狐之事　一稚子物見　一朽木物問
一寅一天事　一聞神之事　一猿尾之事　一四節挾事　一惡日家出
一地藏藥師　一地期取香期取　一計天氣事　一釣豚之事　一堀鈴繩事
一次蟠之事　一落物之事　一左打右打　一騷物之事　一夜間木葉隱
一夜道上中下　一有聲無聲　一放物之事　一井追込事　一知敵相言
一添入之事　一闇敷之事　一堀越之事　一沼越之事　一流草之事
一塀人梯事　一痰咳留事　一飛弦之事　一掛金弛事　一都人之事

上卷合四拾五ヶ條終

鱝物見法

一天王寺事　一菱色々事　一轄色々事　一手熊之事　一石起之事
一長耳之事　一長升之事　一胴火色々　一松明色々　一火道具科
一二領羽織　一錐釘之事　一水天鉄炮　一持桴之事　一水繩之事
一行商之事　一馬耳之事　一國廻大事　一敵國居住　一夜道蟠事
一城入之事

合二十一ヶ條終

右上下合六十六ヶ條也

安永三年五月　日　　雄久宜之

此七卷書被認候方は當家五代目正恭君二男八之丞殿の筆也南條小右衞門弟子にて抱大砲幕中致し被　召出候由

武術家得直指至其微妙者依習學之人得不得

合武秘法　家得部

第一　本立法

文武水波充梁汗牛之書

一本分變逆　走別徑黑鏡白布

一武職不倫　可依道師依理用捨紛亂差交

一學得用鏡　藝德故實因緣寸形數色得心其理程用鏡莫冥時之宜加習學之力搦習學之法

一遂用調整　去我智借他智

一知人用捨　九惡一善良將不捨人能匠不捨木人相六根思有內則色見外可察常好

一法用式略　金銀指揮草木枝葉百間四方陣營作二三十間法用之過不及

一武勢變常　有危風聞事已發時莫搦父母妻子兼廟等

一武勇不倦　經數日則願歸陣武備懈則勞軍旅飮食寤寢婬欲愛執日頃芳恩報此時羞子孫名字守死善道

一小得大失　求家職之外之利厚金銀財寶薄人雖有初利終求害動小利敵致得賴器具之操捨人力謀計改疑意理深惡敵不爲和重罰輕賞家法淸濁淸水魚寡濁水亦同過不及

一士卒一致　不隔同類水上濁則流下不澄

一類役和合　立已薄忠義愛子主君

一君命全忠　縦不可背仰莫遺上錐針夫斧披胸臆可見其賢愚不能吐年來一飯雖敵以高祿招不成二心

第二　定軍法

一人數本積　百石四人但主從千石四十八内馬上二騎一萬石四百人内馬上二十騎鉄炮六十人弓二十人長柄二十人步行四十人中間四十人黒鍬人足二百人鄉夫者右之外也留守居人數十分一也

一武役相應　領地五釐大家老一人軍役知行半分領地四分六步

一兵器相應　旌旗千石一本一萬石迄二本雖爲百萬石直本願之旗不越九本大馬印纏小馬印太鼓鐘螺家中之役具自五百石鐵弓長（柄欠カ）

一組手備定　分五千之人數則先手三千旗本千五百後軍五百人小組三人初二組限九組旗本限八組先手員先鉄砲組數定半二日鉄砲弓長柄騎馬組數定重旗本四武馬廻之騎馬步行組數定重先手騎馬頭家老也旗本馬廻頭中老也小屋奉行小荷駄奉行家老分也小屋奉行一人役而加副役人小荷駄奉行二人役而加副役人旗奉行一人役而副役人斥候先手組數程也使番目付同數但目付先手旗本後軍三分定

一軍先手幾備旗本幾備後軍幾備遊軍幾備先例定人者格別同類前後以鬮取日替之役人

一一備三陣　先手旗本後軍左手右手中手三軍者大手搦手本守是也

一陣觸永急　永十日急一時先定留守居之法陣觸指月日限敵國所集人馬着到用金扶持方跡目分定鄉夫小荷駄指馬揃之所

一征法密事　定出陣中之法度密事潛示其大奉行頭々欲無心得誤制法密事莫一度數多示先可入儀追次

第可出之

一郷夫戎馬　上田百石地夫三人中田百石地夫二人下田百石地夫一人歩行足輕五人而一疋一人長兵中間十人而一疋一人亦夫四人也持小荷駄者依敵國遠近軍旅之品也

第三　行陣法

一路積別徑　人者二行馬者一行一間六人一間一疋路程積何里何町一時二里宛行先手頭午刻後軍殿中刻着陣所人數餘則分別徑奇道無奇道則可爲解押

一行列結定　例定役人者格別同類前後以圖取今日一先明日後二番役替前後三番役替前中後小荷駄押備之後

行列次第先手分

一番　斥候　　二番　陣屋奉行　　三番　先番目付
四番　鉄炮　　五番　弓　　六番　長柄
七番　騎馬　　八番　先番目付

旗本分

一番　中番目付　　二番　旌旗大馬印　　三番　持筒
四番　持弓　　五番　持鎗　　六番　馬廻騎馬
七番　使番　　八番　歩行　　九番　小馬印
十番　手道具　　十一番　歩行　　十二番　大將添具

十三番　乗替後添　　十四番　使番　　十五番　近習役人騎
十六番　馬添下人　　十七番　中間頭　　十八番　中番目付

後軍分

一番　後番目付　　二番　總小荷駄奉行　　三番　本陣小荷駄臺所
四番　疋馬別當馬醫　　五番　長持奉行　　六番　玉薬大筒小荷駄奉行
七番　弓矢小荷駄奉行　　八番　金銀小荷駄奉行　　九番　兵米小荷駄奉行
十番　後番目付　　十一番　總小荷駄奉行

以上

一軍一番先手中備二番先手左陣三番先手右陣如此類也
一馬揃出場　出陣前馬揃定名札辰一天押出則寅卯刻集旗本定中途
一行止相圖　撞鐘撃太鼓起螺隨用定數沓打音聲一里一度宛兵糧遣時難止私用馬之尿時本座牽馬則不制歩行
一行列疊寄　小荷駄殘越大河時合戰取結前直備押時兵糧遣時
一自利依道　可隨時之宜道廣挾險難平易急靜日長短寒暑雪道風雨晝夜
一舟渡河越　小河大河大將座河前
一小屋入出　小屋入出可正也不然則騷動中陣所入込左右兼配左小屋右小屋本陣立名札圖指役人大將立陣外諸勢入込取切分地大將自左脇口入小屋出音聲約束大手陣外出合辻

第四　陣營法

一大度敷積　千人一町四方小屋形々隨地形大手

一坪割敷札　窮諸勢分地各立名札本陣營敷六間四方九間四方廻庭營敷長程張出四方鹿垣添下陣馬屋物見栖櫓不淨所番所簾戸口五三廣六七尺諸士主人二坪亦一坪依役儀有增減下人一坪二人又三人四人五人迄食所平士一騎一坪馬一坪半足輕長兵步行一坪一人又二人小屋並縱定六間內小屋前二間小屋內二間小屋裏二間長隨人數有定兩裏表合取裏表合十二間廻道廣九間中六間狹三間內明屯惣柵簾戸口廣二間冠木用捨

一四頭八尾　八陣法一頭簾戸口二宛隨利用明塞烽燒柵外三十間前四頭八尾烽燒柵外十五間前八隅隨利用地形燒捨烽消烽張番出番

一連陣離陣　一軍小屋操一陣切一屯取

一取手小屋　狹地則無爲小屋割中大將陣圍前後左右守護也以小勢俄有取高山號砦城

一小屋永急　長陣如圖柵土居鹿垣道中一宿陣陣替陣城村里町宿野

一山林陣操　用水峰頂顯旌旗物見山七八分定本陣使山段々卷出崎高所足輕低所長兵戰騎林中篠原

一沼川營舍　沼之近邊堀堀沼川則連筏莫舍大沼大河端用水爲肝要水手遠近限一折二折水手一方二方

第五　合戰法

一定戰武通　斥候惣先鉄砲會戰輕卒戰騎旌旗纒持三兵器馬廻騎馬步行手道具小馬印馬添後添旗眞本丸欺帶取結追崩敵則連前强込入立旗敵之芝居揚勝鬨小荷駄依敵隨地形欲向廻勢雖爲後軍先手同

前之心得也一軍備遺與一陣小武者遺同

一手分備賦　對陣計敎知闇駈待攻守運計謀行駈小屋出依敵依地形増加分合見勢廻勢伏蟠横矢守禦遊軍

一相色間場　往古弓時近代大筒石火矢依兵器利用自具依地形好惡挑諍遠近延遊閊間備雖備長依敵隨地形得失相色兩陣相駈大筒石火矢足輕駈合鐵砲會戰鐵砲弓長兵戰騎槍

一先後依利　佞備待備虛實常先常後全先

一駈待備立　待駈駈待

一發備乏取　不得勝内莫發會戰備勝在變敵閊不越半途除靜堅發動搖遊勇勢發勞滯待淵闇發澄明保後速發後絶候向風發追風開進來發退引似虛有實似實有虛可量虛實對揚不合所

一知勝揚纏　不可勝時不戰揚也或緣引或擡水引或拂引知勝揚纏地名寄纏音聲約束狼煙旌旗

一戰功應地　依人數多少可校地廣狹對揚依地成十陪險難狹地廣場重戰

一軍惣先中備左右之先手旗本左右之脇備遊軍根備

第六　夜師法

一夜討夜軍　有利成夜討出向可爲夜軍

一依利夜討　夜侵取明日之勞爲放火爲奪粮爲可重討爲入犬爲退口回勢紛以小勢討大勢見虛窮勝利

一三働數師　驚言數師無言數師留數師

一三明得失　見聞言

一衆寡得失　先立犬落物背曳物相火相音押道揚道虛實約束莫歸初之術

一三段蟠伏　覆伏一之蟠伎立敵二之蟠請討三之蟠討落

一夜討防働　覆伏蟠外開内開夜廻虎口出入之相札本烽捨烽消烽増陣外之烽立消烽如日晝陣外引地羅
亂杭逆茂木陣内暗無音而面々持口堅守柵際面々持口揃四武待之敵雖僞引不可出惣追拂

一隨節攻守　晝戰取後夜着陣夜加勢分勢時兵粮増盡時野鳥譟閧馬悉嘶夜風雨夜互軍久曝時

第七　山陣法

一山戰地取　生善地死惡地閒善利餘則敵不進使敵與利地閒欲越其利藏形勢捨難立易

一高陣攻守　閒備高則不可顯備峰尾崎不過山半下得勝利不離山備設三段戰及三度一番手出山之半僞
引敵二番手石木放物三番手伏尾越峯越亦守禦之時可顯備峯尾崎可爲大形勢

一低陣攻守　分手可上山尾以夜有利夜山下不見自山下上見欺大手表戰可專搦手裡戰防守之時莫攻上

一峯流横戰　先兵押出上手用長連之備まくり落なきれを銜放物
構高地取向陣可欲使敵帶下

一搦手軍立　狩場出立無顯旗旗指物紋可顯可用時四武相揃一列一所難山地形狹難爲人替繰廻

一阻難駈待　有利待趣戰場不待敵非延引可勝變

一遷機虛實　專壘石之便如實理無益有益起狼煙旌旗

一山操連離　依理連離有得失藏人數之分限運送便繫路等欺帶敵防守一偏別專求高地

第八　河陣法

一得瀬廻瀬　先斥候必易瀬有之渡不意之瀬
一攻渡長龍　定相圖一同越雖隔渡瀬專此志先輕川下後騎川上
一馬筏徒桴　不得水下人一同調浮具越騎馬下手
一上込押纏　莫一文字越流越也可押纏敵之川上早可遠川莫紮備符節前後左右斯合隨時宜
一防守古今　以鉄砲可放渡敵長兵騎馬四五町可離川亂杭逆茂木切立岸色々可操溝壘
一衆寡變術　隔川與大軍戰則不賴川外求溝壘戰與小勢戰則可令敵計越川與對勢戰則用川其術多
一山川平川　間後當山前搆川則可如不用山間平野前搆川則使敵越有專二度之戰時
一夜川斯引　見勢虛實變々越可實越所川向不可無斥候引則以殘松明消松明變々可引也

第九　船軍法

一舟軍所論　湊入浦通島移
一舟揃舟定　集國中之舟艨艟舨考定足入之自由動者不動物之一倍三兵結一船惣先不火矢舟者格別
一舟拵舟楯　可依永急艨上下走幕立並舟印兵器旌旗指物等伏置舟底古毛綿衣まいはた推板鉛板釘鎹
　鍛冶大工粮水糠藁薪辛食物燒炭錬炭挑燈狼烟面鈴繩綱替楫艣揖篝筏熊手鳶口雉鎌舟楯有利之難
　舟腹大綱帆手垣艫張關綱下取繩
一出船行列　定舟寄場立札顯舟印如行列符節並舟兼日積物押出時之法起螺時各乘揃舟押直浮舟撞鐘
　時取附艫櫂擊太皷時先前次第押出外海不用音具湊入湊出用音具約束海上依風不通以形見色定相
　圖

一舟備攻守　大筒舟前頭兵船左右連長蛇明中攻則漕詰々まくり寄開合追越戻取結依敵依風守則村々離々浮舟杻をこり引逆茂木高壘構大筒石火矢敵掛自可得利所帶上可討也

一舟戰行戻　可取包敵船闇左右之舟勿戻內可寄合敵船面楫雖同位闇兼求武者心得成故有利

一湊入湊出　可求易湊雖無敵湊入有法定相圖先遣物見舟先勢上於舟立堅備而入旗本舟後舟之人數有上於舟時有舟宿之時船並之法先舟大分左右使中入旗本船定舟寄場一陣一陣寄舟長蛇他所之湊出入之時猶以其法微細可正積荷物乘馬其法以相圖可正

一船陣縻城　浦々湊々取舟陣則陸手備人數置物見陸近方浮先舟四方八極配兵船燒浮篝明舟道一陣一陣不込合樣並浮舟所々遣置遠見船可定相圖之火深入敵國陸地時取浦々湊々城縻殘人數而押行也

第十　攻城法

一人數倍重　五倍十倍人數不足則多成明口重攻口之人數

一攻口師場割　何之攻口誰々何町何間成其割定大事之攻口多勢無左攻口少勢察城地之虛實定攻口之人數捨口明口

一師寄竹抱　竹抱宛行總人數陣場奉行立攻口之敷札村柵逆茂木爲組竹抱牛杭爲組柄櫓等調竹抱竹木烽之燒草竹抱竹木繩何程隨分限割渡諸勢附竹抱者中左右三隊也中通鐵砲弓長柄戰騎四武相揃也三分一守禦也左右隊同中大將陣之武卒相應出人數有先手竹抱竹木遲速時斥候目付使番晝夜陣廻物見也後軍役人各守役儀也土俵等之蓆薦定誰々者何方之村里可請取竹抱長二間厚二重三重任成重使一人取扱自由牛杭長橫而七尺橫木根起以大竹丸木土俵重使一人取扱自由右攻口自何方附初

何方迄附詰立幾重何段竹何束牛杭何程可入積未取掛前調謂之竹掟揃堀千鳥穴附出段々不取後其間竹抱長竹抱總合形寫攻口通之城形押詰之限謂留之師寄箱失窓

一武役宛配　大筒石火箭閉（一字不明）櫓宛配火箭足輕鉄砲閉矢挾間弓火矢箭文之射手近驫守禦之役長兵戰騎乘城旌旗入城中立本城大馬印殘城外可纒城出之人數敵城落大將無入城中至落城占胄之緒早遠城取堅固之地形堅可備人數

一惣攻搦乘　階楯隨相圖乘城撞鐘時止惣鉄砲繼揃玉藥起螺時一同放懸鐵砲止矢煙中早太鼓時乘城階楯長柄筏梯雲梯結梯龜甲重楯埋堀破壘作乘易後乘

一城出人數　依火燒難入本城出時刻之早晚可隨時宜揚込入城中人數定地名形見音具

一不攻可責　攻城不得已也唯可專計謀不攻人可破地攻窮必死籠城則難落或譽或欺捲解則城自破去攻守禦稠強城則自不落可察本來所以籠

一獲城治所　先堅禁亂妨早立札止其所之萬民迷行苦士民町人等可使來元々之屋敷助敵之兵士妻子等追放緣古緣古又使住其所雖敵兵落人薄其攻散財於其所之諸寺成敵供養改諸社祭禮附變大手祭變軍神其城有割之有居在番大將緩々如在其所回風聞制札等所之仕置相濟不意可歸國也

第十一　籠城法

一依故利籠　小勢不能合戰時待時全守國勞敵得治所之利野心必兗難遁義勇在番枝城守禦留主籠

一手分三勢　取國境出城砦苅田放火破道橋所々爲堀切國與之人數守本城人數

一出城附城　不爲一所堅固附城堅築於本城

一自燒得失　莫燒敵之後之盛府似得有失使敵與得落軍勇可燒敵寄可爲鬪之害屋室可肝要粮妨

一城住居變　敵必以圖察可考弱手强手築添櫓空敵之積

一防守役宛　大筒石火箭之類足輕鐵砲弓狹間働射捨之籌空落長兵戰騎破損役人配玉藥役人猿火役人

內外火之番音聲役人食役人目付使番廻役所可專勇勢

一増構城飾　有包櫓多門所有塀裏石木之所塀裏作事不淨流棚橋矢狹間裏楯天守大將之幕天守坐之塀

裏旌旗纏持口大櫓其手之將之幕又所々之持口頭之幕塀裏諸軍旗指物

一遂功全運　兼理非有法城舟城一宿唯可全武兵何地城有之也

第十二　城操法

一城地得失　男山女山並山添山近川入海高城平城

一五相應違　四神相應東方流水南方田畑西方大道北方高山國所相應前東南後西北或前西北後脇東南

地形相應高平長角出入圓半守隨相應一國一城境目枝城砦陣城在番城分限相應其廣狹不定應人數

一八方正面　五方六方七方有之十文字繩張八極曲尺以圖當方角以繩張之以水盛見通知間數多少高底

築地石垣塀櫓堀

一三構三郭　本丸二之丸三之丸東宿城南宿城西宿城北者山林

一二構五丸　出丸入丸姫丸園丸山丸

一一城三城　入城中城下城三之丸內有惣廐扶持方所糠藁薪雜具破損小屋等

一一口三所　武者屯外出馬出

一塀土居名　蔀土居加指土居武者𠡠並裏土居犬走䥥坂逢坂不淨流

一櫓門名目　一天塀櫓天守殿守着到櫓門添之櫓守櫓音聲櫓多門廊下門廊下橋埋門二楷大門冠木門水

櫓平櫓水門二門

第十三　糺明法

上中下三段二重二輕忠上功中勇下

一一番鎗事　鎗初上本一番鎗中勇詞一番鎗下出合一番鎗

一大返小返　上大返下小返評

一門内門外鎗　上門内鎗下門外鎗評

一河向河前鎗　評

一山上山下鎗　評

一柵外柵内鎗　評

一戰外戰内鎗　評

一入込鎗事

一一番高名　一番首初首血祭首高名上中下三段評

一高名前後同前　徒首吟味

一高名勝劣　敵將之撿一也其外次之追次第組討一太刀二鎗三弓四鉄炮五鎗不撰兵器

一鎗下高名　三段有之上本鎗下中入込鎗下下助鎗下北陸道筋以助鎗下高名謂鎗下二番槍高名亦謂槍

下説有之二番鎗高名謂槍脇高名不依國其糺分者本朝一同糺明也

一鎗脇高名　上中下三段有之上二番鎗高名中鎗脇弓高名下鎗脇鉄砲高名

一相討批判　評

一無罪有耻　有罪則罰從法耻已去奪首捨首入子首ほたれ首死首見捨朋友見殺下人可强成却爲弱落白

分兵器評

一無是非類　不思退散慮崩病氣而不勤慮病本病謬仕損不求心使人被奪首使間被取兵器急戰落兵器落

高名生捕敵方親子兄弟依義助敵糺明志除九惡可立其一善

第十四　兵器法

一利用稱比　莫捨本理用末理

一戰具應代　足輕弓七尺征矢二尺八寸足輕鉄砲玉目三匁五分六匁十匁迄筒長二尺三寸三尺三寸迄大筒石火矢玉目三十目五十目百目迄筒長二尺四尺迄長柄二間半三間迄手鎗九尺二間迄手鎗七尺九尺迄

一兵具依時　甲冑威色無高下法唯以輕爲本理大將鎧一陣三品馬上着領徒者着領足輕具足中間鎻

一用具應分　太鼓鐘螺旌旗大馬印小馬印楯荷楯階楯太鼓五尺廻幷楷擊纒緒一丈二尺撥四本檜勝木掛緒二尺七八寸鐘差渡一尺二寸幷楷撞掛豬長二尺七寸二筋色白鐘木二本柳橫木七寸柄長二尺二寸掛緒二尺七八寸圓鐘角鐘鐘形其外品々有之螺掛緒紅綱又以紅糸結緒長二丈合四丈音物利用

一陣具兼調　帷幕天覆綱紀鎌鍬食器小屋具

一旌麾捬立　依國風時代其形不定昔旌鷹權衡也旌長一丈二尺又一丈三尺登旌絹一幅二幅乳數隨程比
乳廣一寸五七八九分幅込乳幅長乳込入細麻繩絹縫十文字横手有無乳横五縱十二招自横手二尺上
竿先攻口招環結掛緒鳩居鉄張亦銅張横手折金鐵銅竿本留環鐵横手金物組合蝶番手繩長二長手木
長三寸七八分旌柄請筒一尺三寸一尺五寸迄鐵張蜘手結緒二尺餘筒枕三尺割繩旌杖長八尺二股熊
手

一帷幕仕立　本來利用外幕五幅天幅伏縫其外搬縫兩方端三分左向右內男幕乳數二十八三所乳二宛寄
乳長一尺二寸又一尺二分折返六寸又五寸一分乳巾一寸二分幅込一寸五六分中左右乳縫九字叶❀
勝字九閉紋五本紋添紋物見七吉離寶病保害絕義留革幅五分長三寸八分女幕乳數三十六物見六乳
繩白位平人以青黃白三色三繰幕片張布七端餘常幕串一對八本又用鎗山具水具本幕添幕末幕內幕
大將座正面赤地左青地右白地後黑地中央黃地横有幅家紋五添暖簾幕縱六七尺風通六七寸乳數幅
縫目又其間長不定合小屋組間凡五間三間乳寸外幕同前片張手留鉤四緒長三尺乳繩地色以同練繰
三繰

一六具作立　大六具戰具用具陣具兵具武具馬具大將六具緋扇軍團此四具諸家同殘二具依家替箙鞢再
拜中再拜疊紙朱印袋緋免緋役緋大中小黃赤白色但依好眞緋平緋結緋扇大將軍皆紅出日十二本骨
長一尺二寸疊幅上一寸三分地紙長六寸七分骨色青附緒長五尺要金士扇長一尺五分疊幅上一寸二
分骨十本朱塗附緒三尺六寸地紙色金朱青黃之內團扇大將軍團扇色青滿月銀鏡三寸二分縱ふくら
一尺二寸縱中一尺五分横上九寸横下八寸中半六寸柄長九寸八分勝木眞柄幅六分厚一分長二尺七

八分月輪差渡五寸丸輪以銀二分日劍金物金二寸七分中星金物銀二寸八分月根金物銀逆輪一寸八分緒通猪日自根六分之所策總色靑節々黑長二尺八寸掛緒二尺七寸色不定策雖平士依好也再拜結再拜中再拜附再拜穗附再拜毛羽再拜疊再拜可忌大將再拜之色其外無障也

第十五　國務法

一自善自惡　一根末葉善理取古例試新法一藏再顯當然的面理掛明鏡
一對似紛諛　直明愚暗賢人邪人智人佞人勇者盜賊猪豕鴨鷲法度嫉妬深知其意業
一好親一等　一等在主志水上不淸則下濁仕士卒志有三一曰天性二曰利通三曰愛子下學上之好南枝北向莫使草强作木强則枯死良將不捨人能匠不捨木臨齋八境界柳楊褒貶擒縱與奪愚利慾名開三國政常離愚利名三人如制法絕依役儀加戒又能可尊
一國家同營　一家非一人家武道諸職周執依理可用捨偏則國用不足且生害偏則軍利不調莫似學者法師神職等諸道敎化雖分品窮善道一有無執衆人情可察害不害
一國家貧福　貧福有蒔種作上而已富則下貧萬民富則上自足國政不以富貴以仁德上富下貧亡者多上貧下富亡者寡士民四壁木實國得應節使民與過利得則失上權柄所務納得同理而無恨可執行其地生物寡則其地福人雖多莫掛高所務民詐貧散集村里作溝壘立林木有切時四木四草有國則其用調糺道橋舟古田新田得失福人貧人分合鰥寡孤獨助市町賣買利潤蒔大種莫制少經營有物有無餘如煮小鮮武士軍役守不守
一府內盛衰　通寶不周遊行傾城見物右三禁則國政大失有八一一國中一日經營十而三出他國二一國民

譬十萬而內一萬飮食嫁欲叶心殘九萬苦也不得已理雖制罪人不可絕三賣買利潤薄借用通用不調財寶雖有國自然國中如貧者四男女召仕下部寡五一國緣組延寡六貞女戒破禁不淨如無淨淸七一國賤男勇氣衰曲馬則以探八不知人善惡

一賞罰濆濁　埋科不免罪善人少惡人多禿其理賞少罰多洗沙石魚不住泥水亦同水深如濁

一捨外用內　不可泥他家法善惡在眼前莫遣他國雖制尙不已事有八一亂訴落書張文二虛騷風說狂言三附火四下人殺害五去妻六虛病七借用公事八經營樂治其發根本或以別制法自止惡事轉移人意莫嗔童子歎順風走舟寒氣薄衣勞者飛走事下知應節量機

一苦樂風藥　知人苦樂以我可察以苦繩不可繫人其紛有之良藥苦口諫言逆耳以十人害莫苦萬人心已に罪當已に國家無害

題　善

身を咎人の苦を知る君は國も豊かに家そ久しき

題　惡

朝な〳〵に木の葉を薄吹なして我と嵐の聲よはるかな

合式秘法　　軍政部

第一　　願整卷

雖知不行雖成不整故可得心其信實

一一國萬調　天下不一人之天下一國不一人之國一屋不一人之屋天下無主將則不治一國無諸侯大夫則

不治一屋無賤僕則不能經營諸人自恣則破家破身流賊同

一好親一同　爲上通下爲下達上上下和合如父母子絶疑則百戰不危本

一三德五整　智仁勇五整研三德一曰信心二曰武略三曰位嚴四曰能才五曰施得

一藏賢制愚　才智過外則其德狹才智藏内則其德廣大木（雖カ）（難）重一本則其用不調小材雖輕集則其用調

一保柔發强　綿裏如有劍其威可嚴綿表如有劍其威不嚴物分明則慢氣不可出

一（鬮カ）（閲）有敵々有（鬮カ）（閲）　味方武威盛則士卒安其志

一有下知無下知　遠山材木分流集作宮殿如合割符

一法令不變　常々能諸軍之曲一致軍勢之情

一他風不似　莫證他風之惡例雖善例泥他風則懸他之謀又被欺敵

一調内誹外　紀綱本末兩權重則折中極天有寒暑地有險易人有貧福萬物以何皆可善哉

一風葉一落　一人恨則萬人恨一人喜則萬人喜惡人多善人寡治國家之法如煮小鮮淸水則魚難住濁水則

魚猶不住水深如濁是魚之住處也

朝な〳〵木の葉を薄吹なして我とあらしの聲よわるかな

一勇力不落戒　有九不飢食不赴難不過嫺酒不見妻子養病氣凌寒暑節眠不重兵器不乘惡馬

一武役兵器積　應時代從國領地凡以領地半分使持武役之人馬以半分爲家內經營過半有餘經則滿財寶

破家失身

一鄕役隨所

一井田三段　上國九割一君田中國九割三君田下國九割四君田

撰將禁八法

一不義將事　輕主恩雖勵武輕主臨大事重己欲名譽利欲只勵勇才專守義之人是謂義將

一小身將事　其祿輕人者雖智能輕無權威

一强驕將事　將士卒之司命也不計敵之强弱不辨闇之勇倦不憚地之險難

一邪欲將事　經營欲不義之欲智鏡曇可討不可知眼前之敵

一佞奸將事　(諂)有時之權人欲成己立身雖無智貴有權人號才智之人褒之雖有智不得權人號無智謗之

且己欲退身

一回忠將事　雖救我有大恩來味方則危又可成敵愛虛實不可親

一有文無武將

一佛神誹謗將

武與禁十五法

一貴賤執合用同貴同賤捨

一老若執合用同老同若捨

一賢愚執合用同賢同愚捨

一明闇執合用同明同闇捨

一强弱執合用同强同弱捨

一剛柔執合用同剛同柔捨
一切否執合用同切同否捨
一訇闇執合用同訇同闇捨
一善佞執合用同善同佞捨
一廉諂執合用同廉同諂捨
一親踈執合用同親同踈捨
一忠否執合用同忠同否捨
一古新執合用同古同新捨
一喜怒執合用同喜同怒捨
一健病執合用同健同病捨

第二　君臣求義卷

如衣服君表絹而禮也士卒者中綿也臣者裏絹而和也君不同臣行臣君之德不似
一君謙臣讓　其權讓臣臣覆我施者有君不臣賞罰權衡
一將顯軍學　雖有自得不顯學則軍士疑武術名聞最可也又初弱後强對敵之時也
一臣不顯軍術　臣爲內學不顯外至其用要法下事有君
一將卒死有患　將愛傷士卒討死之者
一臣卒死無愁　爲臣者不可愁討死

一將不褒一智一功　捨衆不褒寡可爲明賞罰糺明儀
一臣糺一强一功　知人立功
一將不知佞臣　佞臣似佳臣能詐愛小兒與廿如發疾病不明將者不知佞臣
一臣不知良將　良將通志衆猥不愛一人挫臣之曲拂濁不佳臣者不知明君
一將不隔類臣　有甲乙密談隨用
一同臣不聞惡　無諍臣則國亡若君用惡臣則與之死立國家者佳臣也
一讓權臣下論　君船臣水臣之權輕則不調國家者似水船大可浮無方便又可覆無波海乾則船朽
一忠勝不立身　忠臣無名譽不欲位祿唯忠意深專可整國家須臾不忘死不捨人業有一念
一將强無喜急助　平安之時愛優使人喜急難之節發權威令士卒怖强不喜助兵厚愛助兵則士卒恨古新共誹
一臣急救有慶　爲臣者救急人有則愛之慶則增將之德古參喜倍新參喜禮有賴兵多集
一諫有兼無時　君臣經營同盛衰諫有惡事未發之始及其難嘲前非使主將勿誣事先勵勇才調其事彌於惡將其後可身退
一諫有密無顯　可依義明將不隔顯密任其義糺信實不可蟠
一勝危敗不愁　勝則軍士驕必不堅守堅欲可有敵野心之者敗愁則士卒驚物將之以志諸軍隨其機
一自然愼勝　凡戰道可勝有始計如移鏡依備之勢地形之變不可勝時止戰不意之得勝則又恐可有不意敗
一善勝無利名　以何之術勝之事敵闘共無知者

一軍發求是非　敵味方之軍勢知能同而論勝劣有非方作負也

第二　權衡輕重卷

一重賞輕罰　撰人性應時代善事者明耳目惡事者閉耳日必有天道之助國家長久也

一重法輕調　諸用之要十分五調則善也以天地之理可考少暖照多風曇蘂花葉鮮實

一重祿輕役　車積物重則折權牛馬擔物過則不働人役重則不聞征法人者依富從權法屈貧不恐死罪

一重恩輕愛　愛下人之道也雖然知義厚禮不諂者稀也乘愛失恩者多愛有諸人恩撰人

一重位輕威　無德輕位以眼形欲令恐人則外有虚懼内無實準忠謗上主將能可愼

一重綱輕紀　應家職隨役儀有人善惡八萬四千之氣機草木大小曲直善惡紛則失本末

一重德輕財　經營是財也猥集財寶則必生禍德勝財寶則滅妖災無怨敵後世生財寶

一重與輕約　其祿約重至與輕則偏似帯山猿室輕約重與則如飼野鳥庭

一重施輕受　誠勿欲施人勿忘受施施有者無者受雖鳥獸誘引類求食況於人倫一生營皆爲明無志者劣畜生

一重糧輕器　世間經營先有食有軍食敵國調兵器本國

一重行輕地　地形之險難平易兼能量出軍勢則似輕地倦阻難迷進退則似重地或作道掛橋組筏廉狹論之重行也

一重軍輕戰　計敵知闘勝易則似輕戰謾敵輕軍出則難勝軍士似重戰

一重功輕勇　功者大勇也勇者少勇也也天地人情可執自然

一重事輕理　萬物之理無窮纒極則一也理事

一重智輕成　多知所用一也應智用事則使吾賢與敵智過則失中用要難演言句

一重敵輕勝　分合比筭重敵勝之重計勝處十分一而戰止則百度戰不危一陣破不全殘黨之理也

一重活輕殺　戰之道大好殺人則不調計不追逃不殺降雖爲敵重殺則敵不絶且家不久不對劍男女老幼殺害深々可禁之無理殺者必被爲害人

一重信輕祭　佛神信心之道者眞如平等一躰可念以悟爲佛以直爲神以信爲人

峯の雪谷の氷に里の雨同しものなそ三つに見へけれ

堂塔宮社雖令造營苦民惱人則守護納受不可有也

一重禮輕和　禮本也和末也重和則必有禍無和則人不服爲和有禮爲禮有和能糺本則不紜末

一重慶輕樂　爲善樂者無禍爲惡娛者必近愁又無慶者不知樂偏不異惡鬼魍魎之類不寄貴賤貧福娛者可有心得

一重悅輕忌　善事禮也不餘慶智也輕忌武意也重忌者女心也又絶則近惡

一重足輕束　欲足無餘滿束則衰闕不滿則永盛也是天理也難足納易散失不知足束是不知身之分限自似作苦

一重心輕躰　重心智慮分別也默詐發疾病氣衰輕躰無病能養氣

一重能輕名　名過能則無實凡世上傳處虛多

一重智輕敎　多見聞能知事能可爲分明傳人處其用可爲輕多則爲惑

一重用輕捨　用可厚不思詷多用調俄難成捨易
一重論輕議　深可論敵臨時者可爲輕評議果敢決斷
一重詞輕形　不言前有慮到言出可速
一重開輕見　開可深靜見可輕
一重憤輕怨　不知憤則不知義恨深則似女子之奸
一重喜輕怒　人心愛々緩々長命之相也怒氣破臟腑發大病短命之相也
一重瞋輕瞋　憤深則有威有威則人恐不可爲惡口非禮
一重敬輕懼　可敬自我爲上之人莫恐無義恐無道者是又非道
一重憐輕愁　上而可憐下又重威又深莫愁
一重耻輕利　名開後代之爲也利欲一生之爲也然則何事利欲哉
一重忠輕譽　忠主君之恩爲也譽己立爲也
一重孝輕節　孝思入深爲本又不堅禮節
一重生輕死　常全身命到窮時者莫悔
一重楯輕鎧　無楯不進鎧重則身倦
一重後輕前　有後事可爲大事及其時可速
一重國輕城　重國者和民之道也重城苦民
一重人輕屋　重持人衣服寶器家屋者可爲輕也

第四　圖國量敵卷

一敵國大小　雖大國偏塞之國無助爲小國雖小國中和國以有救爲大國
一敵國衛塞　衛國家風之增權柄塞國隨士地爲其行
一上國下國　上國之謀有與樂下國之謀捨其攻廣得國則自服
一舊國改郡　雖依國制之善惡舊國難攻改國之謀有傾民
一遠都近都　從都遠謂遠都從王城近爲近宮
一水虜强弱　依國俗雖有强弱難論唯武用之得失可論之也
一時季國鑑　應寒暑險難可指計國兵之强弱也
一四國軍士　四國五畿內
一自兵遊兵　依國遊兵有之國人戰道之依好不好
一向背寒暑　國之表躰裏躰
一親疎貧福　有四之風校是可執行軍
一兵器盛衰　有專執行兵器之風以敵不得可相戰
一遊翫藝能　以敵國之弄量風俗奪氣以其好也
一佛神敬崇　敬何之佛神知尊何宗旨可謀也
一田畑原野　田畑多國則萬民多原野多國則萬民少
一助國救武　依國有助依家有救武士雖小國同大國與謦敵回和服可欲成味方

一山川海沼　山川多則險難多而國民少海沼多國人柔倦易

一牛馬竹木　牛馬多則鄉民寡竹木少則平沼多量足不足可求利通也

一戰芝防關　因國有軍場有防關可除敵之好地

一以三圖量敵　量國爲以繪圖計城爲以土圖計屋室爲以木圖

一以三候量敵　知敵國則從者之中有智人又有入間又以敵國之賤者知之

一地利二善論　知戰場知運送之路

一遠國大敵　天下三分不從則莫攻之

一量義兵結軍　捨利欲爲國家安全起兵義兵則必以禮人服

一量强兵結軍　賴人數之多起也故以謙可服

一量剛兵結軍　以野心前代之敵以之起故以辭

一量暴兵結軍　爲利欲起也以詐可服也

一量大敵結軍　大敵則不求廣場之戰不立備數構險難之地籠之又可夜討大利有夜討

一量小敵結軍　味方之人數於一倍則敵有利多則無利可求廣野多可作手分專可遣敵也

一量隨敵結軍　且可隨敵則與戰利爲取擧或爲扱使彼自可隨不可爲死主之戰

一量破敵結軍　自敗敵也勿急軍

一量剛敵結軍　早可合戰使敵專不附勢

一量强敵結軍　無智謀血氣之敵將也專溝壘

一量逆兵結軍　人民勞起兵故以權服之

一量弱敵結軍　必莫侮爲如大敵則軍不危能其勢有討不討處乘勝不可取退侮弱敵間作怪我多

一對敵結軍　對敵分二軍以一軍合軍以一軍取勝敵又如此則我分三軍專後戰也

第五　兼約謀評卷

一可興軍節　春夏陽秋陰可避耕作之時節

一陰謀遂誡　莫違平生之家風思事則有愚色有風言之譬雖爲好親之家來望時莫言語不言不叶之義有
書秘可通心

一八大疑論　一曰往間者必褒敵將又爲諌味方有褒敵將二曰來間者褒味方之惡業謗善行三曰無故結緣
或問家内之事或遣兒女美訛四曰寶來使以財訛也或還色々物訛五曰捨理和降或無子細乞和六曰除
害失戰無敵討死度々軍無利闘與利是望一度大（一本勝）（將）故也七曰風聞虛實八曰背他招闘

一海魚非塩　將雖出萬軍之中將之器別也而亦不離其志與衆俱若俱樂是禮智也然充自智諍謗非將之器
於是和不和之違得失大也

一敵闘諸侯合　廟等權衡只無私爲基其私有所皆負也

一軍初易敵　知我而可知敵形勝敗者依時雖有虛實爲先勝則軍士勇無利則軍士倦雖然於理不敗是爲全
勝是後度之所以守肝要也猥貧初度之益則後度有失易不可好初易後必有難

一亂世心違　是人情也雖三才一致天地廣大也亂所不違所有其捨違所不違所可執也違所有謀計不違所
相持

一勇間文計　人心易移將之心移萬軍可愼其機文計不可爲猥其用不調池他則成萬人之嘲後後有害僞書
作文等依敵

一化書間諜　爲隔昧方與將卒間諜術古例多明察而莫乘奸計

一自國流詐　示發西討東評年今年發向如此之事常說之論談也是爲誑敵所詐虛也夫先詐聞乎欺敵乎能
可察所詐欺却而招失之媒也機密不可測鬼神常於爲變々於爲常

一使敵失相圖　要有塞間徑有搜求使間懷賞間有令起疑只自量令失敵之相圖可愼間之相圖之違亂寬急
變々非敵有吾

一回忠露顯　顯時急勿罸之反間之計畧有其科雖然依敵可依時爲敵莫遣人皆有智非吾獨有能

一武器銅鐵　銅不鏽不朽質染輭也鐵雖堅剛朽腐速也以是喩武術表虛裏實過不及長短皆謀評智計之眼
睛也勿膠柱

一不乘敵行　變所待設强而挑欺則窮鼠却噛猫

一乘行取勝　一重越而隨敵所好可擊重手非貪取於勝敵自持來虛以實糺之誠天之賜也

一自國他國　不限自他撫育國民可愍鰥寡孤獨自國有敵他國有間逆鋒擠糧來服自國險難廣狹常雖知之
却令害他國依不知之雖危疑又却有得害生油斷兵氣撓所以也得依入死地兵氣銳所以也是自有入死
發生之理

一蜂敵遠近　本義可捨慾遠近平呑地一牧也於敵國無憎國民隨順而國治背者自獨敗

一遠敵近敵　擊遠兵馬勞費必急不可討近境成敵爲見透吾虛也可耻可愼遠間取隔勞敵之兵氣有得

一堅國遠帶　使敵發憤敵之秘藏奪取敵之所爲睦之者味方睦又敵之深憎者飼餌誘之

一代官軍三　三而一是常談也實不(尒)[因カ]成將成臣依敵依時依將依臣依國虛弱剛强長短表裏得而可知之

柳綠花紅

一以五火攻敵　古人深愼之不得止用之人畜老幼無罪者及國土之產財皆亡失是不仁之大也五火一曰火人燒亡敵之陣營屋舍而謂亡敵人二曰火積燒失敵之積貯糧草而謂困敵兵三曰火輜敵國運送之兵器諸具灰燼而謂挫敵之鋭氣四曰烽火敵要途山林竹木驛舍村里燒拂而謂逆敵五曰庫火敵財寶藏庫其所賴重器等燒亡而謂令失兼謀火術區々或火箭或投火々線捨火々手火鳥地雷埋火玉砲

一以六水攻敵　凡水者萬化之源也其體柔患慘於火五行各其德具陰陽造化之用成加之軍術利用水火太重不可忽一元水順逆暫不可離水生木木生火火生土土生金金生水水尅火火尅金金尅木木尅土土尅水其生生克々不可有不察二流水是則河流也有長短有緩急有大小淺深攻守各依理用捨有計略三塹水城郭要害之池溝也淺深廣狹潮入用水等差違依利四毒水元來有毒水又毒藥流入互守禦之爭利五于水水源絶而下流乾枯而敗敵之設令渴餓六破水敵要害之橋筏船等破却而漂或俄增水浸敵是皆水攻之用要也

一以五間計敵　一鄕間敵國之士民町人二内間珍器寶貨男色女色招敵兵詐三反間親察明闇顯密變變四死間忠義謀畧之士金鐵勇敢五生間艱難苦肉至誠篤實

一以八通計　一回通以義招誘敵兵之心二賤通以金銀賤男賤女引貧乏之心易傾三女通以色釣慾之情四僧通旅僧山伏神巫虛無僧歌比丘尼皆可依國風五蒔通種苗春雨如發芽不蒔不生蒔他國蒔自國六候

通視觀察親意乜往通大車不得歸片便也往來不自由則無用却而招殃八來通手犬雖實不委他犬雖微細不實自他詞操勿迷以本來之理可推莫隨落陷井

一小得大失　以小術勝無術以片善勝無善如斯之類非君主之要道始雖有小利終有大失蓋善惡大小者一貫也勿管見蠡海

一本國平安　留大要三德兼備之老臣本立末成自國式掟道路驛馬兼量無妨農業諸職通用豊饒

一釆薪芻牧　謀評之始先議論而糺糧草運送之利否

一依軍兵器　要常依時依國攻守之具科品本利害可捨花飾

一軍勢着到　自兵加勢集勢强弱年齡分合總員配賦

一從卒僮僕　常法國風依敵依遠近有增減之評

一小荷駄鄉夫　領知甲乙役割高下上中下尊卑要無恨多少有時之評

一備定陣取　先手旗本左右後軍遊軍

一征法賞罰　武家之大本也家風時代猶可任時之宜最當然之善理可論明白也

一音聲相圖　金鼓貝各各雖有制度勝負發勢之至拍子進退遲速有將之機活兼日定所云式而已畧時之變也

一相印相言　旌旗之調整有常依時色品改替雖有權謀度度改替則諸勢有疑惑難又相言日日剋剋改替也

一永急法畧　臨時及事有權衡序破急平日法正則急用不失度居安勿忘危

以上

名取流軍學

南紀徳川史卷之百六十三

臣　堀内信　編

學制第六

武術　三

名取流軍學

當流亦甲州流軍法なり名取の家譜を按するに家傳軍學云々の事は寶暦十一年の記に初て顯る然れとも先祖彌次右衞門　龍祖に被　召出し以來軍學を以奉仕代々家傳門弟教授をなし軍學三流の一たる事紛れなし當流は御役談又御流儀等の事なかりしか嘉永七年よりは新御番頭御手弓筒頭根來頭五十人組之頭山家同心頭之練兵は當流を用ひられし如し又名取之騎立と稱するものは流儀之特色なる也嘉永元申年十二月三日於若山　憲章公の電覽に供へ奉る且つ名取之金瘡藥打身藥は最有名の名藥にして如何なる劇傷も即治せさるなしと奇功不尠を以て人爭て珍重す征長の役にも名取金瘡方といふを三軍に配置せられたり然れとも秘藥として容易に得る事能はす維新前迄流法教授しつゝありしに征長之時より兵制改革軍事方を被置遂に廢物に歸したるを以流儀之秘書金瘡藥法書等は悉皆　南龍神社へ納付畢ぬといふ

名取彌次右衞門正豐（甲州先手之者名取與市之亟正俊男）

松平大隅守三宅源左衞門取持にて　御家へ被　召出二百五十石大番となり正保四年七月病死

同　三十郎正澄　彌次右衛門正豊四男

承應三年五月新規被　召出中小姓被命後御書院番御近習詰大番等に轉役勝手不如意にて依願御扶持方被下伊都郡大野村へ在宅寶永五年三月病死

同　兵左衛門邦教　三十郎正澄總領

享保八年正月小十人二十石三人扶持に被　召出

同　四郎三郎堯暢　兵左衛門邦教總領

二十五石表御小姓被命後御徒頭格御膳番御小姓と成る寶暦十一年七月家傳之軍學之儀父兵左衛門厄介に致し置たる名高浦地士宇野邊又三郎へ不殘傳授致しあるを以て讓渡し度旨兵左衛門存生に願之通被　仰付

按に　四郎三郎は君側勤にて弟子指南成り難により家業を宇野邊又三郎へ讓りしなるへし四郎三郎後　觀自在公之御取立を蒙り遂に御供番頭格知行六百石に累進御廣敷御用御書物方頭取なとも兼勤寛政六年十月病死す

名取又三郎　兵左衛門邦教厄介 元苗字宇野邊　名高浦地士

寶暦十一年七月名取兵左衛門家傳之軍學不殘傳授受あるを以て讓渡し度旨兵左衛門存生に願之通十人組並小寄合二十石三人扶持に被召出名字之儀も四郎三郎より讓受名取を名乘り流儀指南可致旨被　仰付

右之如しと雖も左之記及ひ末藪谷與一郎の談等によれは名取本家にても傳法又高弟中にても轉傳繼承弟子教授をもなしたるなるへし名取本家々譜には左記之外傳法弟子教授之事見へす

名取兵左衞門正直　三十郎正澄より五代

嘉永元申年十二月三日於御書院流儀駒立　憲章院樣　御覽に供へ銀二枚被下同七寅年六月新御番頭御手弓筒頭根來頭五十人之頭山家同心頭へ此節調練被　仰付候付右調練之儀申合可取計旨被　仰付

一家傳之金瘡打身藥差上候付御庭燒花瓶幷御掛物被下

一兵左衞門正直跡竹之助正邦相續知行五百石寄合にて文久三亥年五月病死養子龜楠正務家を嗣きたり

一名取流の高弟たりし藪谷與一郎といへる古老の談によれは流儀の秘傳一旦宇野邊に讓りしか夫より又大畑喜八郎に讓り又轉して名取兵左衞門之伯父名取楠十郎といへる家元縁類へ戻し夫より藪谷與市與一郎養子に授け又富山右門に傳へ右門よりして右與一郎に傳授維新前迄流法敎授し征長之役にも外軍者と共に出陣なせし由を語る

次記傳法書は藪谷氏より得る處なり俗文强ひて漢文に擬し難澁語をなさす殆と讀下しかたし文運未開の時武術者の傳法書此類多し

名取家軍學傳へ書

當家軍術傳來之趣旨は最初名取三十郎藤一水子之先祖と申は生國奥州名取鄕之人にて永祿之比より甲州武田家に仕へて先鋒の士となり三十郎之父は武田信虎及信玄にも名を知られたる武士にて其悴三十郎正武なる者は頗る有志之者にて廣く名士に交り初め眞田一德齋に學を受弓馬の道通し

又山本勘助道鬼齋に陣法築城等之傳を學ひて習熟し後板坂卜齋に醫術金瘡等之方を授り手負々傷等之療治を學ひ此療法は世間普通の療法とは異り切斷之創に針を以て縅る事を致さす箭創は藥を用ひて鏃を拔き彈丸の籠りには彈を其儘置て療法を施して後に丸拔て少しも患者を勞せす全く貴人抔を療治仕る法に宜しく毎々功驗も在し事に御座候

昔武田家にては戰爭の節には陣中にて大釜を居へ秘術湯を煎し置負傷之者に汲み呑に致させ候はゝ血の止り痛みも次第に息て快く成藥法なれとも是は只家の余業にて專一と仕る處は軍學を以て主とし卒に七十余歳にして沒し其子三十郎一水子正武に傳りし者にて御座候扨又軍家統脉心法傳授之書は碎鑑禪師より傳はりし以心傳心の口傳之書は陰之卷と復性似水の書にて是は眞傳之者にて深意在事にて又卷懐錄微妙錄等の口傳書の意は言語に述かたく意味深重の者にて是は中古將家の傳法にて神戶能房よりの直傳之書なり亦至極之卷の如きは楠不傳と云人の傳來と申亦決勝要略之書は島田潜齋より直傳之由亦計謀四道の卷は是も楠不傳よりの相傳と申候

是は五部七卷之書と申て名取流世に流を汲者龜鑑として相傳へし者なり或時大君樣正武を被召御側の人を避て御尋問被遊候事毎度にて彼築城并五部七卷等之書計謀四道の書は人主たる者の座側に置て折々看讀すへき書なりと被仰候事

爾る故に當家の軍術全備せしを御賞美被爲遊て新楠流と名號し玉へり是は全く楠家の軍法を主と爲るにあらすして楠氏の世に功訓有を以ての謂なり

前年　公邊より武藝家指南役等御調有之候時軍學家は名取三十郎との由承り及候事昔寛永中の比

迄は御城の南の方は竹林之大藪にて奥山とて貔虎も住かといふ處を急に高大成石壁築あけ于今一ヶ所も缺壞無は奇と謂つへし此石壁俄に相成て久野氏急に御召に相成名取三十郎は伊都郡大野村に蟄居仕り夫より數十年も歷て其悴三十郎匡敬被召出舊業軍術を以て諸士に教訓仕候處大平の御代故に只武士の行義古實作法のみにて不振術るに其子兵左衞門匡命は奥役に被召出候に付高弟宇野邊直輿に讓申候此宇野邊氏は海士郡中田村之地士にて宇野邊和泉守か末孫にて其二男同苗直輿者當家の軍學格別執心之者にて特被召出稽古料被下名取家より家名を讓り名取三十郎と改名仕り

後軍學指南役相勤候事

右名取三十郎相果候て實子無故相弟子菅沼政休大畑辰明兩人指南代仕り其後本家之名取兵左衞門叔父同苗楠次郎正良に讓り稽古料被下四十八ヶ年之間相弟子取扱致候處沒して子なき故高弟藪谷與市顯勝へ相讓り御番御免と相成相弟子取扱仕候處七十歲に相成老衰に及候處折柄長州之事件起り私共御番御免と成て御本備之軍師役被命大坂及藝州廣島迄御供仕直に大野迄出張仕事に御座候扨此事件之時御方之金創藥を御用立候樣にて高弟四人に被命御先鋒御後備へ被遣候事に御座候其後若山表にても所々調練之節儘缺我人且火傷打身の大患人も療治仕候事に御座候尤も此金瘡之藥品は悉皆官より買調ひ被下候て御施藥にて私共の手前には無御座候尤此御方は患者を見て調劑致候故仕置は成かたく候事先年より相弟子共へ口決の相傳之節は受授の輩齋戒致し衣服を改め床には　南龍大君之御神號を掛敬愼して舊皆傳之人々集合列居して容易ならさる輩共なりしに火毘崗を焚は玉石共に燒と歟にて畏れ多き事とも成故に又一人に私すへきにあらさる者ゆへに金創の

方は澁谷敬之と片山氏とに相傳へて悉皆奥儀の書物は和歌　南龍神社の御寶藏に納め候得共先師より相傳之儀は瀧本義輝へ讓り置候事に御座候且又先師より相傳之書幷　南龍大君樣より名取一水子正武へ　御意之記錄九卷之書等は其大概を記錄して申上事に御座候

駒立記錄書は元高野山之光明院之住僧某より名取一水子正武に武田信玄之十六戰の駒立を傳へしを　大君樣之御前に於て講し候時　公又予か十四歲之比　神君樣之御側に侍て姉川箕方ヶ原長篠小牧御合戰之事儀を親しく御聞召被遊候處を正武へ御示し遊被候儀に付是に依て書加へて四戰記之駒立を講述して子々孫々迄に　神君之御功勞を示せとの御思食に付正武愼て仰の趣を記し置し書なる故に世間流布仕る處の書と少し異なる所も御座候事又賤女嶽の駒立之書は名取青龍子か考究に出つと申傳り候事

右等之儀に付畏れ多くも　御神前にて每年駒立奉納仕候事は此故にて物變り星移り候とも　御先君樣之報恩謝德として此奉納は永續致度者と奉存候事

和歌山縣士族

藪谷彌三郎

新楠流奥傳書

目錄

復性似水卷

以上

計諫四道之卷

大意

此計諫幷四道之書自先師以來所傳中極之爲秘事依之不傳初學之門弟書也先初所傳謂計諫旨意者爲主君人宜知覺之傳也是賢臣良佐爲主君奉忠諫計儀之儀也故題號加計諫之二字也

抑此根元所謂三略主將之法務攬英雄之心賞祿有功志通於衆故與衆同好靡不成與衆同惡靡不傾治國安家得人也亡國破家失人也含氣之類咸願得其志軍讖曰柔能制剛弱能制强柔德也剛賊也弱者人之所助强者人之所攻柔有所設剛有所施弱有所用强有所加兼此四者而制其宜端末未見莫人能知天地神明與物推移變動無常因敵轉化不爲事先動輙隨故能圖制無强扶成天威匡正八極密定九夷如此謀者爲帝王之師如此所錄察見心理詳以和解傳之

亦同書曰解能守微若能守微則保其生此謂守微事者於左之書中記見聞不乘是非之沙汰信其志而勿使人知也亦曰一切之事業外似好內謂不着是右之謂守微處也亦云軍法者武門之至要也故愛事不可使人知是又保生之義也

亦曰將拒諫則英雄散云故記左臣諫君言時和不和其心平夷而和顏委聽其諫云是也此外三略書中雖詞章繁多就中右云剛强柔弱之四者甚可貴敎也實三略之眼目七書第一之綱領也

夫剛强柔弱之意者三略諸註雖多氷解未得說意味之深長將窮太公望之本意乎

故當流之先師此四品之底理探索勘辨而翫味熟得之意味記之以名四道四則剛强柔弱也夫剛柔者所用心也故左之條目所設也記之

亦曰柔德太到則雍容寬優能受之彼則剛賊殘暴者無施處故所謂柔制剛也

亦曰弱者謙恭須也人必助之左右援者衆則卑强者被誅伏是所謂弱制强也

亦寬柔能得之故德也剛早能害人故賊也微弱能親人故德也强戾能絶人故被攻雖然一定不可偏着蓋中尚能和而取其剛强柔弱之中矣

亦柔有所設剛有所施弱有所用强有所加兼此四者而制其宜也如此意味能工夫而勿令知他人是之謂四道於君心識而行之拔秘心裏而守其微則保其生也於士技術而用之尤不他傳則妙而守吾身故此一卷全部三略之深意純粋祿其設施用加之理傳也猶三略全書之意味此理爲知覺則察々明々可爲掌握者也當流之學者熟讀勿忽已耳

此計謀四道之卷畢竟三略之要旨拔萃也故本文別段不加和解之注文於弟子口授之故本文以素語得之宜文義熟讀肝要也

夫兵法者外以武治内以文守人者以權使事者依謀用文者正心爲文武者禮躰爲武故文武二物一理而全離身不可求唯此二物者天地陰陽之相合如爲盈虛是天下之大道人事之要法也不可謹(不脫カ)天者四時之流行而万物化生依其變見之則春變生顯夏變改實秋變熟收冬變藏靜也是天理無極而万物雖爲造化道亦天地神明之德也

凡人者其氣靈妙移處依形是外依時風俗替變内深謀治其國世人自外不能窺之而與世能推移更莫所疑亦

自內欲視其志微妙難見而已此君志甚深淵廣大成故也
夫大海鱗衆者其器深淵成故也既聚國忠臣賢才事者其君武道之政法志深故也
是故万物生成處莫不依其器蓋天自渾沌未分万物生育而終無盡也故明君自上古在草創窮難間治國愛兵
事曾無勞苦時至而皆昇天下之位然當今世觀諸國之大將悉勞苦而失其位是何雖有武門之中不知武道雖
適計用事或過分不應時却爲國家之費受身之苦故愚諫而察當世所治國之損益或敬處親處離處賤處貴處
旋處喜處歎處進處退處好處嫌處凡此十二物古今人事之要法也雖然不知用道却生害故說四要以傳之一
曰時二曰人三曰心四曰物也時者可進時不進可退時不退一切之事用而無益故却勞苦也人者其時人是也
於其人以不應事則却疑我乘吾志謀之也心者其人心是也不順則人心不親故不和也物者其時人所好物所
嫌者是也其情與不愛物則却失益而其財寶必費成也今世之諸將失道理而疑恐於上與人爭威勢怠故先不
爲事爲先不後處後不愛處愛不恐處恐疑人而大事執行天下之諸人令惑此事悉苦身盡財寶大過分限故及
其家不足枯國中之民家士削武是却若盜己物也國勞民家衰武其主貪誰在懷服者哉不識如此道故失其威
者於天下衆能與世交而治兵者求賢才爲家攬世人之情傾我國使時人不蒙疑家難不借天下諸人忠處見聞
而不衆是非之沙汰信其志而勿使人知乎

一切之事業外似好內不着之無私之道財不費止與人爭威勢隨自吾在位者謹令彼憍天下順與公役有事
則先彼進一而我取用二三然則在其位者必可爲不和隨憍而其家貧民苦兵之心可爲不和然則世人自彼
乎所謂古聖人必德之是我不爭非勝乎是所謂古聖人之以德勝人之道也雖然亦依世因事敗人有可進時
有可勝時然可進不進可勝不勝是却人疑我者也或有勢强故進則或如失疾速事如電光我將進先則誰恐

何疑乎今世人使傾心不如賄彼是又悟其人情賄之則彼必感己意和不和我謀信受幸此方盡信實也

夫大猷謀事乎猶君子射自身全体以而覩候四相和合發之故其矢不過即中也良將謀事又如是先正其心而其國和合我家齋而後計外國他人故其觸處莫不利也

傳聞昔周文王聘太公望問武道時殷紂王長惡逆苦天下民然文王深歎而爲救世問守國道太公對曰王修其德舉賢惠民而後視天道矣云々故明君修武衞其志信賢士愛善人於于此身德傳施而深其智貴上憐下見所應天道而天下惡政長到末世則天必可有七種之災一曰大旱霖雨二曰大水大風三曰旗雲客星四曰神社震動五曰異形化身六曰草木役疾七曰山川震動此七難先顯而後人事生禍災五穀高直而万民居不寧諸寮受病而農業失時牛馬斃死而民屋於火繁公役多而上下置手足無暇上不得進賢將使卑踰尊賤踰戚可不愼乎或世人自諫世而必有心中好亂當此時不慮之小事出來可成大事

凡天地之間災異起處不可察知庸人處乎唯人之不慮處必生亂雖然以正智觀之則天地明白莫隱處故明君鑑之而外從風俗而内修武天下之始終掌握而日々積善月々退惡其志曾無人明知之是良將之道也故太公曰鷙鳥將擊卑飛治翼聖人將動必有愚色云々故明君必外愚似内明也因是人能和睦上下無恨若外發明抑内暗則人恐懼不（一字不明）故臣不納忠諫也

夫明君之治國也必有六守一曰國中民厭苦自身之止憍不失農桑之時利民固其根也二曰用人處取其才使不取姦臣之讒忠臣之諫不背臣諫君自時和不和夷其心和顏色其言委聞内閑顧之糺善惡不然則人雖近附不容忠諫乍去妄近附則亦亂其位功事難成就況忠諫妄乍去則事過可多彼言諫則君委聞與其詞與行與物三物暫窺見知彼志而後可察糺也三曰察天下之諸將之賢愚應情傾之四曰使國中民定分際敎行

止決陰約時到忽不惑富不重祿察貧可施五曰眼發明成不可瞑沈耳發聰聞不可曲心發智不可事亂六曰軍法者人事之大事武門之至要也故愛之不可令知人如何不應其時愛之則背天道況世人疑之不可計也故深謹高敬使軍使傳天下之大猷又其志不可使他知也

凡此六品者軍法之大要天下之至道也今世之諸將惑此其國衰微終失成如籠鳥故愚今察天下有德索治兵之道於心中得達隨主欲語明理依之整法則天何不知事乎何不成乎嗚呼日自東方出而到於西方者自然無極誰人乎愚語此心哉深秘遠慮乎是臣軍法之第一儀也

凡傳九章釋計諫之大義讀者不可以其近而忽之也

四道之卷

大旨

或人操一卷之書持來問此旨如何予披之拜讀古賢太公望所述三略之書也讀之自夫主將之法務攬英雄之心至爲帝王之師頓悟軍術之大意奇哉章句甚幽玄已耳讀之久感涙濕巾嗚呼難哉古人盲不視太公玄旨因自夫主將之法務攬英雄之心至爲帝王之師是謂加細言短才之愚言何同大賢之深意哉雖然客固諸(請カ)以不得止曲綴一卷以與之曰必勿欺化我慢之人唯具己之德可了得云々

夫於人心在天然固有之五將放之彌六合卷之藏方寸之中敬爲了得彼五將明々零々生五計策無千變萬化不生從之故曰柔能制剛弱能制强云々

夫治天下之道深學聖經求賢人賞祿有功察民心救艱苦同志萬民爲專務者故上好佚樂則下必苦多上戒快則下多善功何自不制用責外哉故不安美女亂酒遊與雖親不賞不義雖疎賞忠功故曰主將之法務攬英雄之

心是也

夫英雄者長萬物意也萬物之長人也人之長國主也主將之要者正心也借使國王邪心則劣匹夫故桀紂雖國王謂似夏桀殷紂則人不喜雖爲匹夫謂似顏回閔子則人皆含笑故萬物之長正心也正心誠意之人者名曰聖人曰大覺曰賢人曰君子曰名將也是則攬英雄之心是也

凡今本朝之人察行在五種之道曰公家也武家也出家也農家也商家也此道何乎苦世何乎安世察之公家者世不爲恣出家者世不苦農家者國不費商家者天下之通利而是皆從武家以送世者也先公家者得武家之守護弁其官出家者得施物高其名農家者得苦樂終行商家者得其財寶全身然則勞諸民安諸民原正在武家無他故々職武德行大道則四海救萬民宜保天下也故所以治國家源依君成君用善人則世人舉修德君愛不善人則世人舉行邪上長驕下不斷苦下苦則世亂不遠是故與衆同好靡不成與衆惡靡不傾是也

夫夷敵治國之道必用善人惠他正私曲志順天道而全行故天下無敵忠臣自聚姦人自退也亦下乏粮上事多依下深疑心也故上事多則下課役繁下課役繁則民苦則粮乏全无治時無以道行事果莫不亡有情非情類命上疑下則遠路之諸士聚於天下故往還無暇而道路疲人馬而下諸賄上或献美器珍物而或以亂舞中樂欲除疑此以爲忠功故費大祿諸士日勞其所締之苦皆迫于民々困窮則續其勞報於上終亡生命時應到古語曰出汝者報汝理也君子則悟之用善人廻小才下法制而日雖責之明詳也不求善人同小才下法制而日雖責之助彼苦是安之勞彼終不可有益故曰治國安家得人也亡國破家失人也是也凡在天地間有情之類悉己心好善事其所好之業在五曰食也婬也祿也名也遊也貪此五事而世人皆亡生命雖然其所先者食也翔天禽走地獸悉依其餌聚也況有心類莫不隨其餌故上好欲心恣則下志必背上爲萬民戒己下惠志則善人滿內外賢士聚

于國是以察其志不得衆哉故曰含氣之類成願得其志是也

四道

柔法　　弱法　　剛法　　强法

柔法第一

夫謀雖有八萬四千其大概者柔弱剛强之四也柔剛者上所用也强弱者下所用也倩察此四法在天則元亨利貞之四德應春夏秋冬長物討物在人則仁義禮智之四德用兵則柔弱剛强之四計也本來豁然應萬種雖孤明世人皆不知也

凡謂柔者己全道德仁義而專惠衆者是根元第一用柔謀也

第二可治天下守國源常察民苦禁己心快而上統下在五法曰智也官也祿也職也時也心依智而授官依官而與祿依祿而授職依時當諸役其心無智者授官則禮法亂而上必失位也則自溢是諸謂不義不正之官無官而授祿則憍恣而損己害人諂人被寵下輕上必生逆敵之意諸是謂不義之祿無祿而授職則職士必貪祿而政有私曲政不直則民苦民苦則上失威上失威則世亂是謂暗義之職以時使民則長其益曲而使下則必爲害下殃是謂殺生之法故明君求得正師而行天道是以往昔君子索善人是用柔謀也

第三上正則假使暫時有無道士雖爲反逆世人擧憎之故雖不責自滅全己而下不疑名曰眞柔也故能制剛是又用柔謀也

第四爲臣下者事君則要正心故善禁私欲敬上而君命以誠答喩可用諫不用則不怒固守義而能不亂己禮是臣之能用柔謀也

第五代官於遠國而敬上不勞民而自制法外而用天下之大法若上之法曲則可在內心惠民謀其可惠故國主之正心也正心克禁己非雖一紙一毫不費祿私好慾自上遊戲酒興而始惡行或雖天役等事有之三四番務之而與他人可止事爭心也欲如此事爲己滅名者誘不知亡身也何擧足爲我有哉從者憐之我慢者誘之至己而修國家是爲國主者用柔使士之謀也

第六敵兵十倍於我彼剛勢成則非是可戰時用謀且降而至待時無止而降則降自天之理也故終心有益也是亦用柔謀也

第七敵我對陣之時我多勢而雖敵小勢必勿侮敵軍一和其色玄幽靜則我速治地懷士卒而能齊備而折敵剛氣是用柔謀也

第八敵一和而計掛於我軍全伍法圖左右結敵反則亦開也如此三度及分合則敵勢病是並可亂乘虛擊中分於敵應亂而摧其將是用柔謀也

第九敵剛情而無慮強好戰則引導惡所用伏兵伐之是用柔謀也

第十敵支險阻無可戰使我固備莫其戰是用柔謀也

第十一圓柔之法秘傳

右所傳之用柔法則柔能制剛故曰柔有所設云是也

弱法第二

夫弱者爲良將者非眞弱以分別欲修弱則却爲臆病是無勇之士也

凡謂弱者對偏強之弱也故能剋強譬自君蒙官祿而立身命者捨其命也爲君者捨命而隨名之謂眞義之武士

也故謹私口論而他與邪狂人不交徒不果身命日報主恩因爲肝要是根元第一用弱法也
故趙藺相如廉頗相而退全命是眞用弱者也是非弱剋强矣
第二君者免下詈直曲擧下諫常聽政每和顏色穩言語者用弱爲謀也
第三弱者臣爲專處也臣容君諫時君欺之不用而却怒則不恐猶不亂禮儀一度使暗君爲淸明是實諫言也故
常以可諫方便爲心者用眞弱者也故能制强也
亦君不用諫則臣怒容諫則却不可有益也故楚范蠡飮鴆毒容諫則亡命吳伍子胥掛双眼晒軍門雖死是皆己
擧名而已全非君益謂何德哉故臣諫君以弱仕焉雖然可諫時不諫者貪官祿云盜哉棄汝諂曲存正心者是臣
用弱爲謀也
第四敵多勢而其勇偏强則先察我天運時氣矣時不和而無益則且退備險難是用弱爲諫也
第五敵勢强大而後無可備也左右無可救我則疾去不屯戰悟於情爲降人與是用弱爲謀也
第六雖一旦以謀討敵兵衆且强而思重可寄則速退轉其地歟是用弱爲謀也
第七於他人用强行威好爭論等則必用弱也從之却可乘利事多也是用弱爲謀也
第八敵回短才偏强之謀而欲勞我者乘彼而却而破之是弱用爲謀也
第九以敵强大之攻具攻則我必用柔弱之具防之譬以火攻則以水防之亦以水攻則用船筏淩之皆費敵之攻
而却多勝利是用弱爲謀也
第十雖敵以强勢不意來驚而不可的之必我一和而備其虛乎是用弱爲謀也
第十一圓弱之法秘傳

右所傳之用弱法則弱能制强故曰弱有所用云是也

剛法第三

第一夫爲剛者賊也已全而定下民國無勞兵民無飢色下無疑恐使士卒如手足即天下由掌握是根元第一用剛法也

第二爲臣者不持不義之官職於于忠信割骨肉不變心者是臣之用剛之義也

第三人立身命處因義立矣飢死貧苦以君可爲君以臣可爲臣置其志處爲萬民正則命捨義信如此志質因成是士之持剛者也

第四其色美深其愛恩沈其味厚而杳然雖其才高重爲不義則不顧捨其色如死骸矣辟其愛如怨敵不着其味如糞土看其財如瓦礫也在如此志是用剛之理也

第五敵家積十惡內亂外背理則以剛能攻其不意是用剛之爲謀也

第六兩戰屈而戰無可守地欲强決勝負終爲敵可被亡則以一和三合之法討不意破於敵是用剛謀之術也

第七雖爲敵多勢兵氣不齊而備不全旗氣班則補我小勢勵勇而破敵多勢是用剛謀專務也

第八我兵爲恐怖則借神威以震士卒之氣施剛法之妙術而益勇是用剛之微術也

第九藏恐地欺畏地是用剛謀之業也

第十察敵之心裏而以短兵攻其實惱於剛挫於弱是用剛謀之實也

第十一圓剛之法秘傳也

右所謂用剛之法也如此用剛爲剛之理也故曰剛有所施云是也

强法第四

第一夫强者爲自强者却同狂亂必爲受他怨求敵殃也故强者爲偏强也譬雖佞人進容讒邪不變雖進姦臣不義之政法彼不惑明賞罰而邪正分明是根元第一用强法也

第二臣事君不惑諂友不縱五欲不謗有德之人君擧善人喜不任私身命安佚向善勇猛如矢疾是臣之用强之義也

第三權國與將得地士施恩不各如惑義悅勇猛獅子是用强德之君也

第四十死期不思生極死而比鴻毛至命不遁假使割胸不免死是臣用强忠也

第五可攻於敵則不厭鉄壁險難不攻機雖目前來溢全偏而不被謀爲敵是用强謀也

第六圍於敵莫助軍內無守兵乃糧乏之敵塞其通路則以三種之疾戰擊之遂功是用强之武略也

第七戰設謀不疑前後速用之疾攻敵歟順天應人是用强諫之一也

第八相對於兩陣而數度駈合終後敵一和來破我則先察敵之氣而以騎兵備圓陣而和固而衝其虛是用强之奇術也

第九在攻城如法兵則能察城內之地利而彼所恃奪或放礮炮碎其構乎察詭勢知則以變蛇之法急取挫之是用强策也

第十掛則知引事引則必慮反事遇難不變是用强意也

第十一圓强之法秘傳

右所謂用强之法也如此用則莫不利故曰强有所加兼此四者而制其宜云是也

凡天地之間萬物靈明莫盡事來者自來去者自成功去矣四時運行悉莫不長其益者是則天道也君子亦猶此

莫一生之中無其功愚然終於世事也用則出明道而後殘其德累代也不用則自積陰德而求人讓道法於後世

惡諸民之考益而應天命而後終去焉天亢猶此況君子亦猶斯故天地之間孕人猶要無益過於世譏今世之人

一生之内思乎食念乎婚德乎祿顧乎官想乎名不得一生此願汲々終去焉如斯翟於後代留置惡法後世之有

情惑乎非是世々之罪人乎天地之德行歷々如斯也然愚暗曾不知雖然者之書曰端末未見人莫能知天地神

明與物推移是也　雖然爲其變動事非于常依物顯其理也故天地之顯法五以明顯時以陰顯陽以大顯小以

清顯濁以動顯靜是世之對法也亦人事之對法五善道與惡道對賞與罸對苦與樂對生與死對得與失對是人

事之用法端末之變動也故非與己動歟

因敵轉化故因敵情之動處而乘之挫折敵非全從敵之理矣順敵之理也故出兵也不察敵情而自出兵也背背

理而先事者也故挫使我非令致敵也全而乘敵之動乎是不先立而能隨之也以之書曰端末未見人莫能知天

地神明與物推移變動無常因敵轉化不爲事先動輙隨卜云是也

夫情天地者守天理之功故爲萬民捨身命私好慾不止意心中浩然大猷與天同仮矣故及世則有情非情共施

其惠而莫不長生是即扶成天威者也

凡軍法之大極天止一字矣焉天者蓋無外之義也君之心能爲天則誰敵之何者可不順哉天莫曲行君無邪行

正心則爲天也是心一切々々即心也

夫地之方者天自一生乎同生四方東西南北是也四維具而八方成八方生中與九地成是上古定國事也先定

九州所謂井田之法是也　以八方之地爲下之祿以中地爲君祿是育兵之義也布陣也方八面備而大將爲握

機也
凡居九地處有情悉願得其志故君子了天心而敎施於國以正定八方九地也是非可爲帝王師乎何要小善偏
道而用苦於下哉以茲太公曰能圖制無疆扶成天威匡正八極密定九夷如是謀者爲帝王師云是也
自往昔人情莫不貪强能守端末未見人莫能知之微者鮮矣萬物生於微天下之大事必與於小事故可戒也
夫大人與天地合其德與日月合其明與四時合其序與鬼神合其序微哉愼所不見可恐懼所不聞守微之大
本也若能守微乃保其生至九夷八蠻能密定乃保全其生是大成也
聖人存之以應事機舒之彌四海卷之不盈懷居之不以室宅守之不以城廓藏之胸臆敵國服
右傳釋四道之秘記學者可不盡心乎
寛永二年十二月
右計諫四道卷畢
新楠流軍術口決識註
口決とは口つから授る意にて其旨趣の深重なるを會得すへし
發　端
夫雖書不盡言々不盡意口決一卷を編して失亡に備ふ
是は易の大傳にて左の四十餘ヶ條を常に心得て余業に通知せよと云亦其一隅を擧て三隅を知
へし
三極之法

此三ヶ條は事理の躰相を云

始能習得事法而守之也

凡て始は能事物臧否を勘考して事を始る　亦能其始末を考窮す

神南の三室の岸や崩らむ龍田の川の水の濁れる

中能知得事法而利に依て破之

是事業の行なり　事の便宜に從て機に臨み變に應す

里までは降さりけりと旅人の謂に山路の空そ知らるゝ

終能離却事法而息之見性也

是所謂以正治國以奇用兵玄妙不識なり　非理法權天是なり

風寒き衣重ぬる冬の夜に鴨の上毛も知れこそすれ

右三極の法を能習得して万事に此意を用ゆ

是三極の玄妙なるを云は

空々の身と成果て空見れはやはりから非にあり明の月

此意なり

一甲冑之習

守　甲冑は堅固成を撰ひ用ゆ　兵糧軍藥系譜等亦神符等用意す

破　甲冑は護身の具なれ共勇氣に在て具に非す

離　士は戰場に臨て一かいに頼みにするに非す守死善道の心得なり　死を離れて命を天に任す

一旍之習

守　釆拜に朱金銀白紙白熊等制あり　軍功に依て奬する事あり

破　戰場に於ては強て製作に由なし　智信仁勇嚴是眞使人要なり

離　釆は將士の人を使ふの具なり　前約を定て進退駈引す

一鞭之習

守　古法に五本の鞭あり眞の鞭禮法あり　凡て武具には古實在知すんはあるへからす

破　策は必竟馬を御する具なり　古は革を用ゆ

離　策は打竹鉄かね薙よし　凡て乘馬の時は策を不離用ゆ

一緥之習

守　母衣は將士威粧之具禮の緒帝釋控の緒等在れ共近世は物頭使番等の指物とす

破　母衣は素と胞衣の意にて背旗と同し古へは矢石を禦く具なり

離　母衣は古へは之を被ひて敵の矢石を防く亦箙の矢數を藏す具とす

一幕之習

守　幕は竪幕幔幕幄幕絹幕仕立樣さまくあり　亦仕寄幕陣幕等夫々法式あり　亦首實檢等時の打やう抔法式を不知者武道に暗き毀りあり

破　古語に謀を帷幕の中に運と云大將の常居又陣中の備の具なり　尤も幕は重器にして陣幕船

幕と同旗と共に備の具なり

離　野陣には壘柵の用に備へて內外を嚴重になす

一指物之習

守　指物は家々の定に依て將尉士卒の差別在大は即ち大旆大纏ひ馬印備旗等あり

破　差物は輕く且つ遠く見ゆる者よろし　尤一隊の相印故免しなくては改め難し　夜は白き物を用ゆ

離　有功の武士には大將の命に依て特別差物を奬むる有て永く家に傳ふ

一白紙之習

守　軍中の書狀には其趣意を明白に不認者也故に出陣の時諸事を申し合せ通路をなす

破　大事の通達には白紙を用ゆ　亦種々約束肝要なり

離　總て事を認むるには文紙に不依約束に由て互に喩るやうにす　又敵へ使す書付甚た心を用ねはなりませぬ故實に計謀の一つなり

一井水之習

守　斬時の陣取にも井水を穿て用ゆ　香水は夏分は別て心を用ゆ

破　水は生命の本なれは毒氣の有無を察し盡きさる樣谷川に由か此見計第一なり

離　陣取に第一地利を擇ふは水の手なり　山の上に於て山の案內を或秘水と云事あり　第一谷水二井水三取水第四は雨露第五儲畜水

一武割別之習

守　兵法に曲制官道主用を法とす　五十騎百騎一組と騎士を以て總軍の護衛とす

破　大軍は隊を分山林地利険易に曲て備を立

離　急なる時は人數を集め馬にて乘分る　前隊後備進退驅馳變化時の宜を計り指使す　武者を使奇々敵の氣に由機に依て動變无極なり

一武者立之習

守　第一斥候旗色備立　斥候旗炮手騎士炮兵弓手大旗騎馬士鎗手旗本後備寄兵隊

破　大軍なれは隊を分て山林に依て備を分て敵の變動を見て奇に依て變を生す

離　急なる時は脇備を定め置遊軍大事とす　前に馬の掛場を置て險隘の地先に取て敵を十分に引付て佚を以て勞を待朝の氣疾く晝の氣は怠り暮の氣は皈ると云

一士卒輕遣之習

守　豫て旗貝鼓の合圖を整へ將校は陣頭に進て聲を勵し眞一字に進む死生顧りみす

破　あらかしめ賞罰を嚴にす　身を以て衆に先き立

離　逆しめ有功の者には恩賞を厚くし　或は士卒と勞苦を同くす　或は有功者には上座に置美食すゝむ　中功の者には中座中食す　下功の者には下座下食す　是士を勵の法なり

一强弱一同に進む之習

守　前と同意晝は旗を用ひ夜は火鼓を用ゆ

破 良將の下に弱兵なし將剛毅なれは士卒死を爭て大敵に向ふと雖共强弱一同に進むへし

離 兵は地利に因て勝を制す　宜く九地の術を考へて軍すへし

一先鋒之習

守 勇士は大敵に撓ます 小敵を不侮戰場に臨て名を惜み 死を以て義に代る　故に鋒き毎に强し必死に必生と云勇氣を固有す

破 初て戰場に臨むと 必す心昏迷して雲霧の中に入か如く此期を察して運を天に任せて必死の働をなす

離 凡て勇士は死を離れ 一生の一大事名を万世に震はんと 獅子忿迅の勢を爲す　故に八方に敵なく虎穴に不入んは虎兒を得す　我何そ鎗を振ふて戰はゝ無人の地に入か如しと是なり

一旗色之習

守 我備旗色陰沈として地氣厚く貝太鼓の音大地に震ひ冥々として見ゆるは必す强兵なり

破 總て備へは必す山林に依る　亦勢の多少を省みす　旗色を見て 勝負を識る事は肝候の肝要なり

離 勢の多少旗色の善惡を見定る事は斥候の巧拙にあり

一小返之習

守 我備擧取時兵士二三騎勇を振ふて追來る時敵を直ちに追返し或は討止を云

破 騎馬にて敵を驅逐し 或は險路に伏して敵の將校を狙擊す　總て殊功を立んと欲せは 先鋒か

亦退口にあり

離　我先鋒敗走して已に足並亂れんと爲る時に一兩人踏止りて險路に依て取て返すを云

一大返之事

守　大將戰爭に功有て敵を自由に遣ひ誘ひ引て彼か勞を察して直に取て返すを云

破　敵の根城を襲ひ又其虛を總軍を令して取て返し戰ふ

離　先つ戰て一の勝を敵に取らせ示して其鋭氣を避けて再ひ大勢を以て隊伍を整へ彼か本據へ衝突す

一大廻之習

守　敵と國境に戰ひ勝負未決時一軍二軍間道より彼か後を斷折し又は粮道を塞く抔を云

破　敵の根據奪ひ又其虛隙を窺ひ一向二裏の備を以て輜重を奪ひ或は委て彼か愛する所を知て擊を云

離　奇計を以て彼か虛を察し一を棄て其二を取每に隱し斥候等を遣して大廻し等の工夫をなす

一小廻之習

守　一二の備に旌旗を增て山川を廻り彼か不意に出す

破　俊勇を使ひ亂軍の中に忍ひ入て騎兵以て速戰し亦夜枚を含んて二三十騎忍ひ寄事あり

離　暴風暴雨に乘し夜攻亦は火攻等計畧あり

一車掛之習

守 天地風雲龍虎鳥蛇の八陣を會得し九地九變等を能察し本陣を堅固にし是を軸として備を一二三四五と幾重にても繰廻し〳〵戰を云

破 一陣と本陣とを正とし餘は皆奇として二陣三陣四陣と一同に敵を取包んて弥く掛るを云

離 敵と對する陣を正とし餘は皆横合より救ひ合て勝手に蒐る手練在事なり

一進兵之習

守 豫て手組手分手配等を定め置總隊同心協力せは大軍も小勢を如遣なるへし

破 將校たり共士卒と共に一死族と成て互ひに救助して危難を不畏へし

離 旗を以て目的とし貝太鼓を以て進め危難の時は相共に保護して一騎當千の働をなす

一敗軍再戰之事

守 良將の敗軍は反て再擧の利となる　奇計の術は難戰に遇て殊功を立一戰に敗るゝ共力不屈

破 一旦兵を擧んと密謀あれは必す先根據を設置事なり　或は大國と婚姻し又は强國と和し遠近の人と交通し親族を廣くし再擧を計る

離 戰國に望て勝事を慮るは良將に非す　若し機を失ふて敗る共再擧を企る謀をなす

一戰兵擧様之習

守 我兵戰亂れて勞れ已に擧んとする時は一手の將騎兵を從ひ我と殿を致すと聲を勵し命令す

破 地利を見立て旗を立此所に一同に集り擧よと騎士に令して引上る事

離 急に敗軍して人數擧かねて散亂する時は旗を別の所へ立其所へ呼ひ集るなり　敗軍す共旗

手の備を慥に立は亦建直さるへし　亦敵將に似よりたる首を以て味方散亂の兵に又一助の謀略なり　何分散亂の兵を集る事容易ならさる故良將は戰さる前に此心得專一なり

一川渡之習

守　先つ川を渡す時は見せ勢と云者を彼所に置て渡し掛る事也尤も嚮導を第一とす　本陣を堅め一陣二陣と次第に列を不亂互に急を救ひ各助け合渡す

破　川渡には舟を不用嚮導の者に淺深を試み敵前に在は防き勢を置て後備を亂さす一同に渡る

離　若水深けれは屋舍毀ち又は筏を作り亦馬筏或は間者使ひ舟を造る等工夫品々渡し口を替ゆ

一敵味方一足善惡之習

守　先陣戰鬪に於て其地善惡に依て一足進退得失あり是等を能察して戰を決す

破　疾く進にも利あらす疾く退くにも又利あらす一動一止勝負見ゆ

離　凡て戰場は先手一歩進め彼一歩退く敵陣を崩には我陣頭に進む兵は一二の勇士の力に依る者なり

一無所之陣取之習

守　陣取は九地の習を以て夏冬の用意をして水利を巧へ又山林草木の在處に依るへし

破　敵地に在ては兵粮の運送の利に依り亦雨露の防きあり　時に依りては眞に燒拂ふ事もあり

離　一日二日の陣取には城取の習を用ゆる夜は遠く斥候を置事亦篝火を多くす

一忍之習

守　五間の傳兵書に詳なり　人を使て金銭を借ます

破　百戰百勝忍の一字にあり　敵の變を窺ふ事爰にあり

離　忍の字の意を以て人を使ひ　亦自心を忍術に使ふ

一天動地動之習

守　聖人以神道設教所謂權謀方便の説從て出つ　凡て人心の疑惑する處に因て兵端起る者也

破　妖を見て妖と爲されは妖自から亡ふ　人主何そ天變を以て意を動かさんや　德を修めて常に治亂を保つ

離　時に順逆あり國家に治亂あり　人氣に善惡あり　人主此時を觀察して緩急の謀をなす

一破軍破之習

守　天は遠く聽と云　亦云勝負は天利地利人和に因ると云凡て依所あれは神全く恃所あれは力はる是實に心の皈する所に賴る

破　勇士は神を敬し義に依て破之　亦使愚を術衆心を一致にする術なり

離　前説を用捨す　大山は土壤を不讓河海は細流を不厭是意なり

一高名至極之事

守　先つ初陣の士は初めに雜兵の首にても取て手を杜く爾る後能首を取て後に先の首は棄つ

破　高名は致し難に非す先つ是そと思ふ敵を見ては必す遁さす

離　三軍は師を奪ふへし一己の士も　強敵と思ふて討て蒐るへし　我兵勢無一物と成て働けは大

に志を得る者なり

一籠城無食之習

守 人命は食に依て生活す人の力も必す依之 籠城の食竭る時は 牛馬草木抔を食て援兵を待つ

破 粮食を計り人氣を見て不疲勞様計略在へし

離 無粮食籠城にたへす一兩日の間に必す援兵を來を以て彼と狹迫して之を討つ 城兵の强きは食と水の手とにあり爾らすんは打て出切拔軍を專一とす

一遊軍之習

守 遊軍は三軍救護の兵にて先手旗本に並ひて備ふ故精兵を擇んて用ゆ

破 遊軍は旗本の官轄備故若し旗本亂るゝ共少しも不動後度の軍の一騎當千の働なす備なり

離 一軍戰を始むれは各兵皆救助と成て橫を入れ或は戰の中途に於て彼か不意に出て戰ふ

一鯨波之習

守 戰の期に臨て三軍鯨波を擧て力を合せ三軍の勇氣を勵す 亦鬨聲勝鬨の作法あり

破 鯨波は三軍一致の聲を示す 又弱兵の氣を救ふに用ゆ

離 夜討城責等に鬨聲を用ひて敵兵の氣を奪ふ

一軍中三の習

守 其弱に所持の兵氣を不脫兵器の類は須臾も身を不離 又兵粮息合藥水筒等なり 亦食早く身拵へ夜分に熟すいせす

破　其身を忠に專らに名を重んし只々武士の道を守て私意棄よ

離　兵法に云人の將たる者は進て名を求めす退て罪を不避

一勝負之習

守　名將は電光の間に手を垂れ飛鳥の翼を切と云是也

破　勝て冑の緒をとると云　油斷大敵と云縱ひ軍に敗る共心を不苦す大將を獲るに非されは眞の勝には非さるなり

離　五事七計も人の智に在能奇計を不用んは眞の勝を得す

一計謀輕きを用ゆる習

守　兵は拙速を尙ふ巧の精は事に由る

破　名將は計謀用ゆれ共後世に至ても人能く知る事なし

離　何事も其機に乘して省略する事なれは豫しめ前に思慮する事なし

一和三合之習

守　賴朝か兵を擧る時此計を用ゆ

破　事の破れは婦人よりなる　昔夫城をなし哲婦城を傾す　大事の傷るゝ者皆婦人よりなる　亦奸を以て又間課にも用ゆ

離　人に和を結ふは信情よりなる人々常に欲する處に從て其志を遂く

一變蛇之習

守　常山の備は其首を撃ては尾至り其尾を撃は首至り其中を撃は首尾共に至る是圓陣之法なり
破　寡を以て衆に勝は良將の軍のなり　兵に徒卒なく戰に臨て弱兵も强兵となる
離　凡て敵に向て正を以て備へ奇を以て擊と云左右前後の差別無向ふ所首とす

一長生不死之習

守　主將は每戰に陰武者を使ひ一旦亂軍に及ふ共敢て敵より狙擊する事不能其運轉や九地の下に隱れ九天の上に動く
破　大事に及て命を損す共子孫を不斷事を思慮す
離　生者は再ひ可遣也死者は再ひ不遣也爾れ共義に依て　命を輕す共勇に誇て死を輕する事を戒む

一大星之事

守　是北辰の事なり又破軍尾反と云事在神秘とす
破　世に秘事と云事あり自得の妙用言語の及處にあらす
離　時機を見て彼我の備を向直す事をなす是軍術に秀てた妙用也

一勢至極之習

守　勢は如彍弩節は如發機者戰の肝要なり勢は圓石を千尋の谷より
破　善く使兵者其兵一和圓石の如く死生も不省將士共に一死族と成て戰ふ勢を云
離　將士共に敵の旗を見ては忿怒の將不止耻を思ひ怨を報し功名を天下に轟さん事を議す

一無形之習
守　水は方圓の器に隨ひ兵の機は時に乘して變化する事無形無窮の術なり
破　兵法に水無常形奇正互ひに變化す
離　森羅万象現前の的中吾胸中に備て莫疑惑視觀察を以て貫徹せよ
一無法之習
守　有無相生る事無極其變化自在なる事云へからす
破　兵に常の無勝機に臨于變に應す常の事なり不竭事江海の如し
離　車を數へて車なし法を離れて言事なし無極無跡無生無死畢竟空に皈す以心傳心と云是なり
口決一卷悟道一則
詩云今宵一輪滿
數十年修行して今已に覺悟して洪然たる其意無可無不可必竟與處空同しきなり
清光何處無
己か心に闇き處なけれは淸光の在處を識らす
山の端は如何に
他人の来た不知處を見て吾意を開くなり
水や空空や水とも見へ分す通ひて住る秋の夜の月
右口決識註畢

傳曰

一決勝霧相色者莅合戰欲決勝負至其期東西昏昧而其容不足觀是霧間之色不知故也其者尋騰士散意霧明而擊騰破明士々々不得已敵結剛猛以鬪可辨死生一騎第一之相色大將々兵共所訓之術數是也不可無三令乎

一兵霧相色信用而无忘失則不迯不被討不討敵有討心敵大軍而自然味方被押立際省騰士心懸一人而突留或押返遠无敗北霧之色識德用是一人當千云也

一決勝緣期相色者及備立合戰大將陣之氣觀旗勢虛實之備察知至期至者先足輕之不攻合止而諸軍一同靜敵靜返互進者鬪戰之節也自死期而生期引敵我押合兩陣色面无者也死生期也先期討中期走大將下知勇々布者也期至不知味方勢未進々爲下知軍氣盡散亂或勢脫如勤勞而廢兵乎知期至加下知是不遂戰矣

緣者逆順共有緣討被討緣也緣期結期天利之結所更不可有私騰忙然將討競敗卒勿永追緣期之知將者不義備不亂免戰死无敗卒无二无別而可厭敵无用乎

一軍兵爲敗北者將之戰不縮兵霧之三令不爲信受故也縮戰不解不成十分之五組而一人之吏撰四人堅而義慚之二死練含則无散迯者也散亂臆結臆逆之結所也期者如水隨流理非善惡顯者也

一合戰勝負之節覆兵橫鎗之不意應而崩立者良將之下知不成而過半追之被討敗軍難立直是以大返々鬪揚競反時者无不追返敵乎小返切所返五間內外返々强弱而可討而可討也

一以莅合戰備進其强弱之相色可相審大軍者備數押鋒一與靜速來歟一備押來歟其備押鋒一與靜速與鎮鳴與氣色不包蠱鳥不付付三官調不調此十四之相不有无何善之七調則備堅次七揃則自傷自亡不及謀良將之大軍受狹地少勢受廣地爲鬪戰則有利反之則勿戰悟善惡之科色則无雌雄之事敵一戰必一之得方有者也是見知則不暗不悟闇愚之將者云也可耻可秘云々

一耳目者聲與色變是十四之相不知哉也善惡之品爲見聞心懸聲色不被犯不惑心明也左有働自由而武略何程出働者忘吾而不忘敵黑雲掩時慍怒之氣以散如此勢發時何時恐何爲疑乎爲武士者常合戰勝負之道極盡則无不勝乎　大軍恐小軍必謾事共合戰之勝負大軍小軍士卒之强弱不寄大將必有大小唯敵手段乘不乘軍圖相不相備堅不堅有此六良愚之有二將不乘乘不相々不堅是愚疑心之所致也疑心出自臆不狎不知忙然之自身出懼驚之端也狎知則誰恐乎軍術武藝之上下均而已深理不可惑者也

一剛將互境目出張而及合戰无二之一戰破敵我亂合討不討无間而敵我不知其相色我之相印對々相言有淹久則纒揚縣立彼我分離別以階決勝負勝負分明時半之間也其氣散而不出機辨妙用之戰束及敗北辨妙用之戰束及敗北將不過矣以有難乎誤結者如解矣

一決勝對霧者大將至戰場備立及合戰觀使見自中備先備遣將々之旗馬注手配迄見覺二士无紛樣而自由爲致通路也大將忍出給事有其時者代免之將召將其時狀机替置大將團扇渡觀士相往而彼我之備立旗色敗之遠近見屆不爲急而對陣重則軍兵靜也

右決勝要略集合戰之勝利明有无極要眞盡深理不載胸膽以難成得心雖爲秘書御懇望不淺因茲過半拔萃而傳之者也軍陣貴命之外毛頭他言不可有他傳者也仍如件

決勝要略畢

陰之卷　號心極之卷

此書名陰之卷者陰は則幽玄之義亦闇冥之意也

亦心極とは主將之計略之肝心と爲る意なり

夫人心也者五臟之主君也主宰安寧於住所爲肝要也此主宰安輕浮則九竅之官職散亂而不修故愼而可傳授者乎

凡在於天地爲神在於萬物爲靈在於人爲心故神者天地之根元也　萬物之靈性而人倫之運命是也神者神心也無形無躰也然共養育而有形者識神明不測也故訓神爲魂理也

眼　耳　鼻　口

故寒熱何莫不知心矣　心者神明之舍也　形與天地爲同根昭然　具本者五而木火土金水歷然

證

夫天神七代地神五代合以十二代　爲十二神以是神力建立天神地祇天地而養育萬類故月建十二月日造十二時人在十二因緣然至天道地道人道迄莫千變萬化非神明所作也　而況天地之間於禀生者乎無不受天地之靈氣而運命之弱者不愼身故也

證

喜　傷心其氣散　爲喜悅事過多成故也　怒　傷肝其氣緊　爲忿怒事過多成故也

哀　傷肺其氣聚　爲悼事過多成故也　樂　傷脾其氣結　爲佚樂事過多成故也

愛　傷心其氣急　爲愛憐事過多成故也　惡　傷腎其氣怯　爲憎惡事過多成故也
欲　傷膽其氣亂　爲貪欲事過多成故也
此七情已於心自由爲淸淨則至誠心也
知らせはやなせは十二と成にけり心の神の身を守るとは
以下心道之十二傳を顯す

十二心傳

一養心之事　一守心之事　一心知道理之事　一心被苦之事
一心不汚之事　一心強弱之事　一心消滅之事　一心微妙之事
一心不替之事　一心得物之事　一心醉於萬物事　一心被藏之事

右萬物變化之根元十二傳而于今軍術傳來以心傳心者也
有といふ有か中にも取分て神道ならて成佛もなし
目に見へすしかも天地にみち〱て一氣に□(欠字)る海やまはなし
こゝに有と思ふ間も無住かへていつも心はところさためす

陰之卷 畢

微妙錄

微は精微也妙は奇巧也神化不測是を妙義と云兵道に於て至要の功あり其條目二十四ヶ條を擧く
凡於人心在天然固有之妙用是兵道之爲傳法也

總て人の本心に天より所受の五蘊の妙用は炎熱を知て防き寒冷を凌き飲食衣服七情の所具に皆固有の妙用を存す

故放之巻之術於六合方寸之内受用而明々靈々

三略に放之云々　人は小天地なり能く勘考すへきなり

不愼而爲之者愚之所致也

右に錄す至妙の人倫なるに今日不愼して萬事を輕浮に思ふは誠に至愚の至と謂ふへし

陰れたるより顯るはなく少きなるより明なるは無し實に畏れ怖れて微を愼むは人の常經也

因茲觀之在深遠相傳之微妙可秘々々云々

右六合方寸の内受用する軍術の秘奥は誠に至て深遠微妙也依て此以下二十四ヶ條微妙の義を相傳す

條件　是より八ヶ條宛三段に分て三八二十四ヶ條とす

知天地之節事

四季造化の順環二十四節七十二候風雨晦明人の善惡迄を省察す

見人相事

人相は視觀察の事歌の意味を考窮する事口決に傳ふ

無門之心關之事

無門とは人々の不言と思ふて一つの心の内に關を設けて面色顯はさす　以所喜怒心にたもち

て色に顯はさす　總て大身は一言一句を愼て容易にせす威嚴自ら具して人を御す　別而婦人
を不近

手車掛事

是は敵に利を盡さすると云事大事也　彼に其言語利事を盡させて後に彼か缺失なる處を見込
て其落度を拾ふと云如く利に乘して其時を不失

結兵事

口決に云處と異なる處なし　亦五間は兵を用るの大要名將は唯人を能觀察して能間を使ふ

士通於八方事

是意は人數三万五万にても近習馬廻りの言に不及先手新參外の降人等迄も信と不信と勇と臆
との品を早く大將の知り得る事にて其上て騎士を八方へ使ふ事を云　人を撰む事良將の器量
に可有是を我方の內問と云　爾し是に用ゆる人は多くは無者なり　大將の目鑑と云て衆に勝
れたる奇策なり

知終事

凡て萬端事を初るは易く終を善する事難し故に諸事先つ終を知事也　此終を見知難き事在は
先つ不初前に能思慮勘辨して其事を不分明は近習或は親兵の中にて賢才有人に付て相談して
事を行ふ事なり

所爲自己亦所以致人事

總て世に計謀をなし密事を企る時は其品深く隱密にして此一儀は他へ漏るゝ事を深く愼へし聰明叡知の人は格別なれ共平易の人は猶更研究せすは勝れたる事は出ぬものなり唯己か知慮計りを頼ます天下の英才の人を得ん事を願ふなり

右傳八ヶ條は主君たる人の心裏の中に藏め可持なり

權謀之事

夫れ軍術の要は計謀なれ良將勇士は是を用ひて專ら利を得る事なり　此權合を能察して其符節を合へる處を察して權謀の策略を用ゆへし

兵爲一同事

是策は人數敵に駈て一戰に及んとする期に勇强なる兵は先に進み怯臆なる士は退去て備錯亂して立難し是を一同に進ま令るの術なり太閤は大皷一つに一足宛と定む或はかけ聲一つに一足つゝと是人類一同に令進の法なり口決にも此傳あり

知勝負之事

是義は禪言に八角の磨盤走空裏をと云偶言にして全く離常範の詞にして一定の無認者にて其場に依て虛も實と成實も又虛と成虛々實々唯勝負と云者は兵氣の勢ひの强弱に由て勝負見ゆ

前不進兵之事

至戰場士卒大將の命令の如く不進者は是兵の臆し怯弱なる計りに三略云含氣の類皆其志を得ん事を願ふと云此を以て此意を以て皆其意の向ふ處を以人を使へは各々其欲する處に從て悉

く一致して進むへし

知旗色之事

是旗色と云者は自然と心に善悪の色の趣旨か心に知得する者也　其物色は其期に至て敵の旗色動静にて虚實を認る者故豫しも定る者に非れは數々場數を踏を自得す

取於勢之事

是勢と云は兵書謂く勢は圓石を千尋の溪に轉か如しと云り　亦云善戰ふ者其勢険其節短と云亦云激水を千仞の谷に落し又大石を山谷へ轉か如く其勢ひ障ゆへからさるに至と云是なり

和於虚實之事

此虚實と云は軍家に於て區々の説有共皆空論也虚と云實と云は人心の和と不和とに依る朝の氣は疾く晝の氣は怠り暮の氣は皈ると云善用兵者は其鋭氣を避て其怠り皈るを撃と云此意也

合奇正之事

兵書云凡戰は以正合以奇勝と云　亦戰は奇正に不過奇正の變は勝て窮む可からす　今備にして傳せは備を定めり配り揃て合ふ處云々

右傳八ヶ條將士共に察すへき傳法なり　故に是を中略に比す

士法此以下八ヶ條兵士の心得なり爾れ共主將も又宜く會得すへし

知始終之事

凡て始あれは終り在先つ物に在ては貴賤あり貧富あり飲食色欲金銀及傷死生寇讐爭論公事訴訟君臣父子の品等宜如何顧のみ

取於場之事

何れの場所にても先立て場を踏へる事先處戰地而待敵者佚す戰地に後れて趨く者は勞すと云て古へより先する時は人を制すと云是なり

拔出之事

是は戰場は勿論諸事に有事なり　何事も心裏に能是非を勘考して是こそ道に叶と思へは必す一定して拔てゝ是を計る疑惑斷つへし

鎗合之事

決勝要略に鎗合の習是相を鎗合の習とす物前に於て死を決して進み場數在者は必す功をなす

捕頸事

與敵勝負に及んて先つ手を塞くと云て步卒の首を取て爾る後には必す心か丈夫に成者なり總て武士は智仁勇を主とすれ共勇氣か第一なり

切立之事

敵の備堅固と雖共此方勇士兩三人の鎗鋒にて必す崩す者也況や騎兵をや鎗手一人は敵三人に戰て對す騎士敵八人に對すと云　手結の戰には刀劍にて切立る時炮手も必す背北する者なり

惜於命事

於軍兵卒は必死必生あり　亦將帥たる者は必す敵を侮り輕く進むを戒む　總而兵者は知にも非す只場數に依て其功名を擧る者なれは運命の强きと云は是願ても學力に不及事なれは何分天の冥々なるを愼むは是自業自得とす

重於名事

人は一代名は末代　將卒たる者事に臨て武名を汚し先祖の武名迄も失ふ者あり武士の常に所願は身を立道を守死善道名を後世に擧るこそ直武士と云ん乎

微妙錄 畢

卷懷錄

三略に曰　放之彌六合卷之退而藏於密と云今此卷懷錄の秘極と云は心上微妙の義を云

兵者國之大事也

治亂は全く兵を用ゆるの善惡に由る

治得其道則宗廟爲之亨

國政正しく民安寧　四時祭事不怠　先祖を崇ひ人を愛す

朝憲爲之崇

朝廷の法則天下之大法なり　足食足兵之意なり

治失其道則國祚告終綱常解紐

天下國家を治るの道を失ふ時は國民亂を兆す　綱は三綱今八條目　常は五常なり

因是觀之孫武所謂死生之地存亡之道豈欺我乎

主將之兵を動す必す德と不德に依る

自首章此に至て主將の用兵依其志民の疾苦國家の盛衰に依る

夫立百姓之上治國家自君臣父子之人事登降揖讓禮義之躰役殺戮賞刑禁防之制乃至旌旗金鼓之用進退坐作之法强弱勇怯之數無非兵之要也

是より總して人事を云なり　士農工商の四民の事業　治國の大本は五倫の情を發し敬老慈幼尙賢使能を云　飮食衣服に不奪各其分を守るを云　殺戮は民心の向背一人を殺して千萬人驚き一人を賞して千萬人歡ふを云　禁制を詳し法度を詳し觸戒を嚴にし犯逆を禁し　四窮民を惠み水旱疫疾の患を防き　進退作事は兵の用要なり　兵の勇怯は主將の遣方に由る　强將の元に弱兵なしと云　兵の强力は一和にあり　天時は地利に爾す地の利は人の和に爾す

蓋試論之天地設位而易行其中

混沌未分之所在大極動て陽を生し靜にして陰を生す輕して淸る物は升りて天と成重くして濁れる物は降て地と成る天は高く位して貴く地は卑く位して賤し其の中に五行具り天に日月星辰の文あり地に山谷河海の章あり而八方定り万物育す易行其中と云

而有山谷河海之大又有飛走動植之繁方以類聚物以群分

右に所説天に日月星辰地に山巖渓谷河澤江海の類何れも地上に形るゝ大成者也　亦飛者は翼有て飛翔鳥類螟蛉に至迄を云　是は戰類虎狼猫鼠迄を云　動は泥土に住む蠢虫迄を云　植は万木莽草の類　是等の繁多なる者皆群を以て分ると云

以區々之一身欲盡万變之要

言は今區々まち〳〵にして終に五尺の一身を以て万事の肝要を盡さんと欲する事實に不及事九牛の一毛大海の一滴なり

心苟不可得其道難盡其要也

上に云万事の肝要心裏に此道理を匆々窮めかたし

曰心得道果有法乎

言は今自語自答を以て心に道理を得る事道に依て求るや依法得るやと問ふと一問して此以下一同して心裏微妙の答を説く其至極を傳する者なり

曰然心君主也九竅者官職也

言は一心の妙理に依て千差万別悉く無不解心は神明の主なり

伏拜む心の内は月ならて清る水には光りをそます

一身の内心は甚た尊くして君主なり　兩目兩耳鼻口下部二門是九竅は良佐也

夫心者第五推に附着して未た開さる蓮華の如く是心藏にて神明の舍也

是に九竅三毛あり此中に心魂明々として在此を能く養育して道に叶ふ時は明鏡の如し

君主處其道九竅從其理而不先物動則精心安舍

一身の主宰其舍を離れ又則は物を見んと欲しては本心より意を傳て見る事をなす言を聞んと欲しても意を耳に傳て聞事をなす其餘鼻口迚も如此なれは是を君主其處に處して九竅其理に從ふ物に先に立す九竅の官職其成を奪ふ時は却て九竅の下知を心に傳て先目に見耳に聞口に云て心を動する爾る時は心物に動轉して九穴皆其處を失ふ

私欲聽命

言は心舍内を離れす仕高く位を逞して不動安舍則は眼耳鼻舌は云に不及四肢皆心に從て命令を受く一身の事理に叶ふ處は是諸藝の至極する處なり

蹈舞隨則籌策當理

蹈舞とは手の舞足蹈所なれは技藝の事平世の立振舞も正理に叶ふ時は萬事道に中し過失なければ軍道にも過ち無かるへし

自天祐之

言は如右なれは自然と天道の正理に叶ひて天より祐を得乎

以是處事何事不解以是處軍場何敵人不挫乎

如是事理至れは萬藝の源庭も悉く皆な其身に備具すと覺す

岳子所謂運用一心之妙術何求他乎

運用は唯一心の妙理なり

瑠璃瑪瑙琥珀の玉も打砕き我に一つの如意寶珠あり

然則主將之要果在法乎果在人乎學者宜盡心也

卷懐鎌 畢

復性似水之卷並圖

此復性似水之圖は當流秘決として諸藝の奥儀を究むる書なり

凡そ人心に諸藝を學んと一念發起する時は先つ一心に其事理を觀察す其心即ち性と理と也

大抵人天地の理とを得て性とす故に万物に就て其本性に復するなり

左に記す處の九段の星象と文字とを見て其藝の執行を觀察すへきなり

復は反復又還也往來の儀　性は生質也　似は嗣也又類也　水は平準也智の德也　智は性理より出て人身の主宰故に此題號に復性似水と名付諸藝の終始万事皆性より出て其本心に歸す

右の圖を以て授る事古來十牛の圖あり之れに效へり今亦此圖に就て初學より習熟する迄の次第を示す夫諸道を學ひて修行する性心は暗冥より終に貫通するは固より此因緣在事なり淺きより深きに入年月を積されは爰に至る事なし

亦云道を學て至極の場なれは人の知る事無　藍は藍より出て藍より靑しと云是なり

● 幾　初段　初學　幾は動の微吉の先つ見るゝ者

● 窺　二段　窺は少し物の端をうかゝひ知るなり

● 反　三段　反は少し其道を知覺して志を反するなり

● 殘　四段　殘は其道を學習して半は心を殘し止る也

● 表　五段　表は學ひ得て事の黑白表裏を知る

● 成　六段　成は成なり中極の位なり

● 取　七段　取は掌握すれ共未た疑ふ所あり

● 離　八段　離は權なり法を離れて亦玄なり

○ 挫　九段　挫は空なり可も無不可もなし

如是の意味は全く禪家十牛の意と同き也

如右九段の意を知覺して事理の至極する處を會得して其玄妙なる事を知るへし　佛道は禪學を學はすんは眞の道を得る事難し武道は軍學の道に通徹せすは眞武士たる事を得すと云々

復性似水卷　畢

至極之卷

至は到也又通也遠也極は至也又窮也終なり至極は到り極り終るの意にて軍道の至極は此卷にて終る玄妙の意を述ふ

夫自士成臣自臣到將者能品別宜計其事蓋其本源者心之端未得機隔之妙術而高上無邊之利藏於胸中以無術之術當然之爲有術者乎可謂其功深哉千變萬化之心權者以一察之恐說者可知以心傳心之道理者也

根元目錄

都て無術の者は必す無變して有こ也　无聲无香非理法權天是なり

無形之事

兵書に云兵の形は水に象る　水には常の形なし故に微妙なり

無心之事

兵書に伎掠する事火の如し　火は毀なり物中より皆毀壞す故不仁なり　火固より无心なり物に應して利を起す

無聲之事

木は首を土に生し倒に立て釣合て物に不觸は无聲物に觸て五音を生す

無術之事

金は性剛にして自ら術をなさす故に常の術なし形に依て術をなす

無法之事

士は五行四季に通して常なし故に無法なり

此目錄五ヶ條を能々工夫鍛練して萬物に通達すへし

此六卷者當流純粹奥極之書也自先師以降唯授一人之外雖不可爲受授今依難子之懇望默止而竊所令許授也宜有練熟者也猥不可有外見矣

寛永三年十一月　日

至極之卷 畢

兵家貫通血脉書

夫兵法相傳之濫觴者以周太公望爲本爾而孫子呉子尉繚子司馬法相繼而至黃石公之張子房爾後適々相傳而後東漸至碎鑑禪師以心傳心兵家貫通血脉之相傳自神戸能房初而傳武家而舊傳之大江維時與遺法集合又右名將秘契事理拔粹至名取藤一水正武敬而奉大君之命號新楠流全備大象初而修整從是師弟相傳至于今綿々不失者也

名取流秘傳書

抑此金瘡之一卷者雖見不限于私家尤代々療覺可多効之變治于爰自虛空神童一人來而秘術湯彼物湯之了簡一文字等之奇方先家之老人密傳之則老人頂戴而記寫然後以此秘法施蒙疵患人則起臥自由而治療無卒爾云々孚其功大也是神傳之妙術愼而可信用者也

一血縛之方雖記書面大節之手負老躰抔勿用先つ是秘術湯之大事時者自由療治する者也

一他門亦は不聞大事人於軍隊數多之手負に血縛を與へ自由に寢させ雖療治是を眞實に不可思然則は平世一兩人之手負をも可爲自由共變を指し或は箱を挊へ入苦みさすを見る則は右之大事具さに工夫し能々可得意者也

一秘術湯彼物四物湯一文字此大事を與る時は矢疵鎗疵鉄砲或突疵亦は蒙淺手深手共三貼藥用之後其氣色不違者は其陣可勤者也其妙往古より相傳之事不可疑古へ良工は人之背を割り臟腑を入替さ云々然則は誠に大事可在也

一於軍陣有數多之手負則は右之秘術湯彼物四物湯之大事を調合而大釜にて煎し天日に二三盃與る時は縱ひ不自由の老躰蒙淺手深手即時に寢さすへし依之平世一兩人之手負も起臥自由に療治する也秘術湯之藥味を見よ血縛にては無者也

一手負を自由に療治し其病人大ひに快よく其禁忌を敏さ不致必す不覺可有其旨能々可分別也

一秘術湯彼物四物湯一文字等手負に二三貼可與後は定業成共其疵にては不可死或は三貼服用して保き者は如右大事之深手成共氣色能成則は其陣へ可出也筋骨切たる共氣色少しも不違事無疑如此之心持に不限五十騎百騎の手負有時は右の秘藥を調合の大釜にて煎し置而々二三椀宛可呑也藥用後は起臥自由に致す共不苦平生一兩人の緞我人も右同前也若し血縛にて加樣に療治ならは此趣可爲僞也然則秘術湯之大事にて自由に治療す老若固より虛性にて痩疲れ手足に無力躰弱き者抔にも能秘術湯へ加減を以て服すれは則本病共に平愈する者也實に秘術湯之功能可致貴重者也

一本方

秘術湯

傳曰打身口破れは是を用る骨を傷くには外に藥有奥に書す又打身不破共骨を碎く或は打身強く目を廻せは是を用ゆ

人參 膿は倍　當皈 骨痛は倍　大黃 血胴に落腹張は倍　欝金 血吹に倍

黃蓍 膿多出れは倍　芍藥 腹痛は倍　川芎 骨痛は倍　地黃 血益虛倍

白朮 腫は倍　桔梗 咽痛は倍　茯苓 腹下は倍　沈香 血洸み胴に落倍

各一兩

白芷 膿は半倍　木香 疵痛胸痞は倍　甘艸　各二分

以上十五味

内傳

一肝之臟とは骨之切たる事　此症には虎骨を加ふ又當皈を倍す

一心之臟とは皮肉之切たる事也　此症には虎骨虎肉を加ふ又當皈を倍す

一腎之臟とは腹之切たる事也　此症には血縛を不用

一腹之疵には內藥に彼物を加へて二包可用血縛と同し事也

一產後之時も腹の疵と同前也　此時も大黃半分加へ後の物下りて後吐也

一血縛は當座之氣付也打藥肝要也二包三包之藥也一包不保は定業也內藥も用間敷なり

一血不止間は脉の微成は惡し浮成は生也

一大事の疵を蒙て一時より内は脉の絶て不動は生也平脉は死也是は一時より内の事也後は平脉なるは善絶るは死也

一疵塩湯にて洗ふ時絹の湯手にて絞り掛洗ふ也

一吐逆に四君子湯丁子干姜を加へ用たる事有と云

一若手負酒に醉たるは藥を返す事可有秘術湯加減之事

一手負頭痛には　川芎蒂木白芷を加ふ

一氣煩ふには　人參を加ふ　　一色惡きには　芍藥を加ふ

一疵口廣きには　大黄を加ふ　　一腹痛腹の疵には　地黄を加ふ

一腹瀉過失には　大黄を減す　　一小便不通には　芍藥朮香山梔子を加ふ

一大便不通は　大黄車前子牽牛子かい仁を加ふ若吐程ならは大黄を倍へし小便通せは大便不通共不苦但餘り不通は二包大黄倍へし

一反の心有には　乾姜を加ふ

一虫の心有には　陳皮青皮大連莪木欝金縮砂杏仁を加ふ不食にもよし

一食不進熱在は　前胡細辛獨活白木大黄車前子黄連を加ふ一方犀角を入

一癪り有は　內藥に丁子柿の蒂を加ふ

一咳せは　桑白皮荊芥を加ふ

一痰有て咽痛は　巴戟白茯苓

右等分に合して生姜五片入煎て與へよ此藥は唯二包程與へよ多くは悪き也生姜抔は温物にて咳さへ止は不可用二包にて咳は止へし
一血縛合時虎肉不加れ共不苦其時は則不可寢內藥十包程用ひたらは寢ても不苦
一腹の疵の時も彼物無之共不苦其時は則不可寢連々に寢てよし彼物を加へは則寢させても不苦但人に可仍
一筋骨切たるには黑猫の黑焼を茶半ヒ程藥呑時歟湯水呑時に可用
一手負口籠り不言事在は虎膽を細に刻て甘艸の粉と等分に合せて可服なり若虎膽無之は狐の肝を入る呑様はぬる湯或は人參を煎して可用可秘也
一疵に膿かゝらは內藥を替可呑
一十全內補散
一化毒內補散　腫物によし
人參　甘艸　桂心　防風　當皈　桔梗　各一兩　川芎　厚朴　白芷　各一兩
右散藥にして可服又木香の煎汁にて可服
一尊重圓　血下し
人參二兩　大黃　牽牛　沈香　丁子　縮砂
檳榔　桂心　虎肉　當皈各一兩　巴豆五粒
右粉にして葛糊密にて○是程に丸して一度に四十粒若三十二粒或は五十粒茶を衣にきせ能茶を

立歯にさへすして用之　ロイ

一三黄圓　胴へ血落て腹張結するを治す大黄黄芩黄連　各等分

右刻み煎服之又丸薬にもする也

一四物湯に蒲黄を當分に加へて火を入る也

疵膿には　地黄を去て黄芪加へ　疵痛には　防風桔梗を加ふ　虫發らは　木香又

莪术を加ふ

一神藥湯　一名補役湯

不食して身の毛よたち痢結し欠ひの心有時は狂氣する事有者也左様の人に可也

麻葉炙て末　川芎　甘艸　沈香　人參　紫蘇酒に漬し陰干　陳皮各一兩

右煎し服す又散藥にもよし

一本方

氣付藥　一名人參散と云

人參十匁　甘艸二匁五分　蒲黄五匁　胡椒廿五粒　木香五匁　縮砂五匁

右粉にして五分つゝ大事の手負には湯にて服す此藥は虫を靜め血を能押へて手負の氣を凉する

手負氣を取り失ふ時可用之常は不用也

一二蘇散

此藥諸の氣付によし手負には不用共不苦

蒲黄倍　葛根各十匁　人參七匁五分　丁子一匁二分　甘艸六分
右粉にしてぬる湯にても用ゆ一切血の道に善殊更婦人産前産後に用ゆ
一血を止る内藥
蒲黄　阿膠鼠糞炙　麒麟血各等分
右煎服す
一十全内補散
胴の疵久敷不愈して疵癰に成て内苦み咽乾き扁身腫抔して大事に及ふ時に用ふ
人參二匁　川芎　當皈　厚朴　桂心　防風　桔梗　白芷
黄芪各等分　甘艸二分
右粉にして一包に茶五服程つゝぬる湯にて用ゆ　一日に五度與へよ内より癒て疵口より肉上るなり
一あいす藥
川骨焦色焙十匁　百艸霜七匁五分　甘艸少
右酒にても塩湯にても用之
一本方あいす
此藥秘術湯の間に切々用ゆる野掛にては秘術湯の代りをする切々可用之
川骨十匁　百艸霜七匁五分　甘艸少　十八さゝげ二匁五分　人參七匁五分

芍藥同　　桔梗五匁　　川芎七匁五分　　地黃二匁五分　　梨霜五匁　　蒲黃二匁五分

右粉にして酒か湯にて用ゆ大事の手負には不放內藥の間に用之

一黑藥

夏冬之土用に尸人烏を霜にして茶一服を二服反せは可死也

一箭之根拔藥

瞿麥　　杏仁　　薏苡仁等分

右粉にして油にて解て用ゆ疵口へやは〳〵さ押ロイ

一三重圓　諸の疵腫物に付てよし

青木葉　　車前子各霜　　黃柏生　各等分

右粉にして胡麻の油にて煉

一肉を續藥

龍骨　　白及　　白然銅各等分

右粉にして捻掛る又油にても付る

一血止

土龍　　人參　　甘艸各等分　　霜

右急に血吹出る時少し舌頭に置

一血留

はるさんよう　いけまん　二味等分　紫檀火を忌む　蒲黄　麒麟血火忌　各等分

右合疵の上へ捻り掛上をかちんの布て可巻

一同方　鬱金黄柏乳香湯糞きりん血楊梅皮

松の緑を末しめ付へし

一五香連翹湯

沈香　雞舌　沈香　大黄各一兩　桑寄木二兩代りに續斷を用ゆ　黄芪一兩

乳香二分　木通一兩　麝香二匁　連翹半兩　藿香二分　升麻二分

右煎服之

一血止

川越ロイ　五八艸一疋　第七本霜　麒麟血　紫檀各一匁

右粉にして用

一虎膽花蘂石散　一文字さ云

人參　華蘂石　黄柏各一匁　辰砂三分　龍腦一分　虎膽　牛黄各五分

右粉にして水にて用ゆ

一男女氣付

人參　沈香　甘艸　金玉　燒味噌　大栗各等分

一もじ五木

右煎し服す

一疵腫痛には

天南星五分　石灰少　甘艸生

右粉にして可付

一荊芥散　疵痛時に

荊芥　一味粉にしてぬる湯にて茶一服程切々用ゆ

一疵切放れたる時之事

鹿のをり骨を皮を削り骨のよあいへ指入繼也右骨なくは柳の木を削りて可入繼て上を柳の皮にてあみ上を可卷手の落たる方を桑の葉の人はたに成程にむすへし物越女の手を出し繼たる手をさするへし

一沒藥乳香散　一切打身に佳

沒藥　乳香　肉桂　當皈　白芷　芍藥各一匁　白朮二匁　甘艸少

右酒少し入煎し用ゆ又粉にして酒をあたゝめ用ゆ

一付藥

楊梅皮二匁　黄柏　桂心各一匁

右粉にして堅のりにて張

療治心得之傳

夫疵者血を犯し皮肉筋骨を痛むは人の强弱に依て死生をなす故に血を沈め心の臟を補ひ疵之淺深を見て療治す五臟の强き者は其疵痛み脉沉遲にして靜成を好浮急成を嫌ふ上氣し心亂は氣付を與ふ血過は止之輕瀉藥を服する事勿れ大小便結せは補心胃之腑膀胱之調和血氣順四物八物平血九珍川芎湯車前子等之類を以て治之若惡寒せは橘紅黃蓍白芷木香獨活茯苓甘艸を加ふ熱氣在は白朮桔梗陳皮麥門葛根を加へて療之皮肉を痛みは川芎當皈等之藥には不如骨の病みには虎骨蛇骨當皈等の類に不如皆相當之方を求む是故に先つ疵の樣躰を審察して可施治療と云

一四物湯

當皈　芍藥　川芎各一兩　地黃一分

右水一盃半入一盃に煎し分て二服に又滓三盃半分に煎し不飽時に服す

一八物湯

白芷一分　黃連一兩　車前二分　木通一兩

右四物湯を加へて八物湯と云

一平血湯

地黃一分　杝楡　木通　茯苓　陳皮　黃連各一兩　菊花

蒲黃各二分　甘艸少

右煎服之

一九珍散

當皈　紫蘇　人參　沈香各一兩　乳香一分　澤瀉二分　牛膝一分

舛麻一分　甘艸少

疵腫脹多愈る事遲きに煎し服之

一進食には

陳皮　白朮　縮砂　桃仁　藿香　便倉　青皮　莪求

丁子　肉桂

一虫積發には

三稜　莪求　薏苡仁　黄連　青皮　莩金　良香　干姜

縮砂　丁子　川芎

是寒熱の煩ひに依可加輕不可療治

本方
一右之方に有疵は舛麻を加ふ

本方
一左之方に有疵は柴胡を加ふ

一黄蘗湯　此藥三服與ふ血縛り也

人參　白芷　麒麟血　甘草各二分　黄柏　松翠　合歡若翠

糸何車各二分

右八味此内へ彼物を可加なり　皮肉を痛まは虎骨を加へよ虎膽もよし

一夫疵を蒙り血吹には血を止め氣を取失には氣付を與へ先あいつ藥を與へ扨初中後秘術湯を用ゆ血

にはなし疵を蒙りて四五日目に洗湯の中へ盐少し入常の湯の如くにして洗ひ扨能水をすくひ三重

圓初中後付扨夏は毎日冬は二日に一度つヽ右の如くして洗ひ疵口より風引は破傷風と云て疵痛む者也秘術湯に加減を以て服す

一彼物加へは則寢さすへし軍陳にて山野にて手負類多し起臥自由にする事大事あり彼物の指引口傳・

一彼之物　人參虎膺莘藥石各等分散藥也　右血止其外諸事に用ゆ用ひ様は薄一服程つヽ也

覺　書

一秘術湯之内白芷半と有之は外の藥味一兩之時は白芷は半兩也

一肝之臓とは骨の切たる事也骨の切たるには虎骨當飯此二味を放すましき也

一心之臓とは皮肉之切たる事也皮肉の切たるには虎骨虎肉當飯を放すましき也

一食不進熱有には此内に蓮を加へと有は大蓮の事也

一四物湯藥味の本方は當皈川芎芍藥熟地黄なり是に蒲黄加へる少し火を入五味にして其上は加減之事也　各等分

一血止に口傳と有之は粉藥を振掛其上を青木の葉にて押へ置事也

一虎膺莘藥石散一文字の事也人參虎膺莘藥石は濕氣有之故乾き候程の火にて炙り候也總而人參は炙り候か佳也

一葱五本とは是は白根を用ゆ

一黒猫霜とは黒猫の舌と毛と一つかみ程黒燒にする事也

一荊芥散は疵に虫はきたる時分は水に荊芥散を入鳥の羽にて撫虫を捨あとへ荊芥散を振置は虫はき

不申尤鳥の羽は雉鷄を忌也

一一文字は水にて解疵の上の所に一文字を引疵にもぬり手負にも用ゆる薄茶二服程用ゆ

一腹腸出申候時は秘術湯猶以一文字を與ふ膚にも一文字をもぬり青木の葉をぬる湯に漬其葉にてそろ〳〵と押込申候

一秘術湯は内藥なれは是を本に立置加減する事也外に内藥加減と云はなき事也

一物越女の手を出し纔たる手をさするへしと有は障子をしめ狹間を切明夫より手を出しさする事也

桑の葉人はたゝと云事は柳の皮にて上を可卷其上を桑の葉を火にて焙り暖たか成内に纔口は不及申焙り候葉にてむす心持にて候葉の上をは紙にて括り置候時に依て桑の葉も無時は青木の葉を用ゆ

一四物湯之次に二行之品有之候是は四物湯加減可有之也　各等分

一秘術湯

人參　當皈　大黄　欝金　黄耆　芍藥　川芎　地黄

白朮　桔梗　茯苓　沈香各一兩二分　白芷半兩　朮香二分二　甘艸各二分

右煎し服す

一血止

紫檀　蒲黄　麒麟血各等分

一同

五八艸　第　麒麟血　紫檀

右皆口傳
文久三癸亥年六月下旬　　　印あり

龍游祖然和尚
徑山一五禪師
十傳略
梅公安公
本朝榮高禪師
宋運禪師
宋哲禪師
五傳略
了運禪師
俊的和尚
二十一名畧
神戸能房
神戸房實
嶋田潜齋
楠不傳
名取正武
号一水
名取匡敬
号青龍
名取直興
菅沼政休
大畑辰明
富山右門
四傳略
名取正良
名取兵左衛門
七傳畧
藪谷顯勝
七傳畧
五傳畧
藪谷勝羨
瀧本義輝
片山武右衛門
澁谷敬之

南紀德川史卷之百六十四

臣　堀内信編

文武學制第七

武術四

弓術

弓馬は武門に於ては最も重きを置總して武術之棟梁たり故に　國祖以來時々奬勵斯道に遇せらるゝの法最厚し彼の本堂京都三十三間堂大矢數總一を演すれは子弟二三男の若輩と雖も直ちに新知五百石又は三百石を賜ひ家を起し半堂矢數總一となれは現米八十石乃至六十石を賜ふ他の武術に比類なし故に元和四年より寛文八年に至る迄本藩より本堂大矢數總一者十八人を輩出姓名等は武術傳に詳也名譽諸藩に冠たり加之貞享三年に至ては彼の和佐大八出て偉名を轟かし遂に弓の天下は紀州に定まるとの世評を博す以て紀州弓術の盛也しを知るへし左れは名人妙術之士續々起り就中佐武源大夫吉見喜左衞門同臺右衞門葛西園右衞門の如きは實に弓の俊傑にして源大夫は臺右衞門之師臺右衞門は園右衞門大八之師園右衞門は寛文九年　將軍之上覽を辱ふし朝鮮の强弓無双と呼れし李万(吉)一本古を驚かしたり此外抜群俊秀之徒不尠いつれも斯道の師範となり門人敎授をなしたれ共或は其己人に止まり世に相傳へて家業となしたるに限らす依て己人に付ての傳記は武術傳に讓る此編は文武學制の編纂なるを以て近世迄弓術の師となり闔藩敎授の事等都て學術に關する分を揭く即ち其師家たり

しものは和佐小川二家落合兩家益田高橋合七流なり

一各家共卷藁は師家の家々にて修業大小の射的は城南岡山の堂形に於て演習す堂形とは木造華表様之假枠を六十間の間六七間毎に一線に配置即ち三十三間堂の庇に擬したるなり故に堂形と稱す本堂半堂通矢を志すもの先つ此堂形にて枠之内を矢之疏通する事を鍛練するなり

一吉見臺右衛門經武 吉見喜左衛門經孝長男 隱居後順正と號す　初喜太郎

生て三歲射を好み弓矢を弄する群兒に異なり下村吉種見て之を奇とし其術を授く其業年と共に進む後佐武源大夫吉全にも從ひ學ひ射道秀逸於是吉全吉倘兩師より流儀之本家に詰寛永十七年石堂竹林爲貞より印可を得たり爲貞播州に於て卒し跡斷絕依て竹林流之道統經武を以て正統となすと云々

一正保二年二十才にて新規四十石に被召出明暦元年知行百石に成万治三年於京都大矢數總一に付知行五百石を賜ゐ元文九年二月葛西園右衛門　御前に於て弓能仕能訓候故を以御加增貳百石被下

延寳二年二月弓同心御預被　仰付同六年十月今に至弓稽古致し弟子指南を出精に付御持弓頭被　仰付天和三年十二月弟子取立能仕候付時服一被下

貞享元年十一月久々御奉公申上弓之儀も出精弟子をも取立候付御持弓頭御免御近習詰御禮式之節は御先乘之前に可罷出旨被仰付同三年六月先年葛西園右衛門大矢數爲致此度又候和佐大八にも大矢數爲致兩人共若年之者取立別而精勤指南仕候付爲御褒美代金三拾枚義景之御腰物被下

同四年八月年寄候迄弓之弟子別而宜取立于今無懈怠に付中小姓被　仰付

元祿元年十一月大勢弟子共取立殊に大矢數仕候弟子兩人迄取立候段射藝功者にて精出候付御時節柄には候得共三百石御加增千石被成下候旨被　仰付

同六年八月奉願隱居隱居料三百石被下寳永三年二月八十三歲にて病死

嫡領喜太郎經緯跡目相續後臺右衛門と改む以下連綿繼承と雖も弓術家業の事見へす

按するに　祖公外記附錄に臺右衛門は京都にて兩度迄大矢數を射損明暦三年三度目に上京之處山口御殿へ被爲成候節急に被爲

召其方は三度迄矢數を企候事心得違にてはなきや此度射損候はゝ切腹不致ては濟申間敷と御叱被遊何やらん御投付被遊候故奉恐入暫して頭を上け候内奥へ被爲入候故御投け被遊候物を見るに金子三百兩包を被下候にて難有頂戴直に山科海道より上京遂に天下総一射上けに付五百石に被召出已來竹林流之射人は山科海道より上京之事嘉例に相成云々と記せり明暦三年は家譜所記之通りなれは万治三年之誤りならん三度迄矢數をなせしとは三十三間堂大矢數通し矢人數之内に明暦二年閏四月廿一日通し矢六千三百四十三本吉見臺右衞門とありて射損したるには非さる如し今一回之事は不詳

落合家舊記に

南龍院樣御代吉見臺右衞門江戸へ罷越射禮家元小笠原丹齋方にて家傳之書籍一通傳授受候處秘事大事并三騎射之書等は相傳不致候付　南龍院樣丹齋を被召寄御懇之　御意にて臺右衞門は射禮執心格別之者に付家之秘傳書籍不殘相傳給候へと御賴被遊候へは丹齋謹て奉畏此上は紀州樣へ御傳授申上候心得之旨にて皆傳之上証文狀給り候と云々

又堀内家舊記に

吉見順正より相傳臺右衞門致所持候弓法之書物并弓道具等臺右衞門病死後悴喜太郎所持之處幼少に付佐野彦右衞門改弓書三百〇一冊圖面古物弓矢等三十九点御納戸へ納り追て入用之節は御下け被下候筈との記あり是は後代の臺右衞門時之事なるへし

一臺右衞門の男喜太郎は弓術を家業と爲さる如し經武の高弟葛西薗右衞門は師に先て夭死す依て經武元祿六年退隱の後は弓術師範を門人和佐大八へ讓りしなるへし經武長壽寶永三年迄存命なれは大八尙師命を受け敎授をなしたるならん薗右衞門大八の事は如左

一葛西薗右衞門　葛西喜兵衞友秀二男

父喜兵衞友秀は飛驒の人寛永十酉年射藝を以知行貳百石に被召出山口御代官となり寛文八年十一月悴薗右衞門弓能仕候付御代官御免寄合組に入天和二年二月隱居す兄源五右衞門友明寛文五年より堂形に於て度々千射をなし大番組八十石になり天和二年二月父之家督相續御弓役となり元祿八年六月病死以下代々本家相續す

薗右衞門は吉岡臺右衞門々弟にて弓出精に付寛文四年五月廿五日十四歳にて十人組廿石に被召出家を起す

寛文七年三月廿一日於京都千射致し九百六十本射通す

同年七月廿六日八十石に御加増　宰相樣へ被進同年十月廿六日夜居番被　仰付

同八年五月三日京都にて矢數被　仰付七千七十七本射通し總一と成る于時十八歳
同年十一月朔日若年之處弓出精當年矢數致し候付現米貳百石に御加增于時十八歳
同九年三月十四日於江戸射藝　上覽被　仰付　嚴有公へ　御目見御小袖三つ拜領す
同月御切米を地方に御直し知行八百石に御加增同年閏十月十二日御弓之衆被　仰付
延寶三年九月十九日病死于時廿五歳男女子無之家斷絶
將軍　上覽之時折節朝鮮人來朝内に李万(吉)[一本右]と稱する强弓無双の者ありて射術を　上覽に備ふ依て蘭右衛門に李万(吉)[一本吉]と對射
を命せられ各弓を取替試みせしめ給ふに蘭右衛門か弓をは万(吉)[一本吉]矢をつかふ事を得す万(吉)[一本吉]か弓をは蘭右衛門射折たり　將軍
御感美の餘り被爲召たる紅裏の御衣を賜り紅裏を表にし肩にかけ其儘にて途中參るへしとの　上意にて絶代の名譽を顯したり
と南陽語叢に書す八百石に御加增の厚賞を賜る宜なる哉

一和佐盛右衛門實延　和佐九郎右衛門豊範總領　初森才兵衛と稱す　生國紀州

森才兵衛と名乘隱遁之處　龍祖御入國已後木名相立候樣御内命により佐武源大夫弟子にて射藝相勵み後同門之弟子吉見臺右衛
門弟子に成り於京都千射同矢數等仕木名相立和佐森右衛門と名乘る後被召出御扶持方被下獨禮被　仰付
延寶三年十一月十一日御切米三十石被下天和二年二月廿五日堂形へも罷出相勤御藏御弓矢之儀宜樣に好見集仕候に付御褒美
被下
一貞享二年十一月不調法之儀有之御切米被召放御用捨を以其所に罷在候樣被　仰付寶永五年九月會所園入被　仰付同六年三月園
入御免享保八年八月八十六歳にて病死

一同　大八範遠　森右衛門實延總領　初才右衛門

天和三年七月十二日部屋住にて被召出家業有之に付十人組被　仰付射藝別て器用に付爲稽古料年々御金被下彌家業相勤可申旨
被　仰付
貞享二年十一月十一日父森右衛門御咎被　仰付候へ共吉見臺右衛門弟子にて射藝宜付御用捨を以只今迄通御扶持切米被下被召
仕候通塞可罷在旨被　仰付
同三年四月廿七日於京都大矢數日木總一と成る

總矢數一万三千三十三本の內通し矢八千百五十三本　一說に八千百三十三本

同年六月晦日今度於京都大矢數仕候付地方三百石被下夜居番被　仰付

同四年正月十九日今度有本左助堀江甚之丞京都へ矢數に被遣候右兩人取持に其方を連參度旨臺右衞門存念之通可被遣間臺右衞門と一所に致上京諸事差引をも可仕旨被　仰付

同五年四月朔日　中將樣御もらひ被成射藝をも　御覽被遊度旨に付　中將樣へ被進御加增貳百石都合五百石被下射手役被　仰付

元祿八年正月廿三日頭役兼被　仰付御近習へ罷出　御目見等仕候樣に被　仰付

同十六年十一月廿八日悴豊之丞江戶へ遣し半堂射させ度旨內存願之通御射させ可被成間彌稽古爲致可申旨被　仰付

寶永五年九月十五日御寺之儀有之物頭へ御預け被　仰付

同六年三月十三日鳥居幸次郎儀大八妻へ艷書を遣候儀に付弟半六の不屆を乍存知內証に事を可濟爲若黨之仕業に取成可申由幸次郎方へ申越たる段不必得千万且身上之儀に付彼是調略之趣相知れ別て不屆至極候へ共今度大赦之御時節に付御吟味不被　仰付御用捨を以安藤帶刀へ御預け田邊へ被遣候旨被　仰付

正德三年三月廿四日五十一歲にて病死

按するに大八か京都三十三間堂にて本堂大矢數をなし日本總一となりたるは古今無類の美談に傳はり天下知らさる者なし此時吉見臺右衞門星野勘左衞門心を盡して保護遂に弓の天下を取らせたる事共等武術傳本人の部に詳記すれは爰に贅せす

和佐豊之丞貞恒　大八範遠總領　後才右衞門と改

高林院樣より豊之丞と幼名を被下元祿十六年八月二日十一歲にて御帳前小的千射を勤寶永六年三月父大八御咎に付在鄕へ遣し置可申旨被　仰付

元文四年二月射藝有之者に付被召出七人扶持被下

寬保元年八月射藝指南被　仰付已後御切米廿石三人扶持獨禮に進み明和七年十月十四日七十九歲にて病死

總領才兵衞範種相續已下代々射藝弟子取立被　仰付當流之師範家たり

一小川彌七郎祐興　元祿十五年主稅頭御徒に被召出後十人組並小寄合十五石となる

元文四年十月十三日泊彌三郎弟子にて射藝年來宜致候付弟子取被　仰付

寶暦四年四月廿七日病死

同　二三郎兵衛知興　彌七郎祐興總領
　　　　　　　　　　寶暦四年六月父跡目十五石輕小寄合

寶暦八年九月朔日射藝出精に付十人組並三人扶持弟子取扱被　仰付
安永四年正月十八日厄介野呂定吉京都卅堂矢數一旦取立總一なも致候付獨禮被　仰付二十五石に御加增
天明三年七月廿四日弟子共出精取立野呂助左衛門儀京都大矢數なも仕候付大御番格被　仰付五十石に御加增
寛政六年八月二日病死七十六歳

同　三郎兵衛長興　三郎兵衛知興養子初爲之丞又彌七郎
　　　　　　　　　寛政六年九月養父跡目四十五石獨禮格小普請

寛政七年正月廿日弟子取扱被　仰付享和四年正月七日病死四十四歳

同　七郎左衛門勝興　三郎兵衛長興總領
　　　　　　　　　　文化元年三月父跡目三十五石小十人小普請

文化十三年閏四月廿日弟子扱仕候付御番御免

養子元輔政興　實弟

文政元年相續以下弓術指南家たり

一　益田外記暉房　柘植傳次郎房興次男
　　　　　　　　　元文六年正月弓術出精に付廿石三人扶持に被召出

延享四年二月射藝出精に付中之番格被仰付三十石に御加增
寛延元年十月九日小野七藏弟子指南之儀小野惠左衛門と兩人へ被　仰付弟子共申合指南可仕
寶暦七年九月　常陸介様御弓御稽古御用之節罷出候付御番御免
寛延三年より御弓役並後本役となり六十石に御加增御足米廿石被下
安永三年二月廿八日病死六十歳

同　外記房考　外記暉房總領　初左門
　　　　　　　父跡目四十石大御番

安永九申年二月廿日父外記取立候弟子取扱可仕旨被　仰付後御弓役並より本役となり八十石に至る

文化二年十月二日病死五十二歳

總領外記房喬　實二男　相續以下弓術指南をなす

一高橋三郎右衛門長諟　太田松之助厄介

寛政六年八月射藝に付以下小普請廿石に被　召出

文化十一年六月益田外記元弟子指南仕益田辨次郎御用立候樣取立元弟子共をも可取立旨被　仰付

文政七年十月益田外記儀此度弟子扱被　仰付元益田外記弟子共取立御免折々右稽古場へ罷出取立方外記へ可申合旨被　仰付

後追々昇進御弓役御足高御增し七十石に至る嘉永二年八月三十石に御加增

總領猪久之助長明相續弓術指南をなす

一落合新藏

吉田卷右衛門弟子にて寛政三年故有て卷右衛門弟子指南を被　仰付（卷右衛門三代の時の由）當代馬之進に至る迄四代家業相續すと云

當家は吉見臺右衛門より吉田卷右衛門へ相傳したる射禮射形の法を卷右衛門より受續き總て禮射の事を專門となし左の御用等數回勤務の由射禮は小笠原流射形は竹林流と云ふ

一御代々世平弓幷神通之鏑矢調進

一御簾中樣姬君方御輿入之節御弓矢調進

一御誕生之節蟇目修法

一御宮御參詣之節蟇目鳴弦御守修法

一御祈願又は特旨にて日前宮國懸社八幡宮岡之宮等へ騎馬步射御奉納

一家藏の弓書は弓法大全前集　五十六册　追加弓法大全　廿六册　小笠原家傳之書八册ありと云ふ

右記中泊彌三郎小野七藏吉田卷右衛門及ひ西川又太郎等弓術師範家たりしと雖も家譜傳はらされは詳ならす

兎に角近世師家と稱せしは前記和佐小川益田高橋落合と小川八三郎と落合楠太郎の七家たりし如し（小川八三郎落合楠太郎の家譜傳はらす）畢竟常の師といふには非すして先輩者死亡等の時其子指南に堪へされは門人高弟中の堪能者代て指南となり其子孫亦業を續き指南相承する如くして自つから數派をなしたるならん今や各家の子孫多くは退轉離散流義相傳の記類逸失更に得る處なく斯道傳統等の事漠として知るへからす蓋し略左表の如くなりしと想像せらるゝ

流名	流祖	中祖	相傳	同
竹林派	大和國住 日置彌左衛門範次	大和國眞言宗竹林寺 住職石堂竹林坊如成	佐武源大夫吉全 吉見臺右衛門經武	和佐森右衛門實延 同大八範遠以下代々相傳
同	同斷	同斷	和佐大八範遠	西川與助如治 小川八三郎義方以下代々
同	同	吉見臺右衛門經武	吉田卷右衛門	落合新藏 子孫相承馬之進に至る
吉田流	日置彈正正次	妻木助九郎勝敎	泊彌三郎永英	小川彌七郎祐興 同三郎兵衛知興以下代々
同	同	同	小川三郎兵衛	落合惣右衛門 子孫相承楠太郎に至る
竹林派	日置彌左衛門範次		小野七藏	益田外記暉房 子孫相承貫十郎に至る
同			太田松之助則貫	高橋三郎右衛門 子猪久之助に至る

江戸御家中の弓術は芦川良助安永五年巳後初めて開始し代々弟子指南を被命日々自家稽古場にて敎授をなし小的射的は赤坂邸內中段射場に（芦川官舍は中段にありし也）大的は千駄ヶ谷邸射場に於て演習す安政三辰年山屋敷へ文武場一郭建設の時卷藁稽古場射的場共場中に公設爾來は是にて修行せり然れ共西洋銃隊操練盛なるに隨ひ弓術は漸次衰微人顧みす維新五六年前には既に廢絶に歸す若山亦然りし也良助之事は左の如し

芦川良助備助　（芦川甚五兵衛公明嫡子同苗八郎公久男 初苗字小田）

寶曆十年射藝年來出精に付稽古料金拾兩被下明和二年八月射藝年來出精に付新規被召出榮三郎樣中小姓御切米十三石三人扶持被下後格祿累進す
安永五年十月江戸常府となり爾來江戸御家中弓術指南被　仰付　方々樣御弓術御相手を勤本名芦川に改む
寬文十年正月久々相勤弟子指南をも出精に付御徒頭格六十石高に御足高被下文化元年九月七十一歳にて病死

總領良助　（初又吉）

公翰跡相續同しく江戸弓術弟子取立被命其子幸之進公久師家相續維新前に至る
良助備助は多藝にして炮術をよくし軍學は橋爪鎗は大嶋流劔術は金田流後田宮に改流いつれも其術に練達江戸橋爪流を開起せしも同人なり

馬術

馬術は一般大坪流を用ひ往古より近世に至る迄御馬役（元御馬乘と稱す）の輩公馬にて各自の門弟を敎授（若山にては宇治御厩又は扇之芝追廻し馬場江戸にては赤坂邸山屋敷御厩にて演習す）するの慣例にして別に弟子指南被命之事なし古來馬術の名人と呼はれし者不少し松野惣太郎大林內右衛門井出乘隱笠井老右衛門父子等之如きは最錚々たるもの也詳には武術傳に記する如く而して若山にては井出兩家（井出半之右衛門 井出七郎右衛門）江戸にて笠井老右衛門家は代々

大嶋流鎗術

馬術を家業とし餘は時々其術に練達之者御馬役に拜し隨意其門人を教授必す世々家業としたるに限らす（或は一二世は家業さしたるもあらん）されは馬術には所謂常の師なく流法別派といふ事もなく他之藝術と頗る躰裁を異にし更に記すへきの事なし大坪流傳授書世に傳ふるもの丶外各家秘訣の書類も蓋し尠からさりしか今傳ふるものなし

一子弟二三男等數年武術を鍛練上達の者へは年金を賜ふ之を稽古料と稱す弓馬に限りては金拾兩也餘藝は皆銀拾枚とす弓馬は武術の棟梁たるに依る一家の戶主となれは給せられす嗣子以外に在て俸給を得るは此稽古料のみ故に人皆之を榮とし大に其業を勉勵す稽古料の事古く天和三年の昔に見へたり

大嶋流鎗術

當流は大嶋雲平吉綱を開祖とす吉綱柳生但馬守渡邊若狹守吹擧を以寬永十一年　龍祖へ知行三百石に被召出子常久艸庵父の箕裘を繼き鎗術天下無双の稱あり且博學文を善くし詩を嗜む實に文武兩道の傑士とす三代伴六守正職を樞要に奉せしを以て家傳之鎗法を艸庵之高弟土屋立右衞門に讓り大嶋を名乘らしむ之を以心典則といふ爾後典則の子孫代々流儀繼承鎗術師範家たり詳なるは武術傳に記する如し流儀傳統の略左之如し

元祖大嶋雲平吉綱　致仕して伴六又以心と號す寬永十一年被召出七百五十石に至る明暦三年十一月死

二代同　雲平常久　吉綱二男剃髮後草庵と號す大組五百石元祿九年七月卒

三代同　以心典則　初土屋立右衞門正保四年の比より大島伴六弟子となり鎗術修業元祿四年七月大島草庵鎗術家傳不殘相傳に付向後本苗を改大島を名乘鎗術指南被命四十石となる元祿十五年四月卒

四代大島雲五郎典通　以心典剛總領鎗術指南三百石延享元年四月卒八十二歳

五代同　理左衞門英優　典通養子實甥延享元年六月養父の跡目二百五十石相續之處間もなく亂心

六代同　雲五郎典算　英優養子跡目十五人扶持に減す後御徒頭格二百石に進む文化二年八月七十八歳にて卒す

七代方雲に至る迄指南相續之處慶應三年兵制改革銃隊編成により指南役を被免たり

四代雲五郎典通は就中の妙手にて流儀一切之奥秘を究む曾て　將軍有德公の台命により御前に於て他流仕合を演し流儀相傳を奉り天下無双の朱印御免を蒙りたり又八十餘歳にて高弟なる阿州の藩士猪子新吾と立合ひ神變不思儀之術を示す加之文學に達し諸子百家に涉る故を以大に流法を補闕疏述名聲海内に揚る事明鑑の序に記する如しされは紀州の大嶋流といへは諸藩知らさるなく頗る崇奉せられ近世に至る迄來學之者尠からす薩藩の如き江戸在番の士は必す代る〳〵赤坂邸の武場に通學信等亦共に演せし處なり

一江戸にて當流を開始せしは雲五郎典算なり蓋し寶暦明和之比なるへく典算久々在府敎授を命せらる之に繼て渡邊作右衞門妹尾宇平次邦昌川端文之助石川與左衞門妹尾三五七邦保同新太郎後宇平次邦基等代る〳〵稽古場取頭を被命敎授す宇平次邦昌は部屋住にて中奥御番に被召出後御先手物頭三百石に榮進す鎗術の功によつて也川端文之助は前後比類なき達人又三宅郷左衞門は稀有之名手となり小十人より君側に拔擢せらる故に人鎗技を談すれは二人の噂出さる事なし

一當流傳法の書類尠からす蓋し皆元祖吉綱の撰にして典通注釋を加へしならん典通學識あり文章躰裁大に可觀偏武一篇の比にあらす妹尾邦昌は師家の皆傳を受け子孫三世相續て敎授す故に其書幸

に同家に存せり左に述す

〇稽古場壁書

定

一他流之鎗善悪之沙汰縦令一流にても他所之評判堅被成間鋪候相弟子衆中御稽古之節互之節互之善悪を見分御稽古可被成候外之雑談を被成候は心散何も之執行に不相成候間鎗之善悪に御心を附られ御修行可被成候

一稽古場何も御作法又は箇條之趣御背候は御仲間之中より拙者方へ御通之筈御座候

一口論暴論堅被成間鋪候

一若年之衆中と一所に御寄合被成間敷候尤され事堅御無用候

一高聲高笑被成間敷候面々竹刀薙刀稽古御衣類所持可被成候借貸堅被成間敷候

一面具足之相弟子中幷細工人方へ取遣之節無他見様可被成候

一無御斷御居宅にて仕相被成間敷候

一作頭衆預之相弟子衆之鎗無御遠慮御直可被成候

一稽古場之儀付御相談候はゝ一同御寄合可被成候尤拙者留守之節は別て神妙之御稽古可被成候也

天和三癸亥年正月　　當流第三世以心

鎗場規式

一臨場習書者は固守先年之規矩心を撃刺之法に專らにし唯師範之敎に從へし高聲喧嘩幷人之善悪

を評判すへからさる事

一凡出場之面々臘之高下藝之功拙に依指南以下六等あり六等之外を平稽古といふ指南は常日如師範總弟子を敎傳し毎年八月より霜月に至迄四九之日は鎗術之書籍を講談無間斷可相勤事

一大伴頭は總弟子を牽るの法式指南に准し場中之事務を差配する事指南中と宜相談せしむへき事

一古伴頭は新伴頭以下之功拙善惡を沙汰し指南中鎗書を講せは大伴頭と共に出席聽聞し且又總弟子鎗場之參不參を正し帳面に可令印事

一新伴頭は表仕合口之法を可令敎傳功者中臘平稽古之輩事

一功者中は專習仕合口閑暇には講究表一通薙刀表之外は夕稽古日に就新伴頭習用之不可有怠慢事

一大伴頭以下藝術致昇進は追品可加一等是を部入といふ不參之輩七ヶ月ならは降一等十ヶ月ならは可削名簿事

右之條々子弟各守其事常日稽古場無怠慢師範雖不出尤不可令有違犯者也

正德元辛卯年七月　　當流第四世雲五郞

○明鑑之序

我一流祖嘉綱欲窮鎗法之精微經歴諸國偏接名輩鉅公或參異流他門知長兵之中直鎗爲最也而未詳應接之形勢於是發憤精思至忘寢食猶未有得所也嘉綱之長子高堅聰慧明敏夙傳家業有出藍之稱嘉綱偶與高堅語叮其所得高堅曰大人之業也勤其術精矣小子何容喙然以僕之意而言則其唯中段乎可以得應接之形勢令制敵之機變矣其語未畢嘉綱俄然有所得曰善如爾之言也眞起予者也乃授以白紙記白紙記

也者非一流精熟者則不能得矣吾徒所謂唯授一人者也於是益得鎗法之精義而著鎗法明鑑一卷蓋直鎗之利中段之勢心地無思邪而形體離相也有能得於此內外貫道心手相應則千變万化之妙不可勝用而制敵之機先在我矣自是一流之名洋溢乎四方至我父典則諸國學鎗法者師焉所恨者明鑑之爲書略存條目而不論其工夫則可與達者言而已矣誠不能使後生通其妙旨也是以爲我門徒者徒以明鑑作授受之證而不詳其精義或以偏見立異說或稱有別傳誑惑後生居之不疑嗚呼流傳之弊何至於此也我自蚤歲學家業親受高堅之眞傳患末流之如此因授鎗法之餘暇講習此書使人先得之心而後施之其術又爲注此書以導後生於是人々始知此書之妙旨精微非空言之比也而吾門徒之精鎗法者比父祖之時而有加矣蓋此書在父祖之時譬諸美玉之在石裏人未知其爲至寶也經匠人之手窮追琢之工而温潤之氣象光耀之昭灼不可掩矣或爲圭璧爲瓚斝或合璽章之信或飾瑚璉之器今我講習此書且爲作解義所謂美玉經玉人雕琢之工也使人々有所得而各至其精微者此圭璋瑚璉之成器也余也不才何敢望先人萬一也而至世々傳家業不墜使一流妙旨大明於世則不敢多讓焉於是叙其始末書卷端所謂解義用諺語俗字頗有不雅馴者欲晩學後生易讀且曉也我徒其思焉嘉綱大嶋氏其本名有所諱而更焉以一流傳高堅高堅傳典則至余凡四代

享保十四己酉八月　　大島雲五郎典通識

○明鑑假名鈔

明鑑

此書鎗術の一道に於ては明かなる鑑の如く業も理も是に依て工夫練磨すれは得心應手する事たとへは鏡に向ひて我か形ちをうつし衣冠を正すか如く鎗術修行の我身に見へさる所を此書に依て見

る時は明鏡に向か如く顯ると云の意にてかく題號とするなり然れは此明鏡へ我か心躰の善惡をうつし見る事にして五十一ヶ條の條目は心と躰との戒なり心躰の善惡を二つに分けて云ときは心に有豫思無邪の二つ有り形に有相離相の二つ有り心の有豫は惡く思無邪は善し形の有相は惡く離相は善し有豫とは敵は兎せんか斯せんかもし斯せは我は兎して勝んかくして勝んなとゝ心にあらかしめする義にて是俗に云そろはん業と云なり又思無邪とは流儀の習術を心にをさめて能守るときはたとへ如何なる剛敵又は如何なる變異なる業をなすとも敵に因て自然臨機應變の取合せ出來て必敗を取る事なしと安心決定して餘念なく習術を取守るを云なり有相とは有豫の心上へに顯れたる所にて心中に思ふ處を自然眼にて見はり或は躰いかめしくなりて手足共こり機前あらはるゝを云離相とは習術を得意し安心決定して疑念なく能をさまりたる心の上へに顯れたる所にして總躰こりなく柔和なるを云かゝる躰ならされは敵に因て速に轉化しかたし此心の有豫形の有相をはなれて心の思無邪形の離相にもとつくをよしとす此思無邪離相にもとつかんとするには五十一ヶ條を能く心に工夫し其業を油斷なく躰に練り磨かされはもとつき難し又如何なる明鏡も手置あしくて微塵覆ひかゝり曇りけかるゝときは何もうつらさるか如く此明鑑も心躰の練磨をこたる時は是に向ひてもうつらすして其意味得意し難きゆへ日夜油斷なく修業してをこたらす心躰を此明鑑にうつさは心は思無邪形は離相となりて明鏡いよ／＼明かに心事至健となりて鎗術の微妙を窮むるに至らん思無邪は躰にして離相は用なり有豫有相も同し意なり

假名鈔

此明鑑の書古は目録はかりにて不殘口傳にして註もなく覺書も禁したる事なれ共後世に至りあやまつて意味相違せん事を歎きて當流四世雲五郎典通先生此假名鈔をかゝれしとなり鈔は寫録目也と五音集海にあり

三の目附　鎗鋒先發傳下　左拳　右拳　脇下　乳通　心眼にて觀るを第一とす口傳

鎗の鋒先左の拳右の拳の三つは敵の鎗の發するを見る所にして留守らんか爲なるゆへ陰の目付なり脇下乳通り發傳下の三つは突所にして敵を攻るの理に當るゆへ陽の目付なりされは六つの目付と云か又は陰陽の目付とも云へきを三つの目付と云は攻守の目付所別々に見る事にてはなく敵の鎗の發する處と我か突所の目當とを心眼にて一つに見る事にて又三は陰陽合躰して万物を生するの理を含むゆへ三つの目付と置く事なり字彙に以陽之一合陰之二次第重之共數三也老子曰一生二二生三三生萬物とありされは敵と相對して目を付るは敵の鎗の鋒先敵の左の拳右の拳突所の目當は脇下乳通發傳下なりひとへ身にて來る敵は脇下へ鎗を入腰より上のひつみたる敵は乳通りへ鎗を入一向まむきに成て來る敵は發傳下へ鎗を入る也又敵よりは我か何れの所へ鋒先を付け居るや又鎗の發するは前か後かすてに發せんとする機前は鋒先左右の拳の三所に顯るものなれは是に目を付け守る也されとも兩眼にて一々に此六つを見んとする共目配りかたくして見へさるのみならす却て守りを失ひ突へきの圖をはつすもの也故に攻るに三つ守るに三つの陰陽合躰したるを心眼にて一つに見るの三つより千變万化に至る所の万物を生するの理にして如何なる變あり共是に應して少しも違ふ事なきゆへ陰陽の目付も六つの目付とも出さすして三つの目付と置く事なり心眼

にて觀ると云事の初入門は左の拳を見居るときは自然右の拳も鋒先も一つに我か心にうつり思はすして前後共にすくひかむりするを以てをしひろめて察すへし古語に不見所にして見る事有るものは明也と云り

強弱　目之内　左右手之内　左右之足　總躰
　　　鋒先　心　心之剛柔口傳

目の內黑眼の左右共上つりたるは弱下へ落付たるは強し鎗を持たる左右の手の內は左を弱く右を強く持又構たる所は柔に突出す所は強くする事也左右の足は左を弱く右を強く踏突出す時は左を強くふみ出して右へも踏み知らす意にて突へし右の外總躰こと〱く強弱有て各その宜き所へ強を出し間は柔かに致す事なり第一仕込の別れとて敵懸合たる鎗を急に取ちゝめて懸り來るときその取ちゝめたる所へ我より仕込んて別れ突にする時なとは別して躰弱くては勝利決しかたきゆへ如何にも躰を強くして突へきなり鋒先は突下けたる鎗は弱くして具足通らす其上敵のきう所へ鋒先至らさるものゆへ突上の鎗を以て強しとす心の剛柔は口傳にあらされは顯しかたし其口傳と云は總躰突出し或は切はり又は敵の切はりを受くるなとの時は強くしその間の益もなき所にては柔かにすへき也此所にて益もなききりきみなとあるときは肝要の業を發する時に至て心堅きゆへ強き業發せさるものなれは嫌ふ事なりされは突出す前又は業を發するの間は總躰柔かにして剛を心にたくわへゆたかに心ををさめ置て業を發する時に至ては心躰共いかにも強く前に貯へ置たる剛を十分に發するをよしとす表に顯れたる強弱へ心の剛柔を入有るは是躰と用との二つ也故に躰に顯れたる處を以て本文には強弱とをけ共心事に至りては鈔に剛柔と置事なり剛柔は躰弱は用にして

影の形にしたかひ響の音に應するか如く心にうつりて躰の強弱顯る事なりされ共形になす所の業に因て心も自然剛になる意も有る也故に當流にては強き仕込の稽古を肝要とするゆへ自ら心も至健になりて心躰速足するなり古語曰與善友則如霧中行雖不濕衣時々有潤總躰強きはよしといへ共たゝ強きはかりにては宜しからす況や弱きのみにては甚よろしからす

三略曰柔有所設剛有所施弱有所用強有所加兼此四者而制其宜孫子九地篇曰剛柔皆得地之理也然れは心と躰との強弱剛柔一致して各其宜しきにかなわされは勝利得かたしとなり

四準　敵之鋒先　敵之面
　　　敵之肩先　敵之足爪先

準合を配す事規矩準縄在り四準は平準也口傳

當流のかねあい皆準の字を用ゆ準は平均也均は調度の形とありて上り下りなく平かなるを云り水を以て平を取るのゆゑん也孫子虚實篇曰夫兵之形象水水之形避高而趣下兵之形避實而撃虚と云り是を以て當流水流の中段の準とする也

配は廣韻に對也合也と有りて敵の四準に我四準を以て對し合する事なり然れとも敵にひつみあれは四準合かたし是を合するに規矩準縄のかねあり其内水流の中段のかねは準のかねにして四準を合するの根元也規はふんまわしのかねなり總躰ひつみの敵に此準を以て正當を臂として合す事なり矩は曲尺也上ひつみの敵には足踏みより此かねを合する也縄は下け縄のかねなり下ひつみの敵には鎗の鋒先を敵の脇より上す敵の拳の下へ引上れは縄を以て立のひつみをはかる如くに合也準は何れのかねにて合たり共突出すかねは是非此かねなり故に四準は平準なりとありて平はたいら

かにひとしと云る意をかつて平準とある也口傳は四準は全躰にして肝要は準のかねなる事也先つ四準を合すと云は敵之鋒先と我か鋒先と敵の面と我か面と敵の肩先と我か肩先と敵の足の爪先と我か足の爪先と此四所を合せる義也され共敵にひつみなき時は此四つか能合ものなれ共敵にひつみあれは合かたきものなり是に合するには準繩にてひつみを見て規矩の二つにて合する義なりされ共中段の準のかねをははつさすして踏みこみ突へしとなり

一拍子

水月場まて懸るに彼鎗を發せすは我より踏込一拍子に可突口傳

字彙に拍は拊也拊は打也拂也とありされは物を打拂ひ轉するかために拍子を用ひて調子にうつる事なり是は敵大虚なるゆへ外の手段に及はす猶豫せすして其節をぬかさす一拍子に踏込て突へしと也水月場と云は敵の左の拳より我鋒先の間三尺の場にて居なから突て中る所の場合也是を水月場と云は此場合に至れは最早必勝の場と觀念決定して月の無心にして出れは則水にうつるか如く心にわたかまりなく速かに一本の鎗にて勝を取ると云義にて斯は名つくるなり我此場まて懸るに敵鎗を發せすは我か方より踏込んて一拍子に突也居なから突て中る場より踏込んて突は我か鎗敵の身を越すへきと思ふやうなれとも左にあらす敵は我か先にしはられて退氣になるゆへ居なから突ては中り弱けれは敵の引しろ程我より踏込んて突へしとなり

二拍子

彼發する鎗を受て突二拍子以後にも拍子之調子引張をぬくへからす一二三拍子を持事也

二拍子の敵は虚敵といへ共一拍子ほどの大虚にはあらす故に彼鎗を發する也然共我か備そなへたる所へ突出す故苦もなく受て突勝なりされ共至躰十分に虚せさる敵ゆへ拍子の調子引張りをぬかさるやうにすへしたとへは拍子は聲なり調子は響なり引張は響のあとを引に似たり三拍子を持とは二拍子の鎗出來るは敵十分虚せさるゆへ引張の內立て直す事あり故に又一拍子共二拍子共三拍子共なる事あるゆへよく守るへしと也孫子虚實篇曰攻而必取者攻其所不守也守而必固者守其所不攻也敵の先を受て我後の鎗を入るに若し敵か留るか當かちかうか又は輕くして敵又鎗を發する時それを受て我より又入る場もあれは油斷なく最初よりよく守り敵如何に變化す共さわく事なく取合せのなるやうに守る事肝要なり

三拍子　敵の三拍子を受て突也

（彼發我受）（我發彼受）（彼發我受）

敵より三拍子の鎗を發するを我受て又發する義なり最初の彼發し我受ると云所は我いまた鎗の位準合をも定さる內に敵より不意に突かけたるを漸くに留合せたるのみにて勿論拍子調子もなき事ゆへ我か後の鎗を發したるを拍子に取ゆへ敵の三拍子を受て突所か我か三拍子となる事也此所は留ては突突ては留る度毎に場合つまる事なれは道具を次第に切りて突事なり餘り場合詰り留口のなりかたき時は左の足を右の足より後へ引三角の身になりてひしき留め左の足を元の所へ踏出して突或は身にて越し躰を引起し片手にて突なり此片手にて突には膝を折しきて突心持にて突へし

二目道

我形して敵へ示すに彼色虛に着心躰共散亂之時可突所隙多きもの也其節爰かしこと目を遣賦るもの也却て我散亂す故に敵の虛實も見へす敵の先まわる也

廣韻に遣は送也とありて目を爰かしこと分けてくはる義なりたとへは我より前を突んとする形をなしうつし見せて敵のうつり來る時後へ鎗を入んと思ひて示すに敵は又是を察して前は道具にてかこい後は氣と躰とにて油斷なく守て來れは我も油斷なくして敵は我より示たる前へ形にては付け共心はよく前後共守りて居るなれは此場にて鎗を發しては勝利なしと察して色虛を示して見するに此時敵は我前の形に付て見せたれは後へ鎗を入へき所を色虛を示すは如何とも合点ゆかすと迷によつて心躰共散亂し突へきの隙多くなるもの也其時爰を突へきかしこを突へきか目を所々へ賦る時は却て我又散亂して敵の虛實を見分る事もなり難きゆへ其內に敵又先を取返す〆なれは前なりとも後なりとも最初に突へしと思込たる所のみを心さして餘念なく鎗を入へき事なり古歌になることをはをのかはかせにまかせつゝこゝろとさわくむらすゝめかなと云るか如く我より敵を散亂させて隙の多きを見却て我か散亂することそ愚かなる事にあらすや能々此所を愼み守て二目遣なきやうに守るへし

乾坤

上鎗を最上とす故に心躰共に乾の氣になるもの也夫ゆへ乾をは藏し懸り口より水月場まて坤の鎗に彼へ示し懸る事也

乾坤とは上下の鎗を云なりされは上下の鎗とか天地の鎗とか云へきを乾坤と置は是又體用の二つ

也天地と云へは躰にして乾坤と云時は用なり天地の氣順環して百穀の成就するは是天地造化の用にして則乾坤と云所也此明鑑の書は農夫の百穀を作るか如く鎗術の作業をなす所の書なれは天地の用を取て乾坤と置事なり上鎗を最上とすと云は突時に尻手を下けて鋒先上りに突を上鎗と云ふ最上の鎗とする事也如此突所の鎗は息ぬけすして至て強き鎗なり故に是につれて心躰共に乾の強き氣になるもの也されとも始終に此上鎗に構れは敵油斷せすして切はりするゆへ懸り口より水月場まては予奪の構とて鋒先下りの坤の鎗に示して懸り敵の左の拳より我か鋒先まて三尺の突出せは中るの場に至て鎗を發するの時藏し貯へたる乾の氣を一旦に發し鋒先上りの乾の鎗にして突へきなり予奪の構と云は坤の鎗に彼へ示して我に五寸の利を奪ふゆへ斯名つくるなり

三角

入込む身に吉し別れ突に善し三角は身のひつみにて強て好む事に非す虚を繫け示すの一術也角は隅也此三角の形は入込む身によく又敵より入込來る時に突此奥のヶ條にある別れと云突方によき形也前後共別れ突には必三角の身にあらされは鎗弱し別れて突時は自然三角になるもの也されは共我より入込には身のひつみなれは強て好む事にてはなけれ共虛を繫け示すの手たて也此形は薙刀の表にある三足引打て前をあけて見する所の形也場合によりて入に入かたき時は此三角の身になりて敵へ見すれはあいたと思ひ敵の突所を身を退て入込む也かく虛をかけ示すの一術にはする事なれ共身のひつみゆへ入る時の身には強て好むことにてはなきなり

殘心

巧て殘心は殘心に非す自然と餘りあるを殘心と云心躰共に致し盡したる所を殘と云
殘は餘也とて餘りのあるを云なり此鎗を突出して敵へ中らさる時は又後の鎗を突んと前より巧て
するは是二氣を生する事ゆへ猶豫にして突出す鎗弱く後の鎗も弱きもの也全最初より巧てする事
ゆへ殘心とは云へからす實に殘心と云は突へき所と思ふ時は此一本の鎗にて敵を突留んと思ひ込
て餘念なく一はいに強く突出したる鎗なれは敵もし留るか越して來る共強く發したる鎗ゆへ自然
と躰へ戻りて思はす又強き後の鎗の發するものなり如此最初の一本に心躰共致しつくしたる所よ
り自然とあまりありて思はす後の鎗の發するを殘心とは云なり

一尺

相尺の時彼か鎗より我鎗を下け懸合へし五寸の德あり踏出す足一尺に不可過口傳
是は懸合の一尺下ると踏出す足の一尺にすくへからさると一尺の義を二つあつめて云るなり相尺
の鎗にて敵と相對する時敵の鋒先より我か鋒先を一尺下けて懸合すへしさすれは我か鋒先は敵前
へ五寸入込み有るゆへ敵へ知らさす下鎗と見せ油斷させて却て我德となる也此下ると云は中段に
て一尺下けたる予奪と云構なり是を予奪と云は敵を上鎗と見せて利を予へをき敵には知らせすし
て却て我に五寸の德を奪ふかゆへに斯は名つくる義にて流儀第一の構なり又敵前へ踏出す足は一
尺より大股に踏出さるやうに心かくへし一尺よりすきて踏出せは流儀にて禁する居附身と云形に
なりて進退不自由になるゆへ自然と餘りあるなとゝ云強き鎗發せさるものなれは能々心付へき也

二尺五寸

水月前と云敵の虚實を見分る最初奇正の二つ爰の場に有り此場左の足五寸踏出すと鎗届也

口傳

此二尺五寸と云は人々の心の準にして寸尺を以て定めたる準にはあらす今一つ踏込は中ると思ふ所をさして云事也是より奥に出したる三尺準五寸準は寸尺を以て極めたる事ゆへ準の字を下に加れ共是には準の字なきを以て知へし是水月前と云場也是三尺の前と云處を此寸尺を以て斯は云なり敵の虚實を見分るのはしめにて敵虚ならは踏込て突又實ならは能守て仕込む攻守の二つは此場にて窮る所也奇は攻るを云正は守るを云也此場合は左の足を一足踏出せは敵へ鎗の届く所なれは虚實を見分けて虚ならは餘念なく一拍子に踏込て突實ならは能守て仕込術を出して突へしとなり

當流の懸口此場にてかけ合なり

車準

上中下より外に構は無きものなり然れ共三段の内に變有て左右上中下に構來れは目に驚次に體轉動し心騒しくなり前後忘却するもの也此所本心に立皈り觀れは九重の構なり驚事に非す

正當を臂と可得意

此車準と云は敵を車の輪にして我は心ほうの心持にて居れは車の輪の心ほうに付て回るか如く敵如何なる變異なる事をなして示す共付合はつるる事なしと云の意にて斯は名つくるなり上段中段下段の外に構はなきものなれ共此三段の内に亦變ありて左右へそむけて敵より構來る時には是を見て目に驚き轉動していかに付合すへきやと心も騒しくなり前後忘却するもの也され共此六つの

變異なる構にて我を驚さんと示し來る共我能心をとさめ落付て見る時は是平常表にて習をきし九重の構にして驚くへき事にてはなし是則總躰ひつみの敵なれは規の準の習を以て目當を臂として九重の習の如く付合せ居れは鎗の發する時は皆敵の臂にあらわれて我身へ來るものなれは我か心をとさめて敵の變に付合せ落付て守る所車の心ほうの動かすして中に有れ共大なる輪の是に付て回るか如く如何にそむけたる鎗にても此準にははつれさると云所を以て車準と云也

前後目付

敵對の以前より勝負濟まて心眼を不離事

場積り　彼か前後　我か後

不放心　彼か前後の拳　我か手前

口傳重々

敵と鎗を合する以前より勝負の濟むまて少しも油斷なく敵の總躰に心眼を離さす守るへし場積りとは場合のよきか悪きかを見よき場合ならは踏込み突へし又あしき場ならは能守て仕込み又は此場合は仕込のなる場合か敵實して仕込みかたき場かと見積り仕込かたき場ならは拍子調子引張りをぬかすして如何やうにも手段をなして仕込へし彼か前後と云は前のヶ條に云る前後上中下段の如く敵鋒先を前つけれは我は後ついて準合を合せ敵鋒先を後つけれは我は前ついて準合を合す是九重の付合也我か後とは我か後の方に草木の切株或は大石堀切なとの有無を見る事也是は敵と鎗を合せてよりは見へさるものなれは敵對せさる前にかやうの義を能見積り置へきなり放心せすと

は是にあけたるヶ條に始終心をはなさぬやうに心掛へしと也彼か前後の拳とは敵の拳のふしたるは後ろを突き拳のをきたるは前を突なり是は鎗を發する時の拳なれは心眼ならねは見へぬものなり我か手前とは當流の禁躰を破らさるやうにして準合を能定むへしと云義なり禁躰は腰折居付身付たり反引面割膝懸聲此六つなり

大積

彼品術多して僞引位あらは敵を功者と積るへし我は夫にさからわす予奪又は亂生して可突麤忽に懸るましき也術數品有り口傳

積は聚也堆也疊なりとありて品々の術を堆かさねたる敵と見るへし彼品術多して僞引位とは敵はさま／＼の手たてを多く貯へて突かと思へは突す入込來るかと思へは左もなく何となくぬくらうして何やらんはきと見定かた(き)〔一本く〕我を僞引なりかやうの敵をは巧者と積てかる／＼しく我か方より懸るへからす其多くは術を敵に出させぬやうに我よりは敵にさからわす手たてもなきやうに見せ勿論構は中段にて一尺下けたる予奪の構にして敵へ利を見せ或は亂生して敵の氣を騒かする時は彼突とか入込とか一道に成りて來る也其時に我より至健の鎗を發し突へし我最初より麤忽に懸るましとなり敵を一道にさするの術は數品ありされ共其敵により場合によりて臨機應變なるへき事なれ共その一二をあけて云は鈔にある處の予奪亂生は勿論或は三角又色慮を示して一道にさするなり

小積

彼荒く懸に來らは車準を以て細に術を出し彼へ可懸是も予奪は離れす

是は大積の裏にて敵より荒く懸りに來る時は我よりは車準を以て正當を敵の臂と窮め心を能をさめて敵の業に應して前つく時は後ついて準を合せ後つけは前ついて準を合せて細に術を出して懸るへし是も予奪の構は離れさるやうにすへしとなり細に術を出すとは敵を前につけ後につけするの術を云なり

別

一二三拍子の内に彼破り來らは一拍子に左右へ分る也

拳左右　足左右　體懸待

三所一致になる術也口傳

右古は三段の臥し有り

別は離也分也一二三拍子は敵の一二三拍子也彼右の拍子の内に破て來る時我は場を退すに敵を中墨にうけるとて彼か左の拳を中とし臂を正當として敵の場へ懸りたる時一拍子に左右へ別れて突也敵の後へ別るには右の手を向へはり出し右の足を向へ踏出して躰は懸る躰の中に待の意を含む躰也又前へ別るには右の手を我か後へ引右の足も一足後へ引て躰は待のみの躰也此拳と足と躰とはなして云ときは急には出來かたきやうなれ共此三所を一致にして一拍子に三所とも別るの術にて平常の仕合口にまゝある事也かやうにして別れ突に敵も留合せるか又は身にて超し來る時は三段の臥しとて三度まて追々に臥して突の術あり一段は右の膝を折しいて突二段は左の足を踏伸し

てかゝとを地にする程にして右の膝を折しきて爪先を爪立て此かゝとへ尻を載せて突三段は右の足の爪先を折しき尻をかゝとよりはつして地に付突なり是みな一拍子にして瞬息の間に出來る術なり右別して突所の躰はみな三角の形になるもの也

乘移

敵我か鎗の拍子并調子を考乘來らは彼には利をもたせ敵へ拍子を變化して我か調子へ移し突なり權を受て權を折く術也

我より敵へ拍子を仕かけて見するに敵是を心得て是は拍子へのせて乘りたる所を調子へうつし突へき手段とさとり心はのらすして上へはかりにて乘りたるやうに見せて來る時我も亦是を察して敵我か拍子へは乘て來れ共心はのらす形はかりにて乘りて見せ來るなれは此場にて折ひては敵是を調子に取て突は必定と覺悟してこゝにては折かす敵實にのり來ると思ひたる躰に見せて利を持すれは敵は我をあさむき得たりと思込て來る所を付け合をひつはつすか又は彼か道具を折けは彼は利に乘て來る所の調子を思の外に折かるゝ事なれは心轉動する所の拍子を我か調子へ移し突なり權とは時の拍子に合するを云也敵我か拍子に合せ來るを我又其拍子に合せて敵を折くの術なり

三寸返

前後へ突出すに拳を中にして三寸也すくいはるにも三寸第一短具出合に三寸の懸合に大事在り

是は前後へ返す拳の三寸とすくいはる拳の三寸と短具出合の三寸の懸合と三寸の義を三つよせて

云る也敵へ鎗を入る時前後へ返すに彼か左の拳を中墨として拳のわたり三寸と見其拳を突擢く程の心持にて正當を臂とし小まわりに返し突へし又敵の突出す鎗をすくうにも三寸かむるにも三寸はり落すにも三寸にすくへからす三寸より過れは我か道具敵の身通りを散て悪し第一三尺より二尺までの短具を持たる敵と出合時敵の鋒先と我か鋒先との間三寸をいて懸合へし敵入來らは手前へ引付けて敵の左の拳より我か鋒先まて三寸の場にて突へし右懸合に三寸をかされは我か鎗突出せは敵の身を超すゆへ也又鎗を入るの場も敵の左の拳より我か鋒先まて三寸の場にあらされは鎗超すか又は屆かさるなれは此場へ敵を引付てよき場へ來る時遲速なきやうに突へきなり是を大事ありと云なり

段懸

平日習口傳術を心に懸け工夫すれは彼か動靜虛實に應する也大變小變によらす明鑑悉出合也彼か仕形によつて考て此習を出すへきと時に臨んて思出す事に非す得意すれは彼か變術に段々相應々々の習出る也

日夕工夫鍊磨なくんは段々は出合ましき也段懸は習を借て心の動轉を鎮むへしと得意すへし段の字にへんは同しへんをかきてつくりに殳をかきたるとヿ又をかきたると兩字あれ共ヿ又をかきたるはたんの字にてはなくしてカの字也ル又をかきたるか段の正字也然れ共古の書物には右のヿ又をかきたるカの字をかきて段縣と讀せあり右のカの字を捨すに用ひて見る時は六書正僞に俗に段に用るの叚借の字とありて古の字を用ひて見る時は五十一ヶ條を借りて心の轉動をしつむる

の段懸なり又ル又をかきたるは敵の變に應して段々に術の出るを云也懸は秤錘也とありて秤と云はばかり也錘と云は秤りのをもり也秤はをもりのつかひやうにて厘毛より千百迄かゝらさる事なし段懸も是と同し事にて五十一ヶ條を能工夫錬磨すれは秤に物のつり合かゝるか如く敵の變に應する事自在也かく變に應すると云は平常に習口傳術を心にかけて敵のさま〳〵に變化する動く處静にして動かさる處虚實に應するなり其應すると云は前後上中下段或は急に長具を取縮めて來るなどの大に顯れたる變又は色虚などの小く顯るゝ變など何事によらす此明鑑の內にあるヶ條にて悉く出合義なりされ共敵より仕かける所の形によりて彼よりかく仕かけたるゆへ我はこの術を以て合せんなどゝ習をきし事を考て出さんと時に臨て思出す義にはなく兼て數品の習を能得意して居れは敵の變術に因て忽然と相應々々の習をのつから出合也されともその段々に出合は日々夜々に心を用ひて理を工夫し業を練り磨かされは容易には忽然と敵の變化に應する義は難しと心得て怠らす修行すへし又カの字を用ひたる段懸と云は明鑑五十一ヶ條の習を能心得居る時は敵に千變万化虚々實々の働きあり共我は巧ますして自然とそれ相應の習か出合と思ふゆへ心ゆたかに躰もゆたかなるゆへ變化に應する事自在にて巧ますして自然と敵の變に應するもの也されは此習を借りて心の轉動を鎮ると見ても理に叶となり

眼尋敵位

彼か虚實を計り知るには商品々在り第一敵の機前を計り觀るには彼か眼にて識るへし口傳我か眼にも顯ると知るへし

是は敵の眼中のやうすにて其敵の虛か實かと云をはかる義なり彼か虛實をはかり知るの術は最初の強弱のヶ條にも云るか如く其外五十一ヶ條の內に品々の術多有れ共此ヶ條にて第一とするは敵の機前をはかり見る事なり機前とは敵入込んとするか突んとするか其一發の起る前を云なり機とは引かねの事にていしゆみ鉄炮なとの引かねを引けは發するか如しゆへに一發する前を機前と云なり是を彼か眼にて見ると云は一發の前は必眼中に顯れて此所へ鎗を發せん又は入込んと思ひ込たる所へ目をさして見はり後に發するものなれは眼を見て知るへしと也されは我か眼にも此機前顯るものなれは是を敵に見られさるやうに我は心眼を以て能見眼に顯れさるやうにすへしとなり

長續

彼か鎗長器にて懸り節を見積り取縮め來る時は我鎗身にて續く心也仕込の別れと云習術在り短具ならは彌仕込なり場合に習在り短具の時立合て突身に三足引之躰の伸手足の習あり口傳

敵長き道具を持て懸り來り我か方不自由にして彼か爲には能をりを見積り右の長き道具を取縮めて發し來る時は仕込の別れとてその取縮めて發するかしらへ我は鎗を身にて續足す心持になり場をふみ込みて別れ突にする習術あり又我格別に短き道具を持て立合たる時はいよ／＼場を仕込まされは勝利得かたし此場間に習ありて短具にて立合たる時突身に三足引の躰の伸と云事あり此三足引と云場合は平生にする所の柱へ竹刀の牡丹先を付をきて不突より三足跡へ下り右の竹刀を持て突く習なり躰の伸手足の習ありとは左の足を十分に強くふみ出し總躰を此足に持せ地付て右の足をふみ伸し左右の手を十分に突伸し心をたして突事也此時は分けて心をはるへし心かいなけれ

は突出す鎗弱しと知るへし

短鑽

彼長具我短具の時は止る意を離れて單に彼か手前へ入込む事なり鎗を取縮る事にてなし敵前へきりこむ事也

此されと云字に切の字をかゝすして鑽の字をかきてきれとよませたるは一旦に敵前へかけこめと云義にあらす一しめ〳〵に敵へもみこむ心持にて入込めと云義なり此鑽の字は論語に顏淵孔子の德の高遠なるを賛して仰之彌高鑽之彌堅と云るにかきたる字にて至て堅きをきるの意味也されは敵は長具我は短具を持て立合たる時は一つ場に止るの意を離れて單に彼か手前へしり〳〵と一しめ〳〵に攻て仕込むへしとなり此時我か本心は敵前へ入込まされは短具にては勝利なしと思ゆへ入込んとは思へ共意と云ものか分別して入込んてよからんや如何にやと疑て二氣を生し入込みかたきものゆへその意をその場へ離し捨をいて本心にて敵前へ大事に切込むへしとなり道具を取り縮める事にてはなきなり

着色

彼か此方の色を悟て隨來る時は我其位の色を崩さす能受て予れは彼着來るもの也七八分に到る時虛實を觀すかし鎗を入る色と云は紙上に顯し難し大概虛は示して突色は示して虛實を觀る術と可心得色には品々在口傳

我敵へ色を示してその虛實をひき見るに彼色なりと悟て居なからわさと其色に隨たる躰に見せ來

る時は我は最初に示したる色を崩さすにその付來るを能受て敵へ利を予へをけは彼その色に付て我をおひき來る彼か心には色の跡には必事あらんゆへその事を折ひて勝んと思ひ來る事なれは五六分の處にてはいまた鎗を入れすに受て七八分まて待は敵の思には五六分迄事をなさす最早七八分に至ても事をなさぬは合点ゆかすと疑念を生するもの也其時に虚實を見すかして鎗を入へしとなり此色と云は紙上にかき顯しかたしされ共先大概をいへは虚と云は示して突んとするの術色と云は示して敵の虚實を見るの術と心得へしとなり此色を示すと云は品々の仕形あり共一二をあけて云へは亂生或は心躰に氣を顯して見せ又は拳に顯し目に顯し聲にてあらはすなとの術數々あり

隨色

彼色を示し我を隨へんとする時は其色に從ふ躰に示し場の內を超して一拍子に色を折て突

口傳

敵より色を示して我を隨へんとする時はその色に從ひたる躰に示して形のみしたかい見すれは敵は我を實に色にしたかひたりと思內に敵の鎗の我へ中るの場を超して二氣を生せす一拍子に敵の色を折て突へしとなり此色を折と云は或は張り折き又ははねる共其場合又は敵の術に應してなすへし且又我色に從ふ時敵には前條着色の術あらんも計りかたけれは二氣を生せす疑念をはなれて敵に如何なる變あり共速に應するやうに無他念能守て色に從ひ仕込中る場を超して一拍子に突へしとなり

遠近

彼小道具にて來る時は我は懸口身遠に形する也身遠く備る形は總躰浮にして左の足を輕く踏み足幅狹く構突時は左の足を强踏出し突へし懸合の三足引常に工夫すへし

遠は離也近は伸也さて此遠近二つなから我は場の內に居て躰の屈伸にてする義なり敵小道具を持て來る時我懸口に場の內に居て形を身遠にしてかゝるなり其身遠にすると云は總身を浮け立て左の足をかろく踏足幅をせまく構て我か身を遠く見する事なり是場の內に居てもかくの如く形を身遠にすれは敵の氣を離るると云義にて離なりと云る也又我突んと思時は左の足をつよく踏出せは敵へ近くなるゆへ敵はよき場と思ひ入込み來る時我より仕込て突なりかく左の足を强くふみ出して近くするは是躰の伸なるゆへ伸也と云るなり懸合の三足引常に工夫すへしとは懸り口にて平日の仕合口に敵の三足我か手前へ來る時突の心持にて突かされは一本の鎗にて必突勝の義なりかたきゆへ常に敵を我か手前へ引付て三足入來る所を突の意味を何れの場にても出來るやうに工夫し置へしとなり

三尺準

手合の尺なり人の大小に依て少しの廣狹はあれ共三尺より內の手幅は惡し鎗の長さ一丈一尺より以上二間半迄を大抵用る也三尺の手幅にてさへ先鈎合にて正當下る也三尺にたらされは鎗重く敵へ屆かす其上甲斐なし水月場と云は此尺也口傳

此三尺は左右の手と手の間の尺也最人の大小によつて少しつゝの廣狹はある事なれ共三尺より內の手幅は嫌ふなり鎗の長さ一丈一尺より以上二間半迄を大抵用る事なれは三尺の手幅にてさへ先

釣合にて目當下るものなり況や三尺に足らされは鎗の先重きによつて是に氣を取れて躰は虚になるもの也かゝる㡳の躰より鎗を發すれは敵へ屆かす其上鎗甲斐なきゆへ漸く引取りても後の鎗發しかたきものなれはきらうなり水月場と云は此尺也口傳と云は此三尺の準と云はまつ彼我に四尺五寸の準あり敵の四尺五寸と云は我か鋒先より敵の左の拳迄三尺敵の左の拳より敵の脇下迄一尺五寸是敵の四尺五寸也我か四尺五寸と云は我手幅三尺身の伸一尺心の伸五寸也我か手幅三尺を突出して漸く敵の左の拳迄屆きそれより脇下迄今一尺五寸不足なり其不足の所を身の伸一尺心の伸五寸にて敵へ屆くなり此場合を水月場と云て一拍子のヶ條に委く云る如く居なから突出して敵へ中る場合なり是に踏出す足あるゆへ一本の鎗にて敵を突留るの場合なりされは手幅は三尺ならされは此準合違ふ事なり又三尺より多くすきても此準合はつれて我か鎗超す場となるゆへ何れにも手幅は三尺にすへきなり

五寸準

身通りより前へ五寸高下に不構二尺五寸より五寸の準口傳心の準氣を五寸入る事也

是は身通りより五寸向へはり出して構ると又水月前二尺五寸の場より氣にて五寸足し突との五寸の準合を二つ寄せて云るなり扨我か道具を構るには上中下段にかゝわらす我か身通より五寸向へはり出構へきなり五寸より内に構れは隋氣になりて惡く五寸より過れは躰は弱くなりて惡し上段中段下段共此準合をはつすへからすとなり二尺五寸より五寸の準口傳とは二尺五寸は水月前にて五寸不足の場也されと共此場合より心を今一つたして氣を五寸向へ入る心持にて突は此五寸足らさ

る場よりも至健の鎗發して一本にて敵を突留らるゝものなり是心の準合にて容易に出來かたき術なれ共心の働きよけれは思はすして出來る也此二ヶ條寸尺極りたる事にて此準合はつれてはならさる場合なるゆへ下に準の字を置事也

目積

彼か手幅　　踏込足　　身の伸　　懸合之場　　道具幷敵の遠近

第一右之通可積

三尺　　五寸　　一尺

是は場合を見積るの義にて彼か手幅三尺踏込足五寸身の伸一尺都合四尺五寸なれは懸合たる場合如何程あるゆへ届くか届かさるか敵は長具を持て來るか短具を持て來るかを見長具ならは我より入込短具ならは敵を入込せさるやうにして突へし又敵の遠近とは敵より我か身を正當して構へ來る時は道具の付合あるゆへ中る處の場合知るゝ事なれ共もし敵變に構へて來る時は知れかたきものなりされは敵と我との間何程の場より突出せは敵へ届くか届かさるかと云義を兼て積る義也まつ第一に右の通りのヶ條を積りならいて心に覺悟し置へしとなり此場合は二尺五寸又三尺準の條にくわしけれ共我か鋒先より敵の脇下迄四尺五寸なれは届く場と知へし

觀念

敵對せぬ以前に心中にて覺悟する事あり

思無邪　　視觀察　　口傳

觀の字は穀梁傳に常の事を視と云つまみらかに見るを觀と云とあり念は說文に念は常思也と云り又爾雅に念は即不忘也と云り能心に見をさめて常に忘れさるを觀念とは云なり是敵對せさる以前に思無邪視觀察を覺悟すへしと云義なり思無邪とは有豫狐疑をはなれて一筋に流儀の習術を取り守るを云也視觀察とは視は一通りに目にて見るを云觀は心眼にて審かに見をさめたるを云察は心に決定し見切たる義也是皆場合準合敵の變化を見てその變化に應するを云なり右の視觀察にはいつれ思無邪にあらされは明かに見てその變化に應しかたしされは敵對する前より始終に敵のなす業をせさる前にあらかしめせす無心にして流儀の習術を一筋に執り守り心眼を以て場合準合を能見をさめ敵の機にのそみ變に應するを得意すへしとなり

長短

敵急に懸る時は爭長くする也術は彼か鎗を裏より制し又は亂生して鎗合を拔き場の爭を長くする事也彼場を引か又は入込來らは場を短く詰て可突場により道具を長短に構口傳

是は敵より急にかゝり來る時は我爭を長くし敵場を引か又入込來る時は我場を短くつめて突又場合によりて道具を長短に構るの二つの長くすると短くするとの義を云也我いまた身位を立さる內に敵不意に入込來らはその敵を入込せぬやうに場の爭を長くするなり其長くするの術は彼か入込來んとする所の鎗を裏の方よりはねて入込せさるやうにし又は亂生をかけて鎗合を拔き場合の爭を長くし入込せさるやうにする也此鎗合を拔と云は敵より我か道具へ付けてなやませんとするを引はつし或は敵の不自由なる場合にては我より敵の道具へ付けてなやませなとするを云也其時敵

場を引て立て直さんとするか又はいらつて入込み來らは我か方より仕込場を短くつめて突へしと也右爭の内場合によつて道具を取のはし又は取ちゝめて構へき所ありたとへは敵引かは取のはして踏込突入込來らは取ちゝめて別れ突又は場合切れたる時は道具をのはし場合詰りたる時はちゝめ或は敵のはす時は我ちゝめ敵ちゝむ時は我のはすなとにてはあれとも此長短に構るの場合は一やうに云かたし只機にのそみ變に應し時に取て宜きを用ゆへき事也

指目

　彼と對する時彼か仕形を見て習ひ出し可突と巧めは可突所へ目の及もの也其上突出す鎗情弱になり彌我か機前顯るゝ也何心なく巧すして懸れは早き鎗出て敵の變に應する事自在也

是は敵對したる時に彼か仕形を見てその仕形に應したる習ひを出し突んとするは是巧にて其突んと思ひ込たる所へ目の及ふもの也其上突出す鎗情弱になりて我か機前のみ強く顯るゝもの也是突んとする所へ目及へは心上つりのほるゆへ下の方空虚になる下虚になる時は心に二氣を生す心二氣になれは機前顯れて突出すゆへ機前のみ強顯れて發する鎗弱きもの也されは敵は我か突んとする所を突出さる前に知るゆへ突せす其上臨機應變の早きわさ出かたくして損となるゆへ只何心なく巧すして餘念なく懸れは敵の業は自然と我か心眼にうつりて早き鎗出自在に敵の機變に應するとなり

移

　敵利に乘て來る時は折く事成難し敵の實したる所也一應は受て我を明き入物と示し彼か勢ひ

七八分の時我か入物へ移し取る事也術は予奪習は一器の水を一器へ移すと云受るは足を引退
受るには非す躰の屈伸計也此術少しにても場切ると大事也口傳
敵利を得て心躰共實し詰來る時は折く事なりかたしされは一應は敵の勢ひを受て我は虚にして苦もなく詰らるゝやうに上へを明たる入物の如く示し敵の勢ひ七八分も來る迄如此示す時は敵はかく勢ひに乘して詰るに少しも業を出さゝるは如何なる事かと惰氣を生するもの也其時我か入物へ敵を移し取なりされ共敵の眼勢實し居る時は移し取かたきものなれは我より色を示すか虚をかけるかして術を出せはその術に付て散亂するものなり其所を移し取へしと也此術は最初敵に利をもたせ置て我か方へ利を得るなれは則予奪也此移し取の習は敵器に一はい入置所の水を我か明たる器へ移し取る心持也受ると云は足を跡へ引退て受る事には非す我か躰の屈伸はかりにてする事也敵勢に乘て來る時我は右の足へ躰をもたせ場をは引かす身遠にして敵を引受場合切す引はりぬけさるやうに始終敵ともち合たる所より移すへし此術をなす時敵勢ひに乘て來とて我足を引退く時は場合切れてひつはりぬけるゆへ緣はなれたる所ゆへ移し取かたき事なれは此所を大事に心かくへしとなり

盛

彼か盛也我調子を考鎗を入る機前を敵折かは一拍子程可待然れ共退事には非す口傳
盛に强盛あり實盛あり實盛は折きかたく强盛は折かゝる也此盛は强盛と見るへし是は敵勢ひに乘して實したる所はなくひたすら勢ひのみ强く盛になり心躰虚にして來る時我その調子を考へすて

に鎗を入んとする機前を彼察して折く時は其調子へすくに鎗を入すに敵の一拍子程の間を待て鎗を入へき也され共場を引退事には非す敵の勢の盛なる所を引受て其の勢のたゆみたる所へ鎗を入へしとなり

懸口

備の最初大事の場也少の油斷にて始終後になるもの也最初取先取返の術習あれ共最初に麁忽すれは離合のくあいしれす始終前後相違になる懸口の術は口傳重々

懸口は備を立るの最初にて大事の所なれは少し油斷しても始終の損になるものなり能々つゝしみ守るへし尤最初に先を取り又敵に先を取られたるを取返の術習は有る事なれ共最初に麁忽なる事あれは始終に敵より付け來る道具を離し又は我より敵の道具へ付けてなやまするのくあい知れす前後相違になるものゆへ麁忽なきやうに能つゝしみて懸るへし此懸り口の術は品々あれ共三つの目付强弱其外をも能守りて油斷なく付け合せ敵に先を取られさるやうになし拍子調子引はりをぬかすして敵の機にのそみ變に應して取合せの忽然と出來るやうに思無邪視觀察を以て懸るへしとなり

八重墻

總て八重墻は心躰道具共に十文字になるを云鎗の留口也當流極秘事に大將の鎗×字十箇と云事在り術也向上の秘機也故に名をも不顯畢竟彼か道具を留る形を八重墻と可覺悟

總て八重墻と云は心躰道具共に前後左右へ十文字になるを云て鎗の留口也當流の極秘事に大將の

鎗×字十箇と云事あり是此八重墻の術にて至極の秘するわさゆへ此所へは其名をも顯さすして其形を形容して八重墻と置なり畢竟は敵何方より突來る共八重十文字共我か身をかこいたるか如く大丈夫に留る形を八重墻と心得へしとなり

懸待有

彼懸ならは折見彌強く懸るならは仕込へし我は懸待有を心躰に兼備して可仕込此待は場の外より待にても足を引退待にてもなし

懸中の待々中の懸懸々待々の四つ有かゝる内に待の意をたもち待内にかゝる意をたもては進退自由になりて敵變に出合事速か也是則懸待有と云所にしてよき義也懸々は懸一方にかたよるゆへ待たて叶さる場になりて待事ならす敵のよき場へ引付らるゝ也又待々は待のみにかたよるゆへ仕込へき場ありても仕込事ならすして兩やう共死地にをちいる義なれは至て悪きなり敵より懸り來る時は我容易にかゝらすして折き見るへし若懸待有て兼そなへたる敵ならはその變に取合す事なれ共さなくして彌強くかゝるならは是かゝるのみに片よりたる敵なれは我か方より仕込て突へし此仕込時我は懸待有を心と躰とに兼備へ敵に如何なる變あり共すみやかにその變に出合事なるやうに心かけ仕込へし此待と云は場の外にて待居る事にてもなく又仕込かけたる場より跡へ引退て待事にてもなし仕込內敵に變術ある時はその變化に應して進退自在に轉化するやうに心かくへしとなりされ共もとより二氣を生する事にてはなく進退法に叶いて是心躰の正道なる事なれは思無邪視觀察を得意したる也

有位

有位彼未た鎗を不發を有と云彼か身位有とて不驚可懸口傳
敵麁忽にかゝりて鎗を發せす身位を立て居る共驚くへきに非す身位あるやうにても思の外不功者
にて小허の敵もあるものなれは驚すして我か方よりかゝるへしされ共敵の眼中道具の付合なとに
ても功者不功者は大方知るゝ事なれ共敵に身位有て功者ならは如何やうなる術のあらんも計りか
たきゆへ何れにも懸待有を心躰に兼備して麁忽なきやうに守て仕込へきなり

無位

彼突出したるを無と云身位なきとて不可輕無位に有位あり
是有位の裏にて身位もなく突出したる敵なりされ共身位なきとて我より輕しめ侮るへからす身位
は麁忽に見ゆる共心に位有て業の達者なる敵もあるものなれは我は何れにも懸待有を心躰に兼備
して麁忽なきやうに懸るへし容易に侮り輕んする時は大なる不覺あるものゆへつゝしむへしとな
り軍識曰柔能制剛弱能制强

去意

彼か纔動に意を移すを去る事也習に二目遣指目口決同品のやうなれ共懸待心の戒也
心識意
是は敵の纔動するを見て我か意を移すをさるへしと也習に二目遣指目なさゝ口决同しやうなれ共
是に懸ると待つとの心の戒めとの差別あり二目遣は我より敵を勵せて突んとて其さわくによつて我

又さわいて所々へ目をくはる事なれは懸なり指目は敵の仕形を見分け突んとして其突んと思ふ所へ目をさすなれは待なり又此去意は目にて見る事にてはなく心の戒め也心と只云ときは一つのやうなれ共是に心識意の三つ有り天に陰陽五行のあるか如く人にも性心氣識意の五つあり天にては理人にては性なり此性は人躰の總身に行渡りて有るものにて何にても此性に向へは移るものにて性は明鏡の如しその明鏡へ移りたるか則心となる氣は又心の外に有り是人の根元の氣にて常に臍下に有りて心を載せて流行するもの也識は五色間色其外何にもよらす物を見分けて分別するものなり是目はかりにあらす耳の聲を聞鼻の匂ひをかき口の味ひを知る皆識也此識か分別したる所を意と云て是人の本心をなやますものにて疑を生しさする也たとへは敵の變動する時こそよき時なれは我より早く鎗を入へきをかの意か敵のかやうに騷は如何なる巧かあるとうたかひを生して又我か心をさわかすものなれは此惡き意に心を覆れさるやうに是を去て本心に立かへりかやうなる時は早く鎗を入へしとなり

取返

彼より懸りたる先を取返す事也縦は先の繋ると云は我突出すへき心あれ共手足共物に覆るゝ如く進難きを大概先の繋ると云取返す術は數品有り大抵は敵の氣を反亂騷動させねは返し取事難成水月場より內へ入らねは不成事也口傳

我か虛になりたる所へ敵より先のかゝりたるを取返す事なりされ共敵より全躰の先かゝりたるは取返しかたきもの也先のかゝると云をたとへて云へは我鎗を突出んとする心はあれ共何となく手

足共物に覆れたるやうになり身しはられたるか如き心持にて鎗の發しかぬるを云是を取返すの術は數品ある事なれ共まつ大抵は敵の氣を散亂騷動させねは取返かたし何れにも水月場よりり內へ入らねは取返事なりかたし此散亂騷動さするの術は色慮を示し又は折きて敵の是に移りさわく所を我より仕込て水月場をこし或は後の先にて敵より突出す時場を引敵の取りに付て場を超せは敵は最初に我かなりたる如く手足共しはられたる如くなりて我より突事自在也是則先を取返すの術也

爭

鎗の合たる場の內へ入さ入らせぬとの爭道具にて懸合の爭先後後の先又は先々先の爭第一鎌鎗鑰鎗十文字にて爭品々有事也口傳

彼我たかひに二尺五寸の場に居て懸合たる所より水月場へ入んとする入らせましとするの爭道具にて懸合の爭はたかいに道具を懸合たる時下へ付たるか道具の先なるゆへ下へ付んとす付けさせましとするの爭たかいに先をとらん後になるましとするの爭又敵に先のかゝりたらは我は一旦後になりても又先を取返んとするの爭又先の爭と云は双方の先の行合たる其上の先を取んとするの爭第一鎌鎗鑰鎗十文字にては道具の爭を專にして鎌鎗十文字はかけてはねのけんとする掛させましとするの爭品々有る事也され共此たかいにかけんとし掛させましとするは心へひゝきて惡し是らは他流にての爭なり當流の爭は理を立て利を爭ふ事也前に云る五ヶ條の爭は流儀にての爭なり

無二心

二は分る心にて餘念ある也他流に縡異なる事在りとて驚き不審なる事に氣を奪れ騷き心躰散

亂するを二心と云明鑑を能心臆に工夫練磨し藏めは百擧す共一散する事なし奇怪なる事を見る共目にも不懸無他念單に一心なるへし明鑑の鎗法識得許多道理すれは餘念出さるものなり
二は分ると云意ありて餘念ありてさま〳〵に疑ひ迷ふを云なり是他流に變異なる構又は仕形なとのあるを見て驚き或は不審なる事に氣を奪れ騒て心躰共散亂するを二心とは云也是をかく散亂せすして一心になるやうに致すは此明鑑五十一ヶ條の通りを心臆に朝夕工夫してその業を躰に練り磨くへし然る上は百度敵對して鎗を擧る共一度も散亂して敗を取る事なし如何やうなるあやしき事ありても目にも氣にもかゝらす單に一心になるもの也是明鑑にのせたる鎗法そこはくの道利を殘らす知り得る時は如何なる事にも心を奪るゝ事なくして餘念は出さるものなれはなり

取先

先を取事第一の義也先の取やう術品々あり若彼より先を取は取返しの習あり我か先の懸りたるを彼に取返されぬやうに心得へし

敵對したる時先を取は第一の義也されは敵先を取さる内に早く道具の先か場の先か何れなり共まつ見付次第に取か肝要也其先の取やうは品々ある義也先つあけて云時は右に云道具の先場の先心の先氣の先也敵身位を立さる所へ仕込て先を取り又身位のある敵ならは打はりにて敵の位を折て先を取なとさま〳〵の取やうあり若又敵に先を取られたる時は取返の習は前のヶ條にありされは敵にも此習有りと心得て我よりかけたる先を敵に取返されぬやうに覺悟すへしとなり

身準

明鑑の準敵に應して規矩準繩忽然と出るもの也其內準のかねを不離事第一也中段の準也強弱相違なく拍子調子付合を能々考懸合事也此法式相違すれは心躰共懦弱になる共間へ彼付け込時は百術を出しても始終後に成て用に立す兼て怠慢なく鎗法工夫すへし

身の準とて別に有る事にてはなし明鑑に載せある所の準にて敵に應して規矩準繩か忽然と出合を云也其內準のかねを離れさるやうに心得る事第一なり是は則準の中段のかね也心躰共強くすへき處弱くすへき處明鑑の術習に相違せさるやうに守りたかいの拍子調子付合を考へ引はりをぬかさるやうに懸合へし此法式相違する時は心躰も惰弱になりて準合引はりも失ひ調子はつるゝもの也此間へ敵より付込るゝ時には是を取返んとて如何なる術を出しはたらく共敵十分よき先の場へ付込たる事ゆへ始終に我は後になり敵は實盛なるゆへ百術も何の用にも立ぬものなりされは兼々に怠らす此書に向て鎗の準合を工夫し胸臆にをさめ置へしとなり

中墨

彼か左の拳を中と窮めて目當を臂に正當して可突前後の返し共に右の中墨を可用敵此方を中墨に當は右の手をひきく鋒上りに拂ひ踏込み正當の所を可突手前の心躰手足違へは目當違ふなり準合定らねは中墨不極

中墨は敵の左の拳を中ときわむる事なり然共拳は身通りを離れちるものなれ共まつ拳のある所を見てそれより中墨を取事也中墨は臂を目當に正當すへし是臂は身通りを離れさるゆへ是を目當として突へき事也前後へ返し突にも中墨をはつさゝるやうに臂を目當とし敵の左の拳を突くたく心

持にて細に返し突へしされは彼にも此心ありて我を中墨に當るならは右の手を下けて鋒上りに敵の我か中墨へ當たる道具を拂ひのくへしかく拂のくる時は彼か躰ひけるものゆへ其ひけたる程の所を我か方より踏込て中墨に正當したる處を突へしされ共我か心躰手足規矩準繩を以て四準相違する事なく正當に敵の中墨へ中りて居されはいかに眼にて見中墨と思ひ突出す共その目當はつれて正當の所へ中らさるもの也是我か心躰手足の準合あわすして引はりはつれ居るゆへ也然れは身の準合ひつはりか法の如く正當に定りたる上ならては中墨はきわまらさるものなり

得心

得心應手と云にてなくは得心とは云難しさりなから思無邪の習口傳數品の習は水月場までの事也水月場を超は明鑑の術習とも一本の鎗に極る

得心は數品の術習を胸臆に藏めて一々心に得意し敵より仕懸たる術に應して心にかくそと思よりも早く手足の業出合を應手と云てかく成りたるに非すは實に得心とは云難しと也是に思無邪の習と云事あり是は此明鑑五十一ヶ條の術習を以て敵と對する時は如何なる敵と出合共勝利を得る事疑なしと安心決定して有豫狐疑の念を離れ一筋に流儀の術習の德を尊信し大切に執り守り餘念なき時は自然と敵の變に應したる術の出合事は縱ひ敵いかなる妙術をなして千變万化す共我又臨機應變の取合せ出來て敗を取事なしと也且又此書に顯したるあまたの術も習も皆水月場まて至る間の事にして彼の居なから突て中る三尺の水月場を超せは最早外の事に及はす只一本の鎗にて突留るの一つに窮ると也されは千變万化の術習はみな此場に至んとする間の事と知るへきなり

調子

彼か拍子我か一呼一吸の一息にて考積り躰へ繫るを調子と云調子は人々覺悟して言句にも意味は紙上にも顯しかたし大抵は敵のきりはりを目を眠りても拔き見せて調子の意味を得意さする事也元は以心傳心也敵に拍子なき時は彼か息にて可考

調子は筭度也とありてかそへはかるの意味あり敵より我へ發し懸る拍子をつく息とひく息との息合にて心に考へ積りて躰へわさの顯るゝを調子とは云なり引息にてはすへて發せすつく息にて發するものにて我かつく息の所は敵もやはりつく息にて是則業の發する處と覺悟して考へ積るへし是人々皆心には自然覺悟して居る事なれはみな敵の業に取合す事は自然となるもの也され共其意味は言葉にも紙上にも顯しかたきもの也其大抵を顯し見するには敵のきりはりするを目を眠り拔見せてかてんさすへし是目に見すして敵のきりはりを拔は全く敵の拍子は自然我か心に移るものそと合点さすへしされ共實に此意味の元を傳るには言葉にては傳へかたけれは心を以て人の心に傳ふへき事也勿論人々心にては調子と云もの合点ゆくものなり又敵にきりはりの拍子ある時は調子も取やすけれ共此拍子なき時は取かたきものゆへ其時は敵の息合にて考へ積るへしと也此敵の息合をはかるは前にも云如く我かつく息と引息とにてはかるへし是は又彼我の準合ひつはり合ときは息合一致になるものゆへ我か息合を以て敵の息合をはかるに違ふ事なしとなり

阿吽

此條目は心事にて紙上に認かたし別けて佛家の事にて強て吟味すれは兵術の道理に混雜し本

意を取失へし大概陰陽の二つにて出入の鎗の事也注釋繁多故略之

字義に開口阿字あり塞口吽字あり阿は二也女也地也吽は一也男也天也とあり是心事にてかき顯しかたく別けて佛家の事なれはしいて是を吟味すれは兵術の道理には混雜して此所へ用いたるの本意を取失事あるゆへ此字義をは吟味すへからすとなりされ共先こゝへ置たる意味は陰陽の二つにして出入の鎗の義也阿は陰吽は陽也されは阿の靜なる所にて身位を立て吽のつよき所にて鎗を發し又敵の阿吽をはかりて阿の所になるかしらへ鎗を入へしすてに阿になりきりたる所は是吽の發するものなれは能此意味を得意すへし敵も又我か阿のかしらへ鎗を入へきなれは此所にては大事に身位を立て油斷すへからすされは阿なきやうにすへきかと云は左に非す阿吽の陰陽は天地自然の理にしてしはらくも離るへからす且阿なけれは吽の强き所發せさるものにて至妙の術をなす事あたはす是寒暑あいをして万物生育するの理なり强弱剛柔阿吽とみな同し事のやうなれ共前にも云るか如く剛柔は躰にして强弱は用なり阿吽は躰用を兼て强弱剛柔の根元なりと知るへしとなり

心附處

彼か鎗の長短　　彼我の場合何間　　禁體

身の準合　　鎗を揚ると風と入込來るか

右の心を付へし彼か鎗をはるにも留るにも鋒先より三尺餘のところを心附へし口傳

是は敵長具を以て來るか短具を以て來るかと最初に能心附て長具ならは長具短具ならは短具の心得を以て前に出しある處の術習を以て懸合へし又敵の爪先と我か爪先との間何間何尺有ると見て

此場より鎗を突出せは敵へ屆か屆かさるかと云義を心附へし又禁躰は腰折居附身付たり反り引面割膝懸聲と當流にて忌み嫌ふ躰六つあり此六つの內一つもあれは正道の强き鎗出すして變に應する業出來かたきゆへ一つもなきやうに能々心附へし又前に云るか如く敵によりて規矩準繩は勿論其外の身の準合を合す義を心附又鎗を揚ると敵より我か身位も立さる內にふいに入込來るかと心附てたといふいに來る共不覺を取さるやうに守るへし右のヶ條に能々心を附て守るへし又敵の鎗をはるにも留るにも敵の鋒先より三尺餘の所を心附て合すへしさすれはなす處の業よくきゝて先になるもの也是自然と身を入るゆへ水月場を思すして超す場になりて躰も心もたちて合口はつるゝ事なきもの也

亂

明鑑習口傳悉浹洽於心腑胸臆に藏めをけは敵の變化に應して出る也彼か此備には是を出すへきと兼て巧めは却て動轉の躰になる也敵の變動虛實に應する事は平日明鑑を行住坐居に忘れ間鋪と日夕不解工夫すれは縦は小兒之肆書するに數品の手本習用す稽古止たる以後他より書札來る時返翰認るに手跡稽古の節此返翰相應之手本在へきかと尋るものに非す日來習置たる手本胸中に藏め置ゆへ如何躰之返翰もなるもの也明鑑にて工夫鎗術の準合胸臆に藏め敵の變に出合事も亦復如此敵の變に習出合は明鑑の條目順々に出すと云事には非す變動は常なきものなれは何れの習なり共敵に因て轉化す是を亂と云

此亂と云は壞亂の亂にてはなく五十一ヶ條の術習を胸中に順もなく亂してをさめ置と云義也其さ

に鈔に顯しあれは分けて解には及はす此明鑑五十一ヶ條は始より終りに至るまて皆一理にしてそれを巨細にかき顯したる義なれは日夜に工夫して胸臆にをさめ置へし然る時は如何なる敵に出合共心轉動する事なし心轉動する事なけれは機に臨て變に應する事影の形にしたかい響の音に應するか如くになりて遲速ある事なきに至る事なれは能々つとめて怠慢なく學ふへしと也 明鑑假名鈔終

○執鎗手段

鎗を取てその術を習ひ得るの意味又修行の功をつんで心に至妙なる所を得意し手にその業の自在になる迄の功を云なりされは鎗の濫觴より當流の元祖吉綱先生鎗術修行の功を積んで人に敎傳致されし旨趣大綱を略顯されし書にして是鎗の序也序はのふると讀み又叙也とてついつると云意あり是より次第を追て鎗術の譯を云述るのはしめと云意なり又緒也とありて繭より糸を引出すに糸口を取て引出せは次第に糸の出るか如く鎗の根元より當流開拔の旨趣を述たる書なれはかく名つくるなり

原夫在昔伏犧氏始造干戈

原夫とは發語の辭とて物語をはしむるの辭にして古代鎗の濫觴をたつぬるにと云義なり伏犧氏は中華天地開闢の祖にして天子歷代の始なり此伏犧氏よりよろつの法は立たるなりそれ昔此伏犧氏天下に君として万民を撫育し禮法を立耕作を敎へ調度を制し衣服飮食を作り書文を以て民の用を辨し國を治め玉ひしか自然天子の命令にそむきて民の禍をなすものあらは是を誅伐して國を穩ならしめんか爲に干戈を造られたり干はたてにて敵の刄をふせくの器戈はほこにて敵を攻討の器に

して是ほこを造り出すの始也ほこは則是鎗のはしめなり拾遺記に云庖犧氏干戈を造て即ち武に飾り民を威すとあり庖犧氏は則伏犧氏の別號なり増韻に云双枝を戟と云單枝を戈と云と見へたりされは戈は片鎌鎗の如物なるへし我朝にては大己貴の神此國を細戈千足の國と名つけ玉ひて天孫の天降らせ玉ひし昔國平し時杖玉へる廣戈をまいらせられしと云る事ありされは我か朝にも神代よりほこと云物のある事明かなりされ共中華の事をかきたるは我か國古代の事を云には中華の事を引てその証跡を顯す習なれはなり

黄帝與蚩尤戰於涿鹿之野

然るに伏犧女媧神農の三皇をすきて後の天子を五帝と云て黄帝顓項帝嚳堯舜と五代ありて是我か朝の　神武天皇より人皇の歴代の如し此黄帝の代に至りて蚩尤と云る逆臣出て天子の命令をそむき万民をくるしめたるゆへ黄帝怒り諸侯をひきいて伏義の造りて武に備へをかれたる干戈を用ひて涿鹿と云る野にて大に戰ひ逆臣蚩尤を誅伐し玉ひしとなり實錄に云黄帝蚩尤と戰ふ時に即ち槍ありと見へたり我か朝にては　神功皇后の新羅を征伐し玉ひしとき其王の門に杖玉へる矛をたてゝなかき代のしるとなされしと云り又日本武尊の東夷を征し玉ひし時に比良木の八尋矛と云を玉はらせられしとなり又令の載する所諸臣も儀戈と云ものあり太政大臣は四竿左右の大臣は二竿大納言は一竿とあり又第十代　崇神天皇の御時豊城命の御夢にみつから三諸の山にのほり東にむかひて八たひ弄槍し八たひ撃刀すと見玉ひしと云こと舊事記に見へたり是槍と云物の見へし始にて是まてはほこと云物のみなりといへ共ほこは則槍のはしめなりされは和名抄には雜藝の類に弄槍

の二字を出して保古斗利とよみたり令の軍防の條に衞士は中分して一日は上一日は下し事故なからん日は下ることに則當府にをいて弓馬を教習ひ刀を用ひ槍を弄せしめよと見へ又令の武官朝服の下に兵衞は會集の日挂甲を加へて槍を帶ふ衞士は横刀弓箭もしくは槍を帶ふよのつねには槍を去くとも見ゆ槍は木の兩頭鋭きものすなはち戈の屬也と義解に注したれは刀をほとこせしものとも見へすその後には皆刄あるものと見へたりされは近き代にある也利と云は古の槍の制によりて作り出せしにやならん俗には鑓の字を作り出し用ひ來りたれ共正しき文書等には用ひかたくやあるへき古の槍の字を用ゆへきかと云せつもあれ共三才圖會に云槍は矟也刻木傷盗也孔明所作者是也後世其首施鋒尾加鐏故字以金とあれは鎗の字を用る事明か也　皇極天皇の天下をしろしめす三年　天智天皇のいまた中大兄乃皇子と申しまいらせし時蘇我の入鹿の臣をうち玉ふにみつから長槍をとり玉ひしと云事も見へたり今の鎗と云もの我か朝にては建武二年正月三井寺の合戰に土矢間より鑓長刀を出して散々に突けるを義貞朝臣の兵に亘理新左衞門か十六まて奪てすてたりと云事太平記に見へたり又貞和四年十二月住吉の合戰に楠正行朝臣か兵安間了願といひしか柄の長さ一丈はかりの鑓をもつて多の敵を突をとしけりと同書に見へ又拾遺舊鈔には嘉吉元年六月廿四日赤松滿祐教祐足利六代の將軍義教を弑し京を出奔の時その所在を尋るとて近里在々を尋るに劔を竹の先に設けて怪き所を尋ぬ其時始て長劔の利ある事を知て劔に柄を設けて山鋒と云りと見ゆ然るに足利の代の末に及ひて我か國の軍制ややあらたまりて東國にこそ騎戰もありけれ共なへて世は歩戰を用るほとにをよそ軍功を論するに鎗をましゆる事を一番鎗二番鎗なと〻云ことにて其賞

格を定むる事になりしかは弓矢打物とりての高名はあれ共なきに似たり異朝にても鎗は藝中の王也といひたるよしなれは彼國にも近きほとは我か國に同し俗とこそ見へたりかゝりし後は此物軍國の要器となりて古の儀戈なとゝいひし物の如く其人々の品位によりて此物を執らしめて其威儀させらるゝ事にはなりたりされは此國作られしはしめ　大己貴の神細戈千足の國と名つけ玉ひたるならんその八十万歳の後又かゝる世の俗となる事まことにあやしき事也と覺ゆれと筑後守君美か軍器考に見へたり

自是以來兵器之備不一

前條に云る如く黄帝干戈を用ひて蚩尤を誅伐し玉ひてより後兵器にさま〳〵の巧み出來一様ならす戈の屬も又多く作り出し武備志に鎗の異變なる兵器數百ありそのあらましをあけて云に中華にてはまつ周の禮に戈殳戟酋矛夷矛五つの兵を兵車に建つ其制も又各異なり釋名云手戟曰矛人所持也如鋋三廉也酋矛長二丈夷矛長二丈四尺竝建於車上夷常也不謂常者言可夷滅敵也又雙鉤鎗單鉤鎗素木鎗鏟鎗一名麥穗鎗棱鎗槌鎗拒馬鎗鷄頭鎗其外種々の制あり我か朝にて古代は平鎗三股鋒なと云物も見へたり又禮記に戈を進るには其鐏を前にす矛戟を進るには其鐓を前にすと云りされはいしつきにも品々ありて鐏は鋭りたるを云鐓は平なるを云也今の銜乳首なとの類は鐏にして流儀に用る頭巾頭獨鈷頭なとの類は鐓なりさて我か國の古き所を云は延喜式に花鎗三代實錄に鎌鎗鮀尾鎗なとゝ云事見へたり今の鎌鎗と云るは周の代の戈と云ものと少しもかはらさるよし我か朝の古に戈と云しものには異なるよしなりされはかの鎌鎗と古云し物の遺れる制と云る事北條五代記に

見へたりこの鎌と云ものも失あれ共その四寸の距を以て身のふせきとする利あるかゆへに後の人十文字をも作り出せりと記せり登壇必究云長鎗の法は楊氏に始り是を梨花と云天下皆尙之其妙熟するのみ熟すれは心に手を忘れ手に鎗を忘ると云り又織田信長柄の短きはよからしとて或は一丈八尺或は二丈一尺に作り出さる世に三間柄三間半柄なと云は是より始れりとそ是又古の長鎗の類なるへし十文字は古の三股鋒に似たり此物はことに近き比南都寶藏院の住胤榮穴澤か長刀の弟子にてありしか柳生但馬守宗嚴と相はかりて此物を作り出せしと云其外鍵鎗大身鎗なとの類ありて此中に又種々の制あり和漢共に日々新しき制出來たれは今は悉く記すにいとまあらす思ふに我か朝の十文字は異朝の双鈎鎗片鎌鎗は單鈎鎗直鎗は素木鎗なとの類か和漢共に今は鎗を以て兵器の一とす戈戟は用ひすとなり異朝の鎗と云ものはもと少林寺棍法より出しときこゆされは我か國も他の國も同し例と見へ又異朝にならはすして同やうになりその制も似たるなるへし

其習用之術亦異矣

前條の如く鎗にも種々の異なる制數々あれは是を習ふの術も又品々のちかひあり是其人の得手〳〵によつて此かす〳〵の道具をつかひさま〳〵の術を巧み出す其一二をあくれは寶藏院は十文字を用ひ樫原は鍵鎗を用當流は直鎗を用ひ或は打柄を用樫柄を用る等にて其外流々の得道具はあくるにいとまあらす且此鎌鍵鎗直鎗の內に種々の異制ありて是を扱ふ事流々によつて習ふ處の術千差万別なりされ共諸流ことにその妙所に至てはもつとも感すへきものあり或は一叉二叉三叉又は柄に横手の金具を付て敵の鋒をふせく用意をなすもありくたを用ひて鎗の出入を自在なるやう

にしたるもありその術はあけて記しかたしとす

余自撮髪遊此藝而無不博渉

余は元祖吉綱先生自己をさして云れしなり撮は對額に物を取也とあり又手篇には三つの指にて取也とありて撮髪は總角とも云て髪を結揚る事故に十五歳を撮髪と云なり元祖十五歳より鎗遣ふの藝に入門して此道に遊しとなり此遊と云字の意は孔子の藝に遊ふと云れたる所によりてその語を用ひて又此道を習練する事遊山翫水をなすか如く面白く思ひてひたすらに打込たのしみ遊ふ意味をあらはされしなりされは吉綱先生十五歳より鎗術の道に志して日々夜々に懈怠なく習練し藝の微妙なる處を學ひ得んと面白く思ひて片時も忘るゝ間なく常人の遊山翫水をたのしむか如く寢食をも忘るゝまてに樂み遊て鎗術に於て其名聞ゆる人あれはその人にたより習ひて何流となく博く諸流派にわたりて殘す所なく學はれたりとなり

古人曰任數者勞而無功矣

然るに古人の語に物事多端になる時は是も彼もと心躰を勞するのみにて骨折たる程功はなきものそと云事を思ひて心に的當し我かく諸流に博くわたりて學ふといへ共古人の語の如く多端なれは一流にて禁する事も又一流にては賞する事もあれは業まち〳〵にて實に諸流の妙所を得る事はなしかたしと心付れたる事なれ共又何れの流にも一つの妙所はある事なれは何れとて取捨へき流はなしと工夫致されしなり

故擇業選要而欲一之

抜蘂とは抜の字義は字彙に若抜樹木並得其根本とあり蘂は華蘂なりとて字彙に華の外を萼と云華の内にあるを蘂と云とありて華の眞中の實になる處より出たるを蘂と云事なり夫ゆへに諸流派の中にて花ならは蘂とも云へき肝要なる至妙の術を抜取り又その道具もさま〳〵の制ある中に利ある道具をゑらひて一流を立んと思ひ立れたるなり

惟以直鎗爲好是其因不曲不枝也

前條の如く一流を立んと巧夫致され諸流に鑰十文字片鎌直鎗等ある中にも又流々にてさま〳〵の制あり且業も品々ある中にて段々心をつくして考られしに鑰にてかけ又は鎌十文字にて或はかけ或ははねをさへなとするその業も花々しく道具いかめしくして敵より突の鎗をふせくに利あるやうなれ共是みな譬は梅櫻なとのうるわしく咲亂れたる花ひらの如くにしてみことなれ共風雨にあへは此花ひらはみなちりうせてかの蘂は殘りて實となるか如く肝要とする所は只一本の鎗にて敵を突留んとての業なれはたゝ直鎗を以て第一ときわめられしなり是鑰十文字の類は突の用には立さるものにて且枝出或はまかりて物にかゝり邪魔となる事もあり又肝要の突勝の場合にて敵の道具にかゝりて損失も多けれはなりされは直鎗は曲りたる處もなく枝もなきゆへ突には第一ときわめ業も道具の爭ひをやめ仕込んて突の場合を肝要として當流直鎗を以て仕込勝の義を巧み出されたりとなり

欲臻玄微之域拳々服膺而弗失之矣

然るに此撰ひきわめられたる所の術にて筆紙にも言語にも顯しかたき不可測の妙所に至んと思ひ

て晝夜共寢食を忘れ此道を工夫練磨して胸に此念のたゆる事なく修行致されしとなり拳々服入而弗失之矣とは是中庸の語にして註に拳々は奉持之貌服猶著也膺胸也とありて此事を大切にさゝけて胸につけ置か如く心にたへまなくたもちてその念の少しもたへさるを云なりされは吉綱先生肝要の術をゑらんて此妙所をきわめんと心にたへまなく巧夫し直鎗を以て仕込勝は専用の利なる事を知て守り習錬致されし深き意味を知さんか爲に此句をかり用ひられたるなれは此意を翫味して修行すへきなり

壯室之年既得於心應於手

壯室とは三十を壯と云禮記の內則篇に三十而有室始理男事とあり前條の如く心掛けて少しもたへまなく修行致されしに三十歳の時その微妙不可測なる所の術を意得して手をのつから自在に働く事を得たりと也是則心に手を忘れ手に鎗を忘ると云處にして巧すして自然に妙術の發するを云にてそありける

今有同志來學者則敎之以紅之一字

されは今の人我か此藝に遊ひたる時と同し志あつて我か方に來り流儀の妙所をきわめんと思ひしはらくも忘るゝ事なく深切に心を用ひて學ふ者有時は紅の字一字をかりて如此と敎へられしと也

蓋紅者世人所謂染絲紅也

蓋はうたかいの辭なり是只紅也とのみ云ては解しかたしそれを如何なる事そとうたかふに外ならす世人みな知り居る絲を染るの紅色なりとそ

夫染絲之技一入再入而已哉

技は字彙に藝也方術也とありて夫々なす處の一藝の業をさして云なり只絲を染るの紅とのみ云ても いまた解しかたからんか此絲を紅に染るのわさは中々一度や二度紅の汁に入るとも色よき紅とはなりかたし一度入れは黄色となり夫より三度四度と追々に數をへて入ひたすによりて漸々に赤くなり又數度を重るに至て眞紅の光ある色となるゆへ鎗の修行もかくの如く段々數を重ね錬磨するによつてをのつから妙術を得るとなり

余故假名於紅以敎授之者乎

先生それゆへ紅の一字をたとへにかりて鎗術修行のたやすく微妙の所をは得かたき意味をさとし中程にて倦み飽く事なきやうに始終たへまなく心を用ひされは至妙なる處を意得しかたしといましめて鎗術の修行を紅の汁とし修行する人の身を白糸として至極の紅色に染上んとひたすら身を打込修行するを肝要として鎗術を敎傳し取立るとなり

然人有素質而加之以文彩也

され共來て學ふ人も我も習錬る時は同し事にて妙所を得るはもと天より受得たる性質なり文彩とはあやさいしきにてもとより人々の性はすなをなるものにて何事にもよらす學へは出來るの性質ある上に當流の習術傳授を受け心を盡して心事をねり業を學て躰をみかき暫くも心をはなるゝ事なきやうに深く心掛け漸々に流儀の彩色を加へてあやとらは繪に彩色をほとこしたるか如く見事なる鎗術の達人となるそとなり

紅者赤色於五行爲火於五常爲禮

紅は染るにしたかつて色を増し光り出るものゆへ又々かさね出して門弟の修行に心を盡し紅の字を以て敎ゆるの深き意味を顯されし文段なり紅と云は赤き色にて是を木火土金水の五行に配當すれは火にあたり又仁義禮智信の五常に配當すれは禮となるなり

是其日進之功欲如火益熾又禮之節文也

されは當流の鎗術修行に思入り日夜身心をうちこんて修行する處又その修行によつて日々に上達するの功は少しもゆるみなくして火の益さかんにもゆるか如く又流儀の敎を能守りて習術の理を得意したる處は禮のほと〱にかないてをりめたゝしくあやあるか如くになりて鎗術一道の精神入ん事を思ひて紅の字を假り用ひられしとなり

如輪扁斲輪匠石運斤而後始得奇妙耳人其懋乎

莊子天道の篇に輪扁は桓公の時の人也とあり齊の桓公か魯の桓公かつまひらかならす匠石は莊子の雜篇に宋の元君の時の人なりとあり元君とは元公の事ならんか輪扁か奇妙は車を造るの妙を得たるにて餘人の造りたる車にて物を載せ重りつよくかゝり道路の通用自由ならさるを扁その車を少し直せは快く通用す又もとより扁か造りたる車ならは他人の造りたる車に積たる一倍のせても輕々と通用す此車の能通用するは輪にひつみなきゆへなり他の者は墨かねを用ひて造れ共ひつみをのつからありて通用よろしからす扁は墨かねを用ひすして造るにその道に妙を得たるゆへ自然にしてひつみなしと云り匠石は斧をつかうに妙を得て人の鼻の先に白土を付けをき斧を以て是を

打をとすに少しもその人の鼻へはきすも付す痛みもせすしてその白土を打取る事は紙にてぬくいたるか如しと云り斤は斧斤と熟字してまさかりの類なり斤は釿の略字也鎗術の修行も日々夜々にあつく心掛け少しも油斷なく時に習ひて又習ひ其精を盡し玄妙微妙の所に至らは不可測の術を得意せん事輪扁か車工の妙匠石か斤の妙にもまさる程の絶妙の所にも至るへきなれは人々能心かけて妙所を得ん事をねかい油斷なくつとめ修行する時はかならす妙術をきわむへしとなり

然如逢蒙之學射者莫容易敎之矣

逢蒙の事は孟子離婁の篇に出たり中華にて戰國の時有窮と云る所の君に羿と云人ありて射藝の名人なりしか此人の門人に逢蒙と云ものあり此者羿の道を能意得して上達し慢心を生してもし羿なくんは我則天下一の弓取ならんと思ひ師の己れにまされるをねたんてついに羿を殺たるとなり孟子是を評して是又羿も罪ありと云たるなれは師たる者かゝる心ある者に我か道をたやすく敎傳する事は耻つへきなりされは師へ對して表裏別心をいたき怨みをかまゆるなとの心ある者にはたやすく流儀の秘事口傳を敎ゆる事なく能々その人の心底を見すかしたる上ならては流儀の修行出精し譬才あつて藝術上達にをもむくとも我か道の秘事口決をかたるへからすとなり

○初學諸鎗

丸背

初學之門弟に入身取立る敎傳法也丸背と云は鷹に大鳥を取飼ふとき其大鳥の喙へ丸き物をさして鷹を取飼也大鳥の喙へ中りても不痛ゆへ鷹恐る心なく鳥を取りひしく意出る也

入身の場合留口きりはりの術を六本の形となして是を覺る時は突るゝ事なしと覺悟させ勝事のみを敎て突さるゆへ恐る心なく入身の術を覺る事鷹を取飼て鳥を取ひしく意と同しきに依てかく名付るなり

觜は　星之名平也　　喙は　仄也

丸觜は觜の字は星の名にて左に顯す圖の如く廿八宿の内にて觜宿と云ふ星なり此星の三つ並ひたる形鳥のはしの如くなるに依てかく名付るか是平字にて陽なり鳥のはしに用る喙の字は是仄字にて陰也されは陽發なる術を取立るの形なれは天の星辰に象り陽の字を用るなり

廿八宿之内　觜　參

如圖星也參は此所に緣なき星なれは圖するに及はされ共觜の圖を顯すにかく參の間にあるを顯んか爲に圖するなり

四面

此表何れも進み向表也敵上段我上段對し前後を合ひ向ひ進み勝一つ

中段にて合向ひ進み勝　一つ

下段にて合向ひ進み勝　一つ

中段にて前を合向ひ勝　一つ

四つ向進みて勝表也面は向と字義有りよつて四面也

字彙に顏面なり亦相向を爲當面

小補韻會面謂直向之耳

此表何れも敵の機前を折き向ひ進み勝表なり

九重　上段　三つ重ね　中段　三つ重ね　下段　三つ重ね

上中下段九つ合陽數にて向進む表上中下之構に若變在ても九重より外構之なきもの也小決定する表也

敵右九つの變ある構にて懸る共九重之付合の表之通繫合也

此表は敵如何に變に構て我を騒かせんとする共此構の外はなきもの也依て平日に此表を習せをいて敵の變にのそんて轉動せす是平日習置事ゆへ速に付合ひ惑はさる爲の表にして九本共みな敵のをこりを折き向進み勝也

原書三皇五帝考を揭くれ共略す

鎗表之次第

表とは仕合の內に術を以て敵を突習の表を形に顯したるに依て云なり

薙刀合　一至四　切甲　脇下段　張落　大前

右の表四本有るに依て四つの表と云當流の突方此四本に止るなり

直鎗　一至五　此五本の表の名所は奥に顯す是當流の表五本に止るなり

薙刀表　一至二　切甲　脇下段　是は宍澤流より取りて用る也

鑰鎗　一至六　落留　脇下段　打返　後先　搓　息合

是は樫原流より取りて用る也常に遣ふ道具にはあらされ共若用る時の爲に習はせ置也

四面　一至四　機前　上段　中段　下段　出合　此表の義は前に出る也

九重　一至九　發り　前上段　中段　下段　後上段　中段　下段　上段　中段　下段

此表の義も前に出つ

丸狩　此義は最初に委し

仕合口　長短の本仕合に入るの習なれは斯は云る也

當流極秘事

直鎗合　同寸　是は相尺の仕合也

本仕合

是當流第一の仕合最秘事也人々好によつて鎗の長短有りされはまつ同寸は無と見て本仕合と云ふ長短一味の心得肝要也

出合表　雜刀合 一至二　直鎗 一至五

是は三足引の場より互に出合届かさる場より突勝の術にて心躰の伸を習はす表也

勝口　直鎗　一至五

是は敵に如何なる變あり共其變に應する事速にして必勝の理を習はす表なるに依て勝口と云て是を變化の表と云也此外に居捌と云表ありて船或は堀切り巖石等ありて進退叶はさる場にて居なから手足の捌を以て勝表也出合勝口居捌共皆直鎗表にて遠き場より突勝と敵の變に應

し勝と進退叶はさる場にて勝との表にして是にて場合術共盡しある也

直鎗　一至五名所

波分

敵の突出す鎗を前後へ留めて進み勝所波の打來るを左右へ分て行に似るを以てかく名付る也

磯波

彼我互に引張りをはつさす付合たる構の分れたる所磯打波の巖に中りて摧るに似たるを以てかく名付る也

瞻雲

下段に付合たる鎗を敵上へ引はつすに我付合をはつさす先を取所天に雲出れは則目に見ゆるに似たるを以てかく名付る也

千鳥

敵のくり込突鎗を後へ超て乘たる所千鳥の波上を飛ふに高波の打來れは羽を返して波をさけ飛行くに似たるを以て斯名付る也

水月

上段に付合たるを敵下へ引はつすに我付合をはつさす先を取所月の天に有て地に水あれは直にその水にうつりて影を分つに似たるを以かく名付る也

仕込

當流仕相の仕込と云者我勝利を得るか彼勝利を得るか彼我勝敗の域にて平生修練する事也此場は孫子に說る死地立屍之地と云に同し投之亡地然後存陷之死地然後生と云是也武經彙解に梅堯臣か云地亡といへ共力戰して亡ひす地死と云といへ共死戰して死せす故に亡は存之基死は生之基也是當流仕込之場也然れは此場を間斷なく修行講究せは心統一になるへし万仞之高に登り梯を去るに論進んて退念慮を離るゝ也人之心躰固有する所之强弱剛柔も此仕込之場へ入は一心に治也此所孫子に云剛柔皆得地之理也と說り此意味を熟得して當流之仕込に本つき無緩慢此場を修練せは剛柔强弱之差別もなく恐るゝ事もなく已む事を得さるの場なれは死を知て退く心なく單に專一なるへし是はこれ必死之地なれは此場にては勇剛なるゆへに進むにてもなし怯る者も退氣をわするゝ也是地之理を得るゆへ剛なるも柔なるも强も弱も死を恐れす生を求す地亡死戰必死と一心になるゆへ却て死中の活あり是を亡は存の始死は生の本と云此意味を以て我流之仕込の場を修行せは忽然と勝利之妙術得意せん

以心先生韓信か背水の陣又我か朝にては柴田勝家水瓶を破て軍に勝たるか如く人々必死をきわめて力戰すれは勝利を得るの理を考て仕込の術を工夫致されし事にて當流之諸流にすくれたる所也され共其術熟せされは理は如何によしと云共手に應せさるゆへ勝利得かたきものなれは日夜怠慢なく心に工夫し躰に練磨して妙所に至るへしと人にさとすの意其反復丁寧至て深切なる意疏略なく大切に守て修行すへしとなり

○敎方之書

一入突共に懸り口右の足を强く踏む意にて左の足の膝口を伸し懸る也

是左へかゝる時は總躰持出して進退不自由になり其上機前つよく顯るゝものゆへ嫌ふ也又左右

共ふみしめたるは至て嫌ふ事なり是居付身とて躰不自由になり强き鎗發しかたく又發したる鎗もさらぬものなりされは總躰浮にして柔かに構へ强を心にたもち進退自由なるやうにしてかけ合能き場にてたもちたる强を一旦に總躰へ出し如何にも强く突へき也最初より强けれは此時かへつて弱きものゆへ嫌ふなり入身の仕込も同樣なり

一居替る時は左の足を少し寃け氣を替て敵の勢を見て亂生にて居替る也兩足共に引事にては無し但總躰右の足へ懸る也

敵に先まわりたる時その場を居替るには猶さら躰を右にもたせ左の足を少しくつろけて足巾をせまくし身遠にして先を取られ進にも退にも突にも身躰うこかさるやうなる心持になりたる所の氣をかへ其時敵いよ〳〵付込來るか來らさるか虛か實かの勢を見亂生して敵の心を動かせ居かわるへしされは敵は最初取たる先を我に取かへさるゝものなり此時兩足共に引てくつろける事にてはなくたゝ總躰を右の足へもたする心持にて身遠に構へ左の足をかろくする事也入身にても行つまりたるやうなる心持にて身躰不自由になりたる時は居替るにやはり同やうの意にて敵の勢を見て一旦に仕込へし

一突身の時入身の構を待ち敵に鎗を合す時脇より鎗を入る程に心得別て左右の手をくり込意也

突身するに入身の鎗を構るを待て敵のあけるに付て鎗を合すへしその時敵の構たる鎗の脇より鎗を入る程に心得前後共に左右の手をくりこみ心躰共にはたらき後を突には足を向へ踏出し前を突には跡へ足を引ほさに心得て居かはり突へきなり是に三寸の拳わり突の習はあれ共是は初

心の門弟を取立る所の教方なれはまつくりこみ突事を教るなり

一入身より切はりする時は騒動惰氣にて大に禁する也切はりの度毎に左の手へはりを知らせ張受る也口傳重々

入身より切はりする時突身騒動し惰氣になりては大に嫌ふなり入身の切はりする度毎に我か左の手へ知らせてはりを受へしとなり此時さわきて場を引なとしてはよろしからす心を臍下にをとし付場をは引かすに右へ躰をもたせ引受てはりを我か左の手へ知らせ拳を起しはりを受て跡を早くゆるめ敵の切はりして跡のゆるむ所へ鎗を入んと心掛へし此ゆるむ所は留口出來さるものなりされは我にも此所あるものなれは此所へ敵より付込れさるやうに心掛へし又敵より場を詰來る共やはり我は場を引かすに敵と持合て引受たる所より突へし此時臥して突意にてよしすへてはりを受る時左の手は勿論右へも知らせ受へし

一懸り口かけ合二尺五寸なれは左の足一足出中る場と知へし然るを一尺或は二尺の場にて入身出んとすれは入身の動を見て入身不出に殘る也是大に嫌ふ事也三足下と云習有り口傳

懸り口に道具のかけ合二尺五寸ある場ならは左を一足踏出せは中る場合なり又三尺かけ合たる場ならはそのまゝ居なからにて突中る場合と心得へき事なり然るを一尺或は二尺の遠き場に入身居なから出んとすれは是入身は右の中る場へ來る事ゆへ引受て突へきを入身の動くを見て入身は出んとする氣はかりにていまた出さるうちに場を殘るは大に嫌ふ事なり又右に云一尺二尺の遠き場にても三足下りと云習有り此習にて突は中るものなり是心躰兼備して伸るの術なり此

遠き場よりも伸て突は届くものなれは敵動ならはその虚實を察し右の習にて突へき事なり此三足の下の習と云は竹刀の牡丹先を柱へ付をきて石突より三足跡へ下りたる場より突習なりこの習は總躰を左の足へもたせ心を臍下にをとし付總躰地付て右の足を跡へ踏伸し心躰連足して伸るなりかくして突時は一尺五寸乃至二尺までの不足は届くものなりされ共是習初心には敎る共出來かたけれは右の場を引すに敵より入來る共その場に居しこりて引受突事を敎ゆへし尤前後に居かわりくり込て突事を專一に敎ゆへし是みな引はりをぬかさるの所なり

一突身初中後の意得進退兼備すると思ふ事第一也此ヶ條は重々口傳有る事也

但懸口より場迄の內也

突身最初の懸り口より突留るまて始終の心持進と退と兩やうを兼備へ機變に應して進退自在になるやうに心持を敎る事第一也すへて突身は引受突事とはかり思へからす敵より先をかけ詰來る場合なとにては敵を引受て別れ突時に至りては進む氣なけれは勝利得かたし又敵より詰來る時敵に十分先まわりて我は後になり鎗の發しかぬる時は引退て場を切事もあり敵退かは我より場へ入りて突事もあり又場合によりては前條に云る三足下なとの足し突の習も有る事なれは心躰を兼て自在になるやうに心かくへし此自在になると云は心を能をさめて總躰にこりなく柔にし强をは心にたもちをき右へ躰をもたせ沓下かるくせされは機變に應して間に髮を入るの進退のはたらきなりかたし何れにも中るの場へ致れは一本の鎗にて勝敗をきわむる事なれは此進退を兼備へて自在ならしむるは第一にして數々の習術はみな懸口より右の場まて至る間の術也入

身の心得も又是と同やうにて進退兼備の心持あるへし入身の義をいはすして多く突身の教方を顯したるは突事を専らに敎ゆれは小直鎗にて中る場へ入込の習初中後共に突身さかわる事なく一本の勝敗かはるなきゆへ也

一敎形は弓斷は惡し當流禁躰幷身のひつみ進退懸待殘心左右の强弱身の位をすきまなく直すへし弓斷すれは惡く固るなり正道の鎗不出もの也皆師範の罪也

敎形は少しも弓斷ありては惡き事なりたとへは植木なとのたねをまきて二葉に出るよりその邊へ草なと生すれは是を取りつちかいて追々盛長すれは添竹を立てまからさるやうにし惡き枝なと出れは是を取りて世話すれは盛木して少もくせなき良材となるなりそれを生したるまゝにて打捨おき世話もせされは若木のうち風に吹たわめられ惡きくせつき又は惡き枝なと出て中々村木には成かたし鎗術の取立も是と同やうにて初て入門してより日々少しも弓斷なく心附て當流の習を能敎授し禁躰或は身のひつみ進へき場合退へき場合始終いたしつくしたる上にも自然余りありて强き鎗の發する程の殘心懸口より中るの場まては總躰を右にもたせ右の足を强く踏左の足を弱くふみ場に至て突出す時は心にたもちたる强く總躰に發して左の足を强くふみ右の足へも知らせてふみのはす意にて突其外强くすへき所弱くすへき所又懸口より詰の構までの身の位等にすきまもなく心附て少も惡き事あらは直すへし少の事と思弓斷して打捨をく時は惡く固りて是を直さんとするに最早大木のくせつきたる如になりていかに世話する共直らすして却て其身のまかりなりに致し得たる業まても出來さるやうになりて始終に正道の鎗は出さるものな

り是みな取立る者の罪なれは少しの事にも能心を附て惡く固らさるうちに直し正道の業の出來るやうに敎立へし

當流禁體

腰折　居附身付たり反　引面　割膝　懸聲

腰折とは腰をかゝめたるかたちなり此かたちは身のひつみにて準合かたく三寸の拳にては後の鎗かむりかたきゆへ禁するなり

居附身とは左の足へ躰かゝりて左右共に踏しめ居るゆへ進退不自由にして一所に居附機變に應して早き業出來かたきゆへ禁するなり

反りとは胸せりて居る故躰そる是息つまりて總躰自由ならすすへての業出來かたきゆへ禁する也

引面とは左の肩さすゆへ面引けて物見てり心上つり敵の突出す鎗面へ中るゆへ禁する也

割膝とは左右の膝へふし付て跡しめ居るゆへ進退なりかたく强き鎗發かたきゆへ禁するなり

懸聲とは心向ふへ出氣かゝるゆへ心上つり息つまるにつれ聲もつまり只かゝるのみにして心躰のはたらき其外進退不自由なるゆへ禁する也

此六ヶ條は第一に心付直さゝれは正道の鎗出かたきゆへ少もあらは早く直す事肝要也

一兩肩さすか又は左か右か何れにてもさすならは胸のせりと見て息を鼻より拔へし但胸の息を鼻よりすかすは胸にたくわへたる氣を鼻よりぬくと可心得

何れにも肩のさすは心上つりて胸せるゆへなれは腹をはり心を臍下にをさめ息を鼻よりぬけは

をのつから心をちつくものなり右の如く胸に氣つまりて心上つり肩さす時は多く惣躰のうちいつるものなれはかやうの心にならさるやうよく〳〵心かけ直すへし

一剛强の人は心躰共柔弱に敎柔弱の人は心躰共剛强に敎立る也口傳

性質剛强なる人は我か强きにまかせて手あらき業のみなし流儀の敎にもさつきかたきものなれは其まゝに捨をけは肝要の習術を覺すたゝ力にまかするものなれはかやうの人には別して流儀の場合準合又は拍子調子引はり三寸の拳にて業をやわらかになし心躰も柔にして機變に應する事速なるやうにいかにもたしかなる業を敎る事肝要なりもし强きとてその强き所にていよ〳〵つよき事を敎ゆれはつよきにかたより自然我意にまかせて正道の敎を得意せすしてたしかなる業なく手うすきものなり又柔弱なる人は最初より流儀のやわらかき術のみを敎る時は性質手よわなる上に又やわらかなる敎はかりをなすゆへ柔弱になかれて心の强をとりうしないたしかなる業をなし得す惰氣になるものなれはかやうの人は少し法には叶す共手强きあらき業を致さすれは心も自然つよくなるものなり共時流儀の習術をよく敎るときは業たしかになりて妙所に至るへしされは人の强弱剛柔を最初に能見て敎を施すへし斯をしてへ成就したる時は强も弱も剛も柔も隔なくみなやわらかにして手つよく如何なる强力の者大道具を持てかゝる共少しも驚さわく事なく恐るゝ意たへて百發百勝の妙所に至る是流儀の至德を心に得意するゆへなり是を弱能制强柔能制剛さは云なりされは剛强もたのむへからす柔弱も捨へからすひたすら流儀にたよつて日々弓斷なく修行せは右の妙所に至ると心得人を捨る事人々の性質によつて敎さとし修行

成就したる所は剛柔强弱のへたてなき一やうの達人となるやうに取立る事肝要なり是師範家の心得第一とすへき儀なり

一殘りの鎗は上段下段を嫌ふ予奪を第一にして小直鎗を定有臂を的と得意して突也

殘りの鎗は上段にては敵の打はりするにたよりよく又敵弓斷せぬものなり下段にては鋒先下りすきて敵入込やすく突けは身をこすの場になるゆへ兩やう共嫌ふ事なり中段にて一尺下けたる予奪の構を第一とす是鋒先下りて居るゆへ敵は上鎗のやうなれ共打はりにたより惡く場合へたゝりたるやうなれ共敵に見へすして五寸敵前へ入込み有るゆへ突に德ありされは敵に利あるやうに見せて我に利を奪の構なるゆへ予奪と名つくるなり此構にて突時は敵の入身竹刀を定規とも心得臂を的とも得意して尻手を下け鋒先上りに脇下へ突込むへし

○鎗術上巻

一構は此圖を以てをしゆる也

一懸り口右の足を強く踏み左の足を輕ふみあとの足をあとへかゝめ前の足の膝口を延はし懸る也居替る時は左の足を一尺にても五寸にても面々のゑ方に引足をして氣をくつろけ敵の勢を見て偖前へなり共後へなり共居替る也此後も皆如此先へ懸るも同足の引やうなり

一人身構をまち懸り口に脇より鎗を持懸は惡なり脇より持よる所へ入身ふと破て出ると行合に成也成程中より鎗を上るか吉

一前殘の人は殘出を時一足後へ引殘れは中をのこるなり

一後殘は一足のこり初の足を一足前へ引初れは中はかり殘る也

一人身より構の内にてはる度毎にをとろくはひきやうき也惡しはらるゝ時は前の拳をうけて請るなり手の内傳受

一入身と敵たひ長刀小直鎗に此方の鎗一尺三寸かけ虛實を見分る内に入方よりふと入かゝるかやふりて出るかと心に思いろあらは其心を去には入方より二足入こませて突身は不殘居さはきにして一足もくつろけす直に突に中る場也入方二足入掛ても居なから突場あれは懸口ゆるやかなり是を知せてをとろきを納めさする也

一懸々はあしゝ懸中の待々中の懸にして稽古吉し懸々はこす儀也行合にも取かへし成すもの也

一待々も惡也敵より先勝成也待中の懸々中の待懸待相兼て敎也待氣は弱也

一初面の弟子に指南をするは初まりより半年か間は師匠ふんこつを盡し敎へ立るか吉こゝに油斷し

てはかりうの構にかたまりて直しうつらす只初より半年一年師匠精出すへし
一肩を指は脇下（をたませ）（本のまゝ）膝を入引せて吉肩のしこみ直した分にてはなをらぬ者也
一かたきを和にするは只弱き様に計敎るなり利をのへるも兎角和かに成ときやうか吉我を立させぬ
か吉きさきを折たるか吉かたき事其身に知せたるかよし
一柔弱に大によわきは是れ右のうら也成程りきみの出るやうに強く敎るか師匠也
一殘の内鎗下段にならぬやうに敎へを吉殘は敵の鎗の柄を突割るやうに突たる敎かけか吉
一鎗たくゐを切共云也きる共たくる共前のゆきりよき先へ二尺より上はたくらぬかよし去なから場
に依て穗首持ても苦しからす
一弟子勝負へ心を立腹立の氣おこらぬやうに敎て吉師匠常々無油斷心付る事要專也
一場より外未届場より仕懸突事大惡したとへ可届場てもむりにあまる程にしかけて突は氣かさみて
けんになりて可中鎗も不中して而も殘らる又後の鎗取返しならぬ也仕懸はゆつたりさして懸りき
らぬやうに突て吉先にも後にも通つるか吉し
一鎗を見る事折々突身をも前から見てよし入身計前より突身の前構くつれたるを不知に居事多き也
一第一に入身突共禁躰を大に戒め一刻も早く直してよし
一突身入身共にうしろの拳はねこふし伏こふしは嫌なり直なるか吉
一突身は前の手直きは惡し少しひしをゆつたりと屈たるか突出にゆう有て鎗つよく出る也此所を能
かつてんさせて敎て吉

一殘の内にて鎗上中下へくるはするは惡し能すえて拍子はり合をふつかりと取て上下へ返し突やうに教てよし

一弟子仕形あしき所を直したる時二度迄は直て又を知せてなをして吉二度迄もなをらぬ時はよほど直りたりとほめて直す又次の日今少にて直りかねるなど云て亦教てよし是にても直らぬ者は大形なをりたるとほめ今少と計云てひたと口にてはかり今少々と計のかけ聲にて直して吉すきと直らぬとはかり云て師匠立腹の心あれは弟子の心よりあやまり出きけつくちゝみかたまりすくむ也弟子の氣あやまり氣こらぬやうに教る也

一細に切はりの内を突事仕形にて傳受也

一常に稽古の時鎗つかへて勝負惡き時は常に目附所をかへて見る教かた吉

一貌を見に位なく不調法に見るは世上無器用と云也此人を器用と見ゆるやうに位を教かたにて直し方むつかしきなり只身つけ計直し勝負にかゝはらぬか吉教立は表一通にて身の位を直し仕相は入突共に九背計にて本仕相にうつさぬかよし

一貌は見易きやうなる者に直しかたく大事有かたちに直す所はなし貌の見やすき程惡き方へもきよう也心のとうせぬ様二氣に成らぬ様につり合つける教方吉きやうを頼にて稽古たらぬ者也精を出さるゝ事肝要也

一身のそりたる者こしを引せてよし

一師匠たる者たしなむへきは弟子に心安く思はれぬ様にする事第一也是は只弟子の方へたひ〳〵心

易く出入して大酒なとするより弟子と心安成者也稽古場に弟子師匠を心安くあいしらへは指南う
つりかぬるなり師匠は弟子に敎らるゝか吉かうの入たる弟子突ふさけたる所を突はあやまり也何
と又いそかしく共亦過不及有て不中とも明たる所を突を功者と云なり此所をよく〳〵合点させて
敎ゆへし

一突身構の內後のひち下るを嫌ふ前のひちをれるを忌弓圖のことくなる樣に敎てよし

一突身の構前足を延後足かゝめるかよしさて跡へかゝめたるか吉必前へをれる者也成程嫌たる事也

一仕懸は習の通に一尺五寸にて突也又二尺五寸の場へ入たらはゆとりなしに二尺五寸かゝると突せ
て吉をそきは悪し

一弟子稽古初め表の內直鎗合長刀合を覺たる時丸背能々入突共に取かいて大形半仕合もなる程に移
たる時本仕合にかけるか吉此內に諸色かつかふ敎堅めたるかよし

一入身は大たんに强か上につよく敎たるか吉只見合〔一本ぬ〕(す)る敎は悪なり膽の大なる者勝之

一入身はたるまぬ病氣付ぬ樣にする事第一也

一入身は只一重身に成やうに敎てまむかぬ樣にする事第一也

一入身は前の手出口に指のへ弓の押手のことく弓手を敵の脇の下に指付て入かよし

一入身は立身を嫌ふ成程敵の方へ懸り鎗の下へはいるか吉總別入身は敵の鎗の下へはいり下より上
にある鎗を切りはりするか吉我道具の下へかくれるかよし

一入身は懸り口に敵の鎗と長刀と出合ぬる時入みのうしろへ二足三足かゝりなから後つき其場のす

けぬように先を取かけ〳〵場をつめて入やうに教てよし

一入身道具は三年五年長刀をつかはせて小直鎗をゆるす也

鎗術下卷

直鎗用前　附　軍船鎗遣樣之事　人數配舟乘樣之辨

一敵味方大勢集りたる場まて鎗扱幷働能き居所之事

大勢入込場にては脇に入る事

幷居て備を立たる時敵前にて味方を我か左へ〳〵と請る我は前へ出る也後左に味方を置は鎗扱

能きもの也

一敵前へ入込内に此方の鎗を敵飛込取たる時外捌之事

鎗を引合無利に引取んとするは惡しし早く馬手指にても切る事なり

細道は折敷事

廣場は多勢之鎗

一細道にて大勢來る敵を此方一人の鎗にて暫く防總搦めと云習有廣場も同前意の事仕方口傳

敵二人にても四人にても鋒さきを揃來る時此方一人の鎗にて働事なり

一ゆれる鎗をゆれぬ樣に遣事

二間一尺の鎗にても取ちゝめ釣合能き所を持遣なり

一鎗かため之事繪圖に制法有

ひ　如是なる形なり金にて拵る

一茂みを通るに鎗持樣之事

印付の所を持脇指を拔左に持通る也

一山の岨にて鎗遣樣場を見立る事

山を上へ向上る呪はつかれる也横さまに上る也口傳

一川へり海へりにて鎗遣樣懸口見合遠淺のかは中にても同斷之事

敵の後へ廻るなり前へ廻るは惡し

一沼にて鎗遣樣之事

鎗は長き場をひたと居替る者功者也人數立は足深く踏込なり人數あらは折々入替る事第一也

一馬にて茂みを通るに鎗持やうの事

是は鎗を立へし

一夜の鎗遣やう仕方口傳

雲星の光をうつす事也頭を地に付て見也

一夜の茂みの内亦は小屋なとの暗き細道の奥なとに隱れ居る者を鎗にて導樣同突やうの事

紙にてさやをして直に突事なり

一鎗の身折たる時直に替へ鎗之事

腰指鎗の穗持事なり

一鎗之柄折れたる時直ちに其身を用る事
　柄の折れ先を削其身を仕込也袋鎗之重寶是也
一不意の場にて鎗の鞘拔兼る時拔やうの事
　柱か又はくいにても木の枝へ掛ても拔かける物なき時は土へなり共鞘打込拔也
一鎗の室形にて拔能拵之事
　右之類宜敷
一鎗之鞘早く拔星目針にて留る事
一遠道行に夜の鞘の事
　本鞘にて折々拔見る事　紙にてするなり
一石突片鎌之事
　猪目すかしへ小刀を通し用ゆるなり
一銀拵之鎗不用事
　夜あしヽ敵見知る墨にてぬるなり
一鎗之鞘落し亦は鞘の模樣替度時事
　竹の筒を一節こめ星目針て留る樣にして具足箱へ入置金銀の箔にていろへ當分の用に立る
一鎗印之事　形口傳
　鎗印は麻にてするなり直樣水呑に成る　水呑手紙にする事なり

一鹿山へ鎗持やうの事
鹿のあとを付山へ上るに鎗を持て上り樣鎗計をあくへき所迄て上け置中を明けて草木に取付上る鎗前へ鹿來る時手に合なり

一鹿突樣之事
鹿を心懸突は悪き事也草に伏しなとしたる鹿可突なり草伏たる鹿赤白の淡を吹く赤は草臥と知るへし

一貴人へ持上樣之事
石突の方を向の右勝手へ鎗の中程を持指あくる也

一鎗之柄折れたるを早續之事
にかわをはかし折の兩方へ流るゝ程に付け兩方の折口火にて能くあふり綱にて卷せんにて能くしめるなり一夜置翌朝より用立

一武を心懸る者門戸明樣之事
我左の手にてあけ右にて大刀打する也

一戶脇の事
戶の外より五人三人して押入るに固め樣手も足も掛けす一人して固たむるに二寸と明させす能程あけ大勢一度に入れす一人宛入一人入所を鎗の環つきを以て突也是を万力固と云

一軍船鎗遣樣幷人數乘樣之事

一船にて鎗合る事は小船に大勢乘に依て鎗扱不自由のよし聞傳たり舟中にて鎗を立持か吉し下に臥て置ては衆人の足手まとひに成て惡し見合心得可有こと風あらき時は伏置なり口傳

一船中人數配は譬は十人の人を五人は舟へりきわへ立せ五人は少後へ立せ先五人の間々より鎗を出し備に不立一連に舟はたに備れは鎗合之時一同に心体共に敵へ懸るによりて必舟傾き覆へる者也人數を二分けにして懸待の備立る舟の兩傍に人數立置事也一船の內にて舟覆らさる爲に懸待の備を立人數を配事極秘なり懸の備は短具たるへし待備の方は長具なり

一舟中に舳より艫まてを中檣云騙よせの如なる物を取をきにして置なり懸待の備一つに不成樣にする事也

一一度に鎗十五本入時は横手道具五本程入よし

一舟軍の時乘舟は大方小舟なり

○刀に鎗懸口之辨

一敵刀にて懸時此方の鎗莖長に持事なかれ長くは中取にし短くは前の握より鎗の鋒先へ六尺計の所へ取縮め刀の鍔きわへひしと指付け又は敵の左右へ下段刎突にする也敵若刀にてはりのけて來らは薙刀のきりはりの間を突如く突留るなり若鎗の調子はつれ突損したるを敵勝に乘り強く入詰ると見へは鎗を取縮め右の手にて鎗の鐶つきを握り間なく臥して脇腹脇下を目當に片手突にする也急に詰て太刀を打付んとするならは鐶付を持なから直に鎗にて受外しを致し其跡を突心得專要也鎗の柄千段卷之所を太刀打太刀走りと古來名付けたるは此謂也

鎗に刀を以て留口之辨

一鎗に刀を以て懸口は刀二尺五寸の身を鞘のうちに五寸ほと殘し二尺ぬき出すなり鞘の長さ二尺五寸身の長さ二尺七寸程の柄此三つを合せて五尺二三寸となる右の道具を左の手にてくりかたの所を持左の手を敵の方へ強くさしつけ下緒を右の手へ取り柄へ持そへ身をぬき離すことくに引つ張り薙刀の如くに持て入身の働のやうに左右表裏を留め入込み直にぬきうちに切る也何の危き事も無き事也此節は初中終無刀の心得を不失樣心掛け專一也刀の身末程細きものゆへ鞘口しまらぬもの也前に云下け緒を引張り柄を持たる手にて鞘口を少しねちれはよく鞘口固まるもの也平生居合刀にて右習を稽古すへし常に下緒結ひやうに口傳有り

無刀を突樣の辨

一無刀にて懸る者を突時は此方何の構もなく鎗の鐶付を持妻手の後へひつさけ太刀打鐶つきを身通りに引付ひとへ身になり敵の懸り待に不構此方よりつか〳〵と懸り此方の體へ鎗を取りのくかしらに體をかけ沈みにして直に脇下へ片手突也

無刀にて鎗の取口之口決

一敵鎗にて突懸る時無刀にて取ると云は恐らくは當流に限りて世上に曾て無き事と知るへし先つ身位を立てたかいに立合敵の遠近長短を見知る事我か流無刀の第一也敵の鎗を持たる手幅三尺踏込足五寸身の伸一尺此處へ我か手を二尺さし出すなり四つの尺合せて彼我の間六尺五寸也是を一間と積り敵の鋒先と我か身との間一間置て懸る也此間積りを違はぬやうにして敵一足踏込時は我も

その足幅ほと引退き敵の突出す所を手を指し出して取也二尺先へ手を指し出して取によつて取はつしても此方へは届かすされは敵の踏込足五寸身の伸一尺手幅三尺合て四尺五寸の處へ間を六尺置敵の鎗屆かさるを知り我か手を二尺さし出して其手内に屆くを取なり敵若し當流の無刀を突如く工夫し鐶付を握り來る時は能心をさめ敵を十分引付て彼無一物に近つきひしと取り突んとする時我は鎗に目を付突手をひしと留る也敵の遠近進退足の遲速可考也

〇六箇表

仕太刀

出　合

一上段一足も不出上段にはりのけ突飛込

出　合

二中段二足出る前を突を引留め三つはり突飛込

出　合

三中段にて出る面を突をすくにかむりはね突飛込

出　合

四中段出懸け前を留め面を突を下よりはりのけ飛込

出　合

五上段前を留め引所を付込にて後へ突飛込

出合

六上段ひしく所を下をぬき蹈込突飛込

○六箇表

請太刀

出合

一中段に構へ面を突

出合

二中段に構へ前を突引三つはりを受る

出合

三脇中段にて二足出面を突

出合

四中段に構へ前を突すくに面を突

出合

五下段前よりはね突引

出合

六脇中段にて掛り仕太刀の上段を打ひしく

○生縛鎗手綱捹方

一生縛は三寸位
但人々の手の裏の寸に依るへし細きもよししんちうにて造る形六角頭次第にをさる末は頭巾頭くさらかし又は無地思無邪視觀察の文字等を彫るも有り鐶くりぬきにて廻る鐶付の金ぬき通し表裏敷座にて扇の要の如く留る鐶くりぬき

唐草くさらしの圖

緒一丈六尺位
絹糸十六打平み幅三步程色は花色又は紺黑は不用廿二三貫目を釣を以て吉とす如圖わかね置

鐶へ結付様は長のわさ短のわさとて兩樣有り口傳

如此

鎗手綱

一腰挾みの金如圖

長八分幅五分

此長廿四寸五分

穴サシ渡シ三分
此穴へ緒ヲ通ノ
ワサニ緒付

二分

一分五厘

目

蝶ツカイノ入込三分

此幅五分

反リ一分

反りたる方を身に付上帶に挾むなり

腰挾みの横小口如圖

此所クリヌキ要入留ル
此辺厚サ一分
此辺五重是ヨリ段々劣ル

腰挟みに付緒長二尺其先に如圖金具付結方同様

一穴二ツヒ二分むサシ渡
横九分
厚サ一分
都テ上ニ同シ
此金具の右の穴へ緒を通し先を短のわさに結留是に如圖金具を通す
此幅三分
此辺内ノリ五分
此所内ノリ二分
此辺一分
横ノ圖
内ノリ四分ヨ
此所へ緒通ス二ツヒ
目シアキ二分五重
此間外わこつき五重
内ノリ三分
車サシ渡シ三分

夫より又元の金具の左の穴へ緒を通し其緒の先へ如圖鐶を結付る結方前に同し

竪外のり五分五厘
内のり四分五厘
横外のり七分五厘
内のり六分五厘
幅一分

右の緒二筋四尺五寸つゝ先の鐶を二つ共腰挾みへ下より通し蝶つかいの先へ超し置けは先の結にて留り居る也用ひ様は其腰挾みをはさみ中の二尺の緒の先に付たる金具を鞍の前輪のすあま形へ掛け又四尺五寸つゝの二筋の緒の中へ通したる金具を轡の水付の鐶へ掛る馬に依り伸縮をする時は二つ穴の有る金具にて或はつめ又はのはすなり其時轡の水付へ付たる金具に車有るゆへのひちゝみ自在なり落馬の時は腰はさみをのつから抜けて落るゆへ馬に敷るゝ憂なく又急に飛下りんとするにもをのつから腰はさみはつるゝゆへ自在也是當流極秘の腰手綱也

緒は三筋共平打にて厚く角なる緒也色は花色紺又は紫を用猶口傳にゆつるもの也

緒角に打たる幅二歩五厘厚さ一歩最絹糸也

〇生縛之辨

生縛は三寸位緒一丈六尺計生縛は本必死と云　清溪君曰必死とは名狹し生縛と可云との命也生縛は人々の手の裏の寸に可依細もよし

一鎗雨露に濕り柄走り惡鋪時手の裏敷手紙之事
手紙は鎗甚雨水にぬれて柄走惡小雨或は海水なとかゝりてしめりたる時も柄走り惡き也其時人指にさして用或は高指又は紅付指に鐶をさし用紅付ゆひにさして生縛をたてに握たる柄走りの爲に甚吉し常に根附に用ひたるか吉びじよ金の如きもの

一太刀打の時下緒に附て敵をうつ事　口傳
太刀打の時下緒を一つむすひ一方を引と下緒延るやうにしたるものなり太刀拔合して生縛を下緒の端へくゝりて太刀へ打付るとく〳〵と卷付なり其時敵の騷を計事也

一捕者之場へ持事
捕者の場へもつ事は一間の中に取籠るものなと有ときは襖の外にて此方に生縛を緒につけて襖或は戸にても明ると其まゝ敵の未見へ打當其驚に付込て捕る也吉綱如此而捕てより生縛の名高く當流にて賞る也

一中類品々有みけん眼耳の脇むねひはら
中類のヶ條は家來なと亂心して慮外の時或慮外者なとの時なためてをきてたまして未見なとを打て半死にして捕る事也

一手形合印之事　口傳
戰場にても常にても割符に用る事也

一船を陸へ着け度時波有て船不着節陸に居る者に綱なとをも投渡す事不成時生縛之緒を付緒之元を

持生縛を陸へ投わたしひかする事

一沖に在船を陸へ着度時生縛を陸より投入舟を陸へ引よする事

一大船より陸へ下るに足代なき時は生縛之鐶に同緒を舟の垣まわりに引通しあまつたる緒を持垣よりせい長けに下け土きわへ三四尺足のたらぬ所を彼綱にすかりて下る也生縛を取度時綱をゆるむれは生縛手元へ下る也

一馬上之鎗遠き所へ届け度時生縛之緒を石つきの猪の目へ通生縛を腰につけ投突にする事口傳

馬上のやり投突の事戰場にて面々の備へ鎗先一所に寄我手前を塞くもの也其とき誰一番鎗と名乘て敵中へ投る事なり味方の備より向へ出れは一番鎗と名乘事也敵へ不中とも一番鎗になる也

一谷下四五間或は堀きり上口四五間も間之有樣に見へる向の敵を生縛之緒を石つきに附け投突に鎗を合する事

一乘すまいの馬に乘時鎗を持乘事世上に乘樣品々有或は馬のひら首に立かけ置又は道具持に持せ或は何にてもたてかけ置て後に取も有輕き乘すまいするには右通にても事すむなり立騷る時は併而鎗馬上へ取得る事不成當流には生縛の緒を石つきに付て鎗を地の上へ臥せて置生縛の緒計をもち馬に乘也馬少靜す騎馳せは馬之をちつくまて馬に鎗を引かするなりよき場にて引上るなり

馬に引かするやり馬のさもへやり行ぬやうに引かするなり手な出して馬に添ぬやうにひかする也

一川渡には可入道具生縛の緒にて乘馬にゆい附渡す也

一大水之時川渡は生縛之緒にて渡事得さるものを取つかせあまりの緒を鞍の前輪にゆいつけ人を渡

すもし取つきたる人數害になれは緒切りはなす也

一手綱切れたる時替手綱に用事

くつわのみつきの鐶へ通して可用

一船軍之時生縛の緒を鎗之石つきに附置理在事

一腰辨當にて谷水を汲時重之事

谷水汲とき生縛を汲器の中へ入重にする事

一堀川淺深を考に生縛之緒を鎗之鐶にゆいつけ下けて見る事

一生縛之緒を鎗之鐶付にゆい付殘たる緒を鎗之鋒にまといみまとひ纒わさに引懸け妻手の脇下通り之具足之腹帯に能はさみ馬に乘なり是當流の極秘也

馬上の鎗休也鐶に緒をむすひて餘りを石つきの猪の目へ通し妻手より弓手の肩へ緒をひきかけ弓を納る如也妻子の脇下にてはさむ隨分引張て吉

一緒のむすひ様口傳緒を鐶へ通し短をわさにして長をわさにすると短へはぬける長へはぬけす私に曰是短のわさと云

一緒を鐶へ通し長をわさにて又長をわさにしてかけると長短共に引ても不抜私云是のわさ短のわさは短の方を引はひとつになる

鐶へ緒を通しつはの上にて二纒まとい鐔の下にて一まとい纒て短のむすひにして殘りを石つきの猪の目へ通して三纒等とまとい殘りにて長のむすひにする鐶より猪の目へ引張隨分引張たる

かよし

一屛乗の時城の外よりへい上り得て内へ下る場悪き時表の方之屛腕木へ生縛の緒を通し二重に緒を取て手綱にして下る也形屛の内にひかへ柱有もの也見合第一也

一輕き物を高き所へ上度時物輕ければあからす其輕き物に生縛を添又はの包重さにして投上る何にても重さに可成物在合たる時は格別

一常はな紙入のをもりに用根付に用

前に記す通びじよ金のやうにしたるわ有るそれにて根付に用る也

一馬腰手綱之腰はさみに用手綱は馬書に記す

腰手綱は緒をくつわのみつゝきへゆい付て鞍のすあまの穴へ通筈つ手へ通腰へ廻して前にてむすひ引さきになるやうにする也落馬の折は早く可解早くはとけぬくきものなり腰手綱吉落馬の折白らぬけて吉

寛延三年十月十五日　大嶋典筭判

○鎗薙刀捅方之書

直　鎗

一袋穂　両鎬　別に圖有り　肉置鴈之觜　口傳重々

長さ三寸五歩　但三寸より五寸迄を用ゆ

鎬へ燒双糸の如く返す

穂之本磋き竪五歩幅三歩
此所廻り一寸八歩
蛇首丸し竪五歩廻り一寸七歩
袋長さ三寸二歩
蛇首際にて廻り一寸八歩
袋口外廻り二寸一歩
目釘穴袋口より一寸一歩上る總躰口傳重々
目釘ねち銀又は眞鍮
袋銀きせ又はひやくたん
一柄長さ九尺より二間半迄を用ゆ　但十六角削り探り桃形總摺漆

如此削る

太刀打鋒先より二尺餘下迄勿論かんな目探り共無し
青貝又は千段巻此所太刀はしり共云
袋際玉縁一歩半銀きせ

逆皮華形銀きせ

竪一寸一歩

如此

如此

手止り鋒先より一尺三寸餘下る

形ち輪寶印付鐶くりぬき大さ五分廻り鐶付切子廻り金都て金めつき又は赤銅

如此

高さ四歩二厘

厚さ二歩七厘より三歩迄

鎺の小口丸み付る
又鳩胸薬研齒をも用ゆ
銀きせ或は素赤
印付鐶輪寶と同し

如此

高さ厚さも輪寶同様

鳩胸は如此丸し

薬研齒は如此尖る

敷座華形銀きせ　長さ一寸

如此

此所へ輪實指込上下にて挾み詰る

塗止め胴金幅三歩銀きせ

如此

割籐逆皮下敷座上下塗止め胴金上下都合五ヶ所巻内四ヶ所は三歩胴金下は五歩巻何れも朱塗

四ヶ所如此

胴金下如此

手止り下ヨリ此籐ノ止り迄七寸

鐓頭巾頭又は獨鈷頭眞鍮或は鉄も用ゆ目方凡四十五目水返共にて竪二寸七步
水返し八步玉縁一步半
　水返玉緣共銀きせ又は直鍮
猪目木瓜形
竪六步横四步
　しとゝめ入る
鐓へ水返共仕付れは水返能固る也

柄削方釣合共外金具共都て口傳重々

鍮　鎗

一穗兩鎬勿論袋　肉置直鎗同樣

長さ八寸又は六寸　　幅一寸燒刄直鎗同樣に返す
袋三寸三歩半　　目釘穴直鎗同樣
鑰鋒先より二尺三寸下り　塗止めに付
鑰より五寸上に鳩胸又は藥研齒金具印附鐶付る
鑰圖の如し

一寸八歩
二寸七歩
巾三歩
巾三歩
二寸七歩
巾三歩
小ロサシ渡シ
堅三歩横二歩
小ロサシ渡シ
堅三歩横二歩

太刀打金具鐶籐　　柄長さ創り方
鐵都て拵方直鎗と同し

鎌鎗

一穂圖の如し　肉置直鎗に同し

手止り鋒先より一尺三寸下に付又は二尺下に付是は片鎌の大小に依る也（大なれは二尺 小なれは一尺三寸）

焼刄の返直鎗同様鎌左右共同様なり
柄長さ九尺餘鐓より五尺迄採り付る
右之外太刀打金具鐶篠削方鐓等都て直鎗と同様なり

薙　刀

一身一尺三寸八歩一尺二寸迄を用ゆ肉置袋口の厚さ口傳
兩刄鎺元より三寸五歩迄は片刄樋有り
反り六歩切先より五寸下迄右より下は無反
鎺九歩摺出し　　鎺下より袋長さ四寸六歩
鎺下にて袋廻り三寸　　目釘穴袋口より一寸八歩
袋口差渡し一寸二歩　　切先如圖其外別圖に有り口傳重々

如此兩刄

目釘鎗同様　　玉縁一歩半
鎺下より六寸五歩下胴金三二歩銀きせ

如此

手止り鳩胸薬研歯之類を用切子金廻り鐶鈿下より一尺

塗止め藤鈿下より一尺四寸五歩九つ巻朱塗

太刀打靑貝又は千段巻を用ゆ總金具銀拵を用ゆ

柄七尺八寸十六角削り水返し八歩銀きせ

玉縁一分半銀きせ

鐓圖の如し

猪の目丸差渡し三分半

鐓長二寸三分最玉縁迄

いちようのひらき一寸三分半

厚さ四分余

此所少しをとり廻り三寸七分

此所廻り三寸八步

鐓目方八十目

又は八十五目

釣合口傳在り

薙刀袋中結ふすへ皮にて三つか五つか七つか九つか何れ半に卷也

右之外拵の圖に委し都て口傳多し

附　記

當流鎌鎗直鎗ありと雖共特色とするは三寸の袋穗にて堅物を貫くを主とす穗先肉合口傳あり鎗鍛冶は直重直道上作にして人爭て之を用ひたり

一大嶋雲五郎典箒江戸に在勤三十年の久しきに及へり人となり頗る磊落常に赤坂氷川町の切店（淫賣女のある所を切店と云往昔氷川明神の邊にありしとなり）に通遊す嘗て諸士の門限違反者檢査の爲め監察府より臨時に御徒目付を通用門へ出座せしむ門弟等之を聞先生亦例の如くならんと其官舍へ馳せ見るに果して不在也如何はせんと大に患へ一策を案し某局より御紋付の長持を借り來りて氷川へ荷ひ行かしめ之に雲五郎を入れ公用品の如く裝ひ連れ歸りたれは無事に事濟みたりとなり
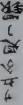
柄
常肺
九尺五寸余
十六角カンナメ
五尺五寸サクリ
太刀打塗留
太刀打青貝
五寸
一寸三分
八分
三寸三分
逆皮華形
三寸一分
研有口傳
玉縁
二寸七分
一寸八分
二尺三寸下
二寸七分
三寸三分
鑰ノ五寸上
八寸又ハ六寸

薙刀

長サ九分

水返シ玉縁
返八分
玉縁一分半

猪目凡差渡シ三分半
銀杏ノヒラキ一寸三分半
厚サ四分余留ルハ廻リ
此所少シヲトリ
三寸七分也
石突長サ玉縁返ニテ
二寸三分
石突ヨリ三寸八分目方
八十目又ハ八十五目釣合
有口傳

柄七尺八寸
十六角カシナメ

直鎗

大嶋流稽古道具
鎗柄径十六角
形鎗アリ直鎗ニテ鍵鎗ト同寸
突身鎗
二間
入身鎗
九尺
鍵鎗
一丈
鎗合鎗
長刀
九尺
入身具足
惣革製
入身手袋
革
入身面

外山流鎗術

當流は水嶋見譽より傳はれり見譽鎗術を以　龍祖に徴さる後石野傳一等三人を撰て見譽に學はしめ給ふ傳一勝れて上達遂に其流法を襲く傳一外山五大夫に傳ふ爾來同家にて世々傳法家業とし師範家となる故に外山流と稱する也來歷之略左の如し

水嶋見譽言之　越前之南條黨　元苗字岡

若年之比より小笠原左衞門貞春虎尾紋右衞門三岫に随ひ鎗術修行堀久太郎秀政に仕へ後浪人越後に屏居

寛永十三年於江戸沼野兵右衞門吹擧鎗術を以て　龍祖へ五十人扶持に被　召出慶安四年六月卒す子孫代々相續鎗法門人石野彌平兵衞に傳へたり

石野彌平兵衞氏利　石野彌平兵衞正直子一藏　後傳一

少年の比より衣笠七兵衞樫原五郎左衞門の門に學ひ其奥旨を得たり　龍祖召して五十人扶持を賜ふ特旨を以槍術に器用なる者即ち衣笠七兵衞の弟子石野彌平兵衞原田太左衞門大嶋雲平か弟子中村四郎兵衞の三人を撰み江戸に下り見譽に附て學はさしめ給ふ彌平兵衞就中上達三年にして奥儀を明悟す　龍祖御感在て汝か槍術は古今に獨歩也自今離相流と可號旨被命と云々

外山五大夫家記に離相の二字の嚴旨は御秘事狹衣等種々御工夫之品石野一藏へ御傳授御心之一を御傳へ被遊候との思召にて傳一と申名被下置流名をも離相御流儀と可稱旨被　仰出指南被　仰付と記せり

一慶安四年三月十日　將軍大猷公江戸に召し於柳營其技を　上覽あらせらる

元祿六年七十三歳にて歿す

已後子孫相續と雖も流儀は外山五大夫に讓りたり四代石野十郎左衞門に至り御咎を蒙り家斷絶す

外山五大夫利昭　浪人外山長兵衞長男

石野傳一氏利の高弟の處延寶八年三月六日傳一願により被　召出金十五兩三人扶持被下小寄合に入る後槍術指南を被命家業及弟子指南出精により追々昇進御使役之格七十石に御加增享保九年十二月隱居同十一年七月病死す

嫡孫七十郎（後三郎右衛門）利光家督相續以下代々共其業を續き弟子指南す明治維新の比は五代五大夫意次と云其子は小七郎
意利なり

一前記之如く　龍祖之御趣意あるを以御流儀々々と稱し狹衣と稱する業合等は最秘密とし容易に傳ふる能はす又上下通して外山流と稱し離相流を稱せす憚る處ありしにや然るに世之變遷に隨ひ安政年間御秘事之禁を解かれ遂に他流仕合をも演するに至り慶應三年四月廿二日一般と共に指南を免せらる兵制改革銃隊編成に依る也

江戸外山流稽古場

安政三辰年江戸赤坂邸内山屋敷に文武場を一郭に建築當流稽古場をも設けられ外山五大夫意次其子小七郎意利を若山より召し弟子取立を被命高弟朝岡孫市等助教たり是江戸於ての開始と雖も常府の鎗術を學ふ者は既に大嶋流を修學し流替は流儀の禁する處左れは新たに入門之者は竹森流劔術に於けると一般にて多からす且修業尚淺くして聞ゆる者なし繼て兵制改革銃隊編成等にて廢止に至る

葛西流鎗術

當流は大嶋伴六より分れ大嶋古流といふ戸塚五左衛門高田八左衛門奥野伴五郎高橋門兵衛三嶋楠次郎等相承以て葛西三左衛門に傳ふ戸塚五左衛門以下四名之事詳ならす

三嶋葛西之略歷左の如し

三嶋楠次郎征盛　三嶋武右衛門利忠二男

高橋門兵衛門に入り槍術修行延享四年十月鎗術稽古料銀拾枚を賜る後鎗術出精に付小寄合十三石三人扶持に被召出寶暦十二年十二月高橋門兵衛稽古場肝煎に成明和二年八月門兵衛男丈右衛門出奔家藝斷絶楠太郎は年來奥儀傳授をも受けあるを以右

家藝相續丈右衛門弟子筋之者指南取立へき旨を被命天明三年八月七十三歲にて病死す

明和四年八月槍術出精に付稽古料銀拾枚被下安永六年二月同斷に付三人扶持に成同九年九月十人組幷小寄合十三石に被召出

葛西三左衛門友成　葛西源右衛門友相三男 初友之助又相右衛門幸右衛門と稱す

三嶋楠次郎稽古場肝煎被命

天明四年四月三嶋楠次郎去年病死之處傳來之鎗術傳授相濟有之付弟子指南之儀三左衛門へ被　仰付候樣楠次郎存生に願之通弟子指南可致楠次郎養子兵右衛門儀も流儀相續可致樣修行可爲致旨被命

一寛政元年四月三嶋兵右衛門鎗術不得手にて內存之趣も有之に付三嶋楠次郎流儀相續右弟子筋之者指南致し取立可申旨被　仰付同八年十一月指南出精に付獨禮十五石に御加增廿石高に御足被下享和三年十二月七十七歲にて病死

養子金藏友常家を嗣き家業相續後三郎左衛門と稱す爾後七之助駒太郎等代々相續槍術師範をなしたり

當流之事調査之料乏しく詳なるを得す中世已後の新流なるを以てや門人等大嶋外山兩流の多きには及はさりしといふ

稽古表之形

長刀合鎗　四本　十文字　七本　鍵鎗　五本
直鎗　七本　太刀鍵　五本　四面　四本
九重　九本

以上

道具

仕合突身鎗　長貳間壹尺　小直鎗　同壹間半五寸
鎗合鎗　同貳間

面

頭黒皮
ひさこ十一本

具足

黒皮
小手白皮

風傳流鎗術

勢州一志郡鳥見組頭格鳥見酒井縫殿右衛門は私塾を開て風傳流鎗術を教授す三領之鳥見地士地方手代農家之子弟等就て學ふ者尠からす又能く四方之鎗客に交り専ら他流仕合を講し其名頗る嘖々たり從來勢地には士類少く公立武場もなき處輕輩之身一己之志を以講武如斯能く隣郷をして尚武之風に嚮はしむるは刻下奬武汲々の際奇特之至り也と小浦惣内（元田丸御代官にして御勘定吟味役文武場掛りなり）より田丸橋内藏介の事と共に執政に具狀す於是安政五年四月縫殿右衛門を江戸に召す同人其子縫殿之介門人十一名と共に出府同月廿五日殿中樂屋に於て執政初諸有司其技を檢閲　君上亦御内覽あり五月三日には水野執政市ヶ谷原町の下邸に於て大嶋外山の二流月山流長刀と技を闘しむ是他流仕合の嚆矢にして時人意外なるに驚きたるさま也し縫殿右衛門初頓て暇を賜り榮譽を荷て歸省す於是益勵精其業を擴張名聲大に顯る然れ共終に公立之流法とはならさりし也

南紀徳川史卷之百六十五

臣　堀内信　編

學制第八

劍道

田宮流劍術

田宮流劍術

當流は田宮常圓長勝を流祖とす長勝の父平兵衛重正劍法を林崎重信に學ひ奥儀を極む常圓其業を繼き　龍祖に被徴爾來世々劍術を家業とし御家中及子弟の指南を命せらる故に其苗字を以流名に唱へられたり流儀傳統の畧左之如し

田宮常圓長勝　田宮平兵衛重正の子加賀の人於駿河知行八百石に被召出御入國之節紀州へ御供正保二年九月死す

同　平兵衛長家　常圓長勝長子初掃部と稱す　於駿河知行二百五十石大小姓に被召出御入國之節紀州へ御供正保二年父の跡目を繼き八百石無相違被下寄合となる　慶安四年三月六日幕府へ被召藝術　上覽を蒙り名聲彌顯る寛文八年六月隱居長子常快朝成へ家督を讓る

同　常快朝成　平兵衛長家長子初三之助と稱す　萬治二年部屋住にて廿五石に被召出　寛文八年父之家督六百石を襲き天和二年二月久々病氣にて引籠其上思召に不叶儀も有之知行被召上三十人扶持に成り元祿十五年四月病死す

田宮次郎右衛門成道　常快總領初三平隱居後快休と號す　貞享二年十二月部屋住にて廿五石に被召出　家業宜に付六十石に御加増　尚又三百石大番組となり後

累進す
享保七年十一月病氣にて劍術指南調ひ難く悴鄉右衛門は持病有之流儀相續難致を以津田紋七中村是右衛門に家傳讓度旨願出
先罷是右衛門へ名字遣可申旨被命
按に津田善右衛門（紋七事）家譜に享保七年十二月田宮次郎右衛門流儀相續爲致度旨次郎右衛門依願御番御供御免稽古場肝煎被仰付又同十九年六月田宮次郎右衛門流儀致相續候付獨禮御加增弟子取立被仰付後指南出精に付三拾石に御加增云々とあり之に依て見れは中村是右衛門田宮を名乘指南被命候迄之間は津田善右衛門即紋七か流儀相續指南たりしなるへし

同　是右衛門　中村伊右衛門三男後千左衛門と改む　田宮次郎右衛門門弟にて享保三年田宮流稽古肝煎被命追而新規被召出小寄合十二石三人扶持を賜ふ
享保十九年田宮流相續致候付格祿被下苗字田宮と可改旨被命後劍術指南に付三十石に御加增被下

同　大藏隆久　千左衛門總領　父の跡を襲き家業相續

同　大　藏　本橋源太郎弟大藏隆久之養子と成り家業相續す
文化四年不埒之品に付御暇

同　熊　五　郞　松尾柳左衛門三男
文化十一戌年十一月田宮熊五郞流儀相續可仕者に付御赦免を以名跡被仰付以下子孫家業繼續す

右之如くにて四代目次郎右衛門之跡暫くは高弟津田善右衛門に指南を讓り後又中村是右衛門流儀相續遂に田宮を名乘爾來同人家業となりたるなり

一元祖常圓は硬直の士也　君公執政と雖も憚らす屢直言を進む常圓及ひ平兵衛長家次郎右衛門成道千左衛門妙技の事は武術傳に詳にす

一當流門弟之內拔群の名手前後不尠と雖も悉くは詳ならす齋木三右衛門（長家門人延寶中）津田善右衛門（初紋七次郎右衛門門弟享保中）同善次郎（善右衛門弟寶曆中）阿曾沼庄左衛門（隱居後遊快と號す千左衛門門人天明中人呼て鬼遊快と稱す）岡本半平（不詳）西尾新左衛門（大藏門弟文化中）等名

人之聞へありしといへり亦武術傳に記す

江戸田宮流稽古場

一津田善右衛門（津田戸助憲坩總領初紋七）は田宮次郎右衛門高弟にて享保中次郎右衛門願に依り流儀相續江戸へ被召　方々様御師範を奉務寶暦十一巳年四月より尙又江戸詰江戸田宮流劔術取立を被命稽古場を赤坂邸内山屋敷上之馬場に建設せられ御家中を敎授す是江戸同流の開始なり（善右衛門寶暦十三年九月病死）　善右衛門弟津田善次郎忠易亦田宮場劔術に達し殊に居合の名人にして寶暦中久々江戸に在勤　中將様御子様方居合御稽古御用を勤とあれは善右衛門に續き江戸稽古場取立をなしたるなるへし善次郎は享和三亥年八月八十七歳にて歿す此比迄江戸取立に從事せしや或は他に取立を被命し哉不詳文化四年の比よりは西尾新左衛門（御書院番より中奥御番に轉す）　江戸在勤弟子取立をなしたりといふ

以後若山より出府取立之事を聞かす江戸門弟にて取立を被命し如く近世遠藤勝助（儒者）　藤井次左衛門（同心）田和五郎右衛門（奥御供方）中原三次郎（常御供）　片野長左衛門（御供番）　馬場貞四郎（源右衛門總領稽古料取）等代る〳〵敎授をなし以て維新に至れるなり

田宮流極意第一卷第二卷第三卷第四卷終

田宮流極意

居合心持之事　　柄とりの事

無刀之事　　大小用様幷腰當傳受之事

習のかくを能守と言事　　身のろくを究る事

いきあいの事　　まへつく事

うしろつく事
きやうしやく幷遲速之事
敵の氣を知て好所に任る事
遠き場を遂る事
仕込之事
さりのい之事
太刀に能そふ事
あまる討をかふる事
引敵相引或は場を切て仕込事
討の限は心に有事
左なくりの事
臥する敵同斷立わかるゝ事
入込敵場をつるゝ事
先之事
組合時之事

以上三拾八ヶ條

居合十文字合口之事

かまへの事
場之程を知る事
陰陽幷虛實之事
近き場をむすふ事
かたはつれもろはつれ之事
身つきかまへに依て得手を知る事
得手を明て不得所をかこふ事
たらさる討をたす事
討をこふす事
右なくりの事
上段かまへ同斷或は場を詰る事
相討之事みつるをかく
とをりのかねにてそんさくを知る事
手つめに二樣の事
極意之事

第一　場遠く仕かけ居組也敵より初てぬくをのき身の刀にて拔合てき返して討を通り十文字に合せすて踏込て討

第二　場近く仕懸居組也敵よりはしめて拔を入込のき身の刀にて拔あわす敵返して討を向十文字にて合せふみ込かへして討とをりをさくる事習あり

立合十文字合口之事

第一　討太刀横上段にかまへ居也仕懸行足數五つ五つめの足ふみ込討太刀とをりへ片手にて返す討太刀引時踏込諸手にて打向十文字合いの時身むかへは片手故合なりにあたるもの也ひとへ身になる心第一也さすれは討能とをりて先のちからこなたの力となつてかへす討つよし是をこのむ也

第二　討太刀しやに構居る也仕懸行足數四つ也四つめの足踏込時なくるなり場を一足つれて十文字に拔合せふみ込諸手かけて討心持習有

第三　討太刀せいかんにかまへ居る也仕懸行足數五つ也場をしめて討をひかゆる故五つめの足敵の右の方へ場をかゆるや時々みかたの右へ返して討也一足場をつれて右十文字に拔合てふみ込心持習有

第四　討太刀かまへ前に同し仕懸け行に場をかけてうたさる也足かつ二つめにて敵の太刀先へ拔打に切かけさそふや時々敵踏込討場遠くよせさるゆへに場のそとより切かけさそふ也

はなれもの十文字合口之事

第一　討太刀向上段に構居る仕懸け行足數二つめを敵ふみ込とをりへ討三つめの足にて討を延ふみ込うつ場の外より討故にこす也氣をこす事肝要也

第二　討太刀せいかんにかまへ居る仕懸け行足數二つめを敵ふみ込身とをりへ切るを横十文字に合せ蹐込敵の右へかへす場近きゆへにかふる也氣を越す事肝要なり

第三　討太刀かまへ前に同し場をしめてうたさるなり仕懸行足數二つめにて敵の太刀先へ付懸引時ふみ込て討場近きにうたさる故つけかへる引に依て則討也

以上九ヶ條

凡技藝者敵に勝事を本とす故に勝事をのみ敎て我を盡す事をしらす是を習て是にほこる故に敵をまふけ身のあたさなる事目前也武術といつは敎になく習に有習時は則敎にありその習と言は二心なく常に我を盡すのみにして事をまねかすあいて求さるを善とす又生死を知る事第一也時を知て能生時を知て能死事すみやかなり勝負是におなし時に至て二念をつく事大に惡し事をにくみ事をまねくを病氣と言事を求すしかも時のよろしきに應るを善とす多く事の前を知る事肝要也是を先と言それ武の心さす所忠と孝也そのなす所一心に有一心かたむく時は敵を求身をほろほす此故に忠孝ともにたゝさる也一心すなをに能みちて身を全する時はおのつから誠あらはれてなす事に敵なきものなり武術の大意是也道をまもるに敵する者は理をまけ事をやふり一心亂てかたちなをからす故におこる事はなはた大いなり此時において罸を行ふのみ是を勝と言おのれすなをならされは敵を求め力をそへてなき事も出來る物也一物を求るは二儀なり日用を事と見てしかもほこらす

事について賞罰をたくす外無他一さい成す事順逆の二つ有おゝくの人きやくにこたへてしゆんになかる是善にあらすしゆんにこたへきやくに勝事を善とすその心常に有り今日初心より末々に至まて此志をわするへからす藝道において妙といつは無妙也無妙の所けん妙也業は務るによつてくはし日夜怠る事なかれ

林明神

田宮對馬守

子　對馬守

子　掃部介

子　三之助

子　次郎右衞門

居合心持之事

居合と言は居組てのわさのみにあらす凡人情の本末を分けて座するを本とし立を末とす人毎に立ては刀たいかい自由也座しては不自由也依て平生座して刀を用事稽古の爲也座して刀自由なれは立ては彌自由に能叶なり居合の道理居組て勝有物と心得て惡し居と言は一心之儀なり一心居所に居されは萬事を知る事かたし依てへんに合さる也一心居る所に居てへんに應するを居合と言ひつきやう合所に居るとさはく事當流第一とするなり

柄取之事

柄をとられて勝事仕組にての道理誠の義にあらす總てのかれかたき所をのかれたるを上手といへとも左にあらす相手下手か第一は仕合の事也藝道におひてたしかなるにあらす危き所ゟ兼て心得るを理方と言柄取の心持柄をとられて刀はぬけさる物と知る事大事也柄をとられぬ様に兼て心得事肝要也左に云は柄取の仕組いらさる物也又左にあらす柄をとられて一心さんらんせさるや身つよきやとためしみる稽古第一は不自由を知るために是を用

大小の用様幷腰當傳受之事

大小の用様別になし人情の内外を分けて大小とさす凡道具の長短場の遠近にしやへつのなきを長短一味といへとも當流左にあらす立ては刀座して脇差に利あり然る故に廣き所にて刀せはき所にて脇差を用場の長短を知り場に應して道具を用事肝要也とかく物毎二つになる事惡し時に隨て事を一つにさはくを長短一味と言腰當傳受口傳

習のかくを能守と言事

習のかくを守る事今日初て事を習ものも疎畧にせす然とも能守と云こと大切也習のかくを能守らされは習得る事なりかたし去るに依て能と云字に心を付へし習のかくを能守習終て其かくにはなれされはかくに合さるなり常に心にかくへき事肝要也

身のろくを究る事

身のろくを究る事肝要也人は天をいたゝき地をふみて世界にみちて本ろくに生れたる者也故に萬事自由にかなふ也然れ共事について氣しつもとをらさる故に筋骨ふろくになる依て心に痛つく也

是を病氣と言身のろくを極め筋骨のたかはさるやうにあつかふ事稽古第一也身つきふろくにて筋骨たかふ時は一心みつる事ならさる故に病氣付也身をろくに筋骨すなをにあつかふ時は一心能みちて病氣つかす人々相應になす事皆力となるなり

息合之事

いき合と言は呼吸の事のむとはくとのいきあつかい也遲速は時に隨て亂れさるを善とすいきおはり又はたきになる事是いき合のあしき也一文字と言習有口傳

前つく事

まへつくと言は總て討は右の足に付もの也依て前の足にちからあまりふみ付る事惡し是をまへつくと言まへつくに場たけ四寸のそんあり第一討おこる事大也

うしろつく事

うしろつくと云はあとの足に力あまりふみつけてもたるゝ事也是をきろふうしろつくに場たけ四寸のそんあり討をこる事大也

かまへ之事

上段中段下段其外さま〳〵のかまへ有りまつは人々の得手にまかす當流に用る所中段向かまへ也上下左右へもとをること自由也晕谷と云習有り口傳

かうしやく并ちそくの事

かうしやくちそくの四つは本二つなりつよきと(よ)[はカ]やきと一つよはきとおそきと一つ也つよきを

善としよはきを嫌扱つよきに四つのわかれ有其品よはきも同前也右の四そろはされはつよきにあらす第一やわらか也しつか也あらはれてはやく強き也事をにくます事にてんせさるを好是をつよきと言よはきといつは此四つに皆にたる物也やはらかなるに似るはよはき也静なるに似たるはおそき也はやきにわたるはせわしき也つよきにわたるは力み也力あまるをりきみと言力みちさるをよはきと云事をやふり事をにくむ是皆よはみの姿也平生の稽古を以て此四つを去り筋骨強く成事肝要也

場の程を知る事

場の程と言は遠近の二つを言遠き場を近くし近き場を遠くする事當流に不好遠き場はことふくあつかふを好てきの好所に場近く成所有近き場同前なり

敵の氣を知て好所に任る事

敵の氣を知る事肝要也我やまされはしれさる也知所他にあらす常に心にかくへし敵より討を知てうたせしとするは二儀也討とくしらは能うたすへしうたさる時はうたすへからす又好所に任る事第一也左右上下を好ものそれにまかせて能うたすへし一連と言習有口傳

陰陽幷虚實之事

陰は不懸かゝるを陽と言敵陽なれは味方は陰敵陰なれは味方は陽とする事大に惡し陰陽不二也敵陽たる時は味方は陽敵陰たる時は味方も陰是則事を一つにあつかふ事大事也又陰中之陽陽中之陰ともに相兼敵に依て扱ふ事肝要也敵の好所に則勝そなはる也又虚實と言は我實にして敵の虚實を

知事肝要也敵を計事も我處にては知りかたき也本處實は一まい也敵に依てあつかふ事肝要也てきより我を計は實を以その計事に付事かんのかん也但し場の遠近によるへし一心能滿る故にかへつてむなしき也是を虛實と言敵に變なし變我に有心持習即口傳

遠き場を送る事

場遠きにふみ込或はうつへしと思故に場をせり敵に力を添て合氣す敵討ともに不打ともとり不合敵の氣を計て場をせらす前の足より一足ふみ込也是を送ると言されは場能つまる物也場をせらさる事肝要なり

近き場をむすふ事

場近き所を引心惡し場近きを引は必討出あたる物也近くはしかも仕懸てつよくすゝむ心よしひつきやうゐんのきれさるやうにする事肝要也是をむすふと言

仕込の事

場の遠近に依て仕込行事也場の近き時前の足より仕込はさきへひゝき力と成て惡し第一討出す敵よりは討出る也依て跡の足より仕込しかも仕懸る心にてさきへはゆかす跡の足の通りを脇へふみかへて敵ひく時前の足を踏込其時討事大事也心持口傳有り又一向近き場は一足にて討故に仕込行事不入也場遠きを仕込に跡の足より仕込は二足に成故に場つまらす足をつく故にそんおゝし第一さきへひらきくあいになり調子きれ場にはなれて惡し場遠くは前の足より仕込行を好片仕込もろ仕込と言習口傳

かたはつれもろはつれ之事

總て敵より場を仕懸る時引事大に悪し敵場ちかきに仕込時はあとの足を一足連れ前の足を引と一度に討也是をかたはつれと言引さると言は心の義也敵場遠に討へしとて仕込を遠きとてひかされに力をひてなす業つよき物也場遠を仕込は前の足よりつれ跡の足を引又前の足引時討事大事也是をもろはつれと言敵の氣躰共に盡る故に强業なりかたき物也

とりかいの事

とりかふ事稽古の第一也初心のものは一心みちさる故に用捨なく强業を仕懸れは心に痛付すゝまさるもの也依て功者相手に立悪き所を用捨してあたらさる様に討かけ其討を力にさせすゝむやうに仕かけて善たる所を取そたて場をしらする也さきより討出るを身にあたる事いとふ心は悪し一心滿ぬれは痛事能こたゆるもの也うたるゝと言とうたすると云有一心ちゝむをうたるゝと言氣躰のひやかにして場を知りさきを知て討を快當るをうたすると言是さきの爲斗にあらす我稽古第一也

身つき搆に依て敵の得手を知事

第一前つきうしろつき身つきふろく成所に心を付へし扱かまへ上段のものは打をろす斗にて討つよけれと數つつかさる物也下段はなくる事第一入込力有もの也依て直にこなたの左へ打物也ひしをはなし太刀先たかくは右を得てかへしうつとしるへしひつきやう敵に力をそへされは業に强事なき物也我一心やまされは敵の力つきさる物也

太刀に能そふ事

當流はかまへを敵より先きにせす敵に構させてその太刀にそふ事を好構さる者には習有口傳總て刀にてつるゝ事場に依て益なき物也共場を知りてつく事得たるもの有左樣の時太刀に能そひてあれはさく大也場を引心惡し道具にそひて行込はおのれと留也道具をとむる心惡し共外にも得多し太刀にはなれぬやうにする事肝要也

得手明て不得手をかこふ事

總て敵の得手はしりかたきもの也得手をしれは不得所も知るもの也たまへしれは其所を早くかこふ故に敵も又かこふなり然は同氣を求て益なし得手を明て氣にてかこふ也不得所を道具にてかこふ得所を明けは敵幸の心付不得所をかこひあれは是亦幸の心ある此方よりかこふにあらす敵の好にしたかつてかこふ有無と言口傳有

無刀之事

無刀の道理前におなし一さいなす事みな共もとへ心を付る事肝要也勝負は生死の稽古也敵に勝その元は常也常は誠也誠あらはれされは勝事ならさる也無刀を用る事場を知る爲也小太刀懐にあたる場をしらされは刀のさかりつかひかたし小太刀懐に當る場は敵の手こなたの手のかゝる場也此場を可知爲に是を用刀を持ても心持同前なれとも道具あれはこゝろさす所を一物にうはわれその物にかゝはる心有故に無刀にて稽古す

引敵相引或は場を切て仕込事

引心のものはこなたに行故に引也左樣の者は强しかも仕懸ゆく心にて身を行す敵行頭にて味方一

足引也かならす敵場にとゝまる者也是を相引と云又場切て仕込と言は此方の仕懸を待て居る心のもの有是をあつかふ心持也不仕懸此方より引心也是を場を切と言左すれは待心故にかならす心たるむか敵よりし懸るものもろはと言習有

あまる討かふる事

あまる討と言はちかき場にて一筋に思ひ込て討を何れにても十文字に合て打の頭へ入込て返し討也打の頭へ氣を越す事肝要也

たらさる討をたす事

たらさる討と言はたくみ有て受て返すへしとの心にて討かろく討かけてさそふ物有討はなれす必場遠き物也依てたらさる討と言たすと言は討を合て敵に能受させて氣躰盡る所を討是をたすといふ則うては工合に成合氣して惡し

討をとふす事

討を通すと言は敵の討を受る心惡し敵の討とき此なたの心すたりてのこらさるをこのむくるものを留るは惡し通す心肝要也是を打を通すと云受になれは則同氣を求合氣する也討と連て氣を發する事專一也

討の限は心に有事

討の限と言は敵の討時受留心あれは敵に力を添て討數多出るもの也さきの討と心と一度にすたれは力盡て討數出さるもの也是を限と言一心すたらされは先きの力となるもの也もつしにと言習有

口傳

右なくりの事

右なくりと言はかたて諸手によらす敵の太刀先さかる物也引ては留らぬ物也右の方へ太刀先を下けて討とつれ行込てあわすなり

左なくりの事

なくる事前に同し道をふさくふうたいと言習有口傳

上段かまへ同斷或は場を詰る事

敵上段に構は此方も上段よし左すれは大方構をかゆる物也その所に勝有る心を付へし或は場を詰ると言は上段に太刀をふりあくる時下を道具にてかこひ面を氣にてかこい場近く詰る也さすれは討出るか大かたはかまへをかゆる物也仕懸る事肝要也

くはする敵同斷立わかるゝ事

敵くはする時此方もくはすへし立わかるゝ時勝有心を付へし

相討之事

相討と言はこなたの討を待て一度に討を言也みつるをかくと言習有

入込敵場をつるゝ事

入事無二無三といへと左にあらす立身にては入事なりかたし討かしらを入込かあとへしさつて夫を力として入もの也敵場をしさらは此方より場をしかけ味方跡のくつろくやうにする事專一也扨

入込とき三足ほと連れて場にのこれは敵あまる物也引は引まけみれは見るまけに成物也場近く入らはつるるへからす入頭に勝有場の外より入ものをつる也場近けれは多は不入もの也

通りのかねにてそん得を知る事

敵の身通りへ此方の太刀を合せて知る也是をかねと言そのかねに敵のそむく時そむかせしとするにそん有そむく所に徳有り習有心を付へし

先之事

事あらはれたるを知は先に非す事の前を知を先と言氣しつせいの三つにあらはれて業となる前を知る事肝要也場近くは負場遠くは跡に勝有首尾と言習有口傳

手詰之事

あまるものと取付ものに習有口傳

組合時の事

みちかく組付ものに習有り力の多少に依るへからす口傳有

極意之事

極意別儀にあらすたゝ一心決定するを極意と云也當流儀のならひ大事ことく\く習得て事理一にあつかふと言とも一心決定せされは意を極めたるにあらす只一心たしか成所極意と言日夜に心にかくへし是大事

元祿十一年戊寅正月吉日　　田宮次郎右衞門成道印

田宮富右衛門殿

田宮流劔術傳授書

劍法規則

夫男子苟生於止戈之家而自齔齠之稚以學於刀劍之法可爲先其學焉也知劍法之規則而后以可爲階梯也所謂其劍者管子曰昔葛天盧之山發而出金蚩尤愛制之以爲劍鎧可見此劔之首始也法者郭璞曰反氣入骨以應所生之法又則效月曰法也規者字統曰丈夫識用必合規矩故字从夫也則者梅誕生曰制度品式皆曰則又即也兒輩善則遷有過則改是也然則當流之劍法學諸可知知而后可覺所其屆致耳乎而初學入門少年輩靑春壯齡動則所誘其於血氣之嗜好而客氣發斯或以居劍爲重或以動劍爲重以拘泥於一偏乎嗚呼其過乎柳劔之居動者殆如車轍鳥翼之然矣故疾偏而所以於中爲貴也勉強數季而可知其是焉且燗々乎可得至其極耳矣彼羸輸於爭莚席奇怪於暄笑語之間而爲喩快者所企及乎亦練氣凝心之屬觸不諸取焉想求規矩者得方圓而已矣求權衡者得輕重而已矣吾於劔法亦復爾尓我爲　日東之法慣奴隷亦能佩單刀而自重焉而況於志士乎夙夜力行而以不可忽也古言云幼成如天性習慣如自然焉吾門遊之二三子纖微無物融會於中心貫通於肺腑而后理可曉事可盡焉於是乎始與可言劔法已矣亦唯爲誡小子之孟浪漫述愫褻而附此悉悉矣宜瑚鐫仍示于塾中焉

形目錄

一居合　八　　一立合　七　　一捉飼　二　　一仕合組　十二　　一柄留

口傳

一大小仕合　一小太刀立合　四　一變化　八　一右身　三
一刀長短仕合　一相寸仕合　一小太刀仕合
右口傳

田宮對馬守重正
同　對馬守長正
同　平兵衛尉長家
同　三之助朝成
齊木三右衛門清勝
露木伊八郎高寛
塚原十郎左衛門昌勝
平野匠八郎尙賢
佐脇傳十郎

安行

文化二乙丑歲十一月

吉田喜代助殿

居合目錄

向刀之事

追(ヲツ)立(テ)　場近く仕掛居組也打太刀小脇差にて突を場近き故に頭を拔合する也二の目諸手にて打總して場を引事惡しつめひらきを好む總體身立されは一心みたさるもの也身能立は自由かなふ肩を以手を遣ひ腰を以足をつかふ事順なり手より起り足より起る事身よわき故也此心持いつれも同前なり

押(ヲサヘ)拔(ヌキ)　場遠く仕掛居組也打太刀突を左之方つまる故に右へひらく場遠き故に身斗早く取合せてひらき刀をぬく事跡なり二の目前に同し

除(ノケ)身(ミ)　場前に同し心持同前也右の方つまる故に左へひらく二の目前におなし

退(ノキ)身(ミ)　場前に同し心持同前也左右つまる故に身通りへひらき刀を拔二の目前に同し

胸(ムネノ)刀(カタナ)　場近く仕掛居組也打太刀より胸を取場近き故に仕かけて拔二の目にて胸を持たる手をつきはなし三の目にてきるいつれも諸手なり胸をとられて一心とまる也身よわきやとの稽古の爲是を用ゆ

左身之事

開(ヒラキ)拔(ヌキ)　打太刀仕手の左之方に居る脇差を逆手に取て突也左右つまり前にくつろき有故に向へひらき拔二の目諸手前に同し

一早足（イツサツク）　打太刀前に同し前後左つまる故に身通りへ一さそくに開く事肝要なり一早足といふは左右の足一所にあつかふをいふ刀二つにはならぬ様に抜事第一なり二の目前に同し

鞭結（ムチムスビ）　打太刀前に同し前後左右つまりたるに突を直に立て抜刀を中取してとめ開てつく

以上八ヶ條

田宮熊五郎倶流

妹尾宇太平殿

拙生曾て當流劔法教示の命を忝す幸に諸君日に錬り月に磨て一日の居合の技を試る事二千五百業終て愈其効を見るよつて壹巻を贈り他日藍青の美をこひねかふ先師の遺意をつき猥に他人の見に觸る事なかれ

安政六年未十月

馬場一良 □

田宮流稽古道具

面　頭兩側黑革毛入

攁鋏（ヒツ）

小手白革

袋　韜　白革丸木入　鍔一枚革

鞘韜

赤革包

鞘黒塗

居合刀

縁頭

柄木綿眞田平巻

身長三尺前後色々

鞘黒けしたゝき

竹森流劔術

當流は有馬大炊頭滿盛を流祖とす滿盛は常州津賀之城主にて　神祖へ劔法御師範申上け家傳之極意不殘相傳し奉る長子淸七郎幼少により兵法之書物をも不殘　御前へ差出淸七郎成長之後下け賜るへきを請願す後淸七郎家督相續　神祖に奉仕之處名古屋にて三田來庄右衛門と云ふ者を討取るへき　上意を奉し首尾能打果したれとも不慮之義有て落命家斷絶す

大炊頭滿盛之聟津賀豊前守政信の子を津賀豊前滿秋と云父豊前守は上杉景勝逆心之際津賀城沒落討死により妻子離散豊前幼少にて南部信應手前に養はれしを　神祖聞召され不便に被思召貮百石に被召出有馬家所緣之者なるを以て伯父淸七郎の家名相續を被命御近習に奉仕之處御直に有馬家傳之兵法御指南被遊毎々御相手を勤め遂に慶長十八丑年三月七日精進之上家之極意無一劔の御傳授を蒙りたり（此時余か大炊頭より傳授を受し時は永々精進したれとも家之儀一七日精進にて可然との　上意ありしとあり）　然るに大坂冬御陣前　龍祖御懇望あつて御附人被　仰付大坂兩御陣御供を勤め御入國之節御供にて紀州へ罷越爾來代々劔道を家業とし師範たりしか享保十八年に至り高弟竹森源七へ奥儀不殘傳授是よりして流名竹森流と稱するに至る

傳法之畧左の如し

有馬豊前滿秋　（有馬大炊頭の聟津賀豊前守政信子初津賀豊前隱居後常閑と稱す）

年月不知　神祖へ貮百石に被召出有馬家相續

慶長十八丑年三月　神祖より家之極意無一劔御直傳を蒙る

大坂冬御陣前　南龍院樣へ御附被　仰付兩度之大坂御陣御供相勤元和五年御入國之節紀州へ御供にて罷越す

寛文七未年七月依願隱居　神祖御稽古之木太刀拜領家に藏すと云

同　彦八滿英　豊前滿秋二男

正保四年十一月部屋住にて二十五石新御番に被召出後八十石に御加增寛文七年父の家督二百石を襲き後三百石根來頭に至り

寶永五年二月隱居

一家傳之劍術弟子取立をなし　高林公初源性公御太刀初御師範申上る

同　彦八勝英　彦八滿英養子

寶永五年二月養父之家督無相違相續大御番組頭となり享保八卯年隱居順慶と號す

一家業之劍養子甚右衛門宜房へ傳授可致之處竹森源七業勝たるを以願之上享保十八年二月廿五日奥儀不殘源七へ傳授同人へ師範被　仰付

竹森源七次忠　竹森傳右衛門次直養子實有馬文藏勝清四男後傳右衛門又傳次右衛門と改む

享保十五年五月養父家督四拾石を襲き大番組被　仰付

實方之祖父有馬順慶之御流儀劍術久々斷絕に付相弟子共申合內稽古仕

享保十六年二月十八日御內意を以弟子取立被　仰付

一同十八年二月廿五日弟子取扱大方に仕候間有馬順慶家之劍術不致斷絕樣に仕度候間稽古場御貸被下源七へ弟子取扱致候樣奉願通稽古場御貸可被下候間弟子取立させ候樣有馬順慶へ被　仰付

一元文五年九月十八日有馬順慶より先年順慶に御預被遊候流儀書物被下候樣仕度旨願之通右書物被下置彌大切に可仕旨被仰付

一同和三年十月久々弟子指南出精に付御徒頭格知行貳百石に御直し（元御切米八十石）御足高四十石被下御近習詰被　仰付弟子取扱候付御番不及勤旨被　仰付

安永六年二月及八十歲候付弟子扱　御免以下養子新右衛門（後淸左衛門）其子傳右衛門次芳相續代々家業繼續弟子指南をなし維新に至れるなり

一舜恭公の御時文化三年十一月傳授之書物若し有馬家に殘り有之分も候はゝ此節竹森家へ相傳可致又竹森に讓り當時有馬家に無之書物も有之候はゝ早々取寄兩家へ不絕樣致し置可申旨被　仰付

右之如く當流は　神君より之御由緒あるを以歴世之御流儀に被立尊重不一形傳法之書冊等私する事を不得隨て門流之外其業合他見他聞をも許されす都て御流儀々々と唱へ來れり嘉永癸丑亞國船渡來文武藝術頻りに奬勵隨て武術秘事之禁を被解以來御秘事御流儀との誇稱も自つから雲散之姿とはなりたれ共元來件之爲躰たりしゆへ傳法之書類等傳ふるものなく今考察之便なし

江戸竹森流稽古場

安政三辰年江戸赤坂瑯山屋敷へ文武場一郭に建設之際竹森流稽古場をも設置時之師範竹森清左衛門を紀州より召下し弟子取立を被命たり然れとも前記之如き習慣也しを以固より江戸には門弟なく又江戸常府壯年子弟の者は從來田宮西脇一傳等の諸流を學はさる者なく依て竹森へ入門せんとするものは武術督勵に刺撃せられたる晩學者に非されは刀筆を事としたる行吏新たに武術修業に志す輩に不過故に入門之徒も殆と曉星之有樣にて萎微不振之觀を呈したり其内西洋銃隊訓練盛んに行はれ槍劔等は不知不識衰頽し去て遂に維新に至れるなり

竹森流稽古道具之圖

面　丸面と云
角面と稱する一種あり
たれども現品逸失不詳

臂罩

袋竹刀　小豆色皮着せ心は丸竹
經八分
木太刀　二本
鞘竹刀　鞘黒皮身徑七分の樫小豆
色の皮の袋を着せる
鍔　いつれも袋鍔抜さし
自由
長　何れも三尺二寸つゝ
短　二尺一寸
長刀　長六尺九寸
樫　竹刀と同し
鍔　二本　圖畧す
棒　徑七分
樫
長　長三尺二寸

西脇流劍術

當流は和州狹川庄狹川新左衞門助信を流祖とす柳生十兵衞は同流にて新古の稱を異にす新左衞門助信の長子小夫淺右衞門助永元祿三年劍法を以　御家へ被　召出御指南及ひ弟子取立を被命淺右衞門歿し其子新五右衞門跡目相續之處病身也し爲か淺右衞門弟子西脇勘左衞門猛正に師範を被命爾來西脇家にて流法相續遂に西脇流と稱するに至る其來由左の如し

小夫淺右衞門助永　和州添上郡狹川庄坂原村の生狹川新左衞門助信總領故有て母方の姓を名乘

父新左衞門助信は劍術中興の開基にて門人數多あり柳生但馬守（初十兵衞）隣村にて同門弟也狹川家は古陰流と稱し柳生家は新陰流と唱へたりと云々

元祿三年二月知行四百石大番格に被　召出　宰相樣御劍術御指南申上御家中弟子取立を被命後大番組に入同七年七月病死

一淺右衞門助永御抱之時御前に於て田宮流と仕合を被命淺右衞門は面小手かけしなへ田宮流は稍木刀素面素小手さやのまゝにて立合ふ双方透間なく詰めひらく打てと聲をかける時拔といひけりいつれも劣りなくみへける　上にも御感にていつれも上手也仕合差置けと御留被遊しと乙言私語に記せり

淺右衞門助永之總領狹川新五右衞門助友父の跡目百石相續之處元祿十年八月病氣にて御切米差上願之上舊里坂原村へ屏居助友之子幡左衞門直綱部屋住にて御小姓に被　召出三百石御用達に昇進直綱養子淺之丞直次家相續寶曆四年不行跡にて二十里外へ改易家斷絶す左れは小夫家にて當流師範は初代淺右衞門助永一代に止れるなり

西脇勘左衞門猛正　西脇仁左衞門總領仁左衞門は松平阿波守の普請奉行と云

寛文七年十二月　龍祖へ被召出御切米十二石三人扶持御徒被命

一延寶六年　御意にて小夫淺右衞門弟子に成兵法修業を被命專掛りと成る貞享四年十一月六日久々兵法出精に付小寄合十五石に御加增被　仰付

一貞享五年四月　長七樣御兵法御指南被命元祿五年十一月　源兵衞樣（有德公）御兵法御指南被　仰付

一同十一年正月廿二日久々兵法相勤免し取候に付十人組並二十石に御加増弟子取立被　仰付
一享保三年十月廿四日家業出精弟子指南ども仕候付獨禮被　仰付三拾石に御加増同七年正月八日病死

同　角之助宣方　勘左衛門猛正總領後勘左衛門

元祿十七年正月兵法出精に付部屋住にて十二石三人扶持小寄合に被　召出
享保四年四月家業出精に付十人組並廿石に御加増同七年二月父跡目三十石三人扶持被下寶暦七年七月六十九歲にて病死
以下實子又は養子にて相續代々勘左衛門と稱し劔術指南たり內六代省吾元武は若年により指南を田井武右衛門谷甚平へ被　命七代淺右衛門亦若年に付指南を岡村平三郎へ被　仰付嘉永二酉年八月廿四歲にて病死小坂茂平次弟を養女へ聟養子すこれを八代正三郎と云

江戸西脇流稽古場

當流高弟上山朝吉　顯龍公の御時天保八酉年八月江戸御供被　仰付同九戌年四月廿一日當分江戸に相詰西脇流稽古頭取相弟子藝術引立候樣可致世話旨被　仰付依て麴町邸內淸水谷に道場を公設敎授を開始す故に同邸住居の子弟は槪ね此門に入て修業す爾來朝吉は永年在勤專心敎授を以て上達の士輩出盛況に至る後朝吉暇を賜て歸國高弟藏田助藏江戸常府小十人代て敎授を命せらる安政三辰年四月赤坂邸內上の馬場へ文武場を一郭に建設により同場內へ移轉一傳流擊劔と道場を共にし交番演習せり

同門某氏曰く　江戸にて開業は上山朝吉より先きに若山より敎員來て開始す既に予父及ひ小池亮之助の如きは前敎員に學ひ朝吉の敎授は受さりし然れとも其名を失す或は其以前よりなるやも知るへからすと云々

新陰流之由緒

一小夫淺右衛門藤原助永儀は柳生但馬守藤原宗矩朝臣の免印可也元來當流と申は會津陰の流と申兵

法の流にて上泉武藏守と申浪人の傳柳生但馬守藤原宗嚴朝臣に相傳也木村助九郎村田庄左衛門なとは宗嚴の相傳尤免印可の弟子といへとも當流には段々有之三學迄の免又は九箇迄の免とて免狀の高下有之事也淺右衛門は但馬守家に緣有之一家同前たるに依て不殘秘書口決迄相傳たり

一當流新陰流と申事は宗嚴兵法の劔術調練たるの故に依て師匠武藏守と仕合することに師に增によりて師の云敎事悉く術勝て予增に是凡人にあらす汝は只摩利支天たると賞美して今日よりして汝は予の師たり此上流儀を新にすへきとの免有之により新陰流と改めらるゝなり

一元祖但馬守宗嚴は無事たるによりて書といふ事もなく歌書にて秘決いにしへは事濟し二代目の但馬の代に書物盡く出來候今に至ては卷數多よし不動智なとも三通有り淺右衛門は深秘して門弟なとへ大方諸の卷物抜書にして渡候方有

一當流表古流は勝事を第一と仕り先んをとり勝たりといへとも三代目の柳生十兵衛累代にて内外そろひたる此道の達人なりしゆへ考へふかくして其品かわる敵の動を待て其弱身へ先を取り勝事を修練すといへとも終に眞劔働なき事をなけきて言上す某家代々劔術を司といへとも終に直劔の勝負に及すその是非を不改して天下師範と成事おほつかなき次第にて候願者業御免辻切仕度との意趣を述る利に應したるに御許容有之依て東武遊女の居住さんやにて武士たらんもの打留へきとの上意也不斜喜悦して或夜さんやに立越て事の樣子を伺に二劔を帶する大男七人計にて立向を能幸とおもひより壹尺五寸小脇指小尻あてゝ口說もふけてすてに勝負の角に成り虎口はなし戰ふ處に貳人は腕を切り長刀共落遣去る一人は膝を割れて其儘死殘る門人はにけさりぬ此旨言上するに早

速けんしたちあらたむるに藤堂大學歩行之者たりかやうの事に身をやつして日々工夫長によつて悉く家傳の表心持考かへ當流とせしなりさるにより古流と違のひ〳〵と和かに敵の動を受て勝の心持なり程なく死去して弟飛驒守相續也

柳生喜七源大夫と申者は但馬守の弟子にて古流にて急懸んの遣形也兩人共柳生の家老筋

柳生の弟子伊津淵七兵衛本多越前守殿に居候へ共牢人いたし候

田中勘兵衛松平越中殿に居候淺右衛門弟子に成候

田中小左衛門石川主殿殿に居候

柳生織之助柳澤出羽殿に居候　但松平美濃殿に御改被　仰付候

新陰流兵法之書

三　學

一刀兩段　軒釘截鉄　半開半向　右旋左轉　長短一味

九　個

必勝　逆風　十太刀　和卜　捷徑

小詰　大詰　八重垣　村雲

天狗抄

花車　明身　善待　手引　亂劔

二具足　打物　二人懸

廿七箇條截相

○序　上段　三　中段　三　下段　三　刀棒截甲切合
○破　上段　三　中段　三　下段　三
○急　上段　三　中段　三　下段　三　上中下何も一拍子

以上廿七

燕飛

燕飛　猿廻（エンクワイ）　月影　山陰　浦波
浮舟（ウキフネ）　折甲（セツコウ）　十方（トテホテ）

古に謂る事あり兵者不祥之器也天道惡之不獲止而用之是天道也と此事如何となれは弓矢長刀是を兵と云不吉不祥の器也といへり其故は天道は物を活す道なるに却而殺す事をとるは實に不祥之器也然者天道にたかふ所を却て惡むといへるなり然れ共不得止て兵を用て人を殺すを又天道也と云其心如何となれは春風に花さき緣そふといへとも秋之霜來て葉落木しほる是天道之成敗也物の十成なる所を打ことはりあらは也人も運に乘ては雖爲惡十成なる時は是を打此以兵を用るも天道也と云り一人の惡に依て萬人苦む事在り然るに一人の惡を殺て萬人を活す是等誠に人を殺す刀は人を活す劔なるへきにや其兵を用るに法有り法を不知人を殺さて人に殺さるゝやらん熟思兵法と云はゝ人と我と立相て刀二つにてつかふ兵法者負も一人勝も一人已也是はいと少き兵法也其得失わかつかなり一人勝て天下勝一人負て天下負是大なる兵法也一人とは大將一人也天下とは諸之軍勢

也諸之軍勢は大將之手足也諸の勢を能働らかすは大將之手足の能働らかする也諸の勢の働らかぬは大將の手足働ぬ也太刀二筋にて立相て大機大用をなし手足能働らかして勝如くに諸勢を使ひ得て能謀をなして合戰に勝を大將之兵法と云へし亦兩陣張にて戰場に出て勝負を決するはいふに不及大將たる人者方寸之胸之内に兩陣を張て大軍を帥ひて合戰而見る是心に有兵法也治る時不忘亂是兵法也 國之機を見て亂ん事を知り 未亂治むる是又兵法なり すてに治め取る時者 遠き國々はて〳〵迄もそこの國へは誰爰之國へは誰々と受領國司を定め國の守りを堅ふする心之賦り是又兵法也受領國司代官地頭之私在りて下のなやみとなる事尤亡國の端也此機を能見ては受領國司代官地頭之私に國を亡れぬ謀是立相の兵法に手字種利劍之有無を見るか如し能心をくたきて見るへきにや是兵法の大機なる物也又君之左右に佞人有て上に向ふ時は道有る風情をなして下を見る時は目をいからす此人に手をつかねされは能事を惡きに申也罪無き者はくるしみ罪在る者は却てをこる此機を見る事種利劍よりも大切也國は君之國也民は君の民也近くつかうまつる者も君之臣也遠つかうる者も同君之臣也親疎いくはくそや君之御爲には手之如く足のことし足はとをしとて手に異ならんや痛痒を受る事ひとしなれは何れを親しとしいつれをうとしとせんや然るに近き者遠きをかすめ罪無を苦しめはくもりなき君を恨奉らん君に近き者は五人或は十人にしてすくなし遠き者君をうらみて心を離すへしすくなくして近者は初めより我か身の爲にして君を恨み奉る樣につかうまつるなれはとある時は己れ先に君をはなすへし然らは誰か君を思奉らん只是左右の者のする所にして君のとかに非す此機を能見て遠きをもめくむの外ならぬ樣にあらまほし是能機を見るに

あれは即兵法也又友々交りて始め終りのたかわさるも機を見てなす所なれは兵法之心不成に非す一座之人の交りも機を見る心皆兵法也機を見されは有間敷座に永く居て故なきとかを蒙り人之機を不見而物を云口論を仕出して身を果す事皆機を見ると不見とにかゝれり座敷に諸道具をつらぬるも其所々のよろしきさまにつかうまつる事是も其座の機を見る事兵法の心無きに非す實に事はかわれとも理者一物なれは天下之事に當るともたかふへからす兵法は人を切る計とおもふはひか事也人を切るには非す惡を殺す也一人之惡を殺て萬人を活す謀也

大學者初學之門也と云凡家に至るには先門より入物也然者門者家に至るしるへなり此門を通りて家に入主人にあふ也學者道に至る門也此門を通りて至るなり然者學は門也家にあらす門を見て家なりとおもふ事なかれ家は門を通り過て奥に有る物也學者門なれは文書を讀て是か道也と思ふ事なかれ文書は道に至る門也去によりて何程學問をし文字多しりても道くらき人有り書間ては能讀古人の法のことく讀なせ共道理にくらけれは道を我物にする事不成也しかるとて學ひすして道に至る事も亦かたし學問而能物を云とて道明めたる人とも云かたし學ひすして天然と道に叶人も有事也大學に致知格物と云事致はつくすと云義也知をつくすは凡世間に人の知と云程之事在とあらゆる事の理を皆知りつくして不知と云事無きを致知と云也亦格物とは事をつくすとよめり其事此道を知りつくせは其事今皆不知と云事なくせすと云事なき也知る事かつくれは事つくる也理を不知は何事もならさる物也萬の事は不知故に不審有りうたかはしき故に其事か胸をのかさる也是を知をつくし物をつくすと云也胸に何もなくなりたれはよろつの事か仕能成物なり此故に萬の道を

學ふは有物を拂ひ盡す爲也始は何も不知故一向に胸に不審も中々に無き物也學に入てより胸に物の有て其物にさまたけられて功事も仕にくゝなる也其學ひ取事我心を去り切れは習も何もなくなりて其道今のわさをする習にかゝはらすしてわさはやすらになりて習にもたかはし我も其事をなしなから我も不知而習に叶物也兵法之道是にて心得へし百手の太刀を習ひつくし身構目付有りとあらゆる習を能々ならい盡して稽古するは致知の心也備能習をつくせは習の數々胸になくなりて何心もなき所格別物の心也樣々の習をつくして習けいこの修行功つもりぬれは手足身に所作は有りて心に無くなり習を離れて習に不違何事もするわさ自由也此時は我心いつくに有り共不知大魔外道も我心を伺ひ不得也此位の至らん爲の習也習得たれは又習は無くなる也是か諸道の極意向上也習ひを忘れ心を捨てきつて一向に我も不知而叶ふ所の道の至極也此一段は習より入て習なきに至者なり

一氣と志との事

右内に構て思ひ詣たる心を志と云也内に志有て外にはつするを氣といふ也譬は志は主人也氣は召つかう者也志内に有て氣をつかう也氣は發し過て走しれはつまつく也氣を志に引留させて走やり遁ぬ樣にすへきなり兵法にてはは〻下作に能かためたるを志と云へし早立相て切つきられつするを氣と云へし下作に得と取しめて氣をいそき〳〵懸々にすへからす志を以て氣を引留氣に志を引つられぬ樣にしてしつまる事肝要也

一表裏者兵法の根本也表裏とは畧也僞を以て奥を得也表裏とは召思も仕懸れは乘らすして叶ぬ樣物

也我か表裏を仕懸れは敵か乗也乗者をは乗せて可勝乗ぬ者は乗らぬよと見付る時は亦此方より仕懸有し然者敵之乗らぬもの乗たに成（なふり）佛法にては方便と云也眞實を内にかくして外に謀をなすも終に眞實の道に引入る時は僞皆實に成也神祇には神秘と云秘而以人之信仰を發す也信する時は利生有武家には武畧と云畧者僞なれ共僞を以人を敗らすして勝時は僞終に眞と成也逆に取て順に治むと云是也

一打草驚蛇と云事有り草の中なるくちなわをうつておとろかす様と人をもひとおとろかしおとろかすか手立なり思ひも懸ぬ事仕懸て敵をおとろかすも表裏也兵法也おとろかされて敵か心をとられて手前の拔る也肩を上けて見せ手を上て見するも敵の心を取る也（字害）か持たり太刀をつかとなくるも兵法也無刀を得たるは太刀に事はかけまゐなり人の刀は我か刀也機前之働也

一機前と云は何と仕たる事そなれは敵の機前と云心也機と云は胸にひかへ保たる氣也機とは氣也敵の氣を能見て其機之前にて合様の働を機前と云なり禪機とて專禪に此働有事也内にかくしてあらはさぬ氣を機と云也樞機とて戸の内に在るくるるのたとへなり内にかくしてあらはれさる難見機を能見て働を機前の兵法と云也

懸待二字子細の事

一懸とは立相也いなや一念の懸てきびしく切てかゝり先んの太刀を入んとかゝるを懸と云也敵の心に有ても我心に有りても懸之心持者同事也

一待とは卒爾に切てかゝらすして敵の仕懸る先んを待を云也きひしく用心而居を待と心得へし懸待

は待と懸るとの二也

一身と太刀とに懸待の道理在事身をは敵近くふり懸て懸になし太刀を待になし身足手にて敵の先んをおひき出して敵に先んをさせて勝なり爰以身足は懸に太刀は待也手足を懸にするは敵に先んをさせん爲也

一心と身とに懸待之事

心をは待に身をは懸にすへしなせになれは心か懸なれは馳り過て惡き程に心をはひかへて待に待て身を懸にして敵に先んをさせて可勝也心か懸なれは人を先つ切らんとして負を取也亦の義には心を懸に身を待にとも心得る也なせになれは心は無油斷働かして心を懸にして太刀をは待にして人に先をさせるの心也身と云は即太刀を待手と心得れはすむなり然者心は懸し身は待と云也兩意なりとも極る所は同心也とかく敵に先んを（御勢）て勝なり

一敵懸之時我立相習之事

一二星　一嶺谷　一組物之時遠山之事

右此三ヶ條者目付也子細者可口傳

一遠近之拍子　一身之位栴檀之心持之事

右二ヶ條者太刀之上と身構也

一敵待之時立相習之事

一二星　一嶺谷　一遠上

右之三ヶ條者は待に取しめたる敵には此三ヶ條の目付をはつすへからす但此目付は懸待共に用也此目付肝要なり打込む時は嶺の目付切合せ但物なとの時は遠山の目付を心に能可懸し二星は不斷不離目付なり

一三ヶ心持之事

三ヶ者即三見也　付けかけ　仕かけ
以上三つ也敵の何と働共難計時世三ヶを以てさわつて（丁見マヽ）也敵の心をさくり見る也待にかたまりたる敵とは三見三ヶ也を付表裏を仕懸て敵に手を出させて可勝用之

一就色隨色事

右之心者待なる敵に此方より様々に色を仕懸てみれは亦敵のくせかあらはるゝ也其色に隨て勝也

一二目遣の事待なる敵に様々表裏をは仕懸て敵の働を見るに見る様にて見す見ぬ様にして見て間々に無油斷一所に目を不置目を移し而ちやく／＼と見るなり或詩に曰偷眼蜻蜓避伯勞と云句あり偷眼とはぬすみ見る事也蜻蜓か伯勞に不取と伯勞之方をぬすみ見に見て飛働也伯勞とは鵙之事敵之働をちやく／＼とぬすみ見に見て無油斷可働也猿樂之能に二目遣と云事有り見てやかて目を脇へ移下也見（とぬマヽ也）

一打つに打れ打れて勝心持之事

人を一刀切る事は易し人に切られぬ事は難成物也人は切ると思てうちつけうとまゝよ身に當りぬ積を得と合点而おとろかす敵にうたるゝ也敵はあたると思うてとも積あれは當らぬ也當らぬ太刀

は死太刀也そこをこ地から越て打て勝也敵のする先んははつれて我却而先之太刀を敵へ入るなり
一太刀打てからは早手は上けさせぬな打てよりまうかうと思ふたらは二の太刀は亦敵に必可打たる爰にて油斷而負る也打たる所に心かとゝまる故に敵にうたれ先之太刀無にする也打たる處はきれ（不明）こきれま（一字脱）まゝ心をとゝむな二重三重五重も打へきなり敵にかほをも上させぬ也勝事も一太刀にて定る也

一三拍子之事

初拍子合拍子越拍子也勝負の極る所は此三拍子より外はなく候白人にても勝負を決する時は此三つの外一は出ぬ物也合拍子越拍子を能せんと思はゝ初拍子を可得心初拍子さへ能至れは何事も成物也西江水を不知者に敎る習也

一大拍子小拍子小拍子大拍子之事

敵大拍子に打時は小拍子にて可勝敵小拍子に打つ時は大拍子にて可勝兎角敵の拍子のちかふやうにする事專一也必敵大拍子に强打時は其大拍子に心をとられ我所作も大拍子になり相打に成物也敵小拍子にせゝりこまかし打つ時は其小拍子に心をとられ我所作も小拍子になり勝負不埒成物也とかく敵の拍子とちかふやうにする事第一也何程敵大に强うたんとする共此方動轉せす小拍子にかるく切て取る時は大拍子に打事ならさるもの也敵小拍子にせゝりこまかに打時此方其小拍子にかまはす大拍子に（勝）（打カ）時は小拍子はやむ物也總別敵の拍子と我拍子ちかふ樣にする事習也拍子ちかへは溝もとはれぬ物也（付り）我か大小の拍子心持の事我大拍子に打も小拍子に打も二拍子にかゝ

はらすいつれも常住不易之所に住在して無拍子に可打也

一章歌之事

舞もうたひも章歌をしらされははやされぬことく兵法も敵のこゝろをしらされは勝かたき物也依之待なる敵か懸なるか待の内にけん有か懸の内に待あるか大拍子か小拍子か能敵の志を察てそれに隨て勝を章歌の習に叶ふと云也

一遠近之事

一圖に押込或急に強懸る者に用る習に而候其敵之強氣をあまらせすみをかけて跡へはつせは近く成故遠近と云也我手をひらき敵の三寸淺く勝を遠近の習と申也

一栴檀之打之事

是も遠近の習に似たるやうにて我居所をかへす其儘居て手計をわけて拳をひらき敵の拳を勝事にて候

一太刀連之事

上段中段下段に構す敵大拍子に打時敵の太刀に我太刀をつれかけて打となり越拍子之内初拍子に手をつれかけ上下の身は其まゝにて中身をくるゝやうに打たるよし三重五重と打心持專一也

一敵味方兩三寸之事

敵の太刀先三寸を味方の三寸と云敵の本三寸を敵三寸と云味方の三寸へ我太刀を付敵の三寸を打てと云習也足はふかく打たんとすれは足のはこひも一足にては不足故場より二足もあゆみ込打也

然者打も一拍子おそく成故敵の打と相打に成に付かるく打せん爲め右之習ひ敎るものなり

一上段に搦之目付之事

敵の兩方之臂也上段に構待にし居る者に用此目付不動下内は此方へあたらす故に上段之者に用る目付也

一車之太刀左右分目之目付之事

太刀の柄以也左車右車上段なとにて左り右へ太刀を分け片手にて打者に此目付專也

一小太刀一尺五寸之はつしの事

是は三尺の太刀を二つに切て一尺五寸の小太刀とする也それより長くては第一片手にて自由に働きかたく亦組物きわにて取廻し成かぬるゆへに一尺五寸と定る也我身のひらきと一尺五寸の太刀とにてのひ三尺字落太刀よりふかく向へ屆ものなり此つもりしらせん爲め右之習敎る者也

一三尺之積之事

我か足さきより敵の足先迄三尺と云事なり場より一足盜込候へは足と足之間三尺に成也それほとにても敵の太刀立身にて打ては屆かぬ物なり此方よりはその場まてより詰ての上見合に不及先

今二重三重と可勝也

一風水之音を聞事

總別劍術と申ものは長道具と替り白人少ても不斷手輕く取扱物也故大形に目付働きを見ては難見故に風之音水之音をも聞ほとに無明散亂之波を靜め眞如の月明かにして敵の未事にあらはれさる

以前の機を見る程になくては萬の習應しかたき物故右の習を敎る物なり

一初心之内惡き諸作之事

一打なまる事　一足引する事　一我と敵と見合する事
一諸作法外に出る事　一敵之心をうたかふ事　一諸作を急く事
一切拍子在る事　一敵をあやふむ事　一腰をかゞむる事
一肩をさす事　一身力を入る事　一同くつつき過る事

右之拾貳ヶ條何も惡き諸作也能々可在吟味者也

一能き諸作之事

一打之離るゝ事　一足つかひ輕き事　一諸作（ゆうれる）（マヽ）事
一同諸作大き成事　一心さし一筋成事　一うたかひなき事
一身に力なき事　一つゝ立たる身位の事　一かたを落す事
一打拍子無き事　一身を能つかう事　一心のかたまらぬ事

右之拾貳ヶ條何茂能諸作也能々可在吟味者也

一病氣之事

勝んと一筋に思ふも病也兵法つかはんとおもふも病也習のたけ出さんと一筋に思ふも病懸らんと一筋に思ふも病也待んと計思ふも病也去んと一筋におもひかたまりたるも病也何事も心の一すしに止りたるを病とする也此樣今の病皆心に有るなれは此等之病を去て心に調る事也

一病を去るに初重後重之心持之事
渉念無念渉著無着此心者病を去んと思ふも念也心に有病を去んと思ふは渉念也病と云も一すしに思詰たる念也病を去んとおもふも念なり然者念を以去也念を去れは無念也爰以渉念無念と云也念に殘りたる病ひを念を以去れは後には去る念も去らるゝ念も共に無く成也以楔拔楔と云は此事なりぬけぬ楔を亦同楔を打込はくつろき楔かぬくる也ぬけぬ楔かぬくれは後に打込たる楔も跡には不殘也病氣かされは病氣を去る念も殘らぬ程に渉念無念と云也病氣を去んとおもふは病氣に着した物なれ共以其著病を去れは著も殘らぬ程に渉著には無著と云也

一病を去後重之事
一向に病ひ去んと思ふ事のなきか病を(其)也去んと思ふか病也病氣にまかせて病氣の中に交て居るか病氣を去つたる也病氣を去んとも云は病のさらすして心に有故也然者一圓病氣かさらすしてする程の事思程の事か著してする事に勝利あるへからすいかんか可心得そや答曰初重後重と二つ立たる此用也初重の心持を修業積りぬれは著を去んと不思して獨著の離る也病氣と云は著也佛法に深く著を嫌也著を離れたる僧は俗塵に交りても不染功事を作も自由にて止る所かない物也諸道の達者其業合之上に付て著か離れすは名人とはいはる間敷なりみかゝさる珍は塵ほこりか付也みかきたる玉は泥中に入てもけかれぬ也修行を以心の玉をみかきてけかれに染ぬ様にて病にまかせて心を捨きつて行度様にやるへき也僧問古德如何是道德答曰平常心是道右之話諸道に通したる道理也道とは何たる事を云そと問は常の心を道と云と答られたり實に至極の事也心之病皆去て常之

心に成て病も交りて病なき位は世法の上に引合ていはゝ弓射る時と思心あらは弓箭亂れて不可定太刀つかう時太刀つかう心あらは太刀前定るへからす物を書時物書心あらは筆定るへからす琴を引共琴引心あらは曲亂へし弓射る人は弓射る心を忘れて何事もせさる常の心にて弓を射は弓定るへし太刀つかうも馬乘も太刀つかはす馬のらす物かゝす琴ひかす一切やめて何もなす事なき常の心にて萬をする時よろつの事難なくする〳〵と行也道とて何にても一筋に是そとて胸におかは道に非す胸に何事もなき人か道者なり胸には何事もなくして亦何事成共なせは易々と可成也鏡之常にすんて何の形もなき故に向ふ物の形ち何にても移りて明なるかことし道者の胸の內は鏡の如にして何もなくして明なる故に無心にして一切の事一もかく事なし是唯平常心なり此平常心を以一切之事をなす人是を名人と云也萬をなすになす心をたゝしく持てなす心を外へちらさすして一筋に其事をなすにしてろもころにて一度はなす事能よきかと思へは亦一度は即惡しく或兩度能亦一度惡くよき事兩度になりて惡敷事一度に成りたりと憶ぬれは惡布事兩度になり一切不定是能せんと思ふ心にてする故也いつとなく功つもり稽古重れは早能せんと思ふ事少つゝのきて何事をなすとも不（字落）して無心無念に成て木て作りたる道幸の坊か曲する如に成たる位也此時我も不知心になす事なくして身手足かする時十度十度なからはつれす其間にも聊も心にかゝりたれははつるゝ也無心成時皆あたる也無心とて一切の心なきのに非す唯平常心也木人如對花鳥是瀧居士か言葉也木て作りたる人の花鳥にむかひたるか如くとや目は花鳥にあれ共心花鳥に動かさる也木人は心なけれはうこかさる尤道理あり心有人として木人の如くならん事いかにしてなるへきかや木とはたとへ

なり心有人として木とひとしくはあるへからす人として竹木の如くにはあるへからす花を見るとて花見る心をあらたに生して見さる也唯常の心にて無心に見るを云り弓射る時弓射る心をあらたに生して射さる(也)常の心にて射るを云り常の心を無心とは云り常の心をかへて新に生すれは形もあらたまる程に内外共に動也動轉する心にて萬をなさは何事も不可然也一言をいへ共動轉せぬ云樣かなところ人をは褒美する物なれ諸佛の不動心と云る事實に殊勝に覺る

右之兩條者兵法之病氣を去と云心持に有て用る事也

中峯和尚云具放心今

右の語に付て初重後重あり心を放ちかけてやれは行さきに止る程に心をとゝめぬ樣に跡へちやく〳〵とかへしかへせと敎るは初重之修行也一太刀打て打た所に心の止るを我身へ求めかへせと敎る也

後重には心を放ちかけて行度所へやれと也放しかけてやりてもとまらぬ心になして心を放す也具放心す心を放す心を以心を綱を付て常に引詰て居ては不自由なそ放しかけてやりてもとまらぬ心を放心々と云此放心々を具すれは自由か働かるゝ也綱をとらへて居ては不自由也犬猫も放し飼よりよけれつなき犬はかわれぬ物なり儒書を讀む人敬の字にとまり是を向上と思ふて一生を敬の字落にてすます程に心をつなき猫之樣にする也佛法にも敬の字なきに非す經に一心不亂を說たまふ是即敬の字に當るへし心を一事におきて餘方へ亂さゝる也勿論敬白夫佛者と鳴る所あり敬禮とて佛像にむかひ一心敬禮と云皆敬の字の亂るゝを治るの方便也能く治りたる心は治る方便を不用也口

に大聖不動と唱へ身をたゝしくして合掌して意に不動のすかたを観す此時身口意之三業平等にして一心亂れす是を三業平等と云即敬の字の意趣に同し敬者即本心の德にかなふ也然共行ふ間の心也合掌をはれち佛名を唱やみぬれは心之佛像ものきぬ更亦本之敬亂の心也始終治りたる心には非す心を能一度治め得たる人は身口意之三業を淨めす塵に交りけかれす終るうこけ共うこかす千波萬波したかひうこけ共底の月うこく事なきか如く也是佛法の至極せる人の境界也法之師の示をうけて爰に記者也

右之一卷家不出書也然共非道秘爲令知秘者也

新陰流傳授書

村久流之居合御懇望依不淺當流習利方等に至迄不殘令相傳候若執心之方於有之は堅誓紙之上可有相傳候依而免如件

元祿元年辰五月十一日　小夫淺右衛門助永（花押）

西脇勘左衛門殿

東流居合相傳申候之處抛作事晝夜御執心不淺其上弟子數多雖有之勝餘爲御器用仁之間夫故極位不相殘致傳授之就自今以後於有懇望之仁者堅以誓紙之上可有御指南候雖然至極位者篩窺心底之淺深可有御相傳之條尤に候唯二六時中以御心掛從然無非損御吟味可爲儀肝要也仍許之狀如件

西脇半藏殿旨

新陰流兵術相傳申候處弟子數多雖有之別而御執心依不淺當流習不殘令相傳候自今若懇望之方於在之

者堅誓紙之上相傳可有之候雖然勝負之儀は二六時中無油斷心掛け吟味可有之旨也依而免如件

元祿二年巳九月　　小夫淺右衛門助永

西脇勘左衛門殿

新陰流兵法御懇望に依不殘當流懸待有迄之旨不殘令相傳申候若執心之方於有之者誓紙之上可在相傳候及末期候故文言不詳者也

元祿二年巳九月六日　　小夫淺右衛門助永

西脇勘左衛門殿

「神文文例也」

天罰起請文前書之事

一拙者儀御門弟末流之儀御座候間向後御稽古場へ罷出候節御劔術拜見仕并見及聞及候儀私弟子之外へは縱親子兄弟たり共一切他言致間敷事

一對御家へ聊表裏別心致間敷事

一誹他我立善惡之事致間敷事

右於違背者

「此處神文」

元久四未年三月十日

柳生飛驒守殿

居合之次第

一初太刀之事　口傳　　一同二つ目之事　口傳
一同三つ目之事　口傳　　一同四つ目之事　口傳
一同五つ目之事　口傳

右身之次第

一初太刀之事　口傳　　一同二つ目之事　口傳
一同三つ目之事　口傳

左身之次第

一初太刀之事　口傳　　一同二つ目之事　口傳
一同三方詰　　一同四方詰
一大まくり　　一小まくり
一夜刀　　一下野之布
一戸脇刀　　一惡まくり
一壁添刀　　一角之刀

一居合之極意には向々二刀脇之方三方詰四方詰其上之極意には水月あやなし別而十文字之かねのしらひを專と心掛可申者也諸合之大事には有無之二つ一句之道理目付所手の內萬端前後之習長短之かねのしらいを以居合之根元と專可有吟味儀肝要也

御流進履橋一卷

三　學

一身構　　　　一手足　　　　一太刀

右之三箇を以初學の門にして是より學ひ入へし

就三學亦五箇之習

一身を一重になすへき事

一敵のこ布しを我肩にくらふへき事

一左のひちをのはすへき事

一我こふしをたてにつくへき事

一先の膝に身を持せ跡のひさをのはすへき事

三學の初手これは構なり

初手を車輪と云是は太刀のかまへ也まはるを以車と名付たり脇構也左の肩を切せて切に隨てまはりて勝也ひきく構へし總別構は敵にきられぬ用心也城郭堀をほり敵をよせぬ心持也敵をきるにあらす卒爾にしかけすして手前をかまへて敵にきられぬやうにすへし故に先構を初とする也

三　學

目錄前記同斷「畧す」

右一々立相の習口傳は書顯し難し

九箇

右同斷

右師弟立相て以敎之書面に是を顯し難し

天狗抄　太刀數八

右同斷

右之外太刀數六

一添截　亂截　一無二劔　一活人劔

一向上　一極意　一神妙劔

右數々を能々習得て此うちより千手萬手をつかひなすへし三學九箇なと云は大躰を云也此道を能得てより太刀の數を云へからす運策於帷幄之中決勝於千里之外此句之心は幕をうち其中に居なから様々衆束をなして千里之外の敵に勝と也然は此句を兵法に肝要と用る心は我胸のうちを帷幄の中と心得へし我心のうちに油斷もなく心の動き働を見て様々に表策を仕懸敵の機を見るを運策於帷幄之中と心得へし扨能敵の機を見て太刀にて勝を決勝於千里之外と心得へし大軍を引て合戰して勝と立相の兵法と替へからす太刀にて立相切合て勝心を以大軍の合戰の心を以立相の兵法に勝へし太刀先の勝負に心有心から手足をも働したるもの也

就學序破急三九廿七箇之截相之事

目錄前記同斷畧す

右

此一卷者師弟立相以可教可習不及委曲乎述右之目錄相窮人者以此一卷書寫之授以可爲門弟之證者也

爲子孫誌之矣

上泉武藏守藤原秀綱

亡父柳生但馬守平宗嚴

的子柳生但馬守平宗矩

此一局を進履橋と云事は張良黃石公に履を進めて兵道を傳て後張良か謀により高祖天下を治め漢家四百年を保し也是より其心を有て進履橋と名付たる也

此一卷を穪にして兵法の道を渡へし

六の太刀

添截亂截

此遣方右太刀にて花車の如くに搆居る打太刀より敵の左の肩へ切込を花車の通に打又向へ一足出る搆同し事こふしへ打を跡へ左の足より兩方とものき敵へ打

無二劔

此遣方左太刀にて同し搆に太刀先敵の方へ少し横にして搆太刀拳を下け見せる其所を打太刀より拳へ打を跡へ外し勝也尤打太刀花車の搆同し

向上

此遣方太刀少し横にして構待居る其所を打太刀より行かゝりさまに敵の拳を押なから下につくまう遣方拳をはつし敵のうてへ切込同くつくまう

殺人刀

此遣方兩方より出合打分けの心にて敵のこふしへ切込

活人劍

此打太刀は太刀下段にて待居る遣方行かゝりさまに敵の面へ打込打太刀面を合せ候處を遣方より打太刀の拳へ又所をかへ切落し夫につれ太刀押なから下に居る

但右の足はつくまい左の足ひしきくはする打太刀は立なから受さける

神妙劍

兩方とも出合遣方右の方へ太刀まき打左の足先へ立つくまう太刀はほその所に納る是を神妙劍と云打太刀も左の足先へ成る右の方へ太刀まき打下太刀に成る同くほその所に太刀納る

新陰流稽古道具

正面

側

小手

胴前

後

前當

西脇宗三郎(當代)より送付する所也而して末に袴着たる稚兒と山伏の服裝に兜巾著たる天狗と劔法仕合の圖傍らに山水瀧泉をあしらい最も古風の畫樣なるを付し一見恰も牛若丸か鞍馬山に於けるに酷似す何等の詞書もなければ事由を質したるに先祖より秘密即ち一子相傳にして今更調査の書もなく不了也と畫樣五種と末尾に天狗か長刀を構たる圖あり蓋し太刀の構へ方を示したるもの

か頗る奇觀戲謔に類し要なき如し故に畧す

金田流劔術

當流は金田源五郎定永を流祖とす　源五郎は因幡の人劔術鍛練して諸國武者修業をなし河野意休（知新流元祖藝州廣島人）落合枝友（東軍流元祖武藏國人）　未來圓入（未來記流元祖讃州丸亀人）　長谷川甚右衛門（無敵流元祖備前岡山人）等に隨ひ未來知新流を初め劔道十二流の奥秘を極む後御家へ被　召出　有德公大慧公へ御指南申上御家中之師範を被命子孫世々其業を繼き金田流と稱す流義相承之畧左之如し

金田源五郎定永　（金田六右衛門定則總領　初八九郎と稱し後岸隨と號す）

寶永七年正月廿七日弓矢細工等も仕候付金拾兩五人扶持に被召出

享保四年二月十三日流義劔術之儀忰共取立其外弟子取立をも可仕旨被　仰付後御切米廿石十人組並に進む

有德院樣大慧院樣御劔術御取初御相手相勤元文三年九月八日七十五歳にて病死す

金田源五郎定英　（源五郎定永長男入山と號す）

父之家督を襲き劔道を以奉仕門人に教授す安永五年九月二日歿す

同　源五郎定嵩　（源五郎定英之子　貫道と號す）

父の箕裘を襲き大番格廿石にて文化八年二月病死

同　源五郎經定　（定嵩養子千山と號す）

養父に襲きて家業相續六具組打を開業す

右之如く代々繼承維新の比當代を嘉四郎と稱せり

江戸金田稽古場

南紀德川史卷之百六十六

臣　堀内信　編

學制第九

武術　六

淺山一傳流劔術

當流は元公立に非す　江戸常府宮崎爲次郎雄遠（三百石御徒頭格御供番組頭勤也）嘗て久留米藩津田武大夫敎長（有馬中務大輔の臣）に學ひ印可を受け私に道場を開て門人に敎授す　爲次郎の男彌左衛門敏行（元健次郎と稱す實は石川八十右衛門方穀の二男にて雄遠の聟養子となる）亦津田武大夫敎久（武大夫敎長の子）より傳法父に續て青山權田原之私邸道場に於て永年敎授をなし邸外居住之御家中入門の者多し公立に非るを以て弟子取立任命の事なく又親覽且検視（大夫初諸有司の見分也）の事もなかりし處嘉永癸丑亞國船渡來後文武奬勵の事盛に行われ安政二卯年五月江戸邸山屋敷へ文武場一郭に建設之際該道場も郭中に設けられ爾來外流儀と同しく公立に認定せられたり彌左衛門敏行死し其子文次郎亦父に續き敎授之處西洋銃隊盛に至ると共に劔槍術衰へ隨て江戸瓦解等にて遂に廢絶に歸す傳法之書類不尠しも文次郎若山へ移住之際散亂僅に左記一卷等遺存するのみといふ

按するに當流の元祖は淺山一傳齋重晨（天正中の人）にして中興の祖を淺山一傳重行と云（元祿四未年六月廿三日卒す江戸淺草新堀端清水寺境内に葬る）松平右近將監侯（上州舘林の城主六万千石後石州濱田に移る）の臣森戸三大夫朝恒一傳重行の直傳を受け　爾來八世之間傳統故に一傳流といへは森戸家に限れる如くに至り四方諸藩の士等就學之者不尠印可免許を受た

る高弟等は皆各自道場を開て教授都下一大劔客の名を博したりと也

淺山一傳流武者組目錄之卷

一傳流武者組目錄

夫古人曰柔能制剛弱能制強云々柔之根原本之雖然曲藝阿世之徒塞道是故柔之深理有志者不能徧觀而盡識也宗于業者疏于理通于理者拙于業理與業懸隔而無制敵還而有害矣剛者以柔制之強者以弱待之意味體認則雖在巨靈擘山馮婦搏虎之力不足懼焉擴充之則方圓之陳奇正之變進退伐擊之理亦在其中吾黨愼之

一當一段　口傳　　一當兩段　口傳　　一當三段　口傳
一小具足　口傳　　一大小　口傳　　一大刀向組　口傳
一鎧武者組　口傳　　一小太刀　口傳　　一盛氣目付　口傳
一當時則妙　口傳　　一十手　口傳　　一野中之幕　口傳

歌に

身のかねの位を深く習へしとめねとまることのふしきさ
寒き夜の霜を聞へきこゝろにそてきに逢ふての勝はとるなれ
強きとて引あたりをは下手といふまりに柳を上手とはいふ
下手こそや上手のうへの鏡なれそしるへからすかへす〴〵も
世にはたゝ我より外の人なしとおもふや池の蛙なるへき

毛を吹て言葉に勝をみするこそこれや誠に後世の荒言
世の中は最負そしりの多ければ下手も上手も人の言なし
道を常に深く執心あるならは大事殘すな大切にせよ
大事をは受得にけりと思ふなよみかゝぬ玉は光りすくなし
師もいかて問ぬ大事を敎へきこゝろを盡し念比にとへ
目の前のまつ毛の秘事をしらすしてとやせんかくと案しこそすれ
目の前のまつ毛の秘事はしらすともたゝ一すしにすみやかの道

以上

右者從一傳齋代々雖爲秘傳依御執心令相傳畢聊疎畧無心底勵業積功御鍛錬可爲專要者也仍如件

淺山一傳齋重晨
小嶋仁左衞門尉光友
仲村九兵衞尉光利
中井茂右衞門尉重賴
小野里新兵衞尉勝之
中田七左衞門尉政經
淺山一傳重行
森戸三太夫朝恒

森戸三休偶太
森戸一傳金春
森戸三太夫金邑
森戸歸春鏗綱
森戸三太夫金堅
森戸三太夫金制
森戸三太夫
津田武太夫敎定
金春門人 津田武太夫敎長
津田武太夫敎久
敎長門人 宮崎爲次郎雄遠
敎久門人 宮崎彌左門敏行

安政六己未年十二月

宮崎文次郎殿

森戸稽古場臺帳

此書は享和二戌年九月森戸の高弟流儀別傳の荻田與兵衛今村力藏岸忠三郎の三名從來森戸道場に有之諸書付日記帳亘多亂雜に至り遂には先師之遺思高弟等の盡力湮滅に歸せん事を患へ調査編纂したる旨緒言に記せり然るを天保十三寅年宮崎彌左衛門か借受寫し置たるものにて全く森戸道場之日記なり聊參照に足るへき分のみ畧抄す

稽古場掛札

每月稽古日

朔日　六日　十一日　十六日　廿一日　廿六日　平稽古

三日　印可寄合　　十九日　免許稽古　　廿四日　目錄稽古

定

一稽古之砌不實に無之勵み可有御修行候但打太刀者遣身を養ふ道理を得心すべく候稽古場にて無益之雜說は勿論不行儀無之樣可被仰合候事

附他流之批判可有御遠慮候事

一形は小書順之通可相渡候形を見せ候儀は免許以上に可限事

附外物之形を渡候義六月十一日にかきるへき事

一目錄前之御方互之仕合口可有御遠慮候平稽古打太刀は目錄以上に可限但兩樣とも免許以上之差圖有之候は格別之事

右之通相極候間猥に無之樣可被成候以上

正月廿八日

規

一目錄以上稽古最中之面々三ヶ年懈怠於有之は姓名除候事

但無據子細有之面々は可爲格別事

一目錄傳授之儀は免許以上之衆中入札相揃集議之上相究候事

一免許傳授之儀は印可之衆中相談之上相極候事

一小太刀打太刀之衆は不及入札候事

一勝負口打太刀被致候目錄之方は免許同樣入札いたし候事

一他流より仕合被望候は可及辭退候達て望れ候は印可之衆へ相屆差圖之上可被致仕合候事

一又弟子中へ傳授之儀師家之於見分之上可被申談候事

右之條々從先師之規格候各不相亂候之樣相守可被申候且又免許以上之衆中は被申合若師家心得違有之流儀之爲に不相成取計も於有之者相談之上無遠慮可被及助言候也

月　日

元祿十五壬午年より指南　森戸三太夫朝恒
正德六丙申年五月十日卒す

養子　森戸三休偶太
寶曆十三癸未年十月十日卒す

嫡子　森戸一傳金春　依主命一傳と改名
寬政丁巳年閏七月六日卒す

天明六丙午年七月晦日卒す
文化元甲子年十二月金鋼先生依病氣隱居金堅先生相續
同月三太夫と改名同六己巳年十一月九日實七日卒
文化二乙丑二月十日卒す

嫡子　森戸三太夫春邑
金春先生三男　森戸波門金堅
金邑先生嫡子　森戸吉次郎　後三太夫鑒綱

元祖一傳齋者天正年中之人

右一傳先生御直書

享保時代より印可姓名

年月不相知　御旗本　苅田左兵衛
享保十三申年正月廿三日印可　松平備前守家來　可兒又左衛門
享保十七子年正月十七日印可　阿部伊豫守家來　千田形右衛門
享保十七子年五月三日印可　御屋敷　小出彌太夫
享保十八丑年五月三日印可　右同斷　根岸忠三郎
年月不相知　松平阿波守家來　待田市兵衛
享保廿一年二月朔日印可　右同斷　堀北觀太左衛門
元文五申年十二月十一日印可　御旗本　前田佐太郎
右同日印可　松平甲斐守家來　生形群兵衛
寶曆四戌年九月廿一日印可
同九卯年十一月朔日別傳　阿部伊豫守家來　香取群藏

寶暦六子年正月廿八日印可　御屋敷　柄木鐵三郎

同日　印可　有馬中務大輔家來　津田武太夫

寶暦九卯年十一月朔日印可　松平備前守家來　可兒紋左衛門

寶暦十一巳年四月廿四日印可
同十二午年十二月十一日別傳　交代寄合　座光寺喜兵衛

寶暦十二午年閏四月朔日印可　阿部伊豫守家來　藤田與一兵衛

明和四亥年閏九月廿四日印可　御留守居與力　堤　文右衛門

明和八卯年十二月十一日印可
天明六午年十一月六日別傳　御屋敷　長谷川彌四郎

天明六午年十一月廿六日印可
文化元子年正月廿二日別傳　右同斷　荻田與惣兵衛

同日　印可　林　運五郎

天明七未年四月十六日印可　朽木隱岐守家來　青砥武助

天明七未年四月十九日印可　有馬中務大輔家來 二代目　津田武太夫

同日　印可　右同斷　津田市左衛門

寛政二戌年六月廿六日印可　水野左近將監家來 元津田武太夫門弟依印可直弟　保坂喜左衛門

享和二戌年正月廿三日印可
文政十三寅年正月廿三日別傳　阿部伊勢守家來　今村力藏

享和二戌年正月廿三日印可
文政八酉年八月廿三日別傳　御先手與力　岸　忠三郎

享和二戌年四月七日印可　御屋敷篩林　十神山左衛門

文政八酉年八月廿三日印可
右同斷　池田三郎

同年同月同日印可
阿州　林清太夫

同年同月同日印可
御屋敷　辻新兵衛

文政十三寅年正月廿三日印可
久留米　津田武太夫

稽古場覺帳之内

一享保十四酉年十二月四日席違之仕合有之勝負附は尊師方に有之右仕合は三休先生思召にて總躰之事御改被成候に付其事有之候其後小書等書直

一其後免許より小韜目錄迄大太刀免許稽古日目錄稽古日遣之竹具足は其後免許之稽古日計にて紋左衞門目錄を取候年號は享保十七年夫迄は目錄之者竹具足は無之其後元文年中目錄之者竹具足稽古初り從是段々功者之者出來申候茲三休先生思召にて候

一三休先生被仰聞候は目錄之者免許之者に對相仕合望候は免許に勝候得は免許御渡可被成候負候は流儀御構御勘當可被成旨被仰聞候

一御同人樣被仰聞候者他流と仕合一切仕間敷候旨被仰聞候若仕候はゝ御勘當可被成旨被仰候右之思召は目錄之者に候はゝ免許に勝其上にて印可にも勝師範之者にも勝流儀は是迄かと申其上にては勝手次第何方へ成共參候樣被仰候

一目錄入札之事初之席違之仕合之後に始る雖爲師範一人にて究不申候思召にて候右之趣末々御世話中爲御心得記置候

可兒紋左衛門

月日不知

寶曆十辰年八月十六日

一他流仕合之儀只今迄參掛り次第引請立合申候處向後廣く致指南被居候仁被望候者誠爲執行にて候間免許以上之者立合候樣可被致候其外何方共不相知仁仕合被望候はは一向相斷可申候

但此間中申込有之候仁は未此趣不被仰渡候前之儀に付參次第爲立合可申候其以後は一向に相斷可申段被仰渡候

右被仰渡候意味は唯今迄數多他流仕合參候ても何れも勝負不宜致神文罷歸候得共其後稽古にも不罷出尤何れも未熟之儀相手に罷出候此方爲執行にも不相成其上勝負不出來致候儀流儀掟之通神文爲致候節無法之者有之彼是致辭退及論儀候時は他之批判も有之候ては却て流儀之名も出如何候間右之通被仰出候

立合　可兒紋左衛門殿

津田武太夫殿

明和二酉十二月二日

一叉引傳授之儀は是迄印可以上之修行に候間至て重き儀に致來候得共自今以後免許之衆中新古之無差別其時之依志之淺深と執行之致方等に不構次第高下及評議御相傳可被成候間兼々其段相心得候樣一統へ被仰渡候

津田武太夫

酉十二月十一日

藤田與一兵衛

堤　市之進

春邑先生被仰渡御書面寫

何れも樣流儀御執心厚御執行被成致大慶候依之此上御修行御心得にも可相成と同苗一傳朝夕私へ申聞候先師より申傳候流儀趣意を荒增書付懸御目候別て目錄以上之御方右之趣被成御心得御修行有之候樣致度候私とても專其儀を相守候得共御覽之通未熟不束之身上故萬事不行屆之儀而已と奉存候何事に不寄御心附之儀有之候はは無御遠慮被仰聞候樣に奉存候是迄一傳私へ申聞候趣左に記之候

一何れも樣御執行御募追々極意をも御極可被成候然上は御執行不怠勵業積功候儀は勿論又身上愼之儀第一之儀に御座候

一雖業至愼無之時は武藝之意にも爲相違者歟第一流儀之趣意に相背候業到愼以全流儀之致本意候故欲擊劍者猥に不嗜劇殺不夸藝名專謹一心之主宰を守武門之要と先師より申傳候

一欲學擊劍者妄不嗜劇殺と申意は武藝爲身之愼み致執行候は何れも樣御承知之儀然共間々劍術なと致執行候得は物每かさつに爲差儀無之者をも强物咎等いたし猥に及双傷に候事は致武藝執行候者之上には別て有之間敷事業至候上は猶又諸事以相愼致本意候

一不夸藝名と申は執行相募業至候上は人々慢心之氣出我より初心未熟之者を見下し嘲笑亦他之流儀を誹謗無禮之儀共別て愼可相守儀に御座候業未熟に不束成をは隨分引立其拙を救其業に令至樣に

可導事に候依之専謹一身之主宰と申候都て之儀相愼修行功募業至以愼全流儀之本意と申傳候勿論業之上にも愼み不愼意は有之候喩は腕先強者太刀先亂れ打散し候て流儀之本躰楯捕詰込之業を取失候を修行之處にては不愼之業と可申候本躰楯捕詰込を取失御修行有之候ては畢竟御業御上達候共流儀之意に不相叶故極意には難至事に御座候然共臨氣應變之儀は格別之事前にも申候通流儀本躰之楯捕詰込を専に致修行錬悉雖業至亦愼之一つ不全は極意には難至事に候右之趣相心懸致修行候様一傳儀物語仕候事故御修行之御心得にも可相成と御達申候事に御座候

十二月

荻田與惣兵衛殿
出席無之付名代
岸忠三郎殿

文化二丑年正月廿三日稽古初之節

一別傳々授

御手前様御儀三休時代より數年御執心流儀之儀は勿論森戸家之事に至迄厚被思召一傳存生之砌存寄有之候得共後見之時節先々三太夫全道場引請候得は御達可申處其儀無之今度拙者流儀引請候に付一傳遺言を以御達申候

極別傳

唯受壹人之儀は重き事に候得共御平生御所行共に格別之御事に付極秘傳之内可及御相傳候此儀は御業斗至候ても難相成自然之儀に候間此旨御心得可被成候様存候然上は流儀之儀は勿論万端

及御相談取計可申候間聊無御遠慮御助言被仰聞候樣致度候

丑正月廿三日　　　森戸三太夫

按に　森戸家は代々淺山一傳流師範家として其名都下に響き幕府の旗下諸藩士之か門人となり印可免許之高弟は所々に道場を開き各門弟の教授をなしたるなり明和四亥年十月目黑不動尊へ奉納額之際總門人の數は四百六十九人とあり又寬政二年六月中古の祖淺山一傳重行百回忌吊祭之節總門人より寄進之書付に記する處左の如し

御會所之分百九十二人　　長谷川彌四郎門弟三十八人
青戸武助門弟三十四人　　津田武太夫門弟百廿八人
今村多助取立八十一人　　高木織之助取立七十七人
安田權左衛門取立二十三人　　松井吉之助取立七人
都築與平次取立二十二人　　梅田七郎次取立三十八人
黑澤權内取立十四人　　朽本李之允取立四十一人
阿部備中守樣　　同隼人樣　　酒井熊次郎樣
木下左門樣　　松平吉之允樣　　村越唯次郎樣

總人數六百六十九人

會所とは森戸家元の道場をいふ樣を付したるは諸侯及ひ幕府の旗下也

按に　宮崎爲次郎雄達は大嶋流槍術に達し妹尾宇平次申合該藝術引立を命せられたり一傳流修業の事は公立流義に非るを以て家譜所記なしと雖共天保六未年十二月年來劍術引立盡力の旨を賞せられ白銀三枚を賜ふの事あり天保九戌年八月五十六歲にて卒す養子健次郎(後彌左衛門)家督を續き御先手物頭となり後御廣敷御用人に轉す

一當流は打込を專修の由にて道場の端に羽目を仕切り設け鎖にて釣り打込を受身の便となし又仕合場には疊を敷たり打込の上直

ちに組打をなすゆへさいふ道具は左圖の如し

一傳流稽古道具

柳剛流劍術

當流從來公立に非す勢州田丸五十人同心橋内藏介此劍法に達し四方有名の劍客に其名を知られたり自から道場を勢地數ヶ所に開て門人を教授す小浦惣内（田丸御代官より御勘定吟味役となり江戸に在勤す）の推薦により安政五午年四月江戸に召さる内藏介其子角助及ひ門人九人を從へ出府同月廿五日赤坂殿内樂屋に於て執政初諸有司其演技を檢閲（君上も御内覽あり）五月三日土州大夫市ヶ谷原町の邸に於て田宮流初四劍家の門人等と仕合を試しむ五月八日暇を賜り歸勢す

勢州は元來鳥見同心在方手代等在勤士籍之輩僅々たり故に公立武場なく自つから武術を講するものなし内藏介身輕輩と雖も獨り奮て之を講する多年爲めに隣鄕同心手代地士田夫野人多く其門に入て學ふ津久居鳥羽藩等之劍客も敢て内藏介之右に出する者なし時恰も頻に武術鞭策之際其篤志を賞し傍ら他の奬勵を期せんか爲め小浦惣内の推薦を嘉納本記之如く也し

武術流祖錄に岡田總右衛門奇良始習心形刀流後脩行諸州而擊脚得妙潛曰柳剛流文政九年九月死門人多とあり内藏介の演技亦突と足を拂ふを主意とす故に皆竹之臑當せり竹刀は三尺以上也同人初勢州金剛坂直井秀堅に學ひ秀堅卒して備前劍客林錄之助の來訪するを家に留め鬪技練磨不怠時に名聲漸聞ゆ幕府の旗下松平帶刀道場を開て劍道を教授内藏介を請して助教となす同人江戸に在て伊豫の山本甯兵衞長門の平佐早雄其他有名之劍客と交り益其業を勵み又徧く諸州に遊歷奥儀を極むといふ内藏介明治十三年還曆に逢ふ門人壽藏の碑を建つ　當公爲に篆額を下し賜ふ事皆武術傳に詳なり

一安政の末和歌山にて習武場を岡山に新築之際初て柳剛流道場を設置す即ち公立之流法に認定せられし也此時内藏助來て教授せしならんか不詳世間往々千葉周作桃井春藏等之流派大に行われ皆長竊を用ひ專ら他流仕合盛んになるに獨り古流にのみ拘泥すべからさるか故也

關口流柔術

當流は關口彌六右衛門氏心を元祖とす氏心落髮して柔心と號す築山大夫人の父にて岡崎三郎公加納姫君の外祖なり嘗て長崎に遊ひ拳法を西洋人に授り秘妙を極め遂に柔術を工夫す實に本邦柔術の開祖にして天下名人と稱す澁川伴五郎も其弟子也　龍祖其藝術を愛し給ひ且御緣故あるを以竊かに召させられ御合力を賜ふ三子氏業氏英氏曉皆父の業を繼て英名四方に轟く流法傳統の畧左の如し

關口彌六右衛門柔心　實名氏心

當祖被爲召浪人分にて御合力金七拾五兩つゝ被下表立御奉公不致寛文十年三月卒す

同　八郎左衛門魯伯　柔心長子實名氏業

慶安四年　當祖へ被召出承應三年藝術修行之存念有之御國立退久々他國に罷在處延寶元年十二月歸參被命藝術を以知行三百石を賜ふ後果遂御用人寺社奉行御小姓頭等に歷任四百石に至り正德六年四月八十七歲にて卒九代彌六右衛門時氏改易嫡家絕

絶彌太郎氏曉の子孫分家にて相續す

關口万右衛門氏英　柔心二男

万治三年十月　當祖へ被召出御合力金七拾五兩を賜り番外勤仕す

同　彌太郎氏曉　柔心三男隱居後蟻螻

寛文三年小十人格貳拾石三人扶持に被召出後昇進知行貳百石に至り享保十四年十月九十歲にて卒す已下代々相續四百石と成

按に眥伯は柔心之長子にて嫡家なれ共武者修行して四方に流偶故に万右衞門氏英被召出柔心に續き柔術指南を被命しならん後眥伯歸參と雖も職を樞要に奉し弟子教示をなしかたきを以て万右衞門にて流法を相續已下代々指南家たりしなり

同　万右衞門氏一　氏英の子

一當流門弟之内拔羣之者尠からさりしも詳ならす嶋田幸左衞門吉田次郎左衞門太井武一武田織右衞門の四人は万右衞門氏一之門人にて藝術拔羣關口の四天王と呼はれ就中嶋田幸左衞門は殊に勝れ大坂にて多衆の俠客を相手にして奇特を顯したる事あり又秦武善といふも氏一か高弟にて　有德公　公儀御相續後享保の初御近習の向々へ關口流柔術修業被命し時教授して幕府へ聘せられ御小姓御小納戸へ指南す後幕府の御先手與力に被召出たり

一茂田十右衞門昌永當流の名人にして寛政六年十月師家關口万平御咎を蒙りし時同人弟子取立を被命獨禮小普請二十五石たり文化の初江戸に召され關口流柔術開起す岩橋半左衞門赤堀八五郎藤內清八郎井內常右衞門池端善作等初て入門十右衞門文化七年九月朔日五十四歲にて卒す後江戸にて當流取立は井內常右衞門とす同人死して池端善作之に次き信時清阿彌亦之に續く

一池端善作は　昭德公御稽古御相手を被命　公幕府御相續後万延元申年四月御側向柔術教授可致旨にて植溜御稽古場へ召され時の伴頭信時清阿彌澁谷傳十郎楠山鐵次郎井口辰三郎等と共に出頭教授す柔術談之事武術傳に記せり

一江戸稽古場は赤坂邸山屋敷にありたり竹內流組打と隔日にて毎日朝五時過より午時迄修行す通常は表百形を仕手受方兩人つゝ幾組も打並ひ交るく二三百形つゝ修行を例とす裏格堅め已上は別稽古也

關口流場格　十段

初學　表　裏格　裏　中段格　中段　奥

伴頭脇格　伴頭　大伴頭

同形目錄　手續より小具足迄百形として初學より一般に教授堅め以下は藝術の場格々々に應し教授尤別稽古也

手續　十六

楊(ヤウ)柳　臂金(ヒジカネ)　爪(ツマ)返し　引違い　俤(チヽカケ)　膝車　値勝(トビト)　鬼拳　腰車　亦は振込共云

返りねち　飛違い　突込　肩附　左右車取　向の左右車　羽返し
　四つの取　四
向ふ捕　脇左右車　引立　組倒
　堅め　七
右居之曲　風呂詰　小鳥じめ　鳥の子　水鳥　大殺　千人詰
　車取　十六
脇指取前後左右　大小の取前後左右　脇指鞘取ほぐれ前後左右　大小鞘取ほぐれ前後左右
　立合　六
行逢　左行逢　行連　左脇行連　行逢　後行連
　組合　十
四つ手組三つ　首取り二つ　河津懸の止り二つ　はずみ投の殘勝　投殘り四つ手　大投
　立合大小取ほぐれ　八
大小の取前後左右　大小のほぐれ前後左右
　自己　七
自己の讓　外足　杉倒　行逢投の殘勝　行連右の脇　行連後　行連左の脇
　小具足　二十
押取　引附　踏違　右捕　片男浪　突脇差　引脇差　手續捕　返り取

朽木捕　碪（キヌタ）　甲引附　後透し取　後たぶさ取　仰笛之刀　仰裏の刀　夢の枕

突脇差授取　立水車　拂切

　裏格より
　堅め　五

眉羽節　居込　如見　丸木橋　仰片羽節

　中段格より
　中段　八

浦の波　有無の捕二つ　天地　客僧　連拍子　一後連拍子　左脇連子

　奥格件頭已上より
　奥立相　十三

四方捕前後左右　山下風　風車　返り取　却眼投（ハブキナゲ）　草之値　四方組前後左右

　極意固め　六

鐙詰　左右矯　反橋（アチヌケ）　逆矯　伏鬼白（ツメ）　俯前後矯

　立固め　四

鈞鐘　二人客僧　三人突立　四人固め

　極意固め　七

兩羽節　肩蒐（カタカヽリ）　突掛　千引　鎚　四人固め　柔固め

　居合表　六

左劔　手拍子　青柳刀　笹の露　雲打　戀の劔

中段　五

流星　横雲　小續松　下り藤　車返

立合　五

八重垣　脇車　蟷螂劔　瀧流　一勺拔

極意小具足　十

掛り捕　廻り取　逆の突　鞠の曲　厭色　逢ぬ拔　突脇指傎勝　脇の車右より

車の取左より　亂勝

外に裏居合あり名稱失す亦取繩の傳あり

關口流柔術傳授書

柔術志詠集序

當流志的の卷あり漢語を雜へて是を誌し柔術の志氣形躰を述へたり提挈綱維開示蘊奥明にして且盡せるものなり雖然末學文の聱詰屈聱牙を苦しむ於是我宮城先生國風卅一之什を以志的の卷に效て志詠集を著柔術の志氣形躰を詠し一二の兄弟に授け給ふ且當流の有に因て柔術をゆみ予に授け給ふ予其術のすくなきを憂へ亦先生に傳へらるゝ術に效て工夫をこらし是を補つて門徒に敎ゆ當流奥の形あり數年學て奥形に入るとき人々苦盤根錯節其痛に不堪中ころにして業を廢す予如是を憂て於是先師傳へらるゝと予加補所の術とを以て奥形の前に置是を門徒に敎ゆ爾してより以來奥形に入者不苦盤根錯節能堪其痛其業を果し其蘊奥に至るものあり曩に先師著し給ふ所の志詠集と

予加補ふ所の術を附て門徒に授く其樞要の如きは猶口授あり然れ共これに因て學ふ時は遠に行き高きに昇の一助に庶からんと云爾

武藤朝房序

柔術稽古心得之部

栴檀もその古しへは二葉より年月を經て大木となる

好と根ものゝ上手と關なれはあかつに長く稽古はけめよ

胸をはり腹一はいに張出し緩ぬやうに朝暮忘れな

何事も力てはすな術てせよ腕先てすりやけかのもといそ

我よりは初心な者に負とてさのみくつすな夫か稽古そ

初心からうかめたてしてあなどるな疵のもといといふ譬あり

同門は水魚の如く交れよ組合時は讐敵とせよ

敵と組水火の中へ入れはとて猶しゝ武者に氣をみちてかて

あやふめは心迷ふて先もなし（ひとも）(木のまゝ)敵の城郭てしね

初心なる打太刀ならは見下な大敵と見て敵をいたわれ

形を取るに一つ〳〵に氣を拔な其氣もとさす終迄これ

大敵は限て見る時はおくれとる我か一心の腹て見て勝て

勝事を習ふは負を盡さねは誠の勝を知れはとそ思へ

心をは廣く大きく強くもち氣をみち〳〵て先取かよし

系圖

宮城朝興撰

關口柔心氏成
關口八郎左衞門氏貫
澁川伴五郎義方
同　友右衞門胤親
伊東柔鈍義眞
宮城兵三郎朝興
武藤財兵衞朝房
平野匠八郎尙賢

欲報國盡忠者士之常也不可不盡雖然規矩不立則何以不能教人爲昔者關口先生立柔術以教門徒於是四方來學者如雲入其室者筆系譜尙賢按其權與前漢書曰何羅第通用誅太子時力戰得封後上知太子寃廼丏滅充宗族黨與何羅兄弟懼及遂謀爲逆日磾視其志意有非常心疑之陰獨察其動靜與俱上下阿羅亦覺日磾意以故久不得發是時上行幸林光宮日磾小疾臥廬阿羅與通及小弟安成矯制夜出共殺使者發兵明旦上未起阿羅亡何從外（入）（一本入）日磾奏厠心動立入座內戶下須臾何羅袁白刄從東箱上見日磾色變走趨臥內欲入行觸寶瑟僵日磾得抱何羅因傳曰莽何羅反上驚起左右拔刄欲格之上恐幷中日磾止勿格日磾

捽胡投阿羅殿下得禽縛之而後日碑顯忠於當時揚名於後世所謂報國盡忠者也雖然規矩不立則何以不能教人焉意者於關口先生之柔術其功大哉如其意味深長柔術稽古規矩幷宮城先生志詠集我武藤先生之序詳悉之予何言矣予何言矣

平野尙賢跋

佐脇傳十郎

安行

文化二乙丑歲八月

吉田喜代助殿

關口流稽古道具

木太刀
大小桯

車取ニ用
立合

小具足ニ用エ

赤革袋
割竹入

居合刀
無反

道場は緣りなし琉球差し疊敷く稽古着は單筒袖股引也

竹內流組打

當流は竹內中務大輔久盛を流祖とし組打の業にて柔術に同し武術流祖錄に曰く

竹內中務大輔久盛作州津山城下波賀村之小具足之達人也今曰竹內流腰廻其末流在諸州傳書に天文元壬辰年六月廿四日修驗者忽然而來敎捕縛五而去竹內常祈阿太古神惟彼修驗者阿太古之神乎彌敬之信之云々其子常陸助久勝其子加賀助久吉繼其傳不墜家名其名遍日域

後當流は播州三ヶ月の領主森對馬守 家中松崎左仲に傳はる 左仲之次男佐治彌右衛門重晟 母方の苗字を名乘 御家に被召出たり則左之如し

佐治彌右衛門重晟　森對馬守臣松崎左仲次男

寶永七年正月於江戸　有德公へ被召出御使格五十石被下同年七月於岩出浮沓川渡初て御覽

同八年二月組打指南被仰付正德二辰年弟子共藝術御覽流儀肝要之品御直に御尋委細講釋書認め差上る

大惠公御初入之節於岩出浮沓川渡御覽後地方貳百石大番組頭となり元文二年七月六十九歲にて病死總領彌右衛門信成跡相續之處亂心及ひ寶暦七年七月異死により家斷絕す

松崎兵右衛門良朔　彌右衛門重晟次男

兄彌右衛門病身に付家傳之浮沓幷組打不殘相傳を受く十七歲より弟子取立指南之處寬延三年二月部屋住にて病死

佐治彌左衛門美英　彌右衛門重晟外孫　初釜井虎五郎　實水野飛驒守家來釜井番太夫次男

十三才より山田角右衛門に就き竹內流組打修業

流儀之浮沓は一子相傳之處佐治家斷絕傳授絕へ候付安永七年播州三ヶ月なる從弟松崎佐仲方へ立越傳授相濟歸へる　香嚴公

佐治彌右衛門家斷絕により血脉之者なきやと角右衛門へ御尋に付弟子內に虎五郎なる者彌右衛門孫にて藝術出精之旨言上仍

て翌年御覽之節罷出　御意を蒙り安永十年二月流儀相續可仕者に付被召出五人扶持被下家業相續可仕旨被　仰付

一被召出後山田角右衛門取立有之弟子共讓り受後藤丈十郎上ヶ屋敷を稽古場に拜借御普請被成下指南相續之處寛政二年三月三十歲にて病死

佐治一平重荷　實的場市右衛門總領彌左衛門美英
實方妹へ聟名跡

寛政六年四月彌左衛門跡目四人扶持小十人小普請末席家業相續す

一文化三寅年七月廿六日一子相傳之浮沓川渡し　舜恭公御覽幕張内にて道具も一々御覽翌日御城へ被召昨日之秘事品甚重寶に被思召前々より一子相傳之品儀斷絕之事有之付弟子共之内心底宜者見立傳習爲致置永々不絕樣大切に可致さの　御内意を蒙る

文化十酉年六月五十日御暇を願ひ播州三ヶ月へ罷越家元松崎にて流儀之品巨細遂吟味同十一戌年流儀肝要之書二册　舜恭公へ差上る

一文政十二丑年江戸御家中組打稽古弟子取立被仰付已後代々家業指南相續維新之際當代を一平重道さいひ小十人小普請十二石三人扶持たり

一江戸にて稽古場は赤坂邸山屋敷關口流稽古場と同一にして關口流と隔日なり佐治一平に續き江戸にて弟子取立即ち稽古場頭取と成しは誰々なるや詳ならされ共近世に在ては辻市郎左衛門御道具支配土井幸輔小十人等相續て頭取となれり

一藝術傳法の書傳わらす纔に免狀目錄書等發見せり

竹内流免狀寫

一竹内流深御執心故不殘令相傳畢目付手之中常御油斷有之間敷事

一兵法道立申者には一手も相傳爲無用事

附り其足着不致候程之者には縱武之雖爲奉公人堅く相傳無之筈也其外之輩於執心者以起請血判

之上相傳可有之者也依免狀如件

元　祖　作州津山　竹内中務大輔久盛

日下開山　竹内常陸之助久勝

官名日下開山に至て加賀之助と改む　竹内藤市郞久吉

竹内藤市郞久利

佐治彌右衞門重晟　〔花押〕

竹内流目錄

夫當流者武道根元也凡武之爲要用事不及論元祖竹内天文元年六月廿四日無何國共山伏之來而此流之傳大事無生國歸而終不知行末全從愛宕山御相傳之秘事奇特神變隨一至極之妙術也雖然目付手元内於油斷者不得勝利事爲目前唯明本心而淸見則勝負無疑事以大圓鏡知之道理常令懲心業理一躰之執行不可有際限者也

能生則心死　　能死心則生

目錄次第

一忽はなるゝ事　口傳　一淸見事　仝　一脇指さや拔之事　仝

一鴨之入くひの事　仝　一脇指落手之事　仝　一脇指橫刀の事　仝

一脇指入違の事　仝　一柄くたきの事　仝　一大ころしの事　仝

一たをしきる事　仝　一右之手を取脇指橫刀の事　仝

以　上

一大亂れの事　口傳　一小亂れの事　口傳　一四手刀之事　仝

一ほこしはりの事　仝　一脇差にて心持の事仝　一奏者捕の事　仝
一小尻返し之事　仝　一通之大事之事　仝　一刀落し手の事　仝
一大殺はつれなき事仝　一刀指敵之胸を捕事仝　一兩手を捕事　仝
一刀脇指一つに籠事仝　一人質はつく之事仝
以上
一立合之事　口傳　一居合之事　仝　一こみそへの事　仝
一脇詰之事　仝　一風呂詰之事　仝　一間之物之事　仝
以上

目録

一清見る　三　一相捕　五　一落し手　二
右三ヶ條
一横刀　三　一入違　二　一通之大事　二
一忽離　三　一右之手　三　一奏者　五
一大殺　九　一柄摧　七　一大亂　五
一鐺返し　三　一大小一つ籠　四　一夢之別れ　三
一身合の別　三　一四つ手刀　三　一敵の物捕　三
一向柄返し　三　一竝詰　三　一小亂　三

一刀落手　二　一倒切　一　一心持　三
一才轉　五　一立合　三　一居合　三
一込添　三　一爪返し　三　一脇詰　二
一拔　二　一鬼身　三　一負投　一
一兩手捕　二　一人質　二
以上
一三ヶ條　五　一横刀　二　一入違　二
一通之大事　一　一忽離　一　一右之手　一
一奏者　一　一大殺　一　一柄碎　一
一大亂　一　一大小一つ籠　左右　一四つ手刀　一
一刀落手　三
以上
一淸見る　一　一梟入首　一　一脇指落手　一
右三條
一仕合口　三　一太刀入　一　一鞘拔　一
一行身捕　一　一詰身捕　一　一四つの身合　一
一向奏者　一　一六具仕合　口傳

以上

一清　見　　一鳧入首　　一千鳥落手

右三條

一玄蒂留　　一監物留　　一中村留

一大小捕　　一拔刀仕掛留　　一大脇指

一眞の早足　　一戸出戸入　　一兩　刀

一早　帶　　一早　綱　　一殘　劔

一三つ之枕

以上

道具目錄

一鎗　二　　一長　刀　一　　一六尺棒　一

一木太刀　一　　一袋長竹しなへ二　　一全小しなへ

一大　小　　一大脇差　　一短　刀　二

一六具組打具足　二領

右

水　藝

紀州は海國なれは　烈祖以降歷世之君諸士の水術を最督勵側ら川狩網打を許し偏に游泳舟楫の業を

練磨せしめられたれば上下擧て研究時々名人堪能者輩出紀州人にして水心なきは人々自から耻る如きの有さまにして其術諸藩に冠たりと聞へり之れが師範家と稱するは近世川上多田小池御船手の四流ありて川上は岩倉流を襲き名井は多田に讓る御船手は職務柄常之師なく時々堪能者貳人つゝ教員となつて一派をなし商賈と雖も入門を許し廣く教授なしたるよしいつれも夏季北島川を演習場とし河原に幕引廻して教授す川上初之事歷左の如し

川上流

岩倉郷助重昌　岩倉山左衛門重安孫　竹右衛門重之總領

元祿八巳年父竹右衛門爲家督千貳百石寄合被仰付寶永七寅年諸士水藝世話被仰付（此時御持弓頭也）享保九辰年隱居總領郷十郎へ家督を讓る

祖父山左衛門重安は浪人にてありしに覺へ之侍と見へ　龍祖より紀州御領分へ來候はゝ三千石程の地所御貸可被下由御誘ひありしに後御勝手御不如意且御遠慮之廉あつて事止み後浪人分にて御合力現米五百石つゝ被下其子竹右衛門重之に至り千五百石に被召出たる也而して水藝之事は本記之如く郷助重昌之譜に初て記載を見る全く同人の開起なるにや

一郷助總領郷十郎（後郷助）安貞父之家督八百石を襲き後御供番となり延享元年七月隱居す水藝之事記載なし

岩倉八太夫安正　郷十郎安貞の弟安貞の養子となる　後辨左衛門

延享元年養父之家督五百石を襲き大番組より御使役大番與頭に轉し後御使番御持筒頭御旗奉行御留守番頭等に歷任す

寶曆八年六月水藝弟子指南被命

明和八年六月依願水藝弟子指南を川上傳之丞へ讓り寛政八年五月病死

川上傳之丞直信　川上文左衛門貞央厄介　實町醫師小川原順二男　後傳五右衛門

明和三年七月新規御徒に被召出岩倉辨左衛門（八太夫也）弟子共水藝稽古肝煎可申御番御供引候筈之旨被仰付

同八年八月岩倉鉾左衛門及老年痛所有之水藝指南難仕に付傳之承儀弟子指南被仰付被下候樣内存之通小寄合へ御入被成弟子指南可申旨被　仰付後弟子指南出精に付十人組並より獨禮に進み十五石に御加増寛政五年二月六十五歳にて病死

養子勝次郎後平左衛門直玆　跡目相續水藝指南被命已下代々同斷

左之如く當流は元岩倉郷助に出たれ共川上家にて讓受代々相續したるを以近世は專ら川上流と唱へたるなり

名井流

名井仙兵衛氏映　名井仙兵衛武矩總領

先祖名井豊前守重氏は野嶋小次郎秀信より野嶋流船軍之法を傳授子孫相傳に付　菩提心公御代水藝指南を被命し處痛所にて水藝指南難仕旨願之上弟武助氏政へ指南被仰付懐中浮沓繼船等相傳す

名井武助氏政　仙兵衛武矩四男

年月不知兄仙兵衛痛所にて水藝指南難仕旨依願水藝指南被仰付

明和四年八月軍學出精に付稽古料銀拾枚被下

安永三年五月水藝指南出精に付十二石三人扶持小十人小普請に被召出別家す

總領源次郎家業相續之處不愼之品にて改易家斷絶す依て水藝指南を多田善之助安賀へ被命たり

多田善之助安賀　多田音右衛門殷賀養子　實瀧七郎右衛門悴

天明七年五月水藝出精に付稽古料銀十枚被下寛政八年十一月水藝肝煎被命三人扶持被下同十一年十二月養父跡目以下小普請十二石被下名井武助元弟子是迄之通肝煎被仰付文化三年十月小十人小普請に轉役名井武助弟子指南被仰付御番御免となる文政五年七月六十一歳にて病死

養子一八義勝　實木川平左衛門道哉二男　跡目相續代々家業相承水藝指南たり

一名井仙兵衛氏映の祖父を名井仙兵衛重勝と云寛文九年八月初て　龍祖へ被召出八十石を賜り此時野嶋流繼船實地演習を　龍祖の電覽に供したるに深く御感賞直ちに御側備秘船を造船一組を永く名井家へ御預けとなりたる由名井家斷絶多田家にて繼承之處時世も變遷により御預けを解免下付の儀を明治廿五年八月當代多田嘉苗より請願免許せらる提出之書左の如し

繼船御預の槩略

繼船御預之儀は　南龍院樣實地演習を御一覽後深く　御感被遊更めて寛文九年（月日不詳）御側備御秘船として造船有之内一組を永く名井家へ御預け被遊藩士へ傳授の用に供せられたる趣承り傳へ候得共名井家數代の間兩度の火災に罹りたるを以て祖先助之亟へ御預に付ての御書附及月日等は詳ならす代々申傳たる所上件の如くに有之候事

繼船構造

繼船は輕裝匣大小三個より成立す小舟にして之を繼合せ操行すれは通常小船の漕運をなす解放し疊合すれは一個の大匣となり之を其儘にて操行するをも得る構造なり故に大小用船とも云ひ又軍旅及ひ非常の行旅には陸上の運輸輕便なれは万一の備となし通常大挾箱に藏置し又は挾箱に代用行裝し不虞の具となすを以て挾筥船とも唱ふ　但船体詳細は圖面に記す

使用法

繼船を使用するには口傳を受け頗る練習するに非されは操行する能はす抑本船の目的は三匣合併せされは運動効用爲す能はすと云ふに非す個々獨立して自由に運動をなす故に軍旅には斥候船となり

敵の水營の動靜を搜り河川濠池を越へ敵城へ忍ひ入る等の要用に供す又船底平なるを以て深沼泥濘の處を渡も最も便なり二匣合するの必要を生するときは迅速繼合すれは忽ち通常小船となり其効用をなす又舟行の要なきときは軍營にて水甕にも代用す

三匣合して一小船となすときは三四石を乘すへき輕舸となり如何なる大河と雖も渡川するを得へし

繼船使用は實に多年の練習經驗にあらされは分合離散を神速に施す能はす依て從來之を藩士に傳授するには游泳上達者を撰ひ使用法を授け年々河川に於て分合離働を實地に練熟せしむ分合の號令は炮聲を以てするを本則とす又時機に寄りて軍貝を炮聲に代用す軍螺を用ふるときは實地の景狀に寄ては指揮者水中に立游の業をなし螺を起し練習す

右の如き使用なれは實地練習の功を積に非されは自ら使用の巧拙を免れす依て綿密なる技術要所は紙上に盡し難し

右

明治廿五年八月　　多田嘉苗

是に依て視れは本藩より出身の陸軍大尉諏訪良親（故新左衛門男 岡本鉚之助兄）が發明に係ると云當時陸軍にて専用諏訪船と稱するもの恐らく此製に基因せしならんか二百年の昔　烈祖既に統を垂れたまふ英旨豈に感歎せざるべけんや

繼船圖

槍を以て楫棹となし狹箱として擔荷の時も槍を用ゆる組織の由なり

江戸水藝は名井流の高弟杉山八十郎八町堀御藏御やしき勤務中に開始といへり家譜を按するに八十郎父を杉山五助直方と云御水主より出御船手元〆に至り後獨禮五友之間御廊下詰十三石となり文政十三年七月病死す此時提出之譜なるを以て八十郎の事記載なし蓋し八十郎は部屋住にて江戸在勤せしか水藝開始恐らくは文政八九年已後なるへし文政十二丑年三月八丁堀邸類焼により中絶す後築地邸御拜領御藏屋敷となり八十郎再ひ在勤同邸は直ちに海に面し水泳適應之地なるを以再興を謀り敎授を初む神野福藏松本新八鳥居幸右衛門戸田三平等首に入門し續て江戸御家中及ひ子弟輩續々入門爾來年々修行漸次隆盛に至り業大に進む杉山八十郎歸國之後は若山より元崎某來り敎授續て戸田三平鳥居幸右衛門竹田潤吉結城龍馬之輩代る〳〵弟子取立をなして維新前に至る當時江戸にては幕府御船手方向井將監大川に於て水泳敎授之外諸藩其術なきを以入門希望之者多し漫に允許すれは際限なきを以て藩々留守居より御城附へ請願御用人認諾の手續を踏まされは入門を禁したり彥根阿波藩の如きは從前より慣例となり常に來學したりといふ

修業法

一毎年五月廿八日両國川開きの日より始業八月中迄日々修業

一期限中頭取及場掛り之者御番御免にて日々出場生徒を敎授す生徒凡七八十人

一敎場八丁堀邸の比不詳築地邸及芝邸の時は邸下の海面數十間之處幕府へ御達し濟にて水泳場と定む演習中百五六十間之間何舟と雖も通航を禁す

一場中二十五間斗の間に竹を立之を榜示といふ初心之者は此内にて修業す漸練熟に至れは榜示竹の間二十五間を六十篇平泳をなさしむ之を榜示を返へすと唱ふ爾後は榜示杭外に出深淺を不論勝手

に水泳する事を得る也尚數十日を經て長泳きと稱し淺草東橋邊より濱御殿下邊迄泳かしむ此時伴頭兩人も共に泳ぎ舟一艘も付添ひ下る万一に備ふるなり此兩科卒業すれは試驗濟之積にていつれなりとも獨泳を許す大躰一年の季節中に卒業を通常となせり

一泳技之科目左之如し各自之得手不得手に應し修業と雖も通して平泳達者を主要とす

平泳き　底　水底を潜るなり　拔き手

二つ搔き　鰡飛ひ　搔き分け　鰡飛を續き飛ふなり

捨浮き　仰向き　立泳き　文字認め　瓜むき　繪書　發銃等あり　かもめ　うつむけ

竹具足　ゆるしもの　榜示番頭已上　浮沓　ゆるしもの　一つさ　二つさあり　製法を傳授す

一規則書場榜等之事なし唯門人之内熟練之者へは榜示番頭と云をゆるし榜示杭中初心之者の修業を監督致さす自余高弟の者は通して伴頭と稱せり伴頭之内小出鎌三郎は前後比類なき名人と呼はれしとなり

一年々有司見分の事あり又時として　君上の台覽あり此際各自諸藝を演して其技を競ふと云

野嶋流

小池久兵衛成行

吉宗公紀州御入國之時御船奉行竹本丹後支配にて御供致し五石二人扶持被下

倅仁右衛門重威孫仁右衛門擧信二代共御水主に被召抱

同水右衛門房長　仁右衛門擧信倅　始三郎

野嶋流由緒

寶暦五年七月御水主被召抱後御船預り格御船奉行附人御船頭格被申付
明和六年九月御水主小頭格被申付只今迄之通相勤夏之間御船手之者共へ水藝指南被申付後二十石に御加増獨禮に昇進寛政十年六月病死
養子恒之助後水右衛門友信跡目相續寛政十一年七月水藝弟子扱被命以下代々家業相續水藝指南をなす

水藝由緒

古昔野島小太郎秀時なる者漂流して韓土に止り水練之術を得て家に皈り長子秀信之を受け而して後我師家に傳ふ因て野島流と稱す夫れ士たる者身を脩め家を齊へ上君に事へ下人民を率ゆ然るに假令他藝に熟すと雖共水術を學ざれは溺沒するの害あり魚は水に生する物なれは學はすして善くする者なれは學はすして得るの理なし先師も云凡水を游くは飛鳥の如く手足を以羽翼とし進退左右して其志す所に至るされは其道に熟する者は或は浮ひ或は潜り又は沈んて息を保ち游き行く事數里其働を自由にす元和五年流祖成行　徳川頼宣公の命を奉して船手の役を勤めしより野島流之水練を御尋ね有て同役所仰き奉し子孫に傳ふ万治二年二代重行家業を襲き其子弟に學ばしむ四代に至り房長殊に其妙を究め則ち浮具藥法或は馬を渉し又拔手二つ掻水入立游鰮飛掻分捨浮抔と稱して其篤厚を敎へしむ明和六年　徳川重倫公御感有て班を進め祿を增し藩の子弟に師範たらしめらる明和三年より水の御用を善くし御感の餘り名を水右衛門と稱せしめられ御掛軸等を賜ふ其術を學ふ者數百人今六代友正家業を善くし或は甲冑を着し六具をして游き其必要を稽古せしむ又銃を發つの業に至るまて悉く究理し門弟を進む嗚呼今如斯師に事へて親炙せらるゝ事衆弟子の大幸也失ふべからす此門に遊ふ者日就月將は遂に奥旨を究るに至るべし若夫幼童と雖共此道を學ひ得る者は溺沒の憂懼無し況や强

壯の者をや惟れ國家に報ゆるの義氣益盛にして武士の道に稱ふへし勉よや亦能く師恩の厚きを感戴せよ夫れ人として溺るゝ事何そ憂さらん何そ習さらん習よ其進むを見る止むは我止む也切かに習て近く思へし其初は手足を動かし其次は浮み其次は進み其次は強し其次は妙を得其次は奧旨を得又其妙を稽古する者は常に正誠にして師の戒めを愼み其學ふ所の者は即我身の一大仇敵たる事を思惟すへし必す猥りに試むへからす危害を恐るへし自然習熟して篤厚を重し妄語を愼み其言を勉め勵み思を深くし奧旨を熟練し怠たる事勿れ心を他事に移して多端に奔るの弊を去るへし酒を嗜靡莊嚴に之を禁すと云爾

追言八代恒之助死亡の際余は幼年之爲め一時高弟白井胤雄に業を預け然るに最早や丁年に達したれは茲に祖先の蘊奧を世の子弟に授けんとす余不肖なりと雖其從來の高弟と共に其業を進め今に幼童を集め專ら教授せり

水右衛門子孫
小池長之助

傳授書

記

一流法　野島流
一藝法　拔手　水入　水馬　甲冑　鯔飛　掻分　立游　二つ掻　瓜剥　平游　捨浮　枯木流　安座流　傳馬　筏流
一游泳教授場所　和歌山縣和歌山市西藏前丁傳法下北島磧　小池水泳場
　五ケ條
一不時之事　思はさるに水中に入る時其儘凌きがたく或は着たるものを取り外すも可なり乘合船沈

んとする時其人必纏ひ着くものなり或は刀なを用るも尤なり但し早々と船を去行くを吉とす然れは流れの横に行く事利なれとも其乘り所に依て又凶し唯船を早離する事を吉とすへし後るれは却て行く事を止め船に殘りし事を爲る也

大海に船の沈んとする時又帆に依て反らんとする時船を離るゝに及はず唯高き方を究む可し帆の有るは必横に成て而後に反りしものなり帆を被りては害あり眞帆は直ちに水に入るゝ事有となん開き帆は風下弱し風を拔く事有り風上に反る事有り又楫を失ひし事有り多く風上に反ると知へし又船の碎たるは帆柱を吉とす是に綱を着て淩くべし手足の動き安き事をして着たるものは脱く可からす寒に利あり礒に着に利ありと云凡綱なけれは波に落る或は手の爪を失ふ故に水練の名を惜む事なり

一甲冑游之事　鉢を直に着すべし鍛の水に入るは害あり面を上るに害あり武者ふり惡し依て嫌ふ又心氣弱くなるものゝ也必恐可からず如何にも心を鎭めて靜に游へき事なり凡水練の意皆是に習へ

一永游之事　凡一日位其行進する事五里位其初筋骨痛み其中は重し其後は緩る且夕寒ゆ其初より冷て小便出かたし故に神薬を用ひ又靜にし多繁に休むを吉と云ふ又浮具を用ふ也

一水馬之事　手綱を短ふすべし又切手綱を吉とす

當流馬を渉すには唯强き馬を好切手綱を吉とす但し馬の氣を切かに持たせ水中安からしめんと我身も思ふへき事なり然れは又靜に乘り手綱を引取る事勿れ唯上口に聲を掛讓り當にするを吉とす蒸に前足後足浮く時に首伸る進の意なり早手綱を弛し唯神の髮を持左右を小さくして馬も我も共

に沈んとし厭ふへからす早乗鞍を外さは馬は却て氣を弱め義を忘れ逅すもの也
又着岸の時は乗り後るゝものは神の髪を持引き寄り居へき事なり
一浮具之事　浮具は時有て用を増ものなれは眞草行を用ふと眞は信也其上好の者は羽二重絹長筒こし其藥を用ひて一端に口を附風を入るゝ袋也其平經五寸長さ三尺のものに平紐を着腰及股にして全く臍の廻りに動かさらしむるなり上下に依れは害す製藥ヱカアブラ十五分樟腦五分唐辛五分生薑五分緑青二分右各細末に〆煮合す可し緑青は鍋を下ろし入交して全く冷えさらしめ表裏共に塗り染る也
此外ろくはん明礬樟腦士油を加て吉と云あり草は交也中を尊ふ按るに桐を以て作るへし其厚さ六分幅六寸長さ六尺上端へ穴を同ふして其製藥を塗りたるもの六枚を一双と呼て或は組或は否らす
此用は連也浮也印也相也道也渡也磯也引也橋也行は將也時に從ひ用る器なり但し木竹繩の類を利ありと云

平游　惟れ人も知るものにせんうきし身の心やすくも游るゝかな
同　沈むそと人は恐るゝ海川におよけるみちは我もうれしき
立游　手を出せは足をかゝめし立およきたへぬをもいをのひやしぬらん
同　玉やりの早こをかへし打ときはひさらをあけて立游せり
捨游　おのつからすかたもいてゝ浮みつゝ流れをこめて休む捨浮
同　うな原に手足をのはし猶うかん水になれそむ樂みそこれ

同業　みのなれのあるかあらぬか知ねともいきを保つはいさをしによれ

同　波こして流るゝとてもあひ〳〵にやすくも息を保つものかな

浮具眞　うきかたくうかねはならぬものなれは浮具を腰につけて行へし

同　すてうきの浮具をそゑてゆく水は鎗をつゑにも心こめつや

同草　うす板の長きものにそ紐つけて人をもたすけ我もしのかん

同　今はとて波うち反し引しほのたゑぬ思ひを人やたすけん

同行　沖舟のくたけてたのむ帆はしらにうちよる波を待渉るかな

同　うな原の此やふれほに波よせてわたる我身のこゝろせきつゝ

同求　大うみの此木を神と行水の波うちよするをかそ祈らん

同　大うみのうきゝに頼む我命こゝゑしとても水は呑まし

水入　みなそこを潜りてはるゝそのこゝろ猶しつまりて心ゆるすな

同　よりてこそ夫かともみめみなそこにかすかなりける物も手にいる

同不時　水いりのかたむく船にかつのりて人はおほれと身はのこるなり

同　たれ人も沈むときけはおそるれと術をまもりてうくそ嬉しき

水吐薬　義によりて惜くもあらぬいのちさへ人も我身も水はきくすり

同　水はきの家の薬りを秘藏してのまさる術を學ひ得しかな

鰡飛　いなとひは物見あひつになりにけり手足を共にはねてとはまし

同　平身にしたち身になるとをもへたゝ手足そろゑてはねるいなとひ

掻分　かきはけは手足かたむる業なれや數々とひてみつになれなん

同　かさなりし水かきわけてとひしける高きに望む身をそやつしつ

水馬　あめの下知るも知らぬも義にそよれぬしを慕ふて馬もすゝまむ

同　海川のわたりに馬を游かせはたつなをゆるしとりけを(わ)とる

甲冑游　いさきよく胄きにけりしき波を游きしものは學ひ得しかな

同　勇ましく組あふ人と水にいりしころをつかみ手をそ掻ききる

拔手　右ひたりかはす拔手の水わけてつゆもそろひしたるゝ音かな

同　でついつのあひにあひあふ拔手かな水はなひきて音もすゝしく

二つ掻　しつ〳〵となきさにわたす二つ掻をくゆかしくもおよく術かな

同　ぬれしてのしつくもみゑぬしつの身の二つ掻こそ水にそめけん

奥旨　ぬれし手のみつくもみゑぬみつの身の二つ掻こそ水にそめけん

二つ掻　すましつゝ肩より水のわかるゝはわさになれそむいさをしさかや

奥旨　水や此浮も沈むもみちそかししるもしらぬも習ひこそあれ

祝　水練の深きをしへの言葉をかきはけて(そ)世にそうかめる

同　はかりなきちひろのそこに橋たつやあゆみにまかふ二つ掻かな

右三十六帖歌の本原は流祖より人を敎るの正術にして則當師友正君傳授の心法也我是を仰き奉し其

後世に及んて差事も有を恐る故に其承くる所の意を述て其學ふ所の是非を明す若夫れ習ふ者是に寄て夫の道を得れは庶幾くは大なる過ち無けん尤も拙私の作意するものに非す唯當流を信して敎を好み三十六帖に別ち祝して今二帖を加て凡三十八章と自得する而已なれは又其足らさるを補ひ餘るを去て美を竭し善を竭して日夜新に先師の深切なる水練を深く味ふ可し又此歌の意を記す事左の如し

第一平游　溺る事憂て人皆水藝を知るものにしたき事なり又稽古すれは必す浮ん身となりて心休く思ふ所に游るゝ事よき術と云

第二同　學はさる者は必す溺る故に人皆沈む事を嫌ふ此海川に浮み游ける術を得て自ら獨り悦しき事を云

第三立游　水中にして手に用をすれは足をかゝめて踏まく心得にする事ゆる（本のまゝ）立游なり然るに此術つきて遂に足を踏のはし止む其善くする者永らん事を云

第四同　立游を善せねは輕き鉄砲にても打つ事能はす又早込を反し打つ事は猶然り火皿を要と心得て游く可と禁て云

第五捨浮　手足動かさすして自然手足顔腹に至るまて浮み流れを幸便に息き及ひ手足休る則捨浮と稱すと云

第六同　捨浮と稱する者は全く息及ひ手足を休める術にして或は手足をのはし其形を好むものは我水練を試んと樂んて又人に見さん事を云

第七業　水練は浮さへす（る）（カ）は能ふと思いし事を憂て凡そ水練は息を保つ事を主とす惟れ全く切に

よれりと禁めて云

第八同　凡水練は息を保つ事を要とす而後に事をなす可し或は波我身に越ゆ且流て行事能はす然れとも其善する者は安く息を保む事有ん事を云

第九浮具 異 或は用を增んと欲するとき浮具を腰に着て或は游き或は否らすと云

第十同　浮具而已にして進んとするに或は鎗を杖とし櫂とし或は渉り夫の鎗をつかはんと心得て行へしと云

第十一章　厚さ六分位巾六寸長さ六尺位の浮木に製藥を塗り六丈位の紐を附て人を相け又我身も浚かん事を云

第十二同　或は礒に着んとするに波打返し又流るゝに息を保ち石を防きし時人是を見て相け又此人を見て此器を與へんとする事を云

第十三行　海原にて船の或は水入り碎けし時帆柱に利あれは是を好んてしきなみを淩くへし波は必す打寄ものなれは待ち渡らんと游く事をせす山川を祈る事を云

第十四同　海原にては游く事をせす其善き浮木を好んて唯波に流れ岡に流る事を思ふ然れとも波高く且寒へん事有る事を恐れて急き又游かさる法を守る事を云

第十五求　用有りて大海を渡んと欲する時其好の浮木を求めて神とし或は游き或は否らす浮木と波と神と祈り業を永ふする事を云

第十六同　大海にては浮木を賴んて游く事を嫌ふ然るに用ありて今是々に渡らん命は義による名は

惜む故に寒へんとても水は飲す溺るに似たる事を嫌ふて云

第十七水入　みなそこにては左右分ちかたく或は潜りて船下に至るなり依て其出る事猶心得へき事を云

第十八同　水中にては見へかたく凡にすへからす或は重き物水底に有てかすかに見へて尋んものを取出す事を云

第十九不時　或は乘合船多くふして沈まむとしけるに人騷き船傾きて人或は游き或は溺れ或は惑ひし時水練を善くする者は安く殘りて又安からしむる事を云

第二十同　思はさるに水中に入るれは見る人皆嫌ひ恐る然れとも善游く者は術有りて速かに浮ふ也推れ見分する人も悅んて心を安す故に我又學ひし事を悅んと云

第廿一水吐藥　命は義によりて惜くもあらぬなり然れとも人の爲なれは又我身の爲なり故に水吐藥を稱すと云

第廿二同　溺るゝ事を憂て水を飮さる術を學ひ得る可き哉と云

第廿三鯔飛　いなとひと稱する者は物見相圖になる故なり手足を揃へて水を搔きはねる則飛か如く形の如しと云

第廿四同　鯔飛をせんと欲するに平身となりて又立身になると思ひ手足を揃へて等しく飛んとはねたる鯔飛形の如しと云

第廿五搔分　搔分と稱するものは水練を達せんと手足及ひ息を保たしめん業なれは數々飛て水にな

れなんと云

第廿六同　水信なる哉下きに依てかさなりし此水掻分て飛ふとなるものは術なり則高き所に望んと或は舟に手を掛る其躰を好んてするのしやわいと云

第廿七水馬　誠は天の道也地に生する知る物も知らぬ者も義を竭せは其報ひ有りさ馬は水を嫌ひ恐るれとも全く其主を慕ひて進み游んと云

第廿八同　馬に乗なから海川を渉んとすれは馬の好みに手綱を免し取り毛而已を持ち左右に小さくすると云

第廿九甲冑游　潔く兜を着し六具をして頻りに波立海を安々と游きし事は水練の學ひ得る事見はれ美めて云

第三十同　或は船中にて敵と組合共に水中に入りしに又勇ましく猶鎹口をつかみ短刀を抜放して或は首を掻き切ると水練の善くする格を云

第卅一拔手　或説に云波高く瀨強し故に拔手を切ると云非也我聞ところは波高く瀨強し茲に拔手を切る者は我水練を見はしかの人を威さんとの意なり故に先師之を免し今に於て我水練の試に拔手と稱するもの也歌は右左り替るかはる拔手して水に分れ出る手の露も肩より指まて揃ひ落て其音清々たりと云

第卅二同　出る手入る手の同ふして靜にかはし扳手きるものは水練を善くするに依て又水の信となれは是に靡きて其水の音わいの見る人聞く人さそすゝしからふと云

第卅三二つ掻　是又抜手を表して先師之を免し水練の試になり歌は靜に游て出す手の肩より水の分れて手さきの下りて二つ掻をするは全く業になれそむ功と人皆知る可しと云

第卅四同　靜に游き渚さに渡るに此水の動かさるか如きの二つ掻は水練を善くする術奥深き事なりと讃めて云

第卅五奥旨　ぬれし手のしつくもみゑす靜々として游く身の二つ掻をするは水練を深く得たる事てあらふと云

第卅六同　水は重きを沈め輕きを浮め其中は中にして分つ事なせす然るに術有て自由するなり然れとも猶又善くする次第有て習ひ又限り無しと云

第卅七祝　當流水練の術流祖より人を敎ゆるの深き言の葉を書き分け且つ游きて万世に人皆浮し身となると云

第卅八同　水練を善くし浮く事は人皆知る所なり今此はかりなきちひろのそこに橋を立てあゆむか如く二つ掻をするは龍神も心安くなるて此神のする事ならんと云

清水流軍貝

當流は御貝役清水出左衞門之家職とす先祖出左衞門正成は山伏頭根來多門院長盛二男初出七叉惠阿彌にて父長盛に軍貝の傳授を受け殊に堪能也しと此時苗字清水に改む

家譜に遠祖清水門十郎政盛は濃州より紀州へ罷越奉公致し度存念之處其頃浪人改嚴敷山伏と成候其子清水長五郎祐盛永々浪人の後御國を立退たるに大和國茅原寺に於て先達て喧嘩之節相働き首尾能仕候品幷軍貝之儀委心得罷在且先祖由緒之品等　南龍院樣被爲聞召御國へ被召御扶持被下猶又思召之品にて苗字を根來と改め可申旨被仰付根來多門院と名乘後代々山伏にて相續當

時山伏頭傳來多門院家と云々
元祿十七申年二月御峯主坊主被召抱後以下小普請三人扶持被下正德二辰年五月吉野山小島追鳥狩之節貝御用を勤享保元申年十一月御同朋二十石被仰付同三戌年四月大宮御鷹場御供貝御用相勤御役御免以下小普請小十人小普請を經同五子年八月七十八歳にて病死
二代出右衞門政長三代出右衞門正範相續正範寛政十午年五月廿二日花山追鳥狩之節貝御用勤め同年七月家業之軍貝出精に付三人扶持被下後獨禮に進み文政七申年八月病死
四代出左衞門正路父に襲き家業之軍貝出精を以度々格祿并進大御番格二十石高にて慶應三卯年五月卒死

右に依れは修驗者吹螺之法即ち軍事は應用と察せらる太平之世實地之用なく又練兵もなけれは唯追鳥狩或は大宮御鷹野の貝役に服したるのみ然るに安政以降和流練兵之事起り貝術必要よりして若山岡山習武場へ初て教場を公設出左衞門正路を教頭に補せられたり傳法書其他詳ならす

船中法螺貝事

凡船中用蜂螺元由往昔神功皇后三韓征伐時天照太神託諏訪住吉兩大明神高良明神至日本大小神祇浮機船三千餘艘攻三韓夷驚動催數千兵船出海上扣舷擊皷鳴鐘兩陣戰如發雷聲住吉諏訪明神飛行東西皇后下知擧八色幡吹法螺大海爲瀉涌潮水夷敵皆溺水死三韓怨敵退后四海太平袋弓箭楯干戈國豐饒悉神德武功也貝德自可知
船中陸地不及耳目處用相圖之貝此時有懸貝受貝一音令行東二音南三音西四音北也有口傳
貝緒者八色八打或赤白八打尤可也其量者依貝大小有口傳
吹貝向南方亦黄幡神方吉
誦文曰

我今吹大法螺聲　　遍至三千大千界
一切諸魔離退散　　速證無上大菩提

船貝者神功皇后西征之時吹法螺聲皷本得勝利依之諸神擁護天竜幸浪今新艘復乘初可用本末吹樣尤口傳有之

軍法蜂螺吹法要實傳之卷

夫軍貝吹法要天之二十八宿地之三十六禽千倍日千滅日々時之調子相剋生考て八而（キテイカツテ）奪取敵人氣と與心吹事大吉也亦春夏者左方秋冬者右方に居而可吹也敵之見知競後武者煙考知前に立つと與後立肝要也武者煙敵之前に立時は大に勝つ亦敵之人數明不見時は可用心又明に見る時者大に味方勝也如此の考可吹專要也敵に蒐る時四行亦時（トキノコエ）三つ合七つ是表七星也

敵之貝受樣者三つ吹者二つ可吹合て二相半也敵之貝吹消而半に可吹不可調受陰陽之二也陰之時は陽に可吹亦敵調伏之時者四六四二と可吹是不可常吹四相は三と請三相は二と請二相三と請如此如何奪取敵之氣と與心八萬八千之軍神能々禮拜而八吹事軍神納受御座其日之軍大に勝也神事祭禮者陽半に可吹佛事には陰調に可吹也亦貝之音斷なれは其日軍必負る相也總而貝之依請樣軍に有競後也能々手熟而可吹亦音安貝之音止事七日之内吹人之對身而可有不祥可愼焉貝之長八寸二分是表天廻一尺二寸表地也

夫貝之緒一丈二尺定事表十二月但し直行草根緒等之差異有口傳也

螺貝音直に吹時者悅也敵調伏之時者俛而吹也

軍方螺貝陽面陰裡之圖

陽面圖

獅子爪 一名翔
獅子口 一名洞
水切 一名羽衣
縫納
二縫目
一縫目
音込
龍鼻
蛇腹
威勢鰭 一名九字鰭
山雞符
打留卷
二卷目
一卷目

陰裡圖

金剛界大日如來
蛇腹 羅利天
九字鰭 水雨天
打留卷 大梵天
二卷目 水風雲
一卷目 伊舍那天
胎藏界大日如來
龍鼻 焰魔天
獅子爪 火光尊
同 日天
水切 帝釋天
縫納 月天
縫目 持地天
縫目 多門天

螺貝口之圖

内矩五分七厘

花形

丸形

外矩七分五厘

長一寸二分五厘

但し貝之大小又は依長短有口傳

貝之口以金銀造之模様可依好也

吉慶 ㊀大 大（小） 大 大 大 大 大

閑声 大 大

閉乗 大 大 大 大 大 大 大 大

食貝 大 大 大 大

仕置道 大小 大小 大小 大小 大小 大小 大小 大小 大小（此有口傳）

具足 大大 大大 大大 大大 大大

押貝 大 大 大 大 大 大 大

敵調伏 小（大） 小（大） 小（大） 小（大） 小（大） 小（大）（四六四二有口傳）

相図 大 大 大

武者出 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大

螺貝數合八々六十四天之廿八宿地之三十六禽

此外或は一番貝二番貝三番貝と云事を定也

〽食貝者連而陽陰陽陰二相半也

〽武者支度貝者直音陽三一相半也

〽押貝者連而陽三三陽三陽合九陽可吹也

〽鬨聲貝者陽者續吹一相也

〽懸敵貝者二陽宛連而六相也

〽進貝者一陽二陽二陽二相半也

〽退貝者一陽陽陰陽陰二相半也

〽皈陣貝者連而陽陰秘次三陰次秘陰秘三相半也

〽軍神祭又社參貝者五々三七五三

〽迎貝送貝有口傳

〽相圖貝者陽陰亦三陽可吹之

〽首實檢時二陰二陰二陰可吹合六陰也是則表六波羅密也此時有誦文

三昧法螺聲　一乘妙法說

經耳滅煩惱　當入阿字門　文

右吹樣口傳者以繪圖具別書記

貝之長八寸二分廻雖一尺二寸長一尺二寸廻り一尺三寸可用也

根緒一尺二寸者表十二神也是忍之緒云也

總而緒之色者用金糸紫五色大將之依五姓色用相生復可也雜五色則五姓共無隔可用也

貝之緒有蜻蜓叶貝結修多羅花鬘等結口傳也

軍貝者序破急之吹樣尤肝要也山谷海河風雨野堤所々吹樣有口傳

依四季通五音調子貝吹法要

春木　東方　角位　主双調　夏火　南方　徵位　主黃色

秋金　西方　商位　主平調　冬水　北方　羽位　主盤涉

土用　中央　宮位　主一越

右知此通五音竅調子知競後可吹春向東夏向南秋向西冬向北旺相死囚老有口傳螺貝莊事同取扱事別卷有之　貝音一相者二音半者一音也秘陰陽之吹分有秘傳

貝之異名者梵貝亦寶標通名法螺天竺者曰商佉去

貝之員數武家者一羽又一口云釋氏者一面云也

出陣吉慶社參祭神之時吹貝有誦文

我今吹大法螺聲　遍至三千大千界　一切諸魔離退散　速證無上大菩提

貝吹定法雖顯圖隨大將之下知或時謀不用常法有之唯可依時宜右者軍用法螺至要也堅不可觸他見聞者也

○第一軍中用蜂螺貝事

〽夫蜂螺貝者比猊獅子凡獅子爲獸王恒喰虎豹震猛威一吼則無不群獸斃魔群退爲貝德發聲則諸獸恐懼禽虫悶亂至魔群無有不驚動者戰場用具表之在令奪敵氣和味方心也

○第二軍貝吹樣事

〽次軍貝他家必用淘音令知馳引凡大軍時用淘音有謬聞心迷尓則貝常式及鬪亂失利必而當流用直音定數如撞時鐘若尓不可有大軍不謬聞背常式應時兵心一致而有利者乎於肆貝吹樣考習用直音勿背常法

○第三軍器之辨

〽貝鐘太皷之三者爲戰器軍中必所用蓋金皷二者以手習傳尤所易貝息業故受師傳抑亦不得安之人有強弱之性貝有善惡之異故縱令受師傳常怠稽古則一圓不可鳴雖貝達者捨置則不鳴不鳴則失勝利在反掌況無稽人乎故常習用專一也所用不過陽音陰音秘音之三斯三音表日月星大音陽小音陰法天地人亦執而吹則表三才應時有用秘音淘音是則口傳也

○第四貝器之辨

〽蜂螺貝有男貝女貝生貝死貝筋貝厚貝薄貝之殊有山雉符鵄符白符黑符色符曝符之別又具十二名處龍鼻蛇腹獅子爪九字鰭水切獅子口一卷目二卷目打止卷一縫目二縫目縫納是也則表十二月十二神十二大天十二名處自然具者爲吉不借匠工之手但用捨復有口傳

○第五貝緒結樣之事

貝緒有眞行草亦有根緒捕緒袖貝緒也軍中可用捕緒袋綱復可也有口傳如繪圖

十二名具足貝

男貝圖

男貝は總躰蟠爪に勢い有て貝の長け短し符の切様一定ならすく品委其下に辨す

鶏符

符先中窪にて符を切也其外大形山鶏符に似たり

女貝圖

女貝は惣躰長く名所も明ならす多くは薄貝也符の切様は白勝に黒少し符の先丸くて洞蛇腹の色薄きもの也女貝は軍貝に不用

生貝圖

生貝は總て符に光りあり符一定ならす死生の見分け大に口傳あり

死貝圖

死貝は凡て符螺たる如く光りなし軍貝には深く嫌ふ也此見分け口傳殊に[illegible]し

筋貝圖

筋貝は符の處に多く筋あり符の善悪によらす間貝にあり男貝ならは軍貝に用る事不苦

厚貝圖

厚貝は黒符白符に多く有之符の切様不正ものなり蛇腹洞別して色能きものなり間洞の色薄もあり

薄貝圖

薄貝は總て貝薄し洞蛇腹の色薄く大躰女貝の如し大形女貝にあり

白符貝圖

白符貝は符の上に胡粉を流せし如し大形厚貝にあり重くして軍中所用は不宜也

眞緒之圖

丁結
蜻蛉結
花鬘結
貝結
叶結
修多羅結
總結
結留

行緒之圖

草緒之圖

倭多羅結

蜻蛉結

總結

蜻蛉結

捕緒之圖
根緒之圖

一一番貝二番貝三番貝鬨聲懸敵時開陣軍神祭相圖品々懸敵等用陽音爲味方陽强剛故陰柔弱爲敵一番貝至三番貝五三九皆陽數應時雜陰聲二儀相和之理也用斯理吹肝要也

○貝常法之圖

〇貝役人用心

睡眠後　空腹　驚心　房事　勞辛　大酒

斯時吹貝音弱而不圓役人用心得意可知山谷海河風雨野堤吹亦有口傳

〃薄貝音大易破壞厚貝音堅小貝不厚不薄爲要可知

〃船中亦陸地不及耳目處用相圖之貝此時有懸貝受貝一音令行東二音南三音西四音北也多有口傳

〃戰場用貝爲酒盃則左音込右龍鼻可置之

〃右所書者貝常法也凡於戰場得心順時宜或敵還聞知貝音掟乎或依面々家風可有不用常法蓋可進退可退進是皆可有貝役之用心若不得其心陥敵計畧失勝利而已軍中蜂螺貝秘傳之要也縱令雖當流之嫡弟妄勿傳況及他見耶深可愼之

南紀徳川史卷之百六十七

臣 堀内信 編

學制第十

武術七

砲術緒言

按するに　國祖以來砲術師範家新進𢌞からす或は更迭或は退轉詳ならされとも維新前まて連綿の者は十四流也（駒木根礒野を二流さす）內大小あり三匁玉筒十匁玉筒位の技術を小筒家と稱し其以上五十目百目玉乃至一貫目玉筒前後を演するを大筒家と唱へたり大筒家は概ね烟火流星の術を兼ね百目玉迄は小目當と稱し十五間場にて射的をなし以上は野外に於て演習之を遠町といふ百目以上に抱へ打置筒車臺等あり百目の抱へ打立放し數打抔稱するは習練拔群の者にあらされはなし得る業に非すして百人中一二を爭ひ稀有の事となせり而して各流特色の業あり即ち勝野の常上り佐々木の十匁早込流星吉川宇治田の烟花の如き最誇稱せられたり砲術射的場の事古く　國祖の時令あり曰く

銕炮目當場吹上に三ヶ所八丁目川俣に三ヶ所大小に不依此所にて打可申候若此外にて打申候はゝ戸田金左衞門へ可有斷候町は八町より上御法度にて町之場は松江濱はたにて打可申事

七月六日

右年紀詳ならされとも戸田金左衞門は寬永七年より御城代勤務（初は兼官たり）正保二年隱退したれは本令

は其年間の事と知らる

一幕府の制江戸府内諸侯下屋敷等にて炮術發火は四月以降夏季中に限られたる處（火災豫防の爲也）嘉永二年九月海防武備奬勵により四季發火を許さる之を四季銕炮と唱へ一般此制に據り妨なかりしかは和歌山にても之に準せられたり該解禁迄は炮聲を耳にすれははや夏季に入りしといひ合たるさまにて或人の山の手の初夏といふ狂歌に

目に青葉耳に銕炮ほとゝきす鰹は未た口にはいらす

以て時世の寛漫思ひ知るへし扨十四流之者各自に御流儀御秘事を唱へ競ひ數世門戸を張りたりしに嘉永六年御流儀御秘事を解禁續て齊しく西洋砲術修業を命せられしより爾來和流は漸次衰廢遂に慶應二年兵制改革一般西洋銃隊編成に至り同年三月廿六日左の如き發命せられたり於是從來の師家なるもの全く廢絶に歸したる也

砲術火前稽古之儀も向後西洋規則御改革相成候付以來遠町角打等業前稽古之儀砲術教授方初差配致候筈尤稽古振等之儀は操練所可承合事

右に付宇治田石右衛門初砲術師家之向稽古世話致候儀不及其儀旨心得させ有之候事

勝野流炮術

當流は勝野平左衛門吉里を元祖とす吉里は佐々木又兵衛之門人にて其術に達す又兵衛推擧を以被召出

龍祖之密旨を奉し萬一之節御城構本町大手田井の瀨其他近郷防禦の事に任す然れとも御趣意御秘

事乃至一子相傳と唱へ堅く他言他見を禁したれは委細を知るへからす當流は小銃を専門とし就中常上り銃早込之法は御馬前の御備立に充られ御側向小十人之外容易に傳習不成りし也常上りとは三匁五分筒之引かね常に上りありて引けは落ち放せは上るの仕掛けとす流儀傳統の畧左の如し

勝野平左衛門吉里　勝野志摩守政重長子　勝野五兵衛安義總領

年月日不知戸田與五右衛門取持を以　南龍公へ御切米五十石に被召出後藤甚太郎支配に被命

勝野吉右衛門　平左衛門吉里總領　父之跡相續四代長左衛門出奔家斷絶す

同　才兵衛安保　平左衛門吉里二男　別家に被召出三代才兵衛に至て追放斷絶

同　理兵衛正往　平左衛門三男　別家に被召出代々相續則嫡家相續勝野本家たり

同　五兵衛安恒　才兵衛安保三男

元祿十四年新規被召出　內藏頭樣中小姓御切米拾三石三人扶持となる
享保八年六匁玉早込千打被　仰付同十二年三月八日稻川孫八稽古場肝煎被仰付
元文元年十一月十九日稻川元彌幼年故鉄炮稽古指南仕元彌儀家業致相續候樣取立可申旨延享五年稻川孫八流儀相續被仰付寶
曆二年七月八日病死

同　善八安良　五兵衛安恒總領

寶曆二年十一月父五兵衛流儀鉄炮相續弟子指南以來代々鉄炮指南被　仰付
同五年五月御徒御役筒指南御流御定も有之候得共此度思召を以被　仰付

同　甚之進安行　善八安頁總領

天明三年江戸澁谷御屋敷にて鉄炮稽古仕候樣被　仰付
江戸にて弟子取立は是より初りしならんか維新前迄赤坂邸內山屋敷五月口角場にて夏中開場門人及ひ御徒役筒修業なせり師

家在勤なす時は江戸高弟の内稽古場頭取を被命たり

同　五兵衞　獨禮小普譜　御秘所御鉄炮預　鉄炮指南

嘉永六年十二月廿五日流儀早込之儀は　南龍院樣御趣意も被爲在候得共向後江戸御家中へも傳授可致旨被　仰付

當時御幼年には候得共異國船防禦に付ては深き御趣意も被爲在　公邊にても御宗祖御制禁之品依時勢追々御改正之被　仰出

も有之事に付得と相心得可申候勿論他藩之向へは是迄之通傳授致間敷事

按に此時五兵衞父子江戸に被召常上り早込打方を初て江戸御家中へ傳習したるなり

一嘉永七年十一月西洋流砲術なも流儀同樣手練可致旨被　仰付

此時外砲術師家十一人へも同樣被命下曾根金三郎森本岡右衞門等へ可申談との事從來御流儀御秘事と唱へ有力の古流も爰に

至て顏色を失ひ遂に廢絕に至りしなり

一同月廿三日勝野五兵衞へ御預之御秘所御鉄炮之儀は　南龍院樣御趣意も被爲在候得共向後相學度向へは傳授可致旨被　仰付

一文久三年四月廿五日　將軍家紀州加太浦御巡覽之節五兵衞總領勝野甚之進へ父五兵衞弟子共常上り鉄炮打前十匁玉六匁玉取

立三十五人連發を被命　上覽御意を賜ろ

右は家譜中炮術に關する條を拔抄するものにて元祖平左衞門吉里より理兵衞正往之間に砲術の事

何等之記なし

按に吉里より總領吉右衞門へ傳へしも或は隆替ありて遂に才兵衞安保二男五兵衞安恒家業相續に及ひしならん已下代々當流

之師範家となり又代々御鉄炮預りなも勤務す稻川孫八之關係詳ならされ共蓋し平左衞門吉里之高弟にてもありしか勝野家流

法相續成りかたき子細あつて一時稻川に相續を命せられしにもあるへし

勝野流由緒書

此書は瀧波流先規　御趣意被　仰出書と題し一子相傳口授に傳へし秘書のよしにて鳥銃傳來の事

より　御趣意御備への事等を述す原書甚不文複雜支離且誤字多し今考正を加へ採要抄錄す

江州國友村　佐々木又兵衞
後五郎右衞門と改

又兵衛總領　同　角右衛門

鳥銃初て渡候節右傳を請此術を好後に嘉戰坊慶長初之比南蠻國より渡り肥前於長崎佐々木又兵衛へ飛上鉄砲傳授す其節早込工夫之對談す夫より二六時中不怠工夫鍛練就中十二通之胴亂秘事之諸道具玉味藥込等之次第迄も出來す同十三申年再ひ嘉戰坊渡り長崎にて工夫之諸道具爲秘見嘉戰坊工夫に同意之處も有之誠稀代之大い成功也依て爲褒美鎗添之筒嘉戰坊より送る今管炮と云

一神君樣御意

十余年試戰場其利く打出す事石火如爲雷光大成功なりとの御意　神君より　秀忠樣へ御附被遊慶長十四酉五月三日打形奉入　照覽に日本早込み元祖と號を給り自今瀧波御流と唱候樣一統に打時は瀧之滔々と如落波之如打如崩との御意被　仰出諸國諸家へ傳授致し有之哉と御尋被遊眞田左衛門へ飛上り馬上鉄炮立花左近將監へは引落首懸早合龜田大隅へは飛上り鉄炮傳授仕候段申上候處諸國傳授停止被　仰付是を諸國に用意候ては御差支に相成との依　嚴命諸國諸家へ傳授御止被遊候夫々へ申遣御取揚け相成申候以來傳授之節相窺不相濟者へは相傳不相成と被　仰出候眞田左衛門所持之馬上筒は宿許と申奉恐入候品有之當時於御家に追懸馬上筒と御改直に伯父隱岐守より奉捧候由私所持仕候立花左近將監首懸早合は則大津城攻之節用ひ申候繩たすきと申首懸當時於御家に誰袖首懸緒と御改　賴宣君御入國之節紀州吐崎村地士津田監物同道にて奉捧候由今御藏入に相成有之由

一瀧波御流を以御除口之儀味方ヶ原之御儀兼々　南龍院樣へ御咄被遊候由にて御工夫被仰出候五郎

右衛門儀は御國分け之節は　頼宣君様へ奉仕様　神君様より御含被遊候品も有之元和五未八月十八日御供内にて御國へ罷越前御用被　仰付御切米六拾石被下置御役被　仰付此御役ゝ中は御秘事懸之由

又兵衛慶安四卯年九月五郎右衛門と改名被　仰付

五郎右衛門承應三午年正月廿四日病死實子總領角右衛門御咎中にて家断絶右跡御流相續之儀勝野平左衛門へ御任せ相成る

（武田信玄幕下信州上田之城主四万五千石勝野志摩守政重總領勝野五兵衛安義長男五兵衛臼井下總守名跡相續臼井助五郎と改む）　勝野平左衛門吉里（初吉之助）

日本鉄砲之初佐々木又兵衛弟子に成る關ヶ原御陣之節父五兵衛に差添小早川金吾秀秋之手に罷在大坂冬御陣之節　神君様へ御内通之品も有之天王山に控居敵旗本之透へ仕懸兼て御手當被遊有之候付金吾に分れ薩州之仕懸捨我滿離（ステガマリ）にて右くい留申候

一五郎右衛門　御國へ罷越御秘事筋御備御用被　仰付候付今一人勝野吉之助儀（後平左衛門）流儀勘者之者に付以前五郎右衛門分れを惜候程之者故右御召戴き候はゝ即座に御秘事出來可仕と五郎右衛門奉願然るに一と通りにては參り申間敷と奉申上候處右等者他に御差置候ては御用之御差支に相成且先年關ヶ原にての働兼々御聞も有之者に付かた〳〵戸田金左衛門へ緣も有之事に付同家へ呼寄候様被　仰付罷越候儘浪人にて薩州へ被遣同所秘事捨かまり之術探索して同所に五ヶ年程罷在歸國之上　神君様拾三回御忌迄御秘事出來被　仰付御切米五拾石被下置御役被　仰付

一又兵衛御國へ罷越候翌年御參府被遊候節行衛不相分御筒打形之儀被遊御尋於御國御工夫可被遊ゝ

被仰上古渡り御筒一挺大坂にて御用立中御筒一挺長小御筒一挺御持參被遊　寛永八未年大御筒粉河村鑄物師蜂屋安右衞門被　仰付同所へ被爲成候由右御筒追々御國にて御出來に相成夫々御備御場所等五郎右衞門平左衞門へ被　仰付

按に本記又兵衞行衞不相知とは一時の事なるへし不然は前後の記齟齬を生す

一南龍院樣より拜領之御筒小道具多御座候

右拜領之品々多候得共數年來に相成多方損に相成候

御鎗添筒　御杖筒　御馬上筒　御二荷入御筒

右御旗本御備之中にて別て御側に罷在殊に寄候ては出働御直に被遊候儀も有之と被　仰出候

一大切之流儀故此度御改之上大切之書附幷火業大筒之書附等思召を以於御前に火中被　仰付候　公儀被仰出も有之事に付常上り鉄砲御改之御秘事筋其家之外他家には無之筈可相心得との　御意右被　仰出候節常上り鉄炮御秘事之御品小道具迄被下置大馬來之儀は時に可奉伺との御事

御筒裏座に印附座へ　神君樣初て之御替御紋けんかたはみの蔭の樣成御紋御附被遊御座候

一當流十人組御役意

爲武門と武藝に怠と云事は無之は常なり然れとも治世續稀成　御代永時は自然先々之御恩忘るゝものもあらんかと依て治に亂を爲不忘御鷹野に殊寄常の働を　御覽被遊との御事　御身近くへ御遣ひ被遊者に武藝不達と云は一人も無之然れとも日用御用多故藝と勤と兩手に相成外樣は武用を元とす別て十人組（十人組は二三男被仰付御定也）は妻子無之者なれは日用は無之武意を慰となす依て御用之節は十

人組を御側廻り笠となす働き兵き不劣樣との思召にて御鷹野矢來被　仰付
外樣を御身近くへ御遣ひ被遊者故筒之取扱第一に爲致候樣相心得可取立との御意

一寛文七之頃御役筒未々劣り候程も難計候付已來外役貳拾人取立置候樣被　仰出
是迄は御側向き十人組に限り教授被仰付たるなり

一寛文七未年御側廻り十人組之外へ早込傳授之儀被　仰出尤初て之御目見不相濟者へは傳授不相成と被仰出依て獨禮以下之忰へは傳授不致候事

一弟子免許之儀は一千餘肩試達届八歩餘中無之者へは免許不相濟尤奉願相濟其身一代に可限との被仰出

一大筒火藥之類多有之候處藥多候ては却て御秘事之障りにも相成候故拾匁玉より三匁五分玉迄之内遠近手早く打出事肝要なりとの御事三匁五分玉拾匁玉迄之内を一人是を持駈奔り身働自由成を只戰場之働は道具少くして働よきを本とす五丁内外之場は敵馬を乘入駈破らんとする場なり此場爲打崩なり依て此早込を以戰利少しの事に御用ひ被遊元祖佐々木慶長之頃より戰場其利く試て用ひる事十餘年なり右等之利く御用ひ被遊

一明治廿六年四月信和歌山へ祇役の時當代勝野甚之進に面し家に傳ふる前記拜領の御鎗添筒御杖筒御馬上筒及ひ宿許筒五挺からみの五銃を目擊す左に圖する如し五挺からみは恰も今のピストールに類す器の巧拙今にして論すへきに非るも三百年のむかし既に此器あるは驚歎に堪へさりし也宿許銃は眞田左衞門か　神祖を狙擊し奉りしものと語れり

○馬上宿許筒
勝野流秘炮圖
正面
真田左衛門尉取落シタルト云フ
惣長サ貳尺三寸六ト六リ
掛子口
見當銀
惣鉄カニ唐草銀象眼
此辺ニテ
天平筋
是ヨリ下丸形
梅鉢紋真鍮象眼
火ブタ
竹節形
七寸壹分
胴金巾貳分
側面
筒口八角
掛子口
真鍮象ガン
梅鉢紋
金具真鍮
鋲右ニ同シ
口薬入
蓋ヲ閉ル指カヽリ
此爪臺木ノ穴ヘ入リ留ル
火蓋真鍮バ子仕カケ
火皿鐵
座鋲
螺頭真鍮
鋼ハヒナタ
花菱ハカケ
真鍮象眼
梅鉢紋
大サ如圖

側面
見当
真チウ
是ヨリ先キ自由ニ廻ル
口
見当地板火挾共
真鍮
張金ニテ巻
銃口正面ノ図
梅バチカタ
此所真鍮
臺木
胴金両所共
朱ヌリ
胴金両所共
朱ヌリ
イ
筒尾地板
大サ如図

㊀左右両開ト御馬上筒

壹線長サ
貳尺五寸五分

甲
引キ金

臺木樫

甲乙ノ引金ヲイツレヲ引クトモ火挾落ルト共ニ火蓋自然ニ開クノ仕カケナリ

火蓋
此内ニ口薬仕込アリ

金具真鍮

地イタ

此辺ニテ反リ壹寸六ト五リ

乙
引ク金

火縄通シ穴

鍛當

櫻形座真チウ

甲

長角座真チウツマミ同断

此ツマミヲ臺尻之方ヘ押セバ火挾落シ離セハ火挾上ル

銃口正面
大サ如圖

筒口
振形

鎗添ヘ之短銃

駒木根流炮術

當流は駒木根八兵衛を流祖とす八兵衛鳥銃之名手たりしは普く人口に膾炙する處なり南陽語叢に曰く駒木根八兵衛は元來飛驒國の駒木根同家なれ共武門を出て年久しく薩州の種ヶ島に住居して土民となる種ヶ島西上流の根本にして炮術の名人なり嶋原一揆に一味して其子鹿子木左京と父子籠城棒火箭を工夫し大に寄手を惱し遂に戰死す抑鉄炮の術大永元年初て日本に渡り寬永中迄百四十年間專ら流行皆種ヶ島を以て根元とす井上新左衛門は小田原に行て北條に傳へ根來杉本坊は甲州に至て武田に授く種ヶ島にては駒木根根元たる故奥村流稻留流サイフ流中尾流抔いふも悉く駒木根より分れたる同流支別にして皆北流と唱へたる扨鹿子木左京か嫡子菜は初より祖父親には引分れ籠城に組せす銕炮傳授の秘書共を携へ祖父八兵衛か門弟たりし紀州根來之玉龍坊か方に來て隱れ居たりしを被爲及聞召則始終委細に御穿議在て被召出三百石被下置切支丹轉ひの鹿子木八兵衛といひしは是也後年駒木根に改て相續連綿たり

右之如く記しあれ共八兵衛政澄は嶋原一揆より十八年前元和七年に御家へ三百石に被召出たる事同人家譜に記する如くなれは鹿子木の駒木根は別人なるや他に記載之ものなく詳ならす鳥銃の根本種ヶ島なる事はいつれ之炮術家も齊しく稱する處なれは南陽語叢の說或は八兵衛政澄に因緣ありしや考ふへからす八兵衛政澄已來傳法の略左の如し

駒木根八兵衛政澄　駒木根右近丞利政總領　初長吉　生國駿河

於駿河　神祖へ奉仕三千石を領す後浪人伊達政宗之手に隱れ　大坂冬御陣の節大銕炮之組を預り相働く政宗男伊達遠江守に

屬し豫州へ移住後又成瀨隼人正方に罷在し處安藤帶刀吹擧を以元和七年　龍祖へ知行三百石に被　召出御供番勤務正保元年
十二月病死

一一書に曰く　駒木根八兵衞は鳥銃の名人なり筒先へ向ふもの何れにても打留すといふ事なし或時迯る鳥を追掛奔りなから腰の通りにて鉄炮を放ち打ち留たり人如何なろ習に候といふ八兵衞答て心の目當也といひし又笹の葉末に雀止り笹葉と共に動くを可打落樣にと八兵衞へ被　仰付候を直に打落しければ御感あつて其術を御尋之時寒夜に霜を聞くと申道理にて心を鎭め候事第一に候と申上たりと云々

此外熊野湯の峰にて天狗を炮擊天狗負傷療養の爲湯峰に入浴に來りしとの俗談も傳れり兎に角砲術の名人と沙汰せられたろ也

駒木根武左衞門正重　八兵衞政澄四男

一政澄總領長吉後八兵衞正信父の家督を續き以下代々相續之處炮術師範等之事見へす

慶安三年十人組二十石三人扶持に被　召出銕炮指南被　仰付年月日不知馬上筒之儀は先祖より相傳之處仕掛之小道具等工夫仕申上ろに思召に叶御好相添鉄炮幷仕掛之小道具等新規に被　仰付候上右鉄炮御預け被遊弟子へ指南仕候樣被　仰付御小姓中へも指南被　仰付後追々昇進御徒頭幷地方二百石に御加增

寶永三年十月七十七歲にて歿す

以下代々相續銕炮指南之事なし三代伊大夫正玄不行跡にて延享元年二十里外へ改易

駒木根武左衞門正珍　伊大夫正玄總領

流儀鉄炮能打候付部屋住にて家業相續被　仰付處不行跡にて父と同時に改易

同　門大夫正武　本家三代目八兵衞正信四男

年月日不知別段被　召出駒木根流銕炮指南被　仰付代々指南相續之處三代目門大夫出奔斷絕す

同　又市興良　大河内善八養子　駒木根門大夫弟子

寶曆八年二月藝も有之付御徒に被召出

安永四年四月駒木根門大夫出奔流儀鉄炮指南斷絶候處右流儀免しも受宜仕候付苗字なも相譲流儀相續爲仕度候間指南被　仰付候樣駒木根八兵衛願に依り十人組并小寄合被　仰付十五石に御加増苗字之儀は八兵衛より譲受流儀指南可仕旨被　仰付鶴領三拾目玉御筒之儀は門大夫より傳授以來又市方にて相續す

以下代々家業相續師範家たり

磯野茂右衛門　磯野七郎大夫三男
駒木根武左衛門正重弟子

元祿十七年三月鉄炮宜候付金拾兩被下

享保元年四月鉄炮出精弟子扱なも致候付小寄合十二石三人扶持に被　召出

延享元年十二月廿三日駒木根武左衛門流儀相續鉄炮指南被　仰付

清溪院樣御工夫馬上筒御秘事鍮添仕掛御道具御預け被遊

養子友右衛門以下代々炮術な家業とし鉄炮指南被命五代將親迄相續之處慶應三年四月外炮術家と共に指南免せられたり

是に依て見れは元祖八兵衛政澄已下は二三男家にて流法相續之處延享元年駒木根伊大夫正玄父子改易により同年より磯野茂右衛門流儀相續弟子指南をもなし安永四年よりは大河内又市にも流儀相續指南を被命駒木根を名乘て炮術本家の名跡を繼承爾來駒木根と磯野と二派兩立師範をなすされは磯野の方は磯野流とも唱へたる也

炮術業合

一鶴領三十目玉御筒　早込にて打申候

一拾匁玉御筒　同斷

一六匁玉御筒　同斷

一三匁五分玉御筒　馬上御筒早込にて打申候

一三匁五分玉御筒　　小目當
一三匁五分玉馬上御筒
駒木根流炮術傳授書
相傳申鉄炮之道數年御執心不淺御稽古相積候に付目當小筒家傳免し進之候向後執心之仁於有之者堅以誓紙可有御指南者也仍て印可免狀如件
駒木根紋大夫
正武
享保九年辰五月
堀内助右衞門殿
一流一篇相傳之目錄
一中筒手前相傳之事
一異風物抱相傳之事
一六十間之內玉準相傳之事
一大小之筒小中極樣之事　附土臺仕掛樣之事
一大筒自準極事
一鑄筒自櫓見樣之事　附指引之事
一空割付角並極樣之事
一溝曲之事
一見通筋違之事
一先目當割算之事
一曲中行違之事
一塵付算之事
一繰延算之事
一繰詰算之事

一玉目積算之事
一高下之町心得之事
一櫓轉算之事
一角轉算之事
一平地越落見算之事
一裏星之事
一同繩引留之事
一小猿櫓相傳之事
一大小筒町放樣之事
一百目玉之筒迄町積書物傳授之事
一町放時風吹心得之事
一町藥第一之法相傳之事
一近目當藥相傳之事
一町藥調合幷火色之事
一諸筒分積强弱見樣之事
一諸筒空之内曲見樣之事
一大筒空之内上中下之事
一遠町之時玉拵之事　附玉合之事
一同藥込有傳授事

以上

許目錄

一自準出合算之事
一先目當極置以前目當自準極事
一前目當極以先目當自准極之事
一以大筒小中放時還櫓之事
一大筒自櫓之事
一丸筒自櫓幷溝之片寄見事
一町見算之事
一同仕掛見樣之事
一從城中町見仕懸之事
一仕寄町見之事

一行違町見算之事

一地之見高下事

一高下之町積之事

一同町放樣之事

一櫓色々相傳之事

一大筒糸仕懸之事

一大筒臺寸法之事

一同機臺之事

一玉準見算之事

一遠近共量玉準[illegible]事

一玉入見高倍算之事

一鑄筒分積付金色之事

一小手前直し形之歌書一卷渡事

一十二箇藥相傳之事

一五百目玉迄町積相傳之事

一大筒町藥相傳之事

一火矢傳讓之事

印可目錄

一藥掛合定二之事

一藥掛合知相應事

一以相應藥張出筒尺事

一大筒[illegible]之藥積之事

一大筒町藥法組之事

一大筒自藥之事

一同自行之事

一一貫玉迄町積相傳之事

一遠町藥割之事

一空之內隨善惡飛量之事

一依筒長短玉飛積事

一分薄之筒藥積之事

一鑄筒藥積之事

一同飛詰相傳之事

一飛詰蜌藥積之事
一蜌之櫓定之事
一無目當筒町放事
一不嫌角轉町放事
一飛詰蜌町放傳之事
一大筒仕掛傳之事
一軍筒玉目寸法之事
一船中之仕掛并玉拵之事
一玉火矢相傳之事
一早夜卷秘書傳讓之事

以上

駒木根彈正忠正辰
同　右近允正隆
同　八兵衛尉正澄
同　甚兵衛尉重政
同　八兵衛尉正信
同　紋大夫政武

駒木根流目錄書

享保九年甲辰五月

十二箇條目錄

第一　順陰陽之事
第二　三心之事
第三　圓形之事
第四　定位之事
第五　強弱之事
第六　常身之事

第七　格有本末之事　　　　第八　目付之事
第九　三引之事　　　　　第十　會別之事
第十一　輕重之事　　　　第十二　捨傳之事

論

一第一順陰陽之事隨其流手前樣々發と云とも其時により隨て靜なる時には中り動く時には外る也此動と靜なるとは陰陽より起る陰陽とは血氣の然別五行をたゝし其根元をあきらめ治る事肝要也夫五行と云は陰陽より水火土金木の五行生して五体となす陰陽の二氣或は動き靜なり是に定るかと欲すれは動き動かとすれは又さたまる其ひまなし雖然と氣血の循環までにては五體を苦しめ手前定めかたし不足の時は氣さかんにして心惑ふなり心まとはしき時は中る事有るへからす凡滯り起ることは厚きと薄きと重きと輕きと浮と沈と遠と近きと思と思はすと上ると下ると前後此等の次第より起るなり口傳

一第二三心の心得と云事は悔と惑と疑となり此三つは心より起るといへとも其心は氣におかされ氣は是五體是非に依て起る時は靜時有此悔惑疑の三つをさらんと思はゝ儀に隨て道をわかち學しては其理を辨至る時きんは五行定る凡外る道は皆以五行五體のあやまり也心より外ることは其理のくらき依或はまとひ或はうたかいて外る事也されは心と氣と一體なる時は一心に変て萬の非に起る是なる時は一心に治る雖然と是も是と欲すれは亦是にあらす其中を執て用とす夫中りと云は是非の至極なり然は中と云は理也理と云は心也心治る依てうたかはす疑ふ事なし然は

則此十二ヶ條を道として鍛錬を廻し遂工夫其理を至時は無不治と云事

一第三圓形之事上段にて位を執ること不可有下段にて位を執其場の高下に隨へし上段にて位を取候へは矢先あかりの所にては腰折れうつむくに依て息つまり目のはり強み頭重掛りて手前定りかたし矢先下りの所にては腰すはりかたし中段強み下は輕く手の內堅く息上るに依て手前不定の者也猶口傳

一第四定位之事鉄炮を中段に引付前目當を六寸に置先目當にのらさる時は上下前後ともに左の足の指さきにて位を執合或は下段の重りをかけをきて自を星に目當の行合樣に位を執へし去れは鉄炮はたむる所に不定ためさる所には定る也然はためさる所定る位なるへし猶口傳

一第五強弱之事は鉄炮の金目に隨て手の內を堅め下段を重く中段を輕く上段は初輕く後すこし重かるへし去は鉄炮ははかりのことし強みなく弱みなく星を重りに我をかけ合はりやいの手の內かほとすくみなくかたよらすやはらかに少重く發すへし猶口傳

一第六常身之事中段の位にかほ持不背樣に構手の內ちやうきをきはめ臺尻を脣のきはに引付定る位を執なをし總身をゆるみかくれは中段の強み下段にをちつきて中段は鐵炮をひかゆるまてなるへし猶口傳

一第七格有本末の事星を載筒を載る事鉄炮顔につけ前目當てに先目當のきはにをき目當てに星を載中段の強みを下段に落しつくれは星かくるゝ時左の手の強みをうしなうに隨て星より下に目當て定る時なけのしめにてしめ上るなり但し左の手ゆるみ過て角を離れて三寸ともに下り候得

は手前强みて息つまる也口傳

一第八目付位の事中段にて位を執る時に星に目をつけ其目通りに目當ての自然にあたる樣に位を執さき目當てを星にあて目遣にて前目當を角並にはつれぬようにみそ下にて前目當を改めなけのめにてしめ上る也其時に至て前目當の前のきりめに目のかゑるを强と云也猶々口傳

一第九三引の事常に引金の味を引見て落る所の位を覺なけのめの五つめにて三分一引を詰めゆひの肉を押切しめ所の强弱なき樣にしめ掛れは星に目當の行逢に隨て引詰るなり亦ふり出てさき違時なけのじめをしめすゆるさすして待ほどあり然は己と星の下に目當て定る時少しめ合候得は星に目當ての行逢に隨て引も己とつまり己と離る也口傳

一第十會別の事會引別引とて二つ有別引とは手の内の心もなくたむる事を專として星にためあいたる時に引かんとすれはさき違亦ため直て引かん發さんと惑ふ也きうに引落さんとすれは手の内は堅く引の味はさとくしてしめの次第つりあはすしてゆひの内の肉にて引なまり或は早くをち或は遲くして三つに二つは不落合此等の次第皆以別引なり會引と云はさき目當てに星を載前目當て構先目當てのみそ下に付星と二つの目當と三段に位を執上筋を專に見合三引を種としてしめ所のたるみなき樣にしめかけみそを捨て目當ての中すみ星を捨て角の中すみと發へし但なけのしめを一つになし此一つのしめを十に量り一より二に至り如此に次第にしめ掛け七八に至り離樣に發へし猶六つの位有事猶口傳

一第十一輕重の事手前のあやまる所爲穿鑿をなし右へ行は右へをもりをかけ左へ行時は左へ重り

を掛上る時は浮下る時は沈み筒のふるゝ時はふるゝ方へ身をまかせて位を執なをして發へき事

猶口傳

一第十二傳を捨ると云事始終不治めは難成鍛錬を本として鉄炮を手足のことくに翫ひ工夫方圓の所に至り捨習說捨我意とする事なく我とする事なく心の內に其の理かくして有にもあらす無にもあらす允執其中りを思ひ無邪則外ること不可有之者也

享保九年甲辰五月

起請文前書之事

一御相傳之鐵炮無御免內親子兄弟たり共他見他言仕間敷事

一鐵炮之道總て御相傳之品書物拔書申請候共相弟子にも他見致間敷候尤他流へ書ませ申間敷事

一稽古之道少之品言葉をも替らせ我流と立申間舖候尤御流儀御免被下候共我流と堅立申間敷事

一御書物御相傳被下候共他流へ稽古仕品於有之者御相傳之品々返進可仕事

一師にたゐし後くらき事仕間舖事

右於相背者梵天帝釋四大天王伊勢天照太神宮八幡大菩薩春日大明神總而日本國中大小之神祇別而伊豆箱根兩所權現天滿大自在天神各神罰冥罰可蒙御罰者也仍而起請文如件

享保二十一年辰五月

堀內助右衛門殿

辰五月六日　坂本三郎左衛門

同　坂本兵三郎

同　渡邊安十郎

元文二年巳五月廿七日　崎山仙助

同　巳七月廿五日　池田吉兵衛

同　榎本甚左右衛門

巳七月廿五日　江口八太夫

同　黒川三右衛門

同　池田伊右衛門

同　加藤源之丞

元文三年午四月十九日　星田又右衛門

酒井與市

山路勘助

内原彦右衛門

牧野茂八

小池兵右衛門

塩分安六

宇治田流炮術

紀州宇治市場村之住人宇治田門兵衛友成なる者幼少之頃より諸國にて鐵炮修行元和年中板倉流棒火矢大屋流火藥を播州之住板倉利右衛門に中川流小目當を城州之中川數右衛門に瀧波流早込を佐々木五郎右衛門若山に勝井流大小之筒算術を守山平左衛門和歌山に學ひ此五流を合せ遂に宇治田流の一派を開起すといへり當流は大筒家と稱せられ尤烟火之術に長す流法相續等之略左の如し

宇治田門兵衛友成　初石田八十郎
承應三午年十人組小寄合廿石三人扶持に被　召出後十人組と成久々御細工御用無懈怠出精に付三十石に御加増御鉄炮指南を被命炮術弟子取立をなし元祿二年九月八十歲にて病死す

同　石右衛門友甫　門兵衛友成男
父之跡目相續後大番五十石に御加增父業を襲く已下代々炮術師範家にて弟子取立を被命

同　彌右衛門知堯　門兵衛友成より五代
舜恭公之時多年工風之火藥打揚けを初む御切米五十石中奥御番格御鉄炮奉行を勤め文政十三年七月八十歲にて病死總領彌八知義跡目相續鉄炮指南をなす

吉川流砲術

當流亦大筒家にて烟花の術に有名也いつれ之流法を傳へたるや詳ならす單に吉川流と稱し世々砲術之師範家たり家譜記する處左の如し

吉川源兵衛正次　吉川主馬弟磯野善兵衛則次四代　生國大和
浪人にて罷在候處寛文二年二月於江戶　清溪院樣御徒に被　召出十二石三人扶持被下兼て鉄炮手練を得候付師範被　仰付同

十二年諸事被　仰付候御用共思召に叶ひ候間彌工夫仕候樣との儀にて御徒役御免後十人組并小寄合御手筒役人御代官等に轉役追々御加增三十石被下御留守居被　仰付
寶永五年十一月久々鉄炮之儀出精弟子をも取立候付五十石に御加增正德二辰年六月八十二歲にて病死す

同　岡右衛門重次　源五兵衛正次總領 初德三郎

鉄炮數年出精に付元祿十二年九月部屋住にて十人組廿石三人扶持に被　召出正德二年八月父之跡目相續父之家業を繼き炮術指南被命

以下代々家業相續炮術指南之處六代源五兵衛正名に至り慶應三年外炮術家と共に指南を免せられたり

一四代已下は代々源五兵衛を通稱とすいつれの源五兵衛にや家業鍛練之爲め常に松江西瓜畑にて炮術を演す其彈丸飛行の線一定ゆへ西瓜作人危懼せす作業をなすと雖も彈丸飛行の一線は水を灌くの暇を不得爲に西瓜瘦て成熟せす是よりして西瓜の小なるを源五兵衛と綽名するに至るとの說あり然れ共奈良漬製造家新屋に傳ふる處は雇人奈良之者源五兵衛といへるか布引にて小西瓜を取り來り初て奈良漬に製し初しゆへ遂に小西瓜を源五兵衛と稱する也といへり

吉川流鉄炮藥調合秘書　附胴火之口傳頭書共

土塩硝取樣之事　附藥淸方

一塩硝あら煮之次第口傳第一也土之見樣之事縱久敷家之雨落もあたらさる家之土吉いろりの土に塩硝有其土を取て味て見れは少あまく後はからく覺る土上なり又塩氣の有土はあまみの心なくいら〳〵とからく覺なり又塩硝無き土はくさく覺る斗也古き堂宮にも有物也

一土たれやうは大なる桶の底に能比成竹をすにあみて底にふせ其上にこれを敷土を一へんひろけ但土の厚さは五寸程に入能かきならし扨又上々の木の灰を一篇かきならし是も厚さ五寸程よし其上は塩硝の土桶に一盃に入扨釜に湯を煖桶はたへかけ桶のまわりしめり申時中へも湯を掛る也扨た

れ口よりはや水出る時先其たれ口を桶一盃に水ひたし總へしめり渡時口を明たるゝ也いかほども
たれ次第に桶に入おき釜にて煮申也爰に中さいふ口傳有縦一斗のたれ汁を五升程にも煮詰扱桶に
汲出し能さまし申時桶はたにさろつき申也其時もめんにてこし小釜に入替煮也たれ汁少きに大釜
にて永々敷煮詰候へは釜のはたこかれわるく付物也去により小釜に入替煮也さかくもめんにてこ
し申時は能さましして後にこすへし釜より汲出し其儘こし候へは鹽氣たれ汁に交りて悪敷也能さま
し見れは鹽氣ははや桶に付なり其時いかにも静に其から汲取煮詰たる別之鹽硝に加へ候へは鹽氣
は少もなくたれ汁も大分に出る也扱煮詰大かたよきさ思ふ時かなものに其汁を置見れは加減有之
まへかさなれは露にのきめ走なり夫は煮たらぬ故也又見れは能加減には大豆なさ貳つにわりたる
やうに丸くこほり申時もめんにてこしくみあけ桶に入扱さまし加減大事也煮たて其まゝ口を包こ
をらせ候へは大分鹽氣多して悪敷なり鹽氣あまり無之さ思ふ時はゆひをつけて見るに手引加減の
時扱口を能包置へし又は鹽氣有さ思ふは手引加減よりもぬるくさまして右之如く切ふたをし能包
夏は中日四日冬は中日三日置口を明へしさかく入物は桶よしかめなさのやうに水抔にては洗ぬも
の也其上水にて少洗置へし一二番たれ汁は取置あら土たるゝ時掛へしさかく汁少も不捨様に尤也
何程煮申共皆右之様子也

一あら鹽硝上中下見様之事上鹽硝はうきやかに白くいかほども大にかさ〳〵しく氷のきめ走たる鹽
硝は上也但色あかくても鹽硝の性よけれは不苦乍去上鹽硝にては無之

一中鹽硝は色あかく細にても鹽氣無之は中也鹽硝桶はたに寄付物也其桶はたの鹽硝のかふにいかに

も細にやき鹽の如く又ははいふきのうらに有之樣にて火に入見れは少しももへ不立はか〳〵と走物也但細にくたけたり共のき目走たるは皆鹽硝也

一下鹽硝といふはいかにも細にくたけ鹽氣計大分有之此鹽氣といふはのき目少もなくして燒鹽のやうにいかにも白き物也又手くらふしたる賣鹽硝なとは鹽も細にくたきて總鹽硝の内にませ賣付る物也則見分の事にきりつかみてさて手の内を見れは鹽は手に付物也夫を火に入見れは土の如く少ももへさる物也とかくか樣の下鹽硝は買候へとも不入物也

一鹽硝淸煮之大事縱六斤に付水京升六升五合入て煮直す也煮かけんは手引加減の時ににかわ三本常の水にかわとき釜之中へ入て扨見れは皆芥こみ迄も淡につれてふき上る物也其時こまかなるとおしを持て淡を能汲取はやく火をしめし釜より汲上る時桶をうけもめんにてこし半切なとに入いかにも能あい申切ふたをして息を少もぬかさぬやうに包桶のまわりにわら成共ぬか成共よせあたゝかにしてよし是はあら糞のやうにさましかけんはなしもめんにてこし候へははや包まはして置也冬は中日三日夏は中日四日置よし

一あらいやうの事右六斤に付新敷水一升つゝにすゝく也先は右之上水にてはいか程も汲かへ〳〵あらひ扨あく流れ鹽硝白く成時右の新水一升つゝにすゝく也則水氣を能なかしほすへし追々煮申時は右之鹽硝の洗汁を京升に六升五合入六斤つゝ煮也大釜にて煮候へは二斤も三斤も煮也二はかり一釜に煮候得は水一斗三升入る三はかり煮候へは一斗八升五合之算用也いかほと煮申とても六斤に付水六升五合と心得へし初煮申時は煮汁無之により汲立の水六升五合つゝに入後は上水有によ

り其水にて煮也右六升につき新水一升つゝにてすゝき申則其水も上水に入置により上水へ入る事なし煮置常々仕候へは上水は十年も廿年も有之へし

一悪敷鹽硝切々煮候へは煮汁に鹽氣出る物也則其鹽之取様大事也鹽硝は少も不入煮汁はかりを釜に入煮申なり縦は汁一斗あらは七升程に煮し詰桶に入候へは桶のはたには鹽斗寄時見れは上には黒色に土氣うきそこには鹽かたまり有之其かたまり様は四角八角に双六之さいなとの如くに有る其時土氣汲取扱上水をはいかにも静にうつし取其鹽をは皆捨也鹽硝は少しも無之火に入見れは焼鹽のことく用に不立とかく鹽硝のことく桶にふたなとは少しもせす其儘置へし口傳也

一煮汁一斗を煎し七升に成は三升程又水を入置て鹽硝幾度も煮直すへし水三升加へ候へは本之煮汁一斗之都合也

一中鹽硝は一割半も二割もへるへき也

一鹽硝こおらせ申半切成共桶にてもいかほとも木あつにゆわせよし水少しももり候桶にては鹽硝皆もり候て無く成物也

一いわう水飛之大事先いわうを細に打くたきてよしやけんなとにておろしては悪し盃に一はいほと先つる鍋に入竹のふしをこめはしのことくにしていわうをかきまはし〳〵にれは水之ことくに成るとけ次第にいわう入る也炭火の置様口傳有之鍋のまはりまんへんにあたるやうにして吉又火一段きつく候へはいわうくすねのことくに成て用に不立火加減能候へはとろりととけ水の様に成時わらの篩をして一文字に切なへの口に當て桶に水一盃入夫に流し入は水の底にたまり上々の硫黄

になる土氣は淡になり上にうき砂は皆なへの底に殘る物第一の秘傳也

一煮合藥の大事塩硝兩目掛合いかほとにてもあれ釜に入能かきならし塩硝ひた〳〵に水入て煮たて初はさら〳〵と煮て次第に火をよはくあて能かけんと思ふ時分は淡たち一つにねはり合大きに淡ふか〳〵と成時釜をおろし扱灰いわう掛合鍋に入はたくへし

一煮合藥惡敷に三色の内を加へ能藥に直す事第一たてゝ見れは大形何過たりと見ゆ縦は合藥十匁掛て藥研にておろし塩硝一匁いわう一匁灰一匁三色別にかけて置つまみ入たてゝ見々能時殘三色をかけて見れは何か何程殘るを見て知る也

一煮合藥惡敷を塩硝に煮直す事釜に湯を煖くすりを打込煮て塩硝の土をたるゝ如くすへし加減有ねはり候てとおりかたきにより桶の底にすたれを同こもを敷砂を入て藥煮立たるをたるゝ也又釜へ藥入時桶に水を入かき廻し釜に入る也是は火の用心也同灰といわうは皆煮時水にうきうせる物也水を味て見るに塩硝氣の有程され扱いつもの如く煮直す也少色黒く候へ共塩硝は吉水を味て見るとはたれ申時之事也何も塩硝のことく也

一灰やき樣之事先ふときは惡敷又細はあしゝ中の位のよし但去年の麻木を上下を切捨中を用扱釜をいかにもふところ廣くほり下になへを敷右之あさき二所ゆはへたはらに入立に置下より火をつけやく也若たわらはやく燒け風强あたらは又上へわら成共さん俵成共きすへし無殘燒たる時はやく半切をふたにしてまわりを土にてふさき能々煙をこめてよし三時斗過取出也第一口傳あり

燒てかん〳〵といふ樣に燒たるを上品とする也

元祿八亥九月　　吉川源五兵衛尉正次

片　岡　紋　兵　衛　尉

余公務之暇造一小銃而附屬於芭鎗焉形如剖竹筒而周裹於鎗柄施小銃于其上目之謂管炮也其銃者鐵筒者銅矣至放火之術取其敏捷也長不滿尺挈而袖之帶之則猶携一扇也然復不銳鎗兩失於其德用矣世之業芭鎗之家名究其技競爭優劣矜其能者不爲不多也蓋渠一鎗奮揮向余管炮則亡命不可回踵矣嗚乎管炮云々唯能中其鋒哉百戰百勝者其管炮歟然自不識其非君子有訂之庶其可焉已雖秘之不漏而感激吾子之厚望之切傳與之也縱雖父子之親而非其人勿再傳焉延寶甲寅臘月日吉川某書與門生某

胴火仕用之事

一生竹之事
一同量目之事
一わたにかけんの事 付煮立るの事
一かためやうの事
一やきかまの事
一けし筒之事
一あかゝね筒仕用 附すかしの事
右條々口傳在之

一同引やうの事口傳
一同細に仕様之事
一同量目之事
一しんかねの事
一かち炭之事
一しやうそく之事

一同にやうの事
一ならへやうの事
一呑の事
一土かけんの事
一焼かけんの事
一ふくさ之事

與胴火者火封番而懷之也惟不俾人知其有火也故又名隱火焉中夜潜間行於敵陣之壘則照之窺其機也或尋烽火炬火之潜滅焉乃至當於三軍長途積雪沒脛苦寒墮指之日亦不可無隱火也　國君嘗狩伊陽時嚴寒裂膚皸無温命僕令制胴火也退而費官錢遂朝思暮校四十五日而乃功就進呈之頗稱明旨焉世所謂胴火者汚賤質朴殆不可押於貴介之腹心也故余彈慮到于斯耳家傳胴火者活火亦久而期一晬時也已雖秘之感吾子之渴望而傳之延寶甲寅臘月日吉川某書附與門生某

吉川源五兵衛尉正次

元祿八乙亥九月

片岡紋兵衛尉

林流炮術

當流は紀州上那賀郡切畑村郷士林数泉初左太夫なる者慶長四年津田古監物津田自由齋術流幷入子石火矢皆傳淺野紀伊守に抱へられ郡代兼務之處同家藝州へ國替之時暇申受居村に住居郷士にて罷在其子左大夫へ入子石火矢流儀傳授之由家譜記する處左の如し

林　左大夫　林数泉總領

年月日不知　南龍院樣御代入子石火矢の流儀官地久右衛門同流に付同人弟子に被　仰付皆傳仕延寶元年於松江町場久右衛門に差添御筒數多試町被　仰付其砌より流儀極意之儀は一子相傳に可仕旨被命年月日不知御留守居組足輕被　仰付正德四年七月病死

以下子孫代々砲術家業相續弟子指南被命五代角之右衛門丞春は十三石獨禮にて弘化四年十二月病死三男勝三郎丞昭相續す

富岡流炮術

江戸の人富岡彥兵衛砲術申立岡部美濃守に仕へ三百石を領し其子彥右衛門家督を繼き同家に勤務

之處存寄之品有て暇を乞紀州へ立越御家へ被召出爾來左之如しと云代々大筒師範家にて家業相續と雖も流炮起因等詳ならす

富岡彦右衞門　富岡彦兵衞總領初楠太郎　生國近江

寛文十戌年八月十九日　清溪公に被　召出十人組並被命並之通り御切米御扶持方被下貞享二年鉄炮功者に付向後御手筒之御用吟味仕候樣被　仰付　有德公御代寶永三年八月家業之御用無懈怠に付獨禮小寄合御鉄炮預被命

寶永三年和歌浦にて百目玉筒八丁場一つ時に百打被　仰付候處一時迄掛り不申小半時迄に打仕廻同六年根にて五貫目之玉火矢被　仰付八丁場打仕同年百目玉並筒にて海越十町二十間場被　仰付享保年二年六月八日八十四歳にて歿す

已下代々相續家業之玉火矢町打或は玉火矢木筒調製又は遠丁場見立御用等を勤五十匁玉十匁玉小目當なと打世々大筒之師範をなし五代亀太郎保高十五石三人扶持獨禮小普請鉄炮指南にて安政二年三月病死養子楠三郎保明相續す

流儀目錄

御秘事一子相傳

一町見道具　一組　　一大小砲術　抱筒并置筒
一木筒玉火矢　　一同野戰
一大筒石火矢　　一同數火矢
一松明數々　　一大小羽付之玉
一大小ねし長玉　　一同三角玉
右之外火業數々

新流炮術

當流は新居又左衞門に出亦大筒家なり代々之を家業とし弟子指南をなすと雖も流法及ひ新居又左衞門等之事詳ならす暫く家譜記する處を掲く

新　安右衞門吉延　新甚八長男甚八は　龍祖御手筒に被　召抱

新居又左衞門弟子にて鉄炮稽古候付元祿四年御手筒被　召抱寶永七年九月抱筒之儀年來出精宜打候付十五石に御加增御徒並被　仰付延享四年病死

同　百兵衞延滿　安右衞門吉延男

延享四年四月父跡目相續同年五月父之流儀抱大筒不殘相傳家業相續に付弟子扱仕候樣被　仰付

巳下代々家業相續四代甚三郎保秀文化九申年正月十七石御鉄炮奉行にて病死總領十郎保延嗣き家業相續す

藤岡流炮術

當流は藤岡六左衞門長悅を流祖とす長悅は近江の人慶長十四年より池田三左衞門に仕へ知行二百石を領せり其頃種ヶ嶋より鐵炮音物に到來せしに打試る者なし六左衞門工夫を以打初む夫より益鍛錬奥儀を極め種ヶ嶋へも渡り修業種ヶ嶋藤岡流と唱へ專ら因備兩州に於て鐵炮之師範をなし大坂冬御陣にも武功之働をなしたる由後家中人分之節松平宮內少輔方へ被附嫡相模守代迄勤務して病死す其子久六良好は松平新太郎殿に仕へ父之如く鐵炮師範をなす長好之總領傳左衞門長光は御家へ奉仕流儀相續代々炮術師範たる事左記の如し

藤岡傳左衞門長光　藤岡久六長好長男

同　傳之丞長式　傳左衞門長光總領

承應元年より池田家に仕へ分家にて鉄砲師範之處不慮之子細有て元祿四年浪人す翌五年　清淡院樣被爲聞召候哉紀州へ可罷

越さの御事にて總領傳之丞召連同年五月紀州へ參上之處堀内八助明屋敷拜借父子上下之御扶持方幷諸入用迄被下同年八月迄若山に在住一流之鉄炮於松江浦小筒大筒共御役人見分を受申候兩人可被召出處高野騷動起り折惡敷に付此度ハ罷歸來年大坂迄可罷越旨にて來年迄相暮候程之御金被下大坂へ罷歸其後御召抱可被遊之處兎角御物入之御時節に候間先贈手に仕候樣にさ被仰出又々御金拜領仕自夫安藝廣島へ罷越鉄炮師範仕候處同七年五月父子共御國へ可參旨堀内自閑より申參候付紀州役人共へ斷り御國へ引越候處先當分父子へ爲入用金三拾兩宛幷御扶持方家内之諸雜具に至る迄被下當年は江戸御留守に候間格式等は重て可被　仰付さの御内意被　仰出弟子授被　仰付稽古場共外鉄炮入用諸道具迄相渡り諸士幷御相撲之者不殘指南仕候

一元祿八年七月廿九日家業も有之付被召出年々金拾五兩つゝ被下倅傳之丞には御扶持方二十人扶持被下

一同十年八月九日總領傳之丞共火筒町和歌浦にて　御覽可被遊旨被　仰出候處　出御御延引爲御名代　內藏頭樣主殿頭樣被爲成百目玉より三百目玉迄之置筒町一流之早打或は中筒にて人形之町　御覽被遊候

一同十一年二月三日御供に罷出御船にて水鳥被　仰付貳羽貳放仕候處則中り御直之御譽被　仰出候

一同十四年十一月廿二日御合力金を御切米三拾石に御直し被下彌家業精出し弟子をも取立可申旨被　仰付

一同十五年八月日高郡於て百目玉より三百目玉迄之大筒町被　仰付相勤傳左衞門は寶永元年七月十五日病死仕候

總領傳之丞長式父さ一所に被召出炮術弟子指南被　仰付一流置筒摺臺所々へ　有德院樣御工夫被爲遊寬保二年七月病死

已下代々炮術師家相續嘉永七寅年頃の當代を傳左衞門さ稱せり

一書に曰く　角力之輩數多藤岡大筒の弟子に被　仰付たり或時彼者共師に酒を進めたりしか血氣之若者共ゆへ前後を慮らすして傳之丞か年老たるをおかしく思ひ手を取らせんため三十目筒に甚強藥を込み打て見給へさ望む傳之丞は醉ぬかゝる工み有さは知らすよろはひなから立上り筒を取て打出す其音耳を穿か如く筒も裂る斗り也され共傳之丞少しも不騷筒を放たす指出しなから場中をくるり〳〵さ數遍廻りて元の場にて止りたるに感伏したりさ云々

按するに　傳之丞は傳左衞門の誤傳なるへし

流儀之御秘事といふは

清溪公御工夫摺臺　　置筒左右亂打

置筒船打　　同車仕掛遠近町打同早打

佐々木流炮術

當流は佐々木浦右衞門成季を流祖とす浦右衞門之先代佐々木少府次郎甲州之井上新左衞門より炮術傳習（井上新左衞門は武田信玄之臣にて種ヶ島へ渡り鉄炮打方を學ふ）子孫江州に居住相續代々諸家へ仕へ砲術火術を指南す浦右衞門父武左衞門爲成は作州津山森伯耆守に仕へ砲術火術指南後浦右衞門成季相續之處森美作守落去後元祿年中浪人および日本廻國砲術修行之上武宮流荻野流武衞流種ヶ嶋流正木流稻留流日置流自得流にて皆傳を受け右八流を自家傳來之流儀へ加へ惣名佐々木流と唱ふ元祿十七年紀州へ來り砲術火術中立御奉公を願ふ已下左記の如し

佐々木浦右衞門成季　佐々木武左衞門爲成總領　生國美作

元祿十七年三人扶持被下同年十月八日被　召出銀拾枚五人扶持被下

寶永五年十一月廿七日鉄炮并火業之弟子ども取候て指南可致旨被　仰付後銀拾枚を金拾兩に御直し被下同七年九月七日鉄砲其外火業之儀宜仕候付金拾兩を御切米十五石に被成下御徒並被　仰付

一享保四年四月十九日數年火業之儀宜仕候付貳拾石に御加增後追々昇進三拾石獨禮又御鉄砲預り被命寛保三年二月十三日御鉄砲御用筋出精に付大御番格四十石に御加增延享三年六月晦日七十九歲にて病死

長男丹治成茂家業出精に付十五石小寄合に被召出處病死に付三男新助（後浦右衞門）成之を總領に願ひ延享三年八月父之跡目相續

已下代々砲術指南四代浦右衞門義成享和三年四月御役被召放五人扶持に減祿文化九年四月隱居總領熊之丞成政へ五人扶持被下家業相續熊之丞（後浦右衞門に改む）則嘉永七年江戸に被召西洋流砲術修業被命たるなり其子を兵之助といふ

按に　當流は　有徳大慧二公の御覺へ厚く特に　大慧公には種々の御工夫を被爲加し事世記に揭る如し依之秘事秘傳一子相傳等之說頗る嚴重なりしは勝野流と伯中せり最火術即ち烟花の法火藥製造に長せりといふ

江戸佐々木流炮術稽古場

佐々木流目錄八十八ヶ條

弘化の末佐々木浦右衛門之高弟菅野直右衛門を江戸に召し門弟取立命せらる稽古場は赤坂木邸内山屋敷に設けられ澁谷邸内角打場に於て夏中十匁筒乃至三十目百目筒等之角打を演す又火藥製造をも被命門弟等日々澁谷邸に通ひ製造せり又嘉永一二年之比德丸の原に於て流星打上を興行諸有司見分或は園中鳳鳴閣廣之に於て烟花組物等演し　君覽に備へし事あり嘉永六七年の頃には同高弟加藤仁左衛門なる者若山より來り菅野直右衛門と共に取立をなしたり

佐々木流目錄八十八ヶ條

一三匁五分玉馬上筒早込　「但馬上にて胴亂早合前后左右自在に打」

「有德院樣御好他傳御留一子相傳御秘事

大惠院樣佐々木浦右衛門稽古場へ被爲成御馬にて御乘廻し馬上筒打方御稽古被爲在候」

大慧公御好
一拾匁筒にて鯨矢幷數玉　「但もりを付し矢玉はもりを用ゆ」

一六匁より拾匁筒にて鹿玉幷鹿矢　「但鳥の羽根付根「▽如き玉は根斗付」

一貳拾目筒より五拾目筒長短の鹿矢棒火矢　「但鳥の羽根にて前に同長き矢を用ゆ」

「仝」
一五拾目筒にて六本込八本迄根矢幷棒火矢　「但前に同細き矢數本込る」

「仝」
一六匁玉拾匁玉早込　「但胴亂早合管早合」

一大國火矢町打　「但流星にて筧を付る筒無之て用ゆ」

「大惠公御好」
一九寸百目筒にて直移烽爐工火矢町打　「但打出したる火にて直移着發」

「仝」
一同筒にて棒火矢大棒火矢數矢町打　「但棒にて着發燒又大成火矢にて數本把ね用ゆ」
一壹尺貳寸百目筒にて箱仕懸亂打早打　「但銃砲皆具箱に仕込馬一疋に二挺分付打入も乘自在打」
「有德院樣御好他傳御留一子相傳御秘事
一尺二寸箱仕懸は一番より十番迄有之處　大惠院樣御代享保十巳年佐々木浦右衞門二男同苗
勘三郎儀　有德院樣　思召にて　公儀へ被召出候節一番より十番迄御持せに相成候」
「大惠公御好」
一同筒にて直移棒火矢大棒火矢烽爐工火矢　「但前に同斷直移燒藥を用ゆ着發」
「仝」
一百目抱直移棒火矢幷玉町　「但直移燒藥を用ゆ」
一摺臺百目棒火矢町打　「但板に搚たる物にて自在にす矢は前同斷」
一自由臺亂打玉矢町打「但前后左右自在砲發遠近共自在に打」
「有德院樣御好他傳御留一子相傳御秘事」
一九百目餘筒にて車仕掛玉町　「但口徑二寸八分の玉にて前後左右遠近共自在に打」
「大惠公御好」
一同筒にて土俵仕掛遠町　「但遠町五十丁迄着」
一大小烽爐工玉町打　「但毒煙仕込燒藥を用ゆ」
一三百五拾目玉小目當　「但中り打」
一同筒にて抱立放數矢棒火矢町打　「但立居遠近共自在矢は前同斷」
「大惠公御好」
一百目玉より一貫目玉迄數玉町打　「但劄玉を用ゆ」

「有德公御好他傳御留一子相傳御秘事」

一稲留流操卷藥亂早打　「但遠近前後左右自在に打」

一稲留流拾匁玉より五拾目玉迄長短町打　「但中り打十町迄」

一稲留流四匁玉より六匁玉迄長筒小目當　「但中り打三町迄」

一三分玉より拾匁玉迄小目當中り打　「但一寸の的中り町」

一六匁玉より拾匁玉迄犀角矢　「但し圖の如き玉を用ゆ」

一貳拾目より三拾目筒にて竹羽火矢　「但竹にて羽を造立居中り打」

一一寸三分百目短筒より一尺二寸百目筒迄短筒直移棒火矢　「但短筒隱れ打燒打に用ゆ」

一百目筒にて釣打亂打早打　「但棒にて釣前後左右遠近自在に打」

一三分玉より拾匁玉迄胴亂仕込早込　「但中り打早込」

一百目筒にて玉棒火矢船打　「但火矢は燒打玉は燒玉を用ゆ」

一大小犀角玉町打　「但し圖の如き玉又は打込強し石火矢用とも云」

一五拾目筒より一貫目玉迄棒火矢　「但燒藥を用ゆ燒討に吉」

一百目筒にて玉矢連行町　「但玉と矢と一時に打出し」

一百目筒にて百目棒火矢五本仕掛町打　「但火矢五本筒外側へわく拵一時に五本打出す」

一貳拾目玉より百目玉迄立居小目當早込　「但中り打」

一百目筒直移棒火矢立放町打　「但火矢立居自在に打」

一五百目玉より一貫目玉迄小目當拖打　「但中り打」
一百目玉筒にて降箭抱町打　「但素矢を數本把ね打出す」
一百目玉筒にて棒火矢早打并亂打　「但火矢早合」
一百目筒より一貫目筒迄　「但燒藥付たる毒煙仕込の火
百目之棒火矢一度に數本打出す町打　「矢也火矢一時に打出す」
但一貫目筒にて一度に百本打出す
一百目筒にて二貫目直移棒火矢　「但外側揃外へ出し燒打にて近き所に用ゆ」
一百目筒にて三百目之棒火矢二本仕掛町打　「但前に同斷數本を用ゆ」
一百目筒にて一貫目玉之烽爐工夫火矢町打　「但燒藥を用ゆ着發す」
一三百目筒にて五百目玉之棒火矢三本仕掛町打　「但燒藥を用ゆ前に同斷」
一同筒にて二貫五百目玉之烽爐工火矢段々割烽爐工火矢町打　「但毒煙を用ゆ着發す夜討に吉」
一百目玉より三百目玉迄大小烽爐工玉町打　「但燒玉發着」
一五百目筒にて三貫五百目玉之棒火矢并烽爐工火矢段々割町打　但「毒煙仕掛燒討に用ゆ 野戰に用ゆ」
一貳拾貫目玉烽爐工玉町打　「但燒藥を用ゆ」
一口徑七寸二拾貫目玉木筒元長玉町打并段々割町打　「但毒煙入燒藥着發又は段々に破裂す」
一口徑七寸筒にて万弩烽并火矢　「但矢の根へ毒煙を仕込一時數百本を打出す」
一口徑二寸五分より五寸迄之長筒車仕掛中り打　「但唐金又鐵玉燒て打」

一口徑三寸より一尺二寸迄短筒破裂玉町打　「但唐金玉又は鐵玉着發」
一口徑三寸より九寸迄之短筒照玉町打　「但闇夜に用ゆ三時間照す」
一口徑三寸より九寸迄之筒車仕掛破裂玉町打　「但唐金玉又は鐵玉的を打拔後破裂す」
一口徑三寸より一尺二寸迄短筒燃玉町打　「但燒藥を用燃して着火に燃る燒討吉」
一口徑三寸より九寸迄筒にて數玉町打　「但數玉を仕込」
「有德公御好他傳御留一子相傳御秘事」
一口徑七寸貳拾貫目木筒打上け晝夜之相圖　「但種々品を打上る」
但絹入紙入雲龍星降其他數百品
「大惠院樣御好にて貳拾貫目木筒打止之部星降を衛來滿花砲と名付候樣被仰出候」
一晝相圖紙入絹入品々　「但流星種々品上る」
「大惠院樣御好にて晝相圖紙入は遠方より不見依て赤白の紙を五百枚餘續立巾貳間に丈け三間半に仕立流星にて上候樣被　仰出和歌山靑岸にて上け十一里離れたる橋本御殿にて御覽能見へ申候是を大幅石疊と名付赤白紙五百枚餘巾貳間半丈け三間に續立袋に仕立是を順龍石疊と名付候樣被　仰出候」
一流星夜相圖品々　「但流星にて種々業を上る」
一花火數千品　「但組物に諸國圖を火にて造る」
一口徑九寸筒にて打上烽燧工火矢晝夜之相圖　「但種々の業を打上る」

一口徑三寸より七寸迄打上相圖早打　「但種々業打上け早打」
一船相圖品々　「但流星にて種々を上る打上をも用ゆ」
一松明數百品　「但闇夜照し夜軍に用ゆ」
一地雷火品々　「但軍中に用ゆ」
一土中火業品々　「但數百里の所火を通す」
一狼煙品々　「但相圖に用ゆ」
一胴の火品々　「但陣中に隱して火を用ゆ」
一埋火品々　「但三日間たもつ」
一炭團品々　「但三日間たもつ」
一附木品々　「但火無くして火を出す」
一火繩品々　「但雨中にても用ゆ」
一臘燭品々　「但十時間用ゆ」
一浮烽爐工品々　「但水中にて用着發す」
一水雷火品々　「但水中にて破裂着發す」
一水中火業品々　「但水中三日間たもつ」
一投烽爐工品々　「但着發叉は時間斗り發す」
一毒煙之法品々　「但種々を用ゆ」

一秘法打藥音無之法品々　「但音無之打藥」
一口藥之法品々　「但火無くして用ゆ」
一流星花火品々　「但種々に用ゆ」
一小筒出合之事　「但百發百中の妙術」
一町見之事　「但間數を知る」
一秘法直草行矢倉之事　「但町見に合て着發の妙術」
一秘法実講之事　「但中り打に用ゆ」
一鑄筒仕方金合之事　「但鑄筒を造る」
一木筒箍樣之事　「但木砲造り樣」
一塩硝作り樣製法之事　「但土草木にて塩硝を製す」

小野流炮術

當流は藤岡傳左衛門流法より分る小野市郎兵衛義晴（左京大夫樣方加藤右衛門八養介）藤岡傳左衛門人と成り種ヶ嶋鐵炮修行其子和助勝明被　召出爾來炮術指南を被命小野流と唱へたり家譜記載左の如し

小野和助勝明　（小野市郎兵衛長男　生國紀州）

元祿十四年十二月十二石三人扶持以下小寄合被召出正德二年三月鉄炮指南被　仰付享保廿年二月數年砲術出精弟子扱なも仕候付十五石に御加增元文四年六月五日六十六歲にて病死

悴宇右衛門匡映元文四年八月鉄砲出精に付十三石三人扶持小寄合に被　召出父流儀相續弟子扱被命已下代々家業相續師範家

之處慶應三年四月外砲術家と共に指南を免せらる

片桐流炮術

當流は片桐武兵衛重吉開始す武兵衛何流を學ひたるや炮術に達し片桐流と稱し弟子取立をなす然れ共一代に止り門人平井市郎右衛門尙良に傳法爾來平井家にて師範相續其略左の如し

片桐武兵衛重吉　片桐市大夫重晴三男

寛文元年十二月新規被召出二十石十人組被命後有田郡奉行日高御代官等奉務四十石に至る元祿三年六月御代官御免鉄砲之弟子取立被命同七年九月病死子孫繼續と雖共砲術傳法之事なし

平井市郎右衛門尙良　同心平井五兵衛養子　紀州の人

正德三年御先手同心代番に出片桐武兵衛門人にて同流棒火矢心得罷成候付右相續之儀段々願之上年月日不知御藏入棒火矢試町被　仰付

寛保二年六月淸町被仰付相勤同年八月晦日流儀砲術御覽被　仰付同三年二月十五日片桐武兵衛流儀棒火矢宜打候付雜へ御入八石弐人扶持被下寛延二年十二月御鉄砲役人御徒並十石三人扶持に進み同四年二月六十九歲にて病死

平井與惣兵衛尙信　市郎右衛門尙良悴

棒火矢出精に付流儀相續後御鉄砲方役人被申付安永四年六月弟子扱被命

已下代々家業相續砲術指南家たる處四代市郎右衛門算周に至り慶應三年外砲術師家と共に指南を免せらる

流儀課目

三十目玉より三百目玉迄棒火矢打方　但擂臺箱臺車臺仕掛品々

五十目玉より一貫目玉迄置筒

三匁五分玉より三十匁玉迄小目當幷早込

津田流炮術

津田小監物算長は紀州那賀郡小倉莊吐前に居城を構へ住居す享祿年中故有て乘船難風に逢ひ大隅國南種ヶ島に漂着嶋中屏太郎なる者に鐵炮之奥儀を傳習天文十三年甲辰三月紀州に歸へる凡在嶋十餘年得る所の炮術を日本國中へ弘通實に本邦砲術之開基といへり其子自由齋其術を傳へ妙旨を得て津田流と唱ふ南條小右衞門武滿此流を學ひて其術に達す代々家業とし師範家となる

南條小右衞門武滿　南條小右衞門常政次男 初時助又宇右衞門と稱す

元祿十一年十二月新規御徒に被召出享保三年閏十月鐵砲年來出精に付小寄合十五石に御加增弟子取立被命後御鐵砲本行廿石に御加增延享元年七月病死

已下代々家業相續弟子取立をなし小右衞門を通稱とす慶應三年指南を免せられし事外砲術家に同し

武衞流炮術

當流は但馬國二方郡高野住人武衞市郎左衞門義樹を流祖とす森卯兵衞なる者稻葉六郎大夫に學ひ稻葉流とも唱へ又土岐孫平次を師として烽爐工玉の傳法を受け一元流とも稱すると也卯兵衞炮術を以被召出弟子指南之處六郎太夫に至り指南免せられ長谷川爲之丞に流儀相續弟子指南を被命爾來長谷川家にて傳法代々師範家たり

森　卯兵衞　初中井孫三郎と稱す

武衞流砲術を稻葉六郎大夫に學ひ又土岐孫平次を師として烽炉工玉の傳法を受け享保六年丑六月　大惠公に被召出指南を被命強藥打せ取立候樣にと弟子兩人を被　仰付後種々砲術御用被　仰付

卯兵衞死失年月不詳六大夫なる者相續之處文化十二年家業心掛不宜指南不行屆に付家業御免となる

長谷川爲之丞尙誠　長谷川民藏時休養子　實森卯兵衛淹珍二男

寛政七年六月養父民藏勤年數も無之候得共島原以來由緒之譯を以山中作右衛門内存願之品有之藝も有之者旁被召出江戸常詰御徒被　仰付文化十年閏十一月森六大夫稽古場肝煎被　仰付（島原以來由緒とは先祖長谷川伊右衛門は於島原山中作右衛門に附屬相働後作右衛門日高狩場にて御船手與力と喧嘩討果したるを以改易被命他國へ浪々の時伊右衛門等家來之者三人隨從不相離作右衛門歸參之上右三人之者御用に可立ゆへ少知にても被下候樣願に依り知行百石つゝ被下陪臣之騎馬に被命し也）文化十二年十一月以下小普請森六大夫儀家業心掛不宜指南不行屆之趣に付家業被成御免候付森家流儀之砲術相續被仰付六大夫弟子筋之者指南仕出精取立可申旨被　仰付文政五年五月家業出精に付肩衣十五石高に御足被下同七年三月六十八歳にて病死

養子伊右衛門（實先代民藏時休長男）被召出家業相續弟子指南を被命其子大藏尙久に至る

武衛流炮術書

炮術秘傳書

火箭は軍戰の利器也某所持の書籍を本として板倉流三木流を學ひ此外世間に他流これ多しされとも火箭はいつれと分明に定術かたし或算或火薬の製する事をまたよく知る人稀なり余倩案するに火箭は大抵同樣に相見へ候得共人の面の如くにして似て似さるものなくし造次にも顚沛にも火箭の勢其上炮樓安鎭の儀町見の積火薬の方令工夫訖勿論算勘を得る事を先とすそれ火箭は敵を貳拾餘町之外に防き勝事を片時のうちに決定するものなりまた四季の心持風雨其日其時といふ事風切以下まて心をつくし考之今部類して勤る所爲一卷侍者也

百目棒火矢作り之躰

此所ハ鋸ニて挽
羽を三羽かすかいにてしめ申図之
此間ニ焼薬を弐拾貳三匁紙袋ニ入下地ニそくいを付して薬入ら袋ヲ付其上を苧ニて巻又其上へ焼薬をそくいを拵り付日ニ曝し又焼薬を付として能く念ヲ入鮫にあらし筒入ミ所く根かて美濃紙ニそくいを付ヶ張して日ニ干其上へ柿渋引申也
此所ハ鋸ニテ挽鐵ニテ仕タル羽ヲ三羽カスカイニテシメ申図也
此キリカケノ間焼薬貳拾貳三匁紙袋ニ入下地ソクイヲ付薬入候袋ヲ巻付其上ヲ苧ニテ巻又其上エ焼薬ヲソクイニテ子リ付テ日ニホシマタ焼薬ヲ付カシテ鮫ニテナラシ能々念被入筒入ノ所ヨリ根マテ美濃紙ニソクイ付張テ日ニ干其上エ柿渋ヲ引也
此石附鐵ニテ仕也

百目筒棒火矢仕立之圖　筒長貳尺

此短の元白き所五分は先美濃紙をそくいにて二篇張扨其上へ眞華五へんそくいを以付也

此小口白き所先美濃紙一篇張其上眞華一篇張扨みの紙を一へん張也以上三篇張也

右同斷

右同斷

右同斷
惣て短さ矢さの小口をひつみなき樣に念入小刀にて削なり

此羽鉄にて仕三羽宛有之

筒入四寸二分

羽下五寸

五町	拾一匁四分	二寸六分五厘
六町	拾二匁六分	二寸九分
七町	拾三匁八分	三寸一分五厘
八町	拾五匁二分	三寸四分
九町	拾六匁四分	三寸六分五厘
拾町	拾七匁六分	三寸九分
拾一町	廿目八分	四寸二分五厘
拾二町	廿二匁	四寸六分
拾三町	廿三匁二分	四寸九分五厘
拾四町	廿四匁五分	五寸二分
拾五町	廿五匁六分	五寸三分
拾六町	廿六匁八分	五寸四分
拾七町	廿七匁九分	五寸六分
拾八町	廿九匁二分	五寸九分
拾九町	三十一匁	六寸三分
廿町	三十二匁五分	六寸五分

此根鉄にて仕也

――根一寸三分

一棒長一尺八寸
　内
　筒入四寸二分
　羽下五寸
　藥付七寸
　藥際五分
　石付一寸三分
一羽重さ廿一匁より二十六匁迄
　但かすかい共に
一羽長五寸五分　但さ尾共
一石付重さ拾四匁より拾六匁迄
　但根差渡一寸一分
一矢惣重さ二百目より二百三十目迄
一短は筒長短により試つにても三つにても
　但二寸　二寸五分　三寸　三寸
　五分　四寸　四寸二三分まて
一釣合は棒の眞中より釣合見る也
一打藥さ短さの間五分程明る
　但し遠町打時は二三分明る

右者先打藥を筒へ込候て右の短を四つ込土俵へ鉄砲を居樓さ鍛頭さ幕さ三所を見込扨矢を込て燒藥の道火に火を附能もゑ候節常の如さし火にて打也何も棒火矢は右之通それ〳〵の筒尺に應し短木以下念入仕候也余は皆是にて考へし

五拾目筒棒火矢の圖

一棒長一尺七寸

内

筒入四寸

羽下四寸二分

焼薬付七寸

薬際五分

石付一寸三分

一羽重さ十二匁より十五匁迄

但かすかい共

一羽長さ五寸　但さ尾一寸三分共

一石付重さ拾匁四分より拾二匁迄

一惣矢重さ百六拾目より百九十目迄

一短は筒長短により二つ三つ四つ

一釣合は棒眞中より釣合見る也

一打藥さ短さの間五分明る

矢倉間い尺に

五町	七匁五分	三寸二分
六町	八匁五分	三寸四分五厘
七町	九匁五分	三寸七分
八町	十匁五分	三寸九分五厘
九町	十一匁	四寸二寸五厘
拾町	十一匁五分	四寸六分六厘
拾一町	十二匁五分	四寸九分五厘
拾二町	十三匁五分	五寸三分
拾三町	十四匁五分	五寸六分五厘
拾四町	十五匁五分	六寸
拾五町	十六匁五分	六寸三分五厘

根一寸三分

三拾目筒棒火矢之圖　棒長一尺五寸

	矢倉間い尺に	
五町	六匁五分	三寸一分
六町	七匁五分	三寸三分
七町	八匁五分	三寸六分
八町	九匁五分	四寸
九町	拾一匁	四寸二分
拾町	拾一匁九分	四寸五分

二百目筒棒火矢之圖　棒長二尺五寸
筒入　五寸
羽下　七寸五分
道火一所長寸福分半
此燒藥付九寸
莖際二寸
一鏃一寸五分
八町　三拾六匁四分　三寸八分
九町　三拾九匁一分　四寸
十町　四拾一匁八分　四寸二分
十一町　四拾四匁五分　四寸四分
十二町　四拾七匁三分　四寸六分
十三町　五十目三分　四寸八分
十四町　五十二匁七分　五寸
十五町　五十五匁五分　五寸二分

三百目筒棒火矢之圖　棒長二尺六寸

八町	六拾六匁三分	三寸六分
九町	七拾目九分	三寸八分
十町	七拾三匁五分	四寸
十一町	七拾六匁一分	四寸二分
十二町	七拾八匁五分	四寸四分
十三町	八拾一匁三分	四寸六分
十四町	八拾三匁九分	四寸八分
十五町	八拾六匁五分	五寸

棒火矢打覺　号山名藥

一百目　塩硝　二十四匁二分　硫黄　二十三匁三分　麻木灰

同　打覺　号畠山藥

一百目　塩硝　二十五匁　硫黄　二十五匁　麻木灰

同　打覺

一百目　塩硝　二十七匁　硫黄　二十六匁　麻木灰

棒火矢燒藥

一百目　塩硝　十六匁六分六厘硫黄　六匁六分六厘　麻木灰

六匁六分六厘　松脂　三匁三分三厘　生脳

火矢道具之覺

小かたな　三四本　一尺かね　二枚　かんな　三丁

なた　一丁　小振のせん　一丁　墨壺　一つ

目釘ぬき　一本　短ぬき　一本　一寸のみ　二本

五分二分のみ　二本　鋸かゝり小ふくら　二枚　釘しめ　一本

たかねあつきうすき　二挺　やすり　一丁　きり　二本

ふんまわし　一つ　かな槌　一つ　さい槌　一つ

鮫(サメ)　但ふか　一本

拾二本込箭火矢　百目玉筒

但弓にて射矢

一壹町　四匁五分　椄尺に　三寸　　一二町　五匁七分　四寸

一三町　七匁　五寸　　一四町　八匁　六寸

一矢袋木長七分

此矢袋木は本末共にひつみなき様に仕て本の方へ美濃紙二篇張其上へ眞革三篇張也末の方は美濃紙一篇張扨眞革一篇張也右何もそくいを用也扨矢袋革長一尺幅五寸のいため革を表の方を油漆にて塗也糊にはなま腐より石はいを入て押合右のいため革を兩方より矢袋木に附て干しまて細引にて結置也尤干て後に細引は取る也

一たん木長一寸二分

此たんは本末共にひつみなき様に仕候而本の方へは美濃紙二篇張其上へ眞革四五篇そくいを以附末の方へは美濃紙二篇張其上へ眞革一篇張也

一燒藥三匁　箭之根付る

一火付二つ

是は鐵炮藥をろしぬり短は藥十匁もくさ二匁鼠ふん一匁

右の箭火矢は百目の張筒にて打候尤練筒にいたし抱筒にも仕る也打時は先打藥を込さて短を込鐵炮を居能々見込也矢をは右の矢袋込其上を紙の袋長一尺五寸にしてきせ筒に込燒藥に火を付打也

於陣中者右之矢袋を紙にて仕あきやうとめうはんと膠と三色を合引矢袋に仕也ヶ様にいたし候得は夜中に支度仕翌日之点に合候也

根箭百二十本込箭鐵炮　木筒

但是も弓にて射矢也

一壹町　二拾一匁　樓尺に　三寸一分

一二町　三拾目　三寸八分

一三町　三拾七匁　四寸五分

一四町　四拾五匁　五寸二分

一五町　四拾八匁五分　六寸

一たん木一つ長三寸

此短は打藥の際をは五分程ほりくほめ末をはひつみなき様に仕而扨なま腐に石灰を入押交糊にいたしいため革にて四方を張也勿論其くほみへもいため革を右糊にて張打藥を短の丸さ程に紙袋をいたし藥を入袋の口を四つにたちそくいにて附右短のほそくほめ候所へ細き苧糸を以結付也尤藥入候紙袋を小刀にてもきりにても穴あけ口藥を能々振り掛る也

一矢袋木長一寸

此矢袋木本末共にひつみなき様に仕てなま腐にいしはいを入押交糊にていため革を以四方を張さて矢袋革長一尺幅八寸のいため革二枚表を油漆にて塗右の矢袋木に兩方より一枚つゝ附候て干細

引にて結置後に細引は取候也
右之箭鐵炮は木筒にて打也勿論打時は先打薬を短に結付込扨鐵炮を居能々見込矢を込様は右矢袋へ込其上を紙袋長一尺五寸にしてきせ筒へ込候て打也尤留土俵もつねのことく有之軍陣にては右之矢袋を紙にて仕あきやうと膠とめうはんと三色を合引矢袋にいたし早わさに仕打也勿論筒をも早く仕様有之也

箭之類打薬

一百目　　　　　　　　　　塩硝
一三十三匁三分三厘　　　　硫黄
一三十三匁三分三厘　　　　麻木灰

右鐵炮薬の合様は先硫黄を能々こまかにやけんにてをろし能羽二重を以三篇振也右三色之薬量目掛合置扨塩硝をは鍋に入水をひた〳〵に入煮べしほうきにてなて入候て割の粥を煮候如く煮へしへらにて塩硝をかきませ跡の付程煮也扨灰を鍋へ入塩硝と能交候て舂へ入右の灰細に成程に舂き其上へ後硫黄を入能々念入舂き勿論塩硝煮へされは薬の勢無之者也
右此棒火矢幷箭鐵炮家傳之秘密也今久致工夫候之趣書加之畢

阿蘭陀町見

平町見

月浛六十間目

水縄
月浛ハ六十二間程引両方ヘ印ヲ付ケ下ヘ印迄ヲ六十間ニ致シハシヲ直ス

魂當ニテ此毛ヲ斗向ノ目付ノ間ヲ知縦ハ五ツト亦カロウトニテ三寸二分半有ハ五町卅二間半ト知ヘシ

鉢　台　鉢

後見通目付

此ノ毛ノ間ヲ魂當ニテ斗
見ヨリ向ノ目付也

月浛六十間目

山登初前目付引通

カロウト
一ツ入

初向見通目付

月浛

カロウトロトハ六寸ノカ子ザシノ丁三寸ニテモ吉一丁ヲ六寸ノ積リ亦一町ヲ三寸ニしテモ能く一歩ハ二間之

一同遠眼町見の時は月浛六十間にて不分明百二十間に可引亦かろうとも二つ入　但魂當にて計事は近町見同前

但口傳

向の目付

右けし候所は書に不及

一たとへは板切合の寸五歩と出來手前之かろうと針間にて五歩の寸を取針を打扨初見之筋に曲尺を當五歩の針へ曲尺をとゝかせて糸を引則魂鏑にて計二口合向の目付迄何町何間と知へし口傳あり

○向目付

向の間を知る町見
間毛
後西ノ見通
桁毛
桁毛後ノ見通
月浣六十間
此毛筋針ノ間ヲ魂箭ニテ計向ノ間ノ長ヲ知タトヘハ三ツト又カロウトニテ二寸有ハ三町廿間ト知
間毛西ノ見通
桁毛
カロウト一ッ入
一向間ノ目付縦ハ東ニテ毛手前ヨリ少遠ク見ユル方ヲ先初桁毛ニ用ヘシ秘事也是ハ手前ヨリ東方遠故東ヲ桁ニ用也
此間三町廿間
東目付

○向目付
同木根ヨリ地形高下モナク有之ハ
木ノ根ノ向ニ月泛ヲ付直ニ引則木ノ
末ヨリ向ヲ打木ノ高サヲ知也
縦ハ向木ノ高サ七八間モ有之ト見ユ間程モ月花ヲ直ニ張
此験ヨリ向木ノ根ニ月泛筋ヲ六尺杖ニテ計ニ木根月泛ヨリ下ノ間ヲ詰ト計ニ合可定
極
カロウト入
カロウト入
針
向木ノ末マテ見通合所ニテ此定木ヨリ何ニテモ月泛筋ヨリ引通月泛ニ當所ニ験ヲスル
杭

大河小川

縦は川幅七八間程も有之見は十間程月渋を可引但右の方臺かろうと針二つ際にて定木を當定木の向の目付まて直に見へる所にて手前かろうと針間にて月渋に驗し是より左の月渋驗迄六尺杖にて計手前月渋筋より川向迄の遠さ何程此内月渋と前の川端まて間を引川幅を何間と可答前端足揚の能は則川端に月渋を張間を可知

月泥六十間張但他形より一尺五寸程上に張水を盛不動樣に所々にて指上け扨目付へ定木溝筋より見通す月泥一尺五寸にて板つかへは何程にても月泥を上け下けメ左右高下無之樣にして見通を極て定木のあとをとり二口合可答也

一月浣六十間張但地形より一尺五寸上に張水を盛不動様に所々にて指上させて向目付へ定木溝筋より直に見通毛を引

一月浣一尺五寸にて若板につかへは何程にても月浣上け下けして左右高下無之様に水を盛見極也

但月浣高下指引は不入

により則鉄炮打場にて板を取なをし右毛實間毛を鉄炮場と最前間
の筋の通必敵有所也

右臺

鉄

繪圖町見

町見道具

一板長三尺　幅一尺六寸　厚八九分

一月浣二町二間　水繩の事

一魂背長六寸　大口糸三筋合

ミツカキサシノ事

一カロウト長三寸　六十に割一寸切かけ幅五分厚八厘

三寸を六十に割れは一分を二間と可知也心得

一梢木　二本　長九寸

一溝定木

一定木

以上

起請文之事

一木筒拵様之事　　一矢倉之事　　一町薬之事

一火鏃玉拵様之事　一道竹之事　　一焼薬之事

一間根之事

其外炮術火業之事

右武衛流大筒木筒打方等并火業御傳授於被下は他人は勿論爲親子兄弟共他言仕間敷文字に寫し候ても見せ申間敷候猶炮術自分之勘弁工夫を加候共御流儀を立可申候

右之趣若於僞者日本之神可蒙御罰者也

文化五年辰正月十三日　小田部甚之丞

胤榮（書判不明）

同年同月同日　川上五郎作

貫（仝）

同年同月同日　高橋仁右衛門

政遒

同年正月十四日　勢左衛門

政德

（黒線引熊野牛王紙也）

棒火矢

百目七寸之筒矢倉藥付

五町　藥拾八匁　矢倉九歩
八町　同　同二寸
十町　同　同二寸七分

矢長さ二尺内入四寸五分總目百拾文目内外紙玉計八分吉

百目九寸五分之筒

矢長さ二尺五歩同筒入四寸八歩羽下四寸五歩石付入六歩
眞木けつり立百三拾目
羽三枚にて六匁同羽廣さ一寸六分
石付重目二拾目
燒藥八拾四匁
總重二百四拾目

矢倉藥積り

三町　藥二拾目　矢倉二分五厘　　四町　同　同三分五厘
五町　同　同四分六厘　　六町　同　同六分二厘
七町　同　同八分二厘　　八町　同　同一寸一分

九　町　同　同一寸三分五厘　十　町　同　同二寸五分
十一町　同二拾八匁　同三寸六分　十二町　同　同四寸
十三町　十四町　同　同四寸二分五厘
十五町　同　同四寸六歩

打出藥之方

大玉之丁藥に極吉
塩拾匁　硫三匁　灰同　金法師

燒藥一番付之方に吉

塩拾匁　硫五匁　灰三匁

此方にて二三度付申也

同二番付之方

塩拾匁　硫四匁　灰三匁

此方にて二三度付申也

拾二町より者筒入あまり細きは矢通不申事有り又太きは矢折申事有り町により色々心得有事也

右の矢拾二町　藥二拾目　矢倉三寸五分

九寸五分百目大火矢口傳

矢長さ二尺二寸五分同筒入四寸八分羽下四寸五分石付入六歩

羽廣さ二分五厘ふかさ同事

眞木けつり立百三拾目
石付重目三拾五匁
　藥三百五拾目
羽張立三枚にて重目九匁廣さ二寸羽杲下地厚さ一分六厘　但しけつり樣品々口傳
總目合五百二拾四匁
懸合二寸四分　但し矢之中込より石付之方へ二寸四分也二分三分之違は不苦
　燒藥一番付之方
壚拾匁　硫六匁　灰三匁
　此方にて二三度も付る也
火移りに成所二寸程置て夫よりふさく付申事口傳
　同二番付之方
壚拾匁　硫二匁　灰三匁
　此方にて二三度付申也
　同三番付之方
壚拾匁　硫五匁　灰二匁
　此方にて二三度付申也
已上十付十二三付も數を付上けたるか吉中二日宛置付る也四季に依り日數替口傳

右九寸五分矢倉藥積之事

五町　　藥拾三匁　　　矢倉三寸五分

紙玉針に懸けて吉七分程吉し　長短と藥之間三分にして夫に長短を積合切り長短之小口に跡先共に横板三四分有之を能々にかわにて付て總たい筒入細きか吉鯨のひれにて知事口傳

百目九寸之筒にて相圖火之事

矢長さ二尺之内筒入四寸五分　羽下四寸三分　石付入六匁　羽廣さ一寸六分羽溝の廣さ二分五厘ふかさ二分五厘　付藥百五拾目にても石付の重目出來合少宛替ても不苦

右之付藥は金法師にても大風にても不苦但かため藥ならはやけんにて能々くたき藥拾匁に鹽一匁五分入て吉鹽を板の上にて（煎）くね米つふ程に押くたき粉藥を能ねり合其後右の鹽を入のりにて練合付申重々口傳

已上

一町　　四分增　　　二拾町より　　口傳多

已上

○玉揷之事

三貫目　指渡三寸九分九厘　　四貫目　同　四寸三分九厘
五貫目　同　四寸七分三厘　　六貫目　同　五寸二分二厘
七貫目　同　五寸二分九厘　　八貫目　同　五寸五分四厘

九貫目　同　五寸七分六厘　　拾貫目　同　五寸九分七厘
拾五貫目　同　六寸五分　　二拾貫目　同　七寸二分

已上

○玉張立之事

玉上下を合相口を小杉を幅二寸程に切一篇張其上を荒苧にて堅く卷其上を布にて一篇張りて扱まねをかけて玉の成りを能く〱直して又二篇目に布にて張りて其上にまねをかけて如此布三篇まね三篇已上六篇張るなり亦能布にて前後張り上けてまねをかけ仕上けに紙にて張り一番澁にて四五篇も引て置也

已上

○間根之事

苧を長さ一寸程に切り能々もみ弱て扱糀米ののりに押ませて吉し夏ののりはすゑる事石灰を少加てのりはすいふん堅きか吉し能澁を合遣道竹之上へ出る所竹の上かわをけつりて吉

已上

○煮紙仕候事

厚き杉原の紙拾文目に爐硝二拾文目入て水ひた〱にしてゑん硝水に成る時に紙を入れて水をしませて吉し口傳

已上

○口薬紙之事

うすき杉原紙に鐵炮之薬を能々細にして水にてときはけにてひき日に干して吉

火口張様は煮紙一寸四方に切り一度に五枚宛張りて三度に十五枚張なり張様に第一口傳あり

○道薬付法之事

五町	一寸一分五厘	六町	一寸三分五厘
七町	一寸五分	八町	一寸七分五厘
九町	一寸九分	拾町	二寸一分
十一町	二寸三分	十二町	二寸五分
十三町	二寸七分	十四町	二寸九分
十五町	三寸一分	十六町	三寸二分
十七町	三寸六分	十八町	三寸八分
十九町	四寸	二拾町	四寸二分

右道薬之寸法如此乍去玉落の所により心持口傳亦薬込に第一あり竹は随分しはきか吉

已上

○道薬之事

ゑん拾文目　「磨滅不明」三文目　「磨滅不明」九歩　「同」同　「同　同」同

已上

五寸
四寸五分六厘
四寸四分七厘二毛
一尺
一尺
五寸
四寸五分六厘
五寸

廿町飛登峠圖

愚謂今以圖說勘玉行以至極段廿町飛留則十一町爲上峠故以五寸五分乘十一町其高六町余也雖然如圖說非其高峠四丁五反也云々前後以之推之

一三匁玉より七匁迄筒長さ貳尺五寸但し三尺
貳町は五厘六町迄貳分掛八町迄四分一厘掛り
齊貳は五厘六町迄は貳分掛り四分一厘は七八之法
地勢四掛り　集勢三掛り
何も貳町迄けた三町より口傳
一拾匁玉筒長さ貳尺三寸五町迄一分掛り八町迄二分掛り拾貳迄五分掛り
齊五は壹分六七八は二分掛五分に至るは拾貳町迄
地勢四掛り　集勢三掛り但し九町六反より末口傳
何も集齊三町より口傳
一貳拾目玉筒長さ二尺三寸五町迄一分掛り八町迄二分五厘掛り拾四町迄四分六厘掛り
齊五は一分六七八は二五にして拾四掛りは四六掛へし
地勢一匁増し　集勢三分五厘掛り但し拾壹町より末口傳
何も集齊三町より口傳
一三拾目玉筒長さ二尺三寸五町迄一分掛り拾町迄二分六厘掛り拾六町まで四分一厘掛り
齊五は一分拾町までは二六なり四分一厘は拾六の法
地勢一匁増し　集勢四掛り但し拾貳町八反より末口傳

何も集齊三町より口傳

一五拾目玉筒長さ二尺三寸之内五町一分二厘掛り拾町迄は二分七厘掛り拾八町まで三分七厘掛

齊五は一分二厘拾町迄二分七厘三分七厘は拾八之法

地勢一匁増し　集勢四分五厘掛り拾三町より末口傳

何も集齊五町より口傳

石火矢理盡集目錄

一遠近町打事付近町打時厘相大事

一四季藥櫓之事付四季風之事

一眞直之事付夜之見込之事

一土俵之事

一太筒渡火指火之事付居所指し様口傳

一町打たる玉にて藥過不足知事付矢先にて町之着不着見様事

一來之指圖仕る事

一城中塀櫓打破事

一敵大勢門へ寄たる時之事

一櫓にて大筒打烟出之事

一相圖に鐵炮幷火矢打事付玉數剋限之事

一藥法之事付四季洒入る事

一藥分兩寸積之事

一町打地形に念を入事付町打たる跡之事

一筒仕掛様之事

一陰陽別之事

一幕高下之事

一返し櫓之事

一船楯を打事

一大筒小筒入組得失之事

一船中にて打事付船之浮沈を見て梶を乞事

一山岨谷越に海上へ打事

一太筒注文之事
一地割之事
一太筒直入之事
一入子石火矢之事
一太筒万力臺之事付摺臺之事
一筒色付藥之事
一城中に石火矢置心得之事
一町玉拵樣之事
一壹貫目以上筒仕掛樣事
一町打時鐵炮能洗鉛付を念之入候事付水氣なき心得事
一空見にて町見積事
一陳小屋幷竹束に水置事
一不知筒打樣之事
一地行之事
一地獄筒之事付長筒くた矢之事
一入子籠(こしき)に物を敷事
一無秤(ちぎ)時太筒之貫目知事
一太筒型(いがた)之事
一玉鑄(い)上け玉目改る意得之事
一太筒釣打之事
一耽(ふけ)筒藥込樣之事
一筒鑄法之事
一城中より太筒打時塀瓦維へ離る樣之事
一城中に焚炭鍛冶炭置事

所謂石火矢者倚時日地形之綠櫓藥之中權調氣可爲肝要矣所詮莅山野海濱而累歲勵其術則至玄々微妙理事豈盍疑乎

本國播州印南郡生國但州二方郡
高野住斯波氏當流之元祖ゝ云々

武衞市郎左衞門尉義樹

武衞沖之丞義旭

寶永三丙戌年八月　日　　星嘉兵衛正義（印）

中井孫三郎殿（後森卯兵衛と改）

炮術雜記

武衛流玉寸法

鉛玉算法序

予累年卄鐵炮之術故雖欲到鉛玉之依徑分釐之處以算術玉圓法幷鉛輕重世算書法多而豈不辨定故法勵蒙巧考器二法而因茲施算術則至鉛玉徑直准雅矩不差毫釐者乎武衛氏義樹序

小筒 鉛玉依徑寸分

五分	貳分貳厘四毛六糸
壹五	三分貳厘三毛九糸
二匁	四分八毛壹糸
三三	四分貳厘壹毛三糸
四匁	四分四厘九毛貳糸
五匁	四分八厘三毛九糸
六匁	五分壹厘四毛貳糸
七匁	五分四厘壹毛二糸
壹匁	貳分八厘三毛
貳匁	三分五厘六毛五糸
三二	四分壹厘七毛
三五	四分貳厘九毛六糸
四五	四分六厘七毛貳糸
五五	四分九厘九毛五糸
六五	五分二厘八毛一糸
七五	五分五厘三毛九糸

八敗　五分六厘六毛
九敗　五分八厘八毛六糸

中筒
鉛玉依徑寸分

拾敗　六分九毛七糸
貳拾　七分六厘八毛
三拾　八分七厘九毛三糸
四拾　九分六厘七毛八糸
五拾　壹寸四厘三毛六糸
六拾　壹寸壹分八毛
七拾　壹寸壹分六厘六毛三糸
八拾　壹寸貳分壹厘九毛
九拾　壹寸貳分六厘八毛五糸

大筒
鉛玉依徑寸分

百目　壹寸三分一厘三毛六糸
貳百　壹寸六分五厘五毛
三百　壹寸八分九厘四毛五糸
四百　貳寸八分五毛貳糸

八五　五分七厘七毛五糸
九五　五分九厘九毛三糸
拾五　六分九厘七毛九糸
貳五　八分貳厘七毛五糸
三五　九分貳厘五毛七糸
四五　壹寸六毛六糸
五五　壹寸七厘六毛貳糸
六五　壹寸壹分三厘七毛九糸
七五　壹寸壹分九厘三毛五糸
八五　壹寸貳分四厘四毛五糸
九五　壹寸貳分九厘一毛三糸
百五　壹寸五分三毛七糸
貳五　壹寸七分八厘二毛八糸
三五　壹寸九分九厘四毛五糸
四五　貳寸一分六厘九毛

五百　貳寸貳分四厘六毛貳糸

右因二法施算術令書記畢

六百目　貳寸四歩五厘　　七百目　二寸五歩八厘八毛

八百目　二寸七歩一厘　　九百目　二寸八歩二厘五毛

壹貫目　二寸九歩五厘

〆

炮格丸火星玉扣　和州郡山にて(十二万石)本田信濃守殿家老中見分之節丁着扣

一五寸玉くた付百貳拾目 下皮百貳拾四匁　小玉五拾入 劑藥四拾目

〆上四百六拾目出來上五百拾目

込五拾五匁矢倉貳寸四分

一五寸玉くた合壹寸八分　口藥三分十口貳分六り 合貳分七うけ一へん　道五分廿道五分十七 落色一へん

一五寸玉くた付百貳拾五目 下皮百五匁　小玉五拾入 劑藥四拾目

〆上四百貳拾目出來上五百目

丸火星

一五寸玉くた付百八匁 下皮百四匁　小玉五百五拾入る 劑藥四拾目

〆上三百六拾目出來上四百三拾目

込五拾三匁

一くた合一寸三分五厘　口藥十道三分

道藥法

塩　十匁　い　三匁　は　九分　そ　同　かい　同

八寸玉　道二寸　小玉 弐百弐入ろ　割藥 七拾目入ろ

寅の八月

一百五拾三匁六分　せふのふ

一五拾五匁五分　ゑんせう

一拾五匁　硫

一七匁五分　灰

〆

一九拾目　ゑんせう

一三拾目　硫　同火口

一拾三匁　松やに

一拾弐匁　灰

〆

一くた穴弐寸弐分小玉弐百　込七拾目　割藥七拾目　矢倉四寸五分

玉にほろ懸申候　玉付星入少前目へ落割極

筒藥　八寸五りへ

口藥

小玉

九月十日

一五寸玉　一つ玉古故　五町八間程下り前切　込五拾五匁矢倉二寸四分　一五寸玉　一つ　五町星入　幕串にて割れる　同斷

一五寸玉　一つ　五町星入同斷　同斷　一五寸玉　一つ　揚火　五拾二匁

右御見分松野又左衛門殿津田五郎左衛門殿正木惣右衛門殿御出被成候

右は和州郡山本多家老中

一五寸　一つ　同斷　同斷

一八寸玉　五町前切五間水中へ落火きゆる　込百貳匁矢倉二寸七分

一同　玉　同　後五間程きれる込矢倉同斷　後水中ほうろく拵打之聞吉もへよし

一一尺に艶格　小玉四百程　割八拾五匁　くた會二寸一分程　込百五拾目　矢倉六寸五分　玉にほろ掛申候

寛永六年丑九月吉日

鉄砲之書寫

心識之書

夫鐵砲者多口傳雖然先知筒之長短玉之輕重藥之强弱爲是魁本奥儀者有心目手之三旨志此道者惜寸

陰不放手掛胸間自然熟則雖不從心所欲不踰矩乎

筒固目錄之事

一四方詰之事

左右之腕膝四角に持固事口傳

一頰着之事

的を見たるかほにてそのまゝ筒を引着てよしにらみ着るも惡し浮着も惡したゝ常の顏にそのまゝ着てよし十字口傳

一目着の事

一町より内は星をのせてよし一町より外は星の眞中ほしなき物は十文字に見わけその蜘斗に目を付てよし口傳に有り

一身構之事

思無邪膝臺立放遠近によるへし

一手裡剛弱

剛にあらす弱にあらす筒長短輕重によつて仕かけて打も有うけて放もあり口傳

一息相

呂のいきにあらす律の息にあらす三重とめ空一同

心王妄不動六國一時平

一引かねの事
躰と云は不動物を躰とす引かねをいかにも靜に引てよし亦爰に躰の中に用有口傳
一引かねの事
用といふは動物を用とす引かねをいかにも急に引てよし又爰に用の中に躰有り口傳
右躰用之一味簡要也
一七間より一間まで放様有口傳
藥之事

[illegible]	九分七厘／一匁八分九厘	硫／灰	五德	一匁六分／二匁	硫／灰	忌	三匁（但杉原のはい）	灰	口藥	一匁六分／一匁九分	硫／灰

右目當獵に良いかにも細におろしかため申ときも水多入不申はら〳〵とする程に固候へは藥の勢よく候いかに細に藥おろし候ても水多入候へは塩硝硫黄ふき出藥惡候也

藥之事

拾匁	塩	二匁	硫	二匁三分	灰	口傳
拾匁	塩	一匁八分	硫	二匁五分	灰	口傳

煮合藥水加減之事
一いかほとにても塩硝鍋へ入塩硝一ならひ下に水のあるほと入其水七分になるほとせんし扨灰を合からうすにて大かたあつけさめ申候程にふませ其後いかにも細なる硫黄を入てよし
一硫黄は石うすにてよく搗其後はちやうすにて少つゝ水を入搗候へは細になり申候からうすにて藥

よくふみこまなるときそのまゝかためてよし粉にて久しく固候はねは塩硝硫黄ふき出て悪し

固汁之事

一久城なとに置候薬は松のあまはたに米少し煎し出し固てよし亦水に澁を少し入ても吉常に打くすりは水斗にてかためてよし

灰木上中下

一上々麻木　一中の上杉　一中桐　一中川原桐　一下川原楸　一下犬蓼

筒目直入様之事

一七間にて其筒の玉の大さ程に少し星を大にして星の下ふちへ目當を付星をのせてため入て放三匁三匁五分玉まては薬八分九分よし一兩玉より六匁玉迄は薬一匁貳分三分よしため入筒の薬すき候へは中り究かたきもの也十匁玉より上は其筒相應に込てよし

一目中放候時は廿間より一町迄は玉目半分薬を込て吉但し三匁玉より拾匁玉まてなり

一町打時は三匁玉より拾匁玉迄は薬玉目よく候也

臺尻之事

一目當獵なとはそりたる臺よし又町打ときはさほ臺よし

一先目中前目當なり不定の事いかに流を立候共其人見定かたきは不中もの也

筒先高下目當之事

一間遠　筒先高方へはこす者也

一間遠　筒先ひきゝ方へは下る者也
一間近　筒先高方へは下る者也
一間近　筒先下方へはこす者也
右遠近は表裏也
角之次第
一間積一町より内は角のかさを上に
一一町より外は幕を上一文字にはりてよし遠に隨て幕照てよし
一風吹候得は風下へ玉吹をされ候間其心得専要也
久城に置候火繩之事
一松のあまはた煎出し其汁か又こんやのあひにて染其上を鐵炮藥一放ほさ水にかきたてゝそめ干てよし
一木綿火繩しふにて上をはりてくり色にぬりたるもよし不斷は常の作火繩其まま用てよし
町打樣之事
一櫓にて打事　一せいらうにて打事　一こさるにて打事
一はしりにて打事　一付にて打事　一返しにて打事
一帆柱にて打事　一相倦にて打事
筒尺玉に應し町打事

一三尺之筒　玉目三匁　五町
一四尺之筒上下　玉目六匁　六町
一五尺之筒上下　玉目拾匁　拾町
一六尺之筒　玉目廿目　拾五町
一七尺之筒　玉目卅目　廿町
右末町延行候へ共玉行剛用所如此書付之外貳寸三寸尺相違は可爲同前

切掛恰合の目當

一三尺筒　前目當高　三分
一三尺五寸筒　前目當高　三分五厘
一四尺の筒　前目當高　四分
一四尺五寸の筒　前目當高　四分半
一六尺の筒　前目當高　六分
一七尺の筒　前目當高　七分
右尺に應て如此一尺に壹分掛藥込口傳
一過去之事　但し遺物矢倉にて打事是過去なり
一現在之事　目當獵なさの事是現在なり
一未來之目當事　但し玉大小筒の長短によらす自今以後如何樣のめつらしき鉄炮出來候共放樣のみこみ候處是未來なり
一不知藥放樣心得　口傳
一他流之筒放樣　口傳

筒色付藥之事

一四盃　壁土
一壹盃　硫黄
一少　石炭
一少　明礬

以上

右細におろし薄茶一服ほとに水天目に一盃入油氣なきやうに念を入みかき炭火にてあふり付る也

口傳

挟間之切樣之事

一竪四寸横六寸但内のりの本也めむはしのきに取てよし右塗たての本なり

一外めむは六寸八寸なり

一さまの高さ地形より膝のふしまてよく候右いつれもたいこへいなり但し柱ふとく塀あつく候はゝぬり立にて六寸横はゝ八寸高さ外面一尺よこ面み取やういつれもしのき八寸立て上下横へ筒まはし能樣に可仕候いろこかた丸さま色々雖有之丸さまいろこかたはさのみこのます候又山城なさのさまは地きわより五寸程上に切てよし切樣右同前口傳

玉籠之事

二親　●●　人雁鵜鹿　紙にめん〳〵に包　●●

水鳥　●●　貮つ玉の内に藥貮分程入てよし世間の内　●……●

万用玉　●●　貮つ玉の間少つゝけつり小刀にて石目を付て切口れち合候へは付也紙にて其上をはり申候　●●

●畝●越●紙にて包　●●●

七夕　●-●-●　紙にて包玉の間をゆひきる　●●●　如此中をくゝる

妻七夕　◐◑　●　上はわり玉也　紙にて包　●●

下釘細物玉　●━●　鉄にても竹にても貳つ玉の間三寸にても四寸にてもよし

繫　王　●━●　苧縄にてつなく苧の長五寸はかり

鐵炮雖多放定て無中事雖然心目手之有三旨

一心如開寒夜霜如何氣靜好　若以耳聽終難會

一目遠近見分吉　看取目前善惡

一手手裏剛弱筒之納事　眼前大通如移明鏡

右之三旨放則大形中外看可申者也

寛永十九　籾井平左衞門

右此壹卷者何流と言をも知らす只他流の秘卷たるよし到來にまかせ書留置もの也

于時　堀内幸八

延享貳乙丑歲八月十八日　宜辰（花押）

流儀由緒

御用達衆より流儀由緒出候樣と御見使田屋市郎右衞門殿西鄕件右衞門殿へ申來候由にて廻狀高松役所より來仍て左之通認め出申候

森卯兵衞

私儀享保六年丑六月　大惠院樣御代被　召出指南被　仰付候

一私流儀強藥打申候に付右申立候處於松江に寺村相右衛門落合九左衛門見分有之其節御鐵炮方より藥等懸候て込段々強藥に增し候て百目玉小目當五放打申候處星角に中て申候外に類無之打形にて珍敷流儀之由言上有之其砌被　召出候

一三百目玉御筒臺金具共流儀に御直し被下請取於松江御覽之節三百目玉小目當打候樣被　仰付松江町場へ御入前に見分有之三百目玉二放打申候處二放共中て申候に付　御覽之節右之通中て候樣にとの義に御座候處　御前にて又二放打申候二放共中て申候に付珍敷流儀にてこなれ候者との御譽之御意御座候流儀に何々有之候哉との御尋寺村相右衛門奉りにて別紙之通書付差上申候處藥込之儀はいか程成共望候樣被仰付弟子ともへ強藥打せ取立候樣寺村相右衛門奉りにて被　仰渡　上より弟子兩人被　仰付候仍て私打候強藥之通被下置稽古致させ取立申候其外段々之弟子共へも右之通被下置只今強藥稽古仕らせ申候已上

一三匁五分玉より三百目玉迄抱丁幷小目當

一六匁玉より三拾目玉迄早込

一三拾目玉強藥立放

一百目玉近丁幷小目當立放

一百目玉置筒

一二百目玉右同斷

一三百目玉右同斷

一貫目玉　右同斷

一棒爐工玉右同斷

右之通流儀に御座候流儀之名武衛流と申候私師匠稲葉六郎大夫儀一貫目玉頰附臺にて打申候に付貫流之元師と申稲葉流共申候棒爐工玉師匠土岐孫平次と申候流儀之名一元流と申候以上

戌十一月

右之通認め御鐵炮方へ差出申候以上

明和三年戌十一月

流儀目錄幷諸請取始之扣　安永十年丑卯月改天明と改元

享保十一年午六月流儀に何々有之候哉目錄差出候樣寺村相右衞門殿より申參候に付差出候扣

流儀目錄

一三匁五分玉より三百目玉迄町幷小目當　一馬上筒

一百目玉立放近町幷小目當　一三拾目玉早込　一同强藥立放

一百目玉置筒　一貳百目玉置筒　一貫目玉置筒

一烽爐工玉幷火矢置筒

右之通流儀に御座候流儀之名武衞流と申候私師匠稻葉六郎大夫儀一貫目玉頰附臺にて打申候に付貫流元師と申稻葉流とも申候烽爐工玉師匠は土岐孫平次と申候流儀之名一元流と申候以上

午六月　森　卯兵衞

延享元年子六月三宅善左衞門殿御通しにて

一鐵炮火蓋之紐は打候に差支不申候はゝ紅房附にて可宜との　御意に候其段相心得候樣申聞候

一百目玉鑄御筒　一挺　一三拾目玉鑄御筒　一挺

一五拾目玉鑄御筒　一挺

右二挺　大惠院樣御代被　仰付出來之年號相知不申候佐々木浦右衛門方にて出來

御好み延享元年子六月火蓋紐紅房附に相成る

延享二年丑八月

一立放百目玉御筒奉願候處願之通被　仰付伊藤又兵衛殿奉り御時節柄に候得共立放御筒願之通被

仰付候右御筒延享四年卯の夏御筒出來同五辰年臺金具出來右は佐々木浦右衛門方にて出來

延享五年辰四月扣に有之

一打道具出來　　一革腕貫　一筋但紫革にて　　一火蓋切紐　一筋但唐糸にて房附

元文元年辰より初て一通り出來

一三拾目玉早込打道具出來仕たり

右延享五年之扣に有之

寶暦七年丑十二月扣に有之

一三拾目玉早込道具三通り繕仕たり

同八年寅二月扣に有之

一同打道具一通り

同年二月扣に有之

一三百目玉打道具出來　但皮突留一つ　皮胸當手袋一通皮業行是は立附の事
是は後に相止める

右土肥次右衛門殿御取扱

同十二年午二月扣に有之

一三拾目玉早込目當幕請取始

安永七年戌扣に有之

一三百目玉御筒新規に一挺願相濟　右三百目玉御筒も其儘請取候願相濟

同年扣に有之

一烽爐工玉名を火業玉と替申候追て又火鏃玉と替差出し申候

同年九月子十二月

一前々差出し有之候流儀目録之内何々　御覽被遊濟丁にも何々相濟候哉此節目録差出候樣御用達衆
山田八右衛門殿より申參候

流儀目録

一三匁五分玉より三百目玉迄町幷小目當　一馬上筒

一百目玉立放近町幷小目當　一三拾目玉早込　一同强藥立放

一百目玉置筒　一貳百目玉置筒　一三百目玉置筒

一貫目玉置筒　一火鏃玉火矢置筒

御用部屋より附紙にて　元來大筒家業之儀に候得は縱小筒之打形有之候とても本文目録へ出候
ては小筒家業之筋と混雜致候に付自今拾匁玉以下之玉目は省き拾匁玉より三百目迄と相認候筈
右之通には候得共小筒鍛練之儀は勝手次第之事

右之通御附紙にて御座候付山田八右衛門殿へ御目懸書付幼少之弟子共は十匁以下鐵炮松江にて御見分之節打せ申度奉存候左候得は幼少之者勵に相成申候に付此段申達候處其儀は是迄之通打せ可申との御儀に御座候目錄へ差出候儀は無用いたし候樣にとの御事候

子十二月　　森　卯兵衛

右之通に御座候流儀名武衛流と申候私親卯兵衛師匠稻葉六郎大夫儀一貫目玉頰附膝臺にて打申候付稻葉流共申候火鏃玉師匠土岐孫平次と申候流儀之名一元流と申候以上

子十二月　　森　卯兵衛

別紙目錄之内

一六匁玉小目當　　一拾匁玉小目當幷早込（付紙にて本文拾匁玉以下之小筒自今御覽不被遊筈）

一三拾目玉小目當　　一百目玉抱丁幷小目當

一三拾目玉強藥立放　　一百目玉立放近丁幷小目當

一三百目玉抱丁幷小目當　　一火鏃玉　木筒

一五拾目玉抱丁幷小目當

右之通

御覽被　仰付候淸丁は抱百目玉被　仰付御座候

子十二月　　森　卯兵衛

別紙目錄之内

一三匁五分玉小目當（御用部屋より付紙にて本文三匁五分玉之品省き候筈）　　一馬上筒

一火矢置筒　　一百目筒より貫目玉置筒
右之通
御覽幷淸町未被　仰付候以上
子十二月　　森　卯兵衛
右之通三通に致山田八右衛門殿へ差出候處附紙之通は自今　御覽不被遊候筈御申聞に候此已後流儀
目錄差出候品有之候はゝ拾匁玉より上認出す筈
天明二年寅四月扣に有之
一火鏃玉木筒松木幷輪竹鐵輪代共被下置候願相濟
同年寅四月扣に有之
一三百目玉貳拾五丁今年より初て打申候（鈴木嘉七　林圓三郎　森新三郎）
同三年卯七月扣に有之
一火鏃玉二放岡本吉藏三百目玉丁百打之節於松江丁場に試五丁場新三郎打申候尤自分入用にて
同四年辰七月扣に有之
一火鏃玉拵幷藥拵等之細工所願相濟
右山本九兵衛殿御取扱
同六年午七月扣に有之
一右木筒竹輪損幷筒合目くるい候に付御修覆願相濟

同年八月扣に有之

一二三匁五分玉より拾匁玉迄小日當幷早込

右御用役衆御用達衆堂形山にて見分有之

同七年未五月

一唯之進樣御用に付諸流一等へ大筒丁樓藥書付差出候樣廻狀來る五月廿四日に御城御用部屋にて松

平十郎左衞門殿へ差出申候

一寛政四年子三月新三郎へ御藥調合被　仰付請取物扣別帳有之

一同十一年未五月火鏃玉御木筒七寸玉稽古奉願候處同八月松木被下置御筒出來仕候同十二年申五月

試丁御入用請取申候に大虫入損し候に付御筒無之又申立候はゝ可然事

一文化三年寅二月火鏃玉御木筒鐵輪損し候に付奉願候處輪關かね代被下置候に付出來

一同年試丁御入用願候事高松御役所御入用請取手形共に出し入用之藥鉛銀共寅の稽古場扣に有

南紀徳川史卷之百六十八

城郭邸園誌第一

臣　堀内信　編

和歌山城

紀伊國名所圖會に曰文治年間源二位將軍頼朝公總追捕使の職を奉し諸國に郡司莊司を置て天下の權柄を取りしより一國一統の守護職あることなし熊野の八莊司を始として諸司等互に郷里を押領し各權威を振ふて暴虐止時なく百姓其苦惱に堪さりしか應永十五年足利義持當國を以て畠山尾張守滿家に賜ふ滿家是によつて當國海士郡大野の城に居してやゝ彼亂妨を鎭めしに永祿の初根來寺の衆徒等再ひ國中を掠略し其勢ひ殆と制すへからさりしかは天正の初織田内府信長公當國に討入續いて羽柴太閤秀吉公兵威を盛んにして自ら軍馬を差向けられ根來寺を討て其巢窟を燒き寺領社領の別なく郷士の領地に至る迄悉く是を沒收し終に一國を平定す然るに大和大納言秀長秀吉の弟和州郡山に居城し紀泉兩國七十万石を領す天正十九年三月卒台命を奉して和歌山吹上の峯に城を築くこれ秀長か麾下の士桑山相模守重晴後剃髪して果報院と云の繩張する所にして同十五年より遂に桑山氏こゝに居す是當國和歌山に於て城郭を築の權輿なり

其後慶長五年十月淺野左京大夫當國を領して幸長及ひ舍弟但馬守長晟續て居城ありしか終に元和五未年かしこくも　南龍大君御入國あらせられ紀勢兩國を領し給ひしより下民今に万歳を唱へり

按に祖公外記附錄に畠山滿家大野村に城を築き鎭撫之後雜賀莊は鈴木孫市穗積重治二人押領し

太田城主太田右衛門太夫と權威を爭ひ合戰度々有之雜賀合戰之節は同宗門故致一味熊野邊迄も一統孫市の下知に隨ひ候然れ共割據の士却略難制に付天正十三年乙酉之春秀吉公根來雜賀太田等之一揆爲退治進發有之其時吹上の嶺に新城を築き候樣秀長卿に被命同年十一月廿一日鋤初同十五年より桑山重晴を城代に被差置慶長五年庚子迄十四年致居住同年泉州鳥取莊へ引取候云々

と記し其他は名所圖會に同し

一又同書に曰く和歌山又弱山とも云此地上古は今の府城の西なる麓まて都て海濱なりしとかや土人いふ上古　神武天皇此地に　御幸ませし時海中より吹出たる地なれはとて吹出の里とは名付給へり其後西南の方漸に陸地となりて濱方は遠くなりゆくまゝ終に海陸へたゝりて昔の面目を改め吹出の里の名もたゑていつの程よりかは弱山とはよひけり弱山といふに諸説紛々たり中略國祖御入國のはしめ當地に御居城なし給ひ大に國中を經營まし／＼舊名によつて字を改め和歌山とはなし給ふと云々

　按に和歌山城を一に虎伏山竹垣城と呼なせり何に由て斯く稱するや未た筆記のものを見す他日の考査を待つへし

虎伏山竹垣城と稱ふる所以は海上より此の吹上の丘陵を望めは宛も猛虎の伏臥するに似たるを以て虎伏山と呼ひ城郭東方大手門より元加納大隅守邸の邊に亘り北方大手門より北島傳法に至る迄竹林を以て圍繞し矢石銃丸等を防禦するの用意ありたり故に竹垣城と呼ふ（因に大手門本町九丁目は傘提灯製造者の專占する所にして他の商賈等一も此所に住することを許されさりしなり）

是れ一旦事有の時直に附近の竹林を切りて矢來を結ふの役に充しめんとの用意成しと云

一元和五己未年八月十三日初て御入城

一同七酉年和歌山城を關修　將軍家より銀二千貫目を賜ふ

譜略に曰く是年　將軍家より銀二千貫目を賜ふ紀府城あさま成樣に被聞召候間石垣等　思召まゝに御普請可被成旨也御城南の丸繩張は後に藤堂和泉守紀府に見廻に被參たる時帶刀と相談ありし也と云々

一按に此關修頗る大土工に聞へ遂に　幕府の疑ふ處となり安藤直次　公命を奉し家に歸へらすして直ちに江戶へ出發閣老に譏し紀公果して異圖あらは進んて大坂城に據るへし何そ區々たる和歌山を保守せんやとの辨疏依て衆疑忽ち氷解に至りしとの事直次か傳に詳也されとも其計畫中止する所ありし由新堀の堀留其遺跡也と人口に膾炙す今の西南の高石垣も此時の築造と云傳ふ

一那賀郡高野寺領上野村今は最上村と稱す岩出より紀の川を隔て南に當る所に西は貴志川絕壁をなし東北は栢榴川取めくらしたる山上坦々七八十町歩の平原あり南東は連山綿亘栢榴川の北又紀の川の大河をひかへ要害無双の地とす　龍祖御入國の後和歌山城は海濱に接し水害亦免れかたく南海の鎭にたらすと　思召たるにや此地を相し給ひ是屈竟の地也城郭築くへく士屋敷市街の配置亦十分なりと岩出御殿へ被爲成之時度々實地御親驗高野山へ紹介和歌山城移轉之事を切に安藤帶刀に謀り給ひしに安藤は深く其不可を陳して諫め奉りしにそ思ひ止まり給へりといふ此說書記のものなく若山人士の口碑にも聞かす信實て岩出御殿の舊趾調査の際兒玉仲兒（粉河の人）の

議是に及ふ後中西光三郎（那賀郡貴志村の人當今多額納税議員也）に質すに全く古來よりいひ傳ふる言也とそ地形上實に左もありしならんと察せられたり安藤氏の深意量りかたきも蓋　幕府の嫌疑を避しものか該地今良田漠々たりといふ

一明暦元未年十一月十九日都築瀨兵衛屋敷（西の丸御門前にて當時御藏のある處）より出火御城幷侍屋敷等燒失朝四時比より暮六時比迄に至る此時の事及ひ久野和泉守手勢を以て御櫓を消留たる事等　龍祖當年の記に詳也

一本に此時二の丸を延燒其他は無事の趣に記せり

一寶永六丑年岡口南の丸櫓臺吹上口石垣等仕足御普請

一一本和歌山畫圖之内に　府内凡東西二十一町餘南北廿五町

一丸之内幷吹上宇治廣瀨湊新堀諸士屋敷數千百二軒屋敷なしの諸士四百八十人所々に散在

一安藤帶刀組同心は南北田邊町に住す水野對馬守同心は南北土佐町に住す

一三浦長門守組同心は吹上（天）[大カ]下屋敷久野健之丞組同心は能登町に住す水野太郎作村上伊豫守兩組も久野組と同所御城代組同心六十人は南吹上に住す大御番頭同心二百四十人は新堀幷神明近邊に住す町奉行組同心廿八人屋敷なし

御留守居番頭組同心同物頭組同心御旗奉行組同心御槍奉行手代御先手物頭組同心御持弓筒同心五十人の者共都合七百廿人は屋敷なし諸士屋敷の長屋をかり又は町宅に住す勝手宜敷者は年貢地自分抱屋敷に住す

一神社七ヶ所寺九十二ヶ寺右の外十五六ヶ寺は山伏なり

一天明六午年中橋邊より西丸邊の外堀浚ひを被命凶年打續き貧民救助の爲に市中裏屋住居の老幼迄
募り浚土を運搬せしめて夫錢を給す

一文化十酉年十一月御城大奥向燒失

一同十一戌年十一月京橋御門外下馬腰掛取拂ひ右跡へ土手を築小松を植付る

一文政三辰年十二月吹上御門外の下馬取拂ひ右跡へ米倉建築

一同年五月火防の札御天守二の丸に打せらる

一弘化三午年七月廿六日晝八時過天俄に掻曇り白雨大雷遂に天守閣に落雷火を發し炎焰天に漲り小
天守へも火移り二の丸も殆と危かりしか夜に入東風に變したると消防盡力とにより無難天守閣は
屋壁悉く燒落たるにも不拘幹材は翌朝迄燃燒恰も火天守の如く其悽慘言語に絕したりと銃丸貯藏
庫の如きは鉛沸流れて倉庫丈けの一枚鉛となり兩三日間は傍へも近寄り難く後一尺角程つゝに切
割り一ヶ月餘もかゝりたりと事は　憲章公の記に詳なり

一說に城內天守閣二臺あり小なる方はかの重晴か築造に係る呼て古天主と稱す一城郭の中斯く
相並んて存するもの唯和歌山城あるのみと云々

一同年十二月十日

一位樣舜恭公 御沙汰により御天守御再建の儀　公儀へ被仰達有之相濟候はゝ御普請御取掛らせの筈
との旨御家老より御役人向へ心得を達す

一同四未年八月十三日御天守幷御櫓四ヶ所其外御多門向等有形之通御再建御願之通相濟

天守再建は幕府の制容易に允許せられさる處　舜恭公特に御請願の旨あり且當時格別の御間柄なるにより特許に至りし事といへり

一同年九月十日大夫初諸有司へ御天守再建御用掛被命

一嘉永二酉年十一月朔日上棟式有之（工事着手之年月缺記不詳）御用掛り之面々末々迄御酒肴被下於大手御門前蒔餅之御式有之

一同三戌年六月朔日御普請落成に付御家堅め御清祓之御祝儀あり於場所御家老初末々迄御酒被下御目見以上以下へ御天守及御本丸拝見被　仰付

一安政六未年十二月十二日御城表向を初所々御修覆御用御仕入頭取へ被　仰付

一明治三午年四月廿九日二の丸より西丸へ御引移御同所を御役宅と相稱候事

去年六月版籍御奉還和歌山藩知事御拝任本年二月六日より府藩縣公廨自今總て廳と可稱旨被仰出二之丸は公廳となりしに依て也西丸は從來御書院高御殿御舞臺等のみなるを以て二之丸の菊の間柳の間を移して建築の處落成を告く依て四月廿四日より漸次御道具向運搬本日御移徙ありたり

爾後左之布達あり

一明治三午年六月二日追廻し砂之丸御門御用之節通行之品書記以上口斷を以て通行右以下鑑札を以て通行爲致候筈に付兩御門へ判鑑廻り候樣にと戍營へ達す

一同年七月出御之節御供下ろし後暫之内御門〆置候へ共以來御開門之儘御召込等相成　出御被遊

候事

出御御留守中參事已上入來候はゝ御門片扉開き候筈

一西丸御移徙後表御門初御番人左之通當直す

御玄關　御取次　二人つゝ　護衛兵　四五人つゝ

（表御門 切手御門）御橋廊下 鶴之御門　護衛兵一分隊繰廻し勤

通用御門　一二等卒打込三人つゝ

御用詰　同　八人つゝ

御錠口

明治三午年十二月近々御上京に付御留守中表御門御玄關御橋廊下〆切御番人減少之旨戍營都督初諸向へ達す

一明治三午年九月廿九日左之通改稱の旨公用局參事より布達

二之丸御對面所を　書院と　御座之所を　小書院と

一同四未年七月十五日廢藩置縣となり藩知事御免官東京へ御歸住被仰出同年九月十二日西丸御發駕　御簾中樣には十一月十七日御發輿也元和五年以來二百五十三年の御居城是に至て全く御退去あらせられたり

按に若山城天守閣の圖は次に掲くと雖も他の樓櫓殿閣壕塹其他の圖傳はらす地の面積岳の高度建築構造の事牙城外郭警備の章程等亦記乘散逸且廢城既に數十年を過き今や考査の方なし試に概略

の大日を擧れは內郭には御本丸二之丸西之丸砂之丸ありて其下諸士の邸宅縱横布列外郭之を廻らす二の丸の外寢は　御座之間御對面所大廣間鎖之間孔雀之間柳之間（寛政九年五友之間と改）菊之間蘇鐵之間（寛政十一年麝香之間と改）中之間虎之間御玄關等にて鎖之間は執政詰所にて奥表の境とす是より內を焚火之間と云大なる爐有り　龍祖の御時御話の衆と稱する古老の名士を時々召され寒夜爐を圍み焚火しつゝ各武功覺への武談を隨意になさしめ給ひて御聽聞又は若年の武士共に傍聽を命せられし處と傳ふ夫より直ちに御休息の間なるよし此他は諸局諸府御臺所等密接狹隘寸隙なし內寢の事は詳ならす

一御本丸周圍の山崖は大樹森々鬱蒼樓櫓も窺ふ可らす唯天守閣の天に聳ゆるを見るのみ西丸の上崖邊には俗に鳥止らすと稱する老樹殊に繁生たり此樹は幹枝共に大なる刺蕀ありて鳥も（栖）［棲］息する能はさる也と要害の爲なる由又御本丸に水の手の櫓と云あり籠城用意の井戸ありしと也御秘事と稱し何人も窺ひ知るを得す其下に西の丸の方へ通する横穴ありしと渇水の時是より水を入るゝ暗洞也とそ

一廢藩置縣後天下の城郭は悉く陸軍省の所轄に歸し又は舊藩主の請願に應し拂下け公園等になしたる分ありと然るに和歌山城は有形の儘陸軍省に屬したる後明治十八年大廣間を大坂鎮臺へ移築となり同年二月廿一日解放に着手同七月三十日移轉修築竣功すといふ

御再建の御天守は別圖の如し

御再建
御天守圖

一

十

九

二

六

三

四

五

七

八

田邊城　牟婁郡

紀伊國續風土記に曰く（牟婁郡田邊莊の部）此地秋津川の海口にありて古の牟婁の津なり淺野氏封を本國に受け八王子（江川浦の北西谷の八王子山一說に上の山の城といふ）城代たりし淺野左衛門佐更に江川浦の洲崎に城を築き慶長九年洲崎城に移る同十年八月十二日大風巨濤にて城破壞す遂に更て城を湊村（秋津川の東にあるを湊村といひ川の西にあるを江川浦といふ）に築き同十一年湊城に移る當城の南は海に面し城の北に市郭を開き城の東を諸士の第宅とす元和五年國老安藤氏采邑を此地に受て舊規によりて之を擴めて是を大にし第宅商屋湊領の地に蔓延し戸口益繁く區域彌廣く遂に南邊の一都會となれり此地國城若山を去事殆二十里山川阻絶して形勢相及はす鎮を置に非れは近境を制するに足らす故に安藤氏をして都邑を此地に受けしめて南方を鎮せしむ遠近相繫き維持制を得たりといふへしと云々

一元和五年御入國の時安藤帶刀部下横須賀組の內小身の者を田邊へ可遣置との命により鬮取にて三十六人當撰一同祿二百石充に御加增田邊へ移住す之を田邊與力と稱し子孫世々繼續の處安政三辰年安藤家に於て其待遇を變更臣隷とせしに當り不服を唱へ同年九月一同田邊を退去し浪人す

一安藤帶刀直次右以下世々當城主たりしか直次より十三世飛驒守直（裕）（一本諦）に至り明治元年正月以來可爲藩屏之列との　朝命ありて國老を離れ後天下府藩縣の三治に歸し田邊藩となり明治四年十一月廢藩置縣被　仰出爾來和歌山縣管內となる

新宮城　牟婁郡新宮

紀伊國續風土記（牟婁郡）に曰く慶長五年堀內氏亡ひ淺野家封を本國に受けて淺野右近大夫源忠吉奥

熊野を統領す始て地を相して當城を經營す土功畢らす元和五年淺野氏封を藝州に移す忠吉も備後三原に移る同年八月水野出雲守重仲釆邑を此地に受け淺野氏の規模を襲き水野土佐守重上の代に至り寛文七年閏二月更に增修經營し土功を畢ふと云其地周十町許一の小山熊野川の南北海口に特起して北の方深淵に臨み東大海を眺觀し曠野南に開け千穗峯神倉の峻嶽西を塞き其間邸宅市廓棟を連ね甍を並へ區に分れ齊しく列り熊野地の民舍其東の麓を圍み城樓密樹の中に挺出して勢雄偉也此山舊は東仙宗應の二蘭若の地なり淺野氏城を築くの時寺を城西に移し其跡を以て城地とす東仙寺は源爲義の女丹鶴姫の建立にして山號を丹鶴山といふ故に文人當城を名付て丹鶴城といふ城下の內城地東にあり其西を諸士の屋敷とす又其西を町家とす

又曰く此地西田邊城を去る事二十二里半東の方伊勢國界荷坂峯を去る事二十里余北大和國界十津川を去る事十二里許奥熊野の中間にありて郡中の一都會なり中略水野氏領する所他の士大夫の知行所と異にして其土地人民山林の類皆屬す因りてこれを新宮領と稱ふ

一水野出雲守重仲以下世々當城主たりしか十一世大炊頭忠幹に至り明治元年正月以來可爲藩屛之列旨　朝命あり後天下府藩縣の三治に歸し新宮藩となり明治四年七月廢藩置縣被　仰出爾來和歌山縣管內となる

松坂城

松坂城

此地元四五百森（ヨイホノモリ）（宵森又四間生森夜庵森に作る俗に城山と稱す又松坂城の圖を按るに四五百森は本丸の南の山東西百七間南北百二十九間高さ六間杉樹の下に稻荷神社ありと記す）と稱す面積凡三千坪餘と云土地高燥樹木深欝內海の風景亦望中に屬す一曰四五百森は意悲神社の邊を總稱す神鳳抄

載する所四蘭生御園の地是也（背書圖誌 三國地誌）古木欝蒼頗る幽凄を覺ゆと

足利義敎供奉紀行　　大僧都堯孝

此ころの月みるよひの森ならは猶旅人の立やよらまし

參宮記　　北村季吟

木の間もる月にそふらし宵の森都を思ふ心つくしは

元龜元年北畠氏の臣潮田長助始めて城を築く（北畠物語○或は曰く長助城を築くの說好事者の言に出つともいふ）天正十二年北畠信雄羽柴秀吉と隙あり秀吉因て蒲生氏郷を一志郡松島に置く天正十六年四月十八日除目行はれて氏郷正四位に叙し左近衞權少將に任す四五百杜は勢州の舊壘地廣くして海近につゝき商船の便りよく年々豐饒なるへしとて氏郷松ヶ島の居城を此地に移し大に壯麗を加ふ松ヶ島に封せられてより彌爵祿加はり武名盛んに我家松の字吉祥なれはとて四五百森を改めて松坂と名付く是よりして氏郷を松坂少將といふ十八年氏郷會津若松城に轉す秀次服部一忠（采女正）をして代り居らしむ秀次の叛を謀る一忠亦死を賜ふ文祿四年古田兵部少輔重勝江州日野より移て之に居る重治に至り元和五未七月石州濱田に國替本城遂に　龍祖に賜りたり依て古田の老臣古田助左衞門と我か大藪新右衞門井村善九郎笠原助左衞門と立會本城其他侍屋敷等請取後御仕置を長野九左衞門に命せられ　幕府一國一城の制を定められしより天守門櫓等を毀壞す明治維新迄は御城代之を鎭し後城廢却松坂公園となれり唯石壘は今尙存す

右祖公外記附錄及ひ澁谷幽軒か竹亭腐談伊勢名勝誌を參取す名勝志は五鈴遺響背書圖誌に據るとあり

一松坂城の圖に

三の丸東西二百七十間　内　九十七間　二の丸分
　　　　　　　　　　　　　四十六間四尺　本丸分

三の丸南北三百廿九間四尺　内　百廿間四尺　二の丸分
　　　　　　　　　　　　　　　九十間　本丸分

三の丸曲輪十七町廿六間　内　二の丸曲輪　七丁三十六間
　　　　　　　　　　　　　　本丸曲輪　六丁十八間半

　　　　　　　　　　　　此内に棟數十一は樓門幷門共

城の高　十六間一尺　大手口地形より天守臺平迄　北

同　高　十三間　　　門五百森山切貫地形より同斷　南

同　高　十三間七寸五分　裡門脇地形より同斷　東

同　高　十二間七寸　留藪之方地形より同斷　西

松坂城蒲生飛驒守居城以來の沿革は松坂雜集に記して詳也郡制勢州の部に掲載爰に略す參照すへし

一寬政五丑年九月廿一日松坂御城堀土砂浚　公儀へ御達

維新後明治十七年に至り松坂士民より請願官許を得松坂公園地へ　南龍神社を建設同年十月落成十一月十三日鎮座式執行により御代拜として御名代中村覺を被遣御神鏡及ひ御傳來の御太刀一口（南龍祖より御傳來二字國俊無銘鞘太刀御拵付たり）御奉納金貳百圓御寄附十三日十四日兩日を以て御鎮座式臨時祭典共畢行十五日一同へ酒膳を賜りたり。

本記神鏡は舊臣後藤貞行に鑄造被命貞行伊豫別子の新銅を以て齋戒鑄製す裏面の神號は　當公御染毫と云ふ

田丸城　伊勢國度會郡

伊勢名勝志に曰く田丸城一に玉丸城に作るは田丸町の西部に在り神鳳抄載する所玉丸御廚の地是也中世に至り愛洲氏此に居る古記に延元三年七月玉丸城軍勢等寄來り宮内村放火の間忠緒朝臣宿所炎上云々又興國三年八月宮方は勢州田丸の城に栖籠る高土佐守師秋之を攻落す云々の事を記す蓋愛洲氏の族類之に居しか其後北畠政郷の庶長子政勝出て愛洲忠行の後を承け田丸城と稱す子孫相繼て住す應永廿一年九月本宗北畠滿雅兵を舉けし時其族之に據り以て足利氏に抗す具直一に具昌に作るに至りて天正三年本郡岩手城を築き之に居る既にして信雄大河内城より本城に移る是に於て具教及ひ其族類を殺し遂に北畠氏を滅す八年本城燒失して一志郡細頸城に移る十二年具直又來りて之に居る後蒲生氏郷に從ひ陸奥に移る爾後生駒牧村等諸子の所管となり慶長五年稻葉道直岩手城より來りて之に居る元和元年藤堂高虎の所管となり五年八月德川賴宣の領地に歸す其老臣久野宗成之を守り世襲す明治維新に至り城廢す今一等官林地となり石疊尙存す多氣錄　背書圖誌　田丸城沿革考

一明治四未年二月九日田丸城追々及破壞營繕の空費不少により取拂度旨辨官へ御伺の上廢毀せらる

按に田丸城沿革考は外宮の神職石部清直か天保十二年著する處にして歷應以前南朝方の軍兵玉丸城創營といふより久野氏城主たる迄の沿革を引證を舉け明細に解說したるもの也

卷末に云く今安濃津立町にある大門は田丸城北の本町にありしを藤堂家の彼地に引移されたる也と田丸の里俗口碑に傳ふと云々

南龍公

歴世殿邸沿革

一慶長十二未年二月　神君に御附從武府より駿府に御移住

一元和四午年竹橋邸御拜領

一同五未年八月十三日紀州和歌山御入城

一同六申年閏十二月御邸宅落成御成門等宏麗を盡す

右は蓋し竹橋邸の事なるへし

十五代史に此月尾紀水三家の第宅成とあり造營等の事殿邸莊園畢竟に詳にす參照すへし

一寛永二丑年（月日不知）城州伏見邸御拜領

一同四卯年城州伏見角倉主馬屋敷御買入

一同九申年七月廿六日赤坂邸御拜領

按るに寶鑑には御上屋敷御拜領とす然れ共御上屋敷は元和四年竹橋内にて御拜領　將軍家度々御成御成門等宏麗云々とあれは御中屋敷に當邸を御拜領なるへし其後明暦の災に竹橋邸燒失故に麴町にて御上屋敷御拜領なるへし

一寛永十五寅年九月廿三日御下屋敷御拜領廿五日御下屋敷受取（地所不詳）

一慶安三寅年五月朔日御中屋敷へ御移徙

一承應二巳年三月廿五日田屋敷御拜領（四月三日請取四つ谷鮫ヶ橋の内なり）

一明暦三酉年五月十四日御上屋敷替地御拜領（本多越前守土岐山城守屋敷なり）

竹橋邸本年正月の大火に燒殘りたれ共上地となり御願に依て替地御拜領即麴町五丁目邸是なり

同邸營築善美を盡されし事等　龍祖當年の本紀及ひ殿邸畢竟の部に詳記す

「追考竹橋邸類燒を免れ共此時三親藩の邸皆上ヶ地となり替地御拜領に成りたる也殿邸畢竟の部に詳記の如し」

一同年十月二日右添屋敷に松平帶刀屋敷御拜領

一寛文七未年十二月十三日城西の御隱殿へ御移徙　湊有田屋町光明院の地是也といふ

一同九酉年八月紀州那賀郡粉川村陽山へ別館御造營

清溪公

一寛文八申年二月四日御中屋敷炎燒

此月朔日牛込酒井邸より出火芝海岸に至り又吉祥寺前より火起て日本橋に至り四日亦大火ありたり

一延寶四辰年十月十一日澁谷御屋敷御拜領

一天和二戌年十一月十一日赤坂玉窓寺替地御拜領

右は何れの邊なるや不詳れ共維新前迄玉窓寺は赤坂邸内山屋敷切通南に隣接す當時青山御所御臺所の邊にありたり

一同年十一月二十八日御中屋敷類燒

一説に川田窪よりの出火にて御館不殘類燒と云天和三年二月御長屋御作事十二月御中屋敷御普請出來貞享元子年三月十六日御參府より御移徙

一貞享元子年御守殿御普請

將軍常憲公姬君鶴姬君　高林公へ御緣組に付てなり

一元祿四未年三月九日御添屋敷御拜領

一同八亥年二月八日御中屋敷類燒

　四つ谷傳馬町より出火にて類燒頗る大火にて海岸に至る澁谷御屋敷へ御引移り同九子年三月御

　參府之節より御中屋敷へ御移徙

一同年三月九日青山御屋敷御拜領

一同十丑年二月廿五日御成御殿御普請

　此比將軍　常憲公頻に臨邸あらせられたり

一同十一寅年二月十一日青山新御屋敷上棟　同年六月二日御移徙是年四月御退隱なりし

一同年九月十二日御入國直に御隱居所へ御着　湊村にあり

　御下屋敷を御隱居所に御取極とあり那波木庵增明軒文一篇を書して上るに公築亭紀川上以爲遊

　覽之所とあれは御隱居に付御新築ありしならん

一按に　公御晩年紀州海士郡椒御殿へ屢々御逗留の事あり此殿新築の事記載なく詳かならされ共歷世及ひ　大慧公にも時々臨

　御ありたり

高林公

一元祿十五午年二月廿五日御中屋敷前明地御拜領　御殿守御手狹に付　大殿樣より御願に依て也

一同十六未年十一月十八日御中屋敷類燒

四つ谷より出火に付て也此以後御上屋敷へ御住居寶永三年九月御中屋敷御普請落成

深覺公

一元祿十六未年九月廿二日目白臺にて御屋敷地一万二千坪出る

巣鴨邊の由是元祿十年四月新地三万石御拜領に依て也同十三辰年七月三日にも御屋敷御拜領の事あれ共地名なし場所更に替りたるか

一寶永二酉年四月十四日御屋敷所替靑山宿にて御拜領

一に靑山百人町とあり同年七月十三日御願の上御返上御相續に付て也

有德公

一元祿十五午年七月朔日若山傳甫に御屋敷出來御移住

一同十六未年九月廿二日目白の上にて御屋敷地一万二千坪御拜領

元祿十年四月新地三万石御拜領に依て也

一寶永二酉年四月十三日御屋敷替靑山宿にて御拜領

一同三戌年九月廿八日靑山御屋敷へ御移徙

一同五子年正月廿五日鵜殿平八郎上地四百十二坪餘御拜領　紀州領附也とあり

一同年十二月廿八日八丁堀御屋敷上り替地芝海手にて出る

八丁堀邸の事別に詳記す此邸後代の八丁堀とは異なり芝海手其他不詳

一同六丑年正月十一日御上屋敷へ當分御移

一正徳元卯年三月御參府の節直に御中屋敷へ御移徙

大慧公

一正徳六申年五月二日麹町御上屋敷へ御引越

　翌日西條家より御本家御相續に付百人町より御引移りなり

一同年八月九日御中屋敷へ御移徙

　四日　長福丸様（後將軍家重公御中屋敷に御住居也）御城へ御引移りに付て也

一享保二酉年六月廿五日青山御殿御普請出來御實母御移徙

一同六丑年五月廿三日御內證御座の間御普請出來御移り

一同十五戌年正月六日丑下刻比青山御殿御臺所より出火御座之間新局等は殘り其外燒失　常陸介様

御殿も不殘燒失

一元文五申年御上屋敷御守殿初て御普請

一寶暦二申年正月五日巳刻比御中屋敷御臺所より出火奥表御內證共殿中不殘燒失御上屋敷へ御立退

　二月九日青山御殿へ御引移り

　同年四月十五日御中屋敷御普請手斧初十一月三日上棟

　同三酉年五月十一日御普請出來御能被　仰付同九月表御殿御書院上棟

菩提心公

一寶暦十一巳年七月廿九日赤坂御屋敷巽御門內御長屋類燒

一同十三未年七月四日御中屋敷御普請出來に付御引移り
御簾中樣御初方々樣にも御引移り
一明和元申年十一月廿一日永隆院樣（公の御生母）御住居新御殿御座所長局より出火翌日御上屋敷へ御引移り明和三戌年六月廿八日新御殿へ御移りとあれは御中屋敷内に新御殿ありしなるへし

觀自在公

一明和三戌年二月五日朝六つ時過江戸御中屋敷御守殿長局内より出火御守殿并御中屋御殿燒失（西御殿は少々殘る）方々樣不殘御上屋敷へ御立退　左近將監樣青山御殿へ御移り
一文化七午年十月晦日和歌山御下屋敷御住居向燒失（御隱居後なり）濱御殿へ御立退當分御同所に御住居
一文化十一戌年十一月御普請出來同廿二日御下屋敷へ御引移り
一文化十二亥年二月三日御下屋敷再ひ燒失
濱御殿へ御披き御同所御住居に被　仰出
右御下屋敷は湊御屋敷にて濱御殿は御藥種畑也御下屋敷は後天保三年に至て再建　當公は薨逝迄濱御殿即ち御藥種畑を常殿となし給へり

香嚴公

一安永四未年九月麴町御屋敷御玄關其外瓦葺に被　仰付
一同五申年七月朔日より御上屋敷大御門御修復右之内御同所南の方東御門より通用

一天明六午年御中屋敷御普請同七未年九月落成
右は天明二年十月廿二日表御殿釿初の處御延引になり同六午年二月廿七日再ひ御普請掛被　仰付同年三月十五日御殿地地鎮祭同月廿八日釿初十一月廿三日表御殿御内證とも棟上同七未年八月十五日御玄關向棟上也是れ
種姫君樣（舜恭公御簾中貞恭院樣御事）　公儀より御入輿に付御守殿等御造營中々の大土木にて疊七千疊若山にて出來江戸へ廻りたり是れ若山潤澤のための特旨に出しよし上棟之時先前斯る御祝の折には御酒被下有つる例を以てこたひも執り行はやと伺ひ奉りしに其廉々よりも宜敷取計ふへしと仰出されし大夫諸有司はしめ末々の人々あるひは諸職人車力やうの賤きもの迄も强飯御酒肴なと數多下され總計千八百計の人々謳ひ舞ひ終日の賑ひ言語には述かたかりしとなん
一同九月廿七日　舜恭公御移徙あり
一同四辰年正月四日權田原出火にて御添屋敷少々幷御中屋敷青山新御長屋同所西表通り御長屋共二棟類燒
一同七未年正月十七日權田原火事にて御添屋敷御長屋不殘類燒
一寛政元酉年十月廿二日御中屋敷新御舞臺出來中將樣御慰の御能被　仰付
舜恭公
一天明七未年九月廿七日御中屋敷へ御移徙
種姫君樣御入輿には麴町邸より御引移成へし

一寛政元酉年八月十一日巣鴨并千駄ヶ谷にて上ヶ地御拜領
同十九日千駄ヶ谷石谷市右衞門上ヶ屋敷同廿日巣鴨志野兵庫左衞門上ヶ屋敷受取

一同年十二月廿七日御守殿前にて屋敷地御相對替御願之通相濟
種姫君樣御守殿へ參上之面々供廻り下馬所無之に付御守殿前小普請松島繁太郎御勘定山田仁右衞門小普請淺田平五郎屋敷と巣鴨千駄ヶ谷上地御拜領之分と御相對替也

一寛政四子年七月廿一日赤坂御屋敷類燒
麻布笄橋より出火南風強く大火となり左の通類燒
御中屋敷上の馬場山屋敷異御門并内御長屋覆盆子谷御長屋過半會所東門右續東表御長屋三十間餘

一御上屋敷西北表内御長屋乾御門共

一同五丑年十二月御中屋敷表御殿御書院滿作
去年十一月十五日繩張本年四月三日釿初八月十七日柱立九月十三日上棟同月廿九日圓滿寺參上御祈禱翌六寅年三月朔日御開きあり

一同十午年十月廿七日赤坂御屋敷内出火御殿向無別條外に類燒無之

一文化八未年二月十一日赤坂御本殿及山屋敷邊類燒
市ヶ谷本村より出火にて類燒　諧姫樣豐姫樣御初麴町御上屋敷へ御住居

一三月十二日赤坂御屋敷大御門御取建所の儀　公邊へ御達

一文化十酉年七月御本殿造營落成八月十三日　鍇姬樣豐姬樣御移徙
一同年四月廿八日御本殿赤坂辰巳之方入込候町地二千百坪爲火除地御本邸內へ御圍込御願之通相濟
　同年九月十二日四つ谷御門外御堀端小普請組大森八郎右衞門拜領屋敷九百坪を此御方へ澁谷御屋敷三万坪之內六百坪を寄合落合鄉八へ同人拜領屋敷表二番町七百坪を大森八郎右衞門へ御相對替相濟
　　四つ谷御門外御堀端地は御家老村松鄉右衞門へ御貸渡の爲也
一文化十酉年八月二日御中屋敷中雀御門　御在國御留守中は勿論　御在府御留守の節も大御門同樣御門〆置潜開き置可申年頭五節句幷入來等之節大扉開き候儀も御門之通可取計事と布達
一同年十二月十九日御中屋敷御殿を向後御本殿と唱候事
一同十三子年五月四日向後御座敷向御障子明け置候儀は五月五日より八月廿日迄之御定めに相成
　但右之通に候へ共時候に依り前後見計ひ明け置候事
一文化十四丑年十一月二日
　赤坂御屋敷表御門
　　御弓　　十張　　　御鐵砲　　廿挺　猩々緋袋入
　同　中雀御門
　　御弓　　五張　　　御鐵砲　　十挺
　本文御鐵砲表御門は平日共袋入に相成中相雀御門は平日廉立候節共袋不入候事

一文政元寅年正月廿六日布達

御本殿役所部屋へ不淨所下肥汲取候儀役所により切戸穴道等〆り多遠在より罷越候肥取の者難儀に及候付左の定日早朝より切戸口穴口道明け置候樣

定日に差支又は定日迄支候はゝ幾日に汲取候樣との儀前廣に御勘定へ元通し候樣

表總不淨所

御留守方　毎月　九日　十九日

御在方　毎月　九日　十九日　廿九日

一文政元寅年八月廿二日夜赤坂御本殿燒失

御用部屋より出火　御廣敷局二の側三の側丈殘る

中將樣青山御殿へ御立退同廿八日麴町御屋敷へ御引移御住居

一同五午年正月九日御造營上棟同二月廿二日　御參府　御着座之節より未た落成無之と雖も直に御本殿へ御移徙

一同年五月九日落成御舞臺開き御能有之　宰相樣御簾中樣には矢張麴御上屋敷に御住居翌文政六未年八月廿八日に御移徙

一同二卯年二月和歌山西濱村へ御隱殿造營

二月廿八日爲御逗留被爲成引續き御在國にて御逗留御隱居後文政十亥年十二月十八日御普請出來に付向後御住居被　仰出

一天保四巳年二月大奥御普請御仕入方へ被　仰付

一同六未年十二月廿六日夜麴町御殿類焼　三丁目より出火

毎歳十二月廿五日より麴町平川天神の草市を開き群集雜沓を極む此時御長屋下に接近の露店より出火草物に火移り忽ち延燒に至りたりと云

顯龍公

一文政十二丑年三月廿一日八丁堀邸御藏御長屋共不殘燒失

神田佐久間町より出火大火となり四方火に包まれ橋々燒落ち同邸御住居の御家中四五名燒死す

一同年六月廿八日鉄砲洲築地堀田相模守中屋敷御願之通御拜領爲代地八丁堀御屋敷内七千二百八十四坪御差上　築地御拜領は築地御屋敷と唱ふ

一天保五午年二月十日吳服町松平伯耆守邸より出火にて同邸類燒

一同十三寅年二月十二日濱町牧野山城守拜領中屋敷二千坪を　此御方へ八丁堀御屋敷殘地千三十坪餘を山田奉行牧野長門守へ本所相生町牧野長門守拜領屋敷千二百坪を牧野山城守へ三方御相對替相濟

右御相對替邸を濱町御屋敷と唱ふ天保五午年二月七日神田佐久間町より出火にて類燒す

一天保三辰年十二月朔日若山湊村へ新御殿御造營本日着手十二日地鎮執行

天保四巳年十二月六日上棟式濟翌年三月廿六日御家堅め式あり

一同五午年五月十二日より御引移後嘉永六丑年四月十八日以前之通　御城へ御住居之節之通に成

諸役所向御城へ引移る

一同四巳年十一月八日青山權田原久野健之丞丹波守事抱屋敷を御抱屋敷に御讓受其儘健之丞へ御預け

一同五午年二月七日濱町邸類燒同十日築地邸類燒

一同六未年三月廿四日赤坂御本殿燒失

御本殿御廣敷向三の側より晝八半時出火御殿向不殘相之馬場表御長屋百間餘燒失　大納言樣御簾中樣一旦御庭御茶屋へ御披き夫より青山御殿へ御披き被遊

一同年三月廿七日青山御殿前南御門內下乘所に不及候處向後兩喰違之間下乘下馬可致事

右は御住居殿と成りし故御玄關前に當るを以て邸中往來の東西へ板塀の喰違を設立せらる

一同年五月朔日青山南御門を以前之通青山表御門內中御門を中雀門と唱候事

一同年六月廿四日青山表御門內兩喰違下乘下馬之場所大寄合已上は喰違際にて下乘下馬致し其外は兩石橋際にて下乘下馬之旨布達

一同年閏七月六日御本殿御普請被　仰出

一同年十月六日御願之通青山宿織田圖書城秀次郎屋敷幷同所當類燒之面々且組屋敷內被召上此御方火除地に被　仰出

青山宮樣御門前通り也地所同年十二月廿七日請取場所は第三十六號圖張紙之分也

一同八酉年七月六日御本殿上棟式八月九日より御本殿表向御普請出來御玄關其外表向き御開き

一同年十月廿九日赤坂御屋敷辰巳之方町地二百三十六坪餘火除け之爲御屋敷內へ圍込　公儀より被

仰出
一天保九戌年閏四月四日麹町御屋敷内米置場物置一棟燒失
一同年八月廿六日水野土佐守牛込原町屋敷上ヶ地之分御願の通御拜領
一同十一子年八月十五日赤坂御本殿御普請出來に付御移徙
一同十三寅年四月七日四つ谷相之馬場角大久保悌之丞屋敷と牛込原町御拜領地と御相對替
場所等詳細は各邸畢竟の部に記す
一同十五辰年三月十四日千駄ヶ谷三枝右近上地割殘七千四百坪を御願の通添地に被　仰出千駄ヶ谷
御屋敷と唱ふ
一同年九月廿六日四つ谷鮫ヶ橋北臺戸田能登守屋敷七百坪餘と千駄ヶ谷御添地七千四百坪之内二百
坪を同人へ小切坪相對替
是は御城附三輪三右衛門へ御貸渡之爲なり
一弘化二巳年十一月十九日千駄ヶ谷御添地之内を以て四つ谷仲町小普請山口大助御徒押小森新助拜
領屋敷と切坪御相對替
憲章公
一弘化三午年七月十三日御願之通芝海手清水御下屋敷家作共其儘御拜領芝御屋敷と唱ふ
一同年十二月四日四谷御門外小普請石原定五郎上地之内と千駄ヶ谷御添地之内と御引替御願之通相
濟　一本寳鑑には十月廿三日とす且定五郎上地は村松鄉右衛門屋敷裏之方地續千駄ヶ谷御添地之内は鄉右衛門拜借地とあり

一同四未年二月十八日麴町三丁目北横町小普請永井勘九郎拜領屋敷之内二百廿坪と千駄ヶ谷御添地之内百坪と御相對替御願之通相濟
一同年十月八日深川越中島榊原式部大輔抱屋敷抱地共御讓受相成當分水野土佐守へ御預け被成
一同年十月九日千駄ヶ谷御屋敷を　御簾中樣へ御讓御達

昭德公

一嘉永六丑年十一月五日小石川新富坂富士見御寶藏番平尾最助西丸御目付方書物御用出役堀田勝五郎拜領屋敷を此御方樣へ此御方千駄ヶ谷御添地之内を小普請内藤莊三郎外兩人へ切坪御相對替御願濟　安藤家園込地なるへし
一同月六日四つ谷仲町御書院番安部万次郎屋敷と千駄ヶ谷御添地之内と御相對替
一同七寅年二月廿二日築地御屋敷と八丁堀堀田備中守中屋敷と御相對替御願之通相濟八丁堀邸は御仕入方持と相成
一安政三辰年正月六日麴町邸内澤左輔御長屋より出火御長屋九戸燒失
一同月八日赤坂邸中段長谷川賴母御長屋既より出火類燒無之
一同年四月朔日八丁堀邸を深川小名木澤堀田備中守屋敷と御相對替御願之通相濟
一同年七月廿九日尾州樣川田ヶ窪御屋敷を御借地直に水野土佐守へ御貸渡
一同年九月　尾州樣市ヶ谷本村御屋敷と千駄ヶ谷御添地と御相對替相成
一同年十二月八日青山權田原　公儀御小姓鈴木伯耆守拜領屋敷を此御方へ同所小普請中根米次郎屋

敷を鈴木伯耆守へ此御方千駄ヶ谷御添地の内を中根米次郎へ三方御相對替御願之通相濟

一同四巳年四月九日深川新大橋際　公儀中奥御小姓園野大學頭屋敷千百二十四坪御達の上此御方へ當分御借地相成深川御屋敷と唱ふ

當公

一安政五午年十一月廿九日被　仰立之通青山權田原御屋敷を御差上被成候樣被　仰出

菊地角右衛門住所也同人御供にて　公儀へ召出されたるに依る

一同六未年三月廿八日深川新大橋向松平遠江守下屋敷を此御方へ深川小名木澤御屋敷之内を松平遠江守へ右御相對替御願之通被　仰出右御屋敷を深川万年橋御屋敷と唱ふ

一同年十二月四日青山御添屋敷内坊主山際正蕃方より出火赤坂御屋敷中段御長屋へ延燒廿餘戸類燒

一文久元酉年六月廿一日御老中久世大和守より左之書付渡す

先達て紀州家より被召　出候者共へ追々屋敷可被下之處當時屋敷數少之儀に付内藤右門當時住居罷在候四谷仲町紀伊殿屋敷被差上候ても御差支無之候はゝ先達て村松備中守振合に可被取計候事

右に付申見候處四谷仲町屋敷は天保十五辰年三輪源十郎依願千駄ヶ谷御添地之内三百五十坪永拜借御本丸小普請組諏訪若狹守支配山口大助屋敷地の内と御相對替相成候上源十郎へ拜借内予は都て自分物入を以相凌有之處内藤右門先達て相對替の上拜借願相濟住居致候儀に有之去る午年村松備中守菊池備前守節之振合も有之旁御差上相成候ても御差支には不相成候間其段申上同

月廿四日御答書差出候處七月朔日大和守より左之通達有之
内藤右門當時住居致候屋敷被仰立之通御上被成候樣可申上候尤御普請奉行へ可被談候事
村松備中守は鄉右衛門事　菊池備前守は角右衛門也內藤右門等三人共　昭德公　公儀御相續
之節御供にて　公儀へ被召出
一文久二戌年三月十五日芝邸入堀圍込之儀左之通御老中久世大和守へ御內談取計
紀伊殿芝海手屋敷南之方に有之候入堀の儀手船爲置場紀伊殿へ圍込に相成候樣との品一印別紙
幷繪圖面之通去る午年御內談申上候處其後何等御沙汰無御座候然るに右入堀當時松平越前守御
臺場附陣屋境にて二印即繪圖面朱引之通同家にて水關出來右より海手の方へ船圍置候趣に御座
候付ては右關より水上之方は自然土砂相溜陸地同樣に可相成候左候ては屋敷外境取締も不宜此
後公方樣御通り抜等有之候はヽ取締向にも差支候間何卒右圖面掛紙飛朱之通紀伊殿へ圍込に相
成候樣被致度左候はヽ石垣等手堅く出來外境取締も宜安心被致候間右御取扱之儀厚く御評議御
座候樣只管御內談可申上旨被申付候事
右差圖の品不見成行分りかたし御臺場付陣屋とは癸丑年亞國船渡來後海岸所々諸侯方へ守衛被
命則隣邸は福井侯の持場なりし
一慶應元丑年十一月十五日青山權田原寄合鈴木土佐守拜領屋敷を此御方へ千駄ヶ谷御添地之內を右
土佐守へ御相對替相濟
已下維新後

一慶應四辰年五月京都御留守居を以其筋へ左之通御屆
西の京椹木町通北野天神御前通り西へ入所別紙之通紀伊中納言用達出水小川通丁字風呂町伊勢屋長兵衞と申者名代を以村地借受町地買入中納言用屋敷取立申度尤年貢并村方町方共入用其外諸事並之通右長兵衞より爲差出候積り及對談候處地頭並於村町方差支は勿論他に差障等無之旨申出候付御差支に相成候儀は有之間敷哉奉伺候尤村町方よりも伺出候筈に御座候以上
但本文總圖面の内朱引の地所は未た對談難行屆候付追て奉伺候事　總圖面缺逸
一慶應四辰年七月廿七日於京都辨事局へ左之通御屆
德川龜之助儀東京赤坂弊藩屋敷住居向當分借受申度旨内談御座候付於鎭臺府御差支不被爲在候はゝ貸渡可申旨挨拶仕置候處此度伺相濟候旨申來候付同人へ貸渡申候同屋敷青山之方住居向は於御當地屋敷所取建度其節は引移候積に御座候此旨御聞置被成下候樣仕度奉存候右之段於彼地も鎭臺府へ御屆申上候旨同所役人共より申參候付此段御屆申上候以上
右は本年六月　御簾中樣和歌山へ御移住明き御殿となり江戸常府御家中も悉く紀勢之内へ移住奥表諸局初め空虛となり御留守居之内數名殘り青山觀光館中にて執務之次第により　御宗家より御内談之上本文之如し
一明治元辰年十二月十七日於江戸御留守居より辨事局へ左之通書付差出
先般諸藩屋敷員數之儀被　仰出候付弊藩是迄受領屋敷之内左之三ヶ所別紙繪圖面之通拜領被仰付候樣仕度右之外左之ヶ所夫々差上切且當分拜借仕度此段宜御沙汰被成下候樣奉願候以上

一麹町五丁目屋敷
一赤坂喰違外屋敷
一芝濱松町一丁目海手屋敷
右三ヶ所拜領仕度奉願候
一澁谷村澁谷屋敷
右當分拜借仕度奉願候
一濱町下屋敷
右は差上切夫に熊野三山社家共寄附金貸付所に拜借爲仕度奉願候
一深川万年橋下屋敷
右は農民共産物類賣捌所に拜借仕度奉願候
一千駄ヶ谷村抱屋敷
右は年貢附にて拜借仕度奉願候
一深川小名木澤下屋敷
一千駄ヶ谷元三枝右近屋敷下屋敷
一切坪替屋敷 四谷鮫ヶ橋北臺屋敷
一麹町三丁目北横丁屋敷
一四谷仲町屋敷

一小石川新富坂屋敷
一四谷南伊賀町屋敷
一赤坂喰違外屋敷
一青山權田原屋敷
右は差上切仕度奉存候
右麴町五丁目初三邸は御願通り同月廿五日下賜 指令文缺失 依て明治二巳年二月左之通書付提出之處附紙を以追て御沙汰可有之との指令ありたり
弊藩是迄受領屋敷之內麴町五丁目赤坂喰違外芝濱松町二丁目海岸屋敷從前之通下賜候段去月廿五日被 仰出難有仕合奉存候就夫是迄受領屋敷之內當分拜借且差上之儀は左之通舊臘奉願御座候通り何卒出格之 御沙汰被成下候樣仕度此段奉願候以上
一万年橋邸之儀は明治二巳年二月十三日辨事局より呼出之上多久與兵衞を以左之書付相渡す
深川万年橋舊邸今度毛利宰相中將へ下賜候間爲心得相達候事
右に付二月廿七日長州內藤左兵衞へ引合相渡したり
一芝濱松町邸之儀に付同三午年二月廿五日左之通東京府廳へ提出
芝濱松町海岸當藩邸之儀 朝廷御用にも可相成哉之御沙汰に付同邸內建物等總て直段積り御達可申上旨奉拜承則左之通取調御達申上候以上
覺

一建物等總て其儘御買上之見積り
金貳万三千兩
一建物等總て取崩し外之地面へ引移候入費見積り
金貳万六千五百兩
右は兵部省御用地にも可相成哉に聞へしか同年十一月右御用地御不用に付官邸に相定旨の御屆有
一澁谷村濱町兩邸等之儀同年三月十三日辨事局より左の書付久松將監を以相渡す
徳川中納言
澁谷村邸濱町邸當分拜借被　仰付候條下賜候三邸之外は都て差上切可申事
三月　行政官
御抱屋敷之儀は別段御沙汰無之從前之通相心得候樣屋敷改鈴木七兵衞申聞る
一明治二巳年四月十九日三浦權五郎元長門守邸上地被　仰出に付左之通辨事局へ伺
中納言重臣三浦權五郎屋敷先般上地被仰　出候處當分其儘拜借仕度奉願置候右は御郭外屋敷地に付兼て被　仰出御座候通り家作は被下置勝手に取拂候ても宜御座候哉此段奉伺候以上
徳川中納言
麻布市兵衞町屋敷　千五百五十坪
四谷天龍寺門前脇屋敷　三百坪
右四月廿三日左之通指令あり

麻布市兵衞町三浦權五郎屋敷當分拜借被　仰付四つ谷天龍寺門前脇屋敷可差上事

四　月　　　　　　行　政　官

一明治二巳年五月八日權辨事久松將監より左之通相達

德　川　中　納　言

西紺屋町河岸物揚場差上可申事

五　月　　　　　　行　政　官

右之通之處同所に積置之諸品片付場所無之により六月七日左之書付差出す

弊藩西紺屋町河岸物揚場差上候樣被　仰出候付右之內半場拜借之儀奉願候處御聞濟難相成段奉畏候然る處同所に積置候諸品差當り取片付候場所無之以來迚も物揚場無御座候ては甚以難澁仕候間再應奉願候儀重々恐入候へ共右情實御洞察被成下從來場所之內聊にても改めて拜借仕度奉願候若又同所御差支にも相成候はゝ右近傍にて御場所拜借仕度此段奉再願候以上

六月十二日官掌小室新彌を以て指令

下け紙　巾十間奧行六間之場所拜借被仰付候事

一明治二巳年五月廿六日屋敷地之儀左之通被　仰出

御布告之通万石以下屋敷可爲一ヶ所事

但下屋敷上地致し候て差支尙又拜借願濟に相成候者は地稅可差出事

町屋敷受領之者は武士地へ引替願可申尤引替候ては難澁之向は其儘被下候積に付其頭支配に

て取調可申立何も地稅之儀は追て可相達事

一內神田濱町境地邊郭內に準し候旨去辰九月中相觸置候處此度神田橋御門通りより昌平橋通りを境と致し東の方神田濱町築地邊郭外と可相心得事

一郭外にて町地に可相成武士町は屋敷改にて取調可申立事

但し町地に相成候上は都て町並之通り尤武士地へ住居可相濟身分之者も住居相免し地稅町入用とも爲差出可申事

一拜領町屋敷所持之者は地稅可差出事

一宮堂上方家來諸藩士等文武師範致し候か又は無據筋にて其主家邸內に罷在候ては差支候分は武士地拜借聞濟地稅爲差出可申事

但し身分之儀は主人又は其頭支配より屋敷改役所へ添簡を以て申立候はゝ糺の上地所貸渡可申事

一是迄武士地へ居住致し居候町人別之者又は町醫師御用達町人角力檢校勾當等は總て來住町人別之部に入其所年寄共右地所拜借證文へ加印致差出候はゝ當分差置地稅爲差出可申事

右之通に有之候間相心得可申事

五　月　　　　　　　　　　行　政　官

一明治二巳年六月廿日神田稻荷河岸蜜柑揚場當分御拜借濟　　　　德　川　中　納　言

神田川筋稻荷河岸蜜柑揚場年々返地に不及當分拜借被　仰付候事

六月

右於辨事坊城大辨宰相より相渡す

一明治三年年三月十五日藩邸等認可差出旨土木司より差圖に付左之通認出す

右の內家邸之儀は本藩へ掛合中に付取極の上可申出旨屆る

藩　邸　赤坂　麴町　芝濱手

拜借邸　澁谷　千駄ヶ谷　濱町

一明治三年年四月廿二日藩邸私邸之儀御屆

當藩邸三ヶ所之內家邸之儀和歌山表へ掛合中に付取極可申上旨御屆申上置候處左之通相定候間此段御屆申上候以上

藩　邸　麴町

家　邸　赤坂　芝濱手

右藩邸建物狹隘に付當分赤坂家邸藩用に仕御座候事

一明治三年年四月麴町邸御長屋之處凡二千坪程御用に相成候旨東京府より達に付右邸は御郭內故御用便宜敷住々公用取扱度見込に付今般右地所割き候ては甚不都合之廉有之候間同所は都差上に致御郭內にて替地拜領仕度段內談爲致候處馬場先御門前元火消屋敷此節は不用に付同所にて宜く候はゝ取扱可申との事に付見分致候處地面は廣く無之二千坪計に候へ共諸官省諸官員邸之中央にて

至極便利宜敷家作は三百坪許內長屋五軒一軒五六十坪つゝ有之公用向幷勤番官員住居には十分に有之同所を御願に相成候はゝ御都合に可有之就ては濱町拜借邸をも添地に相成候はゝ同所之儀は諸方船便宜敷土地柄に付是亦都合に相成候付右之通御願立之處四月廿九日左之書付出る

和歌山藩

麴町邸御用に付家作共可差上爲代地八代洲河岸元火消屋敷家作共下賜濱町拜借邸は爲添地被下候間此段相達候事

庚午四月

東京府

右に付藩邸繰更之儀六月十二日左之通土木司へ屆

麴町當藩邸御用に付家作共差上爲代地八代洲河岸元火消屋敷家作共下賜濱町拜借邸は爲添地被下候旨從東京府御役所御達相成候就ては右八代洲河岸幷濱町共藩邸に相定め候間此段御屆申上候以上

一明治三年年七月九日官私邸一ヶ所つゝに被定

府下諸藩官邸一ヶ所私邸一ヶ所に被定候間其餘は上地可致事

但無餘儀情故有之藏地面拜借致度向は東京府へ可申出事

庚午七月

太政官

右に付同年十一月十二日左之三通東京府へ提出之處附紙之通答及指令有之

御府下諸藩邸官私邸共一ヶ所つゝに御定被　仰出候處濱松町當藩邸兵部省御用地御不用に付

同邸を官邸に相定赤坂喰違外邸を私邸に可相定候就ては八代洲河岸幷濱町之兩邸は差上申候
間て及御屆候也

附紙　芝濱松町邸を官邸に相定赤坂喰違外邸を私邸に相定候段致承知候但八代洲河岸可致
上地家作は見分之上相當之料金可相渡事

一別紙御屆に及ひ御座候通り濱町當邸差上候處右場所之儀は藩地より運送之荷物水揚等便利に付
右同所以來爲藏地面拜借致度此段相願候也

同年十一月廿日指令

濱町蠣殼町邸之通當分爲藏地拜借相濟候尤相當之地代上納可有之候事

庚午十一月　東京府

一別紙に及御屆候通り八代洲河岸當藩邸差上候處右は當夏麴町藩邸差上候節爲代地賜候邸之儀に
も有之且は家作等破損甚敷營繕仕候處過分之失費有之旁何卒相應之家作料御下被成下候樣致度
此段相願候也

同年十二月十三日指令

今般官私邸相定候に付八代洲河岸藩邸致上地候處右邸之儀は麴町喰違內藩邸御用相成候節
家作共差上代邸に被下其後修補等差加へ候付願之通金六百八十五兩被下候間此段相達候事

庚午十二月　東京府

一明治四未年三月日不知攝州眞田山陣屋上地左之通被　仰出同月廿三日引渡濟

和歌山藩

攝州西成郡眞田山に有之候其藩陣屋御用有之候間大坂府へ引渡可申事

辛未三月　太政官

右陣屋いつ比より御所有ありしや不詳蓋し大坂御守衞之比之事なるへし

右列記する所は　烈祖以來廢藩置縣に至る迄歷世江紀總して殿邸等沿革の概略也往古の事漠然舊記亦不備中古以降紀勢初各地時々諸邸殿閣の廢置乃至沿革亦詳ならす舜恭公以後圍込相對替切坪替等頻煩なるは其事由今之を知るに由なしと雖も火除地或は時の便宜又は仕入役所產物收散の都合によりし成へく而て大夫初外宅（赤坂麴町兩邸外に居住の者を外宅と稱す）藩士住所の爲に御名義を以て各地更換授與せられたる者最多く其實公邸の用たるに非す要するに多端錯雜殆と識別し難し加之維新之際簿冊散逸僅に筆記の存するものゝ掲載に止まるを以て頗る完備せさるものあり亦止を得さる所なり

殿邸莊園畢竟

前記編年の體裁のみにては各邸等に就ての首尾狀態を考察せんとするも交互錯雜見易からす故に新古各邸を區分し其要領を一所に蒐錄且信か見聞をも加へ更に各邸の畢竟を示す事左の如し

但天保十三寅年屋敷改（幕府の時府下一般邸地の事を管理の官也）へ提出する書上けの寫しと云ふ者あれ共各邸の坪數のみ記したるを以て今之を各邸の部に割寫し別に掲けす

江戸之部

竹橋邸

元和四午年御拜領同六申年十二月邸館落成御成門等宏麗を盡す

抜に幕府の世々御作事方大棟梁甲良豊後の弟向念（同く棟梁にて後法躰向念と稱す）か寶永三丙戌年仲冬筆記のもの

あり曰く（此舊記今幕府の御大工棟梁家たりし大島盈株家に藏す甲良家の建築圖等多く傳來さいふ）

紀州大納言樣頼宣卿御屋敷尾州御屋敷に並ひ中は水戸の御屋敷當御屋敷は北の端大道の所迄後ろ

は風穴と云半藏御門への往還也

御成有之表御門大棟門組物相出し梁の持送り所々彫物總金冠木の彫物目貫龍にして一疋長延て七

八間有之御成御門大四足門軒唐破風總彫物扉の內左右腰貫の上彫物帝漢の圖總金御玄關三門に割

中唐戸兩脇欄形向妻折唐破風遠侍大桁作り二軒式臺同斷大廣間同斷中門御車寄諸事式法之通御舞

臺三疋立式法之御廐御玄關の脇に建其外御成書院諸御家數々有之御住居也表御長屋腰板黑塗上下

長押の釘隱大なまこ形すかし彫物みかき箔上窓黑塗隅金物同斷

右之御殿明曆三の大火に燒殘り同年此邊御屋敷上り御壞し取其後元祿之初綱敎卿へ鶴姬樣御入輿

之時糀町の御屋敷に過半建之

同書に尙左の記載あり參照に抄錄す

元和寬永の初　大猷院樣御在世御成之儀被　仰出諸方其爲御用意御營作美麗也其建樣は表に大棟門或は二階の櫓門向て玄關遠侍式臺大廣間（中門御車寄御上段之長押板御棚帳臺の御納戸構）御成書院御對面所此外奥方勝手向之家々大臺所等建之御成ゝ御儀式は諸事於大廣間被執行御成書院の外皆被用御住居御廣間御上段に向て御舞臺立御成御門は大四足前後に軒唐破風御廣間之御車寄に向て立此御門より被爲成直に御車寄に被爲入還御も亦如此表御門の御玄關の邊に三疋立の御廐作法之通に

建之又大臺所は表門之內見へ渡りに依建之に大切破風に造り妻の模樣は庫裡の飾りにして色々彫物を取付眉疵は唐破風を掛三桝の組物仕樣玄關の通り也又御家門樣方の御玄關は如御城內の組物を置向妻に軒唐破風を掛前を三間に柱を立左右櫛形中の間折唐戶也何れも儀式の御仕樣結構共に大方如御城內之也
明曆三大火事の時迄は國主大名の御門前には高駒寄さて濤橋の外に高さ八尺許の高矢來土臺立子柱五六寸角にて小間返に立笠木を通し貫二通入扉矢來子の通に〆肘釣に蹁通も有之古來の兩折戶の如くなり

御成有之御方

○尾張大納言樣義直卿御屋敷半藏御門の內西の御丸吹上御門の前東御堀端夫御門西の方は御郭の土手迄御屋敷の內也御成有之御作事は御三人樣共に不相替の由(中略)此御屋敷明曆三の大火に相殘り同年市ケ谷へ御屋敷替り此御家共壞尾州へ被遣是より御三人樣御屋敷跡明地に成
○水戶中納言賴房卿御屋敷右同尾州紀州之御間
御成有之表御門御成御門大廣間式臺遠侍御玄關御廐諸御家紀州御格式に不相替明曆三の大火の後御屋敷上り御家御壞し小石川御屋敷の表御門御玄關共外諸御家共御用被成元祿十六未の十一月廿九日に炎上

　此外左諸侯の各邸建築模樣始末を掲けあり必用ならさるを以て略す

越前參議松平伊豫守忠昌卿　龍口今は井上河内守殿屋敷
松平越前守光長卿　半藏御門の外元山王の上御堀端
蒲生下野守殿　龍の口今土屋相模守殿屋敷
駿河大納言忠長卿　御殿地北の御丸田安御門の內近來百軒藏と云所
松平大隅守殿　従三位家久卿か　幸橋御門の內今の御上屋敷也
松平陸奥守殿　中將忠宗　日比谷御門之外角
加藤肥後守殿　今井伊掃部頭殿の屋敷
福島左衛門大夫殿　愛宕の下今松平隱岐守殿屋敷

松平加賀守殿　　松平伊豫守殿屋敷の向非御居宅

藤堂大學頭殿　　加賀守殿隣非御居宅

佐竹左京大夫左中將殿　　今神田永留町

松平長門守殿 少將秀就　　今の上屋敷

上杉彈正大弼少將定勝殿　　今之上屋敷

鍋島信濃守侍從勝茂殿　　山下御門の內向

淺野但馬守侍從長晟殿　　今以松平安藝守殿上屋敷

松平右衛門佐侍從黑田忠之殿　　今の上屋敷

此舊記と次に掲る寛永年間江戸繪圖とを照對し視れは竹橋邸の位置判明を得へし當時各大藩競て將軍家の御成を歡迎いつれも　幕府の大棟梁甲良平內の兩家に依囑し御成殿等壯觀美麗の建築を極めしものと見へたり　尾州家の殿舘表方は甲良豐後父子勤之奥の方は平內大隅 亦世々幕府の御作事方大棟梁也 勤之と記しあれは本邸の建築亦蓋し兩人の內に委托ありしものなるへし

寛永年間江戸繪圖の寫

圖中天樹院殿とは二代將軍秀忠公の御長女にて豐臣秀頼公に嫁し玉ひ後本多中務大輔忠刻に再醮せらる寛永三年忠刻卒去同年十二月御落飾竹橋御殿へ御入北の丸樣と尊稱すと云

按に屋代弘賢か考按を付したる寛永七八年の間に印刻したる江戸庄圖と云あり蓋之と同圖なるへし然らは亦其年代のものと一字欠字可ならむ圖中國師とあるは增上寺中興普觀知國師の邸也と云

松平越後守
三浦八兵衛
天野孫右衛門
町家
札辻
江沢内蔵
竹島七大夫
中沢
御本丸様
西丸様
尾張大納言様
水戸中納言様
紀伊大納言様
もみぢ山
百弓蔵屋敷
西尾右京
成瀬隼人
水戸様向長屋
竹ノこし山城
國師
大納言様
竹橋
三ノ丸

赤坂邸　喰違外　御中屋敷と稱す　今赤坂離宮及青山御所

寛永九申年七月廿六日御拜領

慶安三寅年五月御中屋敷へ御移徙

承應二巳年三月廿五日田屋敷御拜領　鮫ヶ橋田屋敷御門内の邊なへし

元祿四未年三月九日御添屋敷御拜領　不詳

同八亥年三月九日青山御屋敷御拜領

同十五年二月御屋敷前明地御拜領御守殿手狹に依て也　不詳

寶永五子年正月廿五日鵜殿平八郎上地四百十二坪餘御拜領　不詳

文化八未年四月廿八日御本殿辰巳の方入込候町地二千百坪爲火除地御願之通圍込

天保八酉年十月廿九日赤坂御屋敷辰巳の方町地二百三十六坪餘爲火除地御願之通圍込

右は町地にて鮫店と稱し三角形の所なり文化八年圍込と合併御鷹場となる見隱坂の下小川口前に當る處なり鷹場廢止後御家中川北總右衞門古田直三郎等自分家作して拜借す

一邸中兩赤坂青山御殿庭園初悉皆第二十六號圖に詳也其要領を解説する事左の如し

一此邸を御中屋敷と稱するは明曆三酉年竹橋御上屋敷上け地となり代り麴町邸御拜領即ち御上屋敷たり上邸は一ヶ所に限るの制なるか故歷世麴町と交互御住居邸となりしも名稱は御中屋敷と唱ふ

文政六年麴町邸炎燒之後は維新に至る迄本邸常に御住居邸たりしなり

一邸境

赤坂紀伊國坂より同裏傳馬町三丁目松平彈正大弼邸青山下野守邸玉窓寺の裏に拔し青山通りより屈曲青山權田原四つ谷鮫ヶ橋同相之馬場喰違外に至る周廻凡一里と云ふ

古く言ひ傳ふる處に松平彈正大弼邸は龍祖御由緒により御手自から邸中な御繩張御分與被遊し也と然れ共筆記存せす坪數等不詳今得て知るに由なし

一坪數

正德三巳年閏五月二日表御用部屋日記所記

御中屋敷　拾三万二百八十九坪餘

内 二万七千七百九十八坪　是は追て青山にて御拜領御中屋敷と一所に成る

天保三辰年四月第三十六號圖所記

拾三万六千九百拾坪餘　内 三千六百一坪 御添屋敷 二千百坪 御圍込地

御屋敷外溝周　三十一町廿間餘　但御添屋敷共　東西　五百十間餘　但御屋敷は入らす

南北　四百七十二間餘　御建物向　凡一万八千二百坪餘　但御添屋敷共

天保十三年屋敷改へ書上

拾四万五千三百八十一坪餘

内（拾三万四千八百十七坪　權田原御添屋敷共
二千三百三十六坪　辰巳之方圍込地
八千二百二十八坪　一つ木村圍込抱屋敷地

一つ木村圍込地は御作事方構之邊より御庭五里香邊の由尤年貢地と云

件の如く坪數追增は何れの比何れにてその事詳ならす明治十一年十月東京府へ提出書も天保十三年の坪數によりたれは同年以前に增したる事知るへし

享保六年上坂江戸繪圖赤坂方面寫

元祿六酉歳上坂江戸繪圖赤坂方面寫

沿革圖

「備考」

「前記元禄四未年三月九日御添屋敷御拝領と云は再考するに元禄六年圖甲府様方△の とある邊ならん如何となれは往昔より維新迄も該邊を御添屋敷といひ傳へたれはなり

○又元禄八亥年二月九日青山御屋敷御拝領と云は同年二月大火にて赤坂邸類焼 御簾中安宮様の御造營地取廣けの爲御願の上元禄圖の青山下野守甲府様方○の とある邊を御拝領ありしならん即ち同年九月に宮様青山御殿へ御移徙あり依て宮様御殿とも唱へ表御門前青山往還をも宮前御門前と後世迄世に通稱せられたるなり甲府様とは甲府宰相綱豐卿の御下屋敷にてありしならん

然るに享保六年の圖に青山因幡守の邸地存在するは不審なり既に元禄十一年二月青山新御屋敷上棟同六月二日青山御殿へ御移徙ともありて宮様御殿の外尙御增築明か也若し享保圖の如くならんには宮様御殿すらも建築の地はなき筈なり該圖全く誤りしならん

○元禄圖に久野丹波水野平右衛門渡邊若狹享保圖の久野和泉守水野主計は皆御家老也此比大夫の邸は邸中にて賜りし者歟或は勤番の官宅なりしやも知るへからす

○享保圖に安藤内膳正とあるは安藤家六代内膳正陳武なり後に帶刀と改む同家本邸は川田ヶ窪にありて陳武は享保二酉年十月右本邸にて死去と云ふされは赤坂邸内にあるは役宅にてありしならん

又安藤家舊記に明暦三丁酉の年火災にて一つ橋御門外邸の替地として紀州様の赤坂御邸内を賜り暫く居住と申傳ふ元禄八亥年三月先達て赤坂御邸御類焼後其地御用に付被召上右爲替地千駄ヶ谷に於て邸地拝領と記載あり

○享保圖松平越前とは即ち左兵衛督殿にて三代目を越前守信清と稱したるなり」

一御本殿

寛文八年より天保六年迄百六十八年間に前後九回炎燒す即ち左の如し

寛文八申年二月四日牛込より出火にて類燒

天和二戌年十一月廿八日市ヶ谷川田窪より出火にて同　「天和三年十二月造營落成」

元祿八亥年二月八日四つ谷傳馬町より出火にて同　「元祿九子年三月造營落成」

同十六未年十一月十八日四つ谷より出火にて同　「寶永三戌年九月同斷」

寶暦二申年正月五日御臺所より出火全燒　「寶暦十三未年七月四日造營同斷」

明和三戌年三月五日御守殿長局より出火同斷　「天明二寅年より再築同七未年九月落成」

文化八未年二月十一日市ヶ谷本村より出火にて類燒　「文化十酉年七月造營同斷」

文政元寅年八月廿二日夜御用部屋より出火にて全燒　局二の側三の側は殘る　「文政五午年五月九日同斷」

天保六未年三月廿一日御廣敷局より出火にて全燒　「天保六未年閏七月六日再建を命す天保十子年八月十五日同斷」

此外に明和元申年十二月永隆院殿御住居新殿燒失す是本殿の内なりしや別殿なるか不詳

天保十一子年造營落成以后は些少の災害なく以て維新に至れり此殿の規模構造は殆と　幕府の大城に擬せられ莊大宏麗言語の能く及ふ所に非す悉皆の經費金拾二万兩餘と傳へり詳圖別に在り參照を要す

右數回炎上の度每に造營に係るの記錄一切存せす唯御仕入方大帳と云に左の數記を見る參照の價直なき如しと雖も用材は總して御仕入方担當御領地勢州大杉谷より伐出し側ら細民の稼きを

も賑はしたるを知るへし御普請組分と云は蓋御作事方の記を御仕入方にて謄寫木村仕出の配劑等に供したるものか亦造營秩序の一端を見るに足らん

文化四未年四月十四日執政より御勘定奉行へ達書

江戸御中屋敷御普請之儀御繰合次第可被　仰出候間御材木之儀可成丈御領分御山より仕出させ末々稼にも相成候樣此節より手組申付御費用無之樣勘辨致し取計可申との御事

右仕出方佐八御仕入方へ申付勘弁致させ夫々承屆御手行宜樣差圖可致候

江戸御中屋敷御普請之節組分け

い　組

御玄關御式臺脇上り御徒番所遠侍上之間御鑓之間中御玄關御式臺遠侍御客之間後之間溜り御書院番所新御番所使者之間御入側廣縁御客廊下柳之間二之間

ろ　組

御書院御上段御下段御二之間御帳臺後之間御三之間御四之間御溜り東御溜り御入側竹之間御次御見物所御廊下物置西條樣御部屋松之御廊下

は　組

御書院御上段御下段御帳臺御二之間御溜り御入側大溜り之間松溜同溜徭之間御入側中奥御番所

に　組

鶴の間二の間御入側大廊下裏御廊下御廊下櫻之間二之間雁之間二之間大御番頭詰所次御廊下中御

廊下御同朋詰所二之間坊主組頭小道具方坊主表坊主小道具方物置二ヶ所御數寄屋方物置

ほ　組

奥御座之間御上段御二之間御溜之間御火之見御三之間御成廊下御入側御休息一之御間御二之間御入側御廊下御淸之間御學問所御次御廊下御臺子御小姓頭取詰所御藥部屋御手水部屋物置鳴子口御廊下御湯殿御揚場御湯殿勝手

へ　組

上御膳所御廊下御納戸二階御膳所廊下御鈴廊下

と　組

桐之間二之間御廊下中御錠口小道具方御小姓部屋御小姓目付詰所御小納戸部屋伊賀番所御廊下奥御用部屋次の間休息所留役書役坊主御振廻場物置茶所陸尺

ち　組

御納戸御書物方奥陸尺奥坊主陸尺御廊下中奥部屋御供部屋御膳所御數寄屋方御道具取扱所御數寄屋方御數寄屋頭詰所組頭坊主詰所陸尺居所御小姓方陸尺

り　組

中之口御老中口御目付部屋書役御徒目付陸尺書役下部屋茶所挾箱置所廊下緣側詰年寄共詰所次大御番頭部屋坊主陸尺御供番初御小姓組加番等之節出候面々詰所御取次陸尺進物御番部屋御書院番新御番小十人御持弓筒同心番所取次番御使者兩家下部屋年寄共下部屋御腰物方二階御勘定奉行詰

所與御右筆大納戸二階御挾箱置所御用部屋上之間次之間坊主調方二階書役吟味役陸尺二ヶ所廊下小
拂方寫方陸尺茶所

ぬ　組

御臺所火之見(右)〔一本右〕之間帳番所二階御小姓下部屋御臺所頭表陸尺下部屋御廊下食方物置椀部屋御肴
屋御八百屋詰所寸尺方御酒方味噌立方板前詰所中御膳所御臺所人詰所御掛場御鉢方御高盛掛場御
獻(立)〔一本上〕掛場御賄方茶所進上方小間使組頭御賄人組頭詰所表小買物方油方炭方

る　組

御新座敷一之御間御二之間溜り御廊下御納戸二階火之見上御鈴廊下御書齋御數寄屋御勝手御物置
御鈴廊下

を　組

御鈴番所御臺子下御錠口御膳立之間御湯殿二階御揚場下御鈴廊下御客廊下御客湯殿二間局上之間
二ヶ所二之間二ヶ所納戸二ヶ所居間二ヶ所次之間七ヶ所上湯殿二ヶ所物置裏部屋二ヶ所同納戸二
ヶ所下湯殿多門二ヶ所行燈置所二ヶ所物置二ヶ所廊下

わ　組

御廣敷御玄關御式臺進上取次所御客之間二之間使者之間次御入側御輿廊下牡丹之間二之間御入側
穴道廊下

か　組

御廣敷中之口御錠口番取次御賄方御定銀方細工所伊賀組頭對談所御錠口番所取次廊下茶所二階書役二階坊主二階御廣敷御用人挾箱置所御廣敷番御醫師御針醫御用達二階賄方物置行燈置所御醫師陸尺御廣敷陸尺御用達物置

よ　組

御對面所御上段御下段御二之間御三之間御帳臺御入側御座之間御上段御下段御溜之間御次御三之間御入側御休息一之御間御二之間御次御入側御納戸御湯殿御揚場

た　組

大奥御清之間御供所御流御納戸御客之間二之間次之間溜之間大溜之間御廣座敷御清之間物置中之御廊下御使座敷二之間三之間御輿廊下御輿置所物置表使詰所上之間次番部屋

れ　組

大奥大納戸次二階御末御膳所物置御膳所并御膳所廊下御膳立之間御臺子御廊下老女詰所若年寄御中﨟御錠口同御廊下御三之間詰所同次茶所物置二階

そ　組

御右筆之間次呉服之間次御右筆物置茶所二ヶ所出仕廊下大板敷御膳渡し場下客座敷同次御錠口番所向番帳番下御廣敷口七つ口廊下御錠口番所七つ口御普請方物置行燈置所上掃除

な　組

出仕廊下御藏口一之側局二階并多門湯遣ひ所

ら 組

二之側局二階三之側局二階弁多門湯遣ひ所

む 組

御廣敷内御長屋幷下乘御門御臺所御門

う 組

御簾中樣御座之間御二之間御溜御三之間御溜御入側老女詰所御廊下御化粧之間御二之間御次御三之間御入側御納戸御二階御入側御臺子御廊下御方々樣上之御間御二之間御納戸御入側廊下御次御三之間御臺子上之御間御二之間御納戸御入側御廊下御次御三之間御臺子

の 組

御簾中樣御膳所御膳立之間中御廊下茶所廊下行燈置所御末溜物置出仕廊下漬物置所奥入口物置薪置所行燈置所炭置所中御廊下御湯殿御揚場溜茶所御方々樣御膳所御膳立之間二ヶ所御末二階弁物置御廊下茶所漬物置所二階弁物置出仕廊下御廊下御揚場溜行燈置所薪置所炭置所

く 組

大御門前辻番所同下馬相之馬場辻番所七つ口前腰掛御舂屋八百屋部屋中之口御門脇御小人目付番所中御玄關腰掛大御門脇釜屋下洗場

や 組

中雀御門幷續御長屋同内之方御番所

ま　組

大御門

け　組

相之馬場外御長屋

ふ　組

相之馬場外御長屋

こ　組

御廣敷御門

え　組

御切手御門幷左右御長屋二間つゝ

て　組

所々御藏

あ　組

大御門續御長屋幷隠御門内御番所北之方折廻し下馬先御門番所

さ　組

田屋敷御門

き　組

車御門幷左右にて御長屋三間

ゆ組

中御玄關御門中之口御門同所御番所腰掛塀重御門

め組

御臺所前御藏幷御廣敷御玄關前黑塗塀重御門

江戸赤坂　御本殿御普請に付諸木板丸太竹類直段附

此記亦必要を認めされ共當時物價低廉之度を推測し得へし而して經費尙幾巨万を要したりとすれは構造之宏大以て想ふ可也原書殆と一小冊をなし冗雜記すへからす唯數点を畧抄して大概を示す

品名	寸法		末口	直段
杉十六割	長二間	一本に付		三分
同　瓦座	同	同		七分五り
同二寸角	同	同		七分
同　大貫		同		九分
同　丸太	長三間		末口五寸	四匁五分
			同　四寸	三匁
檜　丸太	長一丈	一本に付	末口三寸五分	一匁二分
松　丸太	同一間	同	同　七寸	四匁
栂　柱	同三間	同		八分
同	同二間半	同		七分五り
同　挽物	同三間	同		六匁七り
四分板　上小節	六枚詰			六匁八分

同　無節　六枚詰　十四匁五分
檜六分板　六七枚詰　五匁三分
杉五分板　同断　四匁
竹間渡竹　一束　二匁
同二寸廻り　同　八厘
樋竹無曲　八寸廻り　一匁七分
松丸太　二丈八尺より九尺迄　末口一尺　六十二匁
　同尺五寸　三百廿匁
同　三丈五尺　同二尺　五百目
　六百五十目

一文化度の造營には跡方仕來りに不拘御作事奉行御仕入頭取諸般打混し處理したるより大に便宜を得たる旨にて御船手方御船造作に付ても該主義を適用すへきの趣を文化十三子年七月一日政府より御船手奉行等へ達し其文中に左之記あり當時造營形況之一端を考察すへきを以て略抄す

既に江戸　御中屋敷御普請は寔に御大造なる御儀にて跡方に泥候ては所詮御新築は難相成舊來は銘々片意地に泥み候故　御直に御下知被遊御趣意畏候者へ被　仰付格別之御省略有用無用之御差圖有之甚安らかに相成諸役人諸職人相勵御入用少にしかも御丈夫に皆御國中にて御調ひ不日に御滿作東都にても御珍敷御手際にて諸向にても奉感稱候趣にて候云々

一二度目江戸赤坂御本殿御普請に付諸木直段附之内

柱二間半　七寸四分より六寸四分迄　一匁二分又は一匁
　五寸四分角　一匁五分
椴長押　三間　八分
　一丈　四分五り

品目	長さ	寸法	代
杉丸太柱類	三間	末口四寸	五匁
		同　五寸	六匁二分
同	一丈	末口四寸	二匁二分
		同　五寸	三匁五分
楠木類	三間	尺以上	二匁五分
		八寸より五寸迄	一匁八分
小割物尺以上板	三間		一匁六分
	二間		一匁一分

右二度目とは文政元寅年八月の事なるへし文化八年に比しては概して少しく高價なる如し

赤坂御屋敷運賃幷車力入用積

一千石積にて　尺〆六百本　此才六万才　此運賃六貫五百目　但百才　拾壹匁

一數寄屋河岸より御屋敷迄　車力賃　一と車にて　尺〆二本半の積　此車力六匁五分　但百才　二匁六分

右若山より江戸赤坂御屋敷迄運賃車力賃共百才に付十三匁六分に當る大丸太大村之向は右之割合にては難參候間積方之節可心得事

一以上は御仕入方大帳に載する處也紀伊國續風土記に有田郡栗生村矢筈嶽に矢師栗の大樹あり根の廻り三丈餘あり近年之を伐りて江戸藩邸を造營せらる栩の間と云是也と記せり何れの造營の時なるや信覺知の殿内には見聞せす或は麹町殿なりしや不詳

青山御殿

御本殿より西庭園十數町を隔て青山の邊に在り最初の造建不詳と雖も　清溪公御簾中安の宮大夫人元祿八亥年九月廿六日青山御殿へ御移徙とあれは其已前なる知るへし依て一に宮様御殿とも稱し來れり享保十五年二月炎燒の後は火災無之御本殿燒失の際には御披き御殿となり又時に應し諸公子或は御生母等御住居殿ともなれり明き御殿たる時は御殿番勤番す近くは麹町御殿勤

番の職名を以て當殿に勤番したる也御本殿に比しては固より狹隘と雖共奥表御座敷御廣敷向諸役所其他一切備具明治四年東京御移住の際一旦御住居後宮内省御用となり當時　皇太后陛下の皇居たる青山御所是也

邸中名稱

見隱坂　表御門白洲を過き南の方

小川口　御庭口の名なれ共總て其邊を云

山屋敷　丸山口邊より御勘定所邊の總稱

輪法小路

阿部坂　阿部淸左衞門居宅の側にあり

丸山口　御庭口の名前に同し

富士見　富岳を正面に見る

青西

中段坂

蘆原坂

杉山坂　安珍坂內也

鴈木坂　鮫ケ橋向坂內也

中の口前

御鷹場　即鱗店園込地御鷹場廢止後も舊名を稱す

五月口　仝上

山屋敷坂　學校の側北へ下る

學校坂　坂上に學校あり

上の馬場

切通し　丘岡を切斷し往還をなしたる也兩側より樹木蔭蔽人家なし東西入口に柵門あつて夜九時に閉て朝開く長さ四丁餘

青山御殿前

中段

菖蒲谷

杉山

田屋敷

相の馬場

御白洲　表御門中雀御門の間

諸御門

表御門　紀伊國坂上

中雀御門　御玄關前

猿樂御門　中雀の南

下馬先御門　下馬先御物見に續き廻りたる處

車御門　喰違前にあり通用門

御廣敷切手御門　相の馬場にあり御簾中樣表御門

巽御門　山屋敷にあり通用門

青山御門　富士見にあり

南御門　宮樣御門と云ふ安宮樣表御門也御門前往還を宮樣御門前と稱し赤色なるを以て世人の注目する處となり都下の一地名たり

青山車御門　青山御長屋の角

青山切手御門　一に青西御門と稱す通用門

中段御門　青山御長屋北の角

竹御門　杉山にあり

田屋敷御門　通用門

御添屋敷門

此外急事口等あり通用門の外は平時閉鎖す又所々最寄々々に不浄門なる者ありて邸中葬送等の用に供す

辻番所

紀伊國坂大辻番所

相の馬場辻番所

杉山竹御門外辻番所

青山大辻番所　宮樣御門西

番人は御先手五十八御持筒弓の同心在番す大小侯伯の邸外には皆辻番所ありて往還等に喧嘩口論行倒人抔變異ある時は取締る所なり

倉庫

兩御殿御構内及ひ庭園内に散在す第三十六號圖に詳也三上ヶ御藏と稱するは御書物方御秘事の者御武具を藏す丸山口の內にあり又安政の末世上騷擾の比切通庭園境に米倉數棟を新築し芝邸より米數千石を引き貯藏せられたり

殿外諸局其他

御家中長屋文化元子年調製天保十一子年改分割明細圖二分五厘計六枚あり

松平左兵衛督（彈正大弼共云へるにより俗に彈正屋敷と唱へたり）邸兩青山家邸後及ひ切通し菖蒲谷山手邊を除の外本邸の周圍は悉く二階建表長屋を以て境界をなし場廣の處は內長屋縱横に建續き御鷹場の邊より田屋敷迄は江戶常府の者住居鴈木坂邊より車門邊迄は和歌山より勤番の者の住居とす疇昔は都て小屋と唱へ陣小屋に準し竹簀床こけら葺（內屋敷のみなり）小貫き塀（杉板巾一寸計の目板を荒目に打たる塀なり）の制なりしか漸次世と共に奢侈に移り各自願之上自費にて瓦葺黑板塀等に替へ舊時の樣を存せしは勤番長屋のみとなれり

一壁生（イツマテ）長屋　鴈木坂の下り口の邊にいつまて長屋と稱するあり妖怪の出るよし古くより言習はして人皆忌み怖れ常に空舍となりありたり事の眞僞は知らされとも牧笛類叢記する處左の如し

朝日奈六郎左衛門は朝比奈惣左衛門の弟にして御供番を勤めたり江戶勤番たりし時聊か病氣ありて湯治のため相州塔の澤に逗留中所々を步行せしか或日山路を分けて思はす深入し荊棘道を塞いて跡絕たる處に至りしか遙か向ふに一字ありけれは力を得て漸くたとり付案內をすれは內より誰そと答て小僧出ぬ六郎左衛門爾々の事を語りて茶を一服給らんと乞けれは安き事也此へ入り玉へといふに嬉しく內に入りしに住持と思しき僧一人居れり是と暫し物打語ら

ひてふと本尊を見れは木佛にて新しけれと未た眼を入れす何とて眼を入れすやといへは住持の曰く貧道多年の願望にてあの如く造立致せとも施主なき故いまた眼を入るゝ事能はすと答ふ其は殘念の事也僅なから施入致さんと懷中より金子を取出して佛前に置しに住持喜んて奇特の事也とて受納し種々物語する間に小僧は薪を取て炉中に燻るに其顏長くなり短くなり又は青くなり赤くなり變る事限りなし朝比奈主從大に驚き何となく暇乞して僅に門を出ると思へは忽然として寺なし主從彌怪しみ足を早めて歸る中六郎左衛門は病中なるのみならす變化を見て氣分ますます〳〵あしくなり歩行する事叶ひかたく家來に駕を借り來れと云家來は此深山幽谷の間駕あるへきにあらすと思へとも主命遁れかたく走り去て駕を求むるに奇なるかな道端に兩夫駕を置て休らひ居れは家來悅ひ之を借り主人を打のせ急に歸る途中跡かたの男最早仕舞んと云事度々也然れとも先肩の男佛の眼を入たる人なり無用〳〵と答て舁行くに思ふより早く塔の澤へ至りけれは六郎左衛門は駕より下りて宿屋へ入れは件の二人駕共何地へ行けん見へすなりぬ宿の主人にしか〳〵の趣を語るに主人大に驚き其處は大魔所にて往古より人間の入らさる地也恙なく是迄歸り玉ふ事武士の御德且は佛の眼を入玉ふゆへならん魔所へ金を置玉ふ事彌惡し然れは此所に居玉ふこと危ふき事なり早々歸り玉へといふ故翌朝塔の澤を立て江戶へ歸りしか途中にて塔の澤より飛脚なりとて一封を持來る若黨取次て六郎左衛門に渡す則開き見るに文に曰く　其方人間の終に不入淸地を汚す間早速一命を縮むへき事なれ共佛眼施入の故を以て其身を免し家來の命を取る者也と讀終るや否供の若黨血を吐て忽に死す

右の書狀も飛脚も又失にけり六郎左衞門彌怪しみ驚きて道を早めて江戸へ歸りしか病氣益差重り終に死したり夫より六郎左衞門か住みたる江戸藩邸の御長屋に彼變化の精殘りしにや住む人に凶事ありて死するか又は大病を煩へり死する人は其死する前に色青き坊主入來りて

「世の中をいつまて草と思ふかややかて消へき露の命を」

とかく口すさみて夢に見ゆるとなん

家譜を按るに朝比奈段右衞門の別家に朝比奈六右衞門（後新七と改む）英清といふあり安永六酉年二月廿一日父新七の跡目知行二百石を賜り寄合となり寛政元酉年正月十一日御供番被　仰付文化五辰年十月十五日御本丸番の頭に轉し同八未年二月四日六十九歲にて病死とあり本記は六右衞門の事歟此他朝比奈家一統に六右衞門と稱せし人見えすもし該六右衞門とすれは御供番勤より二十三年目にして死す江戸勤番中變死とも見へす疑なき能はすされとも怪談の事は正しく口碑に傳はりし也

御物見

南御物見　表御門南續　　下馬先御物見　表御門北續

北御物見　車門續　　巽御物見　山屋敷巽門北續

青山南御物見　宮樣御門西續

御物見とは往還御見物所にして總窓也赤坂氷川社祭禮には巽御物見四つ谷天王祭禮には北御物見へ被爲　成御見物（御簾中樣にも被爲成）其他北御物見へは時々被爲成しか青山御物見へは近世被爲成たる事なし

御勘定所　山屋敷にあり一郭をなす内に廣間御勘定奉行詰所組頭詰所御勝手方奥座口座當番方御貸

物方小普請方吟味座等あり

御作事方　御勘定所に並ひ一郭をなす御作事奉行初諸小役人詰所御畳方等あり

御金藏　五月口にあり一郭をなす内に御貸方茶屋封所金庫等あり

御厩　南五月口に接し北小川口に隣り一郭をなす御庭境に接し東向に五十頭つゝ建南北の二厩連續其前馬埒也馬埒に副ひ御馬預初御口之者御馬牽人御中間等の長屋あり北の方に番場あり

鉄砲場　五月口にあり御金藏に隣り一郭をなす勝野流小目當砲術を四月より九月迄演習之處とす

學問所　山屋敷學校坂の上角にあり一郭をなす講堂書庫及講官常番等の詰所あり

武藝場　山屋敷學校に隣り丸山口迄之間に槍劔柔術組打の數場南向に連續又御小姓槍劔場別にあり前は馬埒にて上の馬場と稱す安政二卯年五月右學問所鉄砲場兩馬埒を一郭になし内に槍劔諸流之道場及ひ國學醫學兵學天文數學禮式等の各教場を増築す翌安政三年四月に至て落成總して文武場と稱す後右場中田宮流劔術場より出火學問所之外悉く焼失前面御家中長屋をも延焼せり

射場　中段坂の側にあり芦川良助門人弓術小的の射場也大的は千駄ヶ谷邸内にありたり

御鷹部屋　杉山芦原坂の上にあり御鷹飼養の所とす御鷹匠初同心の長屋附屬す

御中間部屋　山屋敷にあり新部屋元部屋の二ありて内御中間頭役所人廻し部屋御小里役所掃除方役所等あり　又菖蒲谷にもあり田屋敷には御路次之者木登り方部屋あり

諸役所六尺勤之外平御中間は皆山屋敷菖蒲谷に住し大部屋と稱す

火用心番所　小川口　五月口　阿部坂下　丸山口　切通し中央（中番所といふ）　富士見（切通し出口）　中段

菖蒲谷　杉山　田屋敷の十ヶ所にあり
一ヶ所に御中間兩人つゝ常番御小人目付に屬し出火非常を警め每夜一と時每に撃柝其受持場所を
廻り通用門ある最寄番人は御門番人へ時刻を報す邸内又は邸外三町以内に出火の時は早拍子木を
打廻る唯切通し中番所のみは動かす故に俗にいさり番所と唱へたり
牢屋　菖蒲谷にあり諸士禁獄の所を揚り屋と稱す
庭園　邸中兩殿の他は悉く内外園なり多端記すへき者あるを以て別に詳記す
右は維新前迄の體裁にして慶應四戊辰年六月に至り　御簾中樣俄に紀州へ御移住續て御家中常府
勤番共上下男女二千餘人十日間を期し一時に紀勢兩地へ移住江戸引拂との事にて雜沓紛亂恰も孤
城落日の體に異らす實に取る者も取敢す資財家什を亂賣暴弃商賈は隊をなして右往左往に徘徊し
家を毀ち崩して狼籍慘憺を極め遂に白晝人跡を絕ち道路高草を生するに至る御本殿は一旦御宗家
へ御貸付と成たれと間もなく御返還以後空廬守るへきの人なけれは往々盜賊潜入銅瓦銅樋を外し
金壁を削り障席を奪ひ去るも到底制止監督の術なきを以て殿房倉庫等漸次競賣に付し空間荒蕪の
地へは桑茶を植へ菜園を設け又は庭樹を伐て薪炭を製する等の事ありし也然れとも僅々東京留守
の數人一時の風潮に依る處固より永續の事に非す此際の事項頗る多端なれとも紛擾錯亂の時筆記
備はらす今僅に左の數條を揭け明治四年以後の件をも併記し結末の成行を示す
一慶應四辰年七月御本殿向　御宗家へ御貸渡
　右に付御宗家御家中往々山屋敷邊に住居既に勝安房の如きも來り住せり

一同年十二月廿五日麴町之濱松町と共に三邸從前之通り御拜領
一明治三午年八月十三日御本殿大奥共　御宗家より御返還
　天障院樣本壽院殿寶成院殿戸山邸へ御引移りに付てなり
一同年九月晦日御本殿御廣敷局向
　一の側　二の側　三の側同物置共　一の側より三の側迄疊九百疊共
　右入札代金七百六十一兩貳匁一分にて町人共へ拂下
一同年十月廿一日
　御本殿御廣敷役所向　番所物置八ヶ所　澁谷御殿
　右入札金貳百八十三兩貳分と銀十二匁にて町人共へ拂下
一同四未年二月十八日東京府より赤坂邸家作取毀の趣相聞へ右は伺濟に候共御用邸の御都合も有之
　付取拂方差止有之度と和歌山藩廳へ達有之旨同所より家令所へ申來る
一同月廿九日大參事津田又太郎出京に付青山御殿大奥の内御廣敷御門より御玄關向御客座敷諸役所
　向等拜借寓居す
一明治四未年三月十二日東京府より最早御用無之に付御本殿取毀之儀不苦旨達有之
一同月十四日御本殿表向左の高札者へ拂下
　本銀町二丁目　小林重助
　南傳馬町二丁目　大住喜右衛門へ
　總金高七千四百兩

大鋸町　大崎幸藏

但屋根銅瓦之外かなもの幷雨落通り下水石幷穴道の石類は都て御拂に不相成

一同年三月御本殿北塀重御門外元御臺所持藏三間梁桁行二間半を紀伊國屋万藏へ拂下

一同年五月廿五日東京府邸宅掛官員赤坂邸へ出張地形を檢査す

一同日邸内長屋向等取毀之儀取扱濟候間都合次第取毀不苦旨和歌山藩廳より申來る

一同年九月十四日御庭鳳鳴閣を陸奥陽之介へ可引渡旨にて本日より取崩に着手す（同人へ賜りたるや否事由不詳）

一同年十二月十四日御本殿見分として宮内省より吉井宮内少輔世古宮内權少丞出張す

一明治五年二月邸中九万四千七百四十五坪餘を宮内省御用地に上る假　皇居となる

一同六年五月七日同斷赤坂裏三丁目一万千七百九十五坪餘を　御宗家へ讓地

　右は　靜閑院宮御用地として邸中丸山口より山屋敷御厩川を限り讓地々劵狀等も本日授受相濟

一明治六年五月赤坂裏三丁目廿五番地三千六百五十四坪餘宮内省御用地に上る（地所幷家作引移料同年十月四日に下付）

一同年七月十五日青山御殿即赤坂表四丁目三万五千百八拾七坪宮内省御用地に御獻上今の　青山御所是也

　右は去る四日宮内省より今般　離宮假皇居之處御手狹に付右邸宅御用之筈建坪圖面取調可差出旨達に付同六日御獻上被遊度旨御願之上大略圖添差出尙七日に詳細提出の所十二日宮内卿同大輔御住居向表奥不殘見分十五日左之通宮内省より被　仰出

　赤坂假　皇居御手狹に付第三大區小十三區正三位德川茂承邸宅獻上之儀願之通被　聞食爲其

賞金二万圓下賜候條此旨可相達事

明治六年七月十三日　太政大臣三條實美

但右金高は先般炎上に付諸向より獻金之内を以可取計云々

右に付即日金二万圓下付外に一万五千圓赤坂御本殿御下け金殘り之由にて被相渡たり

赤坂邸内

西園

赤坂青山之兩殿及ひ御家中官舍道路諸局を除くの外は悉く庭園にして廣袤殆十數万坪ならんか設治の由來不詳と雖も　龍祖万治四年の條に記する如く酒井空印の請願により小堀遠州作の石燈籠を御示しあらんとて　公儀御庭作り山本道勾鎌田庭雲を召し御庭の模樣作り直し出來彼の石燈籠を立んとするに千宗左千賀道圓居合さる間に道勾庭雲は火袋の日形月形の窓狹く當世に不合とて猥りに取り廣けたり

公御覽し風致の損したるをいたく御不興ありしか御是非なくてや先きに同品二基を得られ一つは紀州粉河の御別業の竹藪の中に据置せられしを思召出して俄かに鯨船にて江戸へ御取寄せ日ならすして八丁堀邸に着岸したれは千宗左宰領して御中屋敷へ引き御庭に立たるに前の燈籠は物の數にもなし云々とあれは寛永九年赤坂邸御拜領後　龍祖の御意匠を奉し千宗左千賀道圓輩携り又は道勾庭雲等の改置にかゝりしもあらんかと推知せらる爾后歷世の中庭苑の事記載あるは　大慧公の御時

享保十二年御中屋敷御庭へ西御茶屋御取建
同十六年赤坂御中屋敷御庭へ九十間の馬場御取建
元文四年御中屋敷森川御茶屋續に御數寄屋御取建杜若流上御腰掛も御取建
寛延二年御中屋敷内へ稲荷社御取建
同三年御中屋敷御庭御池之端へ御腰掛御取建走井御腰掛も出來

此他左の數件あり

寶暦五年四月五日　日光法親王を御招請御庭の景色　御覽に被供
寛政十年三月三日　日光法親王御庭　御參觀
文政十亥年九月十八日　公方様文恭公御立寄御庭上覽
弘化二巳年十月十八日　公方様愼徳公御立寄御庭上覽

抑此苑之規模甚廣大天然之地形に資して自然之風景をなし一つも人爲に出る處なく山岳起伏之秀緑陰泉石之美實に別天地をなし恰も遠く他境に入り勝區を探るの思ひありて深林欝蒼幽邃路迷はんかとすれは忽豁然桃源の仙に入り櫻樹山又山に連りて吉野の花かと疑はれ楓林溪澗に渉て箕面の錦を欺き或は瀑布斷崖に懸て響き鳥聲と和し或は碧潭鏡の如く虹梁互に横はり古塔高く遠林の上に秀て梵刹前程にある如く丹閣溪樹の閒に出沒遙に村社を認るに似たり或は稲田秋熟して鳫鴨案山子に馴れ麥圃菜畦茅屋參差牧童橋を過て去りし如きあり而して觀月賞雪四時の勝を極むる處巧に臺榭亭床の設けありて壯宏殆と殿樓に類するものあり如聞は　將軍臨邸の際の如きは大に修

治を加へられしこ是畢竟臺閣等の盛修に止り天工の清趣は固より一點を增加し得へきに非さりしならん夫れ此如を以て名苑の稱夙に世に高く侯伯縉紳の參觀を請ふもの時々勘からす旗下の士御出入こ稱する翟の拜觀請願之事も亦常に絶へさりし也既に寛政三辛酉年猛冬林大學頭は參觀して西園賞詩十六首を賦して獻し又文政十一子年十月旗下の士某は紀の栞折こ題する記行一篇を上る共に風景の眞を詳悉するを以末に之を附記せり

一此苑容易拜觀を得すこ雖も紀府より供奉乃至勤番の士は請願之上允許せらるゝを恒例こす又　顯龍公の御時には每歲二月苑中稻荷社初午祭の時及ひ十月頃秋葉社祭典之節御家中の小兒十五歲以下の男子上下一同入苑を許さるゝを以各所之群童數十名隊をなし（山屋敷連中段連なとゝいふ）自由に參觀御在府年には鳳鳴閣の前庭芝生（廣芝こ稱す）に於て　公の御放鷹を拜觀或は近侍の士に扇上け追鳥狩を被命群童も共に交りて競爭の躰なこを興し給ひ又は御親から蜜柑菓餅を投け給るを群兒は我一こ拾ひ爭ふ事狂する如く上を下へこ雜沓歡喜踊躍の狀を御慰みこ被遊たり之を御投け物こ稱し幼時無二之一大快樂こ覺へしは（信）翟尙記して忘れさる處こす

一春艷花時秋晴果熟の候には　御簾中樣御遊覽女中亦陪觀す此際には御廣敷御用人の他は男子の出入を禁せられ庭界周囲樹隙等見へ透之所々へは高く帷幕を張廻らしむ之を御庭締りこ唱へたり固より屏障ありて絶て窺ふ能はされこも其鄭重意想の外にありし也

一總園之管理は御庭奉行二人之を司る　御路次之者木登り方等附屬日々の清掃修理樹木伐採等に從事し又植木屋彌助なる者ありて日々數名北御庭に勤務園藝之事を司りたり

一苑中の名稱臺（樹）[一本閣]の雅號は左の如し

内　苑　便殿の前にあり禁苑なり　•印は通稱なり

脩竹闕

小嵯峨野　•野々宮口と云

洗心亭　易繫辭傳に著之德圓而神卦之德方以知聖人以此洗心　•西の御茶屋

維石灡（イタン）　洗心亭前にあり小雅節南山の詩に由る

浣花溪　此邊花木多し杜子美蜀に在り浣花溪に居ると一に百花潭と名く　•流

垂英兕　橋名　•土橋

枕流床　御腰掛也孫楚の語に由る　•走井御腰掛

瀨玉泉　•走井

喇篁牀　御腰掛　•七賢人御腰掛

假綱戸（カモウコ）　•掛戸

外　苑

含暉亭　山腹に在り西南に面す竟日陽精を啣蓄す　•定家御腰掛

淹芳井　林中にあり　•古井

淸音澗　峻壑蟠松の間に瀑布掛る　•瀧

淸冷潭　•淸水

白虹臺　闇名渓を隔て瀑布を望む •瀧の御茶屋と稱す李白の句に由て名く
文政十亥年春大に修築し百三十余疊の大厦となる

彩虹棧　懸橋あつて上下を通路とす唐橋口とも云

風字沼　臺下にあり風字形をなす
•風字の流れ

杜若洲　風字沼の下流に添て杜若あり
•杜若の流れ

工風流　•杜若流の内
横流の處

拾翠逕　•中道

五里香　水田數町又池沼あつて放鷹地也魏文帝與群臣書江表有好
米新粳稻出斜風吹之五里香と云にとる

映堦碧　五里香傍芝生地
•廣芝

丹楓苑　滿山楓樹　•紅葉山

躑躅溪　五月口の内にあり
•五月流

薜蘿逕　•蔦の細道

積水池　•大泉水

二虹梁　長橋二重に架す　•二橋

古驛林　•鎌倉街道

西行櫻

西行井　西行鎌倉を去て此地に来り櫻花を見て和歌を詠し井を汲んて足を洗ふと
故に　•足洗の井と稱す

清夏沼　•山道下の小池

掬水遥　杜子美の句掬水月在手　•中道

弄花苑　四面皆櫻樹　•中山

宜春觀　閣の名唐の開元中進士を宜春苑に宴すと云にとる一に丸山の御茶屋と稱す遠林の上に九輪塔を望む

古封堠　鎌倉街道の一里塚也欅の大樹大さ牛を蔽ふへきあり近世大風の爲枝折れ幹亦枯る然れ共株尙存す　•一里塚

疊翠丘　南深谷に臨み西北戌樹に接し松樹多し故に名く　•山道

鎖翠溪　•元唐橋

儲香園　•梅林　高坂塀山の內にあり

松濤阜　內に朱欄の九輪塔あつて高く林梢に秀つ　•松山名所松

晩江丘　•松山　秋草在

千苞巒　•栗山

植物園　菊畑　梅畑　覆盆子畑

垂暉石　鏡石と云大さ二尺強司形にして平面質蒼黑堅緻銅の如し水を灌けは淸瑩人面を寫す李白垂暉映千春の句に由て名く

青藍沼　水深して藍の如し一に兒ヶ淵と稱す昔兒落て溺死すと言傳ふ

雲英沼　•稲荷社下沼

風音嶺　•稲荷山

稲荷社

凌(陰)洞（一本雲）　氷室山と云冬季積雪を封藏し六月一日幕府に献するを例とす豳風七月詩鑿氷沖々納于凌陰に由る洞二あり

御堂　歴世の靈牌を安置す淩陰洞の山上にあり千駄ヶ谷境妙寺奉仕勤行御堂附坊主使丁常番す時々御親拜御代拜奠供嚴正皆恒例あり

椿畑

停雪林　•竹林

黃金溪　•山吹多し　•山吹流れ

步月叢　•森川田萩

走泉　•掛樋

望嶽亭　山上にあり圓窓より富嶽正に亭坐に入る恰も壁間畵幅を掛るに似たり　•富士見御腰掛

鳳鳴閣　森川御茶屋と云閣中第一の大閣也嘗て　有德公の便殿たり　公大統を繼かせらる故に名くと閣前は闊畵の平原松樹点々唯大樹の枝垂櫻あり俗に廣芝と唱ふ　•森川御茶屋

射場　閣の横にあり

裛露園　花畑なり　•菊畑

柴門　垣くろもじ

淩雲道　鳳鳴閣へ上るの坂路級松林の間に屈曲千層雲を摩するの思ひあり　•富士見坂

香陰亭　•燕の御腰掛と云　東坡の詩花有清香月有陰と云に由る燕を染出したる暖簾を揭け窓の格子に竹にて村雨の形に組なせり　傍にごうごう石と唱ふる石燈籠あり　火袋に耳を寄れは自から聲ありと傳ふ

餘（陰）亭　一本香閣

螢花溪　•螢澤

凝霞苑　•花畑

小花林　此邊都て菜園地也田屋敷口の内に當る勢州の名產日野菜を培養す菜根赤紫色香高し每冬內廷より幕府へ献するを恒例とす　•田屋敷

桃花林　桃林

青埜埒　●九十間馬場と稱す弓馬槍術騎射打毬等親覽の處とす御馬見所あり

右外苑九十五ヶ所は寛政二年山本豈渊共昌の苑圖に據る而して天保三年四月の邸圖には左の數所を加ふ既に文政十一年の紀の柴折には皆其記あり蓋し寛政二年後文政の間に於て設置ありたるなる可し　按るに文政十亥年九月十八日　將軍臨邸の記には此數所皆記載あり

向陽亭　●北御庭御腰掛　北の御庭にあり今青山練兵場の内に當る垂枝櫻の大樹あり

藥　園　同斷北の御庭は御堂裏元椿畑の邊なるへし苑中に園藝圃に裝ひたる一郭ありて柴門茅屋庭前幾百種の花卉盆栽數々極めて檀階に陳列又巨岩庭石石燈籠の類散在都下有名の園藝圃も企及ふ可からさるる觀あり又園隅に奈良の都八重櫻の大樹あり

望雲亭　垂暉石の側にあり廻りの御腰掛と稱す二三疊許の濡椽臺にして手を以て押せは四方自在に輪廻す

觀魚亭　●兒ヶ淵御腰掛　青藍沼中に臨める水亭なり朱欄丹閣都て構造唐風に擬す

長生村　菖蒲谷の内に當り停雲林に隣す古井有て水清淺之を飲者延年と傳ふ故に名く民舍一二戸農具猥籍戸外皆田圃路頭くわへきせる無用との傍示を立つ村景眞に迫るの趣あり　文恭將軍臨邸御筋書に由る文政十亥年に新設せられたるなり

鎭火祠　●秋葉社　疊翠丘の上にあり

臨潢亭　●秋葉道樹林中

御庭口

引戸口　鳴子口　。小川口　門　口　上表馬場口　。五月口

。丸山口　高板塀口 切通にあり　樂屋口 富士見にあり　庭入口 同上

鳴子口 二 青山　庭入口　卯角門　北の庭入口　杉山口　御鷹部屋入口

御茶屋門杉山にあり鳳鳴閣に入　○田屋敷口　馬場口九十間埓に入る　急事口

○印の四ヶ所は御役人向其他職司により平素通行を許さる餘は皆常時閉鎖す然れ共若し邸中或は近火ある時は最寄々々の口を開放して御家中の家具什物園中に運搬を許して火難を避しむ

一園中の風致景色は　舜恭老公の西苑圖と林祭酒之西園賞景詩及ひ九皐庵名氏不詳の紀の栞折と下に揭くる三圖と照らし見はまのあたり身は苑中にあるの感あるへし

西苑圖

是　舜恭老公の苑中の五十景を四季雜に御圖書遊はされ　有栖川宮中務卿織仁親王及ひ久世參議通根卿中院前權大納言通古卿か一景毎に歌讃し給ふものなり書帖として寶庫に存す其和歌左の如し

垂英児の邊　織仁親王

春風のふく色うつす糸櫻岸にうちよる波ものどかに

高砂松　通根卿

高砂の岸のまつ陰花櫻うつす色香を萬代のはる

香陰亭　通古卿

しらむよの花のやどりを立鴈の渡る波路も霞む月影

古驛林　通根卿

目にちかきなかめはさそや雲霞にほふ林の花のいく村

二虹梁　　織仁親王

春かすみ遠近かけて咲つゝく櫻によとむ水の板はし

宜春觀　　通根卿

長閑なる春をみきりに咲つゝく色もいく木の花の明ほの

弄花苑　清夏沼　西行井　掬水逕　疊翠丘　古封堠　　通古卿

もてはやす花の園生に月そとふいく木の陰も水のよるへも

拾蘂逕　　織仁親王

春の色をみとりの松のねにたてゝきゝす鳴行野への細道

小華林　　同

錦をるもゝの林のかたわきにこかねの花のいろもにほへる

香陰亭の廊　　通古卿

つはくらも霞の窓に幾まちの田面見渡す春やとふらん

白虹臺の西　　通根卿

暮殘す色を光りのいくしほにいかてとさゝむ花の一村

浣花溪　　通古卿

岸遠み櫻山吹かけひたす水のわたせにかゝる柴はし

杜若洲　　織仁親王

花あまたさかりへたてぬ杜若ふちなる水も色になるまて　通古卿

爽嵦眺望

五月雨のくもゐに岸の夏木立うつもれのこす陰はこ深き　通根卿

晴堦碧

小田ひろみさなへのみとり末かけて松原遠く遊ふ白さき　織仁親王

望火樓の眺望

あさみとり夏を若葉もわか苗も共にたのみの秋はか（へ）らん（一本く）　通古卿

歩月亭の雨

郭公虹たつ雲に鳴わたる田の面のもりのむら雨のあと　通根卿

枕流床　瀬玉泉

心すむ軒はをさらぬつはくらめなれも泉の水のみきはに　織仁親王

螢火溪

螢のみもえてそわたれ板橋の朽て流るゝ谷かけの水　通古卿

晩紅丘の西望

松かけの岩井の清水そこすみて秋や岡邊に通ふ松風　通根卿

古嵯峨

鳥居立古嵯峨の森のかけふかく咲や手向の花の秋くさ

歩月叢　織仁親王

くるゝ野はいくての萩の花摺に月のかけをもうつしてやみん　通古卿

明義館の西　垂英圯

いくの山かけて向ふも晴わたり光まかはぬ雪のふしのね　通古卿

裛霞園

秋の（一本露）（霜）ふかき色香の幾しほに錦おりかく花のむら菊　通根卿

薜蘿逕

蔦紅葉かゝる梢の秋の色にこゝろとゝめん木々の下道　織仁親王

積翠池

月影も空のみとりもうつしつゝ秋の夜ふかく澄めるいけみつ　通古卿

望嶽亭　走泉

秋寒みかけひの音もすむ庭になかむるふしの雪やそふらん　通根卿

明義館の南望

秋ふかみ色つく小田の遠近にわきてゝりそふ紅葉はのかけ　通古卿

風字沼

吹わたる秋のあらしに水はれて霧立のこす遠のもみち葉　織仁親王

千莚谿

木々みたれ村雨すこき山風を心にうつすうすゞみのそら　通根卿

含暉の南望

立並ふ松のそなたの小田ひろみ木の間を遠く落るかりかね　織仁親王

望嶽亭の柴門

柴の戸のこゝをはふしの山口にわけ入て向ふやとの春秋　通古卿

五里香

かりあけしあさやとめきて幾むれもうかふ冬田の水鳥のこゑ　織仁親王

停雪林

埋もるゝ根さしも千ひろふる雪に下折見えぬ呉竹のかけ　通古卿

含暉亭の西望

かきくらし空は匂ひて殘る日の光りをふくむ雪の花その　織仁親王

青藍沼

降つみて色かへけりな水鳥の青葉の枝の松のしらゆき　通根卿

餘香園の東

明わたるねくらの木々のむら鴉にほふ朝日のかけに立らし　通古卿

清音澗

水上は雲間をもれて落瀧ついく世にひゝく谷の岩なみ

幽篁床

松竹の色も宿りに深みどり軒端をかけてなひくむら雨

通古卿

鎖翠渓

一葉たに染ぬ梢をむら雨のいくたひとなく(杉)[一本松]立てるかけ

織仁親王

青崖埒

松かけも遠き堤のやすらひにしむる軒ははなかめしられて

通古卿

松濤阜

白雲の波も梢に立わたる岡邊の木々の松風のこゑ

通根卿

假網戸

幾よとかすむ人からもさしていはしうきふししらぬ竹の網戸に

織仁親王

洗心亭

波かけて洗ふ心のそこひなきよるへはすめる水のをはしま

通古卿

維石湍

つくりなす庭の流の末かけてこゝろよとまぬ住居なるらし

通古卿

含暉亭 花屏

庭かこふ垣ほの花の夕霞つゝめとあまる光りみすらし

織仁親王

白虹臺

通古卿

白妙の虹のうてなは月花も名にや立らん春秋のそら　　織仁親王

鳳鳴閣

桐にすむ鳥もこゝにやまひてみんその名にしおふ臺なりせは　　同

望嶽亭

友こみてあつむる雪もいや高き學ひの窓のふしの芝山　　通古卿

稲刈のやしろ

榮え行よゝの守りをときは木の陰もこ高き神の御社

按るに　望火楼とは内殿の火の見の臺より園中の景を御遠望の亭なるへし明義館とはいつれの館なるや明かならす稲刈の社は長生村の邊りにありし其縁起の繪卷物寶庫にあり此帖の表題も亦　公の御染筆なり　公又別に園中の十二景を油繪風に畫かせ給ひしものあり御畫帖として共に寶庫にあり　公か西苑の御詩作も多し樂只館詩稿といふに載せ給へり

西園賞景詩　　祭酒林子作

辛酉孟冬晦　紀藩赤坂邸乃獲觀後園諸勝水木清閟岡阜映帶景隨歩換應接不遑還家廻想怳如入仙區攄其所省記得斷句一十六首其過眼輙忘者則當待再遊以足成云

含暉亭

一出華塀物態殊濃紅淡緑共糢糊誰言滿眼皆詩本坐覺斯身入畫圖

積水池

長林影蘸水西東寒碧一泓涵大空想得汎舟消暑宴沸天絲管趁涼風

二虹梁

深樾缺邊孤逕通川原杳渺似難窮雙虹竝度挼藍水應是一雌又一雄

古驛林

喬木插天曦景幽林間冷氣透重裘當年驛路未還日幾箇騷人惄陰留

宜春觀

林巒縈回笏幾支雲烟出沒望眸移風光豈只三春賞至竟四時無不宜

掬水逕

一天淨麗霽光新獵々西風搖落辰應識園丁勞汎掃逕邊無葉又無塵

觀魚亭

翠幙朱欄映細漪花尊香鴨亦清奇池魚因慣人投餌每聽足音排藻窺

弄花苑

艶陽時節鬪芳菲日々醉花吟月歸秋後景光還不惡滿岡霜葉照人衣

向陽亭

茅茨宛似郭駝家境邃不聞人語譁檐下紅蕉與朱槿霜餘尚見後門花

鳳鳴閣

閣前空豁好徜徉數種菊花同傲霜恰似鳳群儀此地展舒彩翼曬斜陽

凌雲道

境轉景移晩色兼地高步々薄寒添行回一道迷方位賴有林端露塔尖

五里香

秋獲全終藁秸殘田家風色屬荒寒料知東覲倥偬際念々不忘稼穡難

白虹臺

林巒廻合競嶙峋飛瀑懸嵒四噴銀水聲愈聒心愈寂一洗生平耳底塵　通上外園

小嵯峨野

風景依稀洛水阿吟鬚撚斷立平（一本坡）（堤）唯餘楚々青松樹霜草煙莎夕照多

幽篁床

龍鱗鳳翅勢騰拏密影重陰一向遮中有疎々洗枝處剩看郾外萬人家

洗心亭

晴沙澄徹碧鱗寒石出波痕軟半乾不識月淸風苦夜何人讀易倚欄干　通上內園

紀之栞折

序

世の中にある人ことわさしけきものなれはさあるふみのはし書にもかきなせり華に囀つる鳥水にくつゝく虫けらいつれか歌のかたはしをはよまさりけるそは其國にあるもの其國の業を知らさらめやしかあれは草木國土非情とのみすつへきかは花咲實のるのうつりかはりも何そものゝかんさくなしとせすみなたうときたねのそのうちにそなへたらんはをして知りなんいきとしいけるものゝ霊としてみつの毒にたへせまりて身のもとゝせるたうときをしへのはしをもわひためぬはおこヶ

なる業なんめれとひたすらに他の國の御名を呼て地底に落いらんむにはまつことのあらなんか皆是我道のをしへすへからく歌よむなる鳥むしけらにもをさ〳〵過すをのか手足のいつこにあるを知らすあるは目なれさるかくなる文字を好みてせちによみつらきを笑へるもかたくなの過ちなりさはいへ予はもとよりつたなけれはこゝのけしめを知らさめれとあめつちをもうこかしおとこ女のなかをもやはらけぬるは歌なり此歌あめつちのひらけはしまりけるときよりそと貫之も書けり此國ひらけ初るなかに誰か作りなせるにもあらす大和歌はいてきにけりこれなん國土の妙にしてわきかたかりけらし只に心にをもふ處言出んにみな歌なりこれをもてかれををすときは妙の妙なり予いぬるかんな月一日の閑を得て紀の國　公の御園を打めくりて終日す其風景をなかむるに花のあした月のゆふへうつり替り四季をり〳〵のことの葉草の一歩のうちにかはり行はいふもさらなるをひとり見て過んも本意なきに御園の道すからを紙に筆染めてつたなきなから心にをもへることゝもいひ出てそか儘かひつけて紀の柴折と題するになん見たまふ人作意のあとさきしてかひなきは見ゆるしたまへ昔も今も其國にあつて源をわすれさらんかいさゝか蟷螂かをのになん

于時文政十一戊子年燈下染筆　　九皐庵誌

ころは文政十一子のはつ冬なかのひと日

紀の國公の御館に召れけるにみのころほひに宿所を出て御館にまゐりけるに程なく書いひなと給ひしは〳〵もねきおきたりし御園のうちを見せ給ふとてそのもる司の人二人り立出案出をなす其外重たつ人四人り五たりつとひあなひをなすにうちつれたちて御館を立出るに御園へ至るくちに

へいしの門のありけるより入て行に兩かは冬木の生茂りたる坂道を下りて細き道に出ぬやかて遠近見廻りつゝ歩み行にこれなんうちの御園とて常に　館の君の遊ひ暮し給ふ處となんかたへに小門のありけるよりうちにいるに亂杭をもて歩をつけたる坂あり五十歩餘も登り行にとかくして山のなかはに出ぬ其景色いふはかりなしかたへはをほ木の松うない木の色々又なん竹なとおもひ〳〵に生出たりそこより脇道にいるにひとつらに野芝生出たるを歩みたけなか道をひらけりむかひにふしきもてあやしけにゆひ渡し竹のあみ戸を半ひきたてたり案内に問に脩竹關と答ふ佗たるさま鷄のそら音をしのひし昔のをしはかられぬるに

冬枯の景色もらすな關の風

かくて脩竹關をこゑゆくに雛の子ほとの石のつふそろへるをあまたうちしける河原にいてぬ見渡せは向ひは芝山に赤松の立をほへるなかに染る木々の時雨をまつもあり下葉は青葉にせき重なりて染す亂るゝ木々もありさま〳〵に風のなかめを盡して目の及はぬはかりなり河原おもてを流るゝ水はいく筋にも枝流れのわかるゝにあるは石橋をわたしあるは歩みもて越も有岸に波よけの杭を打て石籠をふせ流をせきたるもいとおかし

十月やまた花のさく河原草

河原をこへ行くに芝山の木々のあひに萩薄の生出たれとさかりはすきて枯うせるも又なん興あり

登の山へ雲は戻るそ枯尾花

かたへに在原薄といへる札のたてるを見て

在はらの薄もいまは枯〳〵てつゆとこたへん下葉たになき

在五中將のふる事なと思ひ出つゝ過行に小柴垣のもとに黑木の鳥居を立七五三なとをふよそに張れるは二尊院の南林の野々宮をうつせるになん林木の茂れるさまいかにもと思はれ侍る

鷄一羽とり居に暮る小春かな

とり居のみにて宮居なけれは

野々宮の鳥居はかりをうつせしはことわさならぬ神無つきかな

心にをもへるまゝをくちすさみつゝ行ぬける木のもとに枕流床と大文字に書る額を打てさゝやかなる待合の藁もて屋根をふきなかに踏石をするゑ雨かはのこしかけにむたりほとのゑん坐をしけりかたへに手をそゝく圓なる石盥をすへそかうちより冷水の涌あふれていとすゝやかに見ゆ石盥に瀨玉泉とゑりてあり

くちそゝく筧の水や猶落葉

瀨玉泉よりあふるゝ水の其まゝ流れ出て岩間を傳ひ行も興あり折ふしあすは芭蕉忌なる事を思ひ出て

岩笹に時雨きく日となりけり

かくて流れの石を傳ひて向ひに渡り爪あかりに山を登りていたゝきに至るに佗たる園のありうちに幽篁の二字を書て掛たり家居はさま〳〵のうねり木をもて作りうは疊三ひらほとうちしき中板

ことをほしきをはすにしけり軒うらは竹を籐もて結ひ軒はなに喚鐘を釣り置りなかめは山のいたゝきなれは眺望をもつはらとせり其なかめいはんかたなし西には名にしをふ時しらぬ白妙の富士の高根を見渡しそこゝの山々見へわたらんにこの日は時雨の八重雲立おほひてあやにくにさせるなかめなし

風くせの不二へなくるゝ時雨かな

東は並松の茂みに下行水のくねりてかなたこなたの松の葉こしに見へすきて梢の風にしろかねの針をとけるかとあやしまる

常盤木によりて流れつ冬の川

岩かさにすれる松葉の針さきにむすひてとけぬ水の糸すし

南には遠近の木々のうちに濃き薄き紅葉のたちはさまりて時雨をいそく風情錦の戸張りをたれて龍田姫のうちにかくろひたるにや

濃き薄きいはす色もよき紅葉かな

北は冬樹の森にかくれて心の儘のなかめもなけれと梢の落葉をよそにしけみ渡るもめてたし

しろい花の咲ましりけり冬の森

やかて此山を下るに少しの溪へ渡せるつちの橋ありこゝをなん垂荚坦といへり

水音は松にかゝりて冬のかせ

橋をわたりて溪へいるに松のあいに花の木のあちこちあれと北吹風にさそはれていまは葉のみ亂

るゝも盛者必衰のことはりせめてあはれに覺ゆ溪の名を浣花溪と呼よし

　　櫻木のひとゝき咲す落葉かな

溪を出れはもとの河原のむかひに出ぬこゝにいし橋のありけるを打わたりて河原をもてをあちこち廻るに山鳥なとの流れに浴するていこゝろかはりてめつらし

　　鳥もみつあひて行けり小春川

とかくして河原をすくるに此流の落くたる遠あさの池ありてわたり二三十歩もあらなんにあなたの岸は木立の茂みに入て池波青みて物すこふ見ゆかたへに洗心亭といへるあり此亭にいたるに水の面へなかはつき出ていともの すこきように心を洗ふはかりなり三伏の夏には　やかたの君暑をさけたまへる處となん聞て

　　風月のなかめにことのしけゝれはあつさは目にもかゝらさりけり

この亭のもつはらに風流を盡せる多くはをのか儘にまかせる木をもて作り二三の間ありてゆかしう見ゆ水の面につき出たるゑんにたち出れはまへの河原をひとめに見なし冬枯の山々の見へ渡るさまこと葉のはしに及す

洗心亭の眺望をよめる

　　冬枯の野山や松をちから草

かさりをける奇品はかい付てたまひたる儘にしるす

床

一掛物　長歌　冷泉爲村卿御筆　壹幅

一花生　花水仙　南京雲龍染付

附書院

一八角手鑑　西湖八景 繪　寄合書 探幽筆　壹帖

亭前に維石湍といへるありかたへの山より石間を落下る流れの急なるは月影をもとめすいなつまもくたけてやなかめ見るはかりなり

月影も見とめす下る早瀬かな

こゝをなん立出てもと來し坂道をくたり小門をいてゝ行に野芝の生出し細道を登りつをりつ歩むに少しき小高き芝山に含暉亭と虫はみのくちたる板にしらすみもて書ける額を打たるさゝやかなる亭あり遥望に田畑を見渡しぬるに水鳥のむれて時雨を求食れるは鄙ひてゆうにやさし

時雨るや鳥のくひきる稻の莖

又なんかなたの森間に賤か伏屋の飯なとかしく煙のふとしく立のほり民の竈のにきやへるは　この君の仁惠のいさをしをしはかられてめてたし

たち登る煙りまつたし霜の家

遥望の鄙めつらしきを愛つゝ亭を下りて行にいとこまかき石をうちしける石場を流るゝいさゝ川ありかはつらに杜若の多く生出たれといまは枯あとのみ殘れり卯月の末花の眞盛りなる比は此川に八つ橋をかけ渡し鄉手を結へるよしきつゝなれにしとよみたる昔思ひ出られて旅に行心のすれ

は
八つ橋や枯ても見ゆるかきつはた
旅笠のよこれそゝきてかきつはた
流れに添ふて下りけるに三たけあまりの青みたる石の橋を渡せりこゝをなんわたりて行にかたへは並松の茂みたる芝の堤あり下は古ひたる池水のむかひにとめす流れてみな底の物すこうあをみわたり松風に漣しろう吹かへせるはいとことふりたり池の名を積水池といへり案内に問にこはいつの頃よりある池とも知らす昔よりありたる儘なりと語りぬ
草枯や青みてみゆる池の水
この並松の堤を下り登り歩むにあなたの岸も芝の生出たる堤ありふりたる松なと立ならへるうちに若木の紅葉のそこゝこ染出たり又なん一きは高き峯に冬木の森の茂みて生かさなれりそか森の木立にたちはさまりてあまた紅葉の染なせりふりむける方にも木々のあはひに八しほ乃色日にそふて見ゆこの處をなん丹楓苑といへり
西陣へ落る日あしにいと染てにしき織出す山のもみち葉
池波に紅葉のうつれるを見て
水底に夕日のとゝく紅葉かな
やま〳〵の紅葉をなかめつゝ行に古驛林といふに出ぬ後はそひへたる山のいたゝきに大樹の森たちをほひ前には底さへ知らぬ池波の岸をうちて梢の風にあはする波音はさなから木曾の旅にふり

出し心のすれは

樹雫の石に氷るや木骨の暮

旅の明暮のうき事なと語りて行にかたはらに竹のひし垣を四方に結ひ渡しうちに老朽たる花の木の一もとあり立札に若木の櫻と書けりあなひに問に須磨の一木をこの處へうつせるになん木は朽たれとも彌生の頃はいまに四五りん花の開けるよし

古き名の須磨の櫻に打かをる

十月や枯て櫻は佐久良の木

須磨の夕の思ひ出られぬるに

夕月に明石へ散るか須磨の花

名にふけて須磨の櫻は老ぬともひとは若木と見てや過なむ

うかみし儘にたわれ事を口すさみて過るにすちかふて下る坂道ありたとりて行に山のなかはにあやしけなる古井のあたりの落葉に埋みてあり尋ぬるにその昔し西行法師の北の國より鎌倉へ出るとてとある道はたの井に足をそゝきしか古跡となりて御園のうちにかくありて今に西行か足洗ひ井と言傳ふるよし其山のいたゝきに朽たる櫻ありこれなん花に杖をとゝめしとて西行櫻といへり此物語を聞にふるき跡をまのあたりに見る事の面白さよ

古井戸のいはれ語りぬ落葉かき

西行櫻を見て

名をよそに咲す法師か櫻かな

此より坂道を登るに芝山のいたゝきに宜春觀といへるやすらひのあり打あかりてしはらく足をやすむるに家居のいさみやひを盡せるはいふも更なり數ある間毎にさま〳〵趣をなして作れり亭前には山を下りに花の木をあまた植て春のなかめを盡せりそのなかには老木若木のさかひなく枝をましへたるは彌生の比しも花の咲みちたらんにはさなから白雲の梢に棚引けるかとあやまたれぬらんかしさはあれ人毎にいへる花にあらし月にくまなきをは見るものかはと世をさりませていへるを思ひ出て

嵐をはのかれおほせて又月のくまとやならんはなのしら雲

又かたへの森の茂みのうちより九輪の塔の立あらはれ見ゆるは實に山寺の春の夕暮に花のちりなん風情のまのあたりに見る心地のするに

ちる花に來てはさはるや鐘の聲

何とやらん春の夕にたちやすらふをもゝちせるも(む)[一本陽]つきの長閑さを小春と言傳るならんかし

宜春觀の初冬をよめる

心なしといへはや木(に)[一本々]もたつ冬をしりて梢をちりそはしむる

亭床のかさられたるものは其儘にしるす

床

一掛物　馬の繪　雪舟筆二幅

此馬の繪は世俗にいひ傳ふる淀屋馬といへるものゝよし淀屋何某か持傳へたりしか故ありて　御舘の寄品の數にいりたるよし墨色殊にうるはし

一文臺硯箱　花梨地牡丹蒔繪

附書院

一喚鏡

しはらくやすらひてこの亭を出坂道を下り行に道の少しきわきへひき入て芝土手をきつきうへに擽の古木生ひ茂れりあなひにとふにこのふる道は鎌倉の盛なる頃の往かひしたる街道なりしよしその頃おひ皆しるしの木を植て一里塚となしたりしか今に此處に殘れりと語りぬるにさきに見し西行井も此道につゝきぬれはいかにも街道と覺ゆ

枯る野に月の柴折の一里塚

一里塚を横に見なしつゝ過て掬水遥といへるに出ぬれはそのさま谷の岩間を水行ふりに遥をひらき次第に溪へおりくたる道あり歩み至るに谷口の左右に花の木の數しらぬ程立こめりこゝをなん弄花苑といへり

掬水遥にて

水なとの流るゝふりや落葉道

弄花苑にて

花の木を見に出る小春日和哉

この溪を渡りて山のなかはに出ぬ溪の名をは鎖翠溪といへり

氷柱から取付く岩の氷柱哉

かくて山の半をよきるにきよらかなる池を見をろしむかひにはみとりの林をなかめ渡すに時雨を侘て葉の亂るゝもあり常盤木の己かまに〳〵ふり出て青葉に覺へぬるもしゆしやうにや

片空は時雨ているや冬の森

やかて山を登りて行にいたゝきの木の本にいさゝやかなるやすらひのありことにめつらかなるは家居をめくれるやうに作れりそは居なからに家を押廻らせて四方の風景を心のまゝになかむるはもつはらめつらかなる樂みに覺へぬやすらひをは望雲亭といへり

十月や見る間にかはる山の(雲)[空カ]

亭前に垂暉石と呼る石あり其おもてたいらかになれる處尺をこへ色あくまて青し之に水をそゝきかくれは石の面より光り出てきぬ物影をもてうつしみれは鏡に影のうつれるにもをさ〳〵をとるましう見ゆあはれ世にはめつらかなるものを見るものかなとそゝろに打をとろかれぬるに

おく影の石に凝けり冬の雲

この石に各々影をうつして誰かは年へぬるとうちたはれつゝ行程に道のほとりに四つ目垣ゆひわたしくねりたる木をもて小門をしつらひ竹のあみ戶をつきあけをけりこゝになん至り見るに老木若木の(かゝひ)[一本さゝへ]もなう數しれぬ迄に梅の木立の枝を交へたり花の頃はこち吹風にさそはれて香のあふるゝに垣のそともを行かふ人の歩みをとゝむるもをほかれと今は葉さへ落てとなれる春をま

つのみなりあまりに花のしたはしきに歸り花もやあらんかしとそこゝこ打廻りたれとも其花さへなきは我は文よむ事のすへをもしらされはかはかり興もうすかりけるかと文を好むなる梅か枝に心のはちらへるまゝに

好文木をよめる

　文よまぬこゝろはしらす咲出し花になみ見る梅のしたみち

この梅の林のあたりを儲香園と呼りやゝ寒む空になりぬれは只に葉のちりうせし立木のみ殘りたれと小春の日影にうつろひて何とやらん長閑に思ひ侍る

　小春野の霞かゝれりむめはやし

梅園の垣にそふて行に四五十歩にして並松の枝垂れし堤に至りぬやかて堤をわけくたるに岸洗ふ波のさと吹風にひるかへりて下垂松か枝をひたせるはいと淸うこゝろもすめりこゝをしも松濤阜といへり

　風や松からかへす波しふき

堤の向ひに行ぬけしに木立の間にあやしけなる逕のありけるをつたひて行にとこふしてものめきたる森の下道に出ける殊にゆかしう竹のひし垣をゆひ柴折の扉を半引あけたるはいかなるまろふ人のこゝにやとりをせるやとあやしまるかろふして柴折の扉をゝしひらき内にいるにあにはからんや植物をなりはひとせる樵夫のやとりをそかまゝに作りなせり庭そこゝこになりはひにせる植物の數なくさま〳〵の鉢にうゑならへあるはよしの簀をもて寒風をゝほへるもありその中には名

さへしらぬめつらかなる名の木ありあまねく山林の名の木を所せきまてならへをけり

はちものゝ數を盡して冬かまへ

又なん庭のありさま思ひ〳〵に作りなしてさなから植物をなりはひとなせる商家につゆたかふ事のなきに興しつゝあちこち打めくるにとある松の木のもとに目なれさる石の燈籠ありひらめなる石をかさりになしかくなる棹石をのみ立置り此棹石の中ほとに竪に長き穴をうかち灯をてんしける跡あり餘りに珍らしけれはあなひに問ふに是なん和歌の浦玉津島の神の水樓の柱となんいへりものすける人のつとひてかくはなしにけんと語れるを聞てよく〳〵見るにさなからに角なる石のかとさへやかてすれ落てまろくなりにたりそか中程に横木を通せるあとのあたりと共に苔むして石目さへあらはには見へわかすいかにせん年久しく水にうつみしと見ゆ

ことの葉の種とて和歌のうら波にみかける石の玉つしま神

言の葉のまもりの神なれは心に遙拜なして行に向ひに百の藥の草ひらを作れる圃ありめくりて見るに寒む空をいとはす花のさけるあり葉のふるひ落て臺のみ殘れるも見へて心のまゝにはひまとへりあはれこの圃に露すふ秋の虫もいく年のよわひをやへぬらんかし

時しらぬ虫の鳴なり藥圃

この圃をうち廻りて我もよわひの延たる思ひのしつゝこゝをなん出行にかなたに市戻りせしとをほしくいろ〳〵の草木をそのまゝこかしをきてかたへに半臺をつみ捨そこゝこをひけらかしをきたり又そかわきにはあれたる垣に捨菊の亂れ咲てゆふへの露にうつむけるもしほらし

蔓ものと見るやは菊の捨作り

あれたる垣に菊の咲けるを故郷の思ひにさりなして

植捨た秋には菊もふるさとのかきやあれしとうつむいてさく

やかて此園の奥なる向陽亭といへるに至りぬるにわらもて屋根をふき專らに鄙ひて作りたりうち

あかりて見るにこなたの一間より階を渡してあなたにも一間のありていかにも物ゆかしかくてし

はらくやすらひつゝ庭もせをなかむるに其ていをよくもつくりなせるに興して

植木屋へ蝶を追こむ小春かな

亭床の奇品は其儘にしるす

床

一掛物　うつの山の歌　　定家卿筆　一幅

墨色ことにうるはしう見ゆ

一磬　臺すゑ

二之間の床

一掛物　糸瓜茄子　　元信筆　一幅

畫圖いかにもめつらし

一料紙硯箱　黒塗雲鶴研出蒔繪

棚

紀の國の土中より堀出せしよしことに美事に見ゆひとつは少しく小ふりなり

この亭を立出て森の下道を行に木の間にとしふりたる藤のあたりの木々よりもふとしくなりては

ひまとへりさりとてかくては蔓物とのみ分けかたく思ひ侍るに

つるとはかり思ひそ藤も冬木立

あまりにめつらかなるにふりたる昔し語りなとして歩むにこの御園の守りとをほしき稲荷の社あ

りあけの玉垣苔むして梢の風の枝をならせるもいと神さひ渡りぬこの月はことわさに神なし月と

いへは

御留守かと鳥ものそくや古やしろ

こゝをいそける儘に神前にぬかをもつかす過るに次第に森の生茂れる下道の樹の雫に足をとゝめ

かねぬるをかろふして傳ひ行にをのつと樹木の氣立をほひ日の影うとき山林にいるにふりたる大

樹の本に深さ三丈の餘もあらなん石室のふたつみつあり是なん雪をうつめをける氷の石室といへ

り其あたり山の氣はたへを通してものうく夏さへしらす過なんさまにいかならんかく山ふかくわ

すれて入し事の打驚かられぬるに

笹嶋をしるへに越る山路かな

氷室山と聞て

鶯のふる巣さかすや氷室山

ものすかうなりぬれはやかて苔の細道を四五十歩わたりて坂を下るに初めて容の色を見る思ひのしつほと息つきあへりかくてたとり行に向ひに池の面へつき立たる水閣あり朱にぬれる階をかけ渡し閣の四方に欄ありてすへて唐國の趣を作りなし家居は朱をもて塗り雲形の瓦を打しきてあたり皆帷をたれたり水面にむかひてたけにあまる衝立をたて前に榻を拂ふてをしまつきをすゑをけるに思ひしらす他の國へ至りし心地しつれと位の禰なけれは似やはしからすおもはれ侍る見へ渡りぬる丘を晩江丘といへり

閣の名は觀魚亭と呼り

觀魚亭眺望

　蕩漾晩江浸碧雲魚龍踊躍水成紋寒塘風破行人少鐘韻穿波白日昏

同し心をよめる

　入江なる蘆のむら立ふし朽てをく霜のみそさやくうらかせ

晩江の月の夜ころの思ひ出らるゝに

　洞庭の秋はものかは江の月夜

亭の奇品はありの儘しるす

一机　朱

硯　　蘭亭硏

一本硏(硯)屏　　青磁

筆　堆朱軸

墨　耳白粗

筆架　馬瑙石

水入　唐金福祿壽

筆洗　染付瓜形

一軸物　竹之繪　道昇筆　一　卷

一とん　染　付

一衝立　堆　朱

此水閣より二三十歩さりて池波靑みて水のあまた湧音のしけるにたゝすみて淵の名をとへは是なんそのかみある兒のいかなる故とも其事は年ふりたれはさたかならねと此淵に身をしつめて底のもくつとなりし跡となん其ころよりして兒か淵といひ傳ふるよしさらてたにやんことなき事にあらさめれとあまりにあしきなき物語りに心も空も時雨を催しぬるまゝ

水音もそこは時雨て兒か淵

むかしも今もはかなきは聞ならひなさうち語り行に水草のあまた生出し沼あり岸をくたりに見をろすに水にたゝよへる浮藻あり根をかたうをひ出るも見ゆれと多くは枯てたまさか靑き葉の見ゆるも佗し沼の名を雲英沼といへり

虹の輪をけふはあなたに咲浮藻

雲英沼の冬枯をよめる

　水草や枯てあり〳〵雲の影

三冬の夕には沼水に雲の影のみ殘れるをなかめて過るに細き流れに柴橋を渡し流れに添ふて多く山吹のありて川の名を何とかいはまく思へり案内に尋ぬるにこゝを英金溪といへりあはれ春の比この花のめてたく咲出たらんには水にも花の影を見て黄金を打しけるはかりならんかしとそゞろに井出の流れを思ひ出れは

　しろ銀をみかける岸の山吹の花のこかねをしける玉川

山吹を題にをきてなるみのふる事をよめる

　水やひんよしさたかにも山吹のこかねつくりの太刀しうつらは

此いさゝ川を行過るに秋草の生出し叢ありそか細道を歩むに此道のへに生出し草々の時雨るに空に枯々て木の根にあれふしたれと秋のころいまをさかりとなかめんには音を鳴虫のをのかまに〳〵ふり出て葉末の月にすたけるならんとおしはかられぬるに

　草を月のすき通す夜や虫さゆる

又なんむかひに山根田のかり跡に水をせきいれたるに水鳥のむれゐるを見て

　山根田の落葉かつくや暮の鴨

此細道のあたりを歩月叢と呼り三秋の夜頃には雲間の月の歩みもて迯れるにや我歩めるに月影のつれ來れるにやとあやしめる計なりと行かふ人の語れるに月の夜頃にあはさることその本意なけれ

と語れるを聞にさへ心は月に歩める思ひに

二人前道を行けり月と我

向ひに見え渡りぬる田毎に月の影置なはと思へるに

歩む度田うつりするや森の月

望の夜のことなど思ひやりつゝ遥を少しく左へいるに竹のくね垣結ひ渡しあたり落葉にうつみたるを歩むへきたけ掻分置ける古道あり入口の垣際にふりたる立杭あり是より長生村入口くはへ煙管堅無用とにしり書に記せりやかて落葉の古道を分け行に冬の野菜を作れる畑に至るにかたへの細流れにあやしけなる丸木橋をかけわたしそか脇には朽たる古井のありこのほとりには賤か佛にたてまつらんとにや草花なとしさひらしう植置たれと寒風の立ぬれは鶏頭花の紅さへさめてはしこうふし折してふせるも鄙ひていと興多かりけるまゝ賤か一つ家にしはらくやすらひぬ

冬されを鳥の求食るや大根畑

茅屋の住居は皆たけける物にふすほりて黒みたるにしけるもの六ひら七ひら打しき夕餉しまいし茶を煎る器の黒みたるを其儘に自在につりいろりに掛置にかたへの破れ壁には五器をのせ置る棚のひつみたるまゝにをしつけ背戸口には翌日の市に行かん野菜を目籠につみ並へ世を安ふせるすまゐ村の名の人も長生なしぬらんかし

おふ人に身の無事語る頭巾哉

屋根に鶏もつはら冬の藁屋哉

かゝる侘住の身を安ふわたりてこそよはひもいと多くたもちなん事をうらやみなさしつゝ出て背戸のかたに行見るに藁屑に埋もれし馬屋のいたく風の吹なは破れやしつへくも見ゆれ軒のかたすみにはからひたる秋の烏瓜の二つ三つ蔓に殘れるをそこらはく物とひとつに掛置けるも鄙には珍らしからねと趣のいかはかりか興あり

凩の相手や軒のからす瓜

この背戸のうら道よりぬけて藪際を行にとかうして山根の田の道にかゝりぬこゝをしも傳ひてしはらく歩むにやうやく山へ登る道のありしよりよちてのほる百歩餘も行らんと思へる比からうしていたゝきに至りぬるに黑木の門の立りそこをなんいるにさゝやかなる室あり望嶽亭と呼りものすける人々のしつらひたりけん白藤の軒はしらに黑木を打交へて心の儘に家作りをなし向ひの壁の眞中に竪なりの窓を切あけ戸を突あけぬるに眞うけに富士か峯の見え渡るはさなから床にかけ置て見る計なるにさりともと工の自在なる事の驚かれぬるに

寢なからに富士引よせて冬の窓

あやにくに時雨の雲立おほひて見へ渡らぬに

よそになき富士や大事と山姬はつむける雲の綿につゝみて

いかにしても富士か根のはれさるに殘り多くも立出行にむかひには目も及はぬ迄に廣きか背ひとつらに芝の生ひ出たるにうない松あるは赤松の大樹の枝を垂れて冬枯をよそに靑みわたりかたへには鳳鳴閣と呼る亭ありこれなんそのかみ　有德公の御館にいまし給ふ頃この亭に常にすまゐた

まひしとなんかくしてより亭の名を鳳鳴閣と言ひならはせしよし家居も殊にみやひを盡し聞こと
も數あれはしるすにいとまのなきは　此君の常にいまし玉ひぬるをもて見る人さつし給へ
鳳鳴閣をよめる
　　大烏の空に聲する小春哉
鳳鳴閣より四方の遠山をなかむるに村時雨空のならひとて折ふしに晴曇りぬる景色の興多かりけ
れはよめる
　　移り行日影さなから浮雲のかせ一通り時雨降るなり
　　風早み時雨は晴て染なせし木の葉そ降れる山のすそもせ
亭前に菊の花の爛漫と咲出秋香のいといこううち薫りて數しらぬ花毎に露をふくめるさま枝ふるゝ
ゝ風にこほれて不老の流水となりやしけんと童子かむかしのしたはしさに
　　長生の露をすふてはいく秋の花にとかへる菊園のてふ
同しこゝろを
　　咲ふりやむかしなからの菊の花
やんかて酒なと給ひけれは司人と四方やまの物語しつ盃をめくらしつゝ庭もせを打なかむるにい
とふりたる柳の地をする迄に枝垂れたるに折ふし村時雨のふり來りけれは
　　枯て迄ぬれ色見する柳かな
閣の餝物は其儘に記す

床

一掛物　寒山拾得　　　一元筆　二幅對

一香爐　　　　　　　　玉取獅子

一卓　　　　　　　　　黑塗富士蒔繪

一卓下香合　　　　　　蒔繪花車

棚

一銀香匙火（一本節）筒共

一地の板食籠　　　　　朱曲四重

しはらく此亭にやすらひぬるうちに時雨の空も晴行しかは立出て並松の間を歩みぬけつゝ森の下道にいたりぬるにあたりの木立枝を交へて日の影たにもれぬ細道の苔に辷りて足の踏ともさたかならぬをからうしてたさるに手に汗つかむ思ひせり此處をしも凌雲道といへるに

雲晴て行ほら道や鷹の聲

やうやくに苔道を過ぬるに芝山の小高きにさゝやかなる香陰亭といへるありはつかに一と間のありてそか軒をつゝけて横になかふ腰かけをしつらひ軒はなに燕を染ぬけるのふれんを掛うしろをは細き白竹をもて村雨のふり來りたるさまにくみたる格子窓のありて何とやらんものめきたりこゝをなん燕の腰掛といへるよし

村雨のあひをぬけゆく燕かな

うしろにむける竹窓より小華林を望むに山の麓に畑を見なしあるは畑をへたてゝ破れ垣に捨菊のいろをましへて咲亂れ夕の霧間に香のもるゝ風情ゆふにやさしきあまりに

香に立ちてしら菊ことにさわかしき

すてに金烏西の峯に傾かんとする儘に此亭をくたりてゆふへの遠山なとうちなかめつゝ行にとある森間にあけの玉垣神さひてふりたる宮居のあり至り見るに苔むしたる石の鳥居に鎮火祠といへる額をうてるはこれなん火のかしの守りなる秋葉の神祠ならんかし宮居のあたり打廻るに神の木の高き梢に落る日のかゝりて風のひらめくもものゝしんと澄みわたりぬ

冬の日のとり付きかねつ(一本神冬)の森

この神の火の守りのいちしるしきをさたんしつゝ宮居を出て逕をたとるにとかくして並松の芝はふ道に出ぬれ小松の間を流るゝ小川に柴橋をかけ渡せりこゝをしもうち渡りて並松をうしろに見なしつゝ草枯し野の逕を行に向ひに遠山の森の夕靄に黑み渡れるを只に木々の紅葉のみふり出て暮るゝも知らす空照せるにもち鳥のねくらをあらそへる聲の遠山にこたへて暮佗しきにいとゝ我すむ空のこひしうなりぬるに

こきかたは我かすむ空や夕紅葉

逕をは拾藥逕といへりけれは

はひ草にむしの這よる冬野哉

暮かゝる遠山に紅葉の照り添へるを見て

諸鳥のねくらさわくや山紅葉

四方の山々の數かく紅葉をうちなかめて思はすも五里香といへるに至りぬれはかたへはいく畝ともなく冬田のつつきて遠きあなたは夕霧にうちこめて日もさゝまらすそか田には水鳥の群て立あり又なんゆふへにおろすもありあるはつらをみたさぬ雁かねの遠近におろして田を分ちつゝ狂へるはさらても詠けるかとうたかはる

一處に鳥も居つかす冬田つら

水鳥の群遊ふを見て

立居する鳥や田つらの風表

此所は　館の君の鷹をつかひ給ふ處と聞て

菅笠の風招る聲や小鷹狩

かなたに田の畔を流るゝ小川を木陰へ引つれて水鳥をかひつけをける引堀ありこゝにしも水鳥の餌につけるを見て

時の太鼓を打出すころを水鳥もともへになつて狂ふ引堀

あはれ嚴冬のあしたにも雪霜を分けて鷹狩し給ふたけきいさをしをめてたてまつりつゝ小川の岸に添ふて行にこの川水の落込流れの向ひの岸迄はあまたありなんとをほしきに川水の流れにそふて踏石を並へ水の面を傳ひて歩み越せるは殊に興ありこのわたりのいはを映階碧と呼へり

こゝをこせと石を置けり落葉川

映階碧を歩み渡りて岸へのほるにいと細かき石を打しける河原に出ぬやかて河原をもてを傳ひて行に遙に水音の聞るまゝいゆきて見るに奥まりたる溪のありあたりはふりたる松柏の立をほひて霧こもりにたりそか峯より傳ひ落る瀧つ瀬の岩にせかれて玉なす波の三つに碎け松の大枝にかゝり落るさまを名にふるゝ瀧波も是には過ましう思へるにいとゝ瀧音の心耳を澄しぬれは

糸となる瀧も三筋をくたく音にふきそふ松の手をつくし琴

瀧にうたるゝ松か枝に小鳥のまめやかに枝傳ふを見て

瀧壺をのそきにきたりみそさゝへ

この瀧波のあふれて出る水の岩間を傳ひてをのつと風といへる文字の形をなして流るゝもたへなりこれなん風字の沼といへり

聞からに寒し風字の沼の月

風字の沼のかたへに溪に向ひて山をなかはに家居せし白虹臺といへる亭あり山道のまかれる儘に登りてこゝに至るにいと美麗を盡し間ことも數ある中に上なる間にはきらひに上段をかまへあたりもことにまめたちて見ゆるはさらても心をせめてなしつると見ゆるに又なん亭前の風景たとふるに物なしあなたには森の木の間に玉なす泉の白う見へてたう〳〵と溪へ落くたれるに時しも瀧音の梢にさはりて木の葉のはら〳〵と散り來たるを見て

松の針瀧の糸もて山姫は木の葉衣やぬふてきるらん

谷口を流れ出る風字の沼に夏のゆふへは螢の群飛て興あるなかめとやかた人の語りぬるにさもと

思ひぬれは

ひくう飛螢や夏を忘れ草

向ひには五里香あたりの田を遥に見なし暮つくる遠山の靄深くも黒み渡るを見て

夕靄に山ともなれや冬の森

すてに日も西の山の端にいり寺々の暮告る鐘の聲に驚きて見あかぬなからもなこりをつけてやかて亭のうらより山道を傳ひてもとの門より出て御館にあかれる頃ははや燭をてんして戸さしをせりかくて御館にて夜の餉を給ひぬるまゝたふへつゝ御園のたくひなきを語りなとして初夜告る比暇を乞て我家に戻りぬるになん

白虹臺床餝

一掛物 中觀音 左右猿猴 尙信 常信 兩筆 三幅對

一代溜 唐金延命袋

附書院

一銀丁子風爐釜

こはしるして給ひしまゝこゝに寫す

右記する處を尙左之三圖に參照せは更に餘す處なかるへし明治五年禁苑となりし爾來其閣其亭或は毀たれ又は增し風うつり致變り名稱新に就しもありて自から後年舊記のさま湮滅にも歸せんかとて明治廿五年十一月第三十五號圖を復寫し勝安房伯を經て宮內省へ獻し給ひしに同十六日德大

寺侍從長より該圖黑田大臣を以て被供　天覽候處御滿足に被　思召御留置に相成候旨の書面勝伯より差越

赤坂御庭總圖　圖畫第　號　着色明細　寛政二年孟冬山本豊湖共昌寫す

赤坂邸總圖　圖畫第　號　天保三年四月寫す

御茶屋畫帖　圖畫第　號　御召ガ坊主昇春亭樹の眞景を畫く

此他馬場逸齋（元貞四郎と稱す文武の士なり）維新後に紫園二十五絶なるものを著して苑景を賞咏す繁に過るの嫌ひあるを以て略す近時横井時冬か苑藝考（明治廿二年十二月刊行）と題するものに左之記あり名園の稱世に赫々たるを知へき也

紀州侯赤坂甲第の庭郡山侯の六義園桑名侯の浴恩園等何れも規模廣大にして當時名園と稱へしものなれは今諸書より拾收して漸く園中の名稱をしるし其一班を窺ふことゝせり此他諸侯の名園許多なるへけれ共其意匠大同小異なれは省きぬ（原書我園の名稱を揭くと雖共遺漏多し）

嘉永年中菊池純其藩主紀州侯の庭園に遊ひ西苑記一篇を作る一時與誦して世にもてはやされたる其文に云ふ

西苑之勝以秀麗聞于世久矣苑在赤坂紀藩邸内周匝之廣稱都下寡匹其區域東接赤坂西跨青山北至四谷花陰亭榭之位置池沼林丘之點綴不如修飾自然成趣

と予之を古老に聞く時人尾藩の戸山園水藩の後樂園を併せ稱して德川三家の名園と呼ひしと云

信云菊池純は元純太郎と稱し菊地角右衛門（御用人）の長子にして儒官たり安政五午年父角右衛門　照德公に陪して幕府に召

さる純亦之に從ふ明治十六七の交京坂に在て文章に從事せり

一拔るに禁閣となりし以來は毎秋觀菊の御宴を催させ給ひて王公縉紳を召し拜觀を賜り左なきも貴族官僚の紹介あれは廣く衆人にも拜觀を許されしか一時濫觀の弊生せし由にて今は有爵者等に非れは絕へて許されさる事に至りぬ山水の風致喬樹の變更大ひに昔と異なる所あるよしは固よりの事なから舊時を知らさる人の目にはいつれかそれともわかぬなるへし兎に角都下の名園たるは普く世の知處也偶ま讀賣新聞に東都の二名園と題せるあり揭けて參照の一となす

昔三家の三邸と稱せしは外山の尾州邸赤坂の紀州邸小石川の水戶邸なるか尾州邸は東海道五十三次等の模景ありと云程にて頗る美麗を以て優り紀州邸は其昔鎌倉街道を抱へ込たりと云抔にて專ら天然を以て優り水戶邸は例の黃門義公か創意に成りて高尙を以て優る然して其中尾州邸はいつの程にか取崩され今は其形ちも殘らぬ由なるか餘の二つは幸にも殘れりされと一は離宮に召され一は砲兵工廠に充られ容易く觀ると云譯にゆかす（中略）さて赤坂の紀州邸は幸に畏くも離宮となりしまゝに手入万端よく行屆き聊も舊觀を失はさるは喜ふへし殊に每年秋季を以て觀菊の御會開かせられしか此菊亦非常の物たり一幹にて花數八百或は一千餘といふ物あり隨て庭園の手入疎かならぬ亦察すへし萩の御茶屋は名の如く四方萩を以て圍めるもの也郁子の茶屋は一本の郁子屋根と爲柱と爲れるもの寒光亭は云迄もなく即梅林の中にあるもの最も高きを洗心亭といひ下は天然の溪流を滙して池と爲せるにて二つの橋を二虹梁といひ其上所謂古への街道にして今猶一里塚の遺れるあり其下の西行井と唱ふるは即西行法師の古跡たり實に水清く苔滑かなる一体に古色あるは東都第一の林泉ならんかされは前いふ如く中々以て容易に觀るへき處にあらねは僅かに其大要を記すのみ

南紀徳川史巻之百六十九

臣 堀内信 編

城郭邸園誌第二

殿邸莊園畢竟

江戸之部

麹町邸 麹町五丁目 御上屋敷と稱す 維新後麹町紀尾井町一番地二番地

明暦三酉年五月十四日御拜領 本多越前守土岐山城守邸とあり

同年十月二日右添屋敷に松平帯刀屋敷御拜領

當正月の大火に竹橋本邸上地となり替地として御拜領 此時尾水御兩家半藏門内御本邸も同時に上地となり尾州家は市ケ谷水戸家は小石川に御本邸を賜はる

文政六年十二月廿六日類燒後御殿再建無之赤坂邸御住居殿となりたれ共旧稱自然に遺存公私にも御上屋敷と唱へたり

本邸の造營は善美を盡し木材瓦石等精を窮め良を撰み諸職工の作料車力の賃銀の如き其隨意に任せ四方數十町の男女老少爲に恩惠を蒙る故に元文の頃百年を過き未た煙だに不出と評せらる又大久保彦左衞門か當時其結構を參觀して扨も二心なき普請也と評せし事等　龍祖本記當年の部に詳記の如し周圍の外長屋は再建のものにや不詳されとも維新後尙遺存石垣の構造等比類稀也と世人口碑に傳へたりし

〇甲良豊後（幕府の世々御作事大棟梁也）の弟向念の筆記に竹橋の御殿明暦三の大火に燒殘り同年御壞し取其後元祿の初御數寄屋へ鶴姫樣御入輿の時麹町の御屋敷に過半建之と云々

信云 鶴姫君樣は將軍綱吉公御女紀伊綱教卿室貞享二丑年二月廿二日御入輿御守殿也元祿の年とあるは誤れり

邸中坪數 貳万四千五百四十八坪 享保二酉六月廿八日表御用部屋日記天保十三年屋敷改へ書上げ面如此

御預り地 百二拾九坪 天保十三年屋敷改へ書上げ面

御預りの事由不詳圖には元文三年年御預けに成るとあり 栗丸女中預り行馬

清水谷

御長屋

乾御門

御預り地

御長屋

邸堺 麹町五町目大横町通り達磨門前南喰違坂御門上より城壕に添ひ曲折井伊掃部頭中屋敷（今伏見宮御邸）下横通り紀尾井坂下角より北に折れ五丁目大横町に達す

清水谷は元辻番所の邊より清水常に湧流故に名付けしもいか則ち維新後大臣大久保利通遭難の處にして今同紀念碑の地は元邸内御家中の内長屋のありし所とす今北白川宮御殿行政裁判所及び櫻田ビール製造會社等の邊一帶昔邸中なりし也

嘉永三戌年
江戸切繪圖

○御本殿　御書院の欄干に木兎の彫刻あり左甚五郎の作にて近視すれは飛刀何物とも弁せさる如きも遠望すれは形判明凄然生ける如くなりしと（水野土州大夫話の由男大炊頭忠幹氏信に語る）又御書院天井張りの畫は駿河御殿に在りしものにて古法眼の筆と云傳ふ文政六年火災の時急遽の間に番士等長刀にて切取たるに金泥の爲又こほれたりと云々今僅三枚を遺存す額面とし寶庫に在り梟白音呼尾長鳥の畫也文政六未年十二月廿六日類燒以後造營なし跡空原となり御殿地と唱へ安政年間以後和洋練兵場となり騎戰調練をもなしたり

御成御門　赤坂見附内坂の上御物見所の南にあり常に閉鎖す

假表御門　今北白川宮御殿御門南の邊にありたり達磨御門と唱ふ門扉の木理自然に達磨の形を顯し尾州の綠青門水戸の日暮門と共に御三家の三門と唱へ都下の名物たり見物群集の爲め一時赤色に塗抹すと雖も尚判然彌其名を高ふし觀者益集る依て他扉に替へ本扉は同邸空舍に收藏すと云文政六年炎燒後は搦重門を假設本門再建なし

北御門　麹町五丁目大横町通りより西坂の中途にあり

乾御門　紀尾井坂下角北の方にあり（北御門と共に通用門なれ共一方つゝを用ゆ維新迄は北門の方なりし）

隠御門 車御門　常時閉鎖御成御門北續き表長屋の内

此他所々に非常門あり平素閉鎖す不淨門等赤坂邸に同し

御長屋　邸の外周に連續二階建外面海鼠腰又內長屋數棟あり專ら常府の御家中住居す天保十一子年九月改の總御長屋圖あり

清水谷御中間部屋の邊に杜若長屋と俗稱する處ありたり赤坂邸内腐木のいつまて長屋に類せる事にていつの頃にや此長屋に居住の者杜若の謡ひをうたい居しに切害せられたり是よりして此長屋にて杜若の謡をうたへは必す幽魂顯れ出るよしにて人皆懼怖して終に住む人なきに至れり是唯口碑に傳ふるのみにて事の眞僞理由は固より知りかたし

稽古場　清水谷にあり西脇流劔術演習之處とす安政三年赤坂邸文武場落成之後は當所は廢す

御中間部屋　清水谷角　上總部屋と云

此他火用心番所三ヶ所にあり都て赤坂邸に同し

御庭　清水谷の方へ傾斜低下の處廢殿後尙樹石池泉を存す往昔紀州より移植楊梅の大樹あり毎歲結實の時幕府へ献上を恒例とす御庭口を黑門と稱す

一明治二巳年十二月廿五日更に御拜領

一同三午年四月廿九日御用に付家作共可差上爲代地八代洲河岸元火消屋敷家作共下賜の旨東京府より達有之差上と成る

澁谷邸　中澁谷村　維新後豊島郡中澁谷村百四拾五番地

延寶四辰年十月十一日御拜領

坪數　貳万九千四百坪　天保十三年屋敷改へ書上面

享保二酉六月廿八日表御用部屋日記には三万坪とあり

一御下屋敷也元祿八亥年二月八日赤坂邸炎燒之時は　清溪公當邸へ御引移俄かに御長屋等建設翌

九子年三月迄御滯在ありたり近時迄御殿存在と雖共至て狹小御茶亭に類す明治三年十月赤坂殿御廣敷役所向と共に入札にて賣却

一邸中澁谷御屋敷奉行官舍御中間部屋等二三戶佐々木流炮術角打場及合藥製造場あるのみにて其他は松杉古樹森々たり佐々木流門人輩夏時常に炮術演習の處とす

一明治元辰年諸藩邸員數被　仰出に付當邸之儀當分拜借御願之處同二巳年三月十三日允許爾來地稅半年分金三拾六兩三步つゝ上納後還付の儀所轄品川縣へ紹介の處可請取旨通牒により同四未年二月晦日和歌山藩員出張家令所よりも立會之上圖に照らし同縣出張役員へ引渡し証書取替す

但此引渡し書には武州中豊澤村代々木村地內とあり

八町堀邸　前後兩度御拜領　維新後木挽町一丁目二十番地の邊より廿四番地迄か

御拜領年月詳ならされ共屋代弘賢か考案に係る寬永七八年の間に新刻といへる江戶庄古圖に左之如く見へたれは既に此已前御藏屋敷に御拜領なるへし且万治四年之比小堀遠州作之石燈籠を紀州より鯨舟にて御取寄せ八町堀邸へ着岸御中屋敷へ御牽せ酒井空印へ御示しの事あれは旁龍祖之御時御拜領の事明也邸前之橋を紀伊國橋と稱するは御家一手にて架橋によりかく稱すと古くよりいひ傳へり

一寶永五子年十二月廿八日八丁堀御屋敷上り替地芝海手にて出る
一後紀伊國橋河岸にて御屋敷御拜領　年月不知
一享保二酉年七月廿八日表御用部屋日記に御屋敷坪數八千三百十四坪餘とあり
一文政二卯年三月江戶八丁堀御仕入方役所新規出來材木代內造作疊建具代共總入用高銀貳貫三十四匁壹分貳厘同年三月廿六日引移之旨御仕入方大帳に記あり蓋し此邸中に新築したるなるへし

役所地面構内長十五間
横九間

按に　此邸は元來御藏屋敷にて勢州よりの廻米を貯藏す又死刑ある時は當邸にて擧行したる由其用に供したるか司農府勤井上次郎作近時迄預りありしと聞傳へり文政十二丑年三月廿一日神田佐久間町より出火大火にて四方火に包まれ御米藏及御長屋共不殘燒失橋々流失詰人遁走の地なく四五名焚死す同年六月廿八日鉄砲洲築地堀田相模守中屋敷御拜領に付爲代地當邸の内七千貳百八拾四坪御差上殘地千三拾坪は文政十三寅年二月十二日三方替地として山田奉行牧野長門守へ讓渡

一嘉永七寅年二月廿二日八丁堀堀田備中守屋敷（前地と異同不詳）を築地邸と相對替にて御讓受御仕入方持に相成安政三辰年四月朔日深川小名木澤堀田備中守屋敷と相對にて同家へ讓る

芝海手邸

寶永五子年十二月廿八日八丁堀邸上り替地として出る場所及以後成行共不明

享保二酉年六月廿八日表御用部屋日誌に　芝御屋敷貳千八百三拾九坪と有之

築地邸　鉄砲洲　維新後南小田原町一丁目廿三番地廿四番地

文政十二丑年六月廿八日堀田相模守中屋敷御願之通り御拝領築地御屋敷と唱ふ八丁堀邸類焼に依てなり

坪數　六千三百貳拾坪餘　天保十三年屋敷改へ書上面

一天保五午年二月十日呉服町松平伯耆守邸より出火にて類焼

一當邸は元八丁堀邸の通り御藏屋敷にて勢州よりの廻米を貯藏御膳米初御家中御扶持方迄より毎月上中兩邸へ運搬す御藏奉行初御藏手代升取等之官舍あり

一小御殿あり熊野三山御寄附金貸付方役所ありて執務勤務之元〆手代等之官舍あり

一天保九戌年七月當邸海手之方にて御家中之輩水藝場に借用之儀御達相濟夏時水藝頭取初め門人輩常に演習をなせり

一嘉永七寅年二月廿二日八丁堀堀田備中守中屋敷と相對替相成同家へ讓渡す

濱町邸　維新後蠣殼町三丁目一番地

文政十三寅年二月十二日牧野山城守中屋敷二千坪を三方相對替にて御讓受け濱町御屋敷と唱ふ

坪數貳千坪　天保十三年屋敷改へ書上面

一天保五午年二月七日神田佐久間町より出火にて類焼

一明治元辰年十二月御差上之處翌二巳年十二月御願之通當分御拝借濟

一同三午年七月九日府下諸藩官私邸壹ヶ所に被定たるに付同年十一月十二日御差上然して當邸の

儀は藩地より運送之荷物水揚等便利に付以來爲藏地地面御拜借之儀御願之通同月廿日を以相濟
相當の地代上納可致旨指令あり
當邸建物は左之如くにて三山方にて出金有之たる由本邸は紀伊國屋万藏へ貸與したると見へたり

御殿	凡百坪	横藏　二ヶ所にて	四拾貳坪
御長屋	八拾三坪	二階建表長屋	三拾一坪半
表藏	三拾坪	門番所	拾坪
奥藏	貳拾四坪	門	貳ヶ所

芝邸　芝海手（維新後芝濱松町二番地今芝離宮地）

弘化三午年七月十三日御願之通り芝海手清水御下屋敷家作共其儘御拜領芝御屋敷と唱ふ清水家より御相續に付てなり十二月十二日受渡し相濟

坪數　壹万四千七百七拾八坪

一弘化四未年七月十一日芝御屋敷奉行を被置
一弘化四未年八月十八日九時　公方樣御立寄七半時還御
一嘉永三戌年六月六日　公方樣御通抜
一嘉永七寅年二月築地邸を堀田備中守へ讓渡に付御藏邸及ひ熊野三山貸付方役所共都て當邸へ移轉築地邸之通執行水藝稽古之儀も築地邸の通り演習す

一米倉幷御藏奉行初小役人三山方勤務之者官舍增築完備に至り御殿及御庭風致等は三山方持にて
追々修築裝治す
一明治元辰年十二月十七日赤坂麴町兩邸と共に當邸御拜領之儀御願之處同廿五日御願之通り下賜
一同二巳年二月廿五日當邸之儀　朝廷御用にも可相成哉之御沙汰により邸內建物等都て直段積り
可差出との旨にて左之通り東京府廳へ申達す

建物等其儘之見積り　金貳万三千兩

建物等都て取崩し外地面へ引積之見積り　金貳万六千五百兩

一明治三午年五月八十七坪鐵道御用地として御差上
一同年七月府下諸藩官私邸一ヶ所つゝと被定旨被　仰出に付同年十一月十二日芝濱松町邸兵部省
御用地不用の趣依て當邸を官邸に定赤坂邸を私邸に可相立段東京府へ提出之處致承知指令有之
一同年十一月芝濱松町藩邸兵部卿宮（有栖川宮）御借用被成尤御引移り日段等御同家より掛合可有之旨於
辨官谷森少史を以て被相達依て該地壹万四千六百九十一坪御差上
右谷森少史へ於藩差支有無取調可申上哉と承たる處右は斷然御達に相成候事乍併故障有之は
其品申立候儀は其通り之事之旨申聞たり（明治四年三月十八日御同家へ御座敷向引渡し同廿日御長屋向引渡濟の旨記あり）
一芝邸之事苑藝考（橫井時冬著明治廿二年刊行）に左之記あり因に誌す
芝離宮之地は今芝區濱崎町に屬しそのかみ加藤嘉明の邸なりしことは事迹考合に「增上寺表門
東海端於て加藤左馬助嘉明　台德公御代寛永中會津太守に被　仰付四十二万石餘被下置候節居

屋敷として壹万坪賜り候夥敷入用を以て波打際を築地に取立普請致し在居候又寛永版武州豊嶋郡江戸荘圖と題する古圖にも加藤左馬下やしきとあるにて知るへし然るを寶暦の頃嘉明の孫和泉守嘉短のとき清水家譲りたるものにして天保中女官梅溪かしるしたる濱御遊の記に「葉月廿日あまり大君清水の別殿へわたらせ(らはんます)臺の君には濱の御館へをはしまし給ふ」といゝしもの即ちこれなりその庭園のさまは成嶋司直か臥龍梅の記に「清水のみとの御別墅とり々々なれとも殊に海顔の見るめをかりて木立石のたゝすまい見所多きは柴浦の御園なりそか中龍の臥したるさまして花そ昔の香はかくれなく咲出る古木の梅ありとしるしたるにて僅に其一班を窺ふに過きす後弘化三年七月清水家より紀伊藩主徳川齊彊へ譲り渡し維新まて紀州家にて領せしを明治三年十一月上收する所となり五年九月有栖川宮に賜ふ然るに八年八月宮内省へ收め皇太后宮非常御立退場と定めらる翌年二月更に芝離宮と稱せしむ境域一万四千七百七十八坪なりと云ふいと口惜しきことなれと詳に庭園のさましりたるものなし

千駄ヶ谷邸

千駄ヶ谷邸　御抱屋敷　維新後東は千駄ヶ谷二丁目八十二番地 西は同　同町三十七番地

御抱入時代年月不詳

安永六酉年十二月廿五日千駄ヶ谷御屋敷内少々出火　寶鑑

天保十三年屋敷改へ書上け面

千駄ヶ谷抱屋敷東　西福寺領　町奉行支配

三千九百坪　享和二酉六月廿八日表御用部日記に

同　抱屋敷 西 吉祥寺 靈山寺 西福寺　領入會町奉行支配 圍生垣 同坪內 家作六百坪 建家五百八十三坪餘

一万五千六百拾八坪　享和二酉六月廿八日表御用部日記に 同坪內 家作二千四百七十六坪餘 建家百九十九坪餘 圍生垣

合一万九千五百十八坪

一弘化四未年十月十二日東西二ヶ所共　御簾中樣 觀如院樣なり へ御讓被進候事

右は此度越中島邸榊原式部大輔より御讓受に付ては赤坂　麴町　築地　芝　濱町　澁谷　千駄ヶ谷之都合七邸越中島を加へ八邸となる七邸以上は制限外たるを以て本記之通りと云ふ

一安政七寅年十二月東西御屋敷總間數取調古有形幷新規建家垜築山共坪數調査之處

西御屋敷總坪數

一万五千六百十八坪

内　三千百三十八坪三勺九才　花屋三郎兵衛拜借地

二百四十一坪五合　同人御預り御用畑

千四百八拾七坪三勺四才　御用地射場馬場

三千八坪一合五勺　熊倉英藏拜借地

二千六十七坪　小谷作内同斷

千六百五十一坪一合五才　村井左近同斷

村松郷右衞門同斷
三千六百三十坪四合七勺九才餘
餘は御用地

東御屋敷總坪數
三千九百坪
内　九百七十坪六合二勺五才　　御　用　地
二千九百九十二坪三合七勺五才　　由布忠平拜借地

詳圖別にあり花屋三郎兵衞は植木職にして往昔より之御出入花畑御用を勤務す射場芦川良助弟子共年中弓術修業の所とす熊倉英藏初拜借地は各小許の建屋射場馬埓等を設け時々演技或は保養地となし恰も別莊の如き躰たりしなり

一明治四未年四月十八日東西兩御抱屋敷一万九千五百十八坪園家作共代金千〇貳拾五兩にて品川縣武州多摩郡粂川村組頭立川伊兵衞弟横濱住同磯兵衞へ相對賣渡同人他所住居に付代人千駄ヶ谷町廿三番組地主町年寄清水和助へ本日引渡濟尤東京府へ達濟也

右貳ヶ所後御宗家御邸地となる今の御本邸なり

同添地　　七千四百坪

弘化元辰年三月十四日千駄ヶ谷三枚右近上地割殘の分御願之通添地に被　仰出千駄ヶ谷御屋敷と唱ふ

右御拜領之主意政府覺帳に記あり其概畧は天保十四年の春閣老水野越前守より水野土佐守へ同

人千駄ヶ谷下屋敷脇に取入度地所あれ共御役柄拜領の儀願かたく右場所御館より御拜領御願あらは可相濟而して越前守拜借希望の旨を語る全權閣老の依賴難默止且御當家に於ても便利たるを以て伺之上同年七月十一日越前守へ左の內談書を土佐守差出す

紀伊殿家來之內屋敷近邊に借地住宅之向も多候處此度拜領屋敷を他へ貸置自分は外に罷在候儀有之間敷との御觸之趣に付右住宅之向借地住居難相成候に付右之面々屋敷內へ住居爲致可被申處糀町屋敷赤坂屋敷は勿論其外屋敷も明き候長屋無御座右之面々可被差置場所無之甚差支候に付屋敷模寄にも御座候間何卒千駄ヶ谷にて別帋繪圖面朱引之場所格別之差支之儀も無御座候はゝ拜領被致度此段可及御內談旨被申付候事

然るに越前守は同年閏九月十三日御役御免に成りたるを以て閣老土井大炊頭よりの內意ありしを以更に同書面を大炊頭へ出すへき旨沙汰あり依て再ひ同書面を提出之處該地は大奥勤女中宿ありて願出之品もあれは難取扱外場所にて拜領人無之屋敷を添地に御願之事なれは評議之品も可有之との答なり依て御勘定奉行下役を以御出入なる公儀御普請方へ內々取調させたるに千駄ヶ谷三枝右近上地割殘の分は拜領人無之場所之由即ち同所七千四百坪圖面之通御拜領相成度と再ひ大炊頭へ內談之處表立御願相成可然と申聞により弘化元辰年三月十二日御願書を提出す然る處同十四日阿部伊勢守より左之書付を土佐守へ相渡と云々

右地面之内往々御相對切坪替地となり尚殘餘の分は明治元年十二月十七日深川小名木澤邸初と共に差上切御願之處翌二年三月十三日抱屋敷は別段御沙汰無之從前の通心得候樣にと屋敷改より申聞爾後成行不詳

嘉永三年刻
江戸切繪圖
御焔硝蔵
松平肥前守

紀伊殿家老衆へ

紀伊殿御願之通千駄ヶ谷二枚右近上け地割殘七千四百坪添地に被　仰出候此段可被申上候尤御普請奉行へ可被談候

小名木澤邸

小名木澤邸　深川　維新後　久左衛門新田一番地

安政三辰年四月朔日堀田備中守屋敷を八丁堀邸と御相對替御願之通濟

一安政六未年三月廿八日當邸之内を深川新大橋向松平遠江守下屋敷と御相對替相成る

一明治元辰年十二月十七日御差上

右初發御相對替坪數記載なし然れ共後明治十一年十月東京府へ提出之屋敷沿革表に載する處左の如し

三千三百坪餘　内　千坪安政六未年十二月相對替
殘二千三百坪餘明治元辰年十二月上る

深川邸

深川邸

安政四巳年四月九日深川新大橋際中奥御小姓岡野大學頭屋敷千百貳四拾坪御達之上當分御借地深川御屋敷と唱ふ

以下成行不知

万年橋邸

深川万年橋邸　維新後　深川元町十二番地

安政六未年三月廿八日深川新大橋向松平遠江守下屋敷を小名木澤邸の内と御相對替御願之通相濟深川万年橋御屋敷と唱ふ

一明治元辰十二月十七日一旦御差上之上尙農民共產物類賣捌所に拜借御願之處同二巳年二月十三日毛利宰相中將へ下賜候間爲心得相達候旨辨事御役所被相達二月廿七日長州家へ明渡す

當邸坪數之儀初發御相對替之節記入不見然共明治十一年十月東京府へ提出之屋敷沿革表に記する處左之如し

五千六坪五合八勺五才

邸内に芭蕉之　古池や蛙飛込の古跡ありしと云

御屋敷之名義にして御家臣へ貸與之分

四谷御門外御堀端

四つ谷御門外御堀端　九百坪　村松鄕右衛門邸宅

文化八未年九月十二日小普請組 幕府 大森八郎右衛門拜領屋敷九百坪を澁谷御屋敷三万坪の內六百坪と三方御相對替になる

村松は元相之馬場御長屋に住居之處類燒此處に轉宅跡火除地と成ると云

一弘化三年十二月四日四つ谷御門外小普請組 幕府 石原定五郎拜領屋敷上地之內を千駄ヶ谷御添地之內と引替

右は村松鄕右衛門之隣邸を圍込しなり

一安政五午年村松鄕右衛門 後備中守 照德公御供にて公儀へ被　召出に付該邸御差上

青山權田原

青山權田原　久野健之丞邸宅　維新後千駄ヶ谷南信濃町廿三番地 當時練兵場となる

西福寺領千駄ヶ谷町 鮫ヶ橋無年貢地 貳千四百四拾坪 天保十三年屋敷改へ書上面同斷 享保二酉六月廿八日表御用部屋日記

天保四巳年十一月八日青山權田原久野健之丞（丹波守事）範屋敷を御抱屋敷に御讓受其儘健之丞へ御預

同所

安政三辰年十二月八日青山權田原　公儀御小姓鈴木伯耆守拜領屋敷を千駄ヶ谷御添地之内を以て三方御相對替

安政五午年十一月廿九日青山權田原御屋敷御差上被　仰出

右いつれの分か不明蓋し青池角右衛門拜借地の分なるへし

一慶應元丑年十一月十五日青山權田原寄合（幕府）鈴木土佐守拜領屋敷を千駄ヶ谷御添地之内を以御相對替

明治元辰年十二月十七日權田原邸御差上之記あり久野健之丞邸及此分と兩所之事なるや不明

牛込原町

天保九戌年八月廿六日水野土佐守上地之分御願の通御拜領

一同十三寅年四月七日四つ谷相之馬場大久保悌之丞屋敷と御相對替

相之馬場火除地

四拾九間三尺

拾九間三尺

遠藤勝助拝借地
弐百七拾六坪六合余

拾七間三尺

松村養全拝借地
百四拾六坪余

能勢次部蔵拝借地

弐拾間

藤田出雲守

拾九間四尺

三拾壱間弐尺

天保十三壬寅歳二月七日
牛込原町御屋敷ト大久保掃部屋
敷ト御相對替被遊候御屋敷坪数
七百七拾坪九合三勺三才余
但六尺間也
右ハ此節三人ニテ借請仕
候事

四谷相之馬場	四つ谷相之馬場角　赤坂喰違外　邸ともいふ　維新後四つ谷仲町一丁目二番地　今の華族學校之邊 八百坪　天保十三年屋敷改へ書上面 天保十三寅年四月七日小普請組 幕府 大久保悌之丞屋敷を牛込原町御拜領地と御相對替 右は御家臣能勢次部藏遠藤勝助松村養全拜借地御作事方圖面は前の如し 明治元辰年十二月十七日上る
四谷鮫ヶ橋	四つ谷鮫ヶ橋北臺　四谷仲町　三輪源十郎拜借後内藤右門へ相對替 天保十五辰年九月廿六日戸田能登守屋敷七百坪餘を千駄ヶ谷御添地の内三百坪と小切坪御相對替
四谷仲町	四つ谷仲町　三井孫十郎　寺内藤次郎　拜借地 文久元酉年七月朔日　公儀より被　仰出御差上 弘化二巳年十一月十九日小普請組 幕府 山口大助御徒押 同上 小森新助拜領屋敷を千駄ヶ谷御添地之内を以切坪御相對替 嘉永六丑年十一月六日四つ谷仲町御書院番安部万次郎 幕臣 屋敷を千駄ヶ谷御添地の内を以て御相對替 明治元辰年十二月十七日上る
麴町三丁目北横町	麴町三丁目北横町　近藤辰三拜借　俗に三丁目谷と云 弘化四未年二月小普請組永井勘九郎 幕臣 拜領屋敷貳百貳拾坪を千駄ヶ谷御添地の内を以て御相

對替

右は良三從來同所永井勘九郎屋敷の內借地住居の處地面入用に付立退を請求せられ困難により良三拜借千駄ヶ谷御添地の內二百坪の內百坪と勘九郎拜領屋敷七百九十坪餘の內二百廿坪と切坪相對替の儀を弘化三午年十二月良三出願す仍て公儀奥御右筆へ問合たるに御曲輪內の事故御老中方へ御內談可然との答により月番靑山下野守へ御內談書差出たるに表立御願可被成尤此度限にて以後御曲輪內にては容易に相對替の儀は御願被成間敷旨同月廿六日差圖あり即ち表立相對替御願立取計たる處弘化四未年二月十九日下野守より左の書付御城附へ相渡す

永井勘九郎拜領屋敷麹町三丁目北横町七百九十坪餘の內　二百二拾坪　紀伊殿へ

紀伊殿添地千駄ヶ谷六千四百一坪余の內廿一坪余新規道式に致し殘六千四百六十坪の內　百坪　小普請組大岡兵庫支配　永井勘九郎へ

右地所明治元辰年十二月十七日上地となる

深川越中嶋　水野土佐守御預り

弘化四未年十月八日榊原式部大輔抱屋敷抱地共御讓受當分水野土佐守へ御預け

抱屋敷　千六百二十七坪
抱地　三千三百七十二坪
合(九)[四カ]千九百九拾九坪

成行不詳

小石川新富坂　安藤飛驒守拜借

嘉永六丑年十一月五日富士見御寶藏番幕府平尾宬助西丸御目付方書物御用書役同上堀田勝五郎拜領屋敷を千駄ヶ谷添地之內を以て三方切坪御相對替

明治元辰年十二月十七日上る

市ヶ谷川田ヶ窪

安政三辰年七月廿九日　尾州様御屋敷同地を御拜借直に水野土佐守へ御貸渡

市ヶ谷本村

安政三辰年九月　尾州様同御屋敷を千駄ヶ谷御添地と御相對替

右兩所成行不詳

享保二酉年六月廿八日表御用部屋日記に左の記載あり當時御拖屋敷なりしならん成行不詳れ共參照に記す

水野淡路守下屋敷

市ヶ谷　壹万三千七百七十坪

同人拖屋敷

關口村　千貳拾五坪

三浦遠江守拖屋敷

豐嶋郡代々木村　二千六百七十八坪餘

久野和泉守拖屋敷

上目黑村　三千六百六十二坪

佐野杢左衛門拖屋敷

市ヶ谷川田窪　市ヶ谷本村　享保二年御拖屋敷

荏原郡　八百二十八坪
守山太兵衛町並屋敷
鮫ヶ橋榮林寺谷　貳百貳拾五坪
並河甫雲町並屋敷
麻布谷町　百七十九坪餘
並川浦川町並屋敷
同所　六十四坪餘
維新後藩邸之分
初麹町五丁目邸　後八代洲河岸
明治三年年四月廿二日藩邸に取極御届
右藩邸建物狹隘に付當分赤坂家邸藩用に仕候旨
一同年四月廿九日麹町邸御用に付家作共可差上爲代八代洲同岸元火消屋敷家作共下賜濱町拜借邸
は爲添地被下候旨東京府より達し
一同年十一月十二日官私邸一ヶ所つゝに御定に付芝濱松町邸を官邸に相定八代洲河岸邸可差上旨
東京府へ届
一同月芝濱松町藩邸兵部卿宮御用に上る

舊藩邸沿革一覽表

明治十一年十月
東京府記錄課へ提出

屋敷	町名	位置	坪數	給收年月
上	竹橋御門内舊俗に朝鮮馬場之邊歟	今近衛兵營所之地圖内歟	不詳	寛永之頃賴宣之時給 明暦之頃同人之時上
上	赤坂喰違外	今皇居之地	拾四萬五千三百八十一坪餘	寛永十五戊寅年九月賴宣之時給 明治二己巳年一月茂承之時更に給
		同	九萬四千七百四十五坪餘	明治五年二月茂承之時宮内省御用地に上
舊中	赤坂裏三丁目	二十五番地 今皇居御園地	三千六百五十四坪餘	明治六年五月茂承之時宮内省御用地に上
	同	二十七番地 今皇居御園地	一萬千七百九十五坪餘	明治六年四月茂承之時德川家達へ讓地
	赤坂表四丁目	一番地 今青山離宮之地	三萬五千百八十七坪	明治六年七月茂承之時宮内省御用地に獻上
中舊上	麴町紀尾井町	今の一番地 二番地	二萬四千五百四十八坪	明暦三丁酉年五月賴宣之時給 明治二己巳年一月茂承之時更に給 同三庚午年四月同人之時上
中	芝濱松町	今の二番地 今芝離宮之地	一萬四千七百七十八坪 内八十七坪 内殘一萬四千六百九十一坪	弘化三丙午年七月齊彊之時給 明治二己巳年一月茂承之時更に給 明治三庚午年五月茂承之時鉄道御用地に上 同 年十一月同人之時上

中	蠣殼町三丁目	今の一番地	二千坪	文政十二己丑年六月齊順之時	給
				明治三庚午年十二月茂承之時	上
中	南小田原町一丁目	今の二十三番地二十四番地今陸軍御用地	六千三百二十坪位	文政十二己丑年六月齊順之時	給
				安政元甲寅年十一月慶福之時	上
中	木挽町一丁目	今二十番地の邊より二十四番地邊迄歟	八千三百十四坪餘位	給時代年月不詳	
			内 七千二百八十四坪餘	文政十二己丑年六月齊順之時	上
			内殘 千三十坪餘	文政十三庚寅年二月同人之時	上
下	中澁谷村	今の百四十五番地	二萬九千四百坪	延寶四丙辰年十月光貞之時	給
				明治四辛未年二月茂承之時	上
下	舊俚俗深川小名木澤今の久左衞門新田	今の一番地	三千三百坪餘位	安政三丙辰年四月慶福之時	給
			内千坪	同 六己未年三月茂承之時	相對替
			内殘 二千三百坪余	明治元戊辰年十二月同人之時	上
下	深川西元町	今の十二番地	五千六坪五合八勺五才	安政六己未年三月茂承之時	給
				明治元戊辰年十二月同人之時	上
下 抱邸	千駄ヶ谷町二丁目	今 三十七番地	一萬五千六十八坪	抱入時代年月不詳	
		八十二番地	三千九百坪	明治四辛未年四月茂承之時拂地となす	
舊和歌山藩 官邸	八代洲河岸町一丁目	一番地の内今陸軍教導團病院之地	不詳 二千坪位	明治三庚午年六月茂承在職の時	給
				同 年十一月同人の時	上

紀州及各地殿邸

湊御隱殿 若山湊有田屋町 今の光明院の地

御譜畧に曰く寛文七年十二月十三日城西の御隱居所へ御移徙

一言行錄に曰く御隱居所御作事繩からけ手塗の壁也　御意には人は死を知るを達人とす六十に餘り萬年の謀をするは自身を不知也身を不知して人を知る事不可有との　御意也

一御譜畧に曰く寛文十一年正月十日於城西之御隱居所御逝去

一紀伊續風土記に曰く光明院は有田屋町にあり寛文十一年替地として今の地を賜る此地は　南龍公薨逝の地なるを以て御終焉の處に小堂を作て尊牌を安す周垣あり堂の前古松一株あり周圍二丈二尺地を去ること四尺許にして兩股となる股皆圍一丈二尺輪菌蟠欝實に稀世の大樹近郡に其比を視すと云々

信明治廿一年實見に古松は枯死して其跡なし

元祿三年庚午八月光明院より寺社奉行へ差出たる旧記に

一南龍院樣御臨終の地九尺四方に垣を結有之候所に爲御厚思御佛殿建立仕度と寺社奉行衆迄遍照光院翁照申進候處天保三亥年願之通被爲　仰付被下候故九尺四方に建立仕御位牌奉納候

一南龍院樣御法名高野山御石塔之通御位牌之書付可仕旨被　仰付候其通仕候

一右御佛殿之材木遍照院寺領より取下し申岩手御口銀之儀奉願候處に御赦免被下口銀右申出候以上

御下屋敷 若山湊村 後湊御殿

湊御船藏の南に隣り鼠嶋と對岸す蓋し　清溪公元祿十一寅年御退隱の時造營ありしならんか

公は元祿十一年四月廿二日御隱居八月廿一日御暇九月十三日若山御着廿一日御隱居所へ御移徙御下屋敷を御隱居所に御極め遊さるとあり那波木菴遺稿に公築亭紀川上以爲遊覽之所碧山遠連流水近通長堤前横村巷後接寒暑之景朝暮之態其美不可言命僕書篇乃摘韓文遠目増雙明之句應之云々依て增明軒と題すとあり又御下屋敷の稱は同年以後に數々散見せり然れとも淺井玄香か夢物語に岩出椒御下屋敷の御普請云々抔と土木の頻煩なるを諷刺の語あり玄香は元祿三年二月罪を得田丸へ幽囚せらる之に依て察すれは元祿三年前既に當邸造營の事ありしか兎に角　清溪公の御時とは判すへきなり

爾來御下屋敷と稱し　公常に御住居の處寶永二年八月八日此殿に於て薨し給ふ

觀自在公亦是に御隱棲の處文化七年年十月晦日曉七つ時出火悉皆炎燒　公は濱御殿（御藥種畑邸なり）へ御退去當分同所御住居殿となる（燒失板園之木材御仕入方にて急速調達の旨同所大帳にあり）十一月十一日御普請御用掛を命せられ急き造營あるへきに（御仕入方帳簿に御普請御急の注文度々申來るを以て十一月二日夜御藥種畑御揚り場の邊へ出張所を構へ役人手代晝夜詰切り云々と記せり是材木一切を負擔せしか或は營築の事か不詳）際し翌文化八年二月江戸御中屋敷炎燒により　思召の旨ありて造營延引仰出されたり

文化十一戌年六月御普請御用掛を命せられ起工十一月に至て落成同十八日　觀自在公御移徙あらせらる

同年八月御下屋敷川筋通船御免加番相止

文化十二亥年二月三日再ひ失火悉く灰燼に歸す　公亦濱御殿（同上）へ御立退永く同所に御住居なり

爾後十八年間再造の事なかりしか天保三辰年十一月朔日　顯龍公新殿營築を命せられ十二月十二日地鎭祭同四巳年十二月六日に至て上棟式同五午年三月廿六日御家堅めの式擧行ありて五月十二日御移住あらせらる

按に本城は狹隘窨閉度々御歸國政餘御閑適の御別墅なし故に此回造營を被命構營概ね江戸本殿に擬し外殿内寢諸廳百司の房舍整齊完備宏壯善美を盡す爾來御在國の常殿と成執政初有司諸政を爰に執る蓋し是より湊御殿と稱して御下屋敷の稱廢せしならん

弘化五申年四月　憲章公初て御歸國亦此殿に御住居の處僅に一年翌嘉永二酉年三月遂に當殿に薨せられたり

照德公は御幼年にて御歸國なかりしか旧に依て諸有司皆參殿勤務の處嘉永六丑年四月十八日從前本城御住居の時の如くに復せられ諸局本城へ移轉を命せられ以來全く空殿となる

按に嘉永元申歲　憲章公御初入の時御仕入方担當御舞臺及大奥御數寄屋を建築落成の上御舞臺開の御能經費迄總して同局にて支辨すと云同六年空殿と成し後は漸次取毀たれ執政等へ下賜の分有しやに仄聞せしかと信等江戸に在て事實を詳にせす或は賣下けの分も有しか民間往々不應の大廈高堂を構へて是湊御殿の何席何の間抔と誇り顏なるも有たり元治元年信拜觀の時は御玄關御書院向大奥御座敷向存し表向諸局女中長局等は取毀ちてあらす庭園は安政の初以來騎戰調練乃至和洋の練兵場と成たり

一明治二巳年國政大改革に隨ひ大に兵備を擴張戍營部を置かる時に戍營都督より該殿房を兵營に借用せん事を請願により貸與し給へり後同三午年正月廿五日兵員追々增加邸中操練所狹隘なるを以て場所取廣け度よし圖面を添へ戍營都督より家令所へ請願依て伺の處直ちに御允許貸し與給ひ剰へ練兵場内にある松樹伐採の事をもゆるし玉ふ

一殿内の舞臺現時御用もあらせられすは貸下け給はん事を名草民政局參事より出願之旨明治三午年閏十月政事廳より家令所へ照會あり即ち伺之上左の如く答へしむね記載あり

湊御殿御舞臺之儀當節御不用に付願出之通御貸下け之儀奉伺候處窮民救恤之趣意に有之候は

ゝ更に可被下置との御事に御座候間右樣御承知名草參事中へ可然御通達可被下候
但御屋根銅は御入用にて取拂之節受取度奉存候事
閏十月十七日

一前記の如く殿内戍營へ貸與へ有りしか明治四未年十二月和歌山縣兵隊常備一小隊の外解隊に至りし旨にて借用の分返納の事戍營より家令所へ申報す
明治四年九月東京御移住后は僅に二三の殿房を殘し之に御留守居澁谷在寛住居家令所の公用を勤たり倉地新一郎輩も同しく居住せり

一文化十一年再造の用材は御仕入方より仕出したる由同局大帳の内に御下屋敷御普請之節組分と云を記せり圖面に換へ殿館の名稱構造の大體を概知すへきを以て爰に附錄す

い　組

上御座敷御次御淸之間御入側南御小座敷御座之間御入側御廊下共

ろ　組

御次御三之間御膳場廊下上御膳場御小納戸御手水部屋御半紙部屋物置共

は　組

奥御番所御小姓上部屋御藥部屋御仕立場御納戸奥部屋御納戸頭詰所同陸尺部屋伊賀番所奥坊主部屋御小姓目付部屋油部屋奥陸尺部屋其外不淨所御廊下共

に　組

奥御用部屋同書役詰所同坊主詰所同茶所御勘定奉行詰所同書役詰所奥御右筆留役詰所御數寄屋方詰所同物置溜之間廊下御腰物方其外不淨所共

ほ　組

御玄關御式臺遠侍中之間椽側詰御年寄衆詰所御坊主詰所大寄合詰所大御番頭詰所同坊主詰所御同朋詰所表坊主詰所御駕頭詰所御駕方物置御使之者部屋御下屋敷物置共

へ　組

御用部屋同調方御右筆詰所御用部屋書役詰所同吟味役詰所同坊主居所同陸尺部屋御用御取次詰所其外御廊下不淨所共

と　組

奥御用部屋同下部屋同物置御小姓同心詰所御手筒同心詰所中之口同番所表陸尺部屋炭置所行燈置所御賄手方御勘定所御目付詰所同書役詰所同下陸尺部屋御小人目付詰所小買物方味噌藏其外廊下不淨所共

ち　組

支度場同部屋物置御米置所板前詰所御臺所頭詰所同組頭詰所同吟味役詰所御臺所人詰所御料理場御小姓下部屋同物置青物置所寸尺部屋八百屋部屋進上部屋其外廊下不淨所共

り　組

御臺所御煮立場御鉢置所石之門御酒方物置御賄方御臺所境御錠口番所挾箱置所御廣敷御用人詰所御

用達詰所茶所平野屋物置不淨所共

ぬ　組

大奥御座之間御次御三之間御納戸御亭御廊下共

る　組

御堂幷御廊下向

を　組

御三之間御臺子之間御溜り茶所溜り炭部屋物置御廣敷番部屋物置茶所書役坊主詰所湯殿不淨所共

わ　組

御膳所同溜水流物置共

か　組

表使詰所局四ヶ所客座敷御下屋敷附坊主詰所同錠口七つ口御錠口番所取次所御廣敷口式臺八百屋部屋御廊下不淨所共

よ　組

局湯殿裏部屋局茶所御廣敷番詰所客座敷二ヶ所茶所御醫師部屋下不淨所共

吹上御殿

圖面に據るに金龍寺町より西はしの町南隅の地にあり造營年次詳ならされとも紀伊國名所圖繪に森十兵衞か吹上御別墅の記といふを掲く十兵衞は元祿の人とし記中我君むかしより云々かりのお

まし所しつらいおかせ給ひ抔あれは　清溪公の御造營なる知るへしいつ頃廢せられしか甲圖は正しく吹上御殿とし乙圖は吹上御殿跡と誌す寛政二戌年二月方姫君江戸御下向調帳には吹上御殿爾々の事あれは其比公子方の御館にて後に毀たれしにや考證の材なし今は畑地となれり

○吹上御別墅の記

凡海山のすくれたる氣色を見ものとして樂しめる事は大和もろこし古今に渉りて人の心をのへ性を養ひ壽を増すよすかとも成ぬかしさるは此吹上の濱は元より名におふ處なめるを我君昔より御覽ししめさせ給ふ濱川のほとりにのそみて松の林木ふかく立つゝきよしあるかたつかたにかりのおまし所あたり／＼しつらい置せ給ひ公けつたくし御いとまの折々爰に渡らせ給ふて道遙しおわします府城を離るゝ事わつかに數町別れる軒端もいと近けれと人の行來る道かひにあらねは常にいと物靜也西南の方は和田の原にて浪もてゆへる淡路島まゆにたとへし阿波嶋なと遠くも近くもさま／＼に見處多かり此み國のうちに名ある處多侍る中に和歌の浦雜賀の崎形見の浦あくりの濱なとやかて此左みきにつゝきたれは朝な夕な海士の小舟の漕めくるも程なくあことゝのふる聲和布刈塩やくおのかいとなみ見聞もつれ／＼ならす花かあらぬかと詠せられしなみはいつとなく立り時しあれは櫻ともあさむかれ浦かせのすゝしきに夏をわすれ小野の淺茅生のうら枯によわり行虫のねをあはれみ友部をはせる千鳥の聲に假寢の夢をさましなとすへていひつくすへくもあらすとり集め興ある中に四の時はかすむ月の夜こそ殊にすくれたるへけれ紀踏の遠山はる／＼と出るよりさわるかたなく遊のほりて千里の浪にかゝやきみちたるもえもい

はれすおかしきを詠め更して曉ちかく成ほと月落かゝるといひけん烏山も只此目の前になれは
さしも聞えし住のえの岸もむとくになんなにかし法師とかや(一本け)(遣)ふ見るはかりいかゝかたらん
とよみし實にさる事をのみおほゆるいつら其春の海へを見し人も見きとはいはし吹上の濱この
うたはいにし年の春かとよ御あたりに近く侍つかふまつる翁の古歌なと誦するかあるに仰事た
まふてこと斯(一本行は)はかりにおほえねとかの墨のえの濱をおもひくらふるにや見きとはいはし
なとほこらかしけなると我住かたなれはつみゆるしつへくや

　うつたへに見れともあかす濱風の吹上の浪に澄る月かけ

又　松かけもとはに吹上の濱ひさし久しき君かちを世をつくめり

かくなにならぬこしをれともさのみ書つけんもうるさけれとはらふくるとかいひしを方人にて

一再調するに甲乙圖左の人名父子入替記載の如きを以て察すれは享和元酉年頃迄は吹上御殿存在し
其后に至て廢跡となりし如し故に乙圖は御殿跡とあるなるへし

富永辨左衛門　享和元酉年八月隱居總領五郎八家督相續

河村孫三郎　同年十一月父五左衛門跡目相續

西端市左衛門　寛政十年年四月病死同年六月總領定之助跡目

吹上御殿

御下屋敷

新口門
馬場口
御下屋敷
西

傳甫御屋敷　若山湊

元祿十五年壬午七月傳甫御屋敷御新築朔日主税頭樣御引移

此邸は昔渡邊若狹守屋敷にて湊寄合橋西昌平河岸北詰即ち學習館の處なり主税頭樣（有德公御事此頃從四位下權少將越前丹生三万石を領し給ふ御歲十九）御住居殿に御造營ありしならん　公御住居被遊邸下は傳甫川なれは諸士網川役生の歸路を御待受東塀より御覽網川の鯔を吳よと御所望により何れも獲の多少に應し五疋七疋と船のへさきへ並へ獻し奉りけれは御歡被遊御酒の御肴と被遊候よし委しくは世史に記す

公大統を御繼承の後は學館となり　舜恭公の時聖堂をも設けさせられ柳樹垂々の間に櫻門高く聳へていと嚴そかなりし

御藥種畑　荒濱

濱御殿と稱すれ共通して御藥種と唱へり造營年次詳ならす元文五年御藥種畑筋違の御腰掛御取建寬保元年御藥種畑へ御通ひ板橋出來抔　大慧公の世記に在れは古くよりの別殿なるへし御下屋敷再度の炎燒に　觀自在公此殿へ遷させられ遂に常殿に定め給ふ故に　公をは御藥種畑樣と稱し奉れり後文政十二年六月終に此殿に於て薨せらる爾後は明き御殿にて濱御殿奉行守りたり

信元治元年和歌山在勤の時同僚と共に此邸へ參し濱御殿奉行横田仁左衞門の案内にて拜觀す御園より入て直ちに御數寄屋あり　龍祖御造立のまゝといへり御質素いわんかたなし御內傳へに御茶屋に到る是を東の御茶屋とて　淸溪公の建給ふ處　觀自在公は常に之にいまらせしと御座所九疊を敷き木柱多くは杉の釿はつり天井はよしつにて竹の格子也御次之間十三疊半夜詰の侍

臣常によりかゝり居たる柱とて圭角を失ひ光澤を殘したるあり裏に御勝手あり爰に陶製の白鷄を居ゆる處ありて　清溪公の御意匠御器も其まゝよとて出し拜さしむ夫より御園に下り垣を入ては大奥也御構造は　觀自在公御好のよし本品は良品なるも聊裝飾なく唯十疊はかり御二之間ありて四方に御入側を廻し障壁を見す頗る異樣なり少く階を下りて西の御茶亭あり亦　清溪公御のまゝ也とそ質朴東御茶屋に同し御園先きは直ちに荒濱の海面にて左に友ヶ嶋加田浦前には淡路嶋ありて呼へは答んはかり也總して御館の外は聊の竹垣のみにて障塀もなし當時の有司餘りに御淺間なれは御構への垣仕らんと伺ふに前に阿波守在りて能く守れは用心に及はすとて許し給わさりしと也御度量は左こそあらんか御儉素のほとかしこくも感し奉りき

明治三年正月戍兵都督より政事府へ談之上當邸内へ射的場を建設すといふ

西濱御殿　西濱村

紀伊國續風土記に　清溪公創めて西濱に別館を營み給ふ　一位老公其遺構に就て其規制を增益し菟裘の地となし給へりと　舜恭公御隱殿に造營は文政二卯年なり御座所向は伊都郡橋本の御殿を移し給ふ（橋本殿は文化十酉年御仕入方役所となり後同所にて大に修繕を加へたる也）　同年二月廿八日　公御逗留して御移徙引續御在國にて常居し給ふ天保四巳年二月十日大奥造築の事御仕入方へ命せられ金澤彌右衞門井上兵次郎（御仕入主裁且頭取也）擔任翌五年に至て大奥向諸役所向模樣替增築とも落成す後弘化二巳年猶增營模樣替へ庭園修治の事ありしか嘉永五年十二月終に此殿に於て薨し給へり

當殿の圖別に存す　公薨逝の後毀たれたり年月事由今詳ならす

北島御殿 海士郡北島村

紀伊國續風土記に北島村は紀の川の堤に沿ひて村す古は川の北に當りし洲渚なる故に北嶋の名あり村の南　公の別殿あり北島殿と云中畧川の廣さ八町夏日藩中諸士子弟水藝を講するの處とす云々

按に此殿寛文八申年造營と云邸地川に沿て一郭をなし内に池沼あつて雁鴨群をなし歷世獵遊の別邸たり維新前迄殿房存したり

山口御殿 名艸郡山口莊里村

紀伊國續風土記に山口の別館は村の西端にあり舊は淺野家の臣易井喜内の宅趾也とあり造營年次不詳牧野兵庫を逮捕の時山口御殿にて云々とあれは　龍祖の御時修築ありしならん歷世御歸國御參府には必す當殿に御休憩を例とし又　幕府よりの上使入國の時は往來共爰に休憩す蓋し維新の際廢毀せられしならん

當殿の圖傳ふるものなし唯　上使御式の圖あり左の如し聊御殿の樣を見るへし

御厩
番所
北
南
下乘

東
御玄関
大御番頭
御用人
御十(?)
御膳所

岩出御殿　那賀郡清水村

紀伊續風土記に曰く御殿舊趾は村の巽にあり方一町の地なり紀の川の北岸に臨みて此地鯰(ナマツ)岩烏帽子岩なと名つけて兩崖に岩あり奇石怪巖南の方に突出し藍流東より來りて逆激奔注奇狀愛すへし四方の眺望最遠暢なり故に封初此地に別館を築き給ふ　清溪公の時又增修す
有徳大君公子にて在し時こゝに住まわせ給ふといへり後寶曆十四年撤毀せられ今は郡吏の舍を其跡に建つ西の川端に小竹の藪あるを今も公方樣藪といふ巽の方に高き所松樹蓊欝たるを妙見山といふ舊妙見堂ありしに御殿地となりし時此妙見堂を和歌浦に移し給ふ今養珠寺山の妙見堂是なり川を隔てゝ南の山を箱山といふ古へ覺鑁上人川の淵に法華經を藏めし時其經箱を埋めし所といふ松樹茂欝にて遠望景佳なる故御殿の景色にも入たれは御殿山ともいふ

一又曰く上三毛村南の上山に御茶屋峯と稱するあり登り十町はかり岩出に別館ありし時此峯に御茶屋ありて時々　南龍公御遊歷ありし地といふ峯より少し東に下りて大石あり御腰掛岩といふ御遊歷之時御腰を掛させられしより其名殘れりと云々

信明治三十二年四月岩出村に到り數世在住之村醫山田元碩及ひ八十一歲の村老榎本喜助に就き御殿の舊趾を追査するに概ね圖の如し邸中の御殿山は自然の高丘にして數百年の老松点々空に聳へ芝生の間大巖磊々恰も築山の狀をなし前岸の箱山蒼松密欝其上に高く御茶屋峯を望む風景眞に佳絕なり御殿跡及ひ御藏跡等は地盤高層蓋し水害を豫防增築なるへし御厩跡の前部に舊土塀僅に其形を存す傍に御厩門ありしといふ山田元碩家に永田善齋岩出村の記遊の板額を傳ふ庭

寅夏日とあり
龍廻御在世中庚寅にあたるは慶安三年にして記中前年新構邸舍の語によれは此殿の新築蓋し正保乃至慶安の初と察せらる而して御言行錄に岩出御殿へ御成の節柯亭の竹欄に御倚被遊候處竹欄損し川中へ御轉落云々又近年岩出にて河狩の御遊の時若者共に水を爲泳られける抔記する處と善齋の記と照らし見れは當時の情追想し得らるへし　圖末に掲く

巖出村紀遊

和歌山之東三里餘有巖出村　府君前年新構邸舍土事不飾木功不雕其制甚朴政治之暇時々以爲所遊覽之處頃　府君既行余輩數人應　命召而往謁焉地勢高爽豁如天開又一勝區也況田畝之美乎桑麻之利乎編戸之富乎所謂其食足而有餘者邪山之好也羅列而背蒼巖皋巒奇花異草鳥有和雅之音水之媚也映帶左右脩竹垂蘿赤崖碧潭魚有舒緩之樂松聲之濤飜空紫藤之蔓似雲酴醾之黃躑躅之紅照焜欄楯晨明夕曛之奇趣雲烟沸湧之變態漁樵牛馬之往還歷々於雙眼前余惟　府君不然風光物華以爲丸中嘯弄特有攀龍之躍乎白雲附鳳之翔乎絳霄之氣象在焉偉矣是日使士卒掉舟沈網而匝數十丈少焉舉網得魚維鯉及鱸鰷子乃片切縷切鸞刀如飛應刄落俎或作羹或作膾衆賜而食余亦預幸感謝不可言醇酎幾盞既醉樂且賦曰爕襲桑疇四面開山奇水秀洗腥埃貴遊只恐歸來早陶寫寧能挑我才稟命而書

庚寅夏日　善齋拜稿

右額蓙の蓋裏に倉田績數語を書せり此額傳來の所由見るに足るへし曰く
殿之廢也托之於代官所弘化中勘定奉行水野君藤兵衛請于藩主而賜之輙扁茶室之待合席及君沒中

川君三七獲之而珍重焉君之好友山田醫伯元碩住殿地之傍行餘酷嗜文雅於是君割愛贈之

明治三十一年九月　倉田績

一因に記す小倉村大字船渡に住する榊新之助の祖先新右衛門と稱するは大坂方の浪人なりし由　龍祖御就封の前後か岩出村附近に住し岩出御殿守を命せられ宅地其他時服等種々賜り物をなし今に家に傳へて子孫連綿尙拜領地に居住す（御殿守の時賜りし宅地は元二分口役所の處のよし同役所開設に付て舟渡に替地賜りしなるへし）新右衛門一つの名刀を所藏（此刀今猶家に藏す）のよし　龍祖聞し召し御覽に供すへしとの命あり新右衛門携へて登城差出したるを御披見あり嗚呼名刀也予に呉れよと仰給ふ新右衛門はつと打伏し唯はら〳〵と落涙の躰也しにそ忽ち御笑ひを發せられ「新右衛門予はあしき事申たりくれと云事は取消ししや能くも名刀を見せしそ代りに之を遣わすそ」と御手許の御佩刀を賜りて慰勞あらせられしと也新右衛門愛惜して不覺の涙にくれしや將た微賤の身此名刀により辱くも如斯の下命を蒙りしやと感激したる哉は量りかたしといへとも唯　龍祖の御一言灑々落々雅量汪濊欽仰し奉るに余りありと兒玉仲兒か新之助に聞得し處を信に語れり

粉河御殿　御鷹部屋　（紀州那賀郡粉河村にあり）

紀伊國續風土記に曰く粉河大門の西にあり方三十間許の地也此邊は　南龍公毎々御遊獵ありし地なれは假の御殿等ありしならん其廢毀何れの時なること詳ならす又大門の東に御鷹部屋あり是又御遊獵の便に因りて此地にて鷹を養はしめ給へるなるへし且此地鷹によろしき由にて近き頃まて此地にて鷹を養へり文化の頃より其事も止しといふ

信實見するに大門とは粉河寺の仁王門にして門に直接高二間許石垣の上即ち御殿跡也甚狹隘の地なり

陽山御殿　紀州那賀郡粉河莊東野村

寛文九酉年八月陽山へ別館造營

一紀伊國續風土記に曰く陽山は村の北五町許にあり登り一町半許葛城嶺の山足堤の如く南の方に指出て岡をなしたるを陽山といふ山の上平坦なる處東西一町半許南北三町許北の方に堀切あり其平坦の所に御殿御造營あり　南龍公御隱居の後此地に移り住せ給ふ陽山の側に諸士の邸宅を賜るへきにて地割もありける寛文十一年薨しさせ給ふの後此御殿御取拂ひありしと也是より先兒玉益道といふ臣（莊左衛門と稱す和歌を善くし著す處兒玉記あり當國の舊跡及ひ和歌をあつむ）扈從して御館に來り留りて薨しさせ給ふまても御館を守りけるとなり歌數首あり其時の事を想像すへし一二をしるす

御館に止まりて守るへきよし仰こと承り侍れはおはしまさぬ御跡迄もよろしき御住居の荒ゆくを見奉るにつきいとゝかなしさもこよなし

君をいはひうゑつる庭の松か枝になくふくろふを聞そかなしき

陽山館のあれゆくをかなしみて

いにしへの玉の臺と見し露のひかりはいつく庭の蓬生

御手つからうゑさせ給ひける橘を見て

年を經て猶やしのはん君か植し花橘にのこるむかしを

陽山館大かたはこほたせ給ひぬれは下官も今は有て不用なれはまた國府へかへされぬへしと思ひ心細さかきりなけれはよめる

　我さへもこのふるさとをあくかれは庭の蓬はたれかはらはん

一益道の事は方伎傳に詳にす又續風土記には御退隱の後此地に移り住わせ給ひけるに一二年を經て方位の障り御座します由にて別に若山湊の内にて菟裘の地を營ませ給ふ云々とあれとも湊の御隱殿は陽山御殿御造營より二年前即ち寛文七年既に御建築ありしなれは續風土記の說は誤りなるへし

一信嘗て陽山御殿舊蹟の事を粉川の人兒玉仲兒に糺せしに曰く此地元東野を初め井田城田池田垣内西之芝五ヶ村（今は皆王子村内の一大字となれり）の氏神若一王子權現と稱せし社地なりしに　龍祖の思召にて該社を陽山より東谷を隔て丹生岡即ち今の地に移し玉ひ宮居拜殿は更也別當小松院を御建築宮殿壯麗を極め總して葵章を用て莊飾せしめ給ふ（後氏子より修補尙舊に依り葵御紋を用ひ其痕跡窺ふを得るといふ）而して直ちに陽山の嶺を地平にし着手井を鑿ち假山を築き木石を集め大に土工を起さしめ給ふよし口碑に傳ふと假山は西南隅に在り當時植させ給ひし古松（假山の上にあり）今猶亭々として獨り綠色を改めす一見感慨に堪へす三箇の井は今に現存し規模宏大其深さ幾百尺を知らす水清冽甘美也とそ山上眺望佳絕西和歌山城を望むへく西南一體平地を控へ小田井水其腰をめくり四方殆と斗絕唯東北隅の一端のみ北山と連亘し高さはのり高にて僅に三町位なるへく山上平面にして東西三百間斗り南北せまき所にて八十間廣き部分は四五百間もあるへし

一龍祖王子社を移さしめ給ふ時神躰とては唯幣帛のみなりし故一個の神鏡を御寄附あらせられ今之を神躰と崇め祭れり鏡は純銀八角形徑七八寸厚さ八分重量驚へく實に稀有之御物也と

一陽山全躰今は民有地に歸し嶺上の平面も數人の分有する處となり橘園あり桑園あり麥圃蔬畝相交りありと云々　圖下に掲く

橋本御殿　紀州伊都郡橋本驛

紀伊國續風土記に曰く紀の川に臨み　君公の別館あり今は廢して郡の府廳となると云々

一文化十酉年七月橋本御殿内に御仕入方役所を設置之事御仕入方帳簿に記載す事は財政御仕入方之部に詳なり

一文政七申年十月御仕入方役所廢止左之通御仕入方頭取より進達之旨同役所大帳に記あり

橋本御殿内御仕入取立之儀に付文化十酉年七月申上進達相濟御用人中并御書物方へも御申合相濟候に付右御殿内へ御入方取計仕其後大破にて御仕入方より御普請取計御座所向は　西濱御殿へ御引取に相成然る處去未六月在中亂妨に付御建物不殘打崩跡御長屋其外掛塀共御仕入方より諸入用五拾壹貫三百五十目程御損相立御座候夫に付同所之儀は甚以人氣も不宜候に付御仕入方出張所此節引取らせ候樣仕度右に付別段之御殿預り被　仰付被下候樣仕度内存御達申上候

右御勘定奉行より政府へ伺之處文政八酉年二月内存之通可取計旨指令あり依て同年三月御代官所へ引渡し諸役人共同六日に引拂候事

右明御長屋等當分上組大庄屋共役所に貸渡たる趣御代官より心得申來る

一當殿の事土地の舊家土屋孫三郎といへるに質せしに左の如く報し越したり一考に掲く

橋本御殿と稱せし元始は未た古文書に見聞せすと雖も里老の口碑に文祿二年某月豐臣秀吉公故北廳追福の爲め興山應其上人に命し豐公の歸依僧 高野山に於て一の菩提寺を建立せんと欲し俗に青巖寺と稱す今金剛峰寺ない 其造營資料として玄米一万石或は云ふ一万二千石を賜ふて之に充つると云ふ當時其資料内若干を以て當橋本町西南隅地を卜し紀の川に沿ふ片岸也尤高燥にして眺望佳景なる事本郡中に冠たり 新に草莽を開拓し巨石等を用ひて恰も城郭に類する邸宅を設けたるを以て御殿と稱するを元始とす今に至り石垣の依然として現在す是則紀の川洪水を防禦する計劃をなしたる原因也 於是乎豐公來年供養の爲め高野登山の際本陣に代用する所とす

同三年春三月豐公登山一行ありし時登御下向共當御殿内に休泊せられたるものなり當時實況は高野山文庫に於ては詳ならん今茲に贅言せす

豐公薨去之後慶長五年關ヶ原役ありし時應其上人石田氏等に黨與し軍敗れて近江國梁幢寺に閉居し無幾卒すと云ふ

慶長五年十月淺野紀伊守幸長御封土を本國に賜る時當町御殿を以て國府別館に充ると云ふ或は大和大納言豊臣秀長卿に賜とも云へり

元和五年秋八月　賴宣公御入國之際勢州より當町を經由して和歌山城に入らせ玉ふ時當御殿を以て本陣に充てらる後郡府廳となり司法行政の事務を管理せしむ其名稱は郡奉行所と云ひしか後代官所と改稱せり

正德年間國用不足に依り該府廳を廢して和歌山城下に移す各郡内兩熊野を除く口六郡伊都、那賀、海士、名草、有田、日高、代官

所を設置せられたると云ふ然れ共廢止せらるゝも年々歳々農作物豊凶を視察として當時代官毎秋郡中を巡檢する事在來の如し必す此御殿内に滯在するものなり（世俗之を傷毛見分と云）其後享保年間に至り該御殿内半と裂き（東部若干敷地に充つ今町役場警察署地なり）銀札方役所を開創し人民融通を與へ大に仁政の實績あり安永年間に至り上組大庄屋役所（世俗大庄屋許と云ふ）を御殿内表西長屋を以て之れに充つ（今郡役所門前なり）是則舊高一万石を以て管轄せしむ今の町村役場に大なるもの也

定

一御殿近所出火之節馳着人足左之通　但馳着村々庄屋并人足早速相斷別に付可申事

一表御長屋人足十九人　下上田村（今立野村に屬す）　但水汲人足とも　庄屋一人　印持一人

一御玄關庭并御屋鋪人足十四人　河瀬村（今隅田村に屬す）　但右同斷

一御座之間并御廣間人足十三人　辻　村（今紀見村に屬す）　但右同斷

一御料理之間人足八人　小原田村（今橋本町に屬す）　但右同斷

一御臺所人足十六人　下兵庫村（今田村に屬す）　但右同斷

一西御長屋人足八人　妻　村（今橋本町に屬す）　但右同斷

一水汲　人足十人　胡麻生村（今紀見村に屬す）　馬場村（同上）　市脇村（今橋本町に屬す）

右之通村々庄屋人足所々屋鋪へ上り極之場所へ相詰印持を場所へ立置下知致し可申事

右は先年より被　仰出有之候儀に候得は常々村々にて申合兼て相心得可申事

丑十月

橋本御殿明御長屋等當分之間上組大庄屋共役所に御貸渡に相成候に付御郭内之儀諸事大庄屋差配可致候

御殿地打廻り役人折々打廻り心附品は無遠慮大庄屋へ申談總て御場所に付ては諸願屆等之儀は連名にて可被達候以上

三月

溝の口御殿

溝の口御殿　紀州那賀郡溝の口村にあり

紀伊國續風土記に曰く東上谷（カミタニ）村の東二十町許にあり南北一町東西四十間許山上平坦の地溝の口領萩原といふ處にあり溝の口村はこれより北三十町はかり也礎石今猶殘れり

南龍公御遊獵の時御休憩の處とし給ふと云山上に有て眺望最宜し御城は乾に當る野上八幡宮は正北なり此處若山より生石峰笠石への近道の往還也是より笠石まて行程三十町峰通りにて道宜し

村老山本幸次郎話

一溝の口村名寄帳に溝の口村の内野上川を隔て山際に人家二三軒あり此川を隔つる家共皆溝の口村に有之處慶長六年に川より南を新村と改村し川より北を溝の口村と相唱云々とあるよし

一年月不詳　南龍院樣野上邊御順廻之節新村へ御立寄有之此村は山林深く爲に猿猪鹿多く就中猿は人を害し猪鹿は田畑をあらし候との儀達　御聽則猪鹿を取盡せよと御山方之者共へ被　仰付每々被爲　入御猪鹿狩被　仰付圖面之處へ御殿御建築に相成其所の字は萩原と申て萩原御殿とも唱へ

嶺上に八反歩程の平地ありて今も御建物跡の石も殘りあり又御馬場抔も有りたる由御責馬も被遊候事ならん又良水湧出其邊に今も一兩家有之此家は其頃御殿守勤めし家筋にもあるへきか書類等何も傳わらす當時は農業のみ營み居候御殿御取拂の年月詳ならす

一南龍院樣萩原御殿に御逗留中ある日村民共召させられ　御意には當新村は猪鹿多く田畑をあらし村民とも殊之外迷惑の趣により御高四百石の內現米百石諸役御免被　仰出候依て御報恩の爲め每年三月十日に新村之人民とも白木綿一反を携へ濱中長保寺へ參詣御禮申上維新の頃まて相續し來候得とも今は相止み候事

一溝の口村と新村との間に野上川あり此川は溪流にて丸木橋を架し柴刈之者抔通路となせしか　南龍公被爲成の頃より板橋かゝり橋の名を御山橋と唱へ來る文政の頃より御の字何となく省かれ山橋と稱し今も其如く唱へり

一南龍公溝の口村何人かの家に御立寄の際同村の內へ御小休み仮り御小家御取建年月不詳相成其跡を御殿地と申今は壹反歩程の田地となりて其田の字を御殿地と唱へり全く仮り御小休所にて御泊りも被爲在しやに考へらる

南

南野上村大字東上谷御殿ハ東上谷領ニ成有之事

萩原御殿跡

椋木村領

溝ノ口村柴刈場

新村領

此辺人家

此辺人家

野上川

山橋

御殿跡の田

溝の口村

此辺人家

以上は舊時野上大庄屋之杖突役勤たる古老山本幸次郎といへるより聞得し所を野上八幡社々司藪信太郎より報し來れるなり

椒御殿（はじかみ）　紀州海士郡椒村

造營廢毀共年月不了　清溪公御晩年度々臨邸　大慧公にも臨殿の記見ゆ紀伊國名所圖會に今は畑地と成りたりとあり南紀風雅集に永田平菴の詩あり

廣御殿
薗御殿
網代村御殿

中秋陪　明公遊根里看月

風拂雲帷月正闌江湾千里泛金盤更無一物遮清影應是乾坤別様看

按に大猷公には御晩年迄同殿へいらせられの事あれ共　菩提心公には臨殿ゝ事見へす依て延享四年以後廢毀ならんか倚帯て此地を經過村人に聞ふに村の南海面にのそみ蒼々草生の高山あり御殿山と稱すといふ蓋し殿趾なるか確証を得す

廣御殿

紀州有田郡廣村にあり
今の養源寺其遺跡と云

紀伊國續風土記に曰く寛正之頃畠山尾張守政長當國を領し此處に屋形を建て長男卜山居住す卜山没落の後荒地となりしに　南龍公御殿を建させられ後他に移し給ひて新畑となりし正德元年　有德公命ありて廣村にありし　南龍公の御殿の舊跡を養源寺に賜り寛德夫人の御殿をも賜り其木村を以て本堂及ひ諸宇を建しめ給ふと云々

寛德夫人は有德公の御簾中也　又同書に曰く　南龍公廣浦の御殿御造營の時廣村は西出崎にある和田村の波塘を判て築せらる長百二十間巾根敷二十間也寛永年中高波の爲に破損御修復ありと云々

薗御殿

紀州日高郡
薗浦

紀伊國續風土記に曰く元和の比　南龍公此地に御殿を建させられ新町の諸役を免許せらる後延享六年村の北十町許にある八幡宮を右御殿跡へ遷す則園八幡是也と云々

網代村御殿

按に南海部郡 日高郡付 網代村御殿之事紀伊國續風土記に　南龍公の御時別館ありしといふ今其跡衣美須社なり御殿跡御殿井戸の稱殘れりと記せり其他詳ならす

岩出御殿附近図
岩出
村界
岩出村大字清水
小倉村大字船戸
紀ノ川
紀之川中島

陽山御殿地之圖
若一王子社
此松
陽山
御殿跡
古松
池
東
南
西
東野
大和街道
南方ヨリ陽山ヲ望ム圖
○吹沢ヲ舞田ト云小溪アリ、舞田谷ト云是ヨリ凡ソ二町南ニ
在間キノ藪アリ共ニ祇王祇女ノ旧跡ナリト云且此ニ二女ノ墳

此二葉の圖亦兒玉仲兒の贈れるをうつす

京　坂

京都西洞院邸

當邸は西洞院三條下る町に在り柳水邸とも唱へし由所在の地名に取りしならんと起源及地坪其他都て詳ならす天明以來の武鑑に掲けあれは蓋し往昔より之事なるへし京都御屋敷奉行も爰に在勤文化十一戌年十一月是迄兩人つゝ之處以來一人つゝ在勤之旨の記あり文久三年聖護院村邸新設により同所へ移轉す今は全く町家となりて從前之形跡を止めす

同今出川邸

今出川御門外二條公邸の西隣にあり元伏見宮邸の由（寶暦八年雲上明鑑に伏見宮今出川北御門前とあれは古くよりの御邸なるへし）如何なる理由にていつ頃藩邸となりしや不詳山田榮三記臆によれはいつ頃よりか火災に罹り燒跡にして外部は筋塀を周らし内は建物なく瓦礫散布叢をなせり慶應一二年の頃と覺ゆ同宮より御拜領か或は御拜借にてもありしか榮三壯年の頃公用人某に隨行して宮の御家臣より引繼かれたるを見受たり後官舍一棟建築暫く水野大夫の家臣五六名勤番したる事あり現今は此處も薩州上屋敷も同志社の所有に歸し我邸ありし所は寄宿舍數棟建築せり則現時の圖左の如し

相国寺
藪
北
東
西
南
烏丸通
薩州上邸
徳大寺家
今出川邸
昔ハ伏見宮ノ
御殿地ナリト云
二條公
人家
今出川通
近衛公
桂宮
クゲ
中山公
クゲ
クゲ
御所
一條公
寺町通

圖中朱線を畫したる所今は土壘となりて御築地と町家とを境界せり御所と御宮御所を除くの外公卿の殿邸は都て取毀たれ御苑となり種々の樹木を植付られたり

京都聖護院村邸

當邸は愛宕郡聖護院村に在り文久三亥年の比京師攘夷論最盛にして既に　將軍家御上洛君上にも御上京諸有司初所謂有志周旋方等續々上京之處從來西之洞院邸は狹隘僅に京都御屋敷奉行の官舍あるのみにて事を取り難きにより同年十一月京都御出入町人河合十右衛門周旋を以當村に於て邸地を撰定則同人を名義人として購入せらる地坪凡三千六百坪内外之畑地なりしか直ちに周囲に一間乃至一間半之堀を穿ち土手を築き上に裏打丸太矢來の屏墻を設け西方を表門となし内に官舍四棟を建設京都御屋敷奉行木村條右衛門も西之洞院邸より是へ移轉す

右河合十右衛門といふは享保年中御貸付金あり其後代々御勝手方御用を勤永上納金等をもなしたる廉を以百人扶持を賜りたるに先代之者後世子孫の盛衰を慮り五十人口を返納納殘る五十人口を永世賜り度旨請願之處允許を得傳へて十右衛門に至り不變五十人口を賜り文久三年西之洞院邸書記に拜し且調進物御用をも被命たるよし此等の緣由を以當邸購入之名代人をも命せられし也と十右衛門の子辰橘直話の由

一右之如しといへとも御買入之頃村庄屋たりし山島唯輔弟唯七なる者の談によれは該村は宮門跡之御領地なれは他村之如く自由に武家へ賣渡しを許さす越前阿波薩州邸敷地の如きも皆聖護院村に屬しいつれも廿年間貸附の名義にて屋敷地に變更を許されたり而して年貢は農作地とすれ

は普通二石五斗なるを諸侯へ貸與の分は參石と定め内二斗五升は領主より村方地主へ下付の成規なれは本邸も全く御買入には非すして御借上けの名義たりしには相違なしと元來聖護院村は錦織村と唱へ數多之梅林あり又觀月の勝地にて古歌に錦織の里抔あるも此處なり然るに天台宗寺院に屬する聖護院門跡ありて代々親王家より御相續ゆへ御威光高く領下の百姓に至る迄も兎角威勢を張り京都町奉行抔も手を餘し一風變りたる村柄なれは本名錦織を稱するより聖護院村と唱ふる方利便を覺へしより遂にいつとなし錦織の名は廢れたる也と

聖護院村新御屋敷地圖

此圖は文久三年十一月邸地撰定之時の草稿圖にして河合家古書中遺存のものなり
圖面によれは東南之境に凸凹ありて方形ならさる如くなれとも實際木柵を廻らされたるは凡六十間四方の眞方形なる敷地にて唯東の方八間に十一間之所にお辰稻荷の社ありて之を邸地外に置かれたりといふ

北
東
三拾二坪七分六厘
四拾八坪
拾七間
道巾三尺二寸五分
三千二百拾一坪二分五厘
三百六拾九坪六分
四拾二間
九間
百拾五坪九分七五
拾八間一尺
墨引之分惣坪數
三千二百拾一坪二分五厘
此内朱引
土置場
一七拾八坪
朱引五之所坪數
六百五十四坪八分三五

南之端　二反一畝廿四歩八分三五
一拾坪半　此荒地之向作毛御覽之上御年貢御沙汰被成下度候
作地眞中東西南北通行道總坪數
一五拾八坪
此三口坪數合て
一百四拾六坪半引　當丑年半季作御年貢壹反七斗之割にて
全く作地之分殘り
三千六拾四坪七分五厘　高七石壹斗五升一合
此坪數反畝歩に直し　壹町貳畝四歩七五但し三百坪壹反割

別荘御買入
邸の北に隣接して外村源兵衛所有の別荘あり最初藩の出張所とし借入ありしか當邸營繕に當り諫川三郎兵衛（三山貸付方頭取伏見樣御出入則御簾中樣御緣組內旋人なり）周旋を以亦河合重右衛門名代人となり家作共有形之儘買收せらる（其實三山方より源兵衛へ六七百兩貸金ありて抵當にとりし處遂に抵當流さなりしを壹千兩にて御勝手方へ買上けなりしと云文久四子年二三月の頃の由）該源兵衛なる者は京師の豪商にて井源と唱へし紅商之由富豪に任せ奢侈に募り大金を湯水の如くに浪費し數寄贅澤を極めし別荘なれは構造の善美實に人目を驚したりといふ沽劵面の反別畧圖左の如し
城州愛宕郡聖護院村高之內
一家屋敷　壹ヶ所

字くわんげ
壹反壹畝十五歩　　高壹石五斗三升六合
　　　　　　　　　掛り物貳斗六升一合一勺二才
同　斷
四畝十一歩　　　　高六斗一升二合八勺
同　斷
四畝廿六歩　　　　高六斗八升壹合四夕
〆御年貢
　　　　　　　　　庄屋　山島唯輔
　　　　　　　　　　　　外年寄三人署す

寺一間
二十三間一尺
三十間一尺八寸
囲子貸地
十六間一尺
壱間尺
八間
壱間尺

右は河合重右衛衛男辰橘家藏古書中より發見之ものに據る

一聖護院村邊は維新後の變更最甚敷實に桑田碧海の感あり故に舊時近傍の畧圖を掲け邸地の所在を示す

第三高等中学
医科大学
第一中学
聖護院宮
加茂川
人家
畑

當邸藝州阿波岡崎藩邸の一帶は聖護院村領に屬し薩州及ひ加州邸の方位は岡崎村領に屬せり

一我藩邸中には四棟の官舍を建設數戸に區分せり中央は畑地の儘なりき

一因により井源別莊の躰裁を示さんに現狀熟知之南方彌太郎山田榮三等之談によるに從前京師の富豪家は各自別莊を構へ奇を極精を競ひ好事數寄の有らん限りを盡し官堂上等高位之御成を仰望以て榮譽自負したるの風習也し井源の如きは最此流を學ひ伏見大宮樣も度々成らせられし由也家屋構造庭園之さまは建物總柱は悉く四方柾にて外囲ひ板塀の柱に至る迄も同樣なり菱之間といふありて家室之結構裝飾器具疊瓦に至る迄も一切菱形ならさるなし

座敷の脇床の床板は二間程に一間半程巾三尺計なる松の生き節の巨大なるを用ひたり數千枚の板中より金にあかし撰拔したる也と

座敷之次に能舞臺ありて廊下は橋掛りなりし

居間之續き庭に南面したる處に四疊半の佛間あり佛檀を安置の邊は黑塗りになしたる模樣建具又は窓の有樣抔全く寺院に至りし觀をなせり

襖類皆金張り村金砂子大家の筆畫樣々也しか筆者は誰也しか遺失す

臺所の躰裁亦事好を極む就中井戸は無類にして太鼓堀と唱へ極て深く總て角形の切石にて疊み上け中間廣濶恰も太鼓胴の如く穿ちたり之に銀塊を栗石に替へて沈めありしと傳ふ

庭園の風致は殊に意を凝らせしものにていつれよりか勝れて木振りよき大木の松樹を求め引入れんとせしに途中某公卿の邸内とか門前とかを通行せされは引入れかたきにより切に其通過を

哀求したれとも更に允許を得す無是非遂に其所にて松樹を焼捨莫大之費額を空耗したるにも拘わらす再び同木振の松樹を他に求め園中に移植したるよし

東北隅長狹之邊に數十株の松林あり其西に續き楓樹林ありて風韻雅致愛玩に堪ゆ

座敷の正東に當り野水を引て瀑布を掛け池に注かしむ爰に茶席を構へ風景意匠等總して　幕府吹上の庭園を模擬し庭前何樹とかいへる珍木も吹上庭のものに酷似なるを植付たり此樹は吹上庭より世になき程のものを如何して設置せしやと人皆吃驚せり當地は瀧月の住居より家四五軒の東にありしといふ

如斯驕奢に耽りしも盛衰常なきの習ひ遂に零落三山方へ抵當流れと成果し也とそ扨此聖護院村邸は維新後廢藩置縣に際し不用に屬したるを以て返地になり京都府より堀を埋めを土手崩し塀墻木柵等悉く取毀ち原地のさまになしたる由又該邸の名義人たる河合重右衛門は程なく死亡子辰橘は父勤方見習となり小吏生準席拜命廢藩置縣の後京都出張所引拂迄勤續之處世襲之五十人口は明治二年藩政改革之時三ヶ年預りとなり渡らす貸上金は大藏省より藩債支消之方法發布と共に消滅に歸し糊口之途杜絶悲況堪へかたきを以て種々哀願之末彼の井源之別莊たりし分を下付せらるへき旨にて既に其辭令書をも領收之處如何なる子細にや遂に邸地之內に組込まれ共に上地となり了れりと也

一其後井源の別莊地は京都府の大書記官馬場某牧和泉の甥のよしか四百圓にて拂下けを受け後華族西洞院家又は京都府書記官尾越蕃輔今は郵船會社の運輸課長等に轉傳終に近衞家の所有せらるゝ所となりし也といふ

京都椹木町邸

堀川通り丸太町下る拜借地

慶應四辰年五月京都椹木町邸御買入之旨御屆あり

同年五月三日當春御願之上御借入之堀川通り丸太町下る町元會津郡方役宅を安藤飛驒守拜借の處今度返上申越右は素々當藩へ拜借之儀に付御屆及ひ候との事

右兩項慶應四年之記に存すれ共前後之記なく事由更に詳ならす亦山田榮三に質したるに其頃西之京に田畑凡そ二町四方計之處御買上に成り西之京之御屋敷と唱へ四方に紀州屋敷と木標を立ありしを記臆す然れ共唯木標を立たるのみにて板囲ひ等もなく農人は變らす作付をなしつゝありたり此處は二條城より西北之方十町計に在りて町名より云へは北野御前通り下立賣下る所に當り椹木町通り之眞西にはあれ共此邊を正しく椹木町とは稱せす乍去土地不案内の上より概して椹木町邸と稱せしにもあらんか慶應四年頃御買上になりし地は此外に絕へて覺へされは恐らく西之京邸之事なるへし成行は知らすと云々

又堀川丸太町下る所に凡そ半町四方計の邸地あり之を田邊屋敷と稱せり慶應四年五月返上云々との事あれ共明治五年頃田邊藩士淺井某か留守居として居住せり如何なる子細かは知らす兎に角西之京邸及ひ田邊邸の位置左の如しと山田氏の說なり暫く聞き得るまゝを揭く

御前
千本通
西堀川
堀川
東堀川
油小路通
人家
組屋敷
所司代上屋敷
所司代下屋敷
家人

大坂　天神橋邸 幸橋邸

天神橋邸は天神橋南詰淀川舟着き上陸場の前往還を隔て川に面してあり長屋門海鼠壁腰の長屋構へにて狹隘と雖も内に殿房官舍あり大御坂屋敷奉行在住す元來大坂には何れの諸侯も藏屋敷を置き中國四國九州乃至北國等其收納米を藏屋敷に輸送し賣捌しむ故に藏屋敷と稱す本藩にては米輸送の事なく米倉もなし御屋敷奉行は同地の公務を辨し御城代町奉行等へ之交渉をなし　御參暇御用及ひ御家中江紀往來淀川乘船の便抔扱へり　邸前川沿の町家を八軒屋といふ角に播摩や權兵衛といへる舟宿ありて舊來の御用達町人也通稱播權と唱へ御家中往來の者皆是に休泊乘船着船荷物積卸等の取扱ひをなさしむ伏見には水六と云船宿あり亦御出入商人にて御家中往來船の事を扱ふ都て播權に同し　文久四子年　君上浪華御守衛して大坂御在城の時信從て在勤天神橋邸中に偶居城中へ日勤せり故に邸の事知らさるに非れとも大樣に看過し今や記憶を止めす當時御屋敷奉行たりし者も物故離散記類亦傳ふる者なく邸の起源其他都て不詳維新後の事末記の如し

一幸橋邸は幸橋北詰にありて御仕入役所なり亦詳ならされとも御仕入方大帳に左の記あり

文化十酉年四月大坂新難波西之丁食野次郎右衛門所持家借入御勝手御用并產物交易御仕入御用筋等取扱御仕入頭取見廻り役元締役等在勤す

同年六月右家差上に付向後幸橋御屋敷と唱候事

大坂町奉行與力申聞之趣同帳に

大坂天神橋幸橋兩御屋敷奉行之儀町奉行所へ姓名可差出肩書には紀伊殿屋敷奉行何之誰とすへし屋敷奉行と唱候は御三家方に限り諸家にては屋敷と申儀は唱へ不申藏屋敷と唱へ藏屋敷詰之

者は留守居と唱候との事

文政五午年司農府書付三十番に

大坂御屋敷唱振之儀　公邊へ御達有無御用人より問合に付若山へ掛合相成候處表向御達は無之との事

天神橋幸橋兩邸共維新迄御所有也狹隘なれ共殿房官舍ありて天神橋の方は御參暇及び御家中江紀往來淀川乘船の便を扱ひ幸橋之方は御仕入の職員在勤御仕入産物集散之事乃至御立用と稱し御出入棄商輩に國用融通の事を謀る等皆此邸に於てす慶應年間大坂御出馬之節は暫く幸橋邸に御滯留あらせられたり又天神橋邸は慶應四辰年三月廿三日大坂　行幸之節御小休に被　仰出同年閏四月左之通り御願立之處同八日上け紙之通被　仰出

今般就　御親征　行幸天神橋屋敷　御小休被　仰出冥加至極難有仕合奉存候然る處右屋敷之儀は全買入地にて町人共名代附之場所に御座候處既に御入輦も被爲在候に付ては御座所且新に御出來之御場所御〆りにも被　仰出候儀に付右屋敷在來之地面何卒其儘拜領被　仰付被成下候はゝ天賜赫然永世之規模に相成如何計難有仕合奉存候此段宜御沙汰被成下候樣奉願候以上

閏四月　　紀伊中納言

上け紙

天神橋屋敷地面拜領之儀奉願候趣只今何分之御沙汰難被及追て坂地　御座所御取締之上御沙汰可被　仰出候事

一其後右　御小休被爲　在御用濟之御疊御翠簾御拜領之旨に付同年六月十三日御參內之節右御禮被
仰上
爾來成行不制明なれ共上け地になりしならんか明治五六年の頃には郵便局となり居しを信等見及
ふ處なりし

大坂寺嶋御船屋敷

當邸之由來成行共不詳司農府根元覺帳に左之記載存するを以て暫く揭け參考に備ふ
大坂寺嶋御船屋敷地發旦開起年月しらへの儀中山吉右衞門へ此表御船手方元〆より聞合候寫
し畢竟
一寺嶋之儀御拜領地に候哉又は御借地に候哉其段難相分元來九條村之內寺嶋迄唱へ地先き木津川
筋西側葭嶋南北貳百貳拾間幅貳拾四間半壹尺八寸町分壹町八反壹畝貳拾六分右葭嶋小物成壹石
六斗五升つゝにて池上新兵衞受所に有之右之內御船屋敷に開起に付年々同人へ爲地子銀壹枚被
下候事哉其後右葭苅捨不申葭立場に相成候由左候得は新兵衞受所は放れ候事に候得共御船屋敷
は其儘殘り有之事に付不相替新兵衞へ御銀被下候事哉又は先年より御拜領地に候得共新兵衞代
々庄屋役との儀に付地子にては無之被下銀に候哉いつれ新兵衞手前幷寺嶋町年寄等相調へ候て
も爾と難相分との事
九條村庄屋池(山)[上カ]新兵衞より差出候書付寫し畢竟
一九條村開發之儀は寛永元子年寺嶋開發は同六巳年之由御船入之儀は開起以前より有之哉開發以

後に候哉相知れ不申開發以後之儀に候得は右帳面に記し可有之處相記無之に付ては開發以前より可有之哉之旨申出候事

右は若山御勝手方口座に留扣有之との事

堺邸

泉州堺邸　戎橋

不詳

伏見邸

城州伏見邸　豊後橋

寛永二丑年月日不知御拜領

同四卯年伏見角倉主馬屋敷御買入

文化十一戌年十月伏見御屋敷奉行是迄兩人之處一人に成る

苑　圃

勢州鷹場

勢州一國御鷹場

龍祖御代

一元和九亥年勢州一國諸御道中一里通殺生　勅許

清溪公御代

一寛文七未年九月八日勢州御領は不及申雖爲他領鷹野可被有之由從　台德院様被　仰出至于今其通可被成御使との　上意之旨御老中奉書出る是れ御家督御相續に付て也

一元祿六酉年十月御鷹場御返上

常憲公之時生類憐之禁嚴なるによつて也

按に　一旦御返上後何等記載なしと雖も享保二酉年五月大宮御鷹場と共に先規之通復舊被　仰出ならん即ち宮崎以徳家藏舊記の如くにして爾後依然以て維新に至り明治二巳年二月十四日左の如く辨事御役所へ御屆相成

勢州之儀領分他領とも是迄代々當家鷹場に相成御座候得共元來他領にて殺生之儀は不都合に奉存候御一新之折柄にも御座候間自今他領にて鷹場の名目は差留申度旨舊臘度會府御役所へ御達し申上候處御聞屆被成下候旨彼地より申參候に付此段御達奉申上候以上

勢州御鷹場之件舊記

此書は元勢州御鳥見當時松坂在山室宮崎以徳家に傳ふるもの也書中問答復雜繁冗の嫌ありと雖も鷹場之狀況頗る詳なるを以て原書の儘を謄寫參照に備ふ

原書目錄に左之如く記載す

一勢州一圓御鷹場の記錄
一津領にて鶴飼付取計之事
一同領にて先年より夏中大筒稽古之事
一御領分津領との境界且入組村々之儀夫々御尋之事
横帳一冊幷繪圖面一枚添　宮崎氏扣

一印

追御用狀申達候勢州一國御鷹場と申儀右は先年より屹度被　仰出にて記錄等有之事候哉記錄等有

之事に候はゝ其品委細書付可被指出候

一津領にて是迄鶴飼付取計候はゝ右樣何ヶ村つゝ年々飼付候事哉尤何れ之邊との儀委細略繪圖致重便可被指越候

一津領にて先年より大筒夏中稽古致候儀此御方へ掛合等有之事に候哉若稽古等致此御方へ掛合有之候はゝ右濟口如何躰に相成有之との儀可被申越候

一御領分津領との境入交り有之事に候哉若入組相成候事に候はゝ別略繪圖に取計委細重便に可被申越候恐々謹言

十月晦日　　　　岡部能登印

野口七太夫殿
小川次郎左衛門殿

松坂領田丸白子と津領との境且壹圓之境有之哉又は三領之內津領入交り津領の內に三領之交り此圖面之如く相成有之哉右有之儀委細被申越候樣

伊勢御鷹場之儀幷津領之儀夫々御尋に付御答申上候事
但御場略繪圖拔面勢國津領村書三冊添
嘉永元年申十一月九日若山へ出候事

三領御鳥見

二印
伊勢國御鷹場と申儀右は先年より屹度被　仰出にて記錄等御座候事に哉記錄等御座候はゝ其御品委細書付申上度奉畏左に申上候
伊勢一國御鷹場之儀は元和九亥年　南龍院樣御領他領共御取立被　仰付同年御鳥見淸水吉兵衞初夫々御用相勤候儀にて追々公料他領之者へも御場御用被　仰付候儀に御座候右亥年之頃御鷹場との儀に付被　仰出之記錄等年經候事に候得は得と難相知候得共左之　勅書寫御座候に付先年頭支配彥坂儀左衞門へ差上候處　香嚴院樣へ奉入　御覽に候との旨追て被申越候

勅　書

伊勢一國幷諸道中一里通諸殺生其方可任意者也仍て天氣執達如件

年　月　右大辨何某

紀伊大納言賴宣殿

右年月記無御座御添之御書面等相知不申候左之　御奉書先年より組支配手前に所持仕候御添之御書面等相知れ不申候得共寬文七年未五月廿三日　淸溪院樣御家督御相續被　仰出右　御奉書

は同年九月之御事にて其年十一月伊勢へ被爲成御鷹野被遊候御事に御座候

紀州樣へ之御奉書

伊勢之國御領は不申及雖爲他領鷹狩可被有之由從　台德院樣被　仰出至于今其通可被成御使候今年宰相殿家督御相續に付ては如何可有之哉と御書付之趣達　高聞候之處今以如規相違無之旨　上意候此由可有洩達候恐々頓首

未九月八日

板倉内膳正 名乘書判
土屋但馬守 同斷
久世大和守 同斷
稻葉美濃守 同斷

渡邊若狹守殿

「信按に御譜略には左之如くあり

寬文七未年九月八日勢州一圓鶴鷹野可被遊旨奉書出

往年　台德公御直に鶴鷹野之事　上意あり

今度御家督讓り給ふに付言上に依てなり

又鶴鷹野之事江戶御上下之節は三嶋より上は御鷹御自由に御遣被成候鶴御合羽被成候儀は覺不申由宮地久右衛門申開之云々」

左之御書面は元祿六年之頃より御鷹場取計向暫し中絶仕御座候處　有德院樣御代寶永七寅年御

鷹場取計之儀先規之通り被　仰出候節之儀に御座候

勢州御鳥見共他領打廻り之儀達　御聞に候之處先年より廻り候處は廻り申にて先年と品替る事も

有之候はゝ可申達旨被　仰出候尤忍ひ候て打廻候儀にては無之段をも被　仰出候事

右之通御鳥見へ可被心得させ候以上

閏八月九日　　　桑山五（左）（一本右）衞門

野口彥右衞門殿

右寬永七寅年

元和九亥年　南龍院樣伊勢御鷹場御領他領共御取立被遊候後十六年目寬永十五寅年藤堂大學頭殿

城下邊一二里程南北領地之內村々幷御領分村々をも相交へ御場拜借被致候其後延寶元丑年同家領

地之內櫛田川近邊二万石之所幷久居川南村々奄藝郡之內御領分をも相交へ都て六拾ヶ村餘御場拜

借被致候右に付記錄等之儀は覺書御書面等御座候

右之外他領主自領內追々御場拜借被致候儀にて往年より他領に至る迄此　御方御鷹場と申儀慥成

御規則御座候

一津領にて是迄鶴飼付取計候はゝ右樣何ヶ所程つゝ飼付候事哉尤何れ之邊との儀委細畧繪圖に仕指

上候樣被　仰聞之趣奉畏則別帳幷繪圖兩樣差上申候

一津領にて先年より大筒夏中稽古致候儀此　御方へ掛合等有之事に候哉若稽古等致此　御方へ掛合等有之候はゝ右濟口如何體に相成有之との儀可申上旨奉畏左に申上候

右津領にて是迄大筒稽古致候儀此　御方へ掛合等無之勝手に稽古有之候尤右場所邊迄松坂領一志郡御鷹場より二里より三里程相濟申候白子領御鷹場よりは一里より三里程相濟申候先年は爲差儀も無之候得共近年は格別響き強く御座候

一御領分津領との堺入交り有之事に候哉若入組に相成候事に候はゝ別紙畧繪圖に取計委細に可申上旨奉畏候右は領々入組多く御座候に付繪圖面夫々之内にて御承領可被下候

右之通夫々相調別帳三冊畧繪圖一枚外に勢州拔面之圖へ領々色分化相添へ申上候若又委敷品等相知れ候はゝ早々可申上候樣可仕候以上

中十一月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　御　鳥　見

三　領

藤堂和泉守殿より大砲試打被致との品に付頭　御狀幷藤堂家より被差出候書付　留書

嘉永元年申十一月十三日着御狀分て秘す

三印

別書を以申達候此度藤堂和泉守殿幷加納備中守殿別紙之通り被申出候間御鷹場差支有無之儀篤と取調可申出旨其筋より被達候尤藤堂家より之儀は　公邊御老中へ談濟にて重立候評合も有之付ては此御方御鷹野抔御慰而巳之儀にて御差支に相成候儀押て難申立品に有之候間厚く評議之上重立

無餘儀御差支之御趣意相貫き候樣之譯合被申出候仍て右寫三通相達候間否重使に可被申出候以上

十二月十日　　　　　　　　能　登　印

七　大　夫　殿

次郎左衛門殿

尙々右之通に候得共屹度御差支に相成候何方迄も相貫候程之譯合も無之候はゝ先つ左之振合一つ書に致し候ても可然哉乍併此方より指圖と被相心得其意に被相泥候ては甚不宜存候間是は元之認振爲見合申進候事に付其方にて評議料簡之通被申出候樣屹度御差支之譯合被申出候はゝ宜事と存候以上

一御歸國御暇之節　御拜領之御鷹勢州へ被遣爲御捉被遊候鶴　公儀へ御獻上に相成候に付先年より御領分幷他領とも鶴飼付取計來候に付津領之內時所に寄炮術試打等被致候儀御鷹場御差支相成候樣との事

一先年勢州へ被爲　成鶴御鷹野被遊候以來年々御手當鶴飼付取計候處右飼付場所近邊にて炮術取扱有之候ては數年來飼付仕候詮も無之且此后外々へ相響き制度差支候樣之事

一勢州一國御鷹場之儀　南龍院樣深御趣意被爲在他領に至る迄御場御規則御定被遊御座候處近來何領之內右御規則相背候樣之取計等有之御鷹場御規則相崩候ては奉恐入私共役意難相立奉存候樣之事

一津領之內何れ〳〵は鶴飼付取計不仕場所に付年々夏冬共炮術取扱被致候儀御鷹場御差支無御座候

樣之事
右之振合に相認尤不文段にても不苦且又右等之ヶ條之外屹度致候儀心付候品有之候はゝ其品認出し候樣可被致事
御下け紙
本文草案はほんの認振爲見合指進候事に付其意に泥み候ては差支候事

藤堂和泉守內
藤　堂　勘　解　由

勢州城下近邊に於て九月より翌三月迄之處大炮爲打候儀は其御許樣御鷹場方御指構に相成候由にて前々より遠慮致來候是以何れ之頃よりと申儀書留も無御座只承り傳而已御座候然る處近來異國船近海へ渡來之節臨時警固幷防禦等被　仰聞候儀も可有之且近來西洋火術相開き爲打試候得共其業に於ては練磨精熟不爲致候而は臨時機務難整殊に鑄造之節炮强弱等拘時節難試候ては差支候に付以來諸家同樣不拘時節爲打試度段阿部伊勢守殿へ及內談候之處甚以無餘儀主意に被聞取早速御自分へ被申入被下候段致承知候右前條之通之次第に候得は以後無餘儀節は不拘時節試打爲致度御鷹場之儀は不容易に候得共海防專務之時節不得止此段申述候可然御取計被下候樣賴存候右之段以使者申入候

四印
藤堂家火術試打之儀に付御場差支有無相調申上候事

勢州三領

御　鳥　見

此度藤堂和泉守殿より別紙之通り被申出候に付御鷹場指支有無之儀篤と相調可申上旨其筋より御達御座候由尤藤堂家之儀は　公邊御老中へ被談濟にて重立候譯合も御座候付ては此　御方樣御鷹野抔御慰而已之儀にて御差支に相成候儀押て難申立品御座候間厚く評議仕候上重立候無餘儀御差支之御趣意相貫き候樣之儀御座候はヽ申上候樣被　仰聞之趣奉畏左に申上候

此度藤堂和泉守殿より被申出候近來異國船近海へ渡來致候節臨時警固幷防禦被　仰出候儀有之候に付諸家同樣時節に不拘大砲試打被致度との品に付九月より翌三月迄此　御方御鷹場指構に相成候趣にて前々より遠慮致來候由是以何れ之頃よりと申儀書留も無之只承り傳へのみとの事に御座候伊勢一國此　御方御鷹場之儀は前々より書記を以申上御座候通り重き　御由緒御座候に付元和九亥年　南龍院樣深御趣意被爲在他領迄御場之御規則御定被遊御鷹野被遊候御儀は乍恐御慰而已にては曾て不被爲在と奉存候故に藤堂家に於も其領內勝手に殺生等被致候儀不相成事に付寬永十五寅年一志郡御鷹場之內雲出川邊同郡香良洲浦へ見渡し御領分をも相交へ津邊迄幷北勢御鷹場白子領境一身田邊を限り此　御方御役人初津方役人立合にて御借渡相濟申候且又南勢飯野郡之內五拾ケ村餘之地所元他領にて其後公料所に相成候頃をも此　御方御鷹場に付被入御念候御取扱之由に御座候處寬文年中藤堂和泉守殿領地豫州之內貳万石之地所と替地に相成候由にて右拜領被致候

後延寶元丑年大澤兵部大輔殿取持之由を以則飯野郡之内櫛田川稻木川近邊貳万石之地所幷一志郡御鷹場之内久居川東にて御領分共五ヶ村白子領御鷹場奄藝郡之内御領分とも六ヶ村御鷹匠初津方場役人夫々立合傍示定め御借渡に相成候段別帳之通に御座候に付藤堂家に於て往年より遠慮可被致趣意乾度有之候を只承り傳へ而已抔と被認出候向は家柄に候哉勢地諸家方に類例無之御鷹場之内御領分村々をも相交へ御借渡被遊候御趣意相立不申樣に奉存候此段深く恐入候

一御歸國御暇之節　御拜領之御鷹勢州へ被遣爲御捉被遊候鶴　公儀へ御獻上相成候に付從先年御領分幷他領とも鶴飼付取計候故時所に寄炮術試打被致候儀御鷹場に御差支に相成申候

一先年勢州へ被爲　成鶴御鷹野被遊候以來

右御手當鶴飼付仕候詮も無御座且外々へ相響き制道に差支申候

一松坂領幷一志郡御鷹場之儀は　御獻上鶴御用元にて御捉飼御定付前後御日柄之御順も御座候哉例年二日之内に御用濟に相成候御積りに候得は鶴代數骨折飼付不仕候ては御差支に相成申候然る處右御場西北之風上安濃郡幷一志郡之内雲津川より北海面等にて若九月より冬分大炮試打有之候ては勢州之眞中に付南北御鷹場海面等之鶴一時に立去り飼付難出來決て御差支に相成申候右之通り實に無據儀に候間九月より翌二月迄之儀は松坂より凡七里程隔阿濃郡之内西山邊にて試打被致候はゝ白子領共御差支は無御座候乍併是非共津城近邊にて時節に不拘試打不被致候て彌不都合之儀に候得は元此　御方御鷹場延寶元丑年御借渡しに相成候前條南勢飯野郡之内津領村々以前之通此御方へ御取戾に相成候樣仕度奉存候此地所は松坂より一里又は二里程相隔則松坂領幷田丸領御場

より地續きにて御用御便利に可相成と奉存候
右之通津城近邊にて彌冬分大炮試打被致候樣相成候ては白子領御鷹場津邊より地續き奄藝郡之內
凡南北一里半東西一里程之所鶴飼付決て差支　原書破失
一北勢松平越中守殿桑名城內外幷鈴鹿郡之內龜山石川家にて此　御方へ無掛合夏分は勿論冬分にて
も稀に炮術被取扱候趣に相聞御規則には背け候樣被存候得共差たる大炮にても無之哉里數も隔て
候故所に寄音かすかに聞へ申候然れとも白子領川曲郡三重郡之內鶴飼村に指障り不申候間其邊に
成り來り候處近年は餘程之大砲試打被致候趣きに付聞合中に御座候
一藤堂家より被申出候諸家同樣時節に不拘大砲試打被致度との儀は右之筋にても可有之哉と被存候
得共桑名邊之儀は北勢御場端幷石川家龜山邊にて山寄御借場に候得共津城邊勢州之中央筒音双方
へ相響き同樣之引格には難成哉に存候事に御座候
一藤堂家より被申出候海防之儀は勢州內海之儀にも可有之哉に候得共此海口志州苔志（本のまゝ）より神鳴邊是
より三州伊良古崎邊双方凡貳里餘りに有之由に候得は異國船可入樣にも不被存重に志州南海之儀
と被察候得は北海岸にて冬分大砲試打被致候ても苦しかる間敷哉山海土地之樣子伊勢嶋此　御方
御領村々へも程近く當時海防專要之儀と被存候右等私共に不拘事に候得共　公儀へ御獻上鶴捉飼
之御場御差支に相成候時所差別之品に付不得止申上候
一伊勢國之儀は分て靈地にて古へより鶴鳩多き由事（本書欠）之候時節にても殺生禁之譯合無之候ては容
易に居馴不申故に　南龍院樣万事御兼備被爲　在候哉御深慮を以御定被遊難有御鷹場殊更重き

御由緒被爲 在其上從 公儀被 仰出候御奉書之御趣意も彌相貫き二百年餘能相治り來候御規則何卒不崩樣仕度奉存候儀に御座候
右之條々篤と相調別帳一冊幷伊勢縮圖へ色分書入等仕相添へ申上候以上

酉正月　三領

御鳥見

右酉正月九日出若山行　頭衆岡部能登殿へ
藤堂家へ御借場帳面一冊勢州小繪圖添へ出す

寛永十五寅年
延寶元丑年
藤堂家へ御貸場之所々相極候事
御貸場帳は延寶元丑年十月覺書大澤殿之書面之後に認め申候
是は宮地久右衛門殿より中井武兵衛殿宛書面之後に認め候方分り安き事
四印之内に籠る筋
飯野郡之内御貸渡し之節立會姓名難相知猶相調可申事
嘉永二酉年正月九日若山へ出す
覺書
寛永十五寅年藤堂大學頭殿へ御場御貸渡し之儀に付御代官長野九左衛門殿被立會津藤堂之家臣藤

堂仁右衛門參り候由にて則一志郡井關村北高岡山と申處へ被登雲出川邊香良洲之森を見下し北を

凡て御借場と被定候事

同

一平野村　中野村　上津濱村　大古曾村　一身田村

志登茂川限り　山田井村迄　木造村川限り　星合村

但し次川村大道より東星合村迄　南非溝限り

寛永十五寅年八月十五日 御鷹匠 飯田甚三郎古屋角右衛門連書制　津場役人渡邊源内篠原治左衛門宛

一筆令啓達候然は其元御鷹場藤堂和泉守殿より所望に付當春相究候書付共貴樣へ渡置候此度又所望に付以前之書付之所替り申候別紙書付垣屋十郎兵衛方より被差越候間此度差越申候右書付之通御申渡可被成候恐惶謹言

九月廿三日　　宮地久右衛門

松坂兩役中　中井武兵衛樣

延寶元丑年

當春藤堂和泉守殿望に付北伊勢にて

坂部　尾平　和泉　松本　伊倉　中川原　久保田

右七ヶ村幷

今宿　新川原田　貝塚　川原田

右拾一ヶ村之所々御在江戸之節は殺生被致候樣にと御借被成候處此度斷有之候て返し被申候間自今以後右之所にて和泉守殿殺生無之筈爲代

今井此所御領分組　谷村　川北　山室　下の庄　光法寺　下の庄を限り

久居川向にて

其村　庄村　日置　高野　庄田之內中川原此所御領分入組

右拾壹ヶ村之所々御免被下候樣にと願に付御在國御江戸共無御構御借被遊候

一當春御免被成候楠田川稻木川近邊和泉守殿領分二万石之處是又彌同事に御借被成稻木川を越前野村領は尤和泉守殿領分に候得共此所は他領と入組にて候故和泉守殿より殺生無之筈

右御借被成候場所傍らとも相究早々借渡候樣と被　仰出候間和泉守殿領分大庄屋なと呼寄立會傍らとも相究借渡候樣に勢州役人之方へ御申付可有之候

右延寶元丑年

覺書

一久居川向其村邊借渡立會御鳥見小頭山田作太夫野口彥左衞門大庄屋庄田村作大夫津鷹匠渡邊源內伊藤十左衞門鉄炮小頭木村甚五兵衞大庄屋雲出善太郎木村勘大夫傍示相極め申候

右延寶元年丑十月十四日

同

一谷村之境東は一身田横道北は今井村谷村山之蜂西は今井村と川北村領境南は川筋限り

同

一山室村領津より鴨取申候得共御領分南黒田村より直入作之山田にては津より殺生は無之筈之處延寶元丑年より殺生被致候筈

同

一下之庄と三宅村との境鈴鹿郡奄藝郡境より見通し限り之筈

同

右は延寶元丑年十月二日御鳥見小頭青野庄太夫御鳥見淸水吉兵衛大庄屋今村久兵衛御薗村宮崎半左衛門津鷹匠渡邊源内伊藤十左衛門幷鋏炮小頭田中新兵衛大庄屋源左衛門同太郎兵衛立會極申候

勢州鷹場之儀に付從和泉守所望に付借增相極め申候覺

一今井村領分入相谷村川北山室光法寺下の庄限り

久居川向にて其村庄村日置高野庄田之内中川原入相拾壹ヶ村所々傍示を相極め借渡被申候事

一櫛田川稲木川近邊和泉守殿御領分二万石之處右同事借渡被申候

右之内稲木川を越前野村領は和泉守殿より殺生無之筈右は自今以後之爲め互に書付取替し申者也

延寶元丑年十月　　大澤善左衛門

御高家中之由　大澤兵部大輔殿

寛永十五寅年

延寶元丑年

藤堂家へ御貸場之所々相極り候事

四之内　　　　　　　　　　　　　　　　三領
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　御鳥見

覺書

一寛永十五寅年藤堂大學頭殿へ御場御借渡し之儀に付御代官長野九左衛門殿被立合津藤堂之家臣藤堂仁右衛門參り候由にて則一志郡御領分井関村北高岡山と申へ被登雲出川邊香良洲の森を見下し北を凡て御借場と被定候事

同

一平野部　中野村　上津濱村　大古曾村　一身田村
志登茂川限り　山田井村迄　木造村川限り　星合村但し次川村大道より　東星村迄　南は井溝限り
寛永十五寅八月十五日御鷹匠飯田甚三郎古屋角左衛門連書判　津場役人渡邊源内篠原治左衛門宛

一筆令啓上候然者其元御鷹場藤堂和泉守殿より所望に付當春相究め候書付共貴様へ渡置候此度又所望に付以前之書付之所替り申候別紙書付垣屋十兵衛方より被差越候間此度差越申候右書付之通り御申渡し可被成候恐惶謹言

延寶元丑年九月廿三日　　　　宮地久右衛門

松坂兩役中　中井武兵衛様

當春藤堂和泉守殿望に付北伊勢にて
坂部　尾平　和泉　松本　伊倉　中川原　久保田
右七ヶ村并に
今宿　新川原田　貝塚　川原田
右拾壹ヶ村之所々御在江戸之節に殺生被致候樣にと御借被成候處此度斷有之候て返し被申候間自
今以後右之處にて和泉守殿より殺生無之筈右爲代
今井（此所御領分入相）　谷村　川北　山室　下之庄　光法寺　下の庄を限り
久居川向にて
其村　庄村　日置　高野　庄田之内中川原（此所御領入相）
右拾一ヶ村之所々御免被下候樣にと願に付御在國御在江戸共無御構御借被遊候
一當春御免被成候櫛田川稻木川近邊和泉守殿領分二万石之處是又彌同事御借被成候稻木川を越へ前
野村領は尤和泉守殿領分に候得共此所は他領と入組にて候故和泉守殿より殺生無之筈
右御借被成候場所傍示共相究早々借渡し候樣にと被仰出候間和泉守殿領分大庄屋なと呼寄立合傍
示共相究借渡候樣に勢州役人の方へ御申付可有之候
右延寶元丑年
勢州鷹場之儀に付和泉守殿より所望に付貸増相究申候覺
一今井村領分入相谷村川北山室光法寺下之庄を限り久居川向にて其村庄村日置高野庄田之内中川原

入相十一ヶ村所々に傍示をも相極借被渡申候事

一櫛田川稻木川近邊和泉守殿御領分二万石之處右同事に借渡被申候右之内稻木川を越前野村領は和泉守殿より殺生無之筈右は自今以後之爲め互に書付取り替し申者也

延寶元丑年十月　　　　大澤善左衛門

大澤兵部大輔殿

覺書

一久居川向其村邊借渡立合御鳥見小頭山田作太夫野口彥右衛門大庄屋庄田村作太夫津鷹匠渡邊源内伊藤十左衛門鐵炮小頭木村甚五兵衛大庄屋雲出善太郎本村勘太夫傍示相極申候

右延寶元年丑十月十四日

同

一谷村之境東は一身田横道北は今井村谷村山之峰西は今井村と川北村領南は川筋限り

一山室領津より鴨取申候得共御領分南黑田村より直入作之山田にて津より殺生は無之筈之處延寶元丑年より殺生被致候筈

同

一下之庄と三宅村との鈴鹿郡奄藝郡より見通し限り之筈

右は延寶元丑年十月二日御鳥見小頭青野正太夫御鳥見淸水吉兵衛大庄屋今井久兵衛御薗村半左衛門津方鷹匠伊藤十左衛門幷鉄炮小頭田中新兵衛大庄屋源左衛門同太郎兵衛立合極申候

下け紙

本文寛永十五寅年御貸場之儀に付藤堂和泉守殿と認差上候儀是迄御座候得共同年は大學頭殿にて御座候

一本文高岡山を田尻村領と認め差上候儀も御座候得共古帳覺書之通井關村北と認め差上申候

一本文兵部大輔殿は藤堂和泉守殿と緣家之由に御座候

松平越中守殿城下桑名邊

石川日向守殿城下龜山邊

年中炮術被取扱之儀聞合之事

嘉永二酉正月廿日若山へ出す

五印

三　領

御　鳥　見

先便帳面へ認申上候松平越中守殿桑名城内外幷鈴鹿郡龜山石川家にて夏分は勿論冬分にても稀に砲術被取扱候趣に相聞候處近來は餘程之大砲取扱れ候樣子に付聞合中之儀申上御座候故得と承り合候處桑名城近邊にて右之通時節無構殊に去冬は拾町餘之大砲遠打被致候由に候得共御場鶴飼付專ら仕候村々迄四里より五六里程相隔て差障り不申候然れとも此後極大炮被取扱候て彌差支に相成候得は奉伺候上場所替等之儀及掛合可申哉と奉存候

一石川家之儀は正月二日之内炮術打初め有之三月より八月迄は藩中勝手に稽古致九月より冬分之儀

は領主へ達之上にて取計候儀も有之趣に候得共先冬分は取扱無之哉鶴飼付仕候專ら之御場まで三里より四里餘相隔て是迄音も聞へ不申差障りに相成不申候然共此後極大炮冬分被取扱候て彌御場に差支候はゝ是又奉伺候上場所替等之儀及掛合可申哉と奉存候
右之通石川家に於ても冬分之儀は有之且神戸本多家菰野土方家にても冬分大炮被取扱候儀は無之候得共桑名邊計に有之候右は先便申上候通北伊勢御貸場端にて津邊之引格には難成又は他國諸家同樣大砲試打被致度との趣意に候得は此　御方御鷹場御貸場抔之差別無之猶又引格には不相成哉と被存候事に御座候依之右旁聞合候條々申上候以上

酉正月

三領

御鳥見

下け紙

本文去冬桑名近邊町屋川原にて試打有之候大砲程之儀是迄度々は不被致趣其節風模樣に寄り候哉私共之內詰所三重郡泊り村役所迄音聞不申候故其邊に相成候處去る十二月押詰追々沙汰有之右聞合之儀日數取り先便不申上不行屆之段奉恐入候

右調書酉正月廿日追御用出
右之節藤堂家へ御貸場書加之一冊差出す
正月九日出之右帳と御引替に相成候事
藤堂家大炮試打之儀に付御場差支有無相調帳面一冊幷同家へ御貸場元極り之帳面一冊勢州小繪圖

共正月九日差遣候處再應御調之儀被　仰越候御狀之扣二月十九日御答書差出申候

嘉永二酉年二月廿三日着御狀

六印

當月十九日出之來狀令披見候三重郡泊り村役所之儀餘は畧す

一此度藤堂家より被申出候品に付此程御鳥見より之答書狀面之內に有之候大炮被取扱候筋問合候處

別紙被申越候通之旨右一通被指越候是又令落手候

一先便被差出候帳面認落候所も有之趣にて猶又帳面一冊被差越此程之筋と取替取扱候樣致度旨御鳥

見申出候段委細令承知候則引替及取扱候事依て別帳一冊令返却候

一右返受之外は別紙に相達候に付申留候恐々謹言

正月晦日　　岡部能登印

野口七太夫殿

小川次郎左衛門殿

尙々七太夫殿より認方へ之別封一通相渡し候事に候以上

別書を以て申達候別紙之通書取りを以御用人中被相尋候に付松坂領其外御領分之內にて飼付候鶴

爲御捉に相成候儀及即答置候其餘は當方にて取調兼候に付右寫一通相達候間書付にて可被答越候

以上

二月晦日　　能登印

七太夫殿

次郎左衛門殿

例御國許へ御暇之節御拜領之御鷹勢州にて爲御捉被遊候鶴　御獻上に付ては右鶴飼付之儀松坂領其外御領分之内にて飼付いたし爲御捉に相成候哉又は津領之内御貸場に相成有之候場所にても飼付致爲御捉に相成候儀可有之哉之事

津城近邊は御貸場に候由右近邊にて此　御方より鶴飼付有無之事

一津城下近邊にて是迄九月より三月迄は大筒打不申候由四月より八月迄は打候事と存候小筒之儀は九月より三月迄も打候哉右之頃は小筒も打不申儀にも候半哉之事

別書を以申達候先頃申達候津城下近邊にて九月より以後冬分大砲試打之儀御場差支有無取調に付申越候帳面之内元和九亥年　南龍院様深く御趣意被爲　在他領に至迄御場御規則御定被遊候との趣き有之候右は是迄其品毎々被申越候儀に付先日請書にも其儀認込有之候故被認出候儀と存候然る處右御趣意と有之は如何樣之事に候哉其筋より猶又問合有之候間右御趣意之譯相認重便に可被差出候

一松坂より七里程隔安濃郡之内西山邊にて大砲試打被致候はゝ冬分にても御場差支無之旨被申出候事に候右は津城より西山邊迄里數如何程有之候事に哉津城より餘程遠隔之場所にては無之哉取調否重便可申越候

下け紙

本文津城近邊にて時節に不拘大炮試打被致度と藤堂家望に付而は城下より餘り里數不隔處にて冬分大筒打鶴飼付差支不相成場所有之間敷哉取調否可被申越候

一津城近邊にて是非九月より以後冬分大筒取扱被致候半ては指支相成候との事に候はゝ延寶元丑年御貸場に相成候飯野郡之內村々御取戻に相成候樣致度此地所は松坂より一里又は二里程隔田丸御場地續きにて御用便利に可相成旨此程之帳面に認込有之事右は津城近邊大筒音にて松坂領飼付差支候に付右飯野郡之內にて鶴飼付可致心得之旨被申出候事に候哉尤同所御貸場に相成候後鶴飼付は不致事に候哉否重便に可被申越候

右夫々書付にて重便可被答越候以上

正月晦日　　能　登　印

七　太　夫殿

次郎左衞門殿

尙々本文之品に付別紙繪圖面一枚致（本書欠）紙令返却候猶又取調右繪圖面へ印付可被指出候以上

藤堂家大炮試打之儀に付再應御尋之品御答申上候事

嘉永二酉二月十九日若山出

三　領

御　鳥　見

例御國許へ御暇之節々御拜領之御鷹に勢州にて爲御捉被遊候鶴　御獻上に付ては右飼付之儀に付
松坂領其外御領分之内にて飼付仕爲御捉に相成候哉又は津領之内御貸場に相成候場所にても飼付
仕爲御捉に相成候儀可有御座候哉申上候樣奉畏左に申上候

右

御獻上鶴飼付之儀は松坂領幷一志郡之内白子領村々にて飼付仕右二領御場之内に御領分津領久
居領入組拾六ヶ村程御座候此村々にても飼付仕候得共　御獻上鶴爲御捉之儀は重に松坂領にて
御用相濟申候乍併鶴代模樣に寄一志郡之内にて右御用相濟申候儀も是迄御座候
御進上鶴鳫且　御上被進之鶴等は松坂領一志郡田丸領之内にて爲御捉被遊候儀に御座候然共松
坂領一志郡之内にて　御獻上鶴捉飼當日御鷹鶴代之模樣に寄り萬一捉飼不都合之節は御禮之上
田丸領幷北伊勢御鷹場之内にて爲御捉に相成候儀可有御座哉難計奉存候間勢州御鷹場之内鶴飼
付は何れも　御獻上當に御座候其内氣形不勝れ鶴を立飼御用當に仕候

一右松坂領一志郡御場之内御領分津領入組等十六ヶ村有之　御獻上當鶴飼付仕候得共中與捉飼は
無御座候然るをも以後右村々にても捉飼可有御座哉其段は難計奉存候

一津領之内御貸場に相成有之候場所にて鶴飼は是迄不仕候依て爲御捉に相成候儀も無御座候

一田丸御領分幷御領分津領入組御貸場に相成候村々にても右同樣鶴飼不仕候

右貸場に相成候節寛永幷延寶年中鶴共御貸被遊候との儀覺書且御書面には相見へ不申候得共
先々より右之通取計仕來候

一津城下近邊は御借場に付此　御方より鶴飼付有無之儀申上候樣奉畏左に申上候

右津城近邊にて是迄鶴飼付不仕候

右津城下近邊迄寛永年中御借場之掟を仕候書付可有之筈之處年立候に隨ひ何れへ紛込み候哉相知れ不申候に付先々より覺書之通此程帳面へ認差上申候然る處藤堂侯代々雲津川を越へ南御借場北勢奄藝郡邊御借場へ野廻り被出候節々例私共之内へ案内有之候得共雲津川北城下近邊へ被出候節は案内無之且安濃郡之内は城附場之樣心得被在候哉冬分大炮打等遠慮被致候外諸事勝手之取計にて不分明之儀も御座候尤御借場之見込には候得共城下近邊之儀に付若何等品等出來候節は猶奉伺候上掛合可仕心得に御座候寛永年中御借場之儀は先頃も帳面認め差上候通覺書に御座候故此段申上置候

一御獻上年度毎に御鷹休北勢捉飼且御場廻り之節々御場一圓之例を以津城下町内近在に御鷹休支度等仕來候得共何等之品は無之候に付追而定之通御金被下置候

一津城下近邊にて是迄九月より三月迄は大筒打不申四月より八月まては打候事と被　思召候小筒之儀は九月より三月迄打候哉右之比は小筒も打不申儀にも候半哉申上候樣奉畏候

右津城下近邊にて是迄九月より三月迄は大筒打不申候四月より八月迄は津城下近邊濱手幷城下より凡一里餘隔西鄉分部村邊にて大筒等稽古打有之由藩中等小筒打候儀八九月より三月迄不致趣に相聞へ申候城主は冬分野廻りに被出候節は小筒にて鳥類被打候儀も有之候由猶又城内までも小筒被打候儀有之樣子に相聞へ申候

先頃申上候津城邊九月より以後冬分大砲試打之儀御場差支有無相調申上候帳面之内元和九亥年南龍院樣深御趣意被爲　在勢州御場之御規則御定被遊候との儀申上候右御趣意は如何樣之御事に候哉其御筋より御問合御座候に付右御趣意之譯合相認可申上旨被　聞奉畏左に申上候

南龍院樣元和七酉年勢州白子領へ初被遊　御成御放鷹被遊候由同九亥年勢州御場之御規則御定被遊候御儀は其頃御場役人三領所々へ散在被　仰付御軍用御兼備被爲　在深御趣意之由承り傳りし書留御座候に付先々より御軍用之義は愼て不申上節々深　御趣意被爲在候との御儀奉申上候且又寛政八辰年三領御鳥見之儀は御軍役に拘り候意味等は無御座候哉之旨御調御座候に付左之通相認め其節之頭支配濱名嘉右衛門殿へ差出申候

御鳥見之儀は元野廻り役にて御要害御軍役に拘り候意味は無御座候哉承り傳へも有之候はゝ其段申上候樣奉承知候

一私共承り傳候は勢州總高五拾七万石程の處御領分三分之一御座候

南龍院樣深以　思召元和年中勢州一國御鷹場御取り立被遊御鳥見共所々へ散在御指置被成御領他領無差別相廻り申事當國之儀は御國許へ隔申事故自然御用之節御案内之御爲と承り傳へ相心得罷在候勿論御鳥見之儀は御中軍御備へに相立候儀と先々同役共より承り傳申候以上

辰六月　　　勢州三領

御　鳥　見

一松坂より七里程隔て安濃郡之内西山邊にて大砲試打被致候はゝ冬分にても御場差支無之旨申上候

右は津城より西山邊迄里數如何程御座候哉津城より餘程遠隔之場所にては無之哉相調否申上候樣
奉畏候
　右津城より安濃郡西山邊大筒冬分試打差支無之場所迄里數相調候處同城邊より右西山迄里數五
　里程御座候
御下け紙
本文津城近邊時節に不拘大筒試打被致度との藤堂家より望に付ては城下より餘り里數不隔場所に
て冬分大筒打鶴飼付差支相成場所有之間敷哉相調否申上候樣奉畏候
　右津城下より餘り不隔大筒打之場所相調候處城下より一里餘隔西之方安濃郡之内（本書欠字）部村と申所
　之山際にて夏分炮術稽古有之候右場所得と申見候處南北御場へ里數も隔ち不申差支申候
一津濱手にて冬分大筒試打之儀は段々申上候通彌御場御差支に相成申候
一藤堂家にて大筒稽古之場所先年より重に伊州之内壬生野荒木村野邊にて被取扱候由此音は四五里
餘響き候由にて餘程嚴敷承り其上大砲新製鑄造被致候噂有之將又近來武術分て被取立候樣子に候
得は如何樣之大炮試打被致たとへ安濃郡之内西山邊にても御場に差支候樣之儀に致候哉難計に付
容易之儀申上候て万一　公儀へ　御獻上之鶴捉飼御差支に相成候ては申上之譯無御座私共役前一
向相立不申候且又勢州諸家方へ御貸場之御趣意是又相立不申所々盜殺生人增長致其筋へ掛合候と
も藤堂家大筒之音さへ御構ひなく抔と必定被申出哉に付制道行屆不申御場之御規則總崩れに相成
重々奉恐入候

一文化七年午冬一志郡御鷹場より半道一里餘相隔久居藤堂佐渡守殿屋敷内にて鉄炮稽古之音茂けく致鶴飼付に差障り候間其筋へ穏に掛合候處同家より飛騨守殿へ使者參り御取扱之上右之趣此御方より被　仰遣候

藤堂佐渡守殿屋敷内にて鉄炮稽古有之去年は別て筒音嚴敷鶴飼付に差障り候品に付以來屋敷内にて前々より被致來候事に付以後迚も其通之事に候得共鶴飼付に障り候ては致迷惑候間飼付に不障樣且雲津川之儀は阿の方何等申入候舊記等も無之勿論御借場と申儀も無之樣此度阿之方へ申遣候事に付ては右之趣御鳥見組頭共へも相心得させ猥りに御威光以て權柄に不制樣得と可被申聞置候事

一寛政元酉年本多伊豫守殿御場拜借致され候節從此御方被仰遣御下ヶ條之内に左之通り御座候

一御借場之内にても弓鉄炮にて殺生之儀は決て相成不申候間左樣御承知可被成候

右之通り鉄砲之儀は小筒にても嚴重之御取扱に被爲在候勢州御場之御規則に付て諸侯方に寄り御場簡要之處は班々之儀無御座樣奉存候

一津城下近邊にて九月より以後冬分大砲取扱被致候半而は是非差支との事に候はゝ延寶元丑年御貸場に相成候飯野郡之内津領村々に御取戻しに相成候樣左候はゝ此地所は松坂より一里又は二里程隔田丸領御場續きにて御用便利に可相成旨此程帳面認込申上候右は津城近邊大筒之音に松坂領飼付差支候に付右飯野郡にて鶴飼付可仕心得にて申上候事哉尤同所御貸場に相成候後鶴飼付不仕候事哉否申上候樣奉畏候

右津城近邊濱手等にて九月より冬分大筒試打被致候半ては不都合之儀にて彌其通り相成候ては冬分北風烈敷時節松坂領一志郡之鶴悉く立騷き飼付出來不申必定飯野郡邊へ代替り致候哉に付然る時は御差支に相成候而已ならす御外分に拘り御失墜も自然有之奉恐入候得共無是非田丸同役共申合右場所にても鶴飼仕り　御獻上御用御差支無御座樣可仕存意に御座候故無據節は御取戻しに相成候樣仕度儀に付申上候事に御座候先頃申上候不文言不行屆之段奉恐入候

一右飯野郡之内御借場に相成候後同所にて鶴飼付不仕候

一勢州小繪圖幷書入等仕り先頃差上申候右へ御付紙に御戻し被下印し紙付差上候樣奉畏相則相調朱書印し紙付差上申候右夫々相調御答申上候間宜敷御承慮可被下候以上

酉二月　　勢州三領

御　鳥　見

下け紙

本文御場簡要と申上候儀は鶴專ら飼付仕候御場之儀に御座候藤堂家大筒試打望之場所幷久居神戸邊は御場近く又は御場中にて御座候桑名龜山邊は里數も相隔殊に差たる大筒にも無之趣尤鳫以下御借場之儀に付御場差支に相成及懸合候得は場所替り可被致儀必定と奉存候

右酉二月十九日若山へ出す

嘉永二年酉二月十九日若山出別封筋御留置に相成候事

藤堂家大炮試打之儀に付畢竟書

秘て申上候藤堂家にて此　御方御鷹場之儀は先年より叮嚀に取扱被致當時も御城下御鷹初通行之節々又は津領村々にて御鷹休等先つ先年に不相替且支度等之儀に至り候ては餘程品替り候儀も有之猶又大筒稽古等重に伊州邊にて被致候之處文化之度魯西亞船奥蝦夷へ渡來後同七八年之頃夏分津方濱邊にて相聞大筒之音嚴敷いたし候に付御場目代之者聞合に遣候處右稽古之由申出其邊に成置其後に音致候得共六七年前四月十七日筒音嚴敷相聞候に付御場目代小嶋覺平聞合に遣候處右同樣稽古之由申出候然る處近年取計方思考仕候に一渡りは不替樣相見候得共何角底意有之樣子に被相察候不審に存候處既に此度海防に事寄冬分鶴飼付之時節　公儀へ御獻上御用御差支に相成候儀をも不被致遠慮勢州中央にて冬分大砲試打等被申出候條自家之威勢を諸家へ被相示候樣之旨意甚如何に被存候右等之發候哉と愚意仕候儀は藤堂家傳記とか申者之内に創業志と申草書本有之藩中にても多くは不存由之處其國初之儀を不知候ては（本書二字欠）を（本書一字欠）く候（本書一字欠）をも難分りとの趣にて津坂恒之進と申儒士漢文に書改聿修錄と書名成り學問所に於て毎々講し候由に付發を相知れ次第竊に書寫所持致候者も粗有之最早仲間内にも寫取所持仕候右本中に乍恐　南龍院樣御儀書顯し御座候得共元祖和泉守高虎被申上候事に付彼藩中にても容易に口外に出候者無之哉に付近年迄は私共にも更々存不申候然る處記文に有之通り右侯被申上候品に付勢州津領内は悉く　南龍院樣御遊獵之御場に相成扨右侯卒去後今に至り被申上置獵圖之事により動もすれは領内の民憂に及ひ候抔と記者

作文有之付當時は彼在方下役人迄も其趣を聞及ひ候樣子にて强て實事計りにても有間敷候得共此御方御場之御趣意等不存輩は若哉右樣之事にて勢州御鷹場之儀は藤堂家より發候儀抔と心得紛候者も可有之哉に付左候ては重き　御由緒等夫々御座候御場之御趣意甚輕く相聞奉恐入候右等緩々致置候ては次第藤堂家權柄に强り可相成哉と遠察仕候就ては御場取扱入もつれ等可有之不治之基と奉存候間依て津方趣意相防候儀は此度大炮試打是非共安濃郡山邊に限り可申と奉存候右邊兼て申上候通り松坂より七里程相隔候得は一志郡御場よりは三四里隔申候則桑名龜山邊炮術稽古之場所へ北伊勢御鷹場里數凡同樣之隔に付御取扱等宜敷御座候樣奉存候に付申上候

一藤堂家軍功記と申寫本有之先年　尾張樣へ被差上候樣之書記見當り候事御座候右等之振例を以て聿修錄一冊何れそへ被差出候哉も難計意味合被相察候に付不顧愼申上候

一藤堂家之儀は勢州拾七万石餘領知被致候に付外諸侯方より村數多く御獻年度每に御鷹休め支度等例五六ヶ村にも及ひ自然失墜も有之候故平日御場之儀　相心得候に付而は大炮試打之場所此程御下け紙被　仰聞候趣相畏り何卒御場に不差支程能き所有間敷哉と精々相調候得共本書に申上候通り御場之御規則相崩れ其上　御獻上鶴飼付必定御差支に相成候儀を不申上候半ては私共役前相立不申候若哉右等に迷ひ其筋之役人自己之了簡を以て役頭へ何とか申繕ひ置御鷹休め等折々斷被申出哉も難計候得共右等には難替樣奉存候且又御場而已にも不限近年津方之取扱方御領分松崎浦と津領曾原村と海面藻草引之儀に付津方取扱ひ始末言語に堪へ候事にて何角勢ひヶ間敷相聞油斷成不申候

一津城下近邊夏分大筒稽古之場所安藝郡之内白子領御場へ差渡し一里より三里程相隔尤風下に付夏分さへ音嚴敷相聞へ申候冬分會替り候得は鶴飼付決て出來不申候且又松坂領一志郡御場へは里數少々遠く候得共津方濱手より冬分風下に付彌鶴飼付出來不申候

一津城下近邊にて夏分大筒稽古之音にて白子領海邊村々魚業に差支候程之儀に付冬分にては餘程差障り可申哉と奉存候右は私共役前には無御座候得共平日聞及ひ候に付此段申上候

元和五己未七月爲紀侯賴宣取我田丸城邑與之易割大和山城二州地賜爲紀侯初封遠江及大神君薨併賜駿府至是移封紀之和歌山侯嫌其僻遠欲得封大坂請曰臣毎從大神君遊獵自幼所慣樂常聞人說紀境無鶴改賜大坂幸甚公危其旨爲往諭曰夫大坂者豐臣氏臣所斃死恐其怨氣未散豈宜以宗室之尊而居不祥之地乎某嘗居粉川紀中實無鶴古歌咏和歌浦鶴誤矣然今所賜提封併有伊勢半州其地鶴尤多尙以爲未廣則鄙邑原野悉供公之圍不亦可乎於是遂奉命因以伊勢盡爲其遊畋之場初紀侯少始試擐甲也大神君使公爲賓是近古武弁之禮以義起者猶元服加冠之賓請武功老成人爲之自是相視猶父子故特往規之十月從　台德公巡視大坂及南都遂奉旨朝紀留數日蓋亦有爲紀侯也其晩年與我有隙者公捐館之後封彊有司因獵圍事誤煮事啓釁遂至今爲梗其田犬牙相錯動引吾民之憂可歎也夫

右藤堂家大筒試打之儀に付舉覽書仕猶同家聿修錄拔書相添各様迄差出し申候間御了簡次第御取扱可被下候以上

二月十九日　　三領　御鳥見

野口七太夫様
小川次郎左衛門様

嘉永二酉年
藤堂家大砲試打之儀に付頭衆御狀幷書付寫
嘉永元申冬より翌酉春まて

八印
先々便被差出候大林留右衛門取計畧圖之内一志郡西山中御領分村々鉄炮常御免右一志郡入り交り候津領村々に準し鉄砲取扱致候と相認め有之候右は夏冬共鉄砲御免之場所に候哉又は夏分計にて候や尤鉄砲常御免有之候に付而は夏冬とも猪鹿打減し御免之儀に候哉今一應致承知度存候且又右一志郡に入り交り有之鉄砲取扱致候津領村々迄里數いか程有之候哉是又致承知度候間委細重便に可被申越候以上
十二月十日　能登印
七太夫殿
治郎左衛門殿

先々便差上申候畧繪圖之内一志郡西山中御領分村々鉄炮常　御免右一志郡に入交り候津領村々は御領分に準し鉄砲欠文認め差上申候右は夏冬共鉄砲御免之場に候哉又は夏分計に候哉尤鉄砲常御免と御座候に付而は夏冬共猪鹿減　御免之儀に候哉今一應申上候樣且又一志郡入り交り候津領

村々迄松坂より里數如何程御座候哉是又申上候樣被　仰聞之趣奉畏左に申上候
右一志郡西山中御領分村々は明暦三酉年猪鹿打減鉄砲常御免被　仰付同年御鷹場御領分山寄村々
内限り月を以て猪鹿打減鉄砲　御免被　仰付候に付而は山中村々は年中鉄砲打候筈に御座候且又
一志郡に入り交り候津領多村々之儀は此　御方より鉄炮常　御免と申記錄等は相見へ不申候得共
御領分に準し年中鉄炮取扱候趣に相聞へ申候尤津領に於てもいつ頃より鉄炮取扱候との儀も不相
分由承り申候然共御鷹場不遠村々は御領分津領共冬分鉄砲打候儀遠慮致候哉指て昔相聞へ不申候
但津領之義右之通申上候得共明暦三年之比は御鷹場之御規則格別　御配慮被爲在候趣に承り傳
へ候は津領山中　鉄炮如何樣之御取扱にて當時之振に成來候哉今より舊記相見へ不申候猶精々
相調可奉申上存候
一一志郡に入交り候津領村々へ松坂より之道法凡二里餘　大和伊賀國堺迄八九里程有之候御鷹場西
端村々よりは一里に不足之處又は程近き所も御座候
一一志郡に入り交り候山中津領村々は此　御方より御借場と申御規則は無御座候得は御場中に付私
共折々打廻り申候尤近來猪鹿多狩抔と企て異樣の取計有之候
右之趣相調夫々申上候以上

申十二月

松坂
一志郡
御　鳥　見

右十二月十九日若山出

一先々便申達候三領と津領との境界入組候處委細被申越候樣再應申進候處其趣御鳥見に申聞候得共勢國之儀は津領に不拘外領とも都て犬牙の如く入組候土地に付火急には委細相分り候樣には難出來尤人家より田畑まて誠に大入り組に相成候に付別段其地へ入込地所等相調候ては容易には難相知由又此節　御獻上鶴捉飼御用前にて右御用濟まて一統手拔難相成由前件之通地所境界殊之外六ヶ敷入り組候事に付三領御代官中へ不申遣候ては難取調御鳥見方に而は御借場引渡之節何之森より何れ之森之尾先へ見通し又は何川より何川末迄見通し抔と申儀に付人家地所之儀は不分明之趣之由然れとも當冬御用濟後取り掛り精々致させ見可申由被申越候趣令承知候然とも兼々御鳥見方にては右等調置候半ては不相濟儀と存候尤地方にて承り合候はゝ委細可相分儀勿論承知之事に候得共夫にては少々差支候品も有之候に付當役所へ問合候趣に相聞何分　是迄之儀は兎角候得共向後右等之處は御鳥見にても兼て取調置候樣可被申聞候

一右及答候外は都て返受而已之儀に付分て再答に不及候恐々頓首

十二月十日　　　岡部能登印

野口七太夫殿

小川次郎左衞門殿

以手紙致啓達候先々便御鷹場之儀繪圖に添へ差上申候勢國拔面之圖へ領々色分仕差上候處不分之處も有之との御儀に付先御戻しに相成頭衆思召被爲在御鷹場之事に不拘今一際津領之境界幷村々

領々入り組之處委敷仕候儀別帳出來兼候はゝ則右拔面之圖へ成りとも認め加へ差上候樣被　仰越候由承知仕候右に付能き繪圖面相尋候處文政中領々委敷色分仕候寫圖出來候由其元立致し候者病死致し繪圖面他所に遣候由何れ借得寫取り候て差上候樣存意に御座候得共是以文政中後北勢諸侯方得替領地持有之候に付何分　取捨不仕候ては難取用哉と奉存候且又此拔面之圖にても古圖を不改板行に致候に付粗謬り相見へ申候勢地之儀は御領分津領菰野領之外諸侯方往年より領地種々入り替り領界幷一村之內にても山林田畑居屋敷等悉く入り組候に付微細は書取りかたく折角成功致し候ても忽其詮無樣に相成候に付先年より領々分御圖面は稀成事に御座候猶又先々便思召被爲在候間甚以恐入候間先つ先達之圖面へ境界色分仕差上候尤山邊を放れ平地御鷹場之內村々之儀先々便差上候畧圖に書印御座候通津領六拾ヶ村餘其外同領は無之候且又北勢三郡之內は拾ヶ領餘入り組に相成殊に近年之內公料之處忍領に相成候噂も御座候に付認かたき處も有之其上此節御用繁中に付差急相違等有之候ては是又如何に奉存候間猶相調候上申上候樣可仕候先つ右繪圖面一枚幷一村之領分け仕候略圖等相添へ差出各樣迄申達候間此段宜敷御申上被下候樣仕度依之如此に御座候、

以上

十二月廿日　　三領

御鳥見　印

野口七太夫樣

小川次郎左衞門樣

尙々勢地領々相分け候繪圖面等之儀は古圖に不拘平日心懸け置き右等御調之節早速認め差出可申筈本意に御座候得共兎角行屆不申此段も宜く御申上可被下候以上

右同日若山行披面繪圖添へ

先便相達候藤堂家より被申出候大炮試打之儀に付御場差支有無之答書一冊幷同家へ御借場之所に極り候帳面とも都合貳冊被差越令落手候且又勢國之小繪圖壹冊被差越是又令落手候彼是被骨折候世話之儀と存候以上

正月廿日　　岡部能登印

野口七太夫殿

小川次郎左衞門殿

右は正月九日初て調書指出候御返書

藤堂家一條に付先便相達候品夫々答書帳面壹冊幷勢國之小繪圖へ朱書付紙にて被差出令落手候猶被申越是又令落手被申越之趣差含み及取計候事に候以上

嘉永二酉年二月廿九日　　能登印

七太夫殿

次郎左衞門殿

右再應御調に付二月十九日出答書之御返書一所に差出候

一畢意書御差含之御取扱之事

小杉御鷹場

龍祖御代

寛永五辰年正月廿三日御登　城御鷹二居御拜領小杉にて御鷹場被進同廿六日小杉へ御鷹狩に御越同廿九日小杉より御歸 御譜略

小杉は武州橘樹郡にあり鞠子渡船場を越したる所即ち同村也此御鷹場爾後成行不詳明治三十二年九月信同村之旧豪安藤久重に就て質すに二代將軍之頃より同村外十七ヶ村　幕府之御放鷹地となり以來維新に至る迄同樣にて御殿御藏も有之時之御代官を小泉治大夫と稱し御殿番を井出七郎右衛門と云然れ共紀州家御鷹場との事記錄見へす又傳ふる處なし尤田安一橋の兩卿方御放鷹時々有りたり思ふに御內輪御拜借にて御放鷹ありしには非すや右御殿跡當時御殿前と唱へ于今安藤にて差配すとの答也倘他日之調査を待つ

大宮御鷹場

御拜領之年月不詳と雖共寛永十四年の比より　龍祖御在府には節々御放鷹　上使等有之箕沼の富士之御歌等被遊し事共御本紀散見之如くなれは同御代の御拜領たる事知るへし

清溪公御代

一元祿六酉年十月御鷹場御返上　　常憲公の時生類憐みの禁によりてなるへし

大慧公御代

一享保二酉年五月十五日先年御差上之武州大宮御鷹場先規之通り御拜領

一同十四酉年十二月廿九日御鷹場改る

舜恭公御代

一寛政十一未年三月二日大宮御鷹場に於て　公儀御鹿狩有之

以後依然御鷹場となり大宮宿星野權兵衞等代々御鳥見勤務にて御場監守維新に至る

一御場之境域貳百十六ヶ村に跨り村名山林池沼其他巨細は圖書之部第　號圖の如し爰に畧す

一天保八酉年十二月廿七日岩淵筋御拜領之御場にて御鷹野ありとの記あり事由成行不詳

一明治二巳年十一月東京近在御鷹場榜示杭取拂地返上左之通被　仰出

和歌山藩

兼て繪圖面相添申立有之候東京近在鷹場之儀榜示杭等早々取拂地所返上之儀可相屆候事

巳十一月

民部省

右租稅掛り桑山圭助より相渡

按に　是より先き慶應三卯年十月廿八日幕府より左之通御同家稻葉美濃守より左之書付被渡尾水御兩家へも同樣に被　仰出たり然れ共當分御放鷹等御差止迄にて御場還納はなかりしならん

闗長稻葉美濃守より渡

紀伊殿御城附へ

闗東村々御擧場御鷹捉飼場共當分御用無之旨先達而被　仰出候に付ては闗内に有之候紀伊殿御鷹場之儀同樣不相成候而は不都合に付當分御差止可被成候尤御場所鳥獵取締之儀は支配御代官にて相心得候筈に候此段可申越候

南紀德川史卷之百七十

刑法

臣　堀内信　編

刑法略言

按に國初の交刑律の事漠然知るへからすと雖も元和御就封の際紀州は難治の國風と被聞召首に戸田藤左衛門を被遣土豪神前中務等三人に就き淺野氏の法制を推問斟酌規書を被命頓て御入國あらせらるゝや第一着に大に牢獄修造ありしかは民心大に懾怖すと又寛文六年獄中刑人一人も無之により郡奉行御代官を御譽の上牢拂ひの祝宴を竹本丹後方に催し給ひ親臨あつて盛宴を賜ひ能曲見物をも命せられしと翌年　清溪公御繼承其十月今に至る迄も牢屋明家に成候間在々仕置之儀彌油斷なく精出し可申と郡宰へ諭告の記あり之に依て觀れは　國祖の御代は眞に刑措くの聖治を極めさせられたるものにて刑律何そ用ゆる處あらんや天下の廣き蓋し其比あらさるへし　清溪公以降御二三世に於ける記の見るものなしと雖も　國祖の御遺法御遵奉結局刑は無刑に期し給ふものか有德公に至らさせられては刑律の事較詳悉の御記あり曰く從來重罪は死刑に處したれとも爾后死刑は殺人放火罪に止め竊盜博奕等は剃髮輕重に隨ひ劓且刵以て追放に處すへしと治平既に久しく隨て世事多端は數の當然而も極刑輕減の恩命を下し給ふ然るに近世の國律に劓刵の律なく事實に於ても同刑の事聞知する處なく　幕府の刑法に準し竊盜拾兩以上は死刑に處せられつゝありたり

想ふに　有徳公の後自つから改律の事ありしものか詳ならす兎に角正徳前後刑律の大概は巻中掲くる處に就て粗窺ひ知るへし

一維新前迄の刑律は一つに國律と稱するものに因て施行せられたり國律は十八律より成る曰く名例　公式　衞禁　儀制　倉庫　祭祀　關津　盜賊　人命　闘毆　訴訟　詐僞　犯姦　雜犯　捕亡　斷獄　寺社　逮及とす

毎律細目を分ち通計六十五目あり（即ち公式律に禁裏　公儀御書御用遲引届抜け願抜け届違挨拶違等ある如し國律補助に詳なり）之を律の綱領となし別書に國律補助密刑罰留（刑罰留[一本ナシ]）と稱するありて從來施行の口供審理判決斷獄宣告書（等[一本ナシ]詳記刑事法律の事一切備り）共に政府に備具保存最も秘密に屬したるなり　此等の簿冊は廢藩置縣の際皆縣廳へ授付したるに後年同廳火災の時烏有に屬して傳はらす國律制定の年次詳ならす正徳享保間儒官鳥居源之丞高瀬學山寵命を奉し唐明等律書の注釋諺解數部を撰述せり國律の撰或は此時にありしやと思考せしに頃日和歌山縣廳の編纂に係る和歌山縣史の中和歌山藩史制度部刑法の條に國律は山本爲之進撰定の旨を記載す爲之進は東籬と號し儒官より政府に入り奥御右筆兼務又　舜恭公の侍講となり獻替する處多し寛政の初　公國校再興釋奠の禮を擧けらるゝや爲之進總裁たり同三年督學に補し文化三年十二月卒す之に依れは爲之進政府在職中命を奉し國律撰定以て永年缺如の律法を完備せしめたる知るへし該藩史の所記甚疎略といへとも聊參照に足るものなきに非されは其全文を掲く

制度

刑法

紀伊藩の刑法は享和文化の頃藩士山本爲之進（時に儒官なり）に命し幕府德川氏の公裁錄及ひ明律等に基き刑律書を撰定せしめ之を國律と稱し專ら之を本據とし傍ら往年より實地類似の事蹟に照依し之か刑律となし一個の刑法を起したり（國律の書上下二本ありしか明治八年一月中命に應して和歌山縣より司法省へ送呈す固より副本を備へさるを以て今其大略をも記するを得す）
大低處刑の法藩士の罪は監察に於てし農民は郡奉行に於てし市民は町奉行に於て之を鞫訊し罪狀完結に及んて口供を具して之を執政に呈す乃國律に據て刑名を付するの例なり故に國律は特に深秘の者とし他の覽觀を許さすと云ふ後明治二年二月藩主德川茂承は藩政を改革更張し刑律改正の志あれとも果さす獨徒刑法を施爲するのみ尋て和歌山藩を置かるゝに及ひ明治三年十月假に刑法內則を定め之に準據したりしか明治四年三月中新律綱領を頒降せらるゝに及て適宜假定する所の舊律を廢し渙然其面目を改めたりと云々

以下徒刑法等の記ありと雖も卷中既記重複するを以て略す餘は置縣後の事項により此史に關せされは亦省く原書には和歌山縣史前記と題し同縣廳に藏す明治六七年の撰と云へり

唯國律補助之一卷のみ僅に餘燼の間に遺存を得此書は國律に明文なきもの又は時々施行の類刑等從來之例規標準となすへきものを分類附記し本律の缺を補ひたるものなれは律の全體を視かたし信輩曩に政府に在る國律の如き晨夕手に觸れし處といへとも今や茫乎として記せす嘗本律の原簿

逸失により刑律の編纂大に隔靴の感を不免は遺憾の至り也

一從來國律によつて慣行之大略を擧んに總して刑律は幕府の制度に基きたるものにて人命律は磔刑焚刑斬罪死罪梟首（獄門と通稱す）割腹等とす餘は入墨（黥也）追放所拂ひ闕所入牢押込叩き過料叱の類也流刑は諸侯に在ては用ひす主殺し親殺し及ひ重大の逆罪は磔刑に處し放火は焚刑に行ふ人殺し押込强盜金拾兩以上の金品竊盜は輕重に隨て斬罪打首獄門に行はる餘の雜犯は追放以下に處す磔等之極刑は稀に有る所にして近世多く聞さるなり

享和三亥年十月九日田邊のもの三人（兄吟藏弟伊藏甥由藏罪狀不詳）火刑に行はれ同日廣瀨之皮田吉太郎なる者磔刑に處せらる吉太郎は御城下へ入込み押込强盜をなし入牢之處四月十七日夜破牢之科による火刑は寶暦二年に和助といふもの行はれしより五十二年也と云々

文化七庚午年十二月廿七日鳴神村之者（名不知二十一才）松坂御舟藏へ放火之罪により於勢州火刑に處せらる該放火により　神祖より御讓之御船及ひ朝鮮渡海之船等燒損に罹りたりと

文政四巳年五月六日加太浦德兵衞なるもの（二十七才）磔刑に行はる此者田邊與力之大小を盜取日高郡上野村の舟主權兵衞父子外一人合三人を殺し一人は斬殺二人は大豆俵を括り付け海中に沈め船及ひ荷物を奪ひ阿波に行き賣拂きたるに同地にて縛に就き白狀に及ひ紀州へ送致し來る所刑之時被害者之妻及悴親類を刑場に呼出し得と見屆くへしと申渡たりと云

又文政六未年五月旱魃水論起て紀州伊都那賀名草三郡百姓蜂起所在騷擾す此時徒黨の張本北島村の伊右衞門初六人を處刑す刑狀不詳蓋し死刑に處せられしならん

天保八年十一月御金藏六尺文兵衞なるもの若山金庫の金三千兩を竊取同十年磔刑に處せらる此他尙ありしや唯聞知に係るものを掲く

一雜犯多端故に追放に處せらるゝ者最多く刑の統計に於て數の八九に居るは追放なり追放は何々不屆至極に付御城下より五里外へ追放申付る重て立廻り候はゝ嚴重可申付もの也と申渡し科之輕重により七里十里二十里迄に至る此上は死刑也立歸り重犯之者は一犯毎に重きを加ふ犯者は所定之地へ引致せられ着之身其儘にて放逐せらる固より除籍無宿者（從來除籍勘當自由なれは博徒惡行等の者は一家親戚は煩累を恐れ皆除籍屆をなす故に多く無宿ものなり）なれは歸るへき家なく行くへき所なく又衣食なし勢ひ當夜より竊盜兇惡を行はさるへからす隨て放ては隨て犯して際限なく毎犯重きを加へ遂に死刑に至らされは止ます故に罪人益增殖し國の煩ひをなす少々ならさりし也世論頗る追放の不可を嘲けり或は徒刑法設置の建議者ありたれとも幕府の制依然として不動天下一般之慣行如此を以て如何ともなすへからさりし也

一諸士初輕輩に至るまて勤仕人にして十八律を犯せは律の如く所罰せらるゝ無論といへとも苟も士たる者放火竊盜を犯したる者あるを聞す總して士分は庶人と趣を異にし刑律に於ても切腹改易御預け揚屋入御暇刑小普請蟄居隱居閉門逼塞差扣押込御呵等なり左に其大略を解說せん

一切腹　割腹は士の常と傳へ往昔士氣盛之世には一言の衝突も士道立難しと果し合を遂け切腹をなし或は事あつて割腹を被命は士道に處せらるゝを潔とする氣風にて敢て珍らしからさりしならん享保寶暦間猶然りし如し近世に至ては絕へて其事實なし故に律及ひ所作共詳ならす

一改易　不埒不屆不行跡等にて職祿邸宅共被召上十里二十里外へ放逐せらるゝを改易といふ全く追

放なり或は追放と被命もあり改易の意義不詳れとも士籍を改易するの義ならんか改易追放には三都及ひ國々何々何處に罷在間敷と宣告せらるゝあり之を御構ひといふ

一御預け　罪狀重く放任し置かたき趣味ある者禁錮の事なり多く水野安藤兩家へ御預け田邊新宮へ被遣る尤家名斷絶也又吟味中御先手物頭へ御預け或は親類御預けの分あり是は所刑判決迄之事とす

牧野兵庫頭長虎は　龍祖の寵臣にて微賤より擧られ六千石執政に拜す堀部佐左衛門の事に依て不滿を抱き京師へ逃亡　公不軌を謀ると所司代へ密告す所司代之を公に報す　公大に驚き誑誘之を召還し安藤家へ御預け終身田邊に幽閉せらる實に慶安三年十一月也此時　清溪公には切腹に處すへしと被　仰しに　龍祖は後患難測しと幽閉し給ひしと後由比正雪の亂　幕府の嫌疑を解く有力の証左に供せられしといふ

兵庫五男あり皆共日高へ幽閉せらる四男藤丸日高李村の圍を破り番人を殺し大津に逃る逮捕して切腹を被命

右堀部佐左衛門は武功詐僞の申立により切腹申付られたり

一元祿三年五月淺井駒之助六十石寄合　長保寺夢物語を草し國政を諷刺且不束の上書をなしたる罪を以久野丹波守へ御預け勢州田丸へ禁固せらる駒之助後食を絶ち正服端座して死す同人總領徳之助も六ヶ國御構ひ追放に處せらる

一嘉永五年十二月御勘定奉行伊達藤二郎品々如何敷趣も相聞　公儀より之御趣意も有之安藤家

へ御預け田邊へ元御側御用御取次渥美源五郎同罪にて久野丹波守へ御預け田邊へ被遣藤次郎養子五郎源五郎嫡子小源吾は十里外へ追放に處せらる

一慶應三年十一月大御番堀田右馬允初六人徒黨し奥御右筆田中善藏を斬殺即日六人之者御預となる後明治二年二月更に刑法局内揚座敷入となれり

此輩廢藩置縣後明治六年三月斬罪又は絞罪に處せらる

一同年十二月三浦休太郎井田政一郎　朝廷より禁錮を被命を以御家老渡邊八郎へ御預けとなる

一明治二年四月久保田源藏村岡八藏栗生兵助品有之刑法局へ御預けとなるいつれも元御家老御用人にて國政改革反對者の間へありし也

一揚屋入　揚屋は諸士の牢獄也一室一人にして庶人の獄には優ると云永く揚屋入といふは終身禁錮なり何等之罪を之に處するや不詳れとも放任し置かたきによつてならん

江戸常府服部市兵衞は磊落暴行動もすれは外人と爭鬪をなす膂力衆に勝れ且武術に達するを以て敵するものなし幕府之捕吏術手を下しかたしとの間へあるを以て文政十三年紀州に遣し永く揚屋入に被處たり亦逃亡等を防くにありしならん

一紀州日高郡藤野川村の深谷に囹圄あり此地山嶽四方に聳へ峯を越へされは他に出へからす唯三百瀬へ出る一路谷口開くといへとも山腰纔に糸の如き一路を通するのみ諸士罪ありて追放に處しかたき故あるもの幽閉せらるゝ所とす然れとも多くは揚屋入となり近世爰に幽閉せらるゝ者稀なり

一御暇　單に勤仕を罷められ除籍に處するを御暇を賜ると云所謂浪人者となるなり中古迄は一夕の門限を破るも此科に處せられし由なれとも近世は絶てなし輕輩には珍しからす

一刑小普請　御法度に背き不埒不行跡等の者此科に處せらる身分の格席により大御番格刑小普請獨禮刑小普請小十人刑小普請以下刑小普請の別あり刑期明文なしと雖も概ね十年也此間堅く門戸を閉ち謹愼蟄居一切の出入を禁し（飲食物の行商も入る事能はす）近親といへとも允許を得されは立入かたし尤年知又は扶持方に減祿且刑免を課せらるゝ故殆と飢渇に迫る竊に手内職等を工夫し糊口に苦しむ小普請組頭時々巡監注意煩勞いふへからす改易揚屋入等は稀なりと雖も此科に處せらるゝ者頗る多く江戸に於てさへ常に十人内外ありて多くは女犯博奕の者といへり改易追放御暇抜懼るゝ處といへとも見聞之慘憺一時に止る刑小普請は十年之苦痛を現に傍觀するもの故衆大に畏憚謹直方正の訓誡となりし也

一急度愼隱居　此科に處せらるゝ罪狀固より一定の律あらさるへしと雖も多くは重職有司の上にあり御役御免隱居被　仰付屹度愼可罷在との辭令にて嗣子へ減祿家督を被命近くは水野土佐守愼隱居を被命新宮へ謫せらる是井伊大老倒れ儲君論の破裂によりしといふ

一閉門逼塞　閉門は百日間逼塞は四十日間門戸を閉鎖し人の出入を禁し蟄居謹愼の狀形小普請に同し俸祿其儘と雖も刑期間は刑免を課せられ且扶持米を召上らる赦免の時は更に差扣申込書を呈し差扣を被命成規なり其日數定限あり

一差扣　職務の過失を初組子配下家族親戚刑辟を蒙るに際し不注意等之責を引き恐懼に不堪奉務を

差扣へ謹愼罷在度旨の書面を呈す之を差扣申込書と稱す之に對し政府は附箋を以差扣候樣又は不及差扣との指令を下す差扣を被命れは門戸を鎖して屛居謹愼す事の輕重に隨て放免日數定規あり凡三日間より廿日迄とす條項多端複雜いふへからす皆先例に隨准殆と儀式然たり該申込に對し御目通り差扣候樣又は勤は其儘との指令あるあり御目通り差扣とは奉職如常唯君前に出るを憚るなり勤は其儘とは申込書を出せは其日より閉居の成規なれは劇職之如きは公務支障により先つ其儘執務あるへしとの義なり細則文例の槪畧別に掲る如し

一押込　押込とは御目見以下の職乃至輕輩に對する名義にて閉門逼塞差扣と同義たり急度押込といふは百五十日百日四十日なり餘は二十日以下差扣に准す追込と書するも義同し

一御呵　職務の小過に對する懲戒なり御目見以上は御呵と稱し以下役及ひ輕輩は呵と唱ふ

一御目付は執法專任之職にして國憲を保護し國中一般は無論四隣他境の動靜を注意し常に上下諸士之違法匪行を偵察苟も見聞する處あれは巷説風聞を不論たとへ誤謬あるとも不苦悉く之を言上す言上書親覽終れは執政へ御下付（執政上書上あれは其人に非さる執政へ御下付なり）あり依て奥御右筆にて審理推窮律の明文に照らし調書を製し上裁を仰き以て處罰に至る故に一度御目付の言上に係れは罪せさるを不得の成規にして政府探知する處あるも亦同官に質問其實否を糺さしむ御目付の下には御徒目付御小人目付（中御用廻りと云あり刑事探偵に服す）御小人押ありて皆執法斷獄の事に關す

郡村の訴訟刑事斷獄は御勘定奉行市街は町奉行寺社は寺社奉行之を掌る（勢州三領は同所御目付勢州奉行同町奉行司る）いつれも口書吟味書証據物等の調書を政府へ提出す亦前同斷之手續を經て所斷せらる御勘定奉行の下に

御勘定公事方同同心あり一郡の事は御代官司り例規ある小事は裁斷し重事は御勘定奉行の指揮を受く（御代官の下に非人番總廻りと稱するものありて偵察捕亡斷獄の事に服す）寺社方町方にも與力同心等刑事主務の屬僚備具したる由なれ共今詳にするを不得

一御廣敷御用人の下に伊賀ありて御直命探偵等の事に服す　幕府の御庭番に於ける如しと伊賀内申之事を御目付へ御下問御目付言上の事を伊賀に再偵下命の事もありし也然れ共伊賀の探偵を以て直に法に處せらるゝ如きは不成の制といへり奥の番亦伊賀を使役の事ありしと也内外愼重苟且ならさるの組織以て想ふへし

一諸士罪あれは元來評定所へ引致獄廷を開き御目付御勘定奉行御用人立合吟味をなし（吟味中は御先手物頭へ御預となる）服罪言上之上政府にて審理伺を經て所罰せらるゝの法也引致の時は同僚親戚等に逮捕を被命時宜に寄ては御徒目付御小人目付等之屬吏居所の周圍を警戒其逃亡抵抗に備へ以て護送引致し法官皆敷刀にて吟味をなす等用意嚴然たり時として手向ひをなす者なきに非りしといへり寳暦之頃迄は此躰裁の如くなりしも爾後いつとなく法寛に流れ中世以後は罪狀糺彈の事なく直に所罰せらるゝ事となれり故に宣告狀も頗る漠然にて何々の品（不埒不愼如何敷品不行跡の類）有之趣相聞候に付御糺之上急度可被仰付之處格別の御宥免を以て何々被　仰付抔とありて罪狀之如何を明示せさるの慣例となれり是本式之糺彈を遂くれは或は士道に有間敷罪蹟を顯露し國法に照らし重きは切腹左なきは改易追放等の重刑に處せさるを不得に至る寧ろ罪の疑きは輕きに從ふの寛典宥恕に外ならさるへしと雖も必賞必罰士氣振策の方缺如の感なき能はす治平苟且の餘習勢ひ不可止ものなり

差扣以上刑事之宣告近例は廳上下着只今評定所へ（江戸は御勘定所）可罷出若病氣難罷出候はゝ名代可差出との召喚狀を御目付より付し御目付御勘定奉行御用人（組子配下の分は頭支配も）列席敷刀にて宣告す概ね本人出頭の氣力を失ひ名代奉命の者多し不座轉役と稱し其罪を不問貶黜の轉職を命せらるゝ時は明幾日四時半袴着出殿すへしの召狀を付する之例なり故に四時又は只今の召狀を受くれは恐惶措く能はさりし也

一赦免　刑の輕重に依らす歲月經過し先非後悔謹愼の者は其菩提寺住職又は頭支配等より赦免を哀訴歎願して止ます政府は刑之輕重年限之多少等法規類蹤に照らし謹愼の如何を御目付に糺し御法會御佛事の際御追善して赦免を蒙り改易御暇之者は歸參を命せらる御法會には必す此事あるの成規也此際獨り現犯人のみに限らす遠く斷絶したる家筋も其血類之ものへ家名相續を被命あり（亦菩提寺親戚等より兼て歎願による）故に百年以上の昔斷絶之家も漸く順次に再興之恩典に浴し全然不祀に歸するの家は殆と僅々たる如し

右赦免の者は元身分の資格に應し必す小普請末席（大御番の家なれは大御番小普請となり獨禮の家なれは獨禮小普請末席といふ如し）拜命を例とす俸祿固より減等或は扶持方を給はるなり

四　獄

牢獄は和歌山市街岡の谷にあり（御作事局の裏に當る）建築最堅固也重罪囚は皆此獄に繫く世人岡の牢と稱す牢獄の事は一切町奉行の所管なれは所屬の與力同心等事務を處理（牢番は岡嶋村穢多の者四人つゝありしと云）獄規檻則等細雜備具無論也しと雖とも今や筆記一の存するものなく從來の事絶へて知るへからす當時和歌山縣廳

に監獄の沿革を記するものあり蓋し明治十六年以後の編纂ならん故に廢藩置縣後の沿革は頗る詳悉と雖も從前藩政中の記甚た粗略僅に左の記あるのみ

一檻倉　廣瀬町奉行町刑法局に在り嘗て湊雑賀町東の丁にありしか明治二年藩政改革の際移轉して本局内に置く本局は舊町奉行邸也云々

一牢獄　是月（蓋し明治五年正月ならん）皆之を廢し更に湊傳法橋南の丁舊名草出張所の牢舍（舊記伊藩の仕入役所内にあり）を修め囚獄と改稱牢獄以下の罪囚を同所に移住せしめたり同事務所は爾來總て本廳聽訟課にて管理する事とす云々

一徒刑場　各郡出張所に（民政局出張所を云）徒刑溜場あり（當時徒刑以下の罪囚は各出張所に於て處斷且之を使役す）當時縣下に那賀日高牟婁の三出張所を置たり那賀出張所は那賀伊都の兩郡を管し日高出張所は有田日高の兩郡を管し牟婁出張所は牟婁一郡を管理したり名草海部の兩郡は本年正月十七日（明治五年なるへし）名草出張所廢止后本廳に於て直轄したり云々

如斯記載す之に依れは明治二年二月藩政大改革の際町奉行所を刑法局に改め檻倉を同局内に置き牢獄は廢藩置縣迄依然岡の谷に在て舊貫に從へる也刑法局設置の時舊制更正の事亦渺からさりしも總て詳ならす

信按するに　徒刑の事は卷末の記載の如く從前其法なし明治二年十一月より初て擧行す本記那賀日高牟婁三所は徒刑溜場を置三隣郡を管すと然れ共信奥熊野木本に就任の時從來の木本代官所に斷獄所牢獄所等備具せり（他郡亦或は然らん）故に徒刑を施行に當り該牢獄を溜場となし敢て周參見民政局（牟婁一郡の內從來周參見木本の二代官所ありたり）の徒刑は管せさりし也牟婁一郡と雖も東西四十里許山嶽懸絕中に新宮領介在行政相兼ぬる事にないて到底なし得へからす

有德公御定刑法　政事鏡政事草摘要

當家子孫万一心得違有之不行跡之御沙汰にて隱居等にも被　仰付時は家老先役之者一人切腹可致事也

若切腹致し兼候はゝ蟄居牢地可取揚切腹致し候はゝ身代無相違可申付殘候者役儀取上可申子孫に至る迄定法と心得可申也

一家中之家來町人百姓科人有之時は詮議數月不掛相片付候樣公事方役人へ可申付長く及詮議ては懸り合之もの共可及困窮候間早く相濟候樣明白に出精可爲致候

及死命程之儀は隨分念入可申候兼て申付候通爲聞番家老共一人側廻より兩人爲相詰可申候詮義口書帳面差出披見可申候

一此末勘定役之者不勘定之節は無念に依て切腹可申付候

右之段書付を以家中へ申渡可置候

先年より代々諸勘定役筋勘定難成者有之時は親類共辨へ相濟候由聞へ候又莫大之金錢遣ひ込候節は親類共取繕兼不及是非身代改易申付候樣古き舊記に見へたり近代共に右之例たり今度改て申渡候子細は大切之一命を失ふ事此末の勘定は相違有間敷候是迄は切腹と云事無之故大膽成る者過分之金錢遣ひ込と存る也

肝煎抔遣込は討首勿論の事也右之申付は無慈悲之樣に候得共全以左に不可有候かなしき子を折檻して育る心也以來不勘定無之爲に申付候

右勘定之内にも無據筋にて朋友へ取替有之返濟成兼彼是不勘定にも成相違無之候は丶一命は助け身帶改易可申付候

返濟成兼候者應金錢身帶可減候此事如何となれは大切之用金を借り返濟成兼本人改易に相成候故右之通手當申付候

同役は勘定筋兼々相尋相談可申處無其儀勘定奉行へも兼て内々可申出事一人之勘定と心得居不届に候間半身帶取揚可申付候

夫共に兼て同役のもの氣を付本人之諸親類へも及相談候ても兎角成兼候て不勘定相成候は丶同役之者無念無之候

一家中口論之上喧嘩及死命速死等にて意趣知れ兼候時は双方共不及理非同罪申付候上可爲改易候共者共手追も有之不便之事に候間先祖勤功之筋を以跡式は本身帶三ヶ一にて相立可遣候切掛候者跡式は本身帶三ヶ二に相立可申候此儀如何となれ相手堪忍難成申分無據武士道を以致し候事故右之通申付也被切候者は兎角先方に無念を爲起候一亂の本主に見へ候間科重き方に候間三ヶ一可申付候

同席之義有之候は丶早く取押不申無念に依て是又三ヶ一に可申付候是迄は右躰之一亂不殘改易に申付候得共無科手追候は不便之事に候間以來定法に相立申付候右之節身帶多少役筋高下に不寄候命は身帶多少役柄高下迚も二つなき物なれは竹を割たることく眞直に可致事也

一亂心にて人へ切懸又は切殺し速時に自害にても於致は被切候もの身帶無相違可申付候亂心之者存

命致し候はゝ切腹爲致跡式四ヶ一にて相立可申候
亂心者是迄改易定法に申付來候得共不便之事に候間先祖之勤功を以相立遣し可申候其節一座之
者有之候共亂心故取押兼候はゝ同席致し候ても無念之筋無之事に候
一意趣有之勘忍不成討果候存入にて懸合之上にて討果か又は一座之者有之前廣に双方より申分之上
にて及死定候時は前上之通列座之理非に不及切腹可申付候
跡式又前文之通被切候もの三ヶ一切掛け候もの三ヶ二にて相立可遣候如何となれは兼て討果心
組にて短慮と云者に無之候相手之者一亂本主にて科重き事なり畢竟相手成候者誤りと定へし何
も主人に對し不屆至極に候得共誠に武士道之事尤に付改易後に先祖勤功之筋を以憐愍を加ふへ
し災難は何時難計有内之事なれは兼て急度定法立置可申也
一意恨有之手延難成殿中にて討果す事能々の事と見へたり然共上を不恐致し方双方共改易之上切腹
可申付候
殿中にて討果す事上を輕し不屆至極に候得共死事を好者有間敷事なれは兎角堪忍不成討果事武
門の道也双方共存入得と念入可承事也右相手に成候者の本主に候得は不忠者と定へし其節は身
帶多少役筋高下に無構事に候
共節詰合當番之者席々を固い居り可申候不計取騷き詰席を明缺走る者於有之は後日に急度可申
付候
一同道にて諸見物何方へ參候節行先又は於途中出入口論如何樣之災難有之共同罪に可申付候間同道

之者は兼て心得可有事家中へ申付置へく候

一家中重無調法有之詮議之内親類預け等申付候節親類不足之由にて遠類迄預り申付來候樣に舊記に見へたり是は大なる間違の政事也此末右躰の出入有之候はゝ宗門組合へ親類同樣に可申付候此儀改て申渡可置候

右子細は親類書上之節忌服無之故親類書相除上より他人に致置候者へ出入に付已前之遠類を以猶又親類同樣に申付候儀は大に間違也宗門組合は銘々手廻人數年々增減改書上置今躰掛り合なれはのかれ無之義にて可然候間至子孫迄右之通可申付候

一家中之内分地之者無調法有之改易に申付候節身帶は本家へ相返し來候此末分地の者身帶は本家へ不返直に取揚に可申付候子孫に至る迄右定法相定め置候間家中へ申渡可置候

此儀如何となれは身帶は何時も本家へ返るものと心得候て勤仕取しまり無之事故分地之者召使に安心無之事に候

一密夫之女實之夫を切害毒害にても致候はゝ詮議之上相違無之候はゝ右密通男女其村方馬に乘せ引廻し晒候上其村方にて磔に上け可申候

城下之者勿論城下町中引晒可申候

密夫之者家主に候はゝ田地取上家屋敷家財妻子に異可申候

實の夫平日油斷にて家の掟惡敷候より出候事故是は追放に可申付候

田地家財妻子に相續可爲致候密夫及死命程に無之候はゝ追放田地缺所に可申付候女は坊主にい

たし追放可申付候
一是迄は重き科人成敗申付候得共已來は人殺し火付は成敗可申付候外左之通代々仕置定法可致候盗
一通に候はゝ坊主に致し領内追放可致候 按に成敗と云は死刑の通言なり
一重盜人は致坊主兩耳を切追放可申候
一至て重盜人は坊主兩耳左右之小指を切追放可申付候取逃候盜別て重く候故坊主兩耳左右之小指
藥指四本切追放可申付候
一親不孝者耳鼻を切追放可申付候
一領内之者他領へ行盜又は人殺等は何惡事にても附届等にも相成候はゝ死罪可申付候尤其科筋分
り兼候はゝ牢舍にて牢朽りに可致候
一他領之者と相談取組の上科人は先方致樣見合科に可申付候此方へ苦勞相懸候無調法抔と申候て
先方見合もなく咎に申付候義は不便之事に候間見合有度事也領内のもの越度は領主の耻なり
一博奕に付出入出來候はゝ右人數宿共に追放可申付候夫共及死命者有之候はゝ前條坊主耳指等切
追放可申付候
一家中分之者博痴打候趣相聞へ候はゝ隱居重きは蟄居可申付候嫡子に候はゝ家督申付間敷二三男
は相應手當可申付候假令下々にても博奕は諸惡事根元に候間已來稠敷可申付候
一先年より難相知儀有之候得は隱目付御廻し候儀有り來候家中と心得候はゝ成人之者は咄申間敷候
其時には實躰成坐當申付そろ〳〵相廻候はゝ坐當故下々は油斷して何心なく咄可申候依て實体な

る坐當三人申付可遣候右申付候節は町奉行宅へ一人切に召呼内々にて密に申付追々三度に遣し可申候罷歸申出候はゝ大義之褒美遣可申候尤兩人同樣申出候方相用可申候間者には坐當可然候

一百姓共山論申出候はゝ先年の山帳に向て相改め境目立可申候其節は山目付勘定奉行兩人目付役兩人山奉行代官兩人取手足輕兩人山守肝煎古人村乙名相詰立合の上吟味其場所にて双方へ可申渡候勝負之儀不可申付候引取後に申渡時は上にて贔屓之御裁許抔と下々にて心得候ては跡にて出入出來又科人出候事故左樣無之爲なり

下々の心得遣急度一々申付候ては何とても科人絕へ申間敷左樣にては其村方大困窮と可成候間手當は可致用捨事也取手足輕申付遣候事は右場所にて口論等無之爲也右躰之節は何時も事嚴重に大勢遣し可申事なり

一山論申出向々掛合罷越山帳にて若相分り兼候はゝ新山立と見得候間右論爭之所堀廻し境を立右場所繪圖に認め右場所計取上け山に可致候夫共山守は申付間敷候又々立はやし候ては尙意趣起り可申間右場所捨置可申候はゝ剪荒し野原に相成候はゝ重て論出申間敷候間右之通申付引取可申候其節諸賄入方論山山守共へ可申付候元來上より拂可申候得共全躰一方は取匠候者之事故右之通可申付候

右片付相濟候共跡より兼ての坐當内々申付論山近鄉へ誚者に相廻可申候非分方明白に相分候節坊主に兩耳を切追放可申候

家屋敷取上田地缺所申付家財妻子に吳申候其節村方人馬にて附賦り爲立除可申候別人山守可申

付候給所は田地山共地頭勝手次第に可申付候取斥村方騷し候所重疊不届の趣可申渡候
扱又郷山抔と號大勢之勢を以一人を押すくめ候様は大勢之人數は上にても御取扱面倒故人數之
方勝に相成ものと心得取斥候者へ荷擔致し候はゝ荷擔人不殘坊主に致し追放可申付候頭立候者
兩耳を切追放可申此末定法相心得候て山守共は勿論在々百姓共へ兼て可申渡置候 以上政事鏡

一詮義者之内死罪之者多く有之事は當家の疵と思ふへし人命及生死候事なれは口書等自分一々披見
之上片付之儀可申付候死罪に申付る時は恨み追放申付時は差渡り申渡之役人難有と可存科有てさ
へ嬉恨ありまして詮義不足にて及死命者恨ある事は必定之事なり

一死罪并追放之節少したりとも詮議殘る時は一寸の虫五分の魂あり況や人として可恨は尤之事なり
殘る處なく詮義之上必死極る時は恨と云共神は非禮を不請の道理にて上へ一念當る事なし

一當番の節難去急用出來番頭目付へ不相屆罷出候はゝ改易たるへく候又當番日に不參のものも右同
様に可申付事

一當番之者用事なくして他之役所へ參りて詰所明候はゝ過料可申付候尤殘り候者へも同斷輕重を以
可申付事

一公事沙汰出入取巧候儀喧嘩口論又毒害殺害等之儀披露有之時詮義役人之内科人と親類緣者知音懇
意之者有之共裁許の懸り他人と心得眞直に詮議可然事也若又模寄を以致手入等及詮義之時横道し
尋違ひ可有事也此度出入發りは如何様に相成ヶ様に成ると言事を能く心を付正當に尋へし銘々飛
々心に尋る時は理非知兼可申事に候間一ヶ條切に詮義極め候事役人共第一に心得可申候双方理非

相分り候はゝ非分の方にても後日に恨る事有間敷なり　以上政事草

國律補助

目　錄

○名　例　律

一追放者里數放し場所

二十里　牟婁郡田邊　三　栖

十五里　日高郡　島　田　村

十　里　同　荊　木　村

七　里　有田郡　井　關　村

五　里　有田郡　中　番　村

右は下もへの里數也川上へは左の通

十　里　伊都郡　名　古　曾　村

七　里　　上那賀郡　穴伏村
五　里　　那賀郡　打田村

右は川上への里數也

一日高郡之者十里外幷郡追放と申付之者は川上名古曾村迄見[欠一字]させ候事

一口熊野出生或は住居之者二十里外追放は
御城下より二十里之外幷口熊野追放申付重ては云々
但右之通にて口熊野外奥熊野追放ち候事

一奥熊野出生或住居之者二十里外追放は
御城下より廿里之外幷奥熊野追放云々
但右之通にて廿里外口熊野內へ追放ち候事

一牟婁郡追放に相成候者は
御城下より十里之外幷牟婁郡と認候事追々例あり

一田邊領出生或は住居之者廿里外追放は
御城下より二十里之外幷田邊領追放云々
但右は田邊三栖より先に田邊領左之通九ヶ村有之故本行之通候事
芝　村　　大川村　　論定村
谷生村　　鍛冶屋川村　　內井川村

石舟村　小松原村　温川村

一日高郡出生之者十五里追放は日高郡をも追放之筈追々例あり

一勢州一領追放は十四里外に准し候事に付多分何領追放紀州御城下より十里之内へも堅く立廻り申間敷と申聞候事

但五里七里追放之科に當り候者は其科次第にて何領追放紀州御城下より七里或五里之内へもと相認其品に依候ては御城下へもと認候儀も追々例あり　文政二卯五月申極置山中山高

○公式律　禁裏 公儀 御書 御用運引 届拔　願拔 補届違 同挨拶違

律 一御成之節御先手物頭詰援候節　御目付差扣十日

補 一勤順名書差出置御用人通無之に付御門詰に不出番頭部屋之者御呵

例　享和三亥四月　小出三郎右衛門

律 一公儀御觸書寫落字等有之候得は差扣七日

補 一奉狀書損に付同例

例　享和四子正月　里村任十郎　孫十郎殿

補 一一ヶ條認落不心附御用人御呵　落字も同例なるへし

例　享和三亥四月　上野七大夫

補 一吟味書に役名書損に付 吟味掛 町奉行差扣三日與力押込七日
吟味掛にて無之町奉行は御呵

例　享和三亥十二月

西郷伴右衛門
夏目次郎左衛門
與力 林　文右衛門
野中仙左衛門

補
一紛失物達に員數相違有之御金手代追込七日

例　享和三亥四月

左近將監樣御金手代 西尾市太郎

一相違不心附相達候御金方役追込三日

例　同年

同御金方 西山彌兵衛

補
一極之御道筋を御目付へ不伺紛候致差圖候御徒目付呵

例　享和三亥五月

御徒目付 猪飼繁之助

右同役相談之節同意之及挨拶候ものも同斷

例　同年

御徒目付 乾　爲十郎

律
一支配申込之書付等受取失念いたし差出候儀延引之筋差扣日數は延引之日數に應多少

補
一延引日數九日以下は差扣五日

十日以上延引同十日　十五日以上延引同十五日

一兩日延日延引致し候共取扱の品有之延引に不相立わけ相聞有之候得は勿論不及何等

補
一弟等逼塞被　仰付候に付差扣申込延引御呵

例　享和三亥五月　竹内忠五郎

例　文化元子七月　猪飼晦朔

片岡富三郎

補一支配之勤書（病死等に付ては勤書なり）受取置失念致し差出し候儀延引之筋

大樣　廿日／三十日　延引　差扣　五日／七日

格別延引之筋は同十日

天明二子四月　寄合組頭　菅沼九兵衛　初

中原武左衛門勤書凡十日程延引に付差扣五日

享和三亥五月　新御番頭　柘植傳次郎

田川善一勤書六十日餘延引に付依舊例差扣三日　右等は過輕之儀に付向後十日に可極

文政四巳正月　平松傳之丞

名跡より三十二日目に勤書出し申込差扣日數七日

一當人より差出候儀延引之節も右に可准

延引日數廿日より少き筋は跡目被　仰付候前日不及何等旨申聞書付留る

延引日數廿日以上三十日內は不及差扣旨附札にて申聞

例　文化二丑閏八月　松村熊次郎

補一十五年御番皆勤之儀翌年可申出處延引に付當人幷組頭御呵

例　文化元子五月　以下小普請　出嶋新之丞

同組頭　北川丹左衛門

補

一御關札相渡候以後御本陣心得違外大名衆之關札を受置候處御本陣へ寛か成致挨拶候　宿割之輩御呵

例　享和三亥七月　村辻千右衛門

補

一申上拔尤先達而被　仰出も有之別て可申上處拔候に付御目通差扣三日

例　享和三亥七月　加番　朝倉三郎右衛門御用人

當番　馬場源次郎御用人

水上長次郎調方御右筆

補

一申渡之節頭出坐拔候に付御呵

例　享和三亥七月　松原一郎兵衛留役

松本九郎兵衛

堀内六助

一御年寄は以後之儀入念候樣口達

補

一御目付へ直達可致品を他役之者へ相達其者を以御目付へ及傳達候に付御呵

例　享和三亥七月　岡田庄左衛門

補

一名改屆拔且御切米手形に以前之名認有之を不心附候に付差扣十日

例　享和三亥八月　有馬快遊

寛政十一未六月　七十歳余に付日數早く三日にて御免　山岸右門

補
一差上候書付に調落有之候共御差支無之候得は御呵

例　享和三亥八月　御用人　梅澤十助

一十助儀心附下役へ押て承り候得共下役調不行屆品故此度は御書付に不致口上にて以後之儀申聞る通例に候得は下役さ同樣

表御右筆　山澤釜五郎

調方御右筆　土橋彌三八

補
一諸藝御覽之節未終內相濟候段申上候御用人御目通差扣五日

例　享和三亥十月　朝倉三郎右衛門

一三郎右衛門は其品申上候に付本文之通被　仰付梅澤十助南部市之丞儀は不及差扣以後之儀申聞

補
一養子御定續之者ゟ最初より名を差不相願候得は差扣十日但御定續に准候筋共

例　享和四子正月　井關又助

一頭支配は不及差扣

補
一御客樣御出掛外へ御立寄之ヶ所不申上御尋之節も不都合を申上御次第書も取扱不行屆候に付差扣十日

例　享和四子二月　安藤札右衛門

補　一女中へ爲知拔大奥御屆延引に相成候に付御用人御目通差扣五日

例　享和四子二月　馬場源次郎

調方御右筆差扣五日

例　同　中原千兵衛

補　一支配之願書御年寄可聞屆筋を承屆濟せ候に付御呵

例　文化元子三月　山東三之右衛門

補　一仕來を御用人相尋候處紛候及挨拶候に付て御用人より申聞も間違他所へ對不都合に成相候に付御取次差扣七日

例　文化元子三月　山川勝十郎

補　一勤向を不勝手にて難勤く旨一旦申之右に付支配より之諭を容易なる致答候御役者急度押込　但百日押込也　御目見以上に候得は閉門

例　文化元子六月　永田甚四郎

補　一御入用減之儀跡方に泥拒候に付差扣五日

例　文化元子六月　久世圖書 其外御船手方

一別て拒候得は差扣十五日

例　同　嶋田左内

補　一殘暑爲御伺御機嫌　公儀へ女使御上之日積調達違例より相延候品に付御目通差扣十五日御用

人

例　文化元子八月　梅澤十助

差扣五日　調方御右筆　南部市之丞

中原千兵衛

補

一御道中毎日御供御褒調に半日代御供之筋をも入一旦呼出し追て心附省候に付不及差扣等に以後人念候様

例　文化二丑三月　岡見一郎

御用部屋書役　長東久左衛門

補

一披露之節名前違申上候奏者番御呵

例　文化二丑十二月　吉田六郎

補

一大殿様御參府御伺難被成との儀御老中へ御達之致取計承知之御答　殿様へ申上延引に付御呵

例　文化二丑十二月　南部市之丞

松見文右衛門

補

一御文上包に落字有之處取計之品有之　公邊御差支に不相成候に付御呵

例　文化二丑年十二月　岡見市郎

御右筆　山澤釜五郎

補

一員數をも不相改町人より金子預り置御救扶持被下大嶋勝三郎に被盗取候處員數相違之品相違

候に付押込日数七日　挨拶切に付留なし

例　文政十亥四月　八丁堀御藏升取　板谷平右衛門

補　一八丁堀御藏升取へ金子預け置被盗取候處員數相違之品申出候に付屹度叱

例　文政十亥四月　赤坂町人　三河屋吉兵衛

〇衛禁律　御番　御供　御門出入等

律　一御門外にて致止宿候者御扶持放し又は御暇被下

但格別無據品にて止宿致候歟又は不案内にて外に如何之品も無之節は過料

補　一無足之子弟等御門外に致止宿追て風聞言上不愼之品に候得は逼塞

例　享和三亥四月　忠五郎弟　竹内大之丞

補　一右止宿致候迄にて不愼之風聞無之候得は差扣廿日

例　寛政十二申九月　忠五郎弟　竹内大之丞

父は御呵

例　享和二戌二月　成瀬一郎左衛門

補　一無足之者御定過斷拔其上御長屋内に止宿差扣十五日

例　文化元子六月　儀平次養子　渡邊孫助

父は御呵

例　同　渡邊儀平次

補

一御中間躰之者病氣等にて御門外に致止宿外に品も無之候得は追込廿日過料金貳百文

御目付方極同役にて申計筋

翌之日罷歸候筋も同斷

文化元子年同心小倉定次郎節寛政九巳年宮井新五郎例を以押込七日過料五百文と御目付申談候節も本行律を以廿日二百文と及挨拶

同斷

補

一御家中召仕之者は以後之儀心得させ候事

補

一病氣にて御門外に致止宿候とは乍申其樣子疑敷は屹度押込四十日但兩度にも及候はゝ風聞承らせ

例　享和三亥十月　炭方手代　湯川宇平二

同　同十一月　御廣敷坊主　大林良佐

補

一又者御門外より御定時刻過歸候を不入御門番同心過料五百文

但時刻過歸候は御門入れ主人へ送屆其段御小人目付番所へ申出候筈也

例　享和三亥十一月　時番同心　石井幸之助

御目付取扱にて御役所に留は無之次も同樣

一右之節可入歟否致相談候處新番にて不行屆挨拶いたし候同心急度叱

一右之節茶番等にて不存同心不及其儀に

補

一御供之節木綿合羽手傘可用處持參不致候同心屹度叱

例　享和三亥十一月　五十人者同心組頭　加藤房右衛門

御目付取扱にて御役所には留無之

補
一御長刀持上下着可致處平服にて出候に付御小人組頭乾度呵

例　寛政四子正月　　御中間小頭共

一御長刀持は初て御供に出候者故不及何等

一御供御徒目付は呵

文化元子九月御神事に付御城御門詰のしめ着を平服にて詰候に付御留守居番頭岡見四郎左衛門御呵刑罰帳に例あり

補
一御門日通書揚扣帳落候に付押込七日過料二百文

但御目付切にて申付

例　享和四子正月　　菅沼半兵衛組同心　菅野甚左衛門

補
一仲間申傳振を以江戸より歸候上支度引日限不足たけ休息に次引致候品に付御呵

御役所には留なし寶暦元申年相當の例有之由

例　文化元子六月　　中井武兵衛

補
一御供觸拔し儀御徒目付御小人目付等押込十日

例　寛政五丑九月　　御徒目付　玉置五左衛門

押　甚兵衛

文化元子六月　　御小人押仮役　大　助

補
一御近火之節大名衆より之使者大御門入候處番人不心附使者觸拔中雀御門〆り有之に付中之口御門へ廻り御小人目付番所にて通り場所承り候處中御玄關へ被通候樣申挨拶違ひに付呵

例　文化元子六月　大御門番人

補一御供筋増合羽籠出候様元斷有之候處受取に參候儀ミ心得爲持不差出候に付急度呵

御小人目付

例　文化二丑四月　御中間頭支配無役組頭御貸物取扱兼勤　戸井甚助

山口源之右衛門

補一御道中にて御笠濡候御小人代り押込十日

律に御供之節御刀筒等取落候御徒追込十日とあり

例　文化二丑四月　御小人代り　金次郎

補一御靈屋方へ　御參詣之節例之通御駕御先へ廻し置候儀伺拔遲り御不都合に相成暫御見合被遊

彼是不作略に付御供御目付差扣七日

例　文化二丑六月　嶋善之丞

補一御借人に出候處時刻遲り片供落候に付押込五日つゝ

例　いちこ谷御中間甚藏初四人

補一御供貸馬通使之者失念之所右返事承り不申に付御呵

御目付作略に付御役所に留なし

例　文化二丑七月　御馬頭　笠井次郎兵衛

右通し手紙受取失念御貸馬不出に付押込五日

例　同月

補　一御供馬不足に付及作略候得共御間に合不申右之品最初御目付へ不相達に付呵　御目付取扱 御厩方御中間　孫　兵　衛

例　文化二丑七月　御徒目付　服部一郎兵衛 初二人

御目付切取扱　御小人目付　一人急度叱

補　一御行列立衣服間違御供相勤候に付 押込七日 押込五日

押込五日

例　文政四巳六月　當五月五日御供上下着極之處役羽織にて罷出に付　伊賀兩人

右之節不見改候に付　御徒目付　河嶋園右衛門

右御目付取計　但伺之上挨拶切り

文政元子四月御長刀之者小川幸之右衛門御道中にて御供衣服違に付七日押込頭組頭五日つゝ同年刑罰帳にあり

○儀制律　不敬 不禮

補　一通用御門駕籠にて乗通候得は御呵

例　享和三亥六月　下條伊兵衛

律　一御儀式等之節　御前近く駈通り又は不敬に相成候者差扣日數十日

補　一平伏遅り候得共　御目障りに不相成候得は追込日數五日

例　享和三亥七月　表小僧　大林良佐

右は御目付談に付五日追込候樣及挨拶
但御目付取扱

補 一重陽に足袋用候に付呵
例 享和三亥十月　五十人者同心　神保五郎兵衛

補 一式日に平服に相成候に付御呵
例 享和四子二月　吉田元八 初三人

補 一御供先にて　通御之比小便致し候樣子に付追込日數五日
但御目付取扱也
例 享和三亥十月　御長刀之者　定右衛門
但通御之節向後つくはい居候段不調方さの申口にて小便致候さ申には不相成候に付輕し

補 一御年寄衆へ途中にて無禮　御中間體之者押込五日　御目付方取扱也
例 享和三亥十月　御中間　市右衛門

補 一下乘下馬內へ乘通候に付差扣五日
例 寛政四子二月　柴山太郎左衛門
文化元子五月　水野多門

補 一下乘內へ乘通候を差留不申に付呵　御小人目付　內芝平八
同　岡長兵衛

文化元子五月

御小人假役　岡田林平

御小人目付　塩浦久次郎

御小人押假役　忠左衛門

平井助左衛門組同心　菅野熊右衛門

補　一御座敷にて御先引違候付御呵　御目付方取扱 舊例天明三卯年にあり

村上與兵衛

例　文化元子六月

大目付　井關彌五郎　初三人

御同朋　井田仁阿彌

淺井忠阿彌

補　一御前にて被　仰渡之節進過候に付差扣五日

例　文化元子七月

廣田八郎左衛門

補　一御禮申上一旦椽側へ着座可致處拔候に付御目通差扣三日

例　文化元子七月

柴山太郎左衛門

由比楠左衛門　初　御用人

一着座振申合不行届に付御用人右同斷

一不心附け大目付申込にも不及

補　一御年寄登　城之節下座拔候御小人目付平詰三日　但御目付取扱

例　文化二丑　御小人押假役　仙　右衞門

近例區々に付御目付談之趣有之に付件之通申極御目付へ及挨拶候樣若山へ申遣

補　一重役登　城之節致不禮候輕き者押込三日　但御目付取計

例　文化三寅五月　長門守組同心　名倉源次郎

律　一召狀等之節遲參之砌

補　一病氣差發致遲參候得は差扣五日

例　文化三寅三月　中村九郎兵衞

補　一輕き者　御途中にて御不禮押込廿日　但伺之上挨拶切　御目付取計

例　文化十五子二月　雜賀崎浦　谷　藏

當正月十日和歌　御參詣之節松原にて耳眼さも惡敷御不禮仕候に付

例　同月　直川村百姓　熊太郎五郎悴　熊　太　郎

舊臘廿九日　日前宮　御參詣之節太田村邊にて手拭かむり罷在候に付

補　一陪臣　御途中にて御不禮屹度押込日數四十日　御目付取計但伺之上挨拶切

例　文化十一戌五月　長門守殿家來　冨藏二男　福本熊次郎

當月八日和歌　御參詣之節役人制止不致受用御不禮仕候に付

補　一同心　御途中にて御不禮屹度押込日數四十日　御目付取計伺之上挨拶切

例　文政二卯六月

五月廿三日今福村邊　通御之節御供世話役制止不致受用候に付

御先手同心
市川門大夫組　宮　地　万　兵　衛

補

一總登　城之節出張拔候御徒目付押込三日　但御目付取計
何之上挨拶切

例　文政七申四月

河　嶋　勝　五　郎

○倉庫律　御倉之物幷官物取扱
拾物取扱

律

一免帳認落等有之御年貢納延引致候得は御代官差扣五日

補

一支配之者御貸渡之品御藏納延引之處其段達候儀延引に付差扣五日

例　享和三亥五月

朝　倉　三　郎　右　衛　門
上　野　七　大　夫
小　林　文　八

補

一御切米請取延引に付差扣七日

例　享和三亥八月

西　村　善　次　郎

天明八申六月此株文政六未十一月改末にあり

岩　橋　半　之　右　衛　門

補

一頭支配裏判之御扶持方手形町人手前にて紛失に付評議の上文化二丑の十一月朱書之通極る以後之義申聞屹度呵　濟て裏制濟め遣す

例　文化二丑十二月

御貸方勤　津　山　源　三　郎

町人之咎は追て可申見

一江戸町人は以後之義申聞る急度呵

例　享和三亥十二月　赤坂町人　岩手屋晋右衛門

淺七彦次郎御扶持方手形音右衛門方にて紛失に付告振等御勘定奉行談に付本文之通申聞御役所には留無之

當人手前にて致紛失候得は押込五日

差免之上裏判濟す

例　寛政四子十一月　御駕之者小頭　惠左衛門

右同斷

補

一御扶持方端米御藏奉行書替家來落候に付御呵

例　寛政九巳三月　井口十郎左衛門

町人落候節之咎は追て可申見

一江戸町人落候得は以後之儀申聞急度呵之上書替出し直遣す

例　享和三亥十二月　馬方　勘右衛門

馬方勘右衛門義御藏奉行書替途中にて落候に付告振等御勘定奉行談に付本文之通申聞御役所に留無之

補

文政六未十一月

一都て手形書替等當人手前にて紛失員數之多少幷裏判物に不拘　差扣押込日數五日

御中間躰輕き者は過料二百文

一右品町人手前にて紛失之節當人是迄之通以後之義申聞尤附札なり

一家來落候節當人是迄之通以後之義申聞尤附札なり

本文御告是迄江紀班々に付本行之通此度相極候事

○祭祀律

○關津律 拔荷 拔買 出奔 追放 立歸

一娘出奔之屆日數十七日延引差扣日數十日

例 寛政十午五月 進物御番 西岡伊右衛門

一都て御家中子弟娘等出奔之屆其日より五六日之延引は跡々之通其儘に差置其上今五七日及延引候筋は御目付にて手前承屆候上差支等無之候得は御目付切にて以後之義爲心得十四五日にも餘り候筋は跡々之通り月番へ相達候樣可致哉と御目付談に付其通りと庄右衛門及挨拶

本行之通に付致出奔候日より五七日相尋猶心當り之方々五七日尋之儀申談候はゝ御目付方にて承屆候筈

文政四巳八月廿日

一都て御家中子弟等出奔屆御目付より月番へ達し振御目付へ承り候處左之通申出る

嘉永三戌十月

一諸士總領出奔は屆有之候得は即日御月番へ御達申上其餘子弟の出奔は御序に御月番へ御達し申上候

一御目見以下之儀は家名相續之悴出奔は御序に御月番へ御達申上其餘子弟出奔は御達不申上候事

右之通

○盗賊律　凡盗　强盗　上の物盗　盗の携　巾着切　かたり　二重賣　横取

關津律に
一立歸盗下地之刑より三等重き品あり

律　一盗人を乍存止宿等致させ候歟無宿立歸者を乍存差置候者其外携五ヶ條之刑御城下追放又村追放

輕きは居町居村追拂

補　一御扶持人に候得は輕きは御扶持放

例　享和三亥四月　千駄ヶ谷御屋敷常渡り御中間　吉右衛門

補　一殿中へ忍入役所に有之上之物にて無之品を盗候者兩腕へ入墨　二十里外追放

但戻數物數少く候共　被助一命

例　享和三亥四月　覆盆子谷元部屋御中間　松兵衛

補　一御庭矢來之損し候所より外へ出竿取候者陸尺取上御中間部屋へ下る

例　享和三亥五月　表小道具方陸尺　佐助

補　一田邊にて里數付け追放之者和歌山御城下は里數外に候得共御城下に住居不成

文化元子五月御目付談に付件之通極る張紙帳に

天保二卯十二月

一同心屋敷地へ無宿者差置候節其家主國律通り申付

隣家向家等不及咎　町奉行伺本文之通及挨拶

○人命律 主殺 親殺等 凡殺傷

補

一座輿にて人に疵附相手疵平愈候得は出牢藥代爲賄

例 元文二巳年 上郡賀粉川村 與右衞門

一鉄炮早落致し人に當り候共右疵平愈兼て意趣遺恨も無之相手より宥罪願候得は出牢藥代爲賄

一其節驚逃去候付押込十日

例 文化元子八月 和州織部村 佐兵衞

○鬪毆律 不孝 不順 喧嘩 口論 狠籍 過言

補

一道中にて荷物繼立之節人足等打擲致候に付役人名前承候處却て役人之姓名此方より承候者押込廿日過料三百文

例 文化元子六月 松平三郎兵衞家來 岩本庄藏

御目付取扱也

律

一御小人等御供先にて致口論候者過料三百文

甚敷ものは追込之上重く過料

補

一御供にて中之口前腰掛に罷在口論いたし其上御門札をも落候に付押込十日過料二百文

例 文化二丑七月 御小人代役 林藏

御目付へ挨拶切

此節之相手 左近將監樣町雇御草履取に付右之者は町雇戾し御門出入差留

○訴訟律　直訴　越訴　投文

○詐僞律　僞金銀　僞札　謀書　謀判　僞物賣

補　一町人を召仕分に致し道中人馬帳遣候者押込四十日品重き筋は追て可申見

例　文化二丑五月　御作事手代　野村源一郎

似寄之類例

天明元年丑八月　御飛脚之者　一助

忠藏

去子十一月江州神崎大畑村中村伊三郎と申者之由紀州と有之建札いたし且人馬帳面持參致候に付三州岡崎宿にて押之者見咎右繪符幷帳面取上候に付遂吟味候處右伊三郎と申者は丸子宿御飛脚所へ墨筆等商賣に罷越心易者に候處去十月御國有田へ罷越蜜柑仕入致し就夫東海道江州迄は毎度往來仕候得共上方御國表にて宿々人馬差支難儀仕候間何卒差支無之樣相賴み御國許へ之用事等も有之候はゝ申聞候樣申吳候に付兩人相談之上在所へ之衣類相賴み遣し歸りにも衣類取寄せ候品相賴候に付無何心右往來人馬賃錢帳拵御飛脚所に拵へ有之候印形いたし遣候繪符之儀は御飛脚所に可有之儀にも無之勿論拵遣し候品にも無之候伊三郎自分に板切へ紀州と相認荷物之小口へ差し候由にて御座候右人馬帳面之儀仕間敷儀を心附不申他所者へ紀州役所と相記候帳面拵印形仕相渡候段不調法迷惑仕候旨申之候常々右躰紛敷品も有之候はゝ見改候樣兼て申付置候處役義に不似合致方不屆に付急度可申付候得共繪符之儀申口之通相違無之趣に付以用捨御飛脚取上け候

類例

享和元年酉十二月

一追込日數五日　小笠原八十郎組同心組頭　川部長左衛門

當八月和歌山より此表へ罷越候節願無之木曾路通罷越候品に付追込置候旨八十郎より申越之候

○犯姦律　密通　姦通　強通　惡所宿

○雜犯律　火附　火事　炮禁　博奕　芝居見物　不覺悟　不行跡　不埒　不勤　不愼　不心得

闘律律に

一立歸博奕下地之刑より三等重き品あり

補一博奕致候御扶持人闕所之上十里外追放

例　寛政二戌八月　詰番　安井平八

致博奕候付闕所十里外追放

天明七未十二月　同心　木原文右衛門

同斷

寛政三亥八月　御中間御小人の事也　喜代八初

同斷

頭取候者宿致候者闕所之上二十里外追放

例　寶曆六子正月　大番　向日泰十郎

常々致博奕其上輕者共と馴合宅にて致博奕士に不似合品共有之付闕所廿里外追放

例　寛政九巳十二月　御小人代役御中間 日高郡和田浦　勇　助

頭取致博奕候に付闕所二十里外追放日高郡をも

巧之品を以人に博奕致させ負させ候金錢を分取候者闕所之上二十里外追放

重て立廻り候はゝ可爲死罪旨申聞

例　寶暦六子正月　元物頭組足輕 當時浪人　鈴木柳左衞門

出家法海と致博奕法海負候を配分致し其上悴庄七へ彼是企之博奕致させ候に付闕所二十里外追放

例　同　月　元勝野才兵衛 長屋に罷在候　源　藏

常々致博奕八助と申者へ巧み之品を以博奕致させ八助負候金子を分取候に付闕所二十里外追放

可制身分にて共に致博奕候者闕所之上二十里外追放

例　寛政九巳十二月　使番人廻し 日高郡上野村 御中間　久　四　郎

人廻しをも致候儀に付外之者共博奕致候とも急度可申付處一所に致博奕候に付闕所二十里外幷日高郡追放

博奕は不致候共金錢取遣之世話引請致候者闕所之上十五里外追放

例　明和三戌十二月　佐八手代　嶋村德右衞門

博奕場にて錢取遣之世話致候に付御城下追放

例　寛政三亥七月　御中間御小人之事なり　半　六

博奕は不致候得共彼是世話致遣し吟味申僞候に付嗣所七里外追放

立廻り用事辨し遣し候者御城下追放　身分に寄御暇被下　御城下に罷在間敷旨

役人相廻り候を可爲知ため番致居候者十里外追放

例　寛政三亥七月　覆盃子谷人足　楠　右　衞　門

賃錢を貰役人相廻り候はゝ差圖致候筈にて居部屋入口に附居候に付十里外追放

見物致候者御扶持放　身分に寄御暇

例　寛政五丑十一月　御中間頭支配無役　藤　本　忠　右　衞　門

博奕之側にて酒給居候に付御扶持放

例　明和元申五月　致姫様方御下男　善　九　郞

致見物候に付御扶持放

例　寛政三亥八月　御上屋敷御中間　辨　藏

參掛り候迄にて博奕は不致由候得共暫も致一座候に付御扶持放

狠狽逃候者急度追込四十日

例　寛政十一未六月　青山部屋御中間　五　郞　右　衞　門

博奕は不致候得共役人入込候節狠狽逃候に付急度追込四十日

一居部屋にて致博奕候を乍存其儘に差置候組頭部屋頭等急度押込百日 身分に寄閉門

例不見

相部屋之者急度追込四十日

例　寛政十一未六月　青山部屋御中間　半之亟事藏

居部屋にて博奕有之處其儘に差置候付急度追込四十日

同部屋にても不存譯相立候組頭部屋頭等追込三十日

相部屋之者追込十日

例　天明七未十二月　五十者小頭代り　坂部嘉平次

同長屋にて致博奕候を不存小頭代をも相勤候に付急度追込四十日

例　寛政十二申二月　御中間　伴七

御中間共致博奕候段不及承由候得共割場支配をも致し候身分にて示方疎成儀に付追込日數廿日

例　同月　御中間部屋頭共

御中間共致博奕候に付追込廿日つゝ

例　天明七未十二月　五十人者　鈴木十太郎

同御長屋にて致博奕候を不存候に付追込十日

相部屋之者にても人廻し幷釜屋番等之小役相勤候者は押込二十日

例　文化二丑三月　新三郎　柳藏

相部屋之者にても臥居不存との義に候得は押込五日

例　文化三子三月　藤次郎　千次郎

右二等を加へ都合四等に成

文化三子三月密刑罰に委

補 一陪臣若黨中間等は御扶持人之外過怠牢舍極之通申付候事他國者に候はゝ關所追放

重て立廻り候はゝ急度可申付旨申聞

例　寛政十二申二月　遠州横須賀出生 主水召仕中間　關　內

例　享和三亥四月　江戸出生 井田禰藏召仕　鈴木秀右衛門

例なし

補 一陪臣にても重役之召仕にて其者も重立相勤候者は前條之刑に准但主前仕置之筋は舊例に准

御年寄之家來は　供頭以上　大寄合以上之家來は　用人以上

一在所十里二十里之外に候得は郡をも追放候事

一勢州者里數之差等　放刑八等之內にあり

寛政七卯年極

一博奕致し候御扶持人之外

頭取致博奕 或は宿致候者　牢舍百五十日

差免之節向後諸事相愼御法度向堅相守可申との一札致させ村役人丁役人五人組等之連印取之此上博奕頭取宿等致候はゝ死罪可申付段申付之

二度目　死罪

頭取或は宿不致一通り博奕に加り候分は闕所二十里外重て致博奕候はゝ死罪可申付段申付之

右之外致博奕候者牢舍百日

差免候節一札取候儀前段同樣にて此上博奕致候はゝ重可申付段申付之

二度目

闕所二十里外追放重て致博奕候はゝ死罪可申付段申付之　妻子召連立去せ候事

所役人等咎

過料五百文つゝ　村役人 丁役人

町内村内へも過料一貫文可申付事

過料三百文つゝ　五人組 向三軒 兩隣

兩隣向三軒之儀在中人家遠離之場所は用捨可有之事

寛政十一未年極
一向三軒之儀所に寄向側は他丁或は支配違に候はゝ過料百文つゝ申付候事

二度目より

追込十五日 過料五百文つゝ　連印に加り候　村役人 町役人

一訴出候者へ褒美之儀過料錢之内にて一貫文可遣之（追込十日　過料三百文つゝ）

寛政八辰三月張紙に

一下人致博奕牢舍申付候節其主人五人組同樣咎申付る

天保二卯十二月

一日高郡印南村一念寺新發意致博奕過怠牢舍申付に付

一念寺儀　押込十五日申付る

右咎振跡方無之司農談に付下人博奕之節主人咎振に寄右之通及挨拶

享和二戌年極

一御扶持人之者悴厄介或は地之上かし屋等に罷在候者過怠牢舍申付候者差免之節出牢申渡之義は於牢屋町與力に爲申渡一札は組頭小頭幷親兄弟等へ丁役五人組之通連印取之

同

一御家中召仕之者も右同樣取計一札は其支配人幷後手之者連印尤支配人後手無之筋は親兄弟等へ丁役五人組之通連印取之

補

一大目付より相通候雪搔人數相違之趣申出候處其品相違に付御目通差扣日數三日

享和三亥十一月　大御番頭格　長谷川頼母

補

一中之口にて御挾箱に疵付候に付平詰日數廿日過料貳百文

例　但享和四子正月　常出御小人代　楠右衛門

天明年中御目付取扱

補 一御道中にて役目羽織失ひ候に付押込日數五日
但御目付取扱
安藤順輔預同心 青野九八郎

補 文化元子五月
一御城御勘定奉行下部屋ふすほり候處家來參合居候に付不及差扣以後入念候樣
九鬼四郎兵衛
右同人家來 竹内 直助
生駒 堅次
押込十日つゝ
舊例無之旨御目付申出る同役取扱也

補 一鏡之間に掛有之候御時計之重り紛失に付
御時計方坊主不及押込以後入念候樣
文化元子八月
御時計方坊主 木村用三
中山宗甫
山田用得

右は脇とゞりも無之手放し有之御道具に付て也

補 文化元子十二月
一大奥古局鈴鹿部屋前物置少々手過有之品に付申込
一等不及其儀以後入念候樣
御廣敷御用人一等
御廣敷番

不表立儀に付御側方より口上にて御廣敷御用人へ

當番
明番

御銃口番

補 一揚坐敷入之者役人召連參候處元通し無之ては難入旨申答且役人姓名承り候節不申聞彼是及遅滞候に付押込七日つゝ

例 文化二丑年　　御中間組 富田惠左衛門 初四人

此節翌日晝後に至揚座敷入相濟候由

右御目付取扱に付留無之

補 一栗林八幡駈馬以前警固に出棒を持擲き候故御小人目付より名を承糺候處却て雜言を申同役を擲掛候に付押込十日

文化十四丑九月　　有本村 忠次郎

右御目付取扱に付留なし

補 一盃事に頭宅にて給候御酒に酩酊いたし途中にて刀拔往來之者追廻し候品押込廿日

例 文政三辰年三月　　御天守番頭遠藤善市組同心 太田桂太郎

御目付取扱なり留はなし

補 一在御鳥見之納屋幷灰部屋燒失致し候に付押込五日

例　　名草郡和田村在御鳥見 笠野左大夫

律にては以後之儀にても可然候得共在中出火咎振司農へ承り候處御城下一里内之出火本宅納屋に不拘一軒燒は過料二百文申付類燒有之候はゝ呵之上過料二百文申付候ことの儀ゆへ申見候上本文之通也

文政四巳三月

一里外は一軒燒は叱り置　但類燒有之候得は過料二百文

補 一御小人押落し候役羽織十手拾ひ其品不屆出其上右役羽織染直し候に付押込廿日過料二百文

天保三辰十月　吉見寨右衛門小者　吉　兵衛

御目付取扱伺之上挨拶切留なし

安政三辰八月

一在町出火咎振司農町司へ承り候處左之通夫々申出候事

在中之者

一自分居家出火いたし類燒無之候はゝ家主呵置候事

一右出火に付類燒有之候はゝ過料二百文申付候事

一停止御愼中出火いたし候はゝ過料三百文申付候事

一右に付庄屋肝煎以後入念候樣申付候事

一右出火に付類燒有之候はゝ過料五百文申付候事

一右に付庄屋肝煎呵置候事

右之通
　市中之者
一出火致し候はゝ火元押込日數五日
一同類燒有之候はゝ火元計同日數七日
一出火にて燒死之者有之候はゝ火元押込日數十日
右之通

○捕亡律　牢拔　園拔

○斷獄律

○寺社律

一妻帶之宗幷社家等追放申付候節妻子は親類之方へ引取らせ候事
都て追放者は里數輕重に不拘妻子外へ引取らせ退寺退職申付候者へ妻子は其儘其寺其家に差置悴へ後住又は跡職申付候筈
文化十四丑六月張紙帳に

○連及律　親類　支配

律一配下幷組下御咎被　仰出候得は頭支配幷組頭差扣被　仰付品に寄自今之儀被　仰聞
補一組同心幷手代追放に付頭幷御代官差扣十日
但手代上な掠候始末有之に付

例　享和三亥七月

夏目次右衞門
名井仙兵衞
鈴木房之助
松平六郎右衞門

補　一御年寄御預け組御咎之節御年寄申込之儀談候はゝ先例申込無之筋は不及其儀旨可及挨拶事

補　一先役之節にても配下等に引負致候者有之候得は其支配之者　差扣十日

例　文化二丑七月　松村又兵衛

舊例寛政六子七月　伊藤又左衛門

刑法細則

正德三辰

一閉門逼塞　御免後　御目通遠慮

閉門は十五日　逼塞は七日

寶永七寅年

一知行御切米御役儀等被　召放候輩追て御番人或は知行御切米等被下置候者御國へ被　入候節　御目通御免無之内はたとひ年を越候ても御通筋へも不罷越候筈

安永五午十二月十三日

一質屋初萬店取次店古鐵店古手屋書物屋右六店仲間定之儀別紙いろはにほへと印之通申付有之候得共向後　公邊御取扱振に准盜物質に取且買合有之候節は證據立候請人取置候筋は質屋初六店之者共へは右受人より爲相償自然不行屆之筋は質屋共初へ損亡に申付いつれ被盜主へは品物無代にて戻し遣し賣拂有之品は賣益共代銀にて取上け同樣戻し遣し候筈右に付一二三四印之通夫々へ申付不行屆之者共咎振之儀五印之通取計右に付はにほへ印仲間定書之内此度改革之趣意黄紙掛け紙之

通り取直候筈右之通相極候に付朱丸印本書「　」之通り町觸取計候事

町萬店定書抜

い印
一諸道具買申儀賣主不慥成ものは一圓買申間敷候假賣主慥に候共不審ヶ間敷もの買候歟又は預り候共ヶ様之もの買預候とも御穿鑿無之共御内證可申上候并ふり賣は一初仕間敷事

一何にても諸道具預り置申節先きを聞屆不審ヶ間敷物を一切預り申間敷候手前へ買取候ものも右同前之事

一失物御穿鑿之爲に御座候間買申道具又は預り申道具も我々帳に其色品を紛れ無之様慥に附置御穿鑿之砌は急度可申上候不審ヶ間敷道具取扱不念に仕候はゝ如何様にも迷惑に可被　仰付候并此連判之内右ヶ條書相背申者候はゝ急度可申上候

右之條々相背候はゝ如何様にも曲事可被　仰付候爲後日依て如件

寛文四年辰三月十一日

安永九年三月六日

一牢舍者是迄死罪之節牢内にても有之候處以後穢多村にて死罰有之候筈に相成候事

寛政五丑八月

一刑小普請之仁三ヶ年過候得は相手有之願は不苦尤自分一人立候願は不相濟縁組屋敷相對替其外相手有之願書は遠慮に不及候事

一何某之妹離縁に逢何某之手前にて永く押込置可申旨被　仰付有之候處最早五年に相成候に付右何

某娘に琴三味線稽古否問合候處右不苦旨御目付中挨拶有之候事

文化元子年

一總領御咎中親病死致候得は一類より屆候事右に付左之通問合有答る

一總領閉門被　仰付候右親病死之節葬送之取扱右之節開門否右兩樣共穩便に不苦候事

一右總領に幼少之子あり右之子寺迄見送右不相成事

一忌中家内寺參り母儀は不苦其外は不相成

一葬送見立入來之面々不苦

一宿肝煎之事問合不及屆事

文化五辰年十二月廿六日

一御咎被　仰付候仁之娘姉妹等右御咎以前に緣組願相濟有之筋呼方之父母等病氣に付看病等爲致度抔との儀に奉願呼寄候儀相成間敷哉と問合仁有之候事尤御咎被　仰付候面々三年も過候得は緣組又は屋敷相對替其外相手有之願書は不及遠慮旨寬政五丑年被　仰出有之右之通り三ヶ年も相立候儀に付ては以前緣組願も相濟有之分呼方之父母前段之通病氣に御座候はゝ呼寄之儀如何候哉と問合候右は無據品に相聞候付問合之向に寄先御目付之了簡承り差圖次第可致旨政府より御挨拶有之候事

文化九申年

一押込被　仰付候者之妻里方親類又は親之法事に寺參り

一右妻親病氣不相勝節里へ罷越候儀

右夫々不相成候事

文政四巳年

一刑小普請之面々三ヶ年過候得は佛參且無據用事等にて一類へ罷越候儀不苦段寛政五丑相極有之無斷三ヶ年過候はゝ罷越候得共右之面々は向後三ヶ年過候て罷越度向は其節頭支配より御目付中へ申談候等

一刑小普請之方へ用事有之罷越候儀無據品に候はゝ穩便に罷越候儀不苦也

一跡目刑小普請に被　仰付候向御禮廻勤相濟候上相愼候事候右は廻勤之內は自分屋敷開門いたし候儀不苦事

一實家にて襲愼可罷在旨被　仰付候仁最早十三ヶ年に相成候に付佛參爲致度旨問合に付御目付中へ及談候處同役中にも了簡無之旨挨拶あり

一逼塞之仁之方より諸道具受取否之儀問合

寄合山本守藏儀實家貴志九八方へ同居致居候處御切米被　召放實家にて愼候樣被　仰聞山本家之諸道具同家一類へ受取度候處九八逼塞に付如何仕候哉と一類より問合す

右穩便に爲請取不苦旨御目付答あり

一實方弟實母へ被　仰出之品に付　御覽に出候儀問合候處不苦旨答あり

右養子に參有之仁に候事

天保十四年三月

一逼塞中心得振聞合す

右無據物調物有之節家來出候儀無據難延品にて日之内家來穩便に出候事くるしからす

同

一右之節米搗木割井物穩便に不苦

同

一逼塞中心得之內

一親類共無據用事有之節參り候儀

右は親類之方より御目付中へ談候筈

一醫師呼候儀且藥取に家來を差遣候儀

右は醫師誰を呼候と之儀御目付中へ談候樣同役より答あり右藥取は穩便に不苦

一實母病氣に付不相勝節家來且下女見舞に遣候儀

右は不相成乍併是非遣度候はゝ其品御目付中へ其節談候筈

一無據用事有之親類共より使遣候事

・右穩便に不苦

右夫々一類より問合有之候事

一御役　御免逼塞之者愼振左之通聞合候事

一桶輪替屋敷内にていたさせ候事
右穩便にくるしからす
一外側幷隣家境繕ひ屋根繕ひ其外繕普請且大工日雇呼候事
右其節々御目付中へ談候樣答あり
一弟子共月代之事幷家來月代
右不相成事
一弟子共稽古場へ參候事
右同斷
一弟子共無據用事有之親類之方へ參候事
右用事之品に寄候事に付其節々御目付中へ談候樣答
嘉永二酉閏四月廿五日
一菊千代樣御家督に付伊勢　兩宮へ之　御名代來月朔日被　仰付候筈右に付跡々は御名代被　仰付
同日より　御名代相勤候當日迄江戶若山勢州共刑罰無之振合に候處此度より　公邊御振合に准し
刑罰御構無之筈
慶應三卯年七月廿四日御勘定奉行より
一改易揚座敷入等刑申渡之節其仁兎角支度に事寄せ酒食等隨意に取計翌曉迄も罷出不申向も有之右
は御用捨に相泥み輕蔑之振舞甚以如何に有之就ては諸向無用之失費相掛り迷惑致し候儀に付以來

右躰之筋は御目付中申合御徒目付又は盜賊改方等爲立入無用捨引立申させ候筈政府へ御談申上相濟候事

差扣申込

勤務上又親族の件等にて差扣謹愼之申込をなす者甚多し種類多端細則錯雜を極む依て別項となし集記す

正德五未年七月

一差扣　御免之者御番に當り候はゝ唯今迄御番用捨いたし候得共自今　御免當日御番日に候はゝ御番相勤させ可申候及晩景御番に難出節は致用捨候樣にと御年寄衆被　仰聞有之候事

安永九子年三月廿六日

一都て御咎被　仰付候者或は致出奔候者之親類近き續之者は勿論從弟より末之續之者も迷惑申込之書付差出候得共從弟之續之者迄は是迄之通申込之書付差出し右より末之續之者は向後書付差出候に不及候

寬政九巳年

一御咎被　仰付候もの又は出奔致候者之親類從弟より末之續にては申込不及筈候得共續無之候ても同姓にて候得は右書付差出し候筈

同十二申年

一御咎被　仰付候者之仁之舅申込に不及

文化元子十二月
一御咎被　仰付候仁之舅申込之儀承合候所右は申込には不及害奥御右筆答有之候事
同二丑年
一差扣被　仰付候處差扣之仁之兄逼塞被　仰付候得共自分差扣御免有之候上猶又兄へ被　仰出候品に付との振にて申込書付出し候筈に候哉其通也
文化六巳年
一申込致（一本勤 節）は其儘之仁松飾如何と問合
右は不苦事
同　年
一十五歳以下申込不及事
同　年
一申込中稽古在に付松江へ罷出候儀不苦
同　年
一親差扣中無足番外御供相勤候て不苦
文化十五寅二月朔日
一閉門逼塞被　仰付候はゝ親類申込は勿論尤差扣一と通にては親類申込に不及
文政二卯年

一差扣中總領を　御覽幷月並百射問合之仁有之候處右は不苦旨答

同年六月十二日

一勤致し候總領勤筋に付差扣被　仰付其親差扣申込に不及

右父勤向之外私用にて他所行遠慮可致事父居宅引戸門に候得は大戸開置不苦

調物有之節商人門内へ入候儀穩便に不苦

文政三辰年

一隱居にて差扣被　仰付候處當主差構も無之筋に付門明置否

右は不苦

同　年

一伊賀以下之筋押込等被　仰付是は　御免後申込に不及

同四巳年

一菊之間詰衆は申込書付等に殿文字相認候筈に候事

文政五午年

一十五歳以下申込差扣有之事

文政五午年

一申込中家内用事有之親類知音之方へ罷越候儀不苦候事

同　年

一閉門逼塞被　仰付候得共親類申込は勿論尤差扣一と通にては親類申込に不及

同　年

一不念書出し有之末挨拶無之内願書差出振否問合是は差出不苦旨答

同　年

一申込否問合

大寄合十郎右衛門三男山本主税逼塞被　仰付候處成田彌三右衛門實家母方之從弟にて申込書付差出候筋候得共彌三右衛門儀は妾腹にて其上服忌も無之事に付如何可有之哉と問合に付及取扱候處矢張從弟之名目は有之事に付申込書付差出候筋之旨及答有之候事

同六未年二月

一年頭御規式中幷其外平日にても都て御式事に付於　御前不調法之儀有之節即刻申込書付差出候答候事

同　年

一親差扣被　仰付候付其子稽古場へ罷出候儀不苦尤御年寄衆

文政九戌年

一申込中妻出産屆振同役又は一類よりとの答

同

一申込勤は其儘之仁御法事に付拜參不苦尤年頭拜參も不苦

文政十亥年

一申込中祖父之年廻に付當主幷家内何某不苦尤實家祖父に候はゝ不相成

文政十二丑年十二月

一差扣申込勤は其儘致候樣被　仰聞有之仁武藝　御覧に罷出候儀不苦事

一都て差扣被　仰付候筋頭役若忌中に候はゝ忌明之上申渡平士は忌中に候はゝ名代へ相達候筈

但頭役平士共病氣に候はゝ無差別是迄之通名代へ相通候筈候事

天保四巳年

一實從弟にて當時從弟違之筋に相成候筋忌服は御定之通定式受候得共御咎且出奔等之節は當時之續之所を以申込書付等不差出事

天保八酉年十月朔日

一緣組願相濟引こさせ延引に付申込書付出すいさい緣組之部に委し

天保九戌年

一何某申込致候處不及差扣旨附札を以被　仰聞候に付可相達處此節忌中に付其段名代へ相達可然哉と申見候上御目付中へも談候上其通及取計

一都て差扣被　仰付候筋頭役は忌中に候得は忌明之上申渡平士は忌中に候得は名代へ申渡候筈に實永に相極り有之事

一申込いたし勤は其儘之仁年頭御禮に罷出候儀不苦旨答あり

一差扣之仁之方へ御用に付罷越候儀不苦
　右は同役差扣に付仲間參候儀也
一申込中法事相營み佛參穩便不苦事
天保九戌年
一忌中之仁へ不及差扣旨可相達候處申込中に相成候に付名代へ其品相達す
一申込之仁養母病死葬送之節見送り并忌中寺參り右は寺參詣不苦忌中寺參り不相成事
一義絶之從弟へ被　仰出之品申込不及
一他所へ罷越居候筋申込書付進達振問合
　右は此表にて同役を以致候樣答あり折々御用にて上方へ參る筋なり
一差扣被　仰付有之御馬預之子弟稽古否是は不苦答
一申込之仁幟立候問合は不苦旨答
一申込いたし勤は其儀之仁親病死に葬送之節見送之儀如何是は不苦尤寺參りは不相成候事
一申込之仁無據繕ひ普請右は穩便不苦
一申込中祖母七回忌に付法事之節參詣是は其家之祖母に候はゝ當主并家內參詣穩便不苦事
天保十三寅年
一實從弟にて從弟違之仁改易被　仰付候に付申込否之儀問合す是申込に不及答あり
天保十四卯年三月

一申込書に子弟家内共親類知音之方へ無據用事にて罷越候儀穩便に不苦知音之方へは不相成

同

一申込中子弟家内共菩提所へ參詣之儀問合す右は家内共忌日等にて旦那寺へ參詣不相成年回等にて旦那寺へ參詣之儀不苦事

一申込中子弟家内共親類之年忌法事に寺へ參詣是は不相成事

一申込中無據聊繕普請之事

右は雨漏屋根繕ひ外側繕等無據品に候はゝ御目付中へ其節々談異候樣こい留也

一申込中總領を佛參致させ候儀是は不相成尤總領之爲には母方曾祖父也

安政六未年二月

一御仕入頭取森半左衛門差扣被　仰付候節表御用部屋へ問合等之趣

總領儀三郎無足にて御仕入方勤致し居出勤不苦

一米舂　　薪割　　知行米百姓納　　玄關へ人遣し候事

右四ヶ條穩便に不苦

一伸間見廻候事御目付中へ斷の上不苦

一門明け置候事潛り開掛置不苦

一親類見廻りは御目付中へ斷の上不苦

一親類より使遣し候儀は穩便に不苦

一差扣中忌明屆之儀當人より屆之否御目付方へ問合之處差扣中は諸屆當人よりは不相成同役より可屆出旨答有之候事

差扣申込文例

一配下へ被　仰出之品に付

私組何の誰へ此度被　仰出之品に付於私恐入迷惑仕候依之差扣罷在度奉存候以上

月　日　　　　何の誰

一逼塞幷閉門御免之節

私儀（此度／舊臘）閉門被　仰付候段奉恐入候　御免は御座候得共猶此上差扣罷在度奉存候以上

何の誰

一次男三男等へ被　仰出之品に付（惣領も同斷）

私何男同苗（或は何の誰へ）此度被　仰出之品に付於私恐入迷惑仕候依之差扣罷在度奉存候以上

一他へ養子に遣し有之次男出奔に付

私次男何の誰養子同苗誰儀此度出奔仕候段於私恐入迷惑仕候依之差扣罷在度奉存候以上

一聟養子御定年齢過候品に付

私儀當年五十二歳に罷成候處男子無御座女子御座候に付聟養子之儀此度奉願候儀に御座候右養子奉願候儀年齢御定も御座候に付五十歳に不及已前可奉願處心附不申延引仕候段不念之至

恐入迷惑仕候依之差扣罷在度奉存候以上

一緣組願書認違に付

私娘何の誰總領へ緣組願書差出候處誰母方へ引取置追て婚姻相整申度旨申聞候付其段願書へ可相認處心得紛私よりは一ト通緣組に奉願候段不念之至恐入迷惑仕候依之差扣罷在度云々

右之外差扣申込書可出株大略

一本家へ被　仰出に付　　一實父實方伯父へ被　仰出に付

一從弟へ被　仰出に付　　一下役出奔に付

一甥姪出奔に付　　一弟へ被　仰出之品に付

一養家之甥へ被　仰出に付　　一實家之弟へ被　仰出に付

一母方從弟へ被　仰出に付　　一配下之養子又は厄介女へ被　仰出に付

一父へ被　仰出に付

右差扣申込書に對し附箋を以指令之事は略言に既記の如し

盜難

御家中盜難に罹れは直ちに其趣御目付へ可屆出成規なり其例如左市街は町奉行在郡は大庄屋御代官所へ屆出る

但し左に掲くるは江戸常府之例なり若山も之に准す

何　之　誰

私御長屋へ去る幾日夜盜賊入込候樣子に付相改候處南之方雨戶〆り引明有之左之品々相見不申候に付猶心當り之所々相尋候得共今以相見不申紛失仕候儀と奉存候依之御屆申上候已上

月　日

一何　々――――一つ　但何々

一何　々――――一つ　但何々

一何　々――――

右之通

何の誰

私所持之時服御紋附小袖何町何丁目何屋誰と申者方へ染み拔に下け遣し候處去る幾日夜同人方へ盜賊入組被盜取候內右時服も被盜取候旨其段町奉行所へ訴出候段誰申出候依之先此段御屆申上候尤色合等左之通に御座候已上

月　日

||

右之通

何の誰

一家來部屋にて紛失

私召仕誰と申者一昨幾日私供に召連罷出候處留守中同人居部屋に差置候左之品相見へ不申候に

付今日迄色々吟味いたし候得共相分不申盜賊入込候儀と申出候依之御屆申上候已上

一紛失品出たる節

姓　名

私召仕侍何の誰と申者所持之刀一本致紛失候に付其段去々月幾日御屆申上候儀に御座候然る處右刀有所相知候に付内々にて取戻申度旨申出候に付其通爲致可申と奉存候に付ては最初御屆申上候儀は不用に御取扱被成下候樣仕度奉存候以上

一懷中物落御目付中へ屆

何の誰

私儀昨夜麴町出火之節　麴町御屋敷へ罷越候途中にて懷中物取落申候尤色品左之通御座候已上

十月廿四日

一黑羅紗鼻紙入　一つ　一印形　一つ　一懷中手扣帳　二冊

右之通御座候已上

徒刑策建議

此徒刑策は文政十二丑年十月廿日御勘定奉行松平六郎右衛門より政府へ建議に先たち町奉行等へ協議之書面也同役之贊同を得建議したるも否認せられたるや又は建議に至らさりしか詳ならす追放の弊害は實に縷述之如く追放者に限ては三反四反者ならさるは殆と皆無の有樣にて追放を徒刑に換ゆへしとは世の識者往々論する處六郎右衛門亦夙に卓見あつて建議數回に及ひしは

能く任務を盡したるさいふへし然れ共議遂に行はれさりしは蓋し幕府之制に因循し隗より初むるの勇擧に至らさりしものか後四十年明治維新に至り徒刑は天下一般の法さなり六郎右衛門先見之蹟湮滅に付し難きものあり又文中によつて從來の慣例參考に足るものあらん依て附記す

一徒刑之儀前々より拙者共にて色々申見是迄進達に及ひ候儀も有之候然る處在町一躰に申見候上ならては御了簡も難被仰聞可有之付此度申見候趣別帳之通候各方にも御申見差支有無且御了簡之儀も候はゝ別帳へ無御腹藏御除加有之樣致度事

十月

別帳左之通り進達

徒刑策

近來別て盜賊多御座候に付制道之儀毎々嚴敷申附させ候儀に御座候然る處先達て徒刑之儀御達申上有之處未た御了簡被仰聞無御座一躰御國律に差障候故之儀さ奉存此上強て御達申上候儀も恐入候得さも元來追放さ申儀假令は通路難成海嶋へ差遣し相應産業にも爲有附候儀にも御座候はゝ立歸候事も有之間敷候得共追放し候目より忽飢餓に相迫り又候盜賊仕遂には死刑に陷候儀にて何卒教諭之致方に寄本心に立戻候儀も可有御座哉其上見及ひ候に多は壯年之者共にて全若氣之心得違より追々惡業增長仕盜賊仕候者共にて御座候に付何卒徒刑に仕年限滿差免候砌精誠教諭仕徒刑中相働せ貯させ候銀子を元手に遣し百姓稼も出來候樣相育申度左すれは自然村作地等も主附力田之業も相立可申是迄之通にては飯上の蠅を逐ふさ申諺のこさくにて其上邊鄙質朴之良民之中へ惡徒

者を追放し候儀實に斟酌可有御座儀に御座候に付左之趣を以私共へ御任せ被成下候樣仕度奉存候
其外博奕農業等不稼口論等仕過怠牢舍郡追放村追放申付候者も徒刑仕可成丈け人別減不申樣仕度
奉存候過怠牢舍と申儀も一旦は恥辱を與へ懲しめ候道理に御座候得共却て牢中にて惡き風俗を見
習其上百日百五十日徒らに日を暮せ扶持方諸入用は宿元より賄せ候に付差免候後とても弱百姓共
之儀一生之もたれに相成往々は不納相滯み候樣成行御收納にも拘り候道理に御座候に付先達て相
伺有之候趣を尚又申見仕法を替相伺候間御評議之上何分にも徒刑に相成候樣仕度御達申上候事

一初て盜仕候もの白狀之節盜品百目より以下は徒刑　二年　「一年」

　但居村出奔又は義絕に逢候もの一旦他國へ罷越其後立歸盜致候ものも本行徒刑に申付候事

「一年」　但「　」印は墨書の上へ張紙なり以下同し

一同類申人候或は刄傷火附躰其外強盜躰之者は勿論盜品之多少に寄らす是迄之通り御達申上候事

一他所より入込候盜賊も同斷御達申上候事

一白狀之上徒何年申付候もの儀は其節々白狀書を以御達可申上事

一同銀百目より二百目迄之盜賊は徒　三年　「二年」

一同銀二百目より三百目迄は徒　四年　「三年」

一同銀三百目より四百目迄は徒　五年　「四年」

一同四百目より五百目迄は徒　六年　「五年」

一同銀五百目より六百目迄は徒　七年　「六年」

但六百目より以上は初犯にても御達申上候事
右之通にて年限滿差免候産業有附せ候上尙又心底不相改再ひ盜仕候は丶徒　三年「一年」右之上へ盜品前段銀高之極を以年數相加へ候事此年限滿差免候節重て盜仕候は丶可爲死罪旨申渡し三度に及ひ候は丶御達申上候事

一博奕仕候もの徒　一年「半年」宿仕候もの徒　一年半

但是迄之白狀に錢勝負錢賭と申筋も勿論博奕に相違無御座候に付徒刑何等差別無御座候事

一博奕兩度に及ひ候ものは徒二年宿仕候ものは徒三年尤此年限滿候節重て致博奕候は丶可爲死罪旨申渡三度に及ひ博奕致候は丶御達可申上事

本文兩度に及ひ候振は寬政七卯年博奕いたし候者刑品被　仰出候節二度目に及ひ候者一通り博奕に加り候分闕所二十里外重て博奕致候は丶死罪可申付との品被　仰出有之振に隨ひ候事候得共此度徒刑之法相立候に付ては三度に及候者は六年之徒申付右年限滿候節本文之通り可爲死罪旨申渡四度に及ひ候節御達申上候方可然哉とも存候事

一博奕致候女は手鎖廿日二度目は四十日三度に及ひ候ものは非人長吏手下に申付重て致博奕候は丶可爲死罪旨申渡事

「女盜賊は無宿に候は丶最初より長吏手下に申付有宿に候は丶手鎖百日百五十日申付再三に及ひ候は丶長吏手下之事」

但博奕致候者之內身元宜敷其上虛弱病身等にて人夫働難成ものは徒刑申付候上其品願候は丶償

銀出させ徒刑差免候等償銀徒一年は百目一年半は銀百五十目之事尤此償銀社倉元銀に積置徒刑御了簡相濟候上社倉法は別段相伺可申事

其積置追て年限滿善心に立歸り候もの元村住居或は入百姓に致候節牛買料農道具等之入用に遣候事

一公事出入を好み或は農業不稼等にて是迄私共切にて郡追放村追放申付候もの郡追放は徒一年村追放は徒半年

一御手山盗伐にて是迄牢舍三十日申付候ものは徒四ヶ月

一徒刑打込所は當分御中間部屋之內へ取建可申候穢多共打込所は牢屋へ其儘入置候事

一徒刑共仕業は仕覺候職分は何れも不差支品は致させ一躰は草履草鞋筵縄等なはせ時宜に寄御普請所人夫或は川浚等に相應賃銀を以働せ候事

但元手銀幷御ふち方衣類は御藏より取替遣し差免候砌賃銀（設所[一本ナシ]）之內へ差引いたし遣候事

一病氣之節藥代は是迄之通御藏より賄遣し候事

一徒刑之者平生は總髮にて差置人夫に遣ひ候節は眉剃らせ目立候仕着々用致させ候事

一逃出もの有之召捕候節は死罪總徒刑に見せ候事

一年限滿候節無宿之ものとも元村住居せしめ入百姓等之儀は時宜に應し取計其節精々教諭致させ心底爲相改候樣可仕事

右之通大躰を定置少々つゝ之得失は其節々申見差引仕事に寄相伺候儀も可有御座尤御了簡相濟候上

は松坂御城代へは私共より申合候樣可仕事

維新後

徒刑法

明治二年藩政大改革新たに刑法知局事を被置隨て刑律一新の議ありと雖も頓て　朝廷より新律發布之間へあり然るに時々の行刑は暫くも空過を得す去り迚從來之追放また因襲すへからされは仮に徒刑之法を制し同年四月廿五日左之如く政事廳より刑法局へ達したり

一刑律の儀當時取調中にて未相不極候に付至當分の處左の趣に可取計事

盜一と通にて　金高百兩以下の者徒刑三年

但盜取候金高徒刑賃錢にて贖せ相濟候上本文三年の徒役勤させ可申事

頭取博奕致し或は博奕宿致し候者徒刑三年

一と通博奕致し候者徒刑二年

一博奕致し候者の所役人等咎左之通

村役人下役人　贖人夫三人つゝ　町内村内　贖人夫五人つゝ

五人組　兩隣　向三軒　贖人夫二人つゝ

一都て是迄押込又は屹度押込の分贖人夫に換へ押込廿日の分は十人三十日の分は十五人の割にて人夫出させ候筈に候事

一人夫代料にて差出度ものは一人二百文の割にて出させ可申事

一件の如き處同年九月　朝廷は新律撰定の儀を集議院へ御下問尙其十月刑部省へ新律取調に付ては專寬恕の御趣意に原き凡叛逆人命强盗放火等を除くの外可成丈流以下に處し竟に刑無刑に期し候樣との旨も被　仰出

同十一月には左之太政官令發布に至る曰く

新律御布令迄は故幕府へ御委任之刑律に依り其中磔刑は君父を弑する大逆に限り其他重罪及焚刑は梟首に換へ追放所拂は徒刑に換へ流刑は蝦夷地に限り且盗竊百兩以下罪不至死候樣略御決定に相成候尤死刑は　勅裁を經候條府藩縣共刑法官へ可伺出云々

一流刑は蝦夷地御制度相立候迄は先舊に依り取計可申事

一徒刑は土地の便宜により各制を可立事に付府藩縣共其見込に隨ひ當分取計置可申追々御布令可被爲在事

於是刑法知局事井田岩次郎は該太政官布令に基き事宜參酌徒刑法を構成執政へ諮詢の上伺書を呈す即ち允許を得以て施行す曩に松平六郎右衞門徒刑之建議ありしも時至らす爰に至て遂に行はる實に國初已來の新法也

張り紙に

別紙之通り執政共へ申談候處料簡無之旨申聞候に付奉伺候事

刑法知局事

一刑律之儀　朝廷におゐても御確定不相成候旨先比一二被　仰出之件々奉體認是迄之追放所拂等徒

刑に換へ惡を懲して善に導くへし既に天下無罪之域に被爲遊度　叡慮之趣も御布告に相成候通下々にも厚く心を用ひ刑人を愍み精々敎諭を加へ人たる道を能く辨へさせ皆良民に歸せしめん事專要と奉存候事

上け紙
徒書は取調中に付跡より可奉伺事

徒刑之法左之通

溜り場之事

一大躰十人程つゝ一所に差置家作等も隨分暑氣を凌き候樣に取建敷地には一人に付こも俵二枚つゝ遣し置可申事

一勸善懲惡之ため左の圖面板に書き徒刑場內へ月々三度可掲示事

一忠臣孝子を褒賞する之圖　家族親睦之圖

一礫刑斬首梟首等之圖　本文左に倣ひ示す

下け紙
本文繪圖は取調跡より可奉伺事

大學衍義補云布刑于邦國都鄙使萬民觀刑象王照禹曰刑雖先王原情以定罪因時爲之變動布刑于邦國都鄙爲是故也又曰愚不識其陷於罪又從而刑之不幾於罔民乎其使觀象者亦使知所避云々

右之節左之通爲讀聞可申事

一其方共是迄風と心得違より段々惡事もかさなり　上の御苦勞をかけけふになりては定めし後悔いたしをるへくと察するなり此のちさてもあしき事いたせは此繪圖の通りはりつけやいろ／＼な

くるしきめにあひよき事いたせは御ほうひもいたゝき又家内もむつましくくらす様になるそよく〳〵心をあらため仮りにもあしき事をいたすな徒刑中はよくつとめ働き御ゆるしの上はめい〳〵の仕事を精出しよき町人や百姓になる様に心かくへし万一徒刑中逃出るものもあらは直にとらへ嚴敷處置申付るそよく〳〵此儀を辨へて上の御慈悲を難有かしこまるへきもの也

病院之事

一病氣之由申出候はゝ早速病院へ爲入替白粥をあたへ醫師差遣し番人よりは随分氣をつけいたわらせ可申事　病氣之様子に寄候ハゝ藥[illegible]等も差遣し可申事

食制之事

一男子之分（白米三合　麥三合）合六合日々相渡候事　但一飯貳合つゝ

朝　握めし　汁二碗　香の物日方八匁程

晝　握めし　梅肉　日方二匁程

夕　握めし　香の物　日方八匁程

一婦人之分（白米二合　麥二合）合四合日々相渡候事　但一飯壹合三勺餘つゝ

其外男子同斷

一病者之分　男子は白米四合女子は三合つゝ日々被下候事　但朝夕白粥香の物梅干之類に候事

服制等之事

一徒役中左圖之通法服着并附輪入

一徒刑五等法服印

一男子眉毛そり落し髮は根元わらにてくゝり三つ組にいたし女子は根元際より切捨わらにて束候事
帶は藁繩にいたし左之腰札爲附候事　一本にはわらにて束ね二寸程殘し切捨とあり

表	うら
○ 何郡何村 何　某	○ 刑法局印

下け紙
本文腰札之儀は諸郡にて相用候筋も當局にて出來夫々へ相渡置徒刑之者名前認入之節當局へ申越させ候樣兼て申合置候樣可仕候

一平生之衣服男女共寒暑に應し一枚つゝ幷下帶はつち手拭一筋つゝ可遣事
但手拭白地藍にて徒の字染込候事

一草鞋等は役々作らせ候筋を可遣事

徒役之事

一本府にては道路直し水道さらへ其外臨時之用に可充諸郡にも同樣堤幷池普請又は川さらへ等之課役に可充付ては見計入湯可爲致事

一兼て溜り場構内へ小屋しつらひをき雨天之節は繩ない米搗等之業爲致可申事

一婦人は糸引綿くり布織又は罪人共之衣服洗濯等之業爲致可申事

一永徒刑之者には獄内之空地にをゐて紙漉等之職爲致曾て他之使役は不爲致事

但牢内出し難き者には車仕掛にて米搗を可申付事

休役日之事

一今上之御降誕
神武　仁孝　孝明三帝之御忌
國君之御誕辰
烈祖之御祭禮
龍祖　先君之御祥忌日
但右之節々一菜御増被下候事
人倫五常之道教諭可致事
下紙　本文追々施行に可及事

働賃錢見積之事

一壹人に付錢六百六拾四文　男子一日働料　内 五百六十四文 衣食等を賄ふ / 四十八文 罪赦迄預り置
一一人に付錢四百七拾二文　婦人一日働料　内 四百二拾四文 衣食等を賄ふ / 四拾八文 赦罪迄預り置
右錢は預り置宥免之節不殘下け遣し可申病氣にて休役候はヽ期限を可延事
但精不精之品に寄勿論差引も可付事
右之通刑人扱い振り相立候上期限相濟赦罪申付候節其者住所之町年寄又は庄屋共呼出し已後之儀得と申含當人幷預り錢共引渡し可申事

上け紙

今上御降誕	九月廿二日
神武帝御忌日	三月十一日
仁孝帝同	二月六日
孝明帝同	十二月廿五日
國祖御誕辰	正月十三日
烈祖御祭禮	四月十七日
龍祖御祥忌日	正月十日
先君同	三月十日

取締并番人之事

一溜內にては番人西濱村長吏手下之者之內へ申付徒役場取締は下等捕亡手之內にて相撰み右之者へ徒刑之者五人つゝ預け置毎朝出役期に臨んて捕亡手溜り場へ罷越番人へ申聞銘々預り之者共呼出させ且腰牌咽輪法被着之儀等爲取計夫より引續徒役場へ罷越爲働夫々精不精監守之事終て溜り場へ歸り法被等爲脫番人へ引渡し可申事

但徒役中若罪人逃走之者あらは取締之者を罰すへし溜り場拔出候節は番人を罰すへし

一諸郡徒刑之者取締并番人等は本文に准し夫々民政局にて爲取計候事

下等捕亡手へ

徒役之者取締方心得之事

一徒刑之者五人を一組と定め右爲取締一人つゝ附添每朝五時溜り場にて番人より受取夕七時元之溜り場迄相送り番人へ引渡候迄諸事差圖いたし可申徒役場にては四時八時に小休爲致九時食をあたへ暫く爲休候上爲働可申事

一右徒刑之者五人つゝ名前相調兼て預り置徒役場にて日々之働否等見定置月に兩度可申出事

一刑人共法服腰札等若脫落し候者於有之は急度咎め可申付旨刑人共へ兼て可申聞置候刑人共之脫落は則取締人可爲落度候間刑人同樣咎め可申付事

一刑人徒役場初途中等にて逃走候はゝ取締人嚴科に處すへき事

一途中等にて刑人共親類且知音之者たりとも物語爲致申間敷事

勤方心得之事

一晝夜番おこたらす夜中は別て入念不寐番いたし可申事

一日々三度之食料も御手厚く被下置候儀に付番人共にも能く心を用ひ無油斷深切に一際行屆養方可致病人等有之節は別ていたはり可申候若し少しにても不正之事あらは急度咎め可申付事

一毎朝六半時刑人共を呼起し支度爲致置役人罷越候はゝ夫々引渡夕刻罷歸候はゝ腰札等相改候上受取元之溜り場へ入置可申若腰札等一品にても紛敷候はゝ其品頭取之者迄可申出等右等之儀打捨置候はゝ番人之落度たるへく候間急度咎め可申付事

一溜り内にて刑人逃走候はゝ番人入牢之上嚴科に處すへき事

一刑人之親類且知音たりとも逢せ品物取次候儀一切不相成事

一右に付四徒の逃走者を逮捕する爲め豫て左の旨を市郷へ布達す

徒刑之者

一男は眉毛そり落し髮わらにてくゝり三つ打にいたす

一女は髮わらにて束ね二寸程殘し切捨る

一頸に朱塗の鐵輪掛但輪前に紀の字後に藩徒刑と彫付る

一法被澁染襟袖なし印は白

丸にきの字背に徒刑の二字あり但背の輪印一二三年五等の分ち也

一手拭淺黄印は白上りにて徒刑の二字あり
右躰の者止宿抔賴參候歟又は法被等質物且賣拂等の儀申參候はゝ其所に留置早々訴出申可候若隱置他より相顯候に於ては當人は勿論近隣に至迄嚴敷可申付候
右之趣向々へ不洩樣可相觸事
刑事布告
明治二巳年十月刑法知局事より布告
一盜物を不正に買取且不相糺質入等世話致候者夫々咎申付候得共今以心得違之者も有之甚不埒之事候利欲に溺れ不正之物賣買質入且世話等いたし候者盜人同樣に付嚴敷可申付向後決て心得違不致都て正路之職業相稼候樣小前末々迄不洩樣可布令事
一盜物を乍存質に置遣し候歟又は賣拂遣候者又はもらひ候もの預り候者
一盜物と乍存下直に買取候者徒一年半　輕きは徒一年
一盜物を不存質に取候質屋過料一貫五百文
贖ひ夫に換候はゝ七人自分人夫に出候はゝ七日之筈
一盜物を不存買取候もの買品取上け屹度叱
盜品を不存買取且質に取候ものにても度數多歟又は買模樣疑敷者は盜物承知にて買取候律に准し處置可致事
明治三午年二月七日政事廳より布告

一親類幷組合等御咎被　仰付候はゝ是迄申込書付差出に不及候尤其品に寄連累之儀は其節々御處置可被　仰出間親類組合等猶更厚示し合せ心得違無之樣可致事

本文之通候得共諸官人御用取扱に付不調法有之且連累等へ申込書付差出候儀是迄之通候事

同年二月廿九日名草出廳より布達

一遺失品拾ひ取差出候者へは官物は三分一程之褒錢を遣し候筈藩廳へ御談相濟候事

但拾ひ物諸向へ相尋三十日限落主無之候はゝ拾ひ候者へ皆取らせ候筈尤私物は日限中落主有之候はゝ金錢品物共其半分拾ひ候者へ爲遣候事

同年四月廿五日政事廳より布告

一向後御咎被　仰付候者其罪の品に寄士族扶持人たりとも身分を下し徒刑に被處候儀も有之候間別て心得違無之樣可致事

同年四月廿七日同上

一禁錮謹愼被　仰付候者勝手暮し方之都合も可有之付家內之者他出之儀は向後令用捨候事

明治三午年七月廿日布達

一禁錮謹愼中屋敷相對替は勿論差上且轉宅等不相成事に候得共勝手極難澁にて暮方差支候筋は其品一類共より願出候はゝ御取調之上御濟せ相成候儀も可有之事

同年同月晦日同

一參事以上申込書付政事廳へ進達致候はゝ勤は其儘致候樣との品分けて不申聞候事

同年九月十三日同

一罪人御處置申渡之節其支配局々官人爲立合刑法局へ出張有之事候得共向後不及其儀刑法局一ゝ手にて申渡可取計事

但死刑立合檢使之儀は是迄之通候事

刑法内則を假定

明治三年年閏十月廿二日政事廳より刑法參事へ

一刑罰之儀朝廷に於て御一定迄處流以下之刑當分仮に別表御内則を以て處決可致尤表外の刑は勿論代流徒刑三等は巨細手續書へ刑案取添へ伺出可申右以下ゝ雖も少しにても疑敷分は刑の輕重に不拘見込書を以伺出候上にて處置致し聊粗漏之儀無之樣相心得各郡參事へ可申合事

本文表面は仮御内則之儀に付參事之外決て漏洩不致樣篤ゝ可申合事

右一通

一流以下當分別表御内則を以て御處置之筈に付ては左之ヶ條之通相心得各郡參事へ可申合事

盜金錢高を徒刑働賃錢を以爲贖候儀廢止之事

一他管轄所の者も一樣に處刑可致事

一代笞徒役以下へ申渡文言へ日數幾日ゝ可認入事

一贖人夫は廢止向後過料に替候事

御内則

死永流永禁錮を除く以下刑表

代流徒刑三等（刑局禁錮准之）

	七年	五年	三年
無道	不義 不孝 强訴 徒黨 逃散	中 中 従 従 従	輕 輕 輕 従 輕 従 輕 従
盜賊	强盗毆傷人者不論財	强盗不論財 窃盗拒捕傷人者不論財	窃盗因爲悪者不論財 窃盗再犯不論財
詐僞	役人と僞り爲悪者	中	輕
淫乱	姦通 不論妻妾 姉妹従母姪乱倫 强姦の従	中 兄弟従父従子の婦と乱倫 中	輕 輕
博奕	博奕宿再犯 博奕三犯		
毆傷	一時争闘傷人殆至死者	中 至廢疾者	輕 傷至一年者
雜犯	左道を以て人を蠱惑する者 人を賣買する者	中	輕 手引

「盗賊の手引等は本賊より一二等可減盗物と知て賣買質に取貰受等は二三等を減し品は取上け賣買捕品は代價を以可取揚事」

徒刑三等

	二年	一年半	一年
無道	不順 不悌 裁許を不用者 逆罪の外親主人を妄訴する者	中 中 中 中	輕 輕 輕 輕
盜賊	重盗三四度 窃盗七十両以上 强盗の従類不論財 野荒再犯	重盗二度 窃盗九十両以上 中	輕
詐僞	役人と僞り人を誑惑する者 詐僞困人者 張札捨文の類 人を拘禁する者 姦を以て人の封書を披者	中 中 中 中 中	輕 輕 輕 輕 輕
淫乱	密通因僞悪者 密通三犯 定婚の女密通妨 嫁者强淫 强姦不遂者 奸通宿并手引	中 隱賣女の主 幼女を淫傷する者 従 従 中	輕 密通再犯 奉公人互に密通 主女に密通 定婚女姦通 僧女犯 輕
博奕	博奕宿 博奕再犯		博 徒
毆傷	毆傷 至九月者	中 至半年者	輕 至一季者
雜犯	賄賂を以て公事を枉け悪を爲す者 墮胎醫	中 墮胎情實貧困に迫る者は別に論す	輕 墮胎手引

徒刑三等 窃盗殴傷の類用之

徒役三等 謹慎准之

	三百日	二百日	百日
無道	不睦 不友	中 中	輕 輕
盗賊	輕盗六度以上 窃盗二十両以上 野荒し不論財橋の金具等凡番人無之所の物を取る者准之	輕盗四五度 窃盗一両以上 中	輕盗二三度 窃盗一両以上 輕
詐偽	役人と偽り不遂者 隠地取上の上	中 中	輕 輕
淫乱	密通 密通宿并手引	中 中	輕 輕
博奕	博奕の類凡かけ勝負	中	輕
殴傷	殴傷　至二月者	中　至一月者	輕　輕傷不至疾者
雑犯	賄賂贈取々上の上 出奔引戻しの上 毎々酒狂為害者 自他出奔人をかくまふ者	中 中 中 中	輕 輕 輕 輕

代笞徒役三等 慎度押込准之

	七十日	四十日	二十日
無道	不恵 不慈	中 中	輕 輕
盗賊	欲盗不得者 手元の品風と盗取書畫の類一度限の者 拾ひ者を隠し不申者	中 中 中	輕 輕 輕
詐偽			
淫乱	外妾を置者身代相應贖金の上 房具賣買其品取上贖金の上	中 中	輕 輕
博奕	福引旁引并凡て小兒遊道具に掛勝負類を持扱はせ候者贖金の上	中	輕
殴傷	殴打不至傷者	中	輕
雑犯	人別外の者を無断に差置者 無断他行 酒狂	中 中 中	輕 輕 輕

過料三等	十五貫文	十貫文	五貫文
大初位以下官人幷市在小吏之小過失又は罪人の一類伍組連累等の科に用ゆ			

差扣押込三等　相當従九位以上官人に用ゆ　大初位以下の官人幷市在小吏に用ゆ	十五日	十日	五日
官人取扱の小過失に用ゆ			

明治三午年十月廿四日

一自今贖人夫廢止改て左之通可取扱旨被　仰出候事

押込三等　大初位以下官人幷市在小吏官事の小過失に用ゆ

十五日　十日　五日

過料三等　大初位以下官人幷市在小吏の小過失又は罪人の一類伍組連累等の科に用ゆ

拾五貫文　拾貫文　五貫文

右大概三等つゝなれ共其過失輕重の情狀により押込日數十五日以下十三日又は十二日以下八日又は七日に過料十五貫文以下を十三貫文或は十二貫文五貫文以上八貫文或は七貫文等に活用の儀は時宜可取計事

一盜物贖の儀自今廢止の事

一盜賊等別の事

一强盜　押入

一屋尻切　燒拔　錠前切の類

一夜盗　凡〆り有之處へ忍入候類

一晝鳶手元の品風と盗み晝夜に不限内分家内朋輩の品盗取候類

一野荒し凡番人無之所橋金具等盗取候類

右の等別を以て類賊吟味委細に紀書に認可申事

　刑法内則中代流徒刑并徒刑年限改定

明治三年十二月八日政事廳より

一本年十一月太政官より左の發令あり依て次項の如く本日布達あり

　准流法

一等徒役　五年　二等徒役　七年　三等　十年

北海道流所御規則追て被相定候迄暫く流刑を停め役限を五徒の上に加へ准流法被相設候條流罪を犯し候者は右に照準し處置可致候事

　庚午十一月　太政官

達

一此程御定相成候御内則の内左朱書之通相改候事

　代流徒刑三等

「十年」　「七年」　「五年」

七年　　五年　　三年

徒刑　三等

「三年」　「二年」

二年　　一年半　　一年

新律綱領を奉行す

明治四未年二月廿三日

一新律綱領頒布に付左各通之趣各郡出廳へ達示す

新律綱領の頒行は去年十二月にありと雖共之を實際に遵行は蓋し此日にありし也以來舊法を廢棄し一に新律に依て處斷せらる

各　郡　出　廳　へ

此度新律御頒降相成候付ては刑罰之儀都て右律に照準し徒以下は各郡に於て處決可致流以上は巨細口書相添罪案を以て可相達尤罪の輕重に不拘聊にても疑獄に相渉候分は同樣談達可致事

各　郡　出　廳　へ

新律綱領は參事之外取扱不相成筈に付處置取調之節嚴密に可取扱事

但時宜に寄斷獄掛り處限披閲致させ候儀は不苦候事

各　郡　出　廳　へ

新律御下け相成候に付右に照準し此迄徒刑役の輩既に過刑并重刑之分は篤と取調一々可談出事

南紀徳川史　大尾

昭和八年九月十七日印刷
昭和八年九月三十日發行

南紀徳川史 自第百五十八卷 至第百七十卷

編輯者 堀内信

發行者 和歌山市宇須町三百七十八番地 山崎順平

印刷者 和歌山市新堀四丁目三番地 福本芳太郎

印刷所 和歌山市新堀四丁目三番地 福本印刷所

No 396

第十七回配本

發行所 和歌山市宇須町三百七十八番地 南紀徳川史刊行會
振替口座大阪四五八五二番